千歳市地域防災計画

千歳市防災会議

目　　次

地震災害対策（共通）編

第１章　総　　則

第１節　計画の方針…… 1
第２節　計画の構成と概要…… 4
第３節　千歳市の特性及び災害の概況…… 6
第４節　地震被害の想定…… 12
第５節　防災・減災の構想…… 19
第６節　千歳市の防災組織…… 21
第７節　市、防災関係機関及び市民等の役割…… 24

第２章　災害予防計画

第１節　災害に強い都市づくり…… 30
第２節　災害に強い組織・人づくり…… 37
第３節　災害対応体制づくり…… 45
第４節　消防体制づくり…… 50
第５節　応急対策のための環境づくり…… 52
第６節　積雪寒冷期における災害対応づくり…… 56

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策の基本方針…… 59
第２節　災害対策本部…… 61
第３節　災害警戒本部…… 71
第４節　情報の収集・伝達…… 74
第５節　災害広報…… 81
第６節　応援要請…… 83
第７節　受援対策…… 86
第８節　消防活動…… 88
第９節　応急医療と救護…… 93
第10節　避難…… 95
第11節　交通対策と緊急輸送……102
第12節　生活救援……105
第13節　ライフラインの応急対策……110
第14節　建物対策……117
第15節　行方不明者の捜索……121
第16節　遺体の処理……122
第17節　保健衛生・防疫対策……124

第18節　環境対策……126
第19節　要配慮者の対応……129
第20節　防災ボランティア活動対策……134
第21節　応急教育対策……137
第22節　農林漁業対策……140
第23節　災害時の警備……142
第24節　災害救助法の適用……143
第25節　通信連絡対策……145
第26節　観光客等の対応……146

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　災害復旧・復興本部の設置……152
第２節　市民生活安定への支援……154
第３節　災害義援金の募集･配分等 ……156
第４節　災害復旧事業の推進……157
第５節　災害復旧・復興計画の策定……159

第５章　災害応急対策支援計画

第１節　被災地支援対策……161
第２節　被災者受入対策……162

樽前山噴火災害対策編

第１章　総　　則

第１節　計画の方針……201
第２節　防災組織……201

第２章 災害予防計画

第１節　噴火規模の想定……205
第２節　被害の想定……207
第３節　避難場所及び避難所の設定……210
第４節　地域住民への啓発……210

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策の基本方針……211
第２節　災害対策本部……211
第３節　災害警戒本部……212
第４節　火山現象に関する情報の収集及び伝達……213
第５節　通信連絡対策……219
第６節　警戒避難対策……219
第７節　救助活動……223
第８節　応急医療……224
第９節　警戒区域の設定……224
第10節　交通対策……225
第11節　文教対策……225
第12節　電力及び電信電話事業対策……226
第13節　応急対策及び復旧事業……226

風水害等対策編

風水害対策計画

第１章　総　　則

第１節　計画の方針……301
第２節　風水害対策の実施機関及び責務……301
第３節　風水害の概況……302

第２章　災害予防計画

第１節　風水害の予防……305
第２節　風倒木災害の予防……306
第３節　学校等の予防……307

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策の基本方針……310
第２節　災害対策本部……310
第３節　災害警戒本部……311
第４節　気象情報の収集・伝達……312
第５節　被害情報の収集・伝達……324
第６節　災害広報……325
第７節　応援要請……326
第８節　避難……326
第９節　風水防活動……330
第10節　応急医療……330
第11節　警戒区域の設定及び避難……330
第12節　交通対策・緊急輸送……330
第13節　生活救援……331
第14節　建物対策……331
第15節　防疫・清掃・環境……331
第16節　要配慮者の対応……331
第17節　防災ボランティア活動対策……331
第18節　応急教育対策……332
第19節　農林漁業対策……332

第４章　災害復旧計画

第１節　市民生活安定への支援……337
第２節　災害復旧事業の推進……337

土砂災害対策計画

第１章　総　　則

第１節　計画の方針……341
第２節　土砂災害対策の実施機関及び責務……341
第３節　土砂災害の概況……341

第２章　災害予防計画

第１節　土砂災害の予防……344
第２節　治山事業、砂防事業等の推進・協力……345
第３節　学校等の予防……345

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策の基本方針……349
第２節　災害対策本部……349
第３節　災害警戒本部……349
第４節　気象情報の収集・伝達……349
第５節　被害情報の収集・伝達……350
第６節　災害広報……350
第７節　応援要請……350
第８節　避難……350
第９節　風水防活動……351
第10節　応急医療……351
第11節　警戒区域の設定及び避難……351
第12節　交通対策・緊急輸送……352
第13節　生活救援……352
第14節　建物対策……352
第15節　防疫・清掃・環境……352
第16節　要配慮者の対応……352
第17節　防災ボランティア活動対策……352
第18節　応急教育対策……352
第19節　農林漁業対策……352

第４章　災害復旧計画

第１節　市民生活安定への支援……357
第２節　災害復旧事業の推進……357

雪害対策計画

第１章　総　　則

第１節　計画の方針……361
第２節　雪害対策の実施機関及び責務……361
第３節　雪害の概況……361

第２章　災害予防計画

第１節　雪害の予防……364

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策の基本方針……367
第２節　災害対策本部……367
第３節　災害警戒本部……367
第４節　気象情報の収集・伝達……367
第５節　被害情報の収集・伝達……367
第６節　災害広報……367
第７節　応援要請……368
第８節　避難……368
第９節　雪害対策活動……368
第10節　応急医療……368
第11節　警戒区域の設定及び避難……368
第12節　交通対策・緊急輸送……368
第13節　生活救援……368
第14節　建物対策……368
第15節　防疫・清掃・環境……369
第16節　要配慮者の対応……369
第17節　防災ボランティア活動対策……369
第18節　応急教育対策……369
第19節　農林漁業対策……369

第４章　災害復旧計画

第１節　市民生活安定への支援……372
第２節　災害復旧事業の推進……372

融雪災害対策計画

第１章　総　　則

第１節　計画の方針……375
第２節　融雪災害対策の実施機関及び責務……375
第３節　融雪災害の概況……375

第２章　災害予防計画

第１節　融雪災害の予防……378

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策の基本方針……382
第２節　災害対策本部……382
第３節　災害警戒本部……382
第４節　気象情報の収集・伝達……382
第５節　被害情報の収集・伝達……383
第６節　災害広報……383
第７節　応援要請……383
第８節　避難……383
第９節　融雪災害対策活動……384
第10節　応急医療……384
第11節　警戒区域の設定及び避難……384
第12節　交通対策・緊急輸送……384
第13節　生活救援……384
第14節　建物対策……384
第15節　防疫・清掃・環境……384
第16節　要配慮者の対応……384
第17節　防災ボランティア活動対策……385
第18節　応急教育対策……385
第19節　農林漁業対策……385

第４章　災害復旧計画

第１節　市民生活安定への支援……388
第２節　災害復旧事業の推進……388

航空機災害対策編

第１章　総　　則

第１節　計画の方針……401
第２節　航空機災害対策の実施機関及び責務……401
第３節　航空機災害の特性……403
第４節　被害想定……403

第２章　航空機災害予防計画

第１節　災害応急対策への備え……405
第２節　防災関係機関等の処置すべき業務の大綱……406

第３章　航空機災害応急対策計画

第１節　災害応急対策の基本方針……408
第２節　災害対策本部……408
第３節　災害情報の収集及び伝達……409
第４節　避難対策……412
第５節　交通対策……412
第６節　警戒区域の設定……412
第７節　指揮体制……413
第８節　市街地における事故……413
第９節　山林原野における事故……418
第10節　空港における事故……418

特殊災害対策編

林野火災対策計画

第１章　総則

第１節　計画の方針……501
第２節　林野火災体制の確立……501
第３節　林野火災の概況……503

第２章　災害予防計画

第１節　林野火災に強い地域づくり……504
第２節　防災関係機関等との連携……504

第３章　災害応急対策計画

第１節　林野火災発生時の警戒体制……506
第２節　林野火災発生時の情報収集・連絡体制……506
第３節　林野火災発生時の消防対策……507

原子力災害避難者受入計画

第１章　総則

第１節　避難者受入の基本方針……511
第２節　避難者受入体制の確立……512

第２章　災害予防計画

第１節　倶知安町住民等の避難……513
第２節　避難所等の確保……514

第３章　災害応急対策計画

第１節　避難者受入対策の基本方針……515
第２節　避難者の受入・支援……515

資　料　編

防災機関の組織等

○千歳市災害対策本部編成及び所掌事務……601

千歳市が締結する災害協定一覧

○行政機関等の協定……611
○物資供給（食料品・飲料水・生活必需品・燃料・資機材等）に関する協定……611
○物資の保管・輸送に関する協定……613
○災害応急復旧に関する協定……613
○医療・衛生に関する協定……614
○情報発信・収集に関する協定……614
○避難施設に関する協定……614
○バス輸送に関する協定……615

防災施設・設備等

○指定緊急避難所及び指定避難所等一覧……616
○医療機関（市内・近隣市）一覧……628
○防災備蓄品保有状況一覧……634
○千歳市防災行政無線（同報系）一覧……635
○千歳市防災行政無線（移動系）一覧……637

輸　送　関　係

○緊急通行車両の標章、証明書……640
○災害対策用車両の標旗……641
○市内におけるヘリポート一覧……642
○ヘリポート障害物除去基準……644
○ヘリポート・標識施設の設置基準……644
○航空機、ヘリコプターによる災害情報の通報及び受信要領……645
○緊急輸送道路（指定）一覧……646

水　防　関　係

○水位観測所・雨量観測所・危機管理型水位計一覧……647
○水門等設置状況一覧……649
○重要水防箇所一覧……655
○北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域（千歳出張所管内）……668

○避難情報の発令判断基準（氾濫）……669
○洪水・土砂災害ハザードマップ……673

土砂災害危険区域等

○土石流に起因する警戒区域等一覧……679
○急傾斜地崩壊に起因する警戒区域等一覧……681
○避難情報の発令判断基準（土砂災害）……683
○土砂災害ハザードマップ……688

様　　式

○災害情報等報告取扱要領……725
○火災・災害等即報要領……738
○災害応急対策（災害救助法）関連の各様式……760
○自衛隊派遣・撤収要請依頼様式……794
○北海道消防防災ヘリコプター緊急運行様式……796

条　　例　　等

○千歳市防災会議条例……798
○千歳市防災会議運営要綱……800
○千歳市災害対策本部条例……801
○災害救助法（抄）……802
○災害救助法施行令（抄）……804
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抄）……806
○水防法（抄）……809
○河川法……813
○被災者生活再建支援制度の概要……814
○被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害……815

災　害　記　録　等

○千歳市の風水害発生記録……816
○地震災害発生記録……819
○北海道周辺で発生する地震……834
○航空機災害に関する資料……851
○樽前山の記録……855
○樽前山の過去の噴火による被害範囲……859
○樽前山火山噴火被害危険予想区域……860
○土石流（二次泥流）による被害予想区域……861

別 掲 （ 計 画 ）

○千歳市災害応急対策用品整備計画
○千歳市職員非常用食糧等整備計画
○千歳市業務継続計画
○千歳市災害時受援計画

地震災害対策（共通）編

この編は、地震により発生する被害の対策を主体に記述しているが、その他の災害対策にも共通する内容を含むものである。

なお、地震災害は被害が市域の広範囲にわたり、全市をあげた防災対策が必要となることから、地域防災計画の中心をなすものである。

第１章　総　　則

第１節　計画の方針

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、千歳市防災会議が作成する計画であり、千歳市の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧・復興の災害対策を実施するに当たり防災関係各機関が、その機能の全てをあげて市民をはじめ観光者や外国人等、市に所在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本市防災の万全を期すること、並びに市域外の大規模災害時における被災地支援や被災者受入等に係る対策等の基本的な事項を定めることを目的とする。

１　千歳市、千歳市の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱

２　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること

３　災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること

４　災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること

５　災害復旧･復興に関すること

６　被災地への支援対策、被災者受入対策等に関すること

７　防災訓練に関すること

８　防災思想の普及に関すること

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（ＳＤＧs)」の主にゴール１、2、5、6、9、11、13、15、17の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：ＳＤＧｓ）
2015年９月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、ＮＧＯ、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第２　計画の推進

本計画は、「災害や危険から暮らしを守るまち」、「災害に強いまち、ひとづくり」を目標に、次の事項を基本として推進する。

1　災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

2　自助（市民及び事業者が自らの安全を自ら守ることをいう。）、共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

3　災害発生時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自ら守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

4　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

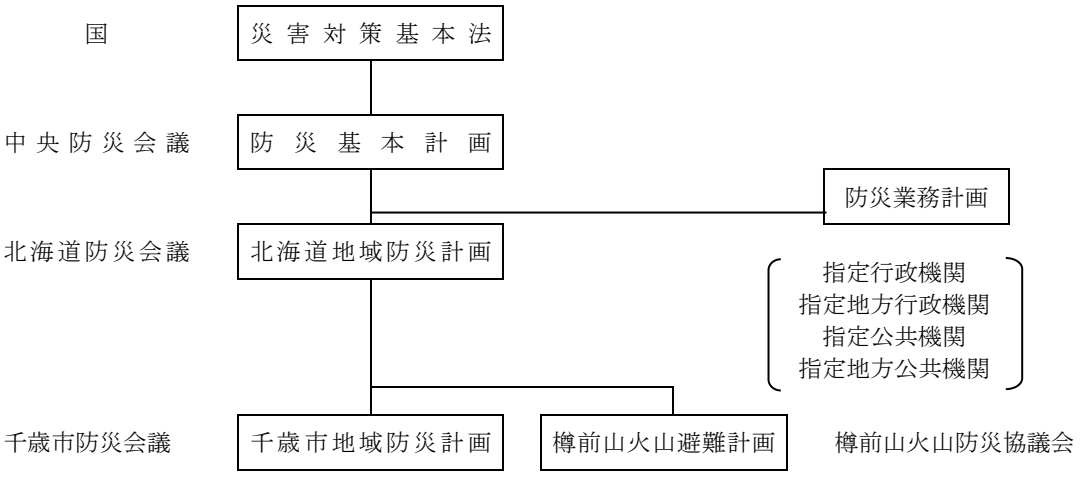
5　各種感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の過剰勤務抑制、健康管理、感染症対策や、避難所における避難者の過密抑制など各種感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

6　令和６年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本市の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。

7　効果的・効率的な防災対策を行うため、統合型ＧＩＳ（地理情報システム）やＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。

第３　計画の位置付け

千歳市地域防災計画は、「災害対策基本法」のほか、国の防災指針を定めた「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）、「防災業務計画」（指定行政機関・指定公共機関等）、「樽前山火山避難計画」（樽前山火山防災協議会）と密接な整合性・関連性を有している。



第４　計画の修正要領

千歳市防災会議は、災害対策基本法第42条に定めるところにより千歳市地域防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。

１　社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
２　市域内・外において発生した災害の教訓等を計画に反映させる必要が生じたとき
３　防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
４　新たな計画を必要とするとき
５　防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正が行われたとき
６　その他市防災会議会長が必要と認めたとき

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

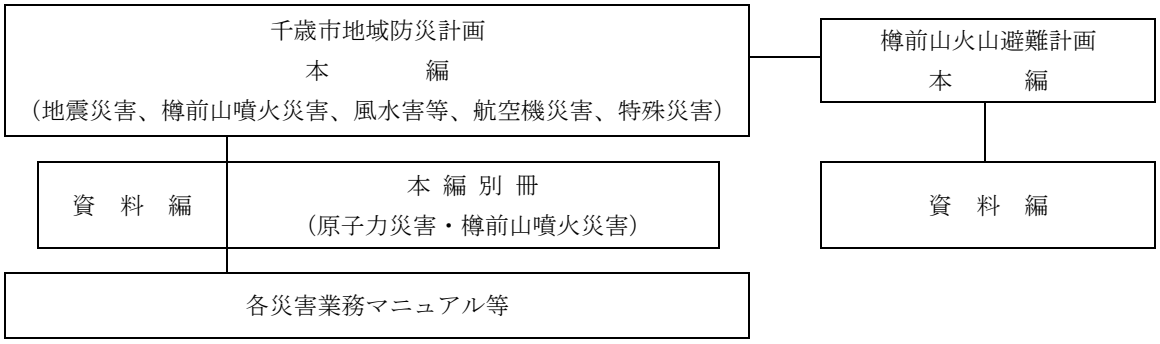
第５　計画の周知

この計画は、防災関係機関の職員に周知を図るとともに、計画のうち、必要な事項については、災害対策基本法第42条第５項に定める公表のほか、市民に周知を図る。

第２節 計画の構成と概要

第１ 計画の構成

この計画は、千歳市の防災計画の全体像や業務の流れが判りやすいように基本的事項をまとめている。



千歳市地域防災計画の全体像

種 類		内 容
本 編		千歳市の防災に対する取組みや災害発生時の対応を判りやすく記載
資 料 編		本編に関連した各種資料を分類して記載
本 編 別 冊	原子力災害時における避難者受入に関するマニュアル	泊発電所における原子力災害に伴い避難する住民等の受入れや支援等について記載
	樽前山噴火災害対策支笏湖地区避難計画	樽前山噴火災害対策編に示す支笏湖地区住民等の避難について具体的な要領を記載
各災害業務マニュアル等（別冊）	危機管理指針	・危機管理の態勢、事前対策、応急対策、事後対策等危機管理に関する基本的事項を記載
	各対策部マニュアル	地域防災計画に基づく各対策部が行う災害業務について具体的な動員体制・活動など記載
	災害対策本部設置・運営マニュアル	大規模災害時等において災害対策本部を設置・運営する場合の要領について記載
	大規模停電対応マニュアル	大規模停電に備え取り組む事項や大規模停電発生時に取り組む具体的な対策等について記載
	非常通信対応マニュアル	非常事態や災害発生時において通信の確保や円滑な通信情報活動を行うための具体的な対策について記載
	避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編・土砂災害編）	水害や土砂災害が発生するおそれがある場合、あるいは発生した場合において必要な避難情報の発令判断基準や伝達方法等について記載
	避難所開設・運営マニュアル	避難所開設・運営における必要な業務と留意事項等について記載
	千歳市避難行動要支援者避難支援プラン	災害発生時において避難行動要支援者の避難支援等を適切かつ円滑に行うための体制や要領等について記載

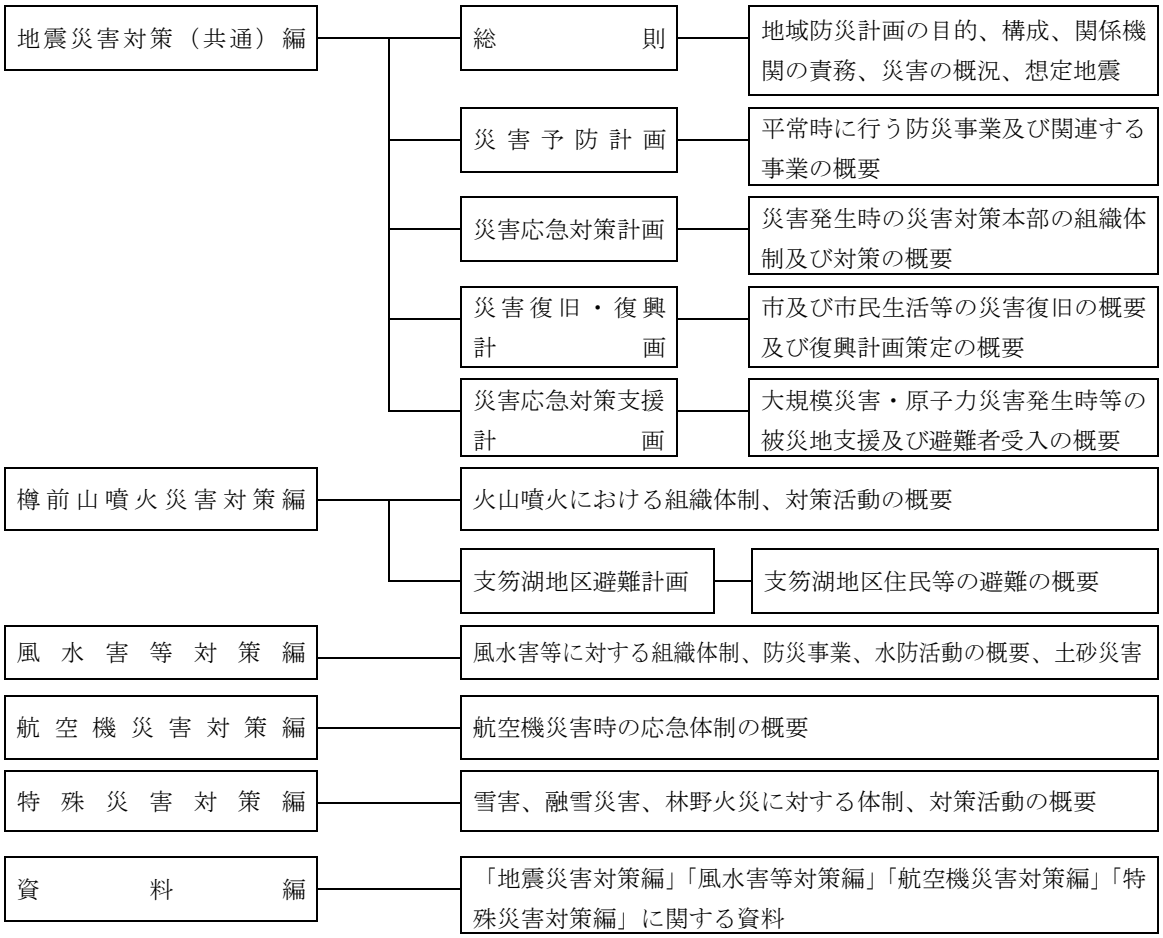
	航空機災害時における搬送計画	航空機災害発生時において、自力で避難施設に移動することが困難な住民を避難施設まで搬送するための要領について記載
	千歳市災害時受援計画	災害発生時における応援職員等を迅速、的確に受入れ、情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務について記載

樽前山火山避難計画の全体像

種 類	内 容
本 編	樽前山の火山災害に対し、樽前山火山防災協議会を構成する３市４町の自治体、防災関係機関及び住民などが平時から災害発生時に行うべき対策を記載
資 料 編	本編に関連した各種資料を分類して記載

第２ 計画の概要

この計画は、全市をあげた防災体制が必要な地震災害に対応する「地震災害対策（共通）編」を中心とし策定している。よって、共通的な事項は「地震災害対策（共通）編」に定めており、局地的で事前の警戒や準備が可能な「樽前山噴火災害対策編」「風水害等対策編」「航空機災害対策編」「特殊災害対策編」は、「地震災害対策（共通）編」に準じた内容としている。



第３節　千歳市の特性及び災害の概況

第１　位置及び地勢等

本市の位置は、東端は東経141° 52´、西端は東経141° 10´、南端は北緯42° 40´、北端は北緯42° 57´に位置し、札幌市から南約40km、苫小牧市から北へ28kmの地点にあり、４市（札幌、苫小牧、恵庭、伊達）、４町（由仁、長沼、白老、安平）に接している。

市の面積は594.50km^2、周囲は182km、東西の距離は57.2km、南北は30.4kmであり、市役所が所在する位置の標高は13.6757ｍとなっている。

このように本市は、北海道の中南部に位置し、石狩平野の南端にあり、東西に細長く、地形なども地域によって異なっている。

地域別に分けてみると、全体の約70％が国有林等で占められた緑の多いまちであり、西部は高台、山岳、湖沼となっている。また、西部にある支笏湖を源とする千歳川は本市の中央部を流れ、発電、さけ・ますふ化、かんがい用水に活用され、石狩川に注いでいる。中央部は、平坦な地勢で市街地、空港、自衛隊駐屯地、基地、農耕地に利用され、東部の丘陵地帯のほとんどは農耕地となっている。

千歳市の位置



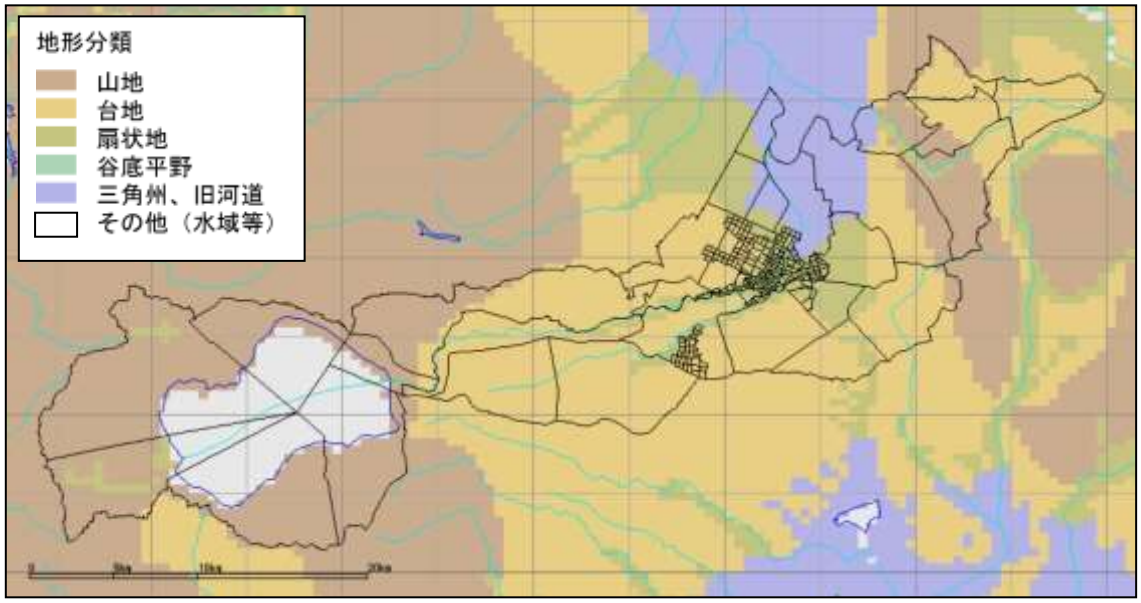
（出典：国土地理院）

第２　地　　質

本市の地質は、樽前山火山系で、大別して風積土、水積土に区分される。風積土は、４層に区分され、降灰年代は、樽前山火山灰ａ層（1739年）、ｂ層（1667年）、ｃ層（約3000年前）、ｄ層（約9000年

前）であり、恵庭岳火山灰の層（約13000年前）は更に古い。水積土は、千歳川流域の平坦な低地をなしている沖積層に区分される。集積層は、低位泥炭、中間泥炭、高位泥炭に区分され、本市の場合長都原野を中心に周辺丘陵地帯まで広がっている。

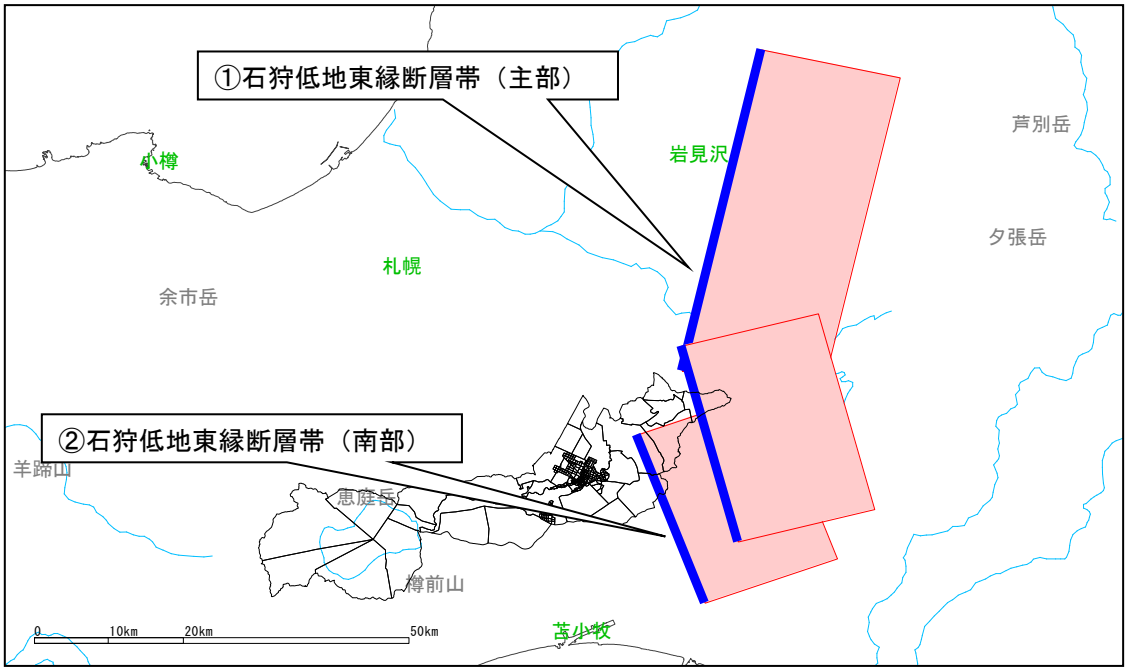
千歳市の地形分類



（出典：国土地理院）

また、本市の東部には石狩低地東縁断層帯主部と南部の存在が確認されており、断層全体が１つの活動区域として活動した場合、主部はマグニチュード7.9程度、南部はマグニチュード7.7程度以上の地震が発生する可能性があるが、主部と南部が連動して活動した場合はマグニチュード8.2以上の地震が発生すると推定されている。

石狩低地東縁断層帯（主部･南部）の概略位置



なお、この断層帯の詳細については資料編「北海道周辺で発生する地震」に示す。

資 料 編 ○北海道周辺で発生する地震

第３ 気 象

本市は地理的条件により、気候的には太平洋側と日本海側両方の特性を持ち合わせており、風は夏には南風、秋から冬には北風がそれぞれ卓越している。

降水量は山間部を除けば道内の他の地方とほぼ同じ、降雪量は山間部を除けば比較的少なく、長期積雪のはじまりも遅い。春、秋は比較的晴れる日が多く、月平均気温は、盛夏期で20度位、厳寒期で氷点下６度位、最高気温が30度以上を記録する日数は近年増加傾向にあり、最低気温は氷点下25度以下になることはまれである。

気象庁の2003年からの統計によるこれまでの極値は、最高気温34.2度（平成23年）、最低気温氷点下25.4度（令和４年、平成31年）である。

一方で年平均気温は、気候変動の影響等により様々な変動を繰り返しながら上昇傾向にある。年によっては非常に厳しい暑さになることがある。

第４ 特 性

本市は北海道における「陸・海・空」をジョイントする一大交通拠点となっている。特に、市街地南部には北海道の空の玄関と呼ばれる新千歳空港が所在し、47の航空路線（海外：17路線、国内：30路線：令和８年３月現在）が就航し、年間約2,400万人を超える乗降客数（令和６年：約2,483万人）を有するなど北海道における国際航空の拠点となっており、外国人を含む多くの人々が当市を訪問している。

また、国道36号及び道央自動車道は札幌などの道央主要都市と特定重要港湾がある苫小牧、室蘭を結ぶ主要幹線道路となっている。

市域内は、東部の農耕地帯、西部の支笏洞爺国立公園に属する支笏湖を含む森林地帯及び中心部の市街地で構成されており、市街地は、JR千歳線で南北に、支笏湖を源流とする千歳川で東西に区分されているほか､市街地に隣接した西南地区には工業団地や住宅地を有する向陽台地区が存在している。

令和８年３月現在における市人口は、96,894人（男：49,311人、女：47,583人、世帯：52,750戸）であり、そのうち約98％が市街地（向陽台地区を含む）に集中している。

また、市街地に隣接する東･北･南部には、大規模災害時に最も頼りとなる陸上自衛隊及び航空自衛隊の駐屯地･基地が所在し、約9,200人の自衛官が勤務している。

更に、新千歳空港や支笏湖等が所在していることから、国や道の機関等が配置されている。

第５ 災害の概況

１ 本市の災害の発生は、暴風雨（低気圧、台風等）による被害が最も多く、以下火災、雪害、冷害、霜害が主なものであるが、北海道の気象の特性等により発生する本市の暴風雨災害等の状況は次のとおりである。また、平成30年９月６日に「平成30年北海道胆振東部地震」が発生し、本市において統計上初めて震度６弱を観測、道内全域の停電（ブラックアウト）が発生したことにより、大き

な混乱に見舞われた。

（１）融雪出水災害

融雪出水は山地が融雪期に入る３月下旬から４月中旬にかけて多く発生するが、その要因となるのは、土地が水で飽和され出水の素地がつくられた状態のところに山腹の積雪がとけ急速に注ぎ込むことにより、平地の融雪によって貯えられた水とともに河川、排水溝の流れを活発にして一挙に出水するところによるものである。

（２）雪害

冬の降水は、本道では気温が低いためほとんど雪となる。本市において積雪の深さが最も多いのは美笛地区であり、２ｍを超えることもある。

本道の雪質の特徴は、密度が小さく、乾雪が多いと言われており、寒冷な気温との関係もあって降雪が継続し根雪期間が長いことから、吹雪、雪崩、電線着雪等により、交通、電気、通信等に大きな被害を与えることがある。

なお、本市において暴風雪や大雪により被害が発生した状況は、次のとおりである。

・平成20年２月２３日～２４日の状況

２３日は日本海中部にある低気圧が急速に発達しながら東に進み、２４日朝には三陸沖に進んだ。この影響で、２月２３日夜遅くから２４日昼前にかけて市域内において平均風速14～15m/s（最大20m/s）の風と約40cmの降雪を伴う暴風雪が発生した。この影響で「ホワイトアウト現象」が生起したほか、郊外の道路上に１ｍを超える吹き溜まりが随所に発生し、200台を超える車両が立ち往生したほか、多くの人が車両内に閉じ込められる事態が発生した。

このため、市は「暴風雪に係る千歳市災害対策本部」を設置し、災害対応を行うとともに、北海道知事に自衛隊の災害派遣を要請し、第７師団から人員約170名、大型雪上車など35両、ヘリコプター２機が派遣され、吹き溜まりからの救出及び救助活動を行った結果、人的被害は皆無であった。

また、暴風雪の影響で新千歳空港では、全264便中136便が欠航し、2,500人余の乗客が空港ロビー等で一夜を過ごした。

・令和４年２月２２日～２３日の状況

発達した低気圧が千島近海を東に進み、２３日にかけて強い冬型の気圧配置が続いた。２２日の積雪差日合計４７ｃｍの大雪により、２３日には積雪の深さ１２３ｃｍを観測した。いずれも統計開始以来１位の記録となった。路線バスの全面運休やごみ収集の休止など、人流・物流にも大きな影響を与えた。

（３）風水害

風水害は前線や台風によるものが多い。台風は１年間に約25発生するといわれているが、月別にみると７月から10月の間に多く、北海道に影響するものは８月、９月に多いといわれている。

なお、本市においては、昭和56年８月に大雨による災害が発生したが、その概況は、次のとおりである。

８月３日午後にサハリン南部を通過した低気圧から南西に延びる寒冷前線は、３日昼過ぎから夜半にかけて北海道北部を南下し、４日夕方まで北海道中央部を北東から南西に横切って停滞した。この寒冷前線の南下に伴って、雨は３日昼過ぎ宗谷管内から降り始め、各管内に広がり、特に空知から千歳・苫小牧方面にかけては150㎜から260㎜にも達し、今回の大雨の前半部を形成した。

その後、５日、日中に北海道西岸における気圧の谷の南下に伴い低気圧が発生し、その中心か

ら温暖前線が東に、また寒冷前線が南東に延びて日高地方を横切る状態となった。

一方、関東の南東海上を北上して来た台風第12号の外縁部の雨雲が４日夜半から北海道に流入し、前線の雨雲と合流したため、４日夜半から５日夜半にかけて再び強い雨が降り続き、この間の降水量は120㎜から180㎜、多い所では200㎜から300㎜にも達し、今回の大雨の後半部を形成した。

台風第12号は、その後三陸沖を北上し徐々に勢力が弱まり、６日、３時には釧路南沖で温帯低気圧に変わり、根釧原野を横切って６日９時オホーツク海南部に抜け、６日午後からは天気も回復して、４日間にわたり各地に大きな災害をもたらした大雨はようやく終息した。

（４）大雨特別警報発表

気象庁は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における大津波警報発表や同年8月25日に発生した台風第12号時の大雨警報発表が、迅速な住民避難や市町村長の避難勧告・避難指示等の発令に結びつかなかったことなどの教訓を踏まえ、平成25年8月30日から、重大な災害への危険性が著しく高まっている場合に発表する「特別警報」の運用を開始した。平成26年9月11日、気象庁（札幌管区気象台、室蘭地方気象台）は、この特別警報の運用開始後、北海道で初めてとなる「大雨特別警報（土砂災害、浸水害)」を北海道（石狩地方、空知地方、胆振地方）に発表し、最大級の警戒を呼びかけた。これを受け、市は、平成13年4月1日に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律（土砂災害防止法)」に基づき北海道が「土砂災害警戒区域」に指定した市域内の住民等に対し、平成26年9月11日、初めて「避難勧告」を発令した。

その概況は、次のとおりである。

平成26年9月9日から12日にかけて、北海道は、北海道の西海上にある低気圧を含む気圧の谷の中に入った状態が続いた。また、北海道上空約5，500メートルには氷点下15度以下の寒気が入り大気の状態が非常に不安定となった。このため、石狩地方では局地的に猛烈な雨が観測され、１時間降水量、24時間降水量等が観測史上１位を更新するなど記録的な大雨となった。

この事例について、気象庁（札幌管区気象台）は、9月11日午前5時35分に石狩地方に、北海道では初めてとなる「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」を発表した。

市は、平成26年9月10日午後10時42分、「大雨警報(土砂災害)」の発表に伴い、「大雨警報に伴う千歳市警戒本部」を設置し、24時間体制で情報収集及び警戒を行っていたが、午後11時40分「土砂災害警戒情報第1号」、翌11日午前4時19分「記録的短時間大雨情報第１号」、午前5時35分「大雨特別警報（土砂災害、浸水害)」が相次いで発表され、災害発生のおそれが生じたことから、午前5時40分「大雨特別警報に係る千歳市災害対策本部」に体制を移行し、警戒・対応体制を強化した。その後、市域内の土砂災害危険箇所（46カ所）を重点に現地確認等を行っていたが、午前5時50分「記録的短時間大雨情報第2号」が発表され、特に、支笏湖地区において猛烈な大雨が降っていたことから、午前6時2分、同地区に対し「避難勧告（屋内避難)」を、市街地にある桂木、大和、新星、蘭越の土砂災害危険箇所に対し「避難準備情報」を発令した。また、支笏湖地区のキャンパー避難のため、支笏湖支所（支笏湖市民センター）に避難所を開設したほか、午前6時30分「市内小中学校休校宣言」を表明した。その後も猛烈な雨は降り続き「土砂災害発生の危険性がある」と判断されたことから、午前8時50分、市街地の土砂災害危険箇所138世帯に対し「避難勧告」を発令、千歳公民館に避難所を開設（住民の一部は、土砂災害指定緊急避難場所としている「桂木町内会館や蘭越生活館」に自主避難）し、住民を避難させた。その後、特別警報等の解除に伴い、すべての避難勧告等を解除したが、午後6時56分「大雨警報（土砂災害、浸水害)、午後7時10分「土砂災害警戒情報第1号」、午後7時21分「記録的短時間大雨情報第4号」が再び発表されたことから、

引き続き支笏湖地区を重点に警戒・対応体制を強化した。なお、翌12日午前10時59分「大雨警報の解除」で全ての警報が解除されたことから、12時45分に警戒体制を解除したが、この大雨により、支笏湖地区を中心に土砂崩れや道路の崩落など大きな被害が発生した。

（５）平成30年北海道胆振東部地震

平成30年９月６日03時07分に、胆振地方中東部を震源とするマグニチュード(M)6.7の地震が発生し、市では震度６弱から５弱を、北海道では厚真町で震度７、安平町、むかわ町で震度６強を観測したほか、道内ほぼ全域で震度６弱～１を観測した。気象庁ではこの地震に対して、最初の地震波の検知から7.3秒後の03時08分12.6秒に緊急地震速報（警報）を発表した。

この地震は陸のプレート内で発生し、発震機構は東北東－西南西方向に圧力軸を持つ逆断層型で、その後、震源周辺では地震活動が活発になり、最大震度１以上を観測する地震は平成31年３月31日までに344回発生した（最大震度６弱：１回、最大震度５弱：２回、最大震度４：21回、最大震度３：38回、最大震度２：89回、最大震度１：193回)。

また、死者44人（災害関連死３人を含む)、負傷者785人、住家全壊491棟、住家半壊1,816棟、一部損壊47,105棟などの被害を生じた（令和２年９月１日現在)。

さらには、震源地に近い全道の電力需要の約半分を供給していた北海道電力㈱苫東厚真火力発電所の発電設備が破損等の停止や送電線事故に伴う水力発電所の脱落等複合的な要因により、電力の周波数を制御する能力が失われたため、道内全域の停電（ブラックアウト）が発生、断水などのライフラインの寸断により、産業被害が拡大するなど、道内の暮らしや経済社会活動に大きな影響を及ぼした。

その中、停電や余震への不安から、市民の一部が自主避難を開始するとともに、空港の閉鎖により、行き場を失った観光客が市内に滞留する状況となり、市内「47か所」の指定避難所などを開設した。

千歳市の被害状況は、負傷者（軽傷）11名、住宅全壊１棟、住宅半壊１棟、一部損壊506棟（令和２年９月１日現在）であった。

２　本市で発生した災害の記録は、資料編に掲載のとおりである。

資　料　編　○千歳市の風水害発生記録

第４節　地震被害の想定

第１　被害評価と防災対策

本節における地震被害の想定は、本市で発生しうる地震で、最大の被害をもたらす地震を設定し、その地震から想定される被害をまとめたものである。

したがって、本想定は、地震を予知し、被害の予測をしたものではなく、地域防災計画策定のための一つの参考資料として、市及び各機関が地震被害における市民生活への被害や発生する事態など災害イメージを把握し、災害への備えや実災害発生時の対応の指針及び対応の概要等を定めるため設定するものである。

第２　想定地震

北海道で警戒を必要とする地震は、大きく２つに分類される。

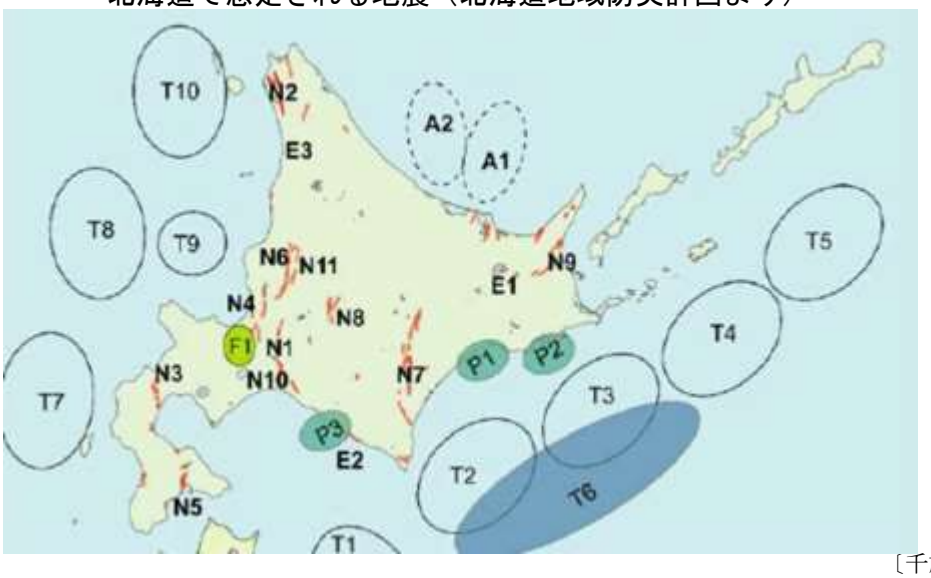
１つ目は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震で、千島海溝南部、日本海溝北部は、数十年から100年程度の周期で大地震が繰り返し発生しているものであり、昭和27年（1952年）の十勝沖の地震（M8.2）や「平成15年(2003年)十勝沖地震（M8.0)」があげられる。また、平成23年３月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」は東北地方の太平洋沖を震源とするM9.0の巨大地震であり、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測したほか、東京電力福島原子力発電所の建物に被害を与えるなど東北地方を中心に甚大な被害をもたらしている。

日本海東縁部で発生した地震で、昭和15年（1940年）の積丹半島沖の地震（M7.5）や「平成５年(1993年)北海道南西沖地震（M7.8)」があげられる。

２つ目は、陸域の浅い所で発生する地震では、プレート同士の衝突により岩盤の中に蓄えられたひずみにより、断層を境に岩盤が急速に動くことで発生する。陸域の浅い地震は、プレート境界から離れた場所でも起こる可能性がある。この地震が都市の直下で発生した場合、「平成７年（1995年）兵庫県南部地震」や「平成16年（2004年）新潟中越地震」のように大きな被害をもたらす場合がある。

国内の陸域及び沿岸域に主要な活断層は114ケ所あり、道内にも９ケ所存在する。中でも千歳市の東部に存在する石狩低地東縁断層帯は、美唄市から勇払郡安平町に至る約66㎞からなる主部と、千歳市から日高町沖合に至る54㎞以上からなる南部があり、数千年から数万年に１回の周期で活動すると考えられている。

北海道で想定される地震（北海道地域防災計画より）



地　震		断層モデル*	例（発生年）	位置	マグニチュード	長さkm
海溝型地震						
	（千島海溝/日本海溝）					
T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0	――
T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1	――
T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9	――
T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8	――
T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1	
T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6	――
	（日本海東縁部）					
T7	北海道南西沖	――	1993年	既知	7.8	――
T8	積丹半島沖	――	1940年	既知	7.8	――
T9	留萌沖	――	1947年	既知	7.5	――
T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8	――
	（プレート内）					
P1	釧路直下	――	1993年	既知	7.5	――
P2	厚岸直下	――	1993年型	推定	7.2	――
P3	日高西部	――	1993年型	推定	7.2	――
内陸型地震						
	（活断層帯）					
N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
	主部北側				7.5	42
	主部南側				7.2	26
N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
N4	当別	地震本部		既知	7.0	22
N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
N7	十勝平野	地震本部		既知		
	主部				8.0	88
	光地園				7.2	28
N8	富良野	地震本部		既知		
	西部				7.2	28
	東部				7.2	28
N9	標津	地震本部		既知	7.7以上	56
N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54以上
N11	沼田-砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
	（伏在断層）					
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	――
	（既往の内陸地震）					
E1	弟子屈地域	――	1938年	推定	6.5	――
E2	浦河周辺	――	1982年	推定	7.1	――
E3	道北地域	――	1874年	推定	6.5	――
	（オホーツク海）					
A1	網走沖	――	未知	推定	7.8	60
A2	紋別沖（紋別構造線）	――	未知	推定	7.9	70

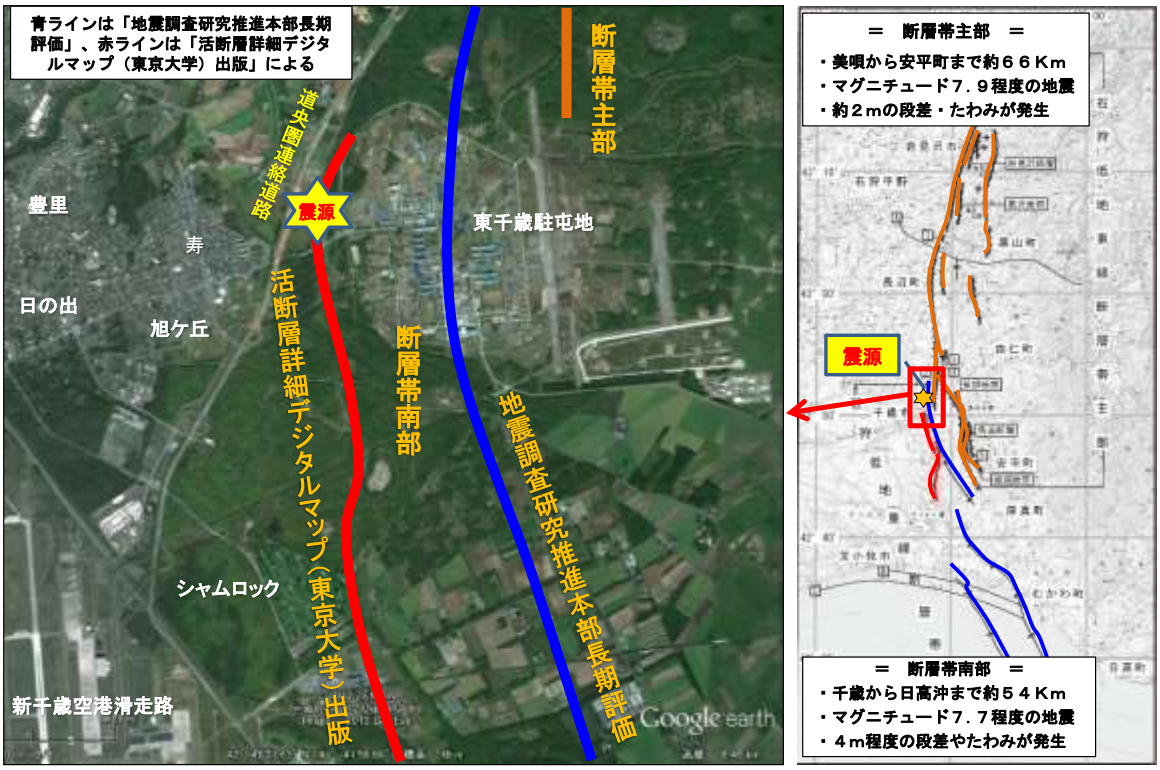
*断層モデルを公表している機関．地震本部：地震調査研究推進本部，中防：中央防災会議．

石狩低地東縁断層帯の評価については、「石狩低地東縁断層帯の長期評価の一部改訂」（平成22年8月26日・地震調査委員会）により変更が行われている。その内容は、0.05％～6％もしくはそれ以下とされていた主部における地震発生確率（30年以内）がほぼ0％とされたが、地震発生確率（30年以内）が不明とされていた南部が0.2％以下の地震発生確率（30年以内）に上がり、断層の長さも23km以上から54km以上に、想定される地震の規模についてもM7.1程度以上からM7.7程度以上と引き上げられ、我が国の主な活断層の中では発生確率がやや高いグループに属しているとされている。

また、「石狩低地東縁断層帯主部と石狩低地東縁断層帯南部は、並走する区間において地下で収れんしている可能性があり、両者が同時に活動するケースも考慮する必要がある。この場合、全体の長さは108ｋｍ以上となり、マグニチュード8.2もしくはそれ以上の地震が発生する可能性がある」とされている。

このことから、千歳市地域防災計画において想定する地震は、被害が最も大きいと考えられる石狩低地東縁断層帯南部が活動し、その活動に主部が連動する石狩低地東縁断層帯主部と南部の連動型地震とし、次の条件を設定し、被害を想定する。

被害想定の前提となる石狩低地東縁断層帯の位置



被害想定の前提となる条件設定

想 定 す る 地 震	想定する地震の条件設定規模及び準拠
石狩低地東縁断層帯主部と南部が連動する地震	・　断層の長さ：108ｋｍ（地震調査研究推進本部の長期評価一部改定(平成22年８月26日) ・　マグニチュード：8.2（地震調査研究推進本部の長期評価一部改定(平成22年８月26日) ・　震源位置：祝梅付近（北海道立総合研究機構の評価及び意見）「石狩低地東縁断層帯南部の北端付近」 ・　震源の深さ：３ｋｍ（北海道立総合研究機構の評価及び意見） ・　発生時期：10月(北海道における年月別地震回数を基準) ・　発生時期：午前６時(災害被害を想定するため在宅・火気使用) ・　発生時の風速：3.6m/ｓ（新千歳航空測候所の計測資料から10月の平均値) ・　発生時の湿度：78%（新千歳航空測候所計測資料から10月の平均値)

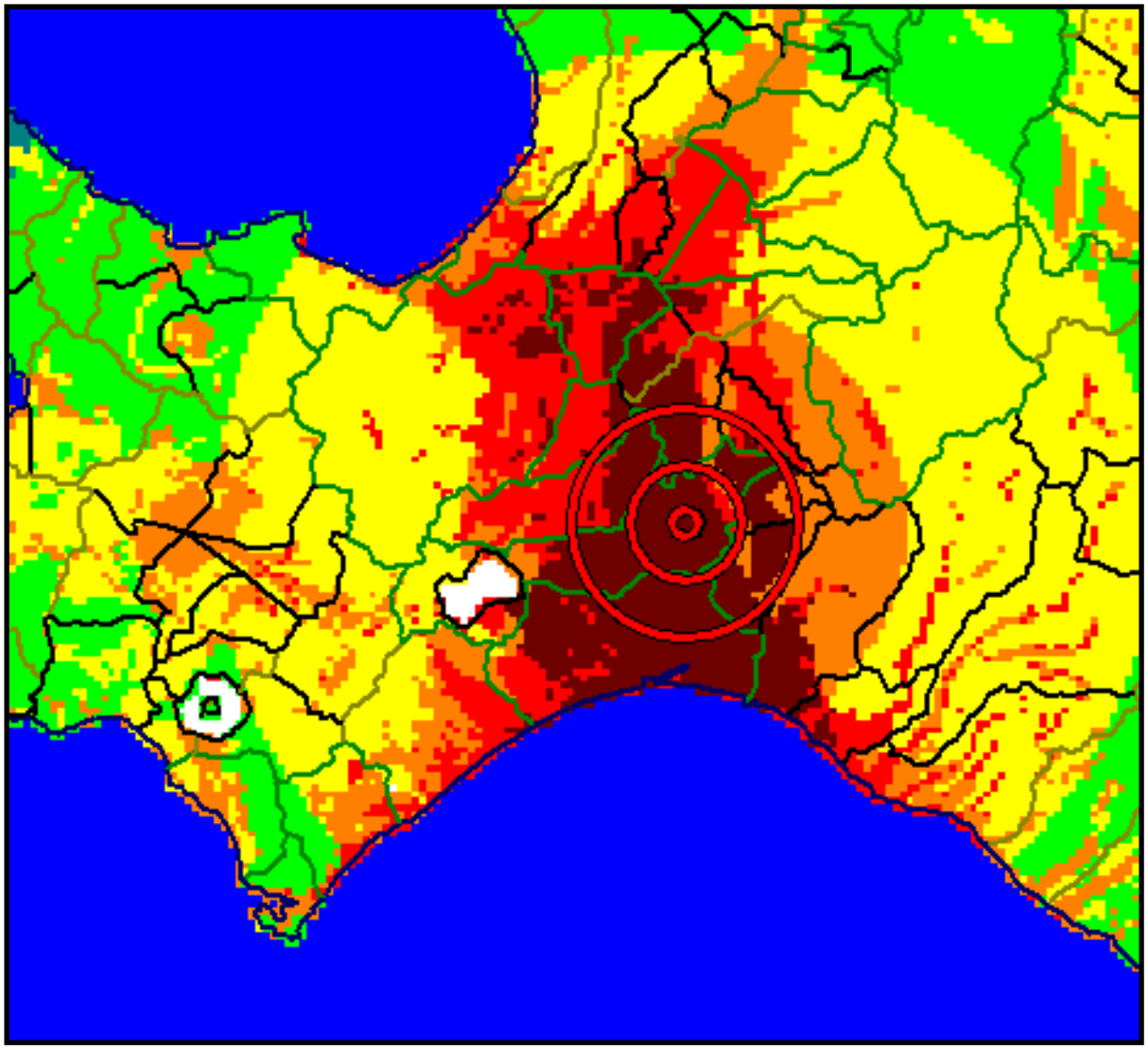
なお、本想定は内閣府において作製された「地震被害想定支援ツール」を用いて試算した。また、市域内の特性、すなわち地形や人口分布、建造物等の種類や数、道路・橋梁、水道等のライフラインなど基礎的な資料については、市及び市水道局等のものを使用したほか、関係機関等から資料の提供をうけ、算定した。この際、前提とする市人口については、平成24年３月末現在のものを使用した。

第３　被害評価及び算定

１　被害の評価

石狩低地東縁断層帯主部と南部が連動する地震が発生した場合、下の図のような震度分布が予想され、千歳市域内では、最大震度７の地震動が発生するものと考えられる。

石狩低地東縁断層帯主部・南部連動時の震度分布



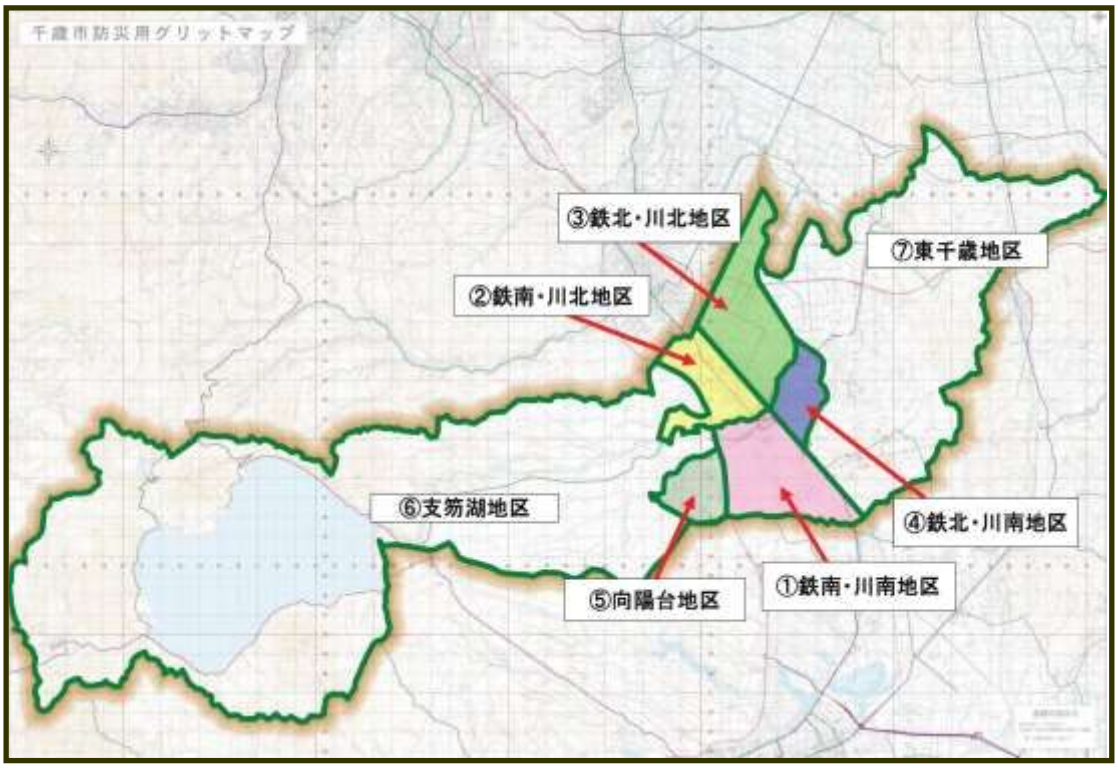
消防庁　消防大学校　消防研究センター簡易型地震被害想定システム

―凡例―
- ⇒震度７
- ⇒震度６強
- ⇒震度６弱
- ⇒震度５強
- ⇒震度５弱

２　被害の算定

（１）被害算定の地区区分

被害の算定にあたっては、地形の特性及び災害対応の容易性等を考慮し、市域内を７つの地区に区分した。、大きくは市街地と郊外に区分し、更に市街地は鉄道路線（ＪＲ）と千歳川で区分した。なお、７つの区分は、下の図のとおりである。



地区別町字名

番　　号	1	2	3	4	5	6	7
地区名称	鉄南・川南	鉄南・川北	鉄北・川北	鉄北・川南	向陽台	支笏湖	東千歳
町字名	朝日町	春日町	あずさ	青葉	泉沢	奥潭	泉郷
	東雲町	桂木	稲穂	青葉丘	里美	支寒内	柏台
	真町	上長都	長都	旭ヶ丘	白樺	支笏湖	柏台南
	美々	北栄	長都駅前	梅ヶ丘	柏陽	支笏湖温泉	協和
	平和	幸町	釜加	寿	福住	西森	駒里
	本町	栄町	北信濃	祝梅	文京	美笛	新川
	真々地	桜木	北光	住吉	若草	藤の沢	中央
		信濃	幸福	東郊		幌美内	東丘
		清水町	末広	豊里		水明郷	幌加
		自由ヶ丘	清流	根志越		モラップ	
		新星	高台	日の出		紋別	
		新富	富丘	日の出丘			
		千代田町	花園	弥生			
		錦町	北陽	流通			
		富士	都				
		北斗	勇舞				
		緑町	みどり台北				
		大和	みどり台南				
		蘭越					
小計	7	19	18	14	7	11	9
合計	85						

（２）被害算定地区の防災上の特性

ア 交通網と距離による特性

（ア） 大規模な地震が発生した場合、鉄道（ＪＲ）と千歳川により交通網が分断されるおそれがある。

（イ） 市街地から支笏湖地区（支笏湖支所）までは概ね25㎞以上、また、市街地から郊外の農耕地帯（東部支所）までは概ね20㎞と距離が離れていることから、支援に時間を要する。

イ 被害による特性

（ア） 市街地の内、向陽台地区を含む人的被害は全体の約98.6％であり、避難者数も全体の約98.7％となっていることから市街地に被害が集中する。

（イ） 建物に占める向陽台地区を含む市街地の木造数は全体の約98.1％であり、木造全壊数も約97.4％となっていることから市街地に被害が集中する。

（ウ） 市街地の内、向陽台地区を含む被害の多い地区及び町名は、

① 鉄南・川南地区：朝日町、東雲町、真町、美々、平和、本町、真々地

② 鉄南・川北地区：春日町、桂木、上長都、北栄、幸町、栄町、桜木、信濃、清水町、自由ヶ丘、新星、新富、千代田町、錦町、富士、北斗、緑町、大和、蘭越

③ 鉄北・川北地区：あずさ、稲穂、長都、長都駅前、釜加、北信濃、北光、幸福、末広、清流、高台、富丘、花園、北陽、都、勇舞、みどり台北、みどり台南

④ 鉄北・川南地区：青葉、青葉丘、旭ヶ丘、梅ヶ丘、寿、祝梅、住吉、東郊、豊里、根志越、日の出、日の出丘、弥生、流通

⑤ 向陽台地区：泉沢、里美、白樺、柏陽、福住、文京、若草

となっている。

ウ 観光客（外国人、北海道内外）等への対応による特性

新千歳空港及び支笏湖地区には、外国並びに北海道内外からの利用者が多数訪れる。

平成30年北海道胆振東部地震では、新千歳空港ターミナルビルの閉鎖により行き場を失った観光客対応が生じたことから、大規模な災害時には、国や北海道などと連携を図りながら、被害状況に応じた対策が必要である。

（３）地区別の設定項目及び被害算定

地区別の算定を行うため、それぞれの地区に基準となる地点を設定するとともに、各地区の面積、人口、地形分類、標高、主要河川からの距離、液状化の危険度、建物総数と分類、道路区分と総延長、橋梁数と設置年度、水道管の長さ等を設定し、次のとおり、被害を算定した。

（各種数値については、平成24年３月末現在のものを使用した。）

地区別の設定項目及び被害

番　号		1	2	3	4	5	6	7	総計
地区名称		鉄南・川南	鉄南・川北	鉄北・川北	鉄北・川南	向陽台	支笏湖	東千歳	
町　数		7	19	18	14	7	11	9	85.000
地区別面積(㎢)		30,012	25,273	32,261	27,636	19,966	342,069	117,733	594,950
地区別人口(人)		4,749	29,040	30,063	18,203	9,949	154	1,054	93,212
基準地点		市役所	北　斗 中学校	末　広 小学校	日の出 小学校	向陽台 支　所	支笏湖 支　所	7師団 司令部	
地形分類		扇状地	台　地	扇状地	扇状地	台　地	山　地	台　地	
標高(m)		14	29	15	13	55	252	15	
河川からの距離(km)		0.1	0.1	0.1	0.1	4	0.4	4	
液状化危険度		A	A	A	A	B	B	B	
計測震度(M)		7.3	7.1	7.3	7.3	6.7	6.5	6.8	
震源距離(km)		3.6	4.1	3.5	3.2	5.6	12.7	3	
震央距離(km)		2	2.75	1.75	1	4.75	12.25	0.375	
建物	総数(棟)	998	7,940	7,230	4,606	3,096	96	502	24,468
	木造(棟)	811	6,803	6,464	4,242	2,826	68	339	21,553
	非木造(棟)	187	1,137	766	364	270	28	163	2,915
	建坪率(%)	80	60	60	40	40	60	40	
	耐火造率(%)	18.7	14.3	10.6	7.9	8.7	29.2	32.5	
	木造全壊数(棟)	355	2,373	1,762	1,409	698	37	141	6,775
	非木造全壊数(棟)	19	120	76	35	23	4	18	295
	建物出火率(件)	18	127	99	73	40	2	9	368
避難	避難者率(%)	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	
	避難者数(人)	712	4,356	4,509	2,730	1,492	23	158	13,980
死傷	全死者数(人)	53	267	222	166	68	2	10	788
	負傷者数(人)	668	4,083	4,227	2,559	1,399	22	148	13,106
	重傷者数(人)	46	237	198	148	60	2	9	700
	重篤者数(人)	9	47	40	30	12	0	2	140
道路・鉄道	国道延長距離(km)	8.276	5.514	4.013	4.880	0	40.330	21.539	84.552
	道道延長距離(km)	8.486	10.252	12.123	1.370	3.560	50.163	21.361	107.315
	市道延長距離(km)	50.6	143.6	216.7	87.2	89.1	9.3	147.1	743.6
	国道損壊(箇所)	1	1	1	1	0	5	3	12
	道道損壊(箇所)	1	1	2	0	0	7	3	14
	市道損壊(箇所)	7	19	28	11	12	1	19	97
	鉄道不通率(%)	100	100	100	100	100	100	100	
橋	昭和46年以前建立数	5	7	6	4	1	14	16	53
	昭和47年以降建立数	15	18	41	14	3	25	68	184
	橋被害数(km当り)	0.495	0.684	0.663	0.402	0.099	1.335	1.644	5.322
水道管	総延長(km)	32.299	153.632	199.742	95.083	76.744	3.442	122.991	683.933
	上水道損壊(箇所)	398	2,037	2,301	1,067	136	7	454	6,400
	水供給所要数(人)	3,571	21,838	22,607	13,688	7,481	116	792	70,093

第５節 防災･減災の構想

第１ 防災･減災の構想

千歳市は、第７期総合計画において、全ての市民にとって住み良く、安全で安心できる魅力的なまちの実現に向け、「あたたかさとつながりを心で感じられるまち」、「豊かな自然を育み快適で住みよいまち」、「災害や危険から暮らしを守るまち」、「充実した学びと豊かな文化・スポーツのまち」、「地の利と資源を生かした産業のまち」、「暮らしやすく便利な都市基盤があるまち」、「多彩な市民とオール千歳で挑戦するまち」という７つの目標を設定している。

「災害や危険から暮らしを守るまち」では、災害への備えの意識を日頃から高め合い、安全・安心なまちづくりを着実に進め、被害を最小限に抑え、災害時もみんなで助け合い、困難を乗り越えることができる「まち」を目指している。

このことから、自助・共助による防災活動の促進や防災関係機関等との連携強化など、防災･減災対策の充実強化を図り、災害等に強いまち・ひとづくりを目指すこととする。

施策の体系

災害や危険から暮らしを守るまち

市民・地域防災力の向上	防災・減災対策の充実
「自分の命は自分で守る。」、「自分たちのまちは自分たちで守る。」という市民の自助・共助の意識を高め､災害への備えを充実させるとともに、自助・共助による防災活動の促進を目指す。	災害や予期せぬ危機から市民の生命及び財産を守るため、円滑な応急・復旧対策が実施できるよう、公助による防災・減災対策の充実を目指す。

第２ 防災･減災の目標

１ 基本目標

地震、水害、火山噴火等の自然災害や航空機事故の発生による被害から、市民の生命及び財産を守るため、正確な情報の収集･整理・伝達を行うための体制や通信機器等の整備、減災のための公共施設や住宅等の耐震化の推進、防災のための資器材や避難所の整備及び生活必需品の備蓄、地域防災力の向上のための自主防災組織の育成などを図り、総合的な防災･減災対策を推進する。

この際、住民参加のまちづくり活動の活発化に伴い、住民を対象とする防災講座や、児童･生徒等を対象とする防災フェスタ等を積極的に行い、防災･減災意識を高めるほか、市民協働による男女共同を意識した防災･減災に係るまちづくり事業を積極的に行う。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の対応において、自治体と防災関係機関等との連携強化の必要性が再認識されたことから、これら関係機関等との連携強化を強力に推進する。

特に、大規模な地震発生直後の過酷な状況下における被災者の救出･救護や行方不明者の捜索、あるいは生活支援等の実施において、自衛隊の機動力・組織力(マンパワー)・自己完結能力等は必要不可欠であることから、自衛隊と共存共栄するまちづくりを行う当市としては、平時において自衛

隊と大規模災害時における応援協定を締結するほか、防災訓練など各種の機会を通じ自衛隊との連携強化に努める。

２ 減災目標

大規模な地震が発生した場合、その被害は甚大かつ深刻であることが想定されることから、平時において市や防災関係機関、あるいは市民等が被害発生の予防や軽減を図るためのさまざまな対策を行うことが極めて重要である。

このため、市としては、次に掲げる３つの視点で諸施策を推進することとし、建物等の耐震化や不燃化等の促進により建物倒壊や火災等による死傷者等の減少に努めるとともに、自主防災組織の活動カバー率を高め、地震災害時における被害を軽減させることに努める。

（１） 地域の特性に応じた防災･減災対策の推進

ア 地形、交通網、住宅密集度・人口密度等を考慮した諸施策の推進

イ 公共施設の耐震化、住宅等の耐震化促進･普及

ウ ライフライン等の強靭化

エ 市民や町内会等のニーズに応じた避難所の設置と機能強化（安全化）

オ 避難行動要支援者マニュアルの整備や福祉避難所等の設置など災害時要配慮者施策の推進

（２） 市民力･地域力の向上による災害に強い人づくりの推進

ア 自主防災組織の更なる育成と活動の活性化

イ 男女共同の精神による施策の反映と活動の推進

ウ 児童・生徒を含む市民を対象とする防災講座や訓練等による防災意識や防災力の育成強化

エ 防災リーダーの育成と活用

オ 防災ハンドブックの適宜修正と各戸配布による意識の向上

（３） 自助･共助･公助の推進による災害に強いまちづくりの推進

ア 平素の会議や防災訓練等を通じた相互理解と連携の強化

イ 情報通信の確保と危機管理体制の充実

ウ 最大の災害対応能力等を有する自衛隊との連携強化

エ 防災関係機関や協力機関、事業者等と大規模災害時における応援協定等の締結

第６節 千歳市の防災組織

第１ 千歳市防災会議

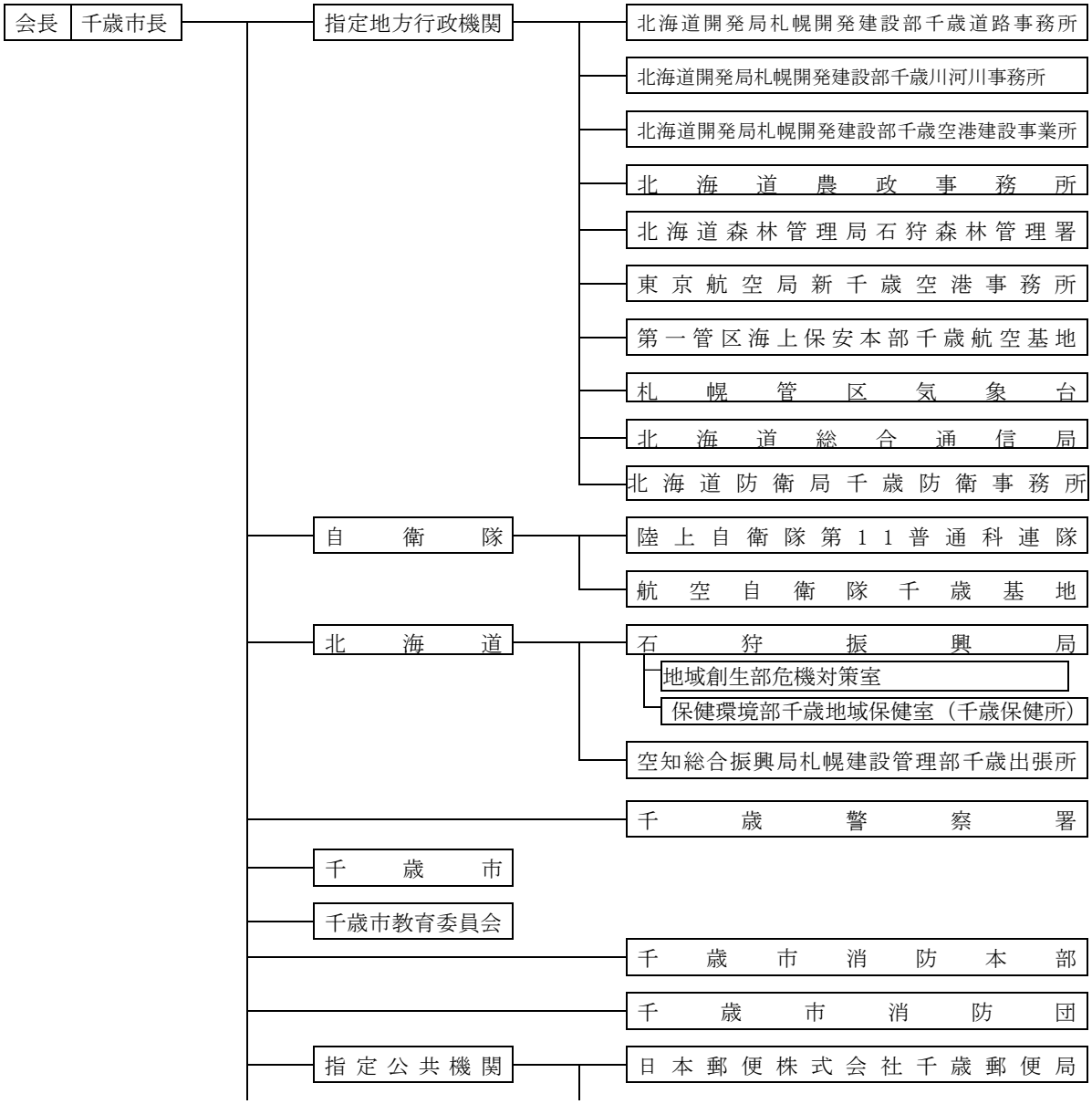
災害の予防、応急対策、復旧並びに被災地支援・被災者受入等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、千歳市防災会議を設置する。

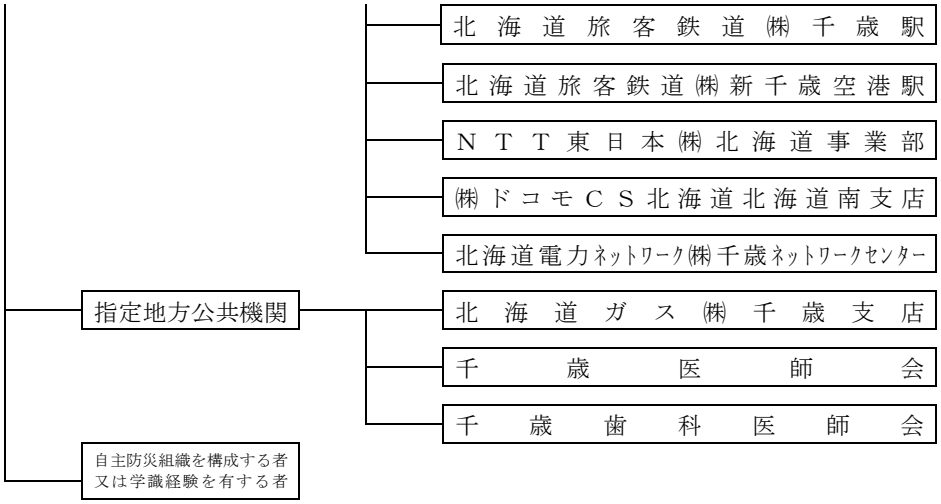
防災会議は、市長を会長とし、災害対策基本法第16条第６項の規定に基づき、千歳市防災会議条例第３条第５項各号に定める機関の長並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者等を委員として任命し組織するものとする。

防災会議の所掌事務としては、本市における防災に関する基本方針及び計画を定め、その実施の推進を図るとともに、市長の諮問に応じ市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するほか、重要事項に関し市長に意見を述べるものとし、千歳市防災会議条例の定めにより運営する。

千歳市防災会議組織及び防災会議委員等は、別表のとおりとする。

１ 防災会議組織図





２　防災会議委員等

区分		職名	窓口	電話番号
会長	千歳市	千歳市長	総務部危機管理課	（２４）３１３１
委員		千歳市副市長	〃	〃
〃		千歳市総務部長	〃	〃
〃		千歳市公営企業管理者	水道局総務課	（２４）４１３２
〃	千歳市教育委員会	千歳市教育委員会教育長	企画総務課	（２４）３１３１
〃	千歳市消	千歳市消防長	消防本部警防課	（２３）０３２０
〃	防機関	千歳市消防団長	消防本部総務課	（２３）５３１２
〃	指定地方行政機関	北海道開発局札幌開発建設部千歳道路事務所長	総務課	（２３）２１９１
〃		北海道開発局札幌開発建設部千歳川河川事務所長	庶務課	（２４）１１１４
〃		北海道開発局札幌開発建設部千歳空港建設事業所長	企画係	（２４）７１１１
〃		北海道農政事務所札幌地域拠点総括農政推進官	札幌地域拠点	011(330)-8821
〃		北海道森林管理局石狩森林管理署長	総括事務管理官	011（622）5111
〃		東京航空局新千歳空港長	総務課	（２３）４１０１
〃		第一管区海上保安本部千歳航空基地長	通信科	（２３）９１１８
〃		札幌管区気象台気象防災部次長	地域防災推進課	011(611)6149
〃		北海道総合通信局防災対策推進室長	防災対策推進室	011(747)6451
〃		北海道防衛局千歳防衛事務所長	業務係	（２３）３１４５
〃	自衛隊	陸上自衛隊第１１普通科連隊長	第３科長	（２３）５１３１
〃		航空自衛隊第２航空団司令兼千歳基地司令	防衛部防衛班	（２３）３１０１
〃	北海道	石狩振興局地域創生部危機対策室主幹	危機対策主査（危機対策）	011(204)5818
〃		石狩振興局保健環境部千歳地域保健室長	総務課	（２３）３１７５
〃		空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所長	管理調整	（２３）４１９１
〃	警察署	千歳警察署長	警備課	（４２）０１１０

委員	指定公共機関	日本郵便株式会社千歳郵便局長	庶務課	（２３）２３４１
〃		北海道旅客鉄道㈱千歳駅長	副駅長	（２３）２０４０
〃		北海道旅客鉄道㈱新千歳空港駅長	副駅長	（４５）７００１
〃		ＮＴＴ東日本㈱北海道事業部災害対策室長	災害対策室	011(212)4466
〃		㈱ドコモＣＳ北海道北海道南支店	ﾈｯﾄﾜｰｸ担当	0138（86）5835
〃		北海道電力ネットワーク㈱千歳ネットワークセンター所長	お客さまｻｰﾋﾞｽ課	（２３）５１０１
〃	指定地方公共機関	北海道ガス㈱千歳支店長	営業ｸﾞﾙｰﾌﾟ	（２６）８６２３
〃		千歳医師会長	事務局	（２４）３５４９
〃		千歳歯科医師会長	事務局	（４０）３３３３
〃	自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者		－	－

第２ 協力要請機関及び関係機関

千歳市防災会議が行う災害の予防、応急対策、復旧並びに被災地支援・被災者受入等の防災活動に協力する機関として、千歳市防災会議構成機関のほか協力要請機関及び関係機関を設置する。

なお、協力要請機関及び関係機関は、次のとおりとする。

番号	機関名	電話番号	備考
1	陸上自衛隊第７師団	（２３） ５１３１	
2	陸上自衛隊第１特科団	（２３） ２１０６	
3	新千歳航空測候所	（４５） ７７１３	
4	千歳市社会福祉協議会	（２７） ２５２５	
5	千歳市町内会連合会	（４９） ７１００	
6	千歳市赤十字奉仕団	（２７） ２５２５	
7	千歳市救急法赤十字奉仕団	（２４） ８４２３	
8	千歳市環境整備事業協同組合	（２４） １３６６	
9	千歳市管工事業協同組合	（２３） ５５９０	
10	千歳建設業協会	（２２） ２４２８	
11	千歳電業協会	（２３） １５４１	
12	日本航空㈱千歳空港支店	（４５） ２２１１	
13	全日本空輸㈱千歳空港支店	（４５） ５０１０	
14	王子製紙㈱苫小牧工場	0144（32）0111	
15	千歳相互観光バス㈱	（２８） ８８２２	
16	北海道中央バス㈱	（２３） ２１７１	
17	(社)隊友会千歳地方隊友会千歳支部	（２７） ６８７０	
18	北海道エルピーガス協会石狩支部千歳分会	（２２） ２８８７	
19	千歳地方石油業協同組合	（２２） ２８８７	
20	千歳燃料販売同業組合	（２３） ２５０８	
21	千歳アマチュア無線協会	（２４） ９４１０	
22	千歳電通業協会	（２２） ３５６０	
23	北海道エアポート㈱新千歳空港事業所	（４６） ２９９０	

第７節 市、防災関係機関及び市民等の役割

第１ 防災関係機関の業務大綱

千歳市防災会議の構成機関及び防災上重要な施設並びに危険物関係施設の管理者が防災上処理する事務と業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

機関名		事務と業務の大綱
千歳市	市長部局等	１ 千歳市防災会議に関する事務を行うこと。 ２ 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 ３ 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
	千歳市教育委員会	１ 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。 ２ 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
指定地方行政機関	北海道開発局札幌開発建設部 千歳道路事務所	管轄する道路についての計画、維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧工事に関すること。
	北海道開発局札幌開発建設部 千歳川河川事務所	千歳川、嶮淵川、漁川及び旧夕張川等の改良、維持、修繕その他の管理に関すること。
	北海道開発局札幌開発建設部 千歳空港建設事業所	新千歳空港及び札幌飛行場の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。
	北海道農政事務所	農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
	北海道森林管理局 石狩森林管理署	１ 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 ２ 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 ３ 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 ４ 災害時に市の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
	東京航空局 新千歳空港事務所	１ 航空業者の災害防止に関する指導を行うこと。 ２ 航空保安施設の保安管理にあたること。 ３ 災害時において自衛隊の災害派遣を要請すること。 ４ 航空機の遭難に際し捜索及び救難に係る情報収集を行うこと。
	第一管区海上保安本部 千歳航空基地	１ 航空機による災害情報の収集及び被害調査に関すること。 ２ 航空機遭難時の捜索に関すること。
	札幌管区気象台	１ 気象、地象、地震動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 ２ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ３ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 ４ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ５ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。

	北海道総合通信局	1 非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（ＭＩＣ－ＴＥＡＭ）による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
	北海道防衛局 千歳防衛事務所	1 災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 2 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 3 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。
自衛隊	・陸上自衛隊第11普通科連隊 ・航空自衛隊千歳基地	1 災害予防責任者の行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。 2 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。
北海道	石狩振興局地域創生部 危機対策室	1 石狩振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 2 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること。 3 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 4 災害救助法の適用に関すること。 5 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。 6 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。 7 災害時における千歳市との連絡調整に関すること。
	石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室（千歳保健所）	1 医療施設及び衛生施設等の被害調査に関すること。 2 災害時における防疫活動を行うこと。
	空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所	道道及び所轄河川の維持、災害復旧及びその他の管理を行うこと。
	千歳警察署	1 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 2 災害情報の収集に関すること。 3 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 4 犯罪の予防、取締り等に関すること。 5 危険物に対する保安対策に関すること。 6 広報活動に関すること。 7 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
指定公共機関	日本郵便株式会社 千歳郵便局	災害時における郵便の非常取扱を行うこと。

	北海道旅客鉄道株式会社千歳駅・新千歳空港駅	1　災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 2　災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送につき関係機関の支援を行うこと。
	ＮＴＴ東日本株式会社　北海道事業部	1　通信設備等の防災対策に関すること 2　重要通信の確保に関すること。 3　災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
	株式会社ドコモＣＳ北海道 北海道南支店	1　通信設備等の防災対策に関すること 2　重要通信の確保に関すること。 3　災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
	北海道電力ネットワーク株式会社 千歳ネットワークセンター	1　配電線、計測器の保守、管理を行うこと。（千歳ネットワークセンター） 2　変電所施設、送電線等の保守、管理を行うこと。（道央統括支店電力部） 3　災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。
指定地方公共機関	北海道ガス株式会社千歳支店	1　ガス供給施設の防災対策を行うこと。 2　災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。
	千歳医師会	1　災害時における救急医療を行うこと。 2　災害発生時における医師会会員相互の連絡調整に関すること。
	千歳歯科医師会	1　災害時における歯科医療を行うこと。 2　災害発生時における歯科医師会会員相互の連絡調整に関すること。
公共的機関・団体等	日本赤十字社　北海道支部	1　災害救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること。 2　防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を行うこと。 3　災害義援金募集（配分）委員会の運営を行うこと。
	千歳商工会議所	災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
	・道央農業協同組合 ・千歳市駒里農業協同組合 ・千歳市森林組合	1　共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2　被災組合員に対する融資及びそのあっせんを行うこと。
	・千歳市赤十字奉仕団 ・千歳市社会福祉協議会	1　災害時のボランティア活動の協力に関すること。 2　災害時避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）保護の協力に関すること。 3　被災者に対する生活維持のための救助の協力に関すること。
	病院、医院、診療所	災害時における医療及び防疫対策について協力すること。
	北海道エアポート株式会社　新千歳空港事業所	1　災害時における航空輸送の確保を行うこと。 2　空港の保安管理にあたること。

第２ 市民及び事業所等の役割・責務

機 関 名		事 務 と 業 務 の 大 綱
市 民		１ 家庭及び地域において、「自分の身の安全は自分で守る」という防災の基本に立ち、平時から防災・減災のための備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、自らの災害に備えること。 （１）避難指示等を踏まえた迅速かつ安全な避難 （２）食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄 （３）防災訓練やその他の自発的な防災活動への参加、防災教育の受講等 （４）防災・減災のための教訓の伝承やその他による防災への寄与 （５）ＳＮＳ等の情報の発信元を確認するなど情報リテラシーを向上 ２ 自発的な防災・減災活動により、被害の拡大防止及び二次災害の防止に寄与すること。 ３ 災害緊急事態布告時において、国から物資購入制限等の協力があった場合、これに応じる努力をすること。 ４ 災害時、インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止
自主防災組織		１ 地域において、防災知識の普及、防災訓練の実施、災害時避難行動要支援者の把握、地域の安全点検及び防災資器材の準備等により災害に備えること。 ２ 災害発生時において次の防災対策活動に協力すること。 （１）地域内の災害情報の収集・伝達 （２）避難誘導、救出・救護活動等 （３）出火防止、初期消火活動等 （４）被災者に対する炊き出し及び避難所等運営の支援等
事業所等	共 通	１ 防災対策の充実と従業員の安全確保に関すること。 ２ 地域の防災活動と連携し、地域の安全確保に協力すること。 ３ 災害時に必要な事業活動の継続のための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めること。 ４ 国や地方公共団体の防災施策に協力するよう努めること。
	王子製紙株式会社苫小牧工場	１ 所管のダム施設等の防災管理を行うこと。 ２ ダムの放流等に関し関係機関と連携調整を図ること。
	危険物管理施設の管理者	災害時における危険物の保守、保安に関する措置を行うこと。
	一般輸送事業者	災害時における緊急輸送活動に協力すること。
	一般建築土木事業者	災害時における応急復旧活動に協力すること。
災害時の応援協定等締結事業者・団体等		災害時の応援協定に定めた事業等の実施・支援に関すること。

第２章　災害予防計画

第１節　災害に強い都市づくり

第１　防災･減災の都市づくり

自然災害から市民の生命・財産を守り、災害が発生しても被害を最小限にとどめるため、普段から防災・減災を視点に捉えた災害に強い都市づくりを行うことが必要である。

このため、地域レベルにおける住民参加のまちづくり活動を活発化させ、市民の防災意識を高めるほか、都市の防災性を高めるため防災拠点の整備、公共施設や住宅等の耐震化、ライフライン等の強靭化､あるいは避難地・避難経路等の都市防災施設の基盤整備を推進し、防災体制の確立を目指す。

この際、障がい者や高齢者等の要配慮者及び女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

第２　都市計画上の災害対策

１　防災・減災のための都市整備

災害に強い都市にするために、防災学習交流施設や水防センターなど防災拠点の維持・管理、道路の整備、公園・広場等の不燃空間の確保、住宅密集地域の基盤整備、建物等の耐震不燃化、電気・上下水道・ガス・通信システム等のインフラ・ライフラインの整備、緊急的な消火・生活用水を確保など、防災･減災のための整備や維持・管理を行う。

２　市街地の整備及び延焼防止

地震災害の発生時には、老朽木造建築物が密集し、都市基盤整備が不十分な地域においては建物の倒壊や火災等による延焼の危険性が想定される。このため、防災の観点から老朽木造密集市街地の解消や建物等の建替えによる耐震化や不燃化、緊急車両の通行などを確保するため、市道や橋梁などの適正な管理に努める。

また、大規模な宅地造成を行う際には、崩落防止措置を取るなど耐震性の確保を行うことや、工業団地など新たな建物等を建設する地域については、二次災害を防止するため、周辺部の市道の拡幅や緩衝帯となる街路樹等を整備する。

第３　強靭な都市づくり

国は、これまで数多く経験してきた災害の教訓から、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的、計画的な実施を国家的な重要課題と捉え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靭化」を推進することとしており、千歳市においても、市民の生命と財産を守り、経済社会活動を安全に営むことができるまちづくりに向けて、地域の特性に合わせた国土強靭化の取組を推進するため、「千歳市強靭化計画」（令和３年３月）を策定した。

当該計画では、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定し、これらを回避するために必要な施策の取組状況や課題を分析・評価し、地域の弱点を洗い出すことで、推進すべき施策プログラム及び推進事業を設定している。当該計画と地域防災計画は、どちらも災害への対応という点で共通しており、それぞれの目的に合わせて役割分担を図りながら、本市の強靭化を推進していく。

第４　公共施設等の災害対策

１　公共施設の災害対策

市役所、学校など市の施設が地震により被災すると災害時の応急対策や住民の避難収容に大きな障害を生じることが想定される。

このため、昭和56年5月31日以前に建築確認申請され、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号、改正平成30年6月27日法律第67号：以下「耐震改修促進法」という。）に定める特定建築物及び指定避難所とされる公共施設等については、必要に応じて構造体の耐震改修を実施するとともに、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等の総合的な安全対策に努め、災害に強い公共施設づくりを目指す。

特に、防災拠点となる市役所庁舎、各支所、消防施設及び防災学習交流施設については、その機能を確保するため、耐震補強の他、情報通信機器及び自家発電装置の整備などに努める。

また、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日　国土交通省告示第184号、改正令和3年12月21日国土交通省告示第1537号）において、東海、東南海・南海地震の死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標に基づき、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和７年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標としている。

さらに、北海道耐震改修促進計画においても、想定地震による道内の建築物被害を半減させるため、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を道内の状況を踏まえ、住宅の耐震化率については、令和７年度までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、令和12年までには耐震性の不十分な住宅を「おおむね解消」することを目指す。また、多数の者が利用する建築物、耐震診断義務付け対象建築物については、令和７年度までに耐震性が不十分な建築物を「おおむね解消」することを目標としている。

これらのことを踏まえ、本市においても千歳市耐震改修促進計画において、住宅の耐震化率については、令和７年度までに少なくとも95%にするとともに、令和12年度までには耐震性の不十分な住宅を「おおむね解消」することを目指し、また、多数の者が利用する建築物については、令和７年度までに耐震性が不十分な建築物を「おおむね解消」することを目指し、住宅等の耐震化を実施する。

２　道路・橋梁の整備

市域内には、札幌などの道央主要都市と特定重要港湾がある苫小牧、室蘭を結ぶ国道36号や道央自動車道等の主要幹線道路、あるいは住民生活に重要な影響を及ぼす各種の道路・橋梁が存在するが、道路・橋梁は、災害時の避難、救急・救助、消防活動及び緊急物資輸送などの応急活動で重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど多様な機能を保持している。

しかしながら、地震の揺れや液状化現象によって法面や路面及び橋梁に被害を受け、災害応急活動や市民生活に大きな障害を生じることが想定されることから、「北海道耐震改修促進計画」では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連接する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路を「緊急輸送道路」として指定するとともに、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」において、これらの対象道路を「第１次緊急輸送道路、第２次緊急輸送道路及び第３次緊急輸送道路」に区分し、「地震時に通行を確保すべき道路」として指定している。

対象道路の区分	対象道路の定義
第１次緊急輸送道路	・道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路
第２次緊急輸送道路	・第１次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点等を連絡する道路
第３次緊急輸送道路	・第１次及び第２次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

なお、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、道東及び道央自動車道、国道（36号、234号、337号、453号等）、道道（千歳インター線等）、市道（東大通、川南通等）が「第１次緊急輸送道路」として指定されているほか、道道（支笏湖公園線、早来千歳線等）及び市道（市場通、南29号等）が「第２次及び第３次緊急輸送道路」として指定されている。

このほか、千歳市では、応急対策活動上極めて重要となる防災活動拠点（公共施設の庁舎等）、生活救援物資の輸送拠点、救助物資等の備蓄拠点などの主要公共施設を結ぶ道路の機能を確保するため、道路の整備及び橋梁の補強、維持・補修に努める。細部は資料編に掲載のとおりである。

資　料　編　〇緊急輸送道路（指定）一覧

3　河川施設の整備

石狩川水系千歳川の下流部及び同付近の支流は、地盤の軟弱な地域もあり、河川増水による越水や堤防などの破壊による浸水が予測され、住宅や田畑に被害を受けることが想定される。また、支笏湖畔においては、高波や越水により道路や湖畔の建造物等が被害を受けることが想定される。

このため、河川管理者及び湖水管理者である国及び北海道と連携を図り、総合的な治水対策に努める。なお、警戒を必要とする区域及び水防活動に関する河川管理者の協力が必要な事項については、資料編に掲載のとおりである。

資　料　編　〇重要水防箇所一覧
〇北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域
〇水防活動に関する河川管理者の協力が必要な事項

4　都市公園等施設の整備

都市公園等は、災害時の指定緊急避難場所としての機能だけでなく、災害発生時は延焼遮断帯としての機能を有している。

このため、都市計画づくりと連携し、防災機能を有した公園、緑地、広場等の不燃空間の確保に努める。

5　崖地等の整備

市地域には、地震や風水害等により地すべり、崖崩れ及びこれらに起因する土石流の発生が予測される場所があり、被害を受けることが想定される。

特に、多量の降雨や地震等により災害が予想され警戒を必要とする区域は資料編に掲載のとおりである。

このため、道路・河川管理者である国及び北海道と連携を図りつつ、土砂災害警戒区域については土地所有者である地権者等に対して崖地等の整備についての説明を行い意識の向上を図るとともに区域の避難体制の整備や避難訓練を行うなど、総合的な防災対策に努める。

資　料　編　○土石流発険渓流一覧
　　○土砂災害警戒区域一覧

6　空港施設等の整備

大規模災害時において、行方不明者等の救出活動や医療救護等のための緊急派遣隊員（要員）の受入れ、あるいは、市民（道民）生活に直結する緊急支援物資等の受入や経済活動維持継続のための航空ネットワークの拠点となる空港の機能を維持継続することは極めて重要である。

このことから、市域内に新千歳空港を有する市としては、平素から国土交通省東京航空局、北海道開発局及び北海道エアポート㈱新千歳空港事業所等の関係機関と調整し、空港施設等の整備推進や機能確保など、新千歳空港の強靭化に努める。

第５　住宅等の耐震対策

地震による建築物の倒壊等から市民の生命･身体及び財産を保護するため、安全性の向上に関する啓発や知識等の普及を行うとともに、住宅等の耐震診断及び改修等の促進施策を行い、耐震化を促進する。

第６　ライフライン施設の災害対策

1　上下水道施設の整備

地震発生時は、地盤の隆起や陥没あるいは液状化等により、水道及び下水道施設の破損などが想定される。

このため、上下水道施設の耐震化など災害に強い施設づくりを進めるとともに、広域応援体制を含めた被災時の迅速な復旧及び代替給水等ができる体制整備に努める。

この際、耐震構造の配水池を活用し、避難所や防災拠点などの重要施設への給水を確保するための配水管の耐震化整備を進める。

2　電力施設の整備

地震発生時は、地盤の隆起や陥没あるいは液状化等により、電力施設の破壊が想定される。

このため、北海道電力ネットワーク㈱千歳ネットワークセンター、王子発電所及び千歳電業協会等と調整し、送電系統の多重化やループ化、耐震補強対策など災害に強い施設づくりと被災時の迅速な復旧のための協力体制の整備に努める。

3　ガス施設の整備

地震発生時は、ガス管等の破壊によりガスの供給が停止されるほか、ガスの漏出などによる二次災害の発生が懸念される。

このため、北海道ガス㈱千歳支店、(社)北海道ＬＰガス協会石狩支部及び同協会同支部千歳分会等と調整し、施設の耐震化など災害に強い施設づくりと被災時の迅速な復旧及び供給のための協力体制の整備に努める。

4　電話施設の整備

地震発生時は、電柱の倒壊等により通信ケーブル切断による通話が不能となるほか、通話の多量化などによる輻輳（ふくそう）状態の発生が懸念される。

このため、ＮＴＴ東日本㈱北海道事業部等と調整し、施設の耐震補強対策など災害に強い施設づくりと被災時の迅速な復旧のための協力体制の整備に努める。

５　鉄道施設の整備

地震発生時には、地盤の隆起や陥没あるいは液状化等により、鉄道施設の破損などが想定されるほか、駅などでかなりの混乱が発生すると予想される。

このため、北海道旅客鉄道㈱と調整し、鉄道施設の耐震補強対策など災害に強い施設づくりと被災時の迅速な復旧のための協力体制の整備に努める。

第７　液状化対策

１　公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、ホテル、大型スーパー等多数の者が利用する施設の管理者は施設の設置の際、地震による地盤の液状化被害を防止するため、必要に応じ、地盤改良、施設の構造強化等の安全対策に努める。

特に、過去に河川及び湿地等であった地盤の弱い地域において大規模な開発等を行う場合においては、液状化被害の防止に特段の配慮を行う。

２　液状化対策の知識の普及

市は、防災学習交流施設における液状化現象の展示や出前講座等を通じ、市民や事業者等に対して、液状化対策のための啓発や知識等の普及を行う。

第８　大規模盛土造成地対策

大規模盛土造成地の位置や規模を示したマップの周知を図り防災意識を高めるとともに、開発行為等により新たに盛土造成される場合は、滑動崩落対策に特段の配慮を行う。

第２節　災害に強い組織・人づくり

第１　防災･減災の組織・人づくり

大規模地震災害時において、市及び市民が的確かつ効果的な行動を行い、被害を軽減するためには、防災・減災体制の整備とあいまった災害に強い組織や人づくりによる防災及び減災能力を高めることが重要である。

このため、平時から市民の防災･減災能力を高めるとともに自主防災組織の育成･強化に努める。

あわせて、市民、自主防災組織、防災関係機関等が相互に理解し協力する体制を構築し、災害に強い組織や人づくりを推進する。

この際、平時において市民等が災害を学び･体験し備えるための学習や、自主防災組織及び防災関係機関等が防災訓練等に活用するための拠点として、千歳市防災学習交流施設の機能を充実させる。

なお、この施設は災害時における災害対策本部の予備施設等になる災害拠点施設としても活用する。

第２　防災･減災体制の整備・強化

地震災害は、突発的に発生するほか、急激な揺れ等により建物等を損壊させることが想定される。このため、日頃から防災・減災体制を整備･強化し、危機管理機能を高めておくことが重要である。

特に、大規模な地震災害時においては、職員の参集が困難となるほか、建物等の損壊・停電等により市役所機能が著しく低下するおそれがあることから、夜間や休日における職員参集体制の整備や災害対策本部機能を維持するための体制整備を行うことが必要である。

この際、地震の発生直後から迅速かつ効果的な災害応急対策を実施するため、平時から市職員の危機管理能力や災害対策本部機能を高めるとともに、市及び市民が協働して災害応急対策等を実施するための防災・減災体制の整備に努める。

第３　自主防災活動の推進

地震等の大規模災害が発生した場合、その被害を最小限におさえるためには、「防災関係機関の活動とあいまって、地域の中で組織的かつ統一的な防災活動をすることが極めて重要である」ということが大規模災害時の教訓として強く求められている。

このため、「自分の命は自分で守る」という自己防災の精神と、「自分たちのまちは自分たちで守る」という隣保協同の精神のもと、自主防災組織づくりの普及啓発を図り、自主防災組織の結成・育成を促進するとともにその活動を支援し、地域防災・減災能力の向上に努める。

この際、「助けられる人から助ける人へ」の気概を醸成させるとともに、男女共同による活動を促進させるため女性の参画・登用、女性リーダーの育成に努める。

１　組織の規模

自主防災組織の規模は、災害時において、初期消火活動や救助・救護等の応急活動、あるいは高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に、特に配慮を要する者（妊産婦、傷病者、難病患者、外国人、性的マイノリティ等）（以下「要配慮者」という。）の避難誘導等の防災活動が組織的かつ効果的に実施できる範囲が望ましく、通常は、平時から付き合いのある地域住民で構成する町内会（自治会）や事業所等を基礎的単位とする。

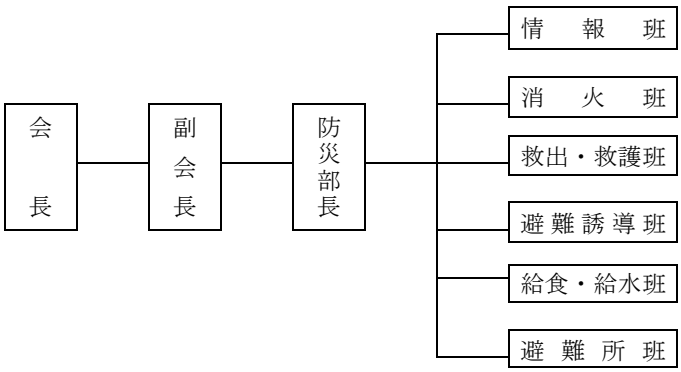
２　組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会（自治会）や事業所等組織を基本として編成し､その組織内の役割分担を明確化するとともに地域及び事業所の実情にあわせ編成する。

この際、要配慮者並びに男女共同の視点に立った防災･減災活動を行うため、会長、副会長等に女性の役員を登用することに努める。

なお、最も基本的な自主防災組織の編成は、次のとおりである。

基本的な自主防災組織の編成の一例



３　自主防災組織の果たすべき役割（活動）

（１）各班の果たすべき役割（活動）は、次のとおりとする。

班　名	平　時　の　活　動	災害発生時の活動
情　報　班	○防災関係機関との連絡手段の確立・研修、パンフレット等による啓発・情報収集伝達訓練の実施 ○地域内の危険区域等の情報収集及び周知並びにマニュアル等の作成	○災害状況の把握及び防災関係機関との連絡調整 ○災害情報の収集と伝達
消　火　班	○火災予防の啓発 ○初期消火訓練の実施	○出火防止の広報 ○初期消火活動の実施
救出・救護班	○負傷者の救出・救護に必要な用具の調達、技術の習得 ○救出・救護訓練の実施	○救出・救護活動の実施
避難誘導班	○避難対象地区及び避難経路並びに指定緊急避難場所及び指定避難所の把握及び周知 ○要配慮者のうち、災害時に特に避難支援を要する者（以下､「避難行動要支援者」という）の把握及び避難計画の作成 ○避難訓練の実施	○避難経路、避難場所の安全確保 ○避難行動要支援者の搬送・介添え避難 ○避難誘導及び人員の点呼、掌握
給食・給水班	○非常持ち出し品、非常食料等の備蓄の推進及び広報 ○給食・給水用具等の確保	○炊き出し等の給食・給水活動 ○飲料水、食糧の配分支援
避難所班	○避難所運営本部の概定 ○指定避難所の特性を考慮した開設・運営マニュアルの策定 ○開設・運営訓練の実施	「千歳市避難所開設・運営マニュアル」（平成31年3月改訂）及び「新型コロナウイルス感染症対策編」（令和2年7月策定）による。

（２）自主防災組織活動時の留意事項

ア　平時における活動

区　　分	活　　動　　内　　容
防災知識の普及	災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとり及び事業所職員の日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、各種集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。
情報の収集・伝達	防災関係機関等との連絡手段、入手した情報を住民や事業所職員に伝達する責任者及び伝達要領等をあらかじめ定めておく。
防災訓練の実施	災害が発生したときに、住民一人ひとり及び事業所職員が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し防災訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。 訓練は、机上での防災対策を検討、発生した事象への対応を模擬体験するなどの図上訓練と資機材取扱訓練、情報収集伝達訓練、消火訓練、避難誘導訓練、救出・救助、応急救護訓練、炊き出し訓練、避難所開設・運営訓練などの実技訓練がある。 また、これらを個別に行う場合とまとめて行う場合があり、地域や事業所の特性等に応じ実施するとともに、市が行う防災訓練にも積極的に参加する。 (ｱ)　資機材取扱訓練 市からの貸与資器材または自主防災組織が保有する資器材の取扱に習熟するための訓練を実施する。 (ｲ)　情報収集伝達訓練 防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に住民や事業所職員に伝達し、地域及び事業所における被害状況等を関係機関に通報するための訓練を実施する。 (ｳ)　消火訓練 火災の拡大・延焼を防止するため、消火器具等を使用し、住民や事業所職員が連携して消火に必要な技術等を習得するための訓練を実施する。 (ｴ)　避難誘導訓練 住民や事業所職員が示された避難場所等まで迅速かつ安全に避難できるよう訓練を実施する。この際、特に、高齢者、障がい者、妊婦及び幼児等の要配慮者、及び避難行動要支援者の把握並びに避難要領を修得する。 (ｵ)　救出・救助、応急救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出・救助活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。 (ｶ)　炊き出し訓練 災害発生時ライフラインが寸断された際に、避難者自らが温かい食事を準備するための手順を習得する。 (ｷ)　避難所開設・運営訓練 大規模な災害が発生した際に地域住民が相互に協力し、円滑に開設・運営するための具体的な要領を習得する
防災点検の実施	家庭や地域及び事業所等において、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものを住民や事業所職員が自ら点検を実施するほか、自主防災組織としても、期日を定めて一斉に防災点検を行う。
防災用資機材等の整備	自主防災組織が災害時に速やかな応急措置が実施できるようにするため、自主防災活動に必要な資器材を組織としてあらかじめ整備するとともに、これらの資器材の点検及び使用要領の習得に努める。

イ　災害発生時における活動

区　　分	活　　動　　内　　容
情報の収集伝達	自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市や現地に赴いた防災関係機関等に報告するとともに、市や防災関係機関等の提供する情報を住民や事業所職員に伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。 (ア)連絡をとる市の窓口や防災関係機関 (イ)市や防災関係機関との連絡のための手段 (ウ)市や防災関係機関の情報を住民や事業所職員に伝達する責任者及びルート
出火防止及び初期消火の実施	家庭や地域及び事業所等に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器具等を使用して協力して初期消火にあたる。
救出・救護活動の実施	家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きになるなど負傷者が発生したときは、消防等に通報するとともに二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。 また、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の救護を必要とすると判断したときは、医療救護所等へ搬送する。
避難の実施	市長、警察官等から避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者や避難行動要支援者などに対する高齢者等避難が出された場合には、住民及び事業所職員に対して周知徹底を図り、次の点に留意し迅速かつ円滑に避難場所に避難する。 (ア)避難誘導責任者は、避難経路をあらかじめ複数検討するとともに避難経路上に危険がないか確認しつつ、避難させる。 (イ)住民及び事業所職員の避難にあたっては、必要最小限のものを携行する。 (ウ)要配慮者や避難行動要支援者については、努めて事前避難に努めるとともに、住民及び事業所職員の協力のもとに避難させる。 (エ)避難場所への避難後は、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて市等に通報するとともに混乱、流言飛語の防止にあたる。
避難所の開設・運営	指定避難所は、被災者自らが行動し、助け合いながら開設・運営することが求められることから、自主防災組織等が主体になるなど、地域住民による自主的な運営を進める。
給食・救援物資の配布及びその協力	被災者に対する炊き出しや救援物資の支給等の活動を円滑に行うには組織的な活動が必要となるので、市や社会福祉協議会等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第４　防災ボランティア活動との連携

地震等の大規模災害の発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確にするためには、ボランティアの協力が必要である。

このため、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び公益社団法人隊友会千歳支部などボランティア団体等と協力し、平時からボランティア活動が円滑に実施できる体制を整備する。

第５　防災訓練の実施

地震など大規模災害の発生時において、災害応急対策を迅速かつ的確に行うためには、平時における防災講座等による防災知識の習得や、災害時の応急対応能力（技能）を高めるための実践的な訓練を積み重ねることが必要である。

このため、国や北海道及びその他の防災関係機関や協力機関等と緊密に連携するとともに、市民の協力・参加を得て大規模災害を想定した総合防災訓練や市民を対象とした各種の防災訓練を図上訓練及び実動訓練方式により継続して実施する。

区　　分		内　　容
北海道、火山防災協議会等が主催する訓練		北海道、樽前山火山防災協議会等が主催する各種訓練に参加し、防災関係機関等との連携要領を主体とした訓練を実施する。
市が主催する訓練	機能別防災訓練	市職員を対象とし、あらゆる災害を想定した非常招集訓練、情報収集伝達訓練、災害対策本部設置（運営）訓練、避難所開設・運営訓練及び災害対応訓練、防災関連システムの操作習熟訓練等を実施する。
	消防（水防）訓練	市消防本部及び消防団を主体とし、動員、出動、消火、救出救護、避難誘導及び広報等の訓練を実施する。
	総合防災訓練	市（市民）、北海道、自衛隊、警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が参加し、あらゆる災害を想定した総合的な訓練及び複数の機能別訓練を組み合わせた訓練を実施する。
自主防災組織、町内会等の住民を対象とする防災訓練		自主防災組織、町内会等を主体とし、市（消防）や防災関係機関等が協力して消火、避難誘導、救出・救助、応急救護、情報伝達、避難所開設・運営及び炊き出し等の実動訓練等を実施するほか、市職員等による千歳学出前講座の機会等を活用し、災害図上訓練（ＤＩＧ）や避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）、北海道2025（Ｄｏはぐ）等による図上訓練を実施する。
学校等の各施設及び事業所等を対象とする訓練		学校等の各施設及び事業所等を主体とし、市（消防）や防災関係機関等が協力して消火、避難、応急救護及び情報伝達等の実動訓練等を実施するほか、市職員等による千歳学出前講座等を活用し、災害図上訓練（ＤＩＧ）や避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）、北海道2025（Ｄｏはぐ）等による図上訓練を実施する。

第６　防災知識・技能の普及

災害発生時に落ち着いて的確に行動するためには、市職員及び市民が災害に対する知識や対応要領などの防災知識をあらかじめ把握し、身につけることが必要である。

このため、市職員に対する教育、児童・生徒に対する防災知識の普及、市民に対する防災知識及び応急手当等の普及・啓発のための講習会等を実施する。

この際、地域における防災指導力を強化するため、北海道が認定する北海道地域防災マスター制度を活用するほか、市が認定する千歳市防災リーダーの育成に努める。

また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めることや、防災学習交流施設で行う防災フェスタ等を通じ、児童・生徒等の防災意識の高揚を図る。

防災知識の普及・啓発方法及び内容等は、次とおりとする。

１　普及・啓発の方法

（１）各種防災訓練等の参加促進による啓発

（２）ラジオ、有線放送施設の活用による普及

（３）ホームページ、公開型ＣＩＳ（地理情報システム）：ちとせまるごとマップ、千歳市メール配信サービス、ＳＮＳ、広報誌（紙）等の活用による啓発

（４）映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用による啓発

（５）広報車両の利用による普及

（６）パンフレットの配布による啓発

（７）出前講座、講習会、講演会等の開催による啓発

（８）その他

２　普及・啓発を要する事項

区　分	普　及　・　啓　発　内　容
市　職　員	①　千歳市地域防災計画の概要 ②　各種災害の特性と対処方法 （市域内外で発生した各種災害の教訓等を含む） ③　市職員としての心構え ④　災害対策本部の組織、所掌事務、配備体制 ⑤　勤務時間外における参集方法、参集時の心得 ⑥　災害調査及び報告の要領、連絡方法 ⑦　その他必要な事項
市　民	①　地震、火山噴火、風水害、火災等に関する基礎的な知識 ②　非常食料、生活必需物資の備蓄の励行 ③　避難場所、避難方法、避難時の心得、避難所の運営 ④　建築物、構造物の点検、補強等 ⑤　火災の発生防止方法、初期消火の心得 ⑥　応急手当方法の習得 ⑦　農林漁業等の応急対策方法 ⑧　介護、看護補助など、要配慮者や避難行動要支援者への配慮に関する知識 ⑨　災害教訓の伝承 ⑩　その他必要な事項
児童・生徒	①　地震、火山噴火、風水害、火災等に関する必要な知識 ②　避難場所、避難方法、避難時の心得 ③　「自助・共助」の精神の育成 ④　災害教訓の伝承 ⑤　避難訓練の実施などにより「主体的に行動する態度」の育成 ⑥　その他必要な事項

児童・生徒への啓発等は「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」最終報告、「学校安全推進計画」、「生きる力を育む防災教育の展開」などに基づき学校における防災教育を主体に行う。

第３節　災害対応体制づくり

第１　災害対応体制の構築

大規模地震災害時においては、職員の動員、情報の収集・伝達などの初動体制、及び消防、救援・救護、医療活動をはじめとする応急対応、さらには物資等の受入・搬送や広域な連携など様々な面で混乱が生じる可能性が高いと判断されることから、迅速、的確かつ柔軟な災害対応体制を構築することが重要である。

このため、平時から災害情報収集体制や応急活動体制を整備するとともに避難環境体制を構築するなど災害対応体制づくりを推進する。また、地震発生直後の緊急対応力の強化を図るため、各種の情報や機能及び人・物を総合かつ一元的に管理･運営するなど災害対応に強い体制を構築する。

第２　災害情報収集・連絡体制の整備

１　情報収集体制の確立

災害時において、的確かつ迅速な災害対応を行い、被害の減少や拡大防止に努めるためには、正確な情報を早期に入手する必要がある。

このため、平時から市や防災関係機関等は多様な手段による情報収集に努めるほか、市民自らが災害情報の収集に努めるとともに収集した災害情報を活用するための体制を整備する。

２　災害情報の一元化・共有化

市は、平時から災害の予測・予知及び災害発生時の減災・防災対策を推進するため、防災関係機関等が所有する防災関係資料や各種データ等の提供を受けるものとする。

また、提供を受けたこれら災害に係る情報を多角的に活用するため、防災関係機関等と情報の一元化や共有化に努める。

この際、災害時における防災関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう災害時優先電話の指定を行うものとする。

さらに、市は北海道が発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

３　市民に対する災害情報等の提供

災害時において、市民に対して適時に適切な情報を提供することは防災・減災の観点から極めて重要である。

このため、災害情報等を提供する手段として、防災行政無線を活用するほか、民間の電話会社等が運用する緊急速報メール、ＳＮＳ、千歳市メール配信サービス、防災アプリ等、多様な情報手段を活用した災害情報の提供に努める。

なお、防災行政無線を使用して提供(放送)する災害情報は、次のとおりとする。

（１）原則として同報無線等を自動起動して提供する災害情報

緊急地震速報（震度５弱以上）及び噴火警報(警戒レベル４～５)

（２）市の設定により同報無線等を市が自動起動し提供する災害情報

震度速報（震度５弱以上）

（３）必要に応じ地域を選択し、市が同報無線等を手動起動し提供する災害情報

気象警報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報、火口周辺警報

4　広聴体制の整備

災害時において、市民からの様々な問い合わせに適切に対応することは、市民に安心感を与えるため極めて重要である。

このため、市民からの様々な問合せ等に一括して対応するため、24時間対応の窓口を設置するなど、広聴体制の整備に努める。

第３　防災情報通信の整備・拡充

1　通信機器の整備

災害時には、災害情報の収集伝達、被害情報の把握、災害応急対策の指示伝達等が困難となることが予測されることから、あらかじめ衛星電話を始めとする複数の各種通信機器等の機能を確保することが重要である。

このため、平時から防災情報通信機器等の整備・拡充を行うため、衛星系や有線系、携帯電話も含めた通信回線の複線化や代替回線を準備するとともに、要配慮者及び避難行動要支援者にも　配慮した多様な情報通信手段の整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化など必要な機器の確保や体制整備に努める。

なお、千歳市防災行政無線設備の設置状況は、資料編に掲載のとおりである。

資　料　編	**○千歳市防災行政無線（同報系）一覧**
	○千歳市防災行政無線（移動系）一覧

2　無線従事者等の育成・確保

災害時に使用する各種の通信機器等の機能を最大限発揮するためには、無線従事者等の育成・確保が必要である。

このため、平時から計画的に通信機器の操作に必要な無線従事者等の育成・確保に努める。

3　防災情報システム等との連携

防災に関する情報は、広範・多岐にわたり、各種の防災情報システム等が運用されることから、迅速・正確な情報を収集・伝達するためには、これらの防災情報システムとの連携がきわめて重要となる。

このため、防災行政無線システムを整備するとともに、国が総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を中核として構築する「防災デジタルプラットフォーム」及び北海道と連携を図るなど、各種の防災情報システム等とのネットワークづくりに努める。

第４　応急活動体制の整備

1　職員の応急活動体制の整備

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

このため、平時から職員の非常参集体制や応急活動内容の整備、及び防災関係機関等との連絡体制等の整備を行う。

２　職員の非常参集体制の整備

（１）市は、次により職員の非常参集体制の整備を図る。

ア　各部の参集基準を明確化するほか、連絡手段や参集手段等の確保に努める。

イ　交通・通信の途絶や職員（家族等を含む）の被災などにより動員が困難な場合を想定した災害応急対策（業務継続計画を含む）の整備に努める。

ウ　災害対策本部設置・運営マニュアル及び各対策部危機管理マニュアル等の整備を行い、職員に普及するとともに定期的に訓練の実施に努める。

（２）防災関係機関等は、各機関等の防災上の責務を踏まえ、(1)に準じた体制の整備に努める。

３　防災関係機関等との連携体制の整備

市、消防及び関係機関等は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結するなど、平時から連携の強化を促進する。

（１）市における応援体制の整備

市は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ道内及び道外の関係ある市町との間での応援協定の締結に努める。

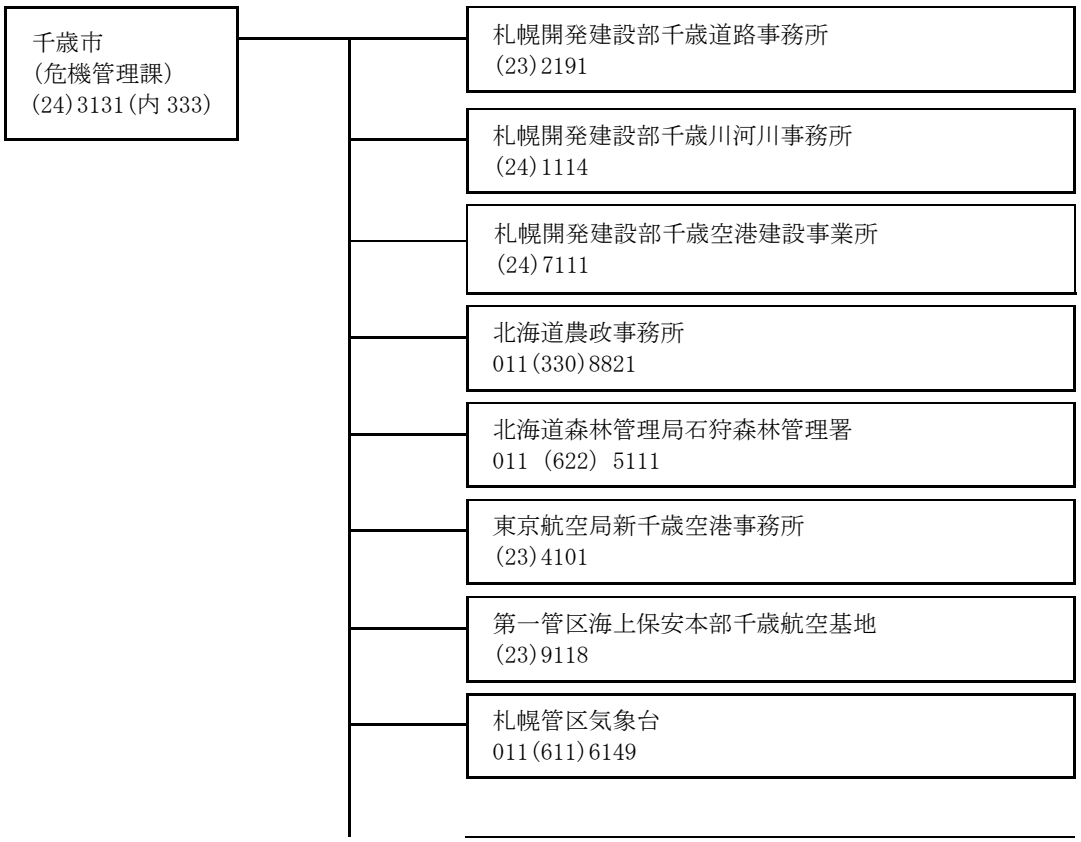
（２）消防機関における応援体制の整備

消防は、消防組織法第39条及び第44条の規定に基づく応援（広域応援）要請に関し、あらかじめ道内及び道外の関係ある消防機関との間で応援体制の調整を図る。

（３）防災関係機関等との連携体制の整備

市は、防災関係機関等との協定締結などにより、災害時において迅速な情報収集や支援要請等が実施できるための体制整備に努める。

なお、防災関係機関等との連絡系統は次のとおりとする。



- 北海道総合通信局
  011(747)6451
- 北海道防衛局千歳防衛事務所
  (23)3145
- 陸上自衛隊第 11 普通科連隊
  (23)5131
- 航空自衛隊千歳基地
  (23)3101
- 石狩振興局地域創生部危機対策室
  011(204)5818
- 石狩振興局保健環境部千歳地域保健室(千歳保健所)
  (23)3175
- 空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所
  (23)4191
- 千　歳　警　察　署
  (42)0110
- 日本郵便株式会社千歳郵便局
  (23)2341
- 北海道旅客鉄道㈱千歳駅
  (23)2040
- 北海道旅客鉄道㈱新千歳空港駅
  (45)7001
- ＮＴＴ東日本㈱北海道事業部
  011(212)4466
- ㈱ドコモＣＳ北海道　北海道南支店
  0138（86）5835
- 北海道電力ネットワーク㈱千歳ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ
  (23)5101
- 北海道ガス㈱千歳支店
  (26)8623
- 千　歳　医　師　会
  (24)3549
- 千 歳 歯 科 医 師 会
  （40） 3333

資　料　編　○千歳市が締結する災害協定一覧

第５　避難環境の整備

１　指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・広域避難場所の指定

災害時には、災害の規模や状況に応じた適切な避難場所等の指定と住民の避難活動及び被災者の避難生活の場となる避難所の運営が重要となる。

このため、それぞれの災害の異常な現象の種類ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所として、可能な限り、被害想定を算定した７つの地区ごとに、安全かつ収容可能な公園、広場及び公共施設等を指定緊急避難場所に指定するほか、被災者の避難及び救援を円滑に実施するため一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定する。また、各地区共通の避難所等として、市内広域避難場所を指定するとともに、災害発生時に一般の指定避難所での生活に支障をきたす障がい者など要配慮者を受け入れるため、バリアフリーなど特別の配慮がなされた施設を福祉避難所として指定する。この際、努めて地域住民の意見を聴取し、避難所指定に反映させるほか、地域住民と連絡体制を確認し、避難所の効果的な維持管理に努めることとし、福祉避難所については、関係団体・事業者等と福祉避難所の設置及び運営に関する協定を締結するなど、災害時に開設が可能な福祉避難所の確保に努める。なお、指定避難所だけでなく、指定・届出避難所として位置づけられた避難所についてもあらかじめ情報を把握する。

また、迅速かつ安全な避難を行うため避難所の案内標識を設置するとともに、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者や外国人でも理解できるユニバーサルデザインの採用に努める。なお、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所及び市内広域避難所は、資料編に掲載のとおりである。

資　料　編　○指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

２　避難体制及び避難所施設の整備

市民が安全に避難所生活を行うためには、避難計画や避難所運営計画の作成等による避難体制の整備、及びこれに基づく避難訓練や避難所開設・運営訓練の実施、更には、避難路や避難所施設等の避難環境を整備することが必要である。

このため、災害の種類に応じた避難計画、避難所開設・運営マニュアルを作成するほか、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除や、避難生活を支援するための食糧、生活必需品、感染対策衛生用品、パーティション、段ボールベッド等の備蓄、避難所施設等の設備などの避難環境を計画的に整備する。

３　避難所開設体制の確保

災害時において、住居等を喪失した市民等の安全を確保するため、迅速かつ円滑に避難所を開設することは極めて重要である。

このため、平時から避難所の状況把握や各種感染症を含む感染症対策に係るレイアウト、動線等の確認を行い、避難所開設業務の円滑な実施に努める。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、要配慮者も含む避難者に対して円滑な情報伝達ができるよう、ホームページやアプリケーション等の多様な情報伝達手段の整備に努める。

４　避難所の市民周知及び避難所開設・運営マニュアル等を活用した訓練の促進

災害時において市民が安全に避難し、円滑に避難所生活をするためには、それぞれの地域にある指定緊急避難場所や指定避難所、あるいは各地区共通の福祉避難所や市内広域避難所等を把握するほか、避難所における事前の訓練等が必要である。

このため、各戸に配布している防災ハンドブックや出前講座等を通じ指定した各避難所の市民周知に努めるほか、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成、避難所開設・運営マニュアル等を活用した訓練の促進に努める。

第４節　消防体制づくり

第１　消防力の整備と活動体制の構築

大規模な地震が発生した場合は、同時に数多くの火災や建築物の倒壊が発生し、市民の生命、身体及び財産に多大な危険が生じる。また、道路、水道、電話などの障害を伴う広域的な複合災害となり、初期の段階から効果的な消防活動を展開する必要がある。

このため、消防機関は、火災の消火及び人命の救出・救護活動を行い、被害を最小限にとどめるために必要な消防力を整備するとともに、災害活動の根幹となる被害情報の正確かつ迅速な収集・伝達体制を整え、活動部隊の効率的な運用をはじめとする消防機関の総力を挙げた活動体制を整備する。

さらに、大規模な地震や風水害等の発生時は、本市の消防力だけでは対応が困難となり、広域的な支援が必要になると予測されるため、緊急消防援助隊等の支援部隊の円滑な支援が得られるよう受援体制を整備する。

第２　消防体制の整備

地震発生直後から多発的な火災をはじめ、救助、救急事案の発生が予測されるため、的確に対応できるよう災害初期の段階から効果的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要である。

このため、情報収集、伝達機能の強化等、総合的な消防体制の整備を図るとともに、緊急消防援助隊をはじめとする応援隊の受援体制を整備する。

なお、消防に関する計画は、別に定めるものとする。

第３　消防水利・資器材の整備

地震発生時は、水道施設の被害や水圧低下等により消火栓の使用困難が予想されることから、消火栓に偏らない水利の確保が必要となる。

このため、耐震性貯水槽の整備や自然水利の活用等を準備するほか、防災資材庫の設置及び消火資器材等の整備に努める。なお、防災資材庫の設置状況等は、次のとおりである。

１　防災資材庫の設置

防災資材庫の設置状況は、次のとおりである。

防災資材庫設置状況

名　　称	所　　在　　地
千歳市防災資材庫	千歳市東雲町４丁目１−１
千歳市長都防災資材庫	千歳市釜加362−５
千歳市泉郷防災資材庫	千歳市泉郷268−９
千歳市水防センター	千歳市駒里2212（河川防災ステーション内）

２　資器材の備蓄状況の調査･報告

防災事務を所掌する課長は、適宜に水防資器材の備蓄状況調査を行い、適切な備蓄に努めるとともに、その状況を消防長及び市長に報告する。

第４　消防団の強化

災害発生時の救助・救急活動や消火活動は、同時多発的に発生するため、消防職員だけでは対応困難となり、消防団の活動が不可欠となる。

このため、消防団員の確保や若年化及び消防団が行う救急救助や消火活動などの訓練を充実させるほか、消防団が使用する消防資器材等の整備に努める。

第５　危険物等施設の安全対策

地震発生時においては、地盤の揺れ等により危険物等施設の損壊等が予想される。

このため、危険物等施設の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う危険物事業者及び消防は、平時において次のような安全確保のための対策を行う。

１　技術基準の遵守

危険物事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。

２　立入検査の徹底

消防は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

３　自主保安体制の整備

危険物事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

４　講習会・研修会の実施

消防は、危険物事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会等を実施し保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図るとともに、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

第５節　応急対策のための環境づくり

第１　応急対策体制の構築

大規模地震災害時は、多くの死傷者や避難者等が発生することから迅速かつ的確な救助や医療救護、あるいは食糧、生活必需品、応急給水等の確保等が必要となる。

このため、平時より医師会等との調整を図り、医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、緊急患者輸送体制等を整備するほか、災害時の市民生活を確保するため、非常用物資の備蓄及び調達体制を整備する。

また、平時から防災関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

この際、要配慮者、及び避難行動要支援者等に十分配慮した体制整備に留意する。

第２　医療救護体制の整備

地震発生時は、建物等の倒壊によって一度に多くの傷病者が発生する。特に、挫滅症候群（クラッシュシンドローム）といった緊急に医療救護を必要とする患者への対応が必要となる。

このため、災害時に医療救護が迅速に実施できるよう、北海道、医師会その他の関係機関等に協力を求め、次のような体制の整備に努める。

１　緊急医療体制等の整備

市は、平時から北海道や医師会、その他の関係機関等と協力体制を構築し、市立千歳市民病院を核とした緊急医療体制や医療救護所の効果的運営体制を整備するとともに、災害拠点病院や北海道などと連携した緊急搬送体制の整備に努める。

この際、トリアージ実施のための医療救護所の設置準備並びに重傷者収容のための収容医療機関の指定について、千歳保健所、千歳医師会、千歳歯科医師会等に協力を求める。

２　医薬品、医療資器材の備蓄及び調達

市は、負傷者等が多数発生することを予測し、応急救護用医薬品や医療資器材の備蓄及び調達体制等の整備に努める。

３　消防と医療機関等との連携

（１）消防は、平時から医療機関等との情報共有に努め、負傷者等を迅速かつ適切に医療機関に搬送しうる体制の整備に努める。

（２）消防は、平時から市内の医療機関等が被災した場合を考慮し、遠隔地の医療機関に対する負傷者等の搬送体制を整備する。

このため、北海道や医師会、その他の関係機関等と調整し、ヘリコプターによる患者の搬送体制や広域的な消防機関相互の連携体制の整備に努める。

なお、市内における医療機関は、資料編に掲載のとおりである。

資　料　編　○医療機関（市内・近隣市）一覧

第３　給水体制の整備

地震発生時は、水道管の破壊により広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予想されることから、断水時間の飲料水、生活用水、医療用水等の給水体制の確保が極めて重要となる。

このため、給水活動に備えて給水タンク車・ポリタンク等の資器材等を整備するとともに、10万人を対象に初期段階３日分（１人１日約３リットル）の飲料水等を確保するため、配水池や温水プール等の緊急貯水及び補給水利水源等を確保するほか、指定水道工事店、事業所等に災害時における緊急給水協力体制の確保について協力を求めるとともに、避難所運営における初期対応分として飲料水の備蓄を進める。

また、各家庭において初期段階３日分（推奨１週間分）の飲料水等を確保（ポリタンク等による備蓄）するよう広報に努める。

なお、補給水利の種別、所在、数量等は、本編第３章第12節「第２水の供給」による。

第４　食糧品等の備蓄及び物資供給体制の整備

地震発生時は、流通経済が停止するため物資の入手が困難となることが予想されることから、物資流通までの間の飲料水・食糧等の確保が必要となる。

このため、想定される避難者数を基本に指定避難所ごとに食糧等を備蓄するとともに、備蓄拠点を設定し備蓄を進めるため、千歳市災害応急対策用品整備計画を策定する。また、大手スーパー等と緊急生活物資等の供給について協定を締結し、不足分の食糧等を流通備蓄として確保するほか、各家庭・企業において初期段階３日分（推奨１週間分）の非常食等を確保するよう広報に努める。

なお、防災備蓄品保有状況及び千歳市災害応急対策用品整備計画は、資料編に掲載のとおりである。

資　料　編	**○防災備蓄品保有状況一覧**
	○〔別掲〕千歳市災害応急対策用品整備計画
	○〔別掲〕千歳市職員非常用食糧等整備計画

第５　石油類燃料の確保体制の整備

地震発生時は、流通経済が停止するため石油類燃料（ＬＰガスを含む。以下同じ）の入手が困難となることが予想されることから、流通経済回復までの間の石油類燃料の確保が必要となる。

このため、平時から石油類燃料卸売組合、石油類燃料協同組合、石油類燃料事業者に対し協力を要請するほか、あっせんを求めるなど石油類燃料の確保に努めるとともに、避難所運営における初期対応分として灯油缶詰の備蓄を進める。

また、千歳地方石油業協同組合、千歳燃料販売同業組合、北海道エルピーガス災害対策協議会石狩支部、社団法人北海道エルピーガス協会石狩支部千歳分会、千歳液化石油ガス協同組合との災害時応援協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

第６　緊急輸送体制の整備

地震災害時は、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、道路やヘリポート等の輸送施設及び物資の集積や配分スペース等の輸送拠点の確保が重要となる。

このため、平時からこれらの施設が円滑に使用できるような体制の整備に努める。

１　輸送拠点及び輸送体制の確保

災害時は、多量の救援物資等の送付と被災者への集配が予測されることから、これら送付物資の集配拠点として千歳市車両センターなどの公共施設や協定締結先等を候補地とし、集配体制を整備する。

また、札幌トラック協会や民間事業所との災害時応援協定に基づき、集配拠点の確保や集配拠点等から指定避難所への輸送体制の確立を図る。

２　ヘリポートの確保

災害時は、陸路寸断や迅速な輸送等のため、ヘリコプターによる緊急輸送が予測されることから、常設ヘリポートや臨時ヘリポートの確保が重要となる。このため、平時から常設ヘリポートを整備するとともに臨時ヘリポートとして利用可能な施設の把握に努める。また、これらの施設を有効に活用するため、その所在地を関係機関及び住民等に周知する。

資　料　編　○　市内におけるヘリポート一覧

３　緊急輸送路確保体制の整備

北海道指定の緊急輸送道路のほか、状況により、市は道路管理者等と協議のうえ、次の重要な拠点を結ぶ区間を緊急輸送道路として指定し、耐震化や、災害時における交通統制の整備に努める。

（１）災害時に拠点となりうる病院、常設・臨時ヘリポート等

（２）救援物資等の備蓄・集積、集配拠点、広域避難所等

（３）地震防災対策特別措置法に基づき指定する幹線道路等

第７　建物対策体制の整備

地震発生時は、老朽化した非耐震住宅等の倒壊等が予想されることから、耐震住宅及び倒壊時の応急仮設住宅等の確保が必要となる。

このため、耐震住宅確保及び既設住宅の耐震診断の推奨に努めるとともに、仮設住宅用地・住宅等を確保する。

また、被災住宅等の応急修理に備え、関係団体・事業者（ムービングハウス設置など）等と応急対策業務等に係る協定を締結するなど、協力体制を整備する。

第８　防疫・衛生活動体制の整備

地震発生時は、建物倒壊等による多数の死傷者の発生や衛生条件の悪化による食中毒、害虫の発生等が予想されることから、遺体の火葬・仮埋葬及び防疫・衛生活動体制の確保が必要となる。

このため、遺体搬送及び火葬協力のための協定等の締結や、衛生指導の強化及び消毒剤等の確保等の協力体制を確保する。

第９　し尿・ごみ処理体制の整備

地震発生時は、水道や下水道の破損等による水洗トイレ等の使用不能や建物の倒壊等による多量のがれき類やごみの発生等が予想されることから、し尿・ごみ処理体制の整備が必要となる。

このため、仮設トイレ等の設置準備や、し尿・ごみの迅速な処理に備え、関係団体・事業者等の協力体制を整備する。

第１０　要配慮者対策の整備

地震発生時は、建物の倒壊や道路破壊等が予想されることから、避難などの対応が困難な要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、病弱者、医療的ケアを必要とする者、外国人、観光客等）の安全確保や避難場所等での生活援助対策が必要となる。

このため、福祉活動と連携し、「千歳市避難行動要支援者避難支援プラン」を作成し、日常における要配慮者、特に避難行動要支援者等の把握による援護体制の確保や、被災時における安否確認、避難所等における生活援助体制の確保のため、地域住民や自主防災組織、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、平時より情報伝達体制等の整備及び制度の周知・啓発に努める。特に、外国人、観光客等については、避難場所、避難方法の周知等が必要であることから、関係団体と調整し、これらの対策を整備する。

また、災害時における要配慮者の避難支援体制を充実させるため、関係団体・事業者等と福祉避難所の設置及び運営に関する協定を締結するなど、協力体制を整備する。

第１１　業務継続計画の整備

地震発生時は、市役所など公共施設の損壊や設備の損傷等が予想されるが、地震等により市役所などが被災した場合においても必要最小限の機能を維持し、災害対応等にあたる必要がある。特に、災害対策業務を実施する上でＩＴ部門や市民生活に直結する最小限の機能維持は極めて重要である。

このため、被災時を想定したＩＴ部門の機能を整備するほか、業務継続計画を整備する。

第１２　被災者支援対策の整備

地震発生時は、多くの被災者が同時に多数発生することが想定されることから、指定避難所における避難者の把握が重要となる。また、被災者に対する支援に必要な物資の備蓄や管理、仮設住宅管理、倒壊家屋管理等なども必要となるため、これら被災者に対する支援体制や、支援状況を総合的に管理するクラウド型被災者支援システムを整備するとともに、システムの取扱いに習熟するための訓練を実施する。

第６節　積雪寒冷期における災害対応づくり

第１　積雪寒冷期の災害対応体制の構築

積雪寒冷期において地震が発生した場合においては、他の季節に発生する地震災害に比べて様々な面で地震被害を拡大・深刻化させるほか、積雪寒冷下における災害対応の困難化が予想される。

このため、平時から積雪寒冷期の特性を考慮した防災･減災のための諸施策を推進するとともに災害発生時の被害を軽減するため、防災関係機関等と協力して迅速な対応ができる体制を構築する。

第２　平時における対策

積雪寒冷期の特性を考慮し、平時から防災関係機関等と連携を図りつつ、次の諸施策を推進し、防災及び減災に努める。

１　救出・救助及び消火活動等の困難性を考慮した施策

（１）耐震化の促進及び屋根の無雪化

（２）室内の地震対策及び出火防止対策の徹底

（３）積雪寒冷期に使用可能な資器材等の整備（スノーモービル等の装備など）

（４）防災関係機関等による防災訓練の実施

（５）災害対策に応じる要員の装備･被服等の整備

２　積雪等により孤立する可能性のある地区を考慮とした施策

（１）自主防災組織等による自主防災力の向上

（２）複数の通信手段及び電源の確保

（３）適切な防災情報の入手及び提供

（４）家庭備蓄の強化及び公的備蓄資器材の事前配置

３　積雪・寒冷期を考慮した避難所等の開設･運営を考慮した施策

（１）避難のための交通路及び交通･輸送手段の確保

（２）避難者の屋内収容と暖房対策（暖房器具･燃料・段ボールベッド・パーティションの備蓄）

４　冬期における避難誘導体制の検討

第３　災害時における対策

積雪寒冷期に地震が発生した場合は、通常期における対応のほか、次の諸施策を推進し、迅速かつ適切な災害対応に努める。

１　被災現場進出のための施策

（１）防災関係機関等の連携による緊急除雪体制の整備による迅速な除･排雪の実施

（２）災害対応・緊急輸送等のための災害時優先道路の確保

（３）積雪時に使用可能な応急等交通手段の確保

（４）時宜に即した気象情報等の入手及び活用

２　迅速かつ的確な災害対応のための施策

（１）防災関係機関等の連携による災害対応及び災害対応時の統制･調整の具体的な実施

（２）状況に即した自衛隊の災害派遣要請及び緊急ヘリポートの設置

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策の基本方針

第１　災害応急対策の基本方針

千歳市では、地震による災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合において、災害情報の収集、警戒及び災害発生時の迅速な対応を行うため、市民、近隣自治体、北海道、指定地方行政機関及び関係機関等の協力を得て、災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、警戒活動や応急活動等を実施する。

特に、災害発生時における応急活動は一時的に多種･多様な業務が集中し、市だけでは対応しきれないことから、防災関係機関の支援を受けるとともに、市民一人ひとりが普段から「自らの生命と財産は、自らが守る」という認識を持って行動し、町内会や事業所の協力を得ながら応急対策が実施できるよう連携に努める。

災害対策体制の基本的な考え方

時　　期	体　制　及　び　組　織		配　備　段　階	配　備　人　員
災害対策本部設置前	災害情報連絡及び警戒体制	災害警戒本部	注　意　配　備	総務対策部（注意配備時は総務部）その他必要な対策部（注意配備：部）の人員
			警　戒　配　備	
災害対策本部設置後	災害応急体制	災害対策本部	第１非常配備	各対策部の必要な人員
			第２非常配備	各対策部の必要な人員
			第３非常配備	全職員

第２　地震災害の推移

地震災害は、災害発生に備えた警戒や事前準備が困難であり、地震発生直後から救出活動、消火活動など多くの災害対策を必要とする。また、規模が大きくなるほど組織的な初動対策が遅れ、時間の経過に伴って対策活動の内容や規模が変化するため、事態の推移に適応した対処が求められることから、災害発生時においては、被害状況等に応じ緩急を判断し、次の応急対策を実施する。

地震災害時の主な応急対策事項

実 施 項 目	①被害情報の収集・整理及び伝達、市民への広報 ②人命救出・救助及び応急医療活動 ③初期消火活動等 ④飲料水・食糧及び生活必需品等の確保 ⑤避難、要配慮者、特に避難行動要支援者への対応 ⑥自衛隊の派遣要請と広域支援

実 施 項 目	⑦交通対策及び救急輸送 ⑧行方不明者の捜索、遺体収容及び火葬等 ⑨ライフラインの復旧、災害廃棄物等の対策、生活再建 ⑩その他住民の要望事項など

地震災害発生からの応急対策の推移（基準）

地　震　発　生

時　　期	項　目	対　　策
発生から24時間（１日）程度	初動対策	●災害対策本部（災害警戒本部）の設置 ●初動期活動（被害状況により優先順位を判断、必要な事項は市民に広報） ・ 参集職員、消防本部、その他の情報提供者等から被害情報の収集伝達 ・ 倒壊建物からの被災者救出･救護、応急医療救護（医療救護所の開設）後方医療機関への搬送、行方不明者の捜索 ・ 出火状況の確認、初期消火、延焼防止（危険物等の状況把握） ・ 建物・ライフライン・交通・公共施設（指定避難所）等の被害状況把握 ・ 避難指示、避難所の開設（応急危険度判定)、避難者の把握、パニック防止、安否情報確認、特設公衆電話等の設置 ・ 自衛隊の災害派遣要請（北海道知事)、他市町村への支援要請 ・ 飲料水･食糧の確保及び供給、緊急生活必需品の確保及び供給 ・ 交通対策、特に緊急輸送路の指定及び確保（復旧対策期まで継続）
おおむね２日から１週間程度	応急対策	●応急期活動（被害状況により優先順位を判断、必要な事項は市民に広報） ・ 建物・ライフライン・交通・公共施設（指定避難所）等の応急復旧（北海道特有の気候や条件を考慮・対応） ・ 避難所の飲料水･食糧・生活必需品確保、衛生管理、仮設トイレ等の設置 ・ ライフラインの確保、物資の供給 ・ 応援物資・広域支援及びボランティア等の受入・活用、社会福祉協議会と連携（復旧対策期まで継続） ・ 行方不明者の捜索、遺体収容、火葬・埋葬場等の確保（復旧対策期まで継続
１週間以上	復旧対策	●復旧期活動（被害状況により優先順位を判断、必要な事項は市民に広報） ・ 被災者の生活情報収集、特に避難人員及び避難生活状況の実態把握と対応 ・ 避難所等におけるケア･健康相談等 ・ ライフラインの復旧、仮設住宅の建設 ・ 災害廃棄物及び一般廃棄物（ごみ・し尿）等の処理 ・ 学校再開の準備及び授業の再開。必要に応じ、北海道災害時学校支援チームの派遣を要請 ・ り災・り災届出証明書等の発行（準備)、建物･住宅等の応急危険度判定の実施 ・ 通常業務への移行、相談窓口の設置（臨時・広域化）

第２節　災害対策本部

第１　災害対策本部の設置・廃止

１　災害対策本部の設置

市域内で震度５強以上の地震が発生したときは、自動的に市役所庁舎に災害対策本部を設置する。また、震度５強未満の場合においても、被害の状況によって市長が必要と認めたときは、市役所庁舎に災害対策本部を設置する。

地震の規模、被害状況により市役所庁舎に災害対策本部を設置できない場合は、千歳市防災学習交流施設に災害対策本部を設置する。

この際、防災関係機関との連携を密にするための調整機能として、災害対策本部に総合調整所を設置するほか、必要に応じ現地調整所を設置する。

２　災害対策本部の廃止

災害発生のおそれがなくなったとき、又は災害応急対策等がおおむね完了し、災害対策本部による対策の必要がなくなったときは、災害対策本部を廃止する。

３　災害対策本部設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、次により通知する。

通知又は公表先	通知又は公表の方法	担当
本部職員	庁内放送、防災行政無線、メールその他迅速な方法	総務対策部の総括班、情報班及び企画対策部広報広聴班
防災会議構成機関	防災行政無線、電話その他迅速な方法	
石狩振興局	電話、北海道総合行政情報ネットワーク、その他迅速な方法	
陸上自衛隊第11普通科連隊	防災行政無線、電話その他迅速な方法	
航空自衛隊第２航空団	〃	
報道機関	電話その他迅速な方法	
市民	防災行政無線、広報車による広報、緊急速報メール、千歳市ホームページ、千歳市メール配信サービス、報道機関（テレビ、ラジオ）、ＳＮＳ、防災アプリ、その他迅速な方法	
その他必要と認める機関	防災行政無線、電話その他迅速な方法	

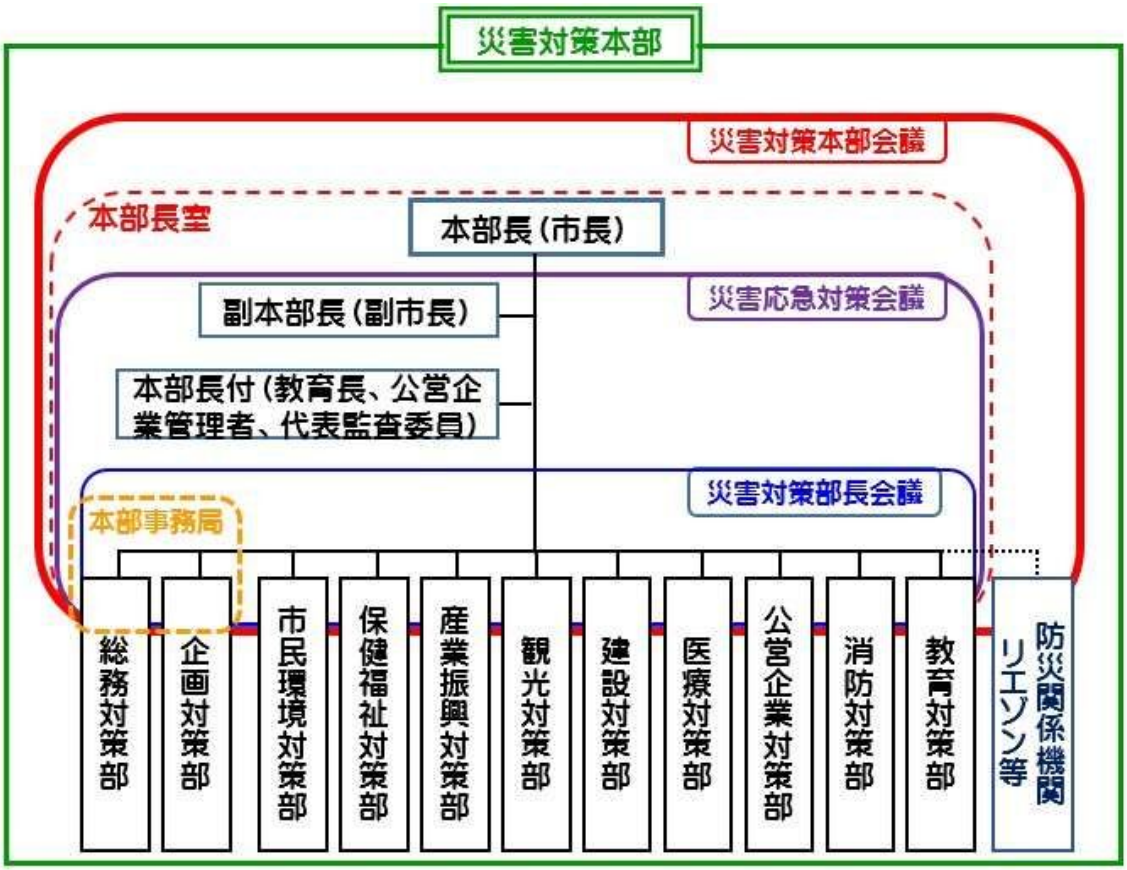
４　現地対策本部の設置及び廃止

被災地付近における応急活動の必要が生じた場合、現地対策本部を設置することができ、現地の応急対策を終了したときに廃止する。現地対策本部長及び現地対策本部の職員は、本部長が指名した者とする。

５　災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び所掌事務は、次のとおりとする。

（１）災害対策本部の組織



（２）災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の所掌事務は、資料編に掲載のとおりである。

資　料　編　○千歳市災害対策本部編成及び所掌事務

６　災害対策本部の設置及び指揮権限の委任

災害対策本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順位によりその権限を委任したものとする。

第１順位　副市長	第２順位　総務部長	第３順位　企画部長	第４順位　市民環境部長

7　災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、次のとおり協議・決定するものとする。

災害対策本部の運営（会議）

会　　議	構　成　員	協　議　事　項
災害対策本部会議	・本部長 ・副本部長 ・本部長付 ・各対策部長 ・防災関係機関等の要員 ・本部長が指名する者	・　災害対策活動の基本方針及び周知に関すること。 ・　防災関係機関等の災害予防、災害応急対策活動等の実施に関すること。 ・　その他本部長が必要と認める事項に関すること。
災害応急対策会議	・副本部長 ・本部長付 ・各対策部長 ・副本部長が指名する者	・　災害対策本部の設置・廃止・移行に関すること。 ・　災害対策本部の配備体制に関すること。 ・　その他災害対策に関する重要事項に関すること。
災害対策部長会議	総務対策部長が招集、協議結果を災害応急対策会議に建議する。	
	・各対策部長 ・総務対策部長が指名する者	・　災害対策活動の前提となる情報の共有化・一元化に関すること。 ・　災害予防、災害応急対策等の実施に関する各対策部の対応に関すること ・　その他総務対策部長が必要と認める事項

※会議事項の周知　各対策部長は、会議内容を直ちに班長に周知するとともに、部員を指揮し防災・減災活動を円滑に推進する。

第２　職員の動員・配備

１　非常配備の基準

災害が発生した場合あるいは発生のおそれがある場合には、非常配備の体制をとるものとする。非常配備の種別と配備内容については、次のとおりとする。

なお、夜間・休日等執務時間外に震度５強以上の地震が発生し、職員が所属先に参集できない場合には、居住地に近い支所や避難所等に自主的に参集し、初動活動を実施しながら災害対策本部の指示を仰ぐものとする。

非常配備の基準

種　別	配　備　基　準　・　内　容
第１非常配備	①　震度５強の地震により災害及び事故が発生し又は災害が発生するおそれがある場合 ②　第１非常配備をもって災害情報収集、関係機関との連絡調整等災害応急活動のための諸準備及び災害応急活動を開始するとともに第２非常配備へ移行できる体制とする。
第２非常配備	①　震度６弱の地震により、災害及び事故が発生し又は災害が発生するおそれがある場合や、市長が必要と認めた場合 ②　第２非常配備をもって直ちに災害応急活動を開始するとともに第３非常配備に移行できる体制とする。
第３非常配備	①　震度６強以上の地震が発生した場合及び市長が必要と認めた場合 ②　第３非常配備をもって災害応急活動を行う。

２　災害対策本部配備要員

災害対策本部の配備要員は、非常配備の基準に応じて第１非常配備から第３非常配備までとし、次に掲げる者をもって充てる。このことから、各対策部長は、平素から、非常配備の段階に応じて配備する要員を指定し、即応体制を確保するものとする。

※本部の次長とは、各対策部に属する次長職を示す。

第１非常配備	本　部　事　務　局		総務部長、次長、参事・参事補、班長・班員（総括班、総務班、情報班、職員班、広報広聴班）
	総務対策部	本　　部	総務部長（兼）、次長（兼）、会計管理者
		総　括　班	危機管理課長（兼）・課員（兼）
		総　務　班	総務課長（兼）・課員（兼）
		情　報　班	行政管理課長（兼）・課員（兼）
		職　員　班	職員課長（兼）・課員（兼）
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	企画対策部	本　　部	企画部長、議会事務局長、次長
		企　画　班	企画課長・課員、主幹（総合計画等担当）、交通政策課長
		避　難　班	まちづくり推進課長、空港政策課長、主幹（空港100年記念担当）、基地政策課長、主幹（アイヌ政策推進担当）、公立大学政策課長、主幹（新土地利用調整担当）、主幹（新工業団地開発担当）、次世代半導体拠点推進室総務課長、議会事務局議事課長
		広報広聴班	広報広聴課長（兼）・課員（兼）
		秘　書　班	秘書課長・課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	市民環境対策部	本　　部	市民環境部長、次長、監査事務局長
		市民生活班	市民生活課長・課員
		支　所　班	向陽台支所長、東部支所長、支笏湖支所長、選挙管理委員会選挙課長、監査事務局監査課長
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	保健福祉対策部	本　　部	保健福祉部長、こども福祉部長、総合保健センター長、次長
		救　援　班	福祉課長・課員、保護課長・課員、こども政策課長・課員、こども家庭課長・課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。

	産業振興対策部	本　　部	産業振興部長、次長
		商　工　班	商業労働課長・課員
		農　林　班	農業振興課長・課員、農村整備課長・課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	観光対策部	本　　部	観光スポーツ部長、次長
		観　光　班	交流推進課長・課員、観光課長・課員、スポーツ振興課長・課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	建設対策部	本　　部	建設部長、次長
		管　理　班	道路管理課長・課員、事業庶務課長・課員
		土　木　班	道路建設課長・課員、都市整備課長・課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	医療対策部	本　　部	病院長、副院長、看護部長、事務局長
		医療庶務班	その他の事務局員
		医療対策班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	公営企業対策部	本　　部	水道局長、次長
		業　務　班	総務課長・課員、経営企画課長・課員
		給水・広報班	水道サービス課長・課員
		水　道　班	水道整備課長・課員
		下水道班	下水道整備課長・課員
	消防対策部	本　　部	消防長、次長、署長
		作　戦　班	警防課長・課員
		支　援　班	総務課長・課員、財務管理課長・課員
		情　報　班	予防課長・課員
		警　備　班	警備課長、査察課長、救急政策課長、救急運用課長、消防署員
	教育対策部	本　　部	教育部長、次長
		教育総務班	企画総務課長・課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。

第２非常配備	本　部　事　務　局		総務部長、次長、参事・参事補、班長・班員（総括班、総務班、情報班、職員班、広報広聴班、調査班）
	総務対策部	本　　部	総務部長（兼）、次長（兼）、会計管理者
		総　括　班	危機管理課長（兼）・課員（兼）
		総　務　班	総務課長（兼）・課員（兼）
		情　報　班	行政管理課長・課員、※税務課長・課員、※納税課長・課員　※：調査班を兼務。被害状況等により他の業務を振分け、応急対応に従事。
		職　員　班	職員課長・課員、主幹（職員健康管理担当）
		財　政　班	財政課長・課員、契約管財課長・課員、会計課長・課員
		調　査　班	税務課長（兼）・課員（兼）、納税課長（兼）・課員（兼）
	企画対策部	本　　部	企画部長、議会事務局長、次長
		企　画　班	企画課長・課員、交通政策課長・課員、主幹（総合計画等担当）・主幹付職員
		避　難　班	まちづくり推進課長・課員、空港政策課長・課員、主幹（空港開港100年記念担当）・主幹付職員、基地政策課長・課員、主幹（アイヌ政策推進担当）、公立大学政策課長・課員、主幹（新土地利用調整担当）・主幹付職員、主幹（新工業団地開発担当）・主幹付職員、企業誘致課員・次世代半導体拠点推進室総務課長・課員、次世代半導体拠点推進室事業推進課員、議会事務局総務課長・課員、議会事務局議事課長・課員
		広報広聴班	広報広聴課長（兼）・課員（兼）
		秘　書　班	秘書課長・課員
	市民環境対策部	本　　部	市民環境部長、次長、環境推進室長、監査事務局長
		市民生活班	市民生活課長・課員、戸籍住民課長・課員、国保医療課長・課員、ゼロカーボン推進課長・課員
		食糧供給班	国保医療課長・課員
		環境衛生班	市民生活課長・課員、環境課長・課員
		清　掃　班	廃棄物業務課長・課員
		清掃計画班	廃棄物施設課長・課員
		支　所　班	向陽台支所長、東部支所長、支笏湖支所長、選挙管理委員会選挙課長・課員、監査事務局監査課長・課員、監査事務局主幹（技術担当）
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	保健福祉対策部	本　　部	保健福祉部長、こども福祉部長、総合保健センター長、次長

	保健福祉対策部	救　援　班	福祉課長・課員、保護課長・課員、高齢者支援課長・課員、障がい者支援課長・課員、主幹（基幹相談支援担当）、こども政策課長・課員、こども家庭課長・課員、児童施設課長・課員、児童発達支援センター長・職員
		保　健　班	健康づくり課長・課員、母子保健課長・課員、市民健康課長・課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	産業振興対策部	本　　部	産業振興部長、次長
		商　工　班	商業労働課長・課員、公設卸売市場長・市場員、企業振興課長・課員
		農　林　班	農業振興課長・課員、農村整備課長・課員、農業委員会事務局管理課長・課員
	観光対策部	本　　部	観光スポーツ部長、次長
		観　光　班	交流推進課長・課員、観光課長・課員、主幹（観光施策調整担当）、スポーツ振興課長・課員
	建設対策部	本　　部	建設部長、次長
		管　理　班	道路管理課長・課員、事業庶務課長・課員
		土　木　班	道路建設課長・課員、都市整備課長・課員
		建　築　班	建築課長・課員、市営住宅課長・課員、建築政策課長・課員、建築設備課長・課員、主幹（市営住宅整備担当）・主幹付職員
	医療対策部	本　　部	病院長、副院長、看護部長、事務局長、次長
		医療庶務班	その他の事務局員
		医療対策班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	公営企業対策部	本　　部	水道局長、次長
		業　務　班	総務課長・課員、経営企画課長・課員
		給水・広報班	水道サービス課長・課員
		水　道　班	水道整備課長・課員
		下水道班	下水道整備課長・課員
	消防対策部	本　　部	消防長、次長、署長
		作　戦　班	警防課長・課員
		支　援　班	総務課長・課員、財務管理課長・課員
		情　報　班	予防課長・課員
		警　備　班	警備課長・課員、査察課長・課員、救急政策課長・課員、救急運用課長・課員、消防署員
	教育対策部	本　　部	教育部長、次長

	教育対策部	教育総務班	企画総務課長・課員、学校教育課長・課員、青少年課長・課員、学校指導課長・課員
		社会教育班	生涯学習課長・課員、埋蔵文化財センター長・職員、文化施設課長・課員
		給　食　班	学校給食センター長・職員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
第２非常配備以降（基準）とし、対策本部事務局に各対策部情報連絡員を配置：要員は各対策部長計画			
第３非常配備	第３非常配備要員は、災害対策本部の全員を充てる。		

３　災害対策本部の活動要領

非常配備体制下の活動要領は、次のとおりとする。

非常配備体制	活　動　要　領
第１非常配備体制	・　災害対策本部事務局は、関係機関と連絡をとり災害又は事故の情報を収集し、第１非常配備体制の職員に周知・徹底するとともに、必要により本部活動を円滑にするため、応急対策会議及び対策部長会議の開催について具申する。 ・　情報の通知を受けた各対策部は、所掌事務に基づき、情報に即応した措置を講ずるとともに、その状況を逐次本部長に報告する。 ・　第１非常配備につく職員の数は、本部長の判断により増減することがある。
第２非常配備体制	・　本部の活動を円滑にするため、必要に応じ対策部長会議及び対策本部会議を開催する。 ・　各対策部は、情報の収集、伝達体制を強化する。 ・　各対策部長は、所掌事務に応ずる措置を講じるほか次の措置を講じその状況を総務対策部長（災害対策本部事務局）に報告する。 ①　装備、物資、資材、機器材等を点検して、必要に応じ被災地又は被災予想地区へ配置する。 ②　関係班及び災害対策に関係ある外部機関との連絡を密にして活動体制を整備する。
第３非常配備体制	・　災害対策本部の全員をもって、各部ともあらかじめ定められた所掌事務により活動体制を整備し、迅速に処置する。

第３節　災害警戒本部

第１　災害警戒本部の設置・廃止

１　災害警戒本部の設置

市域内で震度４の地震が発生したときは、市長の判断により災害警戒本部を設置する。

２　災害対策本部設置への移行

災害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがある場合には、市長の判断により災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部設置に移行する。

３　災害警戒本部の廃止

災害発生のおそれがなくなったとき、又は災害応急対策等がおおむね完了したとき、もしくは災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部の設置に移行したときは、災害警戒本部を廃止する。

４　災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織及び所掌事務は、本章第２節第１「５　災害対策本部の組織」に準じ、各対策部の細部編成については、各対策部長がその都度示す。

５　災害警戒本部の設置権限及び指揮権限の委任

災害警戒本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順位によりその権限を委任したものとする。

第１順位　副市長	第２順位　総務部長	第３順位　企画部長	第４順位　市民環境部長

第２　職員の動員・配備

１　非常配備の基準

災害が発生した場合あるいは発生のおそれがある場合には、非常配備の体制をとる。非常配備の種別と配備時期については、次のとおりとする。

非常配備の基準

種　別	配　備　内　容	配　備　時　期
注意配備	災害の発生に備え、情報収集を行える体制とする。	市域内に震度４の地震が発生したとき。
警戒配備	災害及び事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集や警戒及び応急対策の準備あるいは防災関係機関等の情報交換を組織的に実施するとともに、災害対策本部へ円滑に移行できる組織とする。	市域内に震度５弱の地震が発生したとき。

２　災害警戒本部配備要員

災害警戒本部の配備要員は、次に掲げる者をもって充てる。

※本部の次長とは、各対策部に属する次長職を示す。

区　分	部	班	配　備　要　員
注意配備	総務部参事・参事補（危機管理担当）、総務部危機管理課長・課員、消防本部（署）で消防長（署長）が必要とする消防職員、その他の部で各部長が必要とする職員		
警戒配備	総務対策部	本　部	総務部長、次長、参事・参事補（危機管理担当）
		総括班	危機管理課長・課員
		総務班	総務課長・課員、主幹
		情報班	行政管理課長・課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	企画対策部	本　部	企画部長、議会事務局長、次長
		企画班	企画課長、主幹
		避難班	空港政策課長、主幹
		広報広聴班	広報広聴課長・課員
		秘書班	秘書課長
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	市民環境対策部	本　部	市民環境部長、次長
		支所班	向陽台支所長、東部支所長、支笏湖支所長
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	保健福祉対策部	本　部	保健福祉部長、こども福祉部長、総合保健センター長、次長、
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	産業振興対策部	本　部	産業振興部長、次長
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	観光対策部	本　部	観光スポーツ部長、次長
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	建設対策部	本　部	建設部長、次長
		管理班	道路管理課長・課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	医療対策部	本　部	病院長、副院長、看護部長、事務局長、次長
		医療庶務班	医療庶務班全職員
		医療対策班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。

	公営企業対策部	本　　部	水道局長、次長
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	消防対策部	本　　部	消防長、次長、署長
		作　戦　班	警防課長・課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	教育対策部	本　　部	教育部長、次長、学校指導室長
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。

３　災害警戒本部の活動要領

警戒配備体制下の活動要領は、次のとおりとする。

警戒配備体制	活　動　要　領
注意配備体制	・　総務部危機管理課長は、札幌管区気象台及びその他の関係機関と連絡をとり、地震に関する情報を収集し、各部の庶務担当課長及び陸上自衛隊第７師団第11普通科連隊、千歳警察署等に通知する。 ・　各部の庶務担当課長は、各部の必要とする課に地震情報等を周知し、必要な措置を講じさせる。また、各課の状況を把握し、総務部危機管理課長に通知する。
警戒配備体制	・　総務対策部総括班長は、関係機関と連絡をとり、被害の情報を収集し、警戒配備体制の職員に周知・徹底するとともに、必要により、本部活動を円滑にするため、応急対策会議及び部長会議の開催について具申する。 ・　情報の通知を受けた関係部長及び班長は、所掌事務に基づき、情報に即応した措置を講ずるとともに、その状況を逐次本部長に報告する。

第４節　情報の収集・伝達

第１　災害情報の収集･伝達

地震発生時における災害情報の収集及び伝達は、応急災害対応のために極めて重要である。特に、地震発生直後は、人命救助という観点から迅速かつ正確な情報を必要とするが、地震発生直後は情報が錯綜し、情報の収集及び伝達が困難になることが予想される。このため、市自ら情報収集に努めるとともに、市職員や緊急時における協力に関する協定を締結している公益社団法人千歳地方隊友会千歳支部の地域情報員等から情報を入手し、情報の処理（分析･整理）を適切に行い、すみやかに市民や防災関係機関等に情報を伝達する。

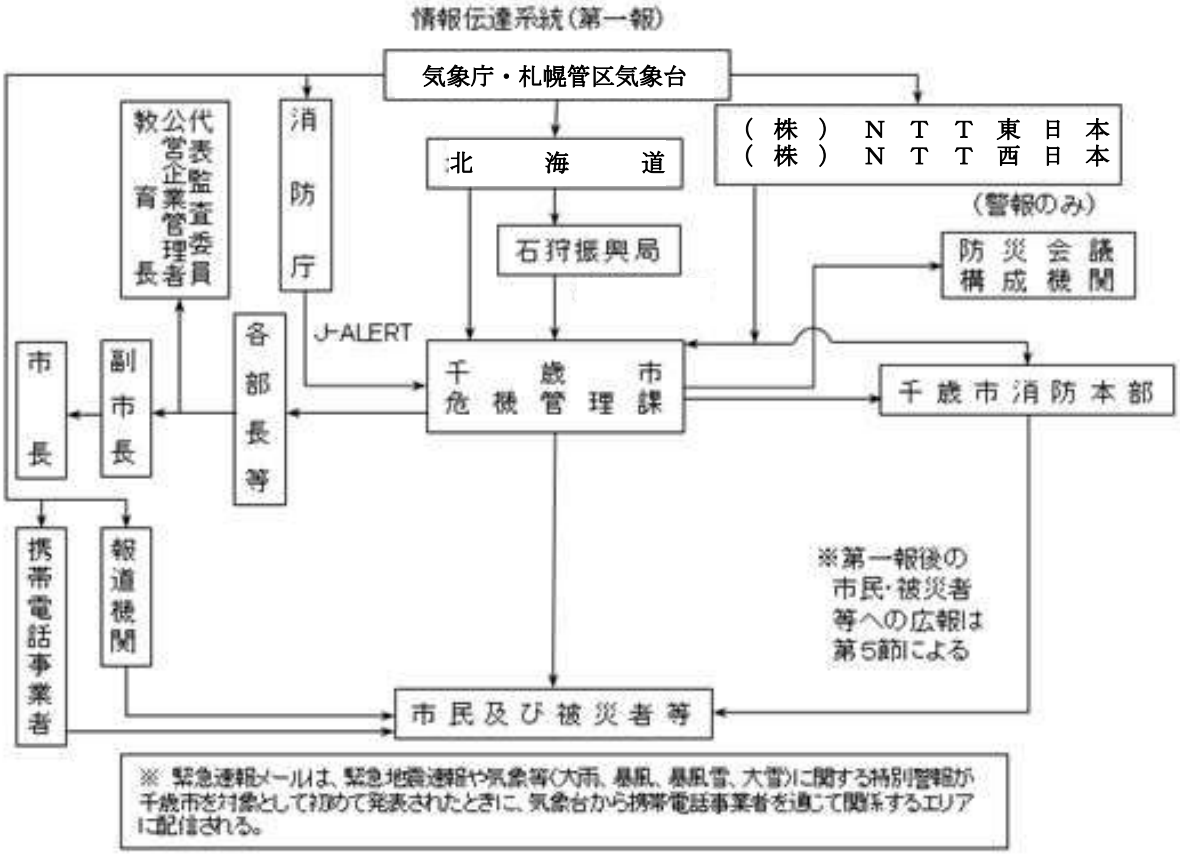
また、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、道へ災害情報を報告する体制を平時から確保するよう努める。体制の確保にあたっては危機管理担当以外の職員も含めて北海道防災情報システムに入力できる体制を構築し、同システムを活用した訓練を定期的に実施することに努める。

なお、情報の伝達内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対策項目	活動内容	主に活動する対策部
地震情報伝達	市民・関係機関への地震情報・避難情報等の伝達	総務対策部 企画対策部
被害状況調査報告	被害状況の取りまとめ、庁舎及び所管施設等の被害状況、市職員（家族を含む）の被災状況	総務対策部
	関係防災機関等の被害状況	企画対策部
	環境保全等の被害状況、関係防災機関及び所管施設等の被害状況	市民環境対策部
	社会福祉施設・医療機関等の被害状況、関係防災機関及び所管施設等の被害状況	保健福祉対策部
	商工業等の被害状況、農林産物及び同施設の被害状況、関係防災機関及び所管施設等の被害状況	産業振興対策部
	観光水産業、ホテル等の宿泊業、スポーツ関連事業等の被害状況、関係防災機関及び所管施設等の被害状況	観光対策部
	所管道路、河川及び橋梁、公園等の被害状況、一般住宅及び公営住宅等の被害状況、関係防災機関及び所管施設等の被害状況	建設対策部
	関係防災機関及び所管施設等の被害状況	医療対策部
	上水道施設及び下水道施設の被害状況、関係防災機関及び所管施設等の被害状況	公営企業対策部
	緊急対応状況、関係防災機関及び所管施設等の被害状況	消防対策部
	関係防災機関及び所管施設等の被害状況	教育対策部

第２　情報のネットワーク

１　地震が発生した場合あるいは緊急地震速報等が発表された場合、気象庁・札幌管区気象台から情報が提供されるが、市としては市民や関係機関等に対し、避難指示、震度、被害、市の対応など必要な情報を伝達する。なお、情報伝達系統（第一報）は次のとおりとする。



２　各種防災関連システムの利活用促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

第３　緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより地震による強い揺れが来る前にこれから強い揺れが来ることを知らせる警報である。

このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

１　緊急地震速報の伝達

（１）気象庁は、地震による被害の軽減に資するため「緊急地震速報」を発表し日本放送協会に伝達する。また、放送事業者や通信事業等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を

含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く住民等へ緊急地震速報の提供に努める。

（２）消防庁は，気象庁から受信した緊急地震速報，地震情報、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報（以下「津波警報等」という。）を全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により地方公共団体等に伝達するものとする。

（３）市町村、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線、デジタルサイネージ等により住民等への伝達に努めるものとする。

２　緊急地震速報で用いる区域等の名称



３　地震に関する情報

（１）地震情報の種類とその内容

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度３以上	地震発生約１分半後に震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。
震源に関する情報	震度３以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 ・「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。 ・震度５弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。

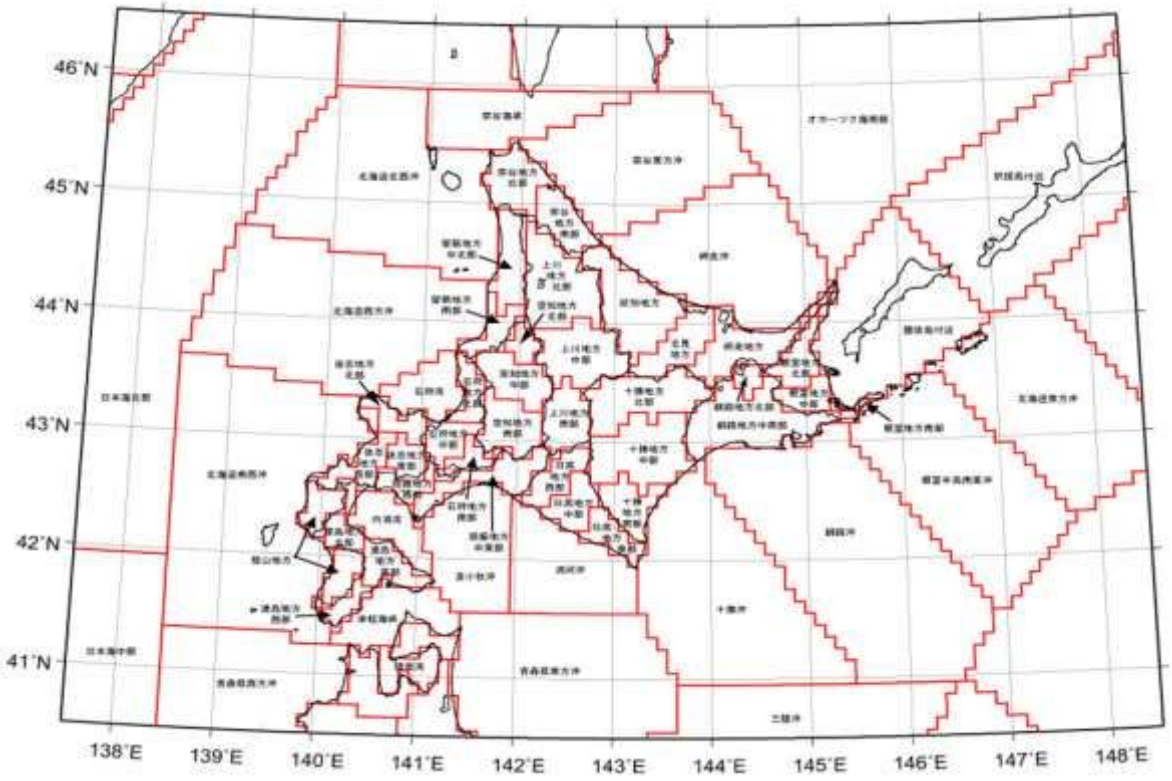
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	震度５弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表する。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	・地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。※ ・日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は１時間半～２時間程度で発表
長周期地震動に関する観測情報	震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表する。（地震発生から１０分後程度で１回発表）

（２）地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁本庁及び札幌管区気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料である。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	次のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道で津波警報等発表時 ・北海道で震度４以上を観測 （ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	次のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道で津波警報等発表時 ・北海道で震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況を取りまとめた資料。
地震活動図	定期（毎月初旬）	防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び石狩・空知・後志地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

（３）震央地名


46°N
45°N
44°N
43°N
42°N
41°N
138°E
139°E
140°E
141°E
142°E
143°E
144°E
145°E
146°E
147°E
148°E

４　情報の解説・周知啓発、防災知識の普及及び防災訓練

（１）緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入　手　場　所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

（２）普及啓発の推進

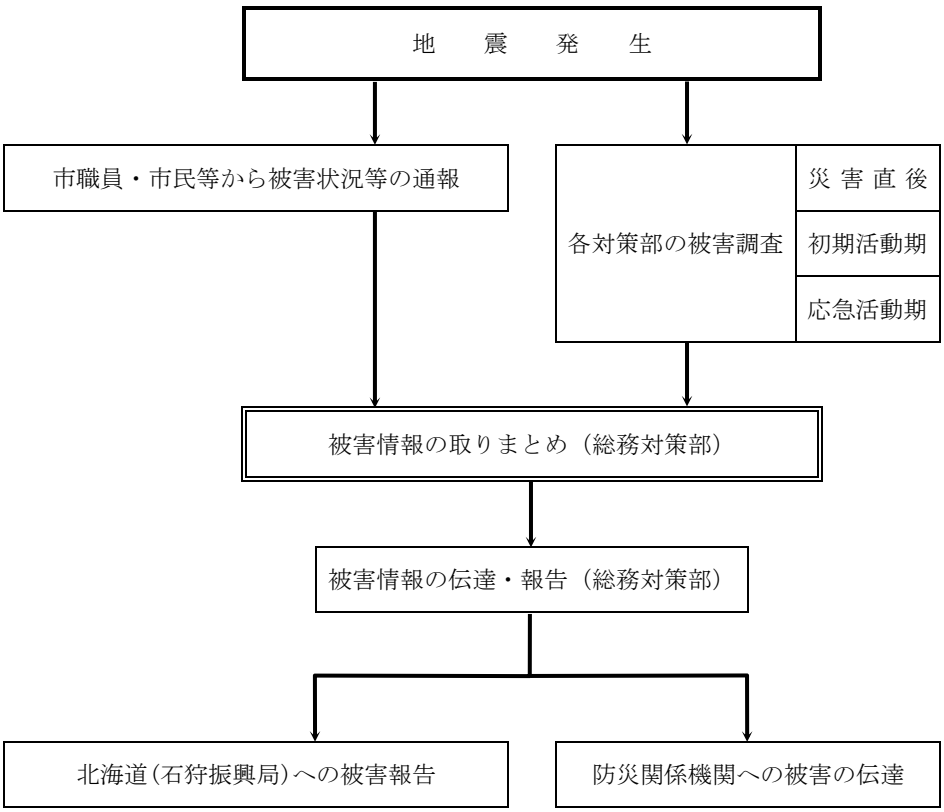
各防災関係機関等と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前にこれから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

（３）緊急地震速報を取り入れた訓練

防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第４ 災害情報の収集・伝達・報告

１ 被害情報の流れ



２ 被害情報の収集、提供

災害が発生した場合、あらゆる手段を用い被害状況の把握に努めるとともに、必要な情報については市民等に提供する。

主として収集・提供する情報の種類は、次のとおりである。

時 期	災害発生直後	災害発生３日以降
種 類	・ 災害、被害の状況、特に生命に関する情報 ・ 火災の発生と消防活動情報 ・ 交通、道路情報 ・ 二次災害防止情報 ・ 避難、避難場所関連情報 ・ 医療関連情報 ・ ライフライン情報 ・ 生活関連情報 ・ 職員の動員情報 ・ 救援物資情報 ・ 遺体安置情報	・ 住宅関連情報 ・ 罹災・罹災届出証明、義援金情報 ・ 倒壊家屋、瓦礫処理関連情報 ・ 各種貸付、融資制度情報 ・ 各種減免措置情報 ・ 見舞金等支給情報 ・ 各種相談窓口情報 ・ 教育関連情報

３　北海道（石狩振興局）への報告

報　告　の　種　類		報　　告　　内　　容	報　告　方　法
災　　害　　情　　報		災害の経過に応じ、逐次報告	情報ネットワーク、文書、電話、無線等
被害状況報告	速　　報	被害発生後、直ちに報告	
	中間報告	被害状況が判明次第報告、内容変更時はその都度報告	
	最終報告	応急措置完了後15日以内	文書

細部は、資料編「災害情報等報告取扱要領」による。

資　料　編　○災害情報等報告取扱要領

４　消防庁への報告

火災・災害等即報要領に定められる直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、直接消防庁に対し災害情報の報告を行う。

細部は、資料編「火災・災害等即報要領」による。

資　料　編　○火災・災害等即報要領

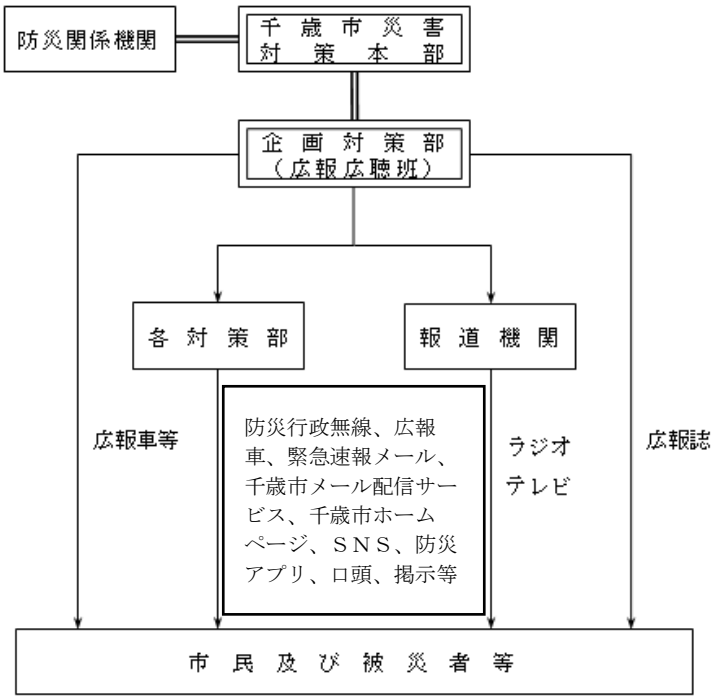
第５節　災害広報

第１　市民等への広報

地震発生時は、各種の状況が不明で、かつ情報が錯綜することなどから、市民等の不安感が大きくなりがちである。このため、市民等が必要とする状況や情報等を各種の手段を通じて、つとめて早く広報する。なお、災害広報の内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりである。

対　策　項　目	活　　動　　内　　容	主に活動する対策部
災　　害　　広　　報	防災行政無線（サイレンを含む。）及び市広報車、緊急速報メール、千歳市メール配信サービス、千歳市ホームページ、ＳＮＳ、防災アプリ等による広報、デジタルサイネージによる広報	総務対策部・企画対策部
	報道機関への要請（依頼）及び記者会見による広報、広報紙等による広報、避難所の掲示及び口頭による広報	企画対策部
	市広報車等による広報、現地での口頭による広報	その他の対策部

第２ 市民・被災者等に対する広報の流れ



第３ 災害情報等の発表及び広報方法

１ 報道機関に対する情報発表等の方法

（１）収集した被害状況、災害情報等は、次により所要の都度報道機関に対し発表する。

報道機関への発表事項

① 災害の種別（名称）及び発生年月日	⑤ 死者・行方不明者等の氏名等の公表
② 災害発生の場所及び被害激甚地域	⑥ 災害応急対策、恒久対策の状況
③ 被害調査及び発表の時限	⑦ 災害対策本部の設置又は解散
④ 被害状況	⑧ その他必要と認める事項

（２）災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報資料の提供を行い、協力する。

（３）発表は、本部事務局が本部長の承認を得て、企画対策部長、または企画対策部長が指名する者が行う。

２ 住民に対する広報の内容及び方法

（１）一般市民及び被災者に対する広報活動は、災害時の推移をみながら次の方法により行う。

ア 防災行政無線の利用

イ 緊急速報メール、千歳市メール配信サービス、千歳市ホームページ、ＳＮＳ、防災アプリ

ウ 市広報車の利用

エ 広報ちとせ、チラシ類の利用

オ 新聞、ラジオ、テレビの利用

カ 街頭有線放送

キ デジタルサイネージ（千歳駅前情報提供施設）の利用

（２）広報事項は、次のとおりとする。

ア　災害に関する情報及び市民に対する注意事項

イ　死者・行方不明者等の氏名等の公表

ウ　災害応急対策、恒久対策の状況

エ　災害復旧対策とその状況

オ　災害地区を中心とした交通に関する状況

カ　その他必要な事項

３　市役所庁舎内への周知

庁内放送及び庁内イントラ等を利用し、災害情報、被害の状況等を一般職員及び市民等に周知する。

なお、庁内放送等の担当は、総務班とする。

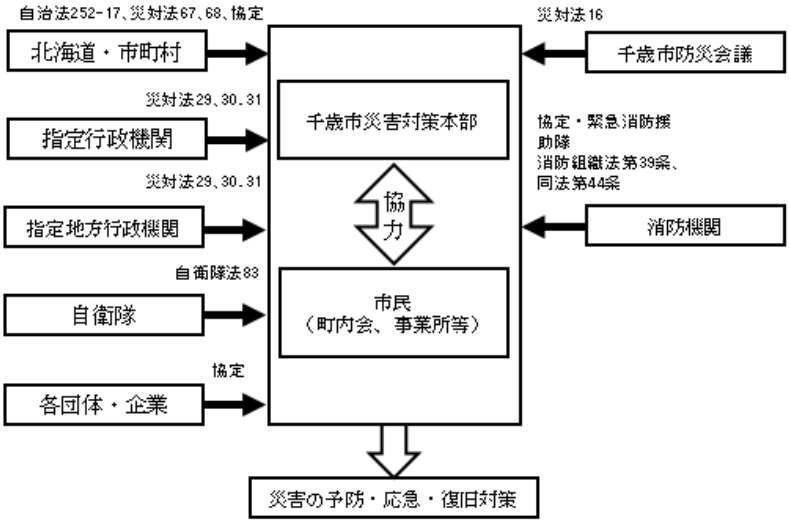
第６節　応援要請

第１　応援体制

災害対策は、市及び市民が中心となり実施するが、災害の規模及び内容によっては、災害対策基本法や相互応援協定により、国や北海道及び他の市町村、並びに防災関係機関や団体等と広域連携体制を構築して災害対応を行う必要がある。このため、平時からこれらの防災関係機関・団体等との間における応援体制を構築する。

なお、国や北海道及び他の市町村、並びに防災関係機関や団体等に対する応援要請及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対　策　項　目	活　　動　　内　　容	主に活動する対策部
応　　援　　要　　請	北海道・道内市町村及び自衛隊への要請	総務対策部
	指定行政機関・指定地方行政機関及び各団体等への要請	その他の対策部
	消防機関への要請	消防対策部



第２ 自衛隊の派遣要請

１ 派遣要請

災害に際して必要な応急対策を実施するため、災害対策基本法第68条の２の規定に基づき、知事（石狩振興局長）に対して自衛隊の派遣要請を求める。

（１）派遣要請基準

天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が市の組織等を動員しても不可能又は困難であり、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請を求める。

なお、派遣要請にあたっては、公共性（公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること）緊急性（差し迫った必要性があること）、非代替性（自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと）を判断基準とする。

（２）派遣要請要領

市長は、自衛隊の派遣を要請する必要が生じたときは、派遣要請依頼文を知事（石狩振興局長）へ提出する。

この際、当市の災害派遣隊区担当部隊である陸上自衛隊第１１普通科連隊との連携を密にするとともに、災害情報の提供を行う。被災の状況により、文書で派遣要請を行うことが困難な場合は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに派遣要請のための文書を提出する。

また、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事に対して要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を直接指定部隊等の長に通知することができる。

なお、この場合、事後手続きとして知事（石狩振興局長）に派遣要請依頼書を提出する。

派遣要請依頼書の記載事項

① 災害の状況及び派遣を要請する事由
② 派遣を希望する期間
③ 派遣を希望する区域及び活動内容
④ 派遣部隊が展開できる場所
⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

自衛隊の派遣・撤収要請の依頼文は、資料編「自衛隊派遣・撤収要請依頼様式」による。

資 料 編 ○自衛隊派遣・撤収要請依頼様式

（３）自衛隊受入に関し留意すべき事項

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように努める。

ア 災害対策本部（現地対策本部を含む）に自衛隊の連絡幹部等が派遣された場合は、連絡･調整等のため必要とする市の施設や電話等の使用について便宜を図るものとする。また、派遣を要請した現地には、必ず市の責任者を立ち会わせ、派遣作業等に支障をきたさないよう自衛隊の現地指揮官と協議決定すること。

イ 応急復旧に必要な機器等については市が準備し、多数の車両、施設等が展開できる活動拠点をあらかじめ定めるなど、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう留意すること。

ウ　自衛隊の活動に対しては、住民が積極的に協力をするよう配慮すること。

（４）撤収要請

市長は、災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧の段階に入った場合、速やかに知事（石狩振興局長）に災害派遣部隊の撤収要請依頼書を提出する。この際、撤収を要請する理由及び撤収要請日時を明らかにするものとする。

（５）経費

ア　次の費用は、派遣部隊を受け入れた市において負担する。

(ア)資材費及び機器借上料

(イ)電話料及びその施設費

(ウ)電気料

(エ)水道料

(オ)くみ取料

イ　その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

ウ　派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

２　自主派遣

地震規模や災害の状況等により、特に緊急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがないと認められる場合は、自衛隊法第83条第２項の規定に基づき、自衛隊は要請を待つことなく部隊を派遣することができる。

第３　応援協定等に基づく要請

市は、市のみで十分な応急対策の実施が困難な場合は、あらかじめ締結している「災害時相互応援に関する協定」又は「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等の協定に基づき、応援を要請する。

また、地震が発生し必要と認めるときは、応援協定に基づく応援を要請しなくても応援を受けられる体制を構築する。

なお、千歳市が締結している応援協定締結状況は、資料編に掲載のとおりである。

資　料　編　○千歳市が締結する協定一覧

第７節　受援対策

第１　災害時受援体制の構築

大規模な災害が発生した場合、市や防災関係機関のみで対応を行うことには限界があることから、国、北海道、他自治体、民間団体等からの人的支援、資器材等の支援、応急物資等の支援が必要であり、これらの支援を円滑に受入れ、活用できるよう受援体制を構築する。

なお、災害時受援への対応及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

受入業務区分	活動内容	主に活動する対策部
全般調整	・応援職員の受入に関する全般調整	総務対策部（総務課）
災害マネジメント	・活動態勢の確立 ・総括的マネジメント	総務対策部 （危機管理課）
避難所運営	・指定避難所の安全確認及び開設 ・避難者の受入れ及び運営等	保健福祉対策部 （福祉課）
支援物資に係る業務	・物資拠点、避難所での体制確立 ・支援物資の受入、被災者への物資供給	市民環境対策部 （市民生活課）
災害廃棄物の処理	・生活ごみ処理体制の維持 ・所要の災害廃棄物の仮置き場の設置・管理・運営及び住民・ボランティアへの周知 ・廃棄物処理事業者との契約締結等、処理体制の確立	市民環境対策部 （廃棄物施設課）
住家の被害認定調査	・内閣府の運用指針等に基づく被害認定調査の実施	総務対策部（税務課）
り災証明書の交付	・被害認定調査に基づくり災証明書の交付	総務対策部（納税課）
被災者支援・相談業務	・電話による問い合わせ対応 ・可能な限りワンストップ相談窓口の設置、相談対応	市民環境対策部 （市民生活課）
緊急消防援助隊の受入	・消防の緊急消防援助隊、北海道広域消防相互応援隊等の受入	消防対策部（警防課）

第２　災害時受援体制の整備

受援は、国や地方公共団体、ボランティア等からの支援が予想されるが、応援受入においては、相互の連絡を密にし、受援体制を整備する。

なお、受援が長期にわたる場合、市は必要に応じ、支援要員の宿泊、食料の調達、移動手段の確保、健康管理等の措置を講ずる。

１　国からの応援受入体制の整備

国は、大規模な災害に際しては、緊急性に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、また、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。

このことから、市は北海道と相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう受援体制の整備を図る。

なお、国が行う災害支援活動に係る受援の主な内容は、次のとおりである。

・　自衛隊の災害派遣受入（派遣要請・受入･撤収については、第６節応援要請第２自衛隊の派遣要請による。）
・　警察の広域緊急援助隊受入
・　消防の緊急消防援助隊受入
・　医療の広域医療支援等受入
・　その他の災害応急対策

２　地方公共団体からの応援受入体制の整備

他の地方公共団体から専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、市及び北海道が連携し、受援体制を確立する。

なお、他の地方公共団体が行う災害支援活動に係る受援の主な内容は、次のとおりである。

・　災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
・　医療支援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）
・　被災生活の支援等に関連する業務（例：給水支援、物資の支援、応急危険度判定等）
・　災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入、事務補助のための職員派遣）

３　ボランティアの応援受入体制の確立

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、市は、災害ボランティアセンターを開設する社会福祉協議会と連携し、民間の団体あるいは個人によるボランティア（炊き出し、清掃、救援物資の仕分け、障害別の専門ボランティア（手話通訳等））の協力を得られる体制を確立する。

なお、ボランティアの受援内容等については、第２０節防災ボランティア活動対策による。

〔別掲　千歳市災害時受援計画〕

第８節　消防活動

第１　消防活動

地震発生時において、救出･救護、救急、消火などの消防活動を適時・適切に行うことは、市民の生命、身体及び財産を守るため、極めて重要である。このため、平時から各種災害に対し、効果的な消防活動を行うことができるよう消防体制の整備や消防力の整備を行う。また、災害対応の広域化に備え、広域消防応援体制を構築する。なお、消防活動内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対策項目	活動内容	主に活動する対策部
消火活動	消火活動、火災のパトロール、火災原因の調査	消防対策部
救助・救急活動	救出活動、救助資機材の確保、医療救護所への傷病者搬送	消防対策部

第２　消火活動

地震災害は、火災の同時多発、諸施設の破壊に伴い、危険物、高圧ガス、爆発物による大規模な特殊火災が発生する危険が高いため、次により消防対策を実施する。

１　独立火災防ぎょ計画

火災の同時多発に備えて、火災防ぎょ計画を樹立する。

２　警戒及び監視

（１）警戒

消防対策部は、地震発生と同時に消防職員を市域内に派遣し、巡回広報して多発火災の未然防止に努めるとともに、次により情報の収集にあたる。

ア　要救助者の有無状況

イ　災害の状況

ウ　道路、橋梁、建築物などの損壊状況

エ　その他緊急事態の状況

（２）監視

災害時における同時多発火災に備え、監視勤務にあたらなければならない。

３　防ぎょ行動

防ぎょ行動にあたっては、災害の規模その他の状況を考慮し、全機能を発揮して人命の救助を最優先に努める。

（１）災害時における火災防ぎょ対策

ア　火災の発生が、消防力を上回ると判断したときは、延焼拡大のおそれのある地域を優先的に防ぎょする。

イ　火災が著しく拡大し、住民生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難者の安全確保を主眼とした防ぎょにあたる。

ウ　危険物貯蔵施設等の火災は、危険物、毒劇物の拡散流出、爆発等の併発を考慮して防ぎょにあたる。

（２）火災の鎮圧が困難と判断したときは、次の防ぎょ措置をとる。

ア　消防警戒区域の設定

イ　破壊消防の実施

ウ　緊急消防援助隊、北海道広域消防相互応援隊及び自衛隊の応援要請

エ　道路の遮断

４　放射性同位元素等の防災対策

放射性同位元素等取扱事業所において放射線同位元素又は放射線の漏えい、又はその疑いのある場所においては、放射線取扱主任者及び関係者から情報を収集し、北海道、警察等と連携を図り必要な対策を講ずる。防災対策上困難と判断したときは、次の防ぎょ措置をとる。

（１）消防警戒区域の設定

（２）緊急消防援助隊、北海道広域消防相互応援隊及び自衛隊の応援要請

５　危険物火災

危険物火災に際しては、隣接建物の延焼防止を主眼とし、危険物の実体と消防力の関係を考慮して、化学消防車を類別に消火に努め、爆発危険物のある場合は、地区住民に避難を指示し、防ぎょにあたってはその圏外において行う。

（１）石油類貯蔵施設の火災

石油類の火災には、消火剤を用いた直接消火をし、未燃焼部分には冷却注水による防護及び可燃性物品類の除去活動を行うとともに、隣接建物への延焼阻止にあたる。

また、施設内消火設備を有効に活用する。

（２）ガス火災

ア　都市ガス火災

配管が破損し、ガスが漏洩している場合は、北海道ガス㈱千歳支店に連絡し、危険箇所の元栓を閉めるとともに付近の火気使用を禁止する。噴出火災に対しては、高圧注水と粉末消火剤の併用を効果的に行い延焼を阻止する。

イ　プロパンガス火災

プロパンガスを取り扱い、又は大量に使用する工場などの火災の場合は、直ちに元栓を閉止し、周囲の延焼防止の原則とし、容器に対しては冷却注水を行い、噴出ガスに着火した場合は、その炎を消火することなくガスの流動を防止する。

（３）火災の鎮圧が困難と判断したときは、次の防ぎょ措置をとる。

ア　消防警戒区域の設定

イ　緊急消防援助隊、北海道広域消防相互応援隊及び自衛隊の応援要請

６　報告

消防対策部長は、次の事項を災害対策本部長へ、逐次報告する。

報　告　事　項

①　招集及び参集の状況	⑤　火災防ぎょの状況
②　道路、橋梁、建築物などの損壊状況	⑥　特殊防ぎょの状況
③　市域内の警戒状況	⑦　消防警戒区域の設定状況
④　火災発生の状況	⑧　その他必要事項

第３　救助・救急活動

倒壊家屋の下敷きとなったり、あるいは閉じこめられたりした者、その他自力では避難することができない状態にある負傷者は、地震による火災の同時多発により死亡するおそれがあるので、次により救出･救助活動を実施する。

１　住民等による救出、救助活動

被災者の救出は、原則として消防対策部が主体となり実施するが、地震発生時においては火災の同時多発と延焼及び被災地の広範囲化が予想される。よって、消防対策部による救出は非常に困難と想定されることから、住民による自主的な救助活動を促進する。

区　　分	協　　力　　依　　頼　　先
付近住民に対する協力依頼	・　報道機関、広報車等により、救出活動の積極的協力を呼びかける。
各種団体に対する協力依頼	・　住民又は会社、工場その他の企業団体、町内会、自主防災組織、千歳市救急法　赤十字奉仕団及びその他各種団体に対し協力を求める。
住民に対する従事命令	・　原則として住民の自主的な協力を期待するが、緊急に必要があるときは、現場付近の住民又は現場にいる者に対して、災害対策基本法第65条に基づき、救出活動の従事協力を命ずることができる。

２　応援要請

災害により緊急に救出を要する住民が多数いると知ったときは､直ちに知事宛に緊急消防援助隊、北海道広域消防相互応援隊の応援及び自衛隊の災害派遣を要請する。

第９節　応急医療と救護

第１　応急医療体制

地震発生時は、負傷者等が同時に多数発生することが予測されるほか、地域の医療機関等の機能が著しく喪失し、又は低下するおそれがある。

このため、平時から、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、これらを想定した応急医療体制を整備する。

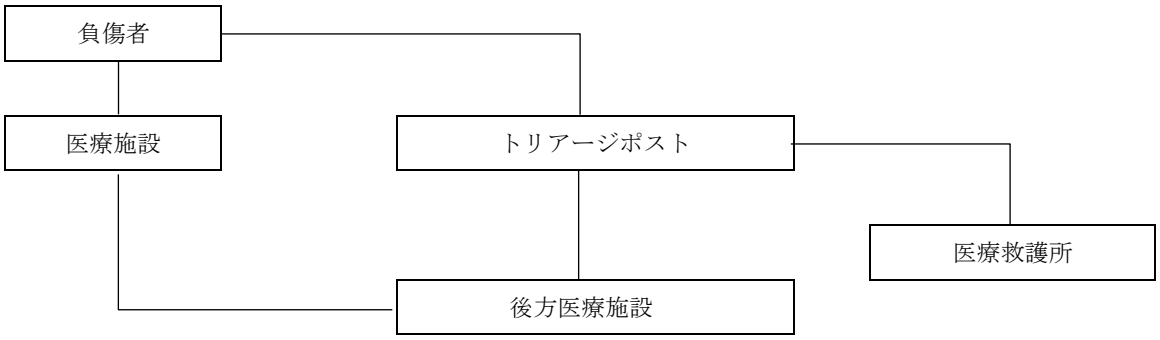
なお、応急医療活動内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対策項目	活動内容	主に活動する対策部
応急医療	救護班の編成、医薬品・医療機材の調達、救護所の設置	医療対策部、保健福祉対策部
	後方医療施設との調整・搬送	保健福祉対策部、消防対策部
避難所での医療	健康指導、健康相談	医療対策部、保健福祉対策部

第２　応急救護体制

地震発生時には、多数の負傷者等が医療機関などに集中することから、限られた人材・資材の中で最善の救命効果を上げる医療救護活動を行う必要がある。

このため、災害発生時には、医療施設において応急医療を行うこととし、必要に応じ治療の優先度を決定し選別するトリアージポスト（負傷者を選別する場所）や医療救護所を設置するほか、後方医療施設を指定する。



１　救護の方法

原則として、医療対策部で組織する救護班が市立千歳市民病院を拠点として応急医療にあたることとする。

２　医療救護所等の設置

（１）災害の状況により、医療救護を必要とする地域ごとにトリアージポスト及び医療救護所を設置する。

（２）医療救護所は、学校その他の公共施設を利用して設置するが、当該地域に適当な施設が無い場合には、民家等を利用する。

（３）医療救護所等を設置できないときは、市立千歳市民病院を拠点として応急医療にあたることと

する。

３　救護班

（１）医療救護所を設置したときは、救護班を派遣する。

（２）救護班の編成は、医師、看護師、その他補助員とし、医療対策部長がその都度決定する。

４　救護班の活動

救出現場から搬送された傷病者を、トリアージポストにおいて最優先治療対象者選別を行うとともに必要に応じ応急手当等を行い、重傷病者は市内及び近隣市の医療機関と調整を行い、搬送を消防対策部に依頼する。

５　医療機関等に対する協力要請

医療対策部による救護活動が十分対応できない場合には、千歳保健所及び千歳医師会等に対して協力を要請、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を北海道に要請する。

６　市内及び近隣市における医療機関の状況は、資料編に掲載のとおりである。

資　料　編　○医療機関（市内・近隣市）一覧

第３　医薬品や医療資器材の確保

医薬品や医療資器材の確保は、「千歳薬剤師会」に要請するほか、市内の薬局等医薬品販売者から調達し、不足する場合は北海道に依頼する。

第４　避難所等における医療活動

避難所生活が長期にわたって続いた場合には、必要に応じて被災者への医療救護活動のほか、保健指導、心的疾患に対する情報提供及び相談活動を行う。

第１０節　避　　難

第１　避難体制の整備

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合(災害時等)において、住民等が行う避難行動は生命を守るための行動であり、住民等が自らの判断で避難行動をとることが原則である。特に、地震発生時は、大きな揺れなどにより建物等の倒壊や火災等が発生し、多くの住民等が瞬時に生命や住居を失うおそれがあるほか、建物倒壊等の不安等から大量の避難者が生じることが予測される。

このことから、平時から住民等の避難行動判断のための知識や情報を付与するほか、避難訓練等を行い、災害対応能力を高める必要がある。また、災害発生時においては、災害の事象に応じた円滑かつ安全な避難経路の選定及び避難誘導、あるいは避難所の開設・運営など避難体制を整備することは極めて重要である。よって、市としては平時から各種の災害時に自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて自主避難所の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の整備に努める。

なお、平時における住民等の避難に対する意識や対応能力向上及び災害時における避難及び避難所の開設・運営等に係る活動内容並びにこれらに係る主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

区分	対策項目	活動内容	主に活動する対策部
平時	避難行動判断のための知識や情報の付与	避難の考え方及び災害の種別に応じた避難要領など避難に係る計画やマニュアルの周知	総務対策部
		避難等に係る情報伝達要領の周知及び情報伝達訓練	総務対策部
	避難訓練等	避難訓練や避難所開設・運営訓練等	総務対策部、企画対策部、保健福祉対策部、教育対策部
災害時	避難活動	警戒区域の設定	総務対策部、消防対策部
		避難誘導	企画対策部、消防対策部
	避難所開設・廃止	避難所開設・廃止	保健福祉対策部、教育対策部
	避難所運営	避難所の運営	保健福祉対策部
		飲料水・生活用水の供給	公営企業対策部
		食糧・飲料水・生活必需品の供給	市民環境対策部
		食糧・飲料水・生活必需品の確保	産業振興対策部

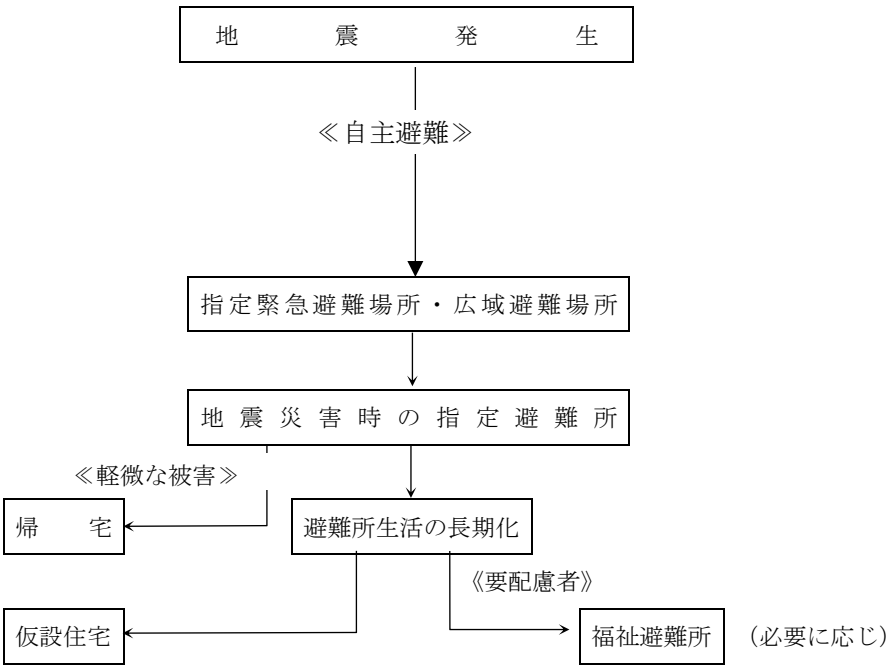
１　警戒区域の設定

災害時等において、警戒区域を設定することは、住民等の生命・身体に対する危険を防止するため、極めて重要である。特に、地震発生時等において、延焼火災や洪水等により緊急避難の必要があるときは、発令権限者は警戒区域を設定して災害対策従事者以外の立ち入りを制限若しくは禁止するほか、住民等に退去を命ずる。

なお、災害時等における警戒区域の発令者及び設定要件等は、次のとおりとする。

発　令　者	設　　定　　の　　要　　件　　等	根　拠　法　令
本　部　長 （市長）	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき。	災害対策基本法第63条
警　察　官	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、若しくは市長から要求があったとき。	同　　上
自　衛　官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき。	同　　上
消　防　職　員	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定	消防法第36条において準用する同法第28条

２　避難要領



３　指定避難所等の設定

保健福祉対策部長は、開設しようとする指定避難所が地震により被害があったと思われる場合は、建設対策部に被災建物の応急危険度判定確認を要請する。要請を受けた建設対策部長は、応急危険度判定士等を派遣し、指定避難所としての使用可能度を判定し、その結果を通知する。

なお、各避難所の定義等は、次のとおりとする。

区　　分	定　　義　　等
指定緊急避難場所	地震によって生じる家屋の倒壊、火災延焼及び洪水の危険等から緊急に逃れるための避難場所として、公園、広場、あるいは堅牢な建物等を指定する。避難者が安全を確保するため緊急的に利用する場所であり、原則として、給食等の救援は行わないが、状況により応急設備を施し、地震災害時の指定避難所とすることができる。 なお、指定緊急避難場所は、資料編に掲げる施設とする。

市内広域避難場所	災害が発生し、火災等が拡大して最悪の状態になったときに、安全が確保できる場所として、千歳川右岸地域の青葉公園及び千歳川左岸地域の青空公園を広域避難場所に指定する。 避難要領としては、まず地域の指定緊急避難場所に避難し、情報の収集や安否の確認を行い、その後、指定緊急避難場所が危険になった場合に市内広域避難場所へ避難させる。
地震災害時の指定避難所	余震等による倒壊の危険のない、また洪水、火災等に安全な公共等の建物で、給食・休養・仮眠・給排水・暖房・トイレ等の使用が可能な施設とする。 なお、地震災害時の指定避難所は、資料編に掲げる施設のうち災害対策本部長の指定したものとする。
福祉避難所	災害発生時に一般の指定避難所での生活に支障をきたす障がい者など要配慮者を受け入れるため、バリアフリーなど特別の配慮がなされた施設とし、資料編に掲げる施設の福祉避難所から、必要に応じて災害対策本部長が指定し開設するものとする。 福祉避難所の対象者は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、医療的ケアを必要とする者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等へ入所・入院するに至らない程度の方及びその家族とする。

資　料　編　○指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧

4　避難経路の確保

警察官又は消防職員、市職員は、迅速かつ安全に避難させるため、避難道路を確保するために交通を妨げ、又は通行の障害となる荷物等の運搬又は自動車等の運転を制止するほか、通行の支障となるものの排除に努める。

5　避難者の誘導

災害時に避難者を円滑・適切に安全な場所へ避難させるための誘導は、次により行う。

（1）避難誘導者

避難誘導者は、必要に応じて腕章を付け、また夜間等においては懐中電灯を所持する。市の職員、消防職・団員、警察官、その他自主防災組織等の指示権者の命を受けた者が当たる。

（2）誘導の方法

指定緊急避難場所や指定避難所等へ誘導する際は、混乱を避けるため、その地域の実状に応じて安全な避難経路を２箇所以上設定し、道路の状況により可能な場合は広報車等により伝達するほか、要所ごとに目標地点を示す案内札又は案内灯を設置し、指定緊急避難場所や指定避難所等においては掲示板等を掲げる。

（3）誘導者の任務

避難誘導者は、被災者の誘導にあたっては、常に次の事項に留意のうえ、行動する。

ア　避難経路の安全度及び道路状況等について、常に注意し、危険を認め支障があると判断した場合は、直ちに被災者を他の安全な道路及び場所に誘導する。

イ　指定緊急避難場所や指定避難所等及び避難先の目標、避難経路、その他注意事項を被災者に告げる。

6　入院患者の避難対策

地震災害のため、入院患者が緊急に避難する必要がある場合は、病院等において、次により迅速、適切な措置を講ずるよう努める。

（１）地震直後の措置

病院等の施設に収容されている患者の多くは、起居動作の不可能又は困難な傷病者、高齢者、及び幼児であることから、地震が発生した場合は、特に迅速、的確に施設及び地域の被害状況を把握し、患者に対しては極度の恐怖心、不安感をなくすよう慰撫に努める。

また、あらかじめ避難方法の策定や患者の収容先病院の確保等に努めるとともに、避難するための輸送車両及び搬送用タンカ、並びにその他必要な資器材を確保する。

あわせて、医師や看護師等の職員についても確保できるよう関係機関と調整を図るとともに、次の事項に着意する。

ア　非常扉の開放等

災害発生後、直ちに非常扉を開放し、避難を円滑にする。

イ　患者の区別

患者等の病状及び身体の状況に応じ区分のうえ、避難体制を整える。

ウ　施設の保安

電気、配管設備等について、異常の有無を確認するとともに、火気危険物等の保安措置を講ずる。

エ　情報の収集及び周知

災害情報及び院内の災害情報を収集し、院内放送等により災害状況を周知する。

オ　患者に対する措置

患者等には落下物、倒壊等のおそれのある所から遠ざけるとともに、布団等を頭上に乗せ落下物に注意させる。

（２）避難行動の措置

被災の状況や事態の推移から避難が必要と判断した場合は、患者の病状等の区別に応じ誘導員やその他健康管理に必要な職員を随伴させ、所定の指定避難所や福祉避難所又は他の安全な医療施設に移送する。

この際、次の事項に着意する。

ア　単独行動に対する注意

災害の状況を患者等によく周知し、患者等が個々に行動しないように注意する。

イ　患者の誘導

避難を要する状況に立ち至ったときは、避難経路を的確に把握して患者等を移送する。避難の際には、搬送患者、子供、高齢者等を優先的に誘導する。重症患者は、学校体育館等屋内に避難誘導する。

ウ　携行品

避難者には、必要に応じて防寒具（毛布等）、雨具を携行させ避難させる。

7　児童･生徒及び幼児の避難対策

小学校、中学校、高校の学校長等は、次の事項に留意のうえ、児童･生徒を迅速、適切かつ安全に避難させなければならない。

このため、平時から、児童･生徒の避難について教育を行うとともに避難のための訓練等を行うよう努める。

なお、保育所、幼稚園の幼児の避難方法については、小学校、中学校、高校の児童･生徒の避難方法に準じる。

（１）第一次避難

ア　地震発生時の対応

職員等は、地震発生時、児童･生徒に対し、机の下に身を隠し、机が倒れないようにしっかりと机の脚を持つよう指示するとともに、非常口の扉や窓、特に１階の窓を開放し、緊急避難に備える。

イ　地震発生後の措置

職員等は、地震発生後、児童･生徒を速やかにグランド（基準）又は体育館等安全な場所に誘導・避難･集合させ、人員の確認を行う。

また、施設内を巡回し、残留している児童･生徒の有無や火気の始末等を確認するほか、次の事項を行う。

(ｱ)　人員の確認と点呼

地震発生直後における児童･生徒の掌握は最も重要であり、かつ緊急に行わなければならないことから、直ちに各学級等の単位別に学級委員等により能率的な人員点呼を行う。

また、児童･生徒の中には、恐怖のため教職員等の指示も耳に入らず、衝動的に校外に逃避することも予想されるので、教職員等はこのことについても着意し、児童･生徒を掌握する。

(ｲ)　火災発生の防止

地震が発生した場合、教職員等は校内のすべての火気の消火、電源の切断、ガス栓の密閉等を行うとともに理科室内等に保管してある発火しやすい薬品等についても適切な措置を行う。

(ｳ)　非常用携行品

教職員等は、児童･生徒を避難させる場合、避難旗、懐中電灯、呼笛、及び児童･生徒を掌握するための出欠簿等を携行する。

（２）第二次避難

学校長等は、第一次避難を完了した際、地域の被災状況等を把握し、その場所以外に移動させることが必要と判断したときは、あらかじめ確認（指定）している指定緊急避難場所や指定避難所等に速やかに児童･生徒を誘導し、収容する。

避難行動にあたっては、学級単位又はできうるかぎり小集団に区分するとともに、各集団に教職員等を配置し、学級クラス委員等を活用して避難途中における脱落者のないよう配慮し、特に次のことに留意する。

ア　脱落者の防止

小学校の児童は、施設から出るとき、その集団から離れやすい（恐怖心、保護者の安否を心配する）ため脱落者が出るおそれがあるので、脱落者のないよう十分配慮する。

イ　誘導者の自覚

避難を行う児童･生徒にとっては、教職員等が唯一の頼りであることから、教職員等はこのことを自覚し、的確な判断のうえ行動する。

ウ　誘導の方法

児童･生徒を誘導する場合、教職員等は、児童･生徒が誘導者を見失うことのないよう、色腕章、旗等を用いて誘導する。

（３）避難場所に収容後の措置

学校長等は、所定の避難場所に児童･生徒を収容した場合は、次のような措置をとる。

ア　保護者に対する連絡

児童･生徒を収容した場合は、速やかに保護者に対し、避難先(所)・連絡手段等をあらゆる方法をもって連絡するほか、警察等の関係者へも通報する。この際、避難者氏名及び収容先等を掲示できるように準備する。

イ　解散、帰宅させる場合の措置

災害の状況等から児童･生徒を解散、帰宅させる場合は、保護者に連絡、調整し、確実に引渡すことを原則とする。

第２　指定避難所等の開設・運営

１　指定避難所等の開設準備及び開設

避難所の開設は、施設管理者、派遣市職員及び避難者（自主防災組織等）の三者が協力・連携して行うものであり、施設の使用可否の判断や開錠などを行い、災害対策本部の指示を受け、避難者の受け入れ態勢を整えることをいう。

大規模地震発生直後は、住宅の倒壊や破損、あるいはライフライン等の途絶により、多くの住民が自宅等における生活ができなくなることが想定される。このことから、速やかに指定避難所を開設するとともに職員を配置し、情報の収集や避難者の受け入れ等を行い、被災者に対する迅速な救援・救護策を実施する。

このため、開設する指定避難所はあらかじめ指定した公共施設等とし、平時から災害応急対策用品等を備蓄する。

しかしながら、指定した場所が被害をうけ、指定避難所として使用不能となった場合、若しくは指定避難所に収容しきれなくなった場合等には、収容可能な他の指定避難所に収容する。

指定避難所に収容できない場合には、テント等を活用した仮設の避難所の設営を行う。

なお、仮設避難所の設営は、建設対策部が担当する。

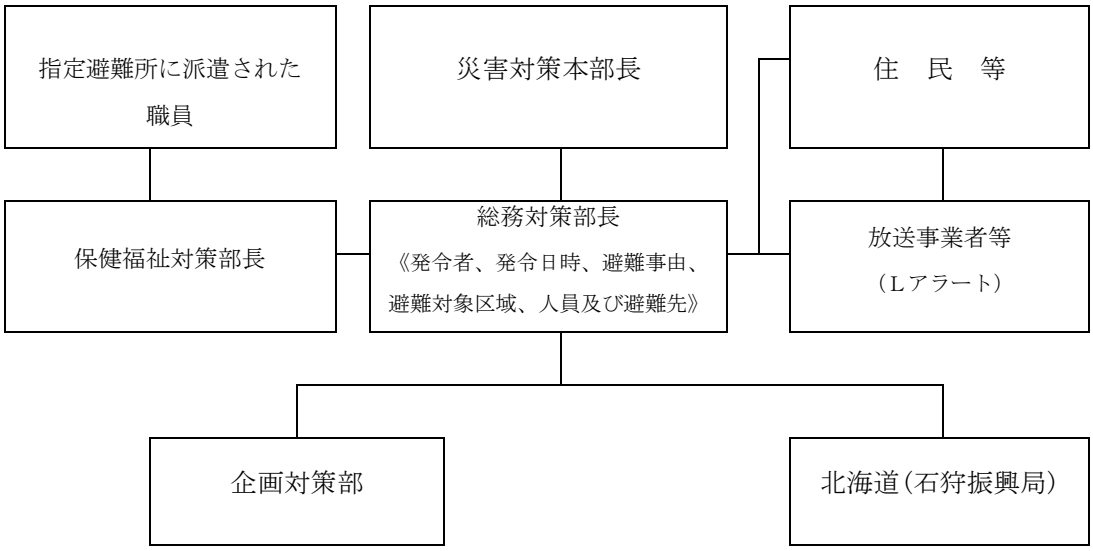
身体等に障害がある要配慮者が多くいる場合や、指定避難所における生活が長期化する場合等においては、必要に応じて福祉避難所を新たに指定し、開設する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテルや旅館等の活用も含め、可能な限り可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやＳＮＳ等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、市外にあるものを含め、旅館やホテル等の活用など多様な避難所の確保に努める。

また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊避難を行うためのスペースの設置に努める。

その他、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備に努める。そのため、より快適なトイレ、キッチンカーの設置等、福祉的な支援の充実に努める。

２　指定避難所開設の報告　　指定避難所を開設した場合は、次により迅速に報告（全国共通避難所・避難場所ＩＤ）・通知するとととともに複数の手段を通じ住民等への周知を行うものとする。また、避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。



3　指定避難所等の運営

地震災害による被災者の収容にあたっては、収容期間が長期にわたることから指定避難所の運営には特に配慮をする必要がある。このことから、過去の災害時における避難所生活から得られた様々な教訓を参考にした「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、指定避難所の運営を行う。

参考資料（別冊）　　○避難所開設・運営マニュアル

指定避難所の運営に当たっては、避難者自身による自主運営を基本とするとともに、避難者の代表による運営本部を組織し、避難所の運営を行い、派遣市職員、施設管理者やボランティアは避難所運営の協力者として携わる

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

運営本部は、本部長、副本部長、その他避難者の代表者により構成し、構成員は、努めて多くの女性を選出して女性や子育て家庭の参画推進を図る。

運営に際しては、プライバシーの確保、男女ニーズの違い等、男女双方の視点への配慮や子ども・若者の居場所確保に努める。特に、女性専用の更衣室、物干し場、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等にける安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した運営管理に努める。

また、外国人等の避難についても考慮する。このため、指定避難所に「多言語表示シート」を配備し、外国人等の避難生活を支援する。ペットとともに避難所へ避難する同行避難は、避難所のルールのもと飼い主は自らの責任によって飼育管理を行うことが必要であり、ペットのためのスペースを確保するよう努める。

なお、各種感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

第１１節　交通対策と緊急輸送

第１　交通対策

地震発生時において、被災者の救出･救護、搬送、住民の避難及び消火活動や災害対応等のための道路及び緊急輸送路を確保することは極めて重要である。

このため、平時から災害時を考慮した交通対策や輸送対策を整備するとともに、災害発生時は防災関係機関等と連携し、交通統制及び緊急輸送路の確保を行う。

なお、交通･輸送活動内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対策項目	活動内容	主に活動する対策部等
交通対策	交通規制	警察署、建設対策部
	緊急輸送路の確保	建設対策部
輸送対策	緊急通行車両の確認 緊急輸送	総務対策部、市民環境対策部

第２　交通規制

災害の発生により、道路等が危険な状態にあるとき、又は危険が予想されるとき、若しくは危険を予知したときは、被災地及びその付近の状況により市長、警察官その他の関係機関で次の区分により交通制限等の措置を行う。

実施者	範囲	根拠法
道路管理者	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第46条
北海道公安委員会	災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するための必要があると認められる場合 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認められる場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第４条
警察署長	道路標識等による交通の規制で、その適用期間が１箇月を超えない場合	道路交通法第５条
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第６条

第３　緊急輸送路の確保

１　緊急輸送路の確保

地震発生時には、傷病者の搬送、人員・物資の輸送、緊急車両の通行など、緊急輸送路の確保は

応急対策に不可欠となることから、建設対策部は警察等と連携を図り、市内の主要な路線から道路啓開（道路の復旧）を行い、緊急輸送路を確保する。

２　緊急通行車両の交通確保

災害対策基本法第76条の規定に基づき、北海道公安委員会が災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止した場合は、各対策部において使用する車両について警察署を経由し、北海道公安委員会に申請し、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

交付された標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備え付ける。

なお、災害の応急対策上、緊急を要する場合で、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるいとまがない場合においては、各対策部の車両には、標旗を使用する。

資　料　編　○緊急通行車両の標章、証明書
**　　○災害対策用車両の標旗**

第４　輸送の確保

１　輸送の基本方針

災害時における輸送は、人命、身体の保護に直接かかわるものを優先する。なお、具体的には、おおむね次のとおりとする。

（１）人員

救出された被災者、避難を要する被災者、応急対策従事者等

（２）物資、資器材等

食糧、飲料水、医薬品、衛生材料等

（３）輸送力確保の順位

ア　市所有車両（船）等の市有輸送施設

イ　市以外の公共機関の輸送施設

ウ　公共的機関の輸送施設

エ　民間輸送施設（営業用）・（自家用）

（４）市有輸送施設による輸送体制

ア　災害対策本部が設置されたときは、本部に所属する車両その他の輸送施設は、全て総務対策部長の管轄下に入るものとする。

イ　輸送業務は、次の対策部が主管する。なお、災害の様相等によっては、輸送の一元化を図り効率的な輸送を行う。

輸　送　業　務　の　種　類	担　当　対　策　部
救出された被災者、避難を要する被災者、応急対策従事者	企画対策部、消防対策部
食糧、寝具、被服その他生活必需品	市民環境対策部
応急対策に必要な資材、機材その他	建設対策部
医薬品等	保健福祉対策部、医療対策部
飲料水	公営企業対策部

（５）市有以外の輸送施設の確保

輸送需要が大きく、市有輸送施設のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合には、応援協定締結自治体、又は指定地方公共機関（輸送事業者）、公共的機関等に応援を要請し、必要な輸送施設を確保する。

２　輸送方法

緊急輸送は、原則として自らの機関が所有又は使用する輸送施設等を使用するが、被災地までの距離、時間、災害の状況などを勘案し、他の機関が所有する輸送施設等を活用した方が効率的な場合には他の機関に要請する。

緊急輸送は、次の輸送種別のうち最も効果的な方法による。

（１）陸上輸送

トラック、バス等

（２）鉄道輸送

（３）航空輸送

（４）船舶輸送

第１２節　生活救援

第１　生活救援

地震発生時において、食糧、飲料水、生活用水及び生活必需品等を確保することは、被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえで極めて重要である。

このため、平時から災害時における当座の食糧、飲料水、生活用水及び生活必需品等を確保するため、食糧及び飲料水、生活必需品等の備蓄、並びに給水施設の整備等を行うとともに、民間事業者のノウハウや流通備蓄等を活用するため、民間の物資供給事業者等との間における生活救援に関する協定の締結を促進する。この際、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い、子どもに配慮するとともに、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料のほか熱中症対策として塩分タブレットや冷却グッズの確保等に努める。

また、関係機関とその備蓄する食糧及び飲料水、生活必需品等の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、生活救援内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりである。

対　策　項　目	活　　動　　内　　容	主に活動する対策部
飲料水・生活用水の供給	飲料水・生活用水の給水	公営企業対策部、自衛隊
食糧・飲料水・生活必需品等の供給	食糧・飲料水・生活必需品（備蓄品・救援物資・流通品）の供給	市民環境対策部
食糧・飲料水・生活必需品等の確保	食糧・飲料水・生活必需品（備蓄品・救援物資・流通品）の確保　※物資の集荷を含む。	産業振興対策部
救援物資の受入れ	救援物資の受入れ	市民環境対策部

第２　水の供給

災害のため、給水施設の破壊、停電、地下水の枯渇又は汚染等により飲料水を得られない市民に対しては、次のとおり応急給水を実施する。

１　応急給水の方法

応急給水は公営企業対策部が担当し、給水方法は被災地等の状況に応じた方法により行う。避難所や医療機関等の特別な施設については、緊急性を勘案し適宜給水する。

区　　分	給　　水　　方　　法
搬送用容器による給水	携帯用給水袋等の容器に入れ、市の車両等により搬送給水する。
給水車両等による給水	給水タンク車により搬送給水する。なお、市有車両が不足する場合は、日本水道協会及び北海道開発局に応援を要請するとともに、状況に応じて北海道(石狩振興局)に対して自衛隊給水トレーラーの派遣を要請する。
給水所設置による給水	必要な場合は、適切な場所に給水タンク又は給水栓を設置して給水する。

２　給水量

飲料水として１人１日につきおおむね３リットルを基準とする。

３　市民への周知

給水に際しては、給水時間、給水場所等を努めて事前に市民に周知する。

４　飲料水、生活用水の種別、所在、数量

（１）飲料水について、水道施設が破損し機能しない場合は、次の配水池等の貯留水を飲用に使用することができる。

配　水　池　名	所　在　地	最大貯水量（m^3）
蘭　越　配　水　池	蘭　越	15,200
泉沢高架配水池	泉　沢	1,250
東　千　歳　配　水　池	泉　郷	362
上長都高架配水池	上　長　都	2,034
臨空工業団地配水池	泉　沢	6,000
温　水　プ　ー　ル	流　通	857
計		25,703

（２）生活用水（飲用以外）について、水道施設が破損し機能しない場合は、次の補給水利水源から取水し、生活用水として使用することができる。

補給水利水源	所　在　地	種　類	能力（m^3／日）
内　別　川	蘭　越	表　流　水	36,806
千　歳　川	蘭　越	表　流　水	3,974
シリセツナイ川	支笏湖温泉	伏　流　水	449

（３）特定の地域の水道施設が破損した場合は、付近の消火栓から取水して給水する。

（４）市内では十分な飲料水の確保が困難な場合は、あらかじめ締結している「災害時相互応援に関する協定」、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、応援協定締結先から緊急調達する。

（５）災害の規模その他の状況から、補給水利水源からの取水や、給水車両等による給水が困難な場合には、北海道（石狩振興局）に対して、自衛隊に浄水セットの出動を要請する。この場合における取水は、市内河川から行う。

５　関係帳簿等の整備

給水を行うときは、次の帳簿等を整備保管する。

（１）救助日報（災害救助法関連様式１）

（２）物資（給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材）受払状況（災害救助法関連様式４）

（３）飲料水の供給簿（災害救助法関連様式８）

（４）飲料水給水のために要した費用に係る支払証拠書類

第３　食糧の供給

１　食糧供給の対象者

食糧を供給すべき被災対象者は、次のとおりとする。

（１）避難所に収容された者

（２）住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）、又は床上浸水等であって炊事のできない者

（３）在宅避難者

（４）上記以外で避難所以外の場所での生活を余儀なくされた者、又は緊急止むを得ないと判断される者

２　供給する食糧

供給品目は、米飯、パン、牛乳、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は粉ミルク等とする。

３　供給食糧の調達先

（１）市備蓄食糧の放出

市は、食糧の供給が必要と認めた場合は、指定避難所等に備蓄している備蓄食糧を速やかに放出する。

資　料　編　○防災備蓄品保有状況一覧　※年に１回、広く市民に公表するものとする。

（２）主食の調達

米穀の調達は、原則として米穀の小売又は卸売業者から行うが、これにより必要数量を確保し得ない場合は、あらかじめ締結している「災害時相互応援に関する協定」又は「災害時における北海道及び市町村間相互の応援に関する協定」等に基づき、必要量の食糧を要請する。

それでもなお不足する場合には、石狩振興局長を通じ、北海道知事に対し農林水産省農産局からの供給を要請する。その際の受領方法については、北海道知事からの指示に基づき政府米販売等業務の受託事業体から食糧を受領する。

（３）副食の調達

副食、調味料の調達は、原則として市が調達するが、市内において調達が不可能な場合等にあっては、石狩振興局を通じ北海道知事に要請する。

４　米飯の炊き出し

炊き出しは、食糧を供給すべき期間がある程度長期にわたることが予想される場合に実施する。

（１）炊き出し施設

原則として調理施設のある公共施設において実施する。ただし、都市ガス、電気等が断絶して利用できない場合は、あらかじめ締結している「災害時におけるＬＰガス供給の協力に関する協定」に基づきＬＰガスを調達し、又は自衛隊の炊事車の災害派遣を求める等により、各避難所において実施する。

（２）炊き出し従事者

市職員及び日赤奉仕団、千歳市町内会連合会、各町内会・自治会女性部及びボランティア等の協力を得て確保する。

（３）炊き出しが困難等の場合の措置

市において直接炊き出しすることが困難な状態で、米飯仕出し業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、内容及び経費の基準を明示して注文し、これを購入して供給することができる。

５　供給の期間

原則として発災日から７日間以内とし、この期間内に供給を打ち切ることが困難な状況である場合は、知事に期間の延長を申請する。

６　費用の限度

災害救助法（昭和22年法律第118号）に定める基準による。

第４　物資の供給

１　対象者

（１）災害により住家に被害を受けた者等

住家の被害程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

（２）災害により被服、寝具、その他生活必需物資を喪失又はき損したため日常生活を営むことが困難な者

２　被服、寝具その他生活必需品として認められる品目

区　分	品　目
寝　具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外　衣	洋服、作業衣、子供服等
肌　着	シャツ、パンツ等の類
身廻り品	タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等の類
炊事道具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具の類
食　器	茶碗、皿、箸等の類
日用品	石けん、塵紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ等の類
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等の類
そ　の　他	日常生活に欠くことのできないと認められるもの

３　物資の調達

（１）市備蓄物資の放出

資　料　編　○防災備蓄品保有状況一覧

（２）応援協定先からの緊急調達

（３）日赤北海道支部への申請

日赤北海道支部に備蓄しているものは、毛布及び日用品セットである。

なお、これら備蓄が必要のときは、日赤北海道支部に申請する。

（４）その他必要な物資の調達は、市が行う。

４　物資及び救援品等の給与又は貸与の方法

（１）市長が被災世帯調査表、物資受払簿を作成し、これにより行う。

（２）物資及び救援品等の給与又は貸与については、市民環境対策部が、町内会等の協力を得て被災者に給与又は貸与する。

５　給（貸）与費用の限度

災害救助法に定める基準による。

第５　救援物資の受入れ

市独自で物資の調達が困難なときは、石狩振興局等を通じて物資の供給要請を行うこととする。救援物資の集荷場所は千歳市車両センターなどの公共施設や協定締結先等複数の集荷場所を候補地とし、本部長が指定する場所とする。

集荷場所では、市民環境対策部がボランティア等の協力を得て、救援物資の受入れ・整理・保管等の作業を行い、本部からの指示により各避難所等へ供給する。

第１３節　ライフラインの応急対策

第１　ライフラインの確保

地震発生時において、ライフラインの被害は、市民の生活基盤はもとより、都市機能そのものを麻痺させることから、市保有の上下水道施設及び各防災関係機関等の管理する電力･ガス・電話及び道路･橋梁等の諸施設の応急復旧が重要である。

このため、平時から各防災関係機関等と連携を図り、応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

なお、各ライフラインの応急対策及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対策項目	活動内容	主に活動する対策部等
上下水道	上下水道施設の応急対策	公営企業対策部
電力施設	電力施設の応急対策	北海道電力ネットワーク㈱、王子製紙㈱
ガス施設	都市ガス施設の応急対策 ＬＰガス施設の応急対策	北海道ガス㈱ 社団法人北海道ＬＰガス協会石狩支部
電話施設	電話施設の応急対策	ＮＴＴ東日本㈱
移動通信施設	移動通信施設の応急対策	移動通信事業者
道路・橋梁	道路・橋梁の応急対策	建設対策部、道路管理者
河川・指定地	河川・指定地の応急対策	河川管理者 北海道、建設対策部
鉄道施設	鉄道施設の応急対策	北海道旅客鉄道㈱
民間バス事業者	民間バス事業者の応急対策	民間バス事業者

※　指定地とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第6条（土砂災害警戒区域）に規定される「警戒区域」に指定された区域のことをいう。
また、警戒区域とは、急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべり等の発生が予想される区域をいう。

第２　上下水道施設

１　共通事項

（１）地震発生と同時に上下水道施設の点検を実施する。なお、最小限度必要な飲料水の給水については、本章第12節「第２　水の供給」に定めるところによる。

（２）輸送路の被害状況の把握

輸送路の状況等については、建設対策部より情報を得ることとする。

（３）私設給排水設備

漏水等が発生している場合は、水抜栓等の操作による止水方法等を周知し、修理が必要な場合は水道局が指定した工事事業者をあっせんする。

２　上水道施設

（１）管路を除く水道施設

ア　停電時の応急対策

停電発生時においては、各施設の非常用自家発電装置の自動起動を確認し、各機器等の運転を確保する。

イ　応急措置

機能を損なうような事態が生じた場合は、受水可能な水源施設に受水量の増減を要請し、応急復旧に必要な措置を講じるとともに、可能な限り修理を実施する。

（２）配水管

損傷箇所の調査・復旧を速やかに行う。

（３）仮配水管の布設及び共用栓の設置

災害地の状況から既設管を修理し通水することが困難と予想される場合、仮配水管を布設する。なお、給水栓は必要に応じ共用栓を設置する。

（４）応援要請

調査・復旧に当たっては、千歳市管工事業協同組合に協力を要請するとともに、北海道及び日本水道協会北海道地方支部に対し状況を報告し、応援を要請する。

３　下水道施設

（１）管渠を除く下水道施設

ア　停電時の応急対策

停電発生時においては、各施設の非常用自家発電装置の自動起動を確認し、各機器等の運転を確保する。

イ　応急措置

下水処理場において、処理機能を損なうような事態が発生した場合は、雨水滞水池へ汚水を流入させ、簡易処理の後、河川へ放流する。汚水中継ポンプ場では、水中ポンプ及び発動発電機を設置し、送水機能を確保する。

（２）下水道管渠

ア　管渠被害の調査

地震災害の発生と同時に、軟弱地盤地帯の幹線の調査を行い、終了後必要な幹線の調査を実施する。

イ　幹線破損に伴う仮設排水

溢水を止めるため、水中ポンプ及び発動発電機を設置し、流下機能を確保する。

ウ　枝線破損及び人孔破損

交通に危険な箇所は、バリケードで囲み、危険防止の標示板を設置する。

（３）応援要請

調査・復旧に当たっては、北海道及び日本下水道協会に対し状況を報告し、応援を要請する。

第３　電力施設（北海道電力ネットワーク株式会社・王子製紙株式会社）

１　北海道電力ネットワーク㈱

（１）設備の状況

ア　変電設備

イ　送電設備

ウ　配電設備

エ　通信設備

（２）応急対策

管轄地域内で震度６弱以上の地震が発生した場合は、北海道電力ネットワーク㈱本店、道央統括支店及び千歳ネットワークセンターは防災体制に入り、速やかに特別非常災害対策本部、道央統括支店支部及び千歳ネットワークセンター班事務局を設置し、早期の復旧活動に備えるとともに、一般被害情報、当社被害情報を迅速・的確に把握する。

設備が被災した場合には、配電系統切替操作等の初期対応を実施し、停電範囲の縮小化を図るとともに、応急的に停電を解消する。重要施設では、必要により移動発電機車等を活用する。

復旧にあたっては、あらかじめ定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況などを勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため電気事故防止ＰＲを行う。

２　王子製紙（株）苫小牧工場

（１）設備の状況

電源系統について、供給電源となる各発電所の発電電力量は、次のとおりである。

発電所名	発電電力量
千歳第１発電所	25,400ＫＷ
千歳第２発電所	2,700ＫＷ
千歳第３発電所	3,300ＫＷ
千歳第４発電所	3,600ＫＷ
千歳第５発電所	1,600ＫＷ

（２）非常災害対策関係

地震等の災害発生に際して、各設備の被害を最小限度にとどめ復旧の迅速を図り電力供給の万全を期するため、王子製紙（株）苫小牧工場は、必要な措置を講ずるものとする。

３　指定避難所の電力対策

市は、停電等で商用電源が使用できない状況に備え、指定避難所の照明の確保、また、避難者や周辺住民などへの携帯電話等の充電スポット設置などのため、太陽光発電設備及び蓄電池の設置を含め電源供給設備強化に努める。

第４　都市ガス施設（北海道ガス株式会社）

地震等の災害の発生により、都市ガスの供給に支障が生じた場合は、損壊に伴う二次災害を防止し、迅速な対応・復旧により市民生活の安定を確保する。

１　都市ガス供給の概要

都市ガスは、流通にある供給ステーションから市内各所へ導管により供給されている。さらに、市内各所に設置されている圧力調整器により需要家の圧力に調整され、一般需要家へ供給されている。

２　非常災害対策

地震等の災害発生時には、本社に非常災害対策本部、千歳支店に現地災害対策本部を設置して

次の対応にあたる。

（１）地震計測定値、被害状況の情報収集による緊急措置

災害発生時からガスによる二次災害を防止するために、ガスの供給を停止又は制限を行う。地震災害であれば、地震の規模と被害状況、ガス流量・圧力を速やかに確認して、供給継続若しくは、第１次供給停止か第２次供給停止を判断する。

千歳地区の供給エリアでは、５地区にブロック化しており、各ブロック単位の被害状況に応じた緊急措置を実施する。

（２）社内外との連絡、救援要請

千歳市災害対策本部のほか、警察・北海道経済産業局及び日本ガス協会その他各機関と連絡を密接に行い、被害状況と復旧の見通しによっては救援要請を行う。

（３）資機材の調達と復旧作業

災害発生時には、復旧期間・復旧要員数・必要資機材等の復旧基本計画を迅速に策定して、復旧にあたる。被害が甚大の場合は「日本ガス協会救援対策組織」から救援を受ける。また、供給停止になった需要家に対して、可能な限り代替熱源等の確保も同時に行う。

（４）需要家への周知・広報活動

市民及び需要家への広報活動として、被災状況、供給停止、制限・復旧見通しを広報車や報道機関を通じて行い、あわせて保安の確保への協力要請を行う。

第５　ＬＰガス施設(社団法人北海道ＬＰガス協会石狩支部)

地震等の災害の発生により、損壊に伴う二次災害を防止し、迅速な対応・復旧により市民生活の安定を確保する。

１　非常災害対策

地震等の災害発生時には、支部に非常災害対策本部、千歳分会に現地災害対策本部を設置して次の対応にあたる。

（１）被害状況の情報収集による緊急措置

災害発生時からガスによる二次災害を防止するために､ガス栓等の閉栓や使用禁止を広報する。地震の規模と被害状況に応じて、ＬＰガスの供給停止や容器回収を行う。

（２）社内外との連絡、救援要請

千歳市災害対策本部のほか、警察・北海道経済産業局その他各機関と連絡を密接に行い、被害状況と復旧の見通しによっては救援要請を行う。

（３）資機材の調達と復旧作業

災害発生時には、復旧期間・復旧要員数・必要資機材等の復旧計画を迅速に策定して、復旧にあたる。また、供給停止になった需要家に対して、可能な限り代替熱源等の確保も同時に行う。

（４）需要家への周知・広報活動

市民及び需要家への広報活動として、被災状況、供給停止、制限・復旧見通しを広報車や報道機関を通じて行い、併せて保安の確保への協力要請を行う。

第６　電話施設(ＮＴＴ東日本株式会社)

１　電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急の措置を行う。

２　異常事態における応急復旧措置は、重要通信を確保する機関より優先順位を考慮して復旧する。

順　　位	内　　容
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の確保に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給に直接関係のある機関、選挙管理機関、預金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位・第２順位に該当しない機関等

３　被災者への通信サービス

避難所に特設公衆電話を設置するとともに、「災害時伝言ダイヤル（１７１番）」を提供する。

第７　道路・橋梁施設（管理者）

１　道路管理者

被災地域の混乱防止のため、各路線の道路被害状況を直ちに把握するとともに、通行不能路線は通行止めの処置と状況によっては迂回道路の案内を行い、交通の確保を図る。

応急復旧を実施する最低限の資器材は、事前準備を図るとともに、被害状況によっては、建設業者が所有する資器材を緊急的に確保する。道路の被害状況に応じて排土作業、盛土作業、土留作業、障害物の除去、排水管の布設等の応急、仮設工事により一応の交通確保を図り、その応急復旧順位は、救助活動に必要な路線を優先する。

なお、道路被害状況の分類は次のとおりとし、分類別に道路の実態を把握する。

	分　　類	分 類 の 判 断 基 準	特に留意を要する事項
ケース１	亀裂状態の道路	・舗装にクラック程度 ・簡易な復旧で通行可能	・ライフライン（注）からの影響 ・二次災害の可能性
ケース２	剪断状態の道路	縦・横断方向に大きな亀裂がある。	・ライフライン（注）からの影響 ・二次災害の可能性 ・道路施設の復旧規模
ケース３	崩壊状態の道路	法面や路肩部が崩壊	・ライフライン（注）からの影響 ・二次災害の可能性 ・道路施設の復旧規模 ・法面等崩壊の規模
ケース４	隆起状態の道路	広範囲または部分的に盛り上がる。	・ライフライン（注）からの影響 ・二次災害の可能性 ・道路施設の復旧規模 ・隆起部の規模
ケース５	障害物のある道路	付近の建築物等の倒壊等による障害	・二次災害の可能性 ・道路施設への影響 ・障害物による障害規模

（注）表中のライフラインとは、上・下水道施設、電力施設、通信施設、ガス施設のことをいう。

２　橋梁管理者

橋梁の被害状況を調査し、その状況に応じた応急措置を実施する。

また、落橋した場合は、代替ルートの検討や仮設橋の架設など最適な応急措置を選定する。

第８　河川・指定地（管理者）

１　河川管理者

河川管理者は、河川の被害状況を調査し被害のある場合には速やかに応急復旧を実施して、その状況を本部長に報告する。

２　指定地管理者等

北海道又は建設対策部は、指定地（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等の発生が予想される区域）の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

また、崖崩れが発生した箇所では、周辺の住民等と協力して人命救助を最優先で行う。さらに、崖崩れが拡大するおそれがある場合には、避難を指示する。

なお、宅地周辺では、自然崖地、道路の造成に伴う崖地・擁壁の崩壊、倒壊の被害状況に応じて住民の避難や警戒を行う。

第９　鉄道施設（北海道旅客鉄道株式会社）

地震等の災害発生時には、運行中の列車の緊急停止、人命救護等、鉄道旅客の安全確保を最優先で行う。

この際、指揮命令系統を確立し、各駅において緊急救護団を編成、緊急停止列車の乗客を救助する。

その後、巡回点検により安全が確保された区間から順次運行を再開させる。また、鉄道施設が被

災した場合には、一刻も早い運行再開を目指し復旧活動を行う。

第１０　民間バス事業者

地震発生直後に運行を停止し、乗客等人命救助・救護活動を最優先で実施する。その後、被害状況及び道路状況等を把握し、運行の再開に向けた復旧活動を行うほか、災害時における人員等の緊急輸送を行う。

第１４節　建物対策

第１　建物対策

地震発生時において、市民の安全や生活基盤を確保するため、住宅や公共施設等を確保することは重要である。

このため、平時から住宅や公共施設等の耐震化を推進するとともに、応急危険度判定士の確保や被災者のための住宅等（仮設住宅建設用地を含む）の確保を行う。

なお、住宅や公共施設等の確保のための活動内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対策項目	活動内容	主に活動する対策部
被災建物の応急危険度判定	被災建物の応急危険度判定士確保、危険度判定の実施及び判定に対する相談、建物の解体撤去周知	建設対策部
応急仮設住宅の設置	仮設住宅需要の把握、仮設住宅の入居者選定	保健福祉対策部
	仮設住宅の用地確保及び建設	建設対策部
被災住宅の応急修理	応急修理対象者の選定	保健福祉対策部
	被災住宅の応急修理	建設対策部
住宅の確保	公営住宅の確保	建設対策部
	公営住宅の入居者選定	保健福祉対策部
住宅復旧相談	被災者台帳の作成	総務対策部
	被災宅地の復旧相談	企画対策部
	住宅復旧相談窓口の開設	建設対策部
	罹災証明書の交付	総務対策部
建物の解体処理	危険住宅所有者に解体要請	建設対策部
	解体業者に関する情報提供	
	解体材の集積場確保	市民環境対策部
被災地における建築制限	被災地における建築制限	建設対策部
公共建築物の被害調査及び応急対策	公共建築物の被害調査及び応急対策	建設対策部

第２　被災建物応急危険度判定の実施

１　応急危険度判定士の確保

建設対策部は、自ら応急危険度判定士の確保に努めるとともに、北海道を通じ建築士会及び他市町村等へ建物の危険度判定士の派遣要請を行い、有資格者を確保する。

２　判定実施の窓口設置

建設対策部は、判定士の受入体制及び作業体制を確立するため、窓口を設置するとともに次のことを行う。

・　受入判定士の名簿作成
・　担当区域の配分
・　判定基準統一のための資料収集と基準の決定
・　立ち入り禁止などを表示する用紙の作成

３　判定作業の概要

（１）二次的災害を防止することを目的とし、被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、見やすい場所に表示する。

（２）判定は、「北海道震災建物応急危険度判定要綱」に従って行う。

（３）判定の結果は、赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」に区分し、３色の判定ステッカーに対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼付する。

（４）判定は目視で行う。

判定内容は、次のとおりとする。

区　分	判　　定　　区　　分
危　　険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合で、使用及び立ち入りができない。
要 注 意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調 査 済	建築物の損傷が少ない。

第３　仮設住宅の建設

１　仮設住宅必要数の把握

地震発生から数日を経過すると、避難所での共同生活に不満やストレスによる障害が出始め、仮設住宅や公営住宅への入居希望が高まる。

仮設住宅等への入居希望者数の把握には、入居の資格基準を広報等で周知した後、希望者を各避難所で受け付ける。

２　入居の資格基準

入居者の資格基準は、原則として次のとおりとする。

（１）住家が全半壊、全焼及び流出した者

（２）居住する住家がない者

（３）自らの資力をもっては、住宅を確保することが困難な者

３　建設用地の確保

用地の選定は、交通機関やライフラインの復旧状況を勘案しながら、児童・生徒の通学や生活の建て直しにおける利便性を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にある公有地とする。

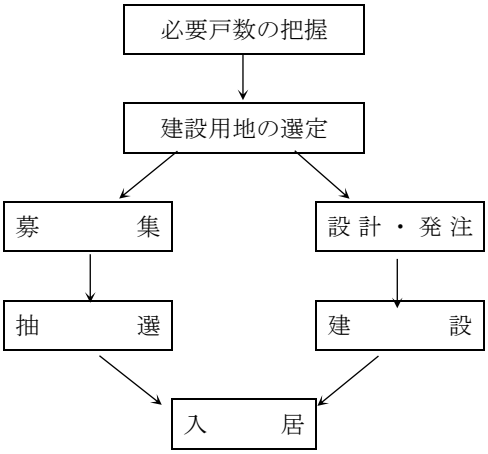
４　建設の実施

仮設住宅の建設にあたっては世帯構成などに配慮し、一時的な居住の安定を図る仮設住宅を建設する。

なお、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設は知事が行う。ただし、災害救助法によ

り委託された場合は市長が行うこととする。

仮設住宅入居までの流れ



第４　公営住宅の確保

被災者に対し、市営住宅等公営住宅の空き家を確保して、一時的に供給する。一時入居者の募集・選定については、「第３　仮設住宅の建設」を準用する。

第５　被災住宅の応急修理

災害により、被害を受けた住家に対し、居住に必要な最小限の応急的補修を行う。

１　対象となる応急修理家屋

半焼や半壊の被害を受けた家屋のうち、居室、炊事場、トイレ等の生活に欠くことのできない部分の応急修理

２　応急修理を行う世帯の選定

高齢者、障がい者、勤労者、小企業者等の被災者で応急修理を行う資力がない者を対象者として選定

３　修理方法

資機材及び応急修理を行うための必要な用具などの現物給付

第６　住宅復旧相談

被害を受けた住宅の所有者を対象に、住宅相談所を開設する。この際、地震による被害の程度に応じた適切な支援の実施を図るため、被災者から申請があった場合、遅滞なく罹災証明書を交付するとともに、航空写真や被災者撮影の写真等を活用するなどし、住宅被害の調査、判定を早期に実施できるよう努める。

１　宅地の防災復旧工事相談

２　住宅の修繕、補修相談

３　災害復旧融資、罹災証明書の交付相談

４　建築業者、大工に関する情報提供

第７　建物の解体・処理

応急危険度判定により、「危険」と判定された建物を優先して、解体撤去の措置を住民に促す。

１　危険住宅所有者に解体周知、要請

２　解体業者に関する情報提供

３　解体物の集積場の確保

第８　被災地における建築制限

被災した地区において、都市計画事業や区画整理事業により、災害に耐えうるまちづくりを促進するため､容易に移転できるものや震災復興に必要な施設､公益上必要な施設を除いて建築制限を行う。

第９　公共建築物の被害調査及び応急対策

被災した公共建物の被害調査及び応急対策工事を施設管理者と協力し、実施する。

第10　被災者台帳の作成

市は、災害により被災した被災者支援において「支援漏れや」「手続の重複」をなくし、中・長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況及び配慮事項など被災者に関する情報を一元的に集約した被災者台帳を作成する。なお、被災者台帳の作成にあたってはクラウド型被災者支援システムを活用することとし、作成した被災者台帳は、被災者に対する援護に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとともに外部に提供する。

第１１　罹災証明書の交付

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付について、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第１５節　行方不明者の捜索

第１　行方不明者の捜索

地震発生時においては、建物等の倒壊等により、多くの行方不明者が発生し、市民の心労が大きくなることが予測される。このため、平時から町内会等を単位として地域住民の状況を把握するとともに、避難所等において行方不明者の把握を行い、早期に行方不明者の捜索を行う。

なお、行方不明者の捜索活動内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対策項目	活動内容	主に活動する対策部
捜索活動	行方不明者の捜索	消防対策部
	行方不明者リストの作成	保健福祉対策部

第２　行方不明者の捜索活動

災害時における行方不明者の捜索は、消防対策部が警察署、自衛隊等に協力を要請して実施する。

なお、捜索の方法及び期間については、災害の規模、行方不明者数、捜索範囲その他の事情を考慮して行う。

第３　行方不明者リストの作成

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼・届出の受付は、保健福祉対策部が次のとおり行う。

事項	内容
行方不明者の確認	氏名、住所、年齢、性別、身長、体重、その他の特徴
状況の確認	不明と予想される地域、行方不明時の状況

以上の事項を記録したリストを作成する。作成したリストを警察署及び自衛隊等へも提出する。

第４　安否情報の収集・提供等

災害発生時において、被災者の救助活動に資するため、消防庁の「安否情報システム」の活用や関係機関の協力等による積極的な情報収集等により、迅速・的確な安否情報の収集及び提供に努める。

この際、被災者の権利利益を不当侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報等に関する氏名等の公表は、北海道が定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、適切に対応する。

〈災害時の氏名等の公表取扱方針〉一部抜粋

区　分	救出・救助活動に資する	住民基本台帳の閲覧等制限	家族等の同意状況	公表・非公表
行方不明者等	○	なし	－	公表
		あり	－	非公表

第１６節　遺体の処理

第１　遺体の取扱い

地震発生時においては、建物等の倒壊等により多くの死傷者が発生することが予測されるが、不幸にして死亡された遺体の処理は、衛生上の問題や社会心理上の問題等を考慮し、迅速かつ丁重に実施する必要がある。

このため、警察等との連携による検視や身元確認及び遺族への引き渡し等を確実に行うとともに、身元が判明しない死亡者については、遺体の衣服、顔の特徴、所持品などを記録・保管し、埋葬・火葬を行う。

なお、遺体の処理及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対策項目	活動内容	主に活動する対策部
遺体の処理	納棺用品等資材の確保	産業振興対策部
	遺体の検案・処理、遺体の安置	保健福祉対策部
	遺体の埋葬	市民環境対策部 保健福祉対策部

第２　遺体の処理

遺体を発見したときは、速やかに警察に届け出、警察の検視（見分）及び医師の検案を受けた後、次のとおり処理する。

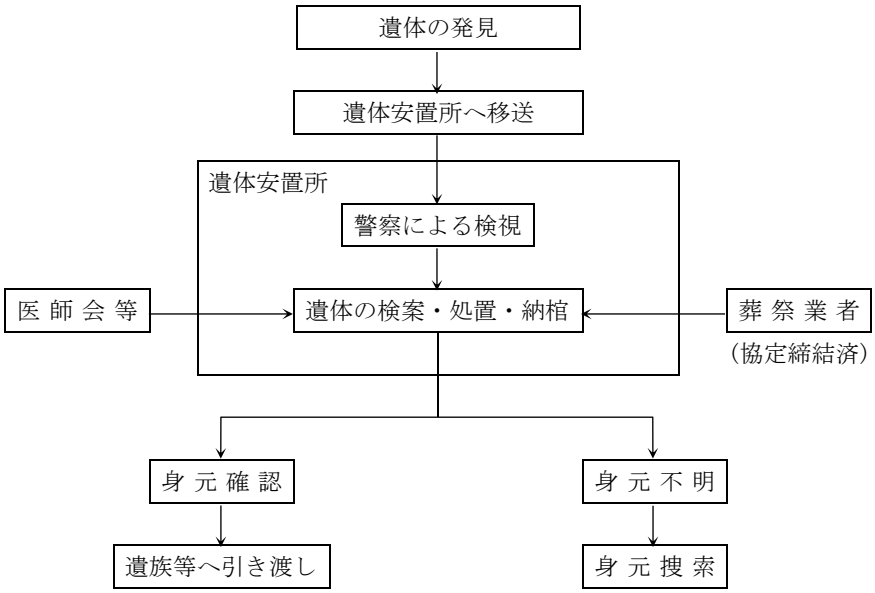
遺体	処理内容
身元判明	遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。
身元不明	遺体の一時保存措置をとるとともに､遺体の特徴記録及び所持品の保管をする。

第３　遺体の収容

検案を受けた遺体は、市内の寺院、公共施設等適当な場所に収容・安置するとともに、警察等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努める。

保健福祉対策部は、遺体の検案書を引き継ぎ、遺体処理台帳を作成し、遺体引取りの申し出があった場合に記録する。

遺体発見から引渡しまでの流れ



第４　遺体の埋葬

遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な場合、又は引取人がいない場合は、次により取り扱う。

１　埋葬は原則として、遺族が火葬場まで搬送し火葬するが、引取人がいない場合や遺族による搬送等が困難な場合は、市が火葬及び焼骨の一時保管を行う。

２　遺族から遺骨及び遺留品の引き取り希望があるときは､遺骨及び遺留品処理票により措置のうえ、引き渡す。

３　遺骨の引取人がいない場合は、市において墓地に仮埋葬する。

第１７節　保健衛生・防疫対策

第１　被災地の保健衛生及び防疫対策

地震発生時においては、インフラ等の破壊により衛生条件が悪化し、感染症がまん延するおそれがあるほか、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化することが予測される。

このため、関係機関等と連携し、感染症の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を行う。

なお、保健衛生･防疫活動内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対　策　項　目	活　　動　　内　　容	主に活動する対策部
衛生・防疫対策	食中毒の予防 被災者等の保健衛生	保健福祉対策部
	被災地の防疫活動	保健福祉対策部 市民環境対策部
清　掃　対　策	生活ごみの処理、し尿処理	市民環境対策部
	仮設トイレの設置	建設対策部
環　境　対　策	水質・大気の監視	市民環境対策部
	動物の管理・処理	市民環境対策部 産業振興対策部

第２　被災地の保健衛生

１　衛生活動

避難所収容者や地域住民に対し、台所、トイレ等の衛生管理、清掃、手洗い等の励行を指導する。

また、状況により、衛生環境を維持するため必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を要請する。

２　保健活動

避難生活の長期化やライフラインの長期停止により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり健康指導を行う。

（１）関係機関と連携し、避難所の巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談、エコノミー症候群の対策・予防指導等を行う。

（２）食中毒予防のため、被災者及び災害対策従事者への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。

第３　被災地の防疫活動

１　防疫班の編成

災害現場における防疫活動を円滑かつ効率的に実施するため、防疫班を編成する。

２　消毒の実施

防疫班は、河川施設の被害や水道管等の破損により被災した地区において、水が引いた後に感染症等が発生しないように消毒薬剤を配布し、散布を指導する。

第４　ごみの処理

ごみの収集は、可能な限り通常の収集方法で行い、収集日などは広報をする。指定避難所においては、避難所の運営組織によって清掃・分別・保管を行う。

また、処理量を上回るごみが発生したときは、仮置場を指定し、収集を実施する。

第５　し尿の処理

地震直後に断水等のため、指定避難所に指定されている施設の水洗トイレが使用できなくなった場合、仮設トイレの設置、簡易トイレの活用、協定に基づくトイレトレーラの設置などにより対応する。仮設トイレ等の管理については、避難所運営組織が自主的に規則を定めて行う。

市民環境対策部は、収集処理体制の確立と計画を策定する。

第６　水質・大気汚染対策

地震によって有害物質を取り扱う事業所等が被災し、漏出によって河川や地下水が汚染されるほか、建物の倒壊やがれき処理の際に有害物質が飛散し、大気を汚染することが予想される。

地震発生直後には、有害物質を保管する事業所の被災状況を把握し、定期的に河川や地下水の水質検査、大気汚染の測定を行い、住民への広報や消毒を実施する。

第７　動物対策

災害時には飼い主の被災、避難所への収容不能、飼育施設の破損等により放浪動物が多数発生する。放浪犬等による事故や感染症予防と動物愛護の観点から、一時的な保護や治療等を実施する。また、飼い主からの問い合わせに対応できるよう収容施設等の広報を行う。

災害によって死亡した牛・馬等の家畜は、死亡獣畜処理場に運搬処理する。

第８　応援要請

市単独で災害廃棄物等を処理することが困難な場合は、あらかじめ締結している「災害時相互応援に関する協定」、「災害時における北海道及び市町村相互応援に関する協定」、「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」に基づき応援を要請する。

第１８節　環境対策

第１　障害物対策

地震発生時においては、建物等の倒壊や、インフラ等の破壊により、障害物の発生が予測される。このことから、被害拡大の防ぎょや被災者の救済対策等を迅速に実施するために、道路交通機能の確保が重要となる。したがって、道路管理者等は早期に道路等の被害状況等を確認するとともに、防災関係機関等と連携し、交通機能を早期に確保するための道路障害物の除去や応急復旧を実施する。実施に当たっては、災害時の交通規制計画や緊急物資の輸送計画との整合を図る。

また、二次災害の防止を図るため、河川管理者等は河川内の障害物の除去を迅速に実施する。

なお、障害物対策のための活動内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対　策　項　目	活　　動　　内　　容	主に活動する対策部
障　害　物　対　策	・被害状況の情報収集 ・障害物の除去方針の決定 ・障害物の除去体制を確立 ・障害物等仮置場の確保 ・道路障害物の撤去 ・河川障害物の除去 ・住居内に流入した障害物の除去 ・除去障害物の処分	建　設　対　策　部

第２　障害物の除去

１　除去の対象とする障害物

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認められたとき行うもので、おおむね次の事項に該当するものとする。

（１）住民の生命、財産等を保護するため、速やかにその障害の排除を必要とする場合

（２）交通の安全と輸送を確保するため、道路等の障害物を除去する必要がある場合

（３）河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため、河川における障害物を除去する必要がある場合

（４）その他公共的立場から障害物を除去する必要がある場合

２　除去の対象とする住宅等の障害物

住居等に運び込まれた障害物の除去の対象となる住宅等は、次のとおりとする。

（１）土石、竹木等の障害物が住宅等に運び込まれたため、当面の日常生活に著しい影響を及ぼす状態にあり、当該住宅以外に居住の方法がない場合

（２）日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、トイレ等）等に障害物が運び込まれ、家への出入が困難な状態にある場合

（３）自らの資力をもって障害物の除去ができない状態にあり、当該住宅以外に居住の方法がない場合

（４）半壊又は床上浸水を受け、当面の日常生活を営むことが困難な住宅

（５）応急措置の支障となるもので、緊急に障害物の除去が必要な住宅

第３　障害物除去の方法

（１）障害物の除去は、市有の応急対策器具を用いて実施するほか、状況に応じ、災害派遣に任ずる自衛隊及び千歳建設業協会等の協力を得て速やかに障害物の除去を行う。
（２）障害物の除去は、原状回復ではなく、当面の生活や応急措置に必要なものに限る。

第４　除去した障害物の集積及び保管等

１　障害物の集積及び保管

土石、コンクリート片、竹木等の障害物は、できる限り現地遊休地を利用し集積するが、現地集積ができない物件等については、次の事項に留意して保管する。

（１）障害物の種類及び大小によるが、再び生命、財産に被害を与えない安全な場所を選定し、保管する。
（２）道路交通の障害とならない場所を選定し、保管する。
（３）障害物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その障害物名簿を公示する。

２　障害物の保管期間及び帰属

障害物等の保管期間は公示の日から起算して６箇月とし、６箇月を経過しても返還する相手方が不明等で返還できないときには、保管した障害物等を売却又は廃棄することができる。また、６箇月を経過したのちに売却した障害物等の代金は、市に帰属する。

第５　障害物の処分方法等

１　障害物の売却及び処分方法

保管した除去物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その障害物を売却し、代金は保管する。

２　障害物除去の費用及び期間

災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定める。

第６　災害廃棄物対策

地震発生時においては、がれき類、粗大ごみ等の大量の災害廃棄物の発生が予想されるとともに、生活ごみや粗大ごみ等についても、道路交通の混乱やライフライン施設の被害等により、処理の困難な状況が想定されるため、別に定める「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害復旧及び市民の生活環境の保全上重要となるこれらの対策を迅速に実施する。

なお、災害廃棄物対策のための活動内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

区　　分	活　　動　　内　　容	主に活動する対策部
災害廃棄物対策	・災害廃棄物の情報収集・連絡 ・道路障害物除去に伴う災害廃棄物の処理 ・被災建築物の除去に伴う災害廃棄物の処理 ・生活系ごみ・粗大ごみ等の収集運搬 ・生活系ごみ・粗大ごみ・し尿等の処理 ・災害廃棄物の資源化、減量化及び環境汚染防止策の広報 ・環境汚染への配慮	市民環境対策部

第７　災害廃棄物処理計画

地震発生時においては、建物等被害からのがれき類やアスベスト廃材等有害廃棄物、避難所からのごみ・し尿問題など、一時的に大量の廃棄物が発生し、十分に対応できない事態も想定される。このことから、大規模な災害時の災害廃棄物処理に際し、迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図ることにより市民の生活環境を確保し、速やかな復興を推進していくことを目的として「災害廃棄物処理計画」を策定する。

また、定期的に災害廃棄物処理に関する研修等に参加するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。

参考資料（別冊）　○千歳市災害廃棄物処理計画

第１９節　要配慮者の対応

第１　要配慮者の対応

地震発生時において要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）は、機敏に行動できないことから、安全確認や避難のための援護が必要となる。

このため、平時からこれらの要配慮者のうち、災害時に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」）の実態を把握し、別に定める「千歳市避難行動要支援者避難支援プラン」により、その支援体制の整備を促進するとともに、近隣住民や自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者の安全確保に必要な措置を的確に行う。

なお、要配慮者への対応及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対策項目	活動内容	主に活動する対策部
要配慮者への対応	要配慮者の安全確認	保健福祉対策部
	避難所における要配慮者の援護	保健福祉対策部
	巡回検診、相談窓口の設置	保健福祉対策部 市民環境対策部

第２　避難行動要支援者名簿

保健福祉対策部は、避難行動要支援者に対する避難誘導や安否の確認、その他の身体に関する状況を把握し、避難所等での生活支援を適切に行うことを目的に、あらかじめ定めた基準により、避難行動要支援者名簿を作成し実態把握に努める。

また、本人の同意を得たのち町内会や民生委員、千歳警察署などの避難支援等関係者に名簿提供を行うほか、名簿作成に必要な個人情報を利用する。

なお、災害発生時においては、避難行動要支援者の避難支援のため、本人の同意を得ることなく名簿の利用や関係機関への名簿提供を行う。

１　避難支援等関係者

避難支援等関係者については、次の団体・関係機関等とする。

- 千歳市消防本部
- 千歳警察署
- 市内各地区民生委員児童委員協議会
- 千歳市社会福祉協議会
- 自主防災組織
- 町内会
- 陸上自衛隊第7師団第11普通科連隊

２　避難行動要支援者名簿の範囲

対象者	対象範囲
高齢者	① 75歳以上の高齢者のみで暮らしている者 ② 75歳以上の高齢者と15歳未満の者のみで暮らしている者
重度障がい者	① 身体障がい者 ・ 肢体不自由者（手帳１～２級） ・ 内部障がい者（手帳１～３級） ・ 視覚障がい者（手帳１～２級） ・ 聴覚障がい者（手帳１～２級） ② 知的障がい者（手帳Ａ判定） ③ 精神障がい者（手帳１～２級）
要介護認定者	要介護１以上の者
その他	上記の条件に当てはまらなくても、災害時に自力で避難することが困難な者

３　名簿に掲載される個人情報の収集方法

名簿に掲載される氏名、生年月日、住所、性別、避難支援を必要とする事由等の個人情報については、市の福祉担当部署で管理している情報から収集して、名簿に掲載する。

４　名簿の更新

避難行動要支援者の転出や死亡などによって名簿の内容に変更が生じる場合があるため、年２回の名簿の更新を行い、最新の情報を把握する。

５　名簿情報の管理

避難行動要支援者名簿には、個人名や住所、電話番号等の個人情報が含まれており、情報漏洩を防止するために以下の点に留意する。

（１）名簿を必要以上に複製しない。

（２）名簿を誰もがわかるところに保管しない。（極力施錠可能な場所へ保管する。）

（３）名簿で知った情報を必要以上に口外しない。

第３　情報の伝達方法

要配慮者への情報伝達は、視覚障がい者・聴覚障がい者に対応する情報伝達手段などを考慮する必要がある。

そのため、避難支援等関係者等のネットワークの活用や連携を図り、要配慮者や避難支援等関係者に対し迅速・確実に情報を伝達する手段を整備するものとする。

視覚障がい者・聴覚障がい者に対応する情報伝達方法（例）

障がいのある人	受信者の状況	情報伝達手段
聴覚障がいのある人	在宅	ＦＡＸ、千歳市メール配信サービス、戸別受信機（文字表示器）ＳＮＳ、防災アプリ等
	屋外	千歳市メール配信サービス、ＳＮＳ、防災アプリ等
視覚障がいのある人	在宅及び屋外	防災行政無線（戸別受信機を含む）、千歳市メール配信サービス、ラジオ等

第４　要配慮者の安全確認

保健福祉対策部は、要配慮者の安全を次の要領で確認する。この際、在宅要配慮者及び避難行動要支援者、さらには避難支援等関係者の安全確保についても留意する。

１　避難行動要支援者名簿を提供している町内会や民生委員、千歳警察署等の避難支援等関係者や、避難所運営本部内に設置される避難管理班、情報班と連携を図り、安否の確認を行う。

２　要配慮者及び避難行動要支援者を避難所や医療救護所へ誘導する。

第５　要配慮者への支援

１　避難所等においては、介護用品の供給やボランティア等による各種支援を行う。
　また、要配慮者の状態により、福祉避難所への収容又は医療機関等への搬送を行う。

２　生活相談窓口を開設し、ヘルパーやボランティアによる生活介助を実施する。
　なお、仮設住宅への入居に際しては、専用住宅を設置し、優先的に供給する。

第６　個別避難計画

保健福祉対策部は、町内会等の協力を得ながら、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

計画の作成に当たっては、居住場所から避難場所までの距離や避難経路の状況など避難に関わる地域の特性に留意する。

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化等、必要に応じて更新するとともに、災害発生時には速やかに活用が図れるよう適切な管理に努める。

個別避難計画は、要支援者本人、町内会等及び市の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等の要支援者本人が同意した者のみに提供するものとし、個人情報の保護に十分に留意する。

また、避難行動要支援者に対する情報伝達・避難支援・安否確認等の体制の整備や避難訓練の実施等に努めるものとする。

第２０節　防災ボランティア活動対策

第１　防災ボランティア活動対策

地震災害時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関の活動だけでは十分に対応できないことが予想されることから、ボランティア団体等の協力を得て災害応急対策を迅速・適確に実施し、災害の防止及び被害の軽減に努めることが重要である。

このため、平時から道と互いに連携し、千歳市社会福祉協議会と緊密な連携を図り、ボランティアの受入及び情報等の連絡・報告を迅速かつ的確に行う。

なお、防災ボランティア活動対応及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対　策　項　目	活　　動　　内　　容	主に活動する対策部
ボランティア活動対応	災害ボランティアセンター 災害ボランティア活動支援	社会福祉協議会 保健福祉対策部

第２　防災ボランティア活動との連携

防災ボランティアとの連携を計画に反映するため、調整すべき事項等は次のとおりである。

調 整 事 項 等	具　　体　　的　　な　　内　　容
１　ボランティア団体等との協力（活動）のための環境整備	(１)災害時に備えた平時のボランティアの登録及び研修協力 (２)災害時におけるボランティア活動の調整機能の確保 (３)災害時におけるボランティア活動拠点の確保 (４)災害時におけるボランティア保険制度の導入
２　ボランティアの受入体制の確立	(１)被災地の必要とするボランティア活動ニーズの把握 (２)ボランティアの受付、技能の把握及び活動区分等の調整 (３)活動拠点の提供
３　ボランティア団体等に期待（依頼）する活動内容の明確化	(１)災害情報、安否情報、生活情報等の収集・伝達 (２)要配慮者(乳幼児、妊婦、病弱者、外国人、観光客等)の介護及び看護補助 (３)清掃、炊き出し等被災者援助活動 (４)救援物資の輸送、仕分け、配分 (５)消火・救助・救護活動 (６)保健医療等技術を必要とする活動 (７)通訳等外国人支援活動

第３　防災ボランティアの受入れ及び支援

ボランティアの受入れや調整及び運営は、社会福祉協議会と連携して実施するものとし、市は、情報提供及び活動支援を主とする次の活動を行う。

１　社会福祉協議会の災害ボランティアに必要に応じて要員を派遣し、ボランティア関係団体との連絡調整を図る。

２　ライフラインの復旧、交通規制や交通機関の復旧など災害の状況や防災対策の状況、ボランティアの活動状況等、行政による被災地全体の情報をボランティア関係団体に適切に提供し、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と共有するものとする。

３　ボランティアの活動拠点となる施設の確保や活動が円滑に実施できるよう電話、ファクシミリ、及びインターネットに接続可能な事務機器等を提供する。

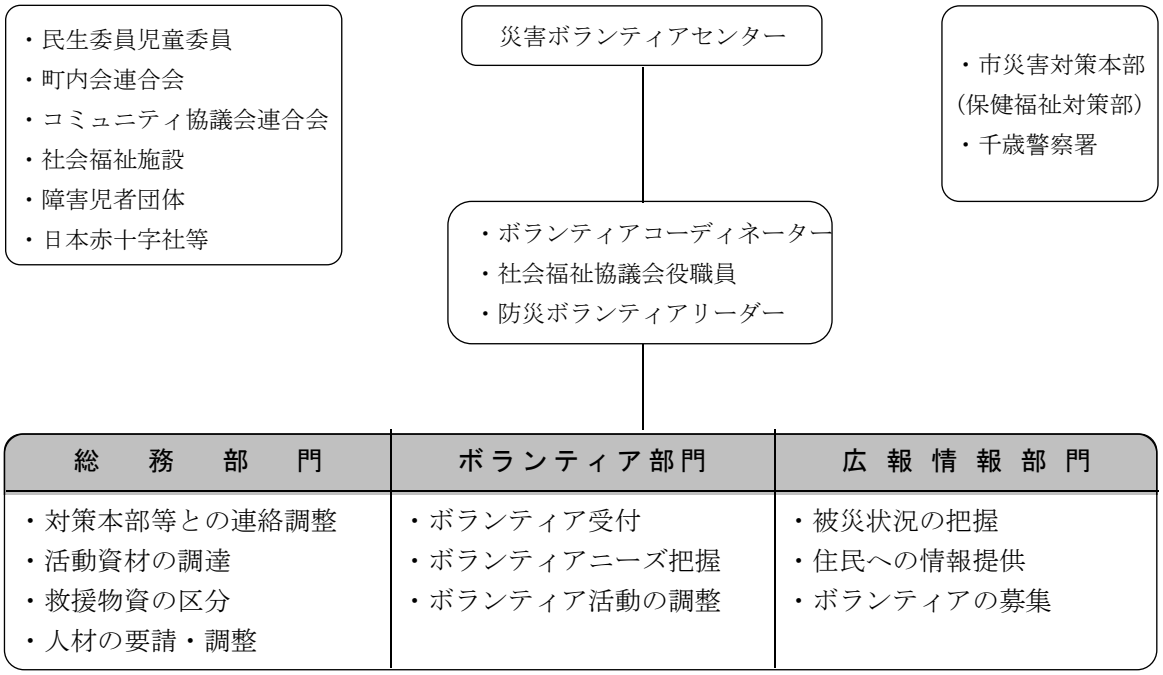
第４　防災ボランティアの活動体制

１　災害ボランティアセンターの設置

社会福祉協議会は、災害のため必要があると認める場合、災害時における各種の情報を収集・管理しボランティア活動を円滑に実施するため、災害ボランティアセンターを社会福祉協議会内に速やかに開設する。

この際、ボランティア受付や活動内容の割り振りなどの業務は、主にボランティアコーディネーター等に委ねる。

災害ボランティアセンターの推進体制図



災害ボランティアセンターの主な活動内容は、次のとおりである。

主　な　活　動　内　容

①　市及び北海道社会福祉協議会「北海道災害ボランティアセンター」等との連絡調整
②　被災状況等の情報収集・提供及び被災者のニーズや状況の把握
③　ボランティア活動の企画・実施等のコーディネート
④　ボランティアの受入れ及び保険の加入
⑤　ボランティア活動の支援、活動に必要な資機材の調達
⑥　ボランティア登録者への活動要請
⑦　各関係機関、報道機関等に対する情報提供及び広報
⑧　ボランティア活動の記録管理

２　防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアの活動は、被災者の安否情報、避難者の生活支援、医療・看護活動、高齢者等の介護など広い範囲に及ぶほか､専門的な知識や技術､経験などが必要となる分野もあることから、その受入れにあたってはボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮する。

防災ボランティアに依頼する活動の主なものは、次のとおりである。

区　　分	主　な　活　動　内　容
一般的ボランティア	・災害・安否・生活情報の収集・伝達 ・炊き出し、食糧・水等の配布、その他の災害救助活動 ・被災者の生活支援 ・指定避難所の運営支援 ・清掃、防疫支援 ・その他危険のない軽作業等
専門的ボランティア	・救急・救護活動（消防職団員ＯＢ等） ・医療・看護活動（医療従事者等） ・応急危険度判定活動（応急危険度判定士、斜面判定士等） ・外国語通訳活動（外国語通訳等） ・非常通信活動（アマチュア無線技士） ・資機材、救援物資等の輸送活動（特殊車両等の運転資格者等） ・高齢者、障がい者等の介護活動（ホームヘルパー、社会福祉士、手話通訳者等） ・ボランティアコーディネート（ボランティアコーディネーター） ・その他災害復旧活動のために必要な特殊技能活動（特殊技能有技者）

第２１節　応急教育対策

第１　学校における応急対策

地震災害時において、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）における園児、児童、生徒（以下、本節において「生徒等」という。）の安全を確保することは重要である。

このため、平時から、教職員等の防災能力及び生徒等の災害対応能力を高めるとともに、学校施設の耐震化などを迅速かつ的確に行う。また、教育対策部、学校及び保護者等の緊密な連携のもとに応急教育の確保に努める。この際、要配慮者、特に避難行動要支援者をもつ学校については、個々の生徒等に配慮した対応を行う。

なお、学校における応急教育対策･避難所支援対策及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対　策　項　目	活　　動　　内　　容	主に活動する対策部
応急教育対策	学校における災害直後の防災・減災措置 生徒等、教職員の安否確認、避難、避難生徒等の安全確保及び心のケア、保護者への安否情報の提供または引き渡し 学校施設の被災状況等の把握及び報告 応急教育の実施、学用品等の支給	教育対策部
避難所支援対策	指定避難所開設時の支援	

第２　災害直後の学校における措置

学校長は、次の措置を行い直ちに教育対策部長に報告するものとし、教育対策部長は本部長に報告する。

災害発生時期	措　　置　　内　　容
勤務時間内	・状況に応じ緊急避難の指示を出す。 ・生徒等、教職員、校舎などの被害状況を把握する。 ・被害の程度により生徒等は学校において保護者に引き渡す。状況によっては教員の引率により、集団下校させる。
勤務時間外	・参集した教職員を確認する。 ・生徒等、教職員、校舎などの被害状況を把握する。
共　　通	・指定避難所に指定されている学校には被災者が集まり始め、体育館等の開放と誘導等が必要となる。 ・避難所対応職員が派遣されるまでは、避難誘導や情報連絡等の避難所運営の支援協力を行う。 ・施設の利用等については、避難所派遣職員と協議し、運営に協力する。

第３　応急教育の実施

教育対策部及び学校長は、緊密な連携のもとに応急教育の確保を図る。

１　休校措置

（１）大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は、教育対策部(教育委員会)と協議し、必要に応じて休校の措置をとる。

（２）休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を緊急連絡網その他の方法により生徒等に周知させる。

（３）休校措置が登校後に決定し、生徒等を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等適切な措置を行う。

２　学校施設の確保

（１）応急復旧

市立学校の建物が被害を受け教育を実施できないときは、公立学校施設災害復旧費国庫負担法その他の方法による手続きをとるとともに、一部修理等による建物の応急復旧を行う。

被　害　の　程　度	措　置　内　容
校舎の一部が使用不能となった場合	特別教室、屋内運動場、講堂等を使用する。
校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合	最寄りの学校の校舎等を使用する。
学校の建物を利用できない場合	公民館等の公共施設を使用する。

（２）応急仮校舎の建設

前掲施設を利用できない場合は、応急仮設校舎を検討する。

３　教育職員の確保

教育対策部は、災害時における教育職員の被災状況を把握し、不足する場合には、次によりその確保を図る。

区　分	確　保　方　法
学 校 内 操 作	欠員が少数の場合は、学校内操作による。
市　内　操　作	学校内操作が困難なときは、市立学校間において操作する。
市　外　操　作	市内操作が困難なときは、北海道教育委員会へ他市町村からの操作を要請する。
臨　時　職　員	教育職員の確保には、前掲の方法によるほか、教員免許状所有者で現職にないものを臨時に確保することを検討する。

４　応急教育実施上の留意事項

災害の状況に応じ、二部授業等の方法によりできるだけ応急授業を行うように努め、授業の実施に際しては、次の事項に留意する。

（１）教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が生徒等の過度の負担にならないよう留意する。

（２）教育活動の場所が公民館等学校外の施設となるときは、授業の効率化、生徒等の安全確保等に留意する。

（３）通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得るようにする。）。
（４）学校に避難所が開設された場合には、特に生徒等の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
（５）教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって生徒等に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
（６）授業が不可能な事態が予想されるとき、生徒等に対し、自習、勉学の方法等を周知徹底させる。

第４　学用品の調達・支給

支給の対象	災害により住家に被害を受け、学用品を失い（き損を含む。）、就学に支障があるとき、被害の実情に応じて教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。
支給の期間	災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は１か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内に支給する。
調達の方法	指定業者から調達する。
費用の限度	被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。

第５　学校給食

原則として一時中止とし、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を把握し、学校給食の再開計画を策定する。

第６　文化財の保全

文化財保護法、千歳市文化財保護条例等による文化財は、次のとおりである。

区分		名称	所在地	所有者（又は管理者）
国指定	史跡	ウサクマイ遺跡群	蘭越	千歳市
	重要文化財	動物形土製品	東雲町	千歳市
	史跡	キウス周堤墓群（世界文化遺産に登録）	中央	千歳市
市指定	有形	釜加神社弁財天御厨子	真町	千歳神社
	有形	男性土偶	長都	千歳市
	有形	磨製石棒	長都	千歳市
	有形	駅逓看板	長都	千歳市
	史跡	美々貝塚	美々	千歳市
	有形	蕨手刀	長都	千歳市
	有形	山線鉄橋	支笏湖温泉	千歳市

文化財の所有者又は文化財を管理する者は、常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、その被災状況を千歳市教育委員会に連絡するとともに、その復旧に努める。

第２２節　農林漁業対策

第１　農林漁業対策

地震災害時においては、農地の地割れ、隆起･陥没等のほか、排水機場、養魚施設の損壊等が予測されることから、二次被害防止のための応急対策が必要である。

このため、平時から、農地や養魚施設等の現況把握に努めるとともに、災害時における現地確認及び応急対策を迅速かつ的確に行う。

なお、農林漁業対策及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対　策　項　目	活　　動　　内　　容	主に活動する対策部
農 林 漁 業 対 策	被災施設・農産物への応急対応	産業振興対策部 観光対策部
	農林漁業の被害調査	
	飼料の確保	
	農林漁業施設の防疫	

第２　農地農業施設対策

地震災害により、被害を受けた農地等に対し、次により実施する。

１　排水機場応急措置

（１）排水機場

地震災害により、排水機場が損傷し、浸水のおそれがあるときは、次により措置する。

ア　積土俵、月の輪、締切工等の水防工法により浸水を防止する。

イ　河川の上流において、速やかに他の河川に流入されるよう措置する。

ウ　被害により、排水機能を失った場合は、移動用ポンプを設置して排水に努める。

（２）水門

築堤された河川堤防に設置されている、排水門の門扉などの故障のため、外水が浸入するおそれがあるときは、次により措置する。

ア　堤外に月の輪、締切工の水防工法を施工し漏水を防止する。

イ　浸水又は排水不能のため生ずる流域に対しては、移動用ポンプを設置して排水に努める。

（３）排水路応急措置

水門等の操作により、通水に障害のないよう措置する。被災した場合は、通常の通水に支障のない程度の応急措置を行う。

ア　護岸工の損傷に対しては、木杭柵あるいは木矢板工による土留めを施す。

イ　水路底の隆起については、浚渫排土して円滑な排水の流下を図る。

ウ　漏水を防止するため、ビニールシートの敷設を行う。

エ　Ｕ字管、木の枠等により応急的な通水路の新設を行う。

２　農地及びその他の農業施設に係る応急措置

農業者及び農業団体等が管理する農地、用水路及び農業用道路等の農業施設について被害状況を把握し、当該管理者から救援要請を受けた場合には、適切な応急対策を実施するよう努める。

資　料　編　○水門等設置状況一覧

第３　農産物応急対策

地震災害により被害を受けた水稲、青果物に対し、次により実施する。

１　稲作に対する応急措置

水田は、地震により地割れ、陥没、又は隆起するので、次により措置を講ずる。

（１）実態調査の実施

地元農家及び関係機関と連携して実態調査を行う。

（２）水田の整備、指導

水田の地割れ、陥没又は隆起して波状に地盤変動を来たした圃場の均一整地並びに整備の指導を関係機関と連携して実施する。

（３）植替苗の配布

播種育苗及び田植時期に地震災害が発生の際は、苗を確保し、植替作業を実施するよう努める。

２　青果物対策

青果物が輸送難のために、供給が円滑に行われず青果物の立くされ等の発生、価額の暴騰を防止するため、次により措置を講ずる。

（１）生産、出荷対策

生産、出荷については、作物の再作付、早期収穫及び貯蔵保存物を出荷するよう農協と協議して農家に呼びかける。

（２）受入対策

市場と十分協議のうえ対策を講じ、円滑に野菜供給が行われるよう措置を講ずる。

第４　農林漁業の被害調査

産業振興対策部は、北海道の被害状況判定基準に基づき、農林漁業用施設の被害調査を行う。

第５　飼料の確保

家畜飼料の不足が予想される場合、各農家の飼料確保に協力する。

第６　農林漁業施設の防疫

１　農林漁業施設の防疫活動

次のような農林漁業施設の防疫活動を促進する。

（１）農作物及び家畜の伝染病予防

（２）被災施設の防疫

（３）災害地の林野の病害虫防疫

２　死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとするが、所有者が不明又は被災者であって、なおかつ自力で処理できない場合は、産業振興対策部が関係機関と協力して牛、馬等の家畜死体を処理する。死亡獣畜の処理にあたっては、「化製場等に関する法律」など関係法令に従い適切に行う。

第２３節　災害時の警備

第１　災害時の警備活動

地震災害時においては、非常事態に対処するため、警察や関係機関と緊密な連絡し、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等を行い、市民の生命及び身体及び財産等の保護に努める必要がある。

このため、警察や関係機関と緊密に連携し、迅速かつ的確な災害警備活動を行う。

なお、災害時の警備活動及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対　策　項　目	活　　動　　内　　容	主に活動する対策部等
災害時の警備活動	災害時警備体制の確保	警察署
	被災地、避難所の警備	警察署、企画対策部

第２　災害警備体制

災害が発生した場合、警察署は関係機関と連携し、警備体制を確立して災害情報の収集及び市民の生命・身体・財産を保護し、被災地域の社会秩序を維持する。

１　災害情報の収集及び伝達

災害警備活動に必要な情報収集を行うとともに、その情報を必要により関係機関へ伝達する。

２　避難情報の発令等

警戒区域の設定及び避難情報の発令ついては市が行う。なお、詳細については、本章第１０節第１「１　警戒区域の設定」、風水害対策編 風水害対策計画 第３章災害応急対策計画 第８節避難 第２避難情報「１　避難情報」を参照のこと。

第２４節　災害救助法の適用

第１　災害救助法の適用基準

地震発生時において、災害救助法（以下、本節において「法」という。）に基づき行う応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全のため有効な緊急の措置であることから、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を行う。

なお、災害救助法の適用は、原則として同一の原因による災害で、市町村又は都道府県の被害が一定の基準に達した場合に適用となる。千歳市における適用基準は、次のいずれか一つに該当する場合である。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
１　市内の住家が滅失した世帯の数	市　80世帯以上	第１項の１
２　北海道内の住家が滅失した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	北海道　2,500世帯以上 かつ市　40世帯以上	第１項の２
３　北海道内の住家が滅失した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	北海道　12,000世帯以上 かつ市多数	第１項の３
４　災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	※　多数	第１項の３
５　多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※	第１項の４

（注）※印の場合は、北海道知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

第２　滅失世帯の算定基準

１　滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流出）」した世帯を基準とする。半壊等については、みなし換算を行う。

	住家被害状況	算定根拠
滅失住家１世帯	全壊（全焼・流出）	１世帯
	半壊（半焼）	２世帯
	床上浸水	３世帯

２　災害の被害認定基準

住家被害程度の認定における、おおよその基準は、次のとおりとする。

被害の区分	認定基準
住家全壊 （全焼・全流失）	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

住家半壊（半焼）	損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

３　災害救助法の適用手続き

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちに石狩振興局を経由してその旨を北海道知事に報告する。

その場合、次に掲げる事項を口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

（１）被害状況（２）応援を要請する救助の種類
（３）応援を要請する職種別人員
（４）応援を要請する期間
（５）応援の場所
（６）応援を要する機械器具及び資材の品名並びに数量等
（７）その他応援に関する必要な事項

４　救助事業の実施者

災害救助法の適用後の救助事業は、北海道知事が実施者となり、市長は北海道知事の補助又は委任による執行として救助を行う。

北海道知事により市長に事前委任されている救助の種類は、次のとおりである。

事前委任されている救助の種類

① 避難所及び応急仮設住宅の供与
② 炊き出し、その他による食品の給与
③ 飲料水の供給
④ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
⑤ 医療及び助産
⑥ 被災者の救出
⑦ 被災した住宅の応急修理
⑧ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
⑨ 学用品の給与
⑩ 埋葬
⑪ 死体の捜索及び処理
⑫ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第２５節　通信連絡対策

第１　通信連絡の方法

災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、ＮＴＴ東日本(株)等の公衆通信設備、北海道開発局や警察署等の防災関係機関が設置した無線等通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

また、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

なお、千歳市が保有している災害時に利用できる通信設備は次のとおりである。

１　北海道総合行政情報ネットワークシステム端末による通信手段

北海道庁、各振興局、各市町村及び北海道出先機関を地上系と衛星系の２つの通信ルートで相互に接続する通信基盤であり、電話やＦＡＸ等の通信手段がある。

２　衛星携帯電話による通信手段

千歳市総務部危機管理課、千歳市消防本部及び市立千歳市民病院で保有する衛星携帯電話による通信手段である。

３　移動系防災行政無線による通信手段

当市が移動系防災行政無線として整備しているもので、一般財団法人移動無線センターがサービスするＭＣＡ無線と呼ばれる通信手段である。本庁舎、各支所、水道局、千歳市消防本部、市立千歳市民病院、各避難所等に配備している半固定型・携帯型無線機や市で保有している緊急車両等に搭載している車載型無線機がある。

４　通信途絶時の措置

１から３までに掲げる各通信手段をもって通信を行うことができない又は著しく困難な場合は、北海道総合通信局からの災害対策用移動通信機器の借受により通信を確保する。

（連絡先　総務省北海道総合通信局　防災対策推進室（直通電話）　０１１－７４７－６４５１）

第２６節　観光客等の対応

第１　観光客等の対応

道の駅サーモンパーク千歳、支笏湖地区等の市内各所には、外国並びに北海道内外から多くの観光客等が訪れている。

このため、大規模災害時には、道路や鉄道等の被害、交通規制等により、公共交通機関の停止や通行止めなどの影響で、一時的に移動や帰宅が困難となる観光客等（以下「観光客等帰宅困難者」という。）が発生することが想定される。

観光客等帰宅困難者への対応は、市民の生命、身体及び財産を守るための一連の災害応急活動の中で行うこととなるため、平時から道と連携し、観光施設、ホテル、公共交通機関、観光協会などの事業者との連携体制を構築する。また、一時滞在施設等の確保、情報伝達手段の多重化及び多言語化に努める。

また、本市には年間 2,400 万人を超える乗降客数を有する新千歳空港が所在しており、施設の損壊等により、空港ビル内に滞在できなくなる利用者が発生する事態となった場合は、国や北海道、空港運営事業者等と連携を図りながら、可能な協力を行う。

なお、観光客等帰宅困難者への対応及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対策項目	活動内容	主に活動する対策部
観光客等帰宅困難者への対応	一時滞在施設等の確保	総務対策部
	災害情報等の発信	総務対策部 観光対策部
	観光施設・ホテル等の観光事業者からの情報収集・提供（宿泊状況等）	観光対策部
	相談窓口の設置	観光対策部
	通訳スタッフの確保	観光対策部
	一時滞在施設等における援護（滞在・帰宅支援）	保健福祉対策部 観光対策部
	新千歳空港利用者に係る国・北海道・空港運営事業者等との調整	企画対策部

第２　一時滞在施設

震度６弱以上の地震が発生した場合などに開設する指定避難所は、長期避難が必要となる市民とともに、観光客等帰宅困難者が一時的に滞在できる施設とする。

なお、状況に応じ、観光客等帰宅困難者の集約を図るほか、指定避難所だけでは量的に不足する状況となった場合、その他の施設を一時滞在施設として開設するよう努める。

第３　外国人への対策

災害時においては、高齢者、障がい者、乳幼児に加え、日本語を理解できない外国人なども、何らかの支援が必要となる要配慮者となる。

このため、平時から、情報提供手段の多言語化及び外国語表記や分かりやすいピクトグラム等を活用した避難所看板等の整備、多言語表示シートの配備などの環境整備に努める。

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　災害復旧･復興本部の設置

第１　復旧･復興本部の設置

市長は、甚大な災害が発生し、被災状況により復旧が長期に亘る場合、あるいは被災者の生活の復旧及び災害復旧事業の推進又は著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認める場合は、千歳市災害復旧･復興本部（以下「復旧･復興本部」という。）を設置する。

第２　復旧･復興本部の組織･運営及び所掌事務

復旧･復興本部の組織・運営及び分掌事務については、復旧･復興本部設置の際に災害の規模、被害状況等を勘案し決定するものとし、基本的には次のとおりとする。

災害復旧･復興本部の組織（基準）

構　成　員		主 た る 任 務
本　部　長	市　長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副 本 部 長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本　部　員	各対策部長及び本部長が指名する者	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

各対策部の所掌事務（基準）

対　策　部	主 た る 所 掌 事 務
企 画 対 策 部	復旧に関する総合企画及び調整に関すること
総 務 対 策 部	防災･減災に係る建議及び復旧･復興本部会議の事務局に関すること
市民環境対策部 保健福祉対策部 教 育 対 策 部	住民の生活、文化の復旧・復興に関すること
産業振興対策部	地域産業の復旧に関すること
建 設 対 策 部 公営企業対策部	都市機能及びライフライン等の復旧に関すること
その他の対策部	本部長が諮問する事業等の復旧に関すること

災害復旧･復興本部会議の事務（基準）

構　成　員	主 た る 所 掌 事 務
本　部　長 副 本 部 長 本　部　員 本部長の指名する者	・復旧の基本方針、復旧に係る重要施策の審議、調整に関すること ・各対策部の重要事項の報告に関すること

第２節　市民生活安定への支援

第１　復旧･復興支援体制の構築

地震発生時において、被災した市民の生活手段を早期に回復させるとともに、中小企業者や農業者等の経営基盤を再建させることは、災害からの復興のため極めて重要である。

このため、災害の状況に即した災害復興計画を策定するとともに千歳市及び関係機関等の連携による復興支援体制を早期に整備し、市民生活安定のための各種支援等を実施する。

この際、国の各種支援に合致した復興事業を推進するほか、男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。

第２　被災者の生活支援

支援の種類	担　　当	支　援　の　概　要	根 拠 法 令
生活相談	市民環境対策部市民生活班	市役所に臨時の相談窓口を開設し、各種相談業務を行う。	
災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	保健福祉対策部救援班	災害により死亡した者の遺族に災害弔慰金、身体に障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。	災害弔慰金の支給等に関する法律
災害援護資金の貸付	保健福祉対策部救援班	災害救助法が適用になった場合に、住宅や家財等に被害があった者に対して災害援護資金を貸し付ける。	災害弔慰金の支給等に関する法律
生活福祉資金の貸付	社会福祉協議会	災害救助法の適用にならない震災の場合は、低所得者を対象として生活福祉資金を貸し付ける。	生活福祉資金貸付制度要綱
災害見舞金等の交付	保健福祉対策部救援班	災害によって被害を受けた市民の応急援護のため、被災者又は遺族に災害見舞金を支給する。	千歳市災害見舞金支給要綱
災害義援金の給付	保健福祉対策部救援班	全国から寄せられた災害義援金は、災害後に配分方法など方針を決定して給付する。	
国民健康保険料の減免	市民環境対策部市民生活班	被災した市民の国民健康保険料を減免する。	
国民年金保険料の免除	市民環境対策部市民生活班	被災した市民の国民年金保険料を免除する。	
税の減免	総務対策部調査班	被災した市民の市民税、固定資産税、都市計画税を減免する。	千歳市税条例
罹災・罹災届出証明の交付	総務対策部調査班	被害にあった家屋等の調査を実施し、罹災・罹災届出証明を交付する。	

災害復興住宅資金	金融機関等	住宅金融支援機構は、災害により住宅を失い、又は破損した者に対し資金を融資する。	独立行政法人住宅金融支援機構法 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令
職業の紹介	公共職業安定所	災害によって職を失った者に対して、職業の紹介を行う。	

第３　産業の復興支援

支援の種類	担　　当	支　援　の　概　要	根 拠 法 令
中小企業への融資	産業振興対策部商工班	国、政府系金融機関、道、信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保を要請するとともに、商工会議所と連携し支援制度の周知や、必要に応じて融資相談窓口を開設する。	株式会社日本政策金融公庫法 株式会社商工組合中央金庫法等
農業等への融資	産業振興対策部農林班	被災した農林業者に対し、日本政策金融公庫資金などから融資を行う。	株式会社日本政策金融公庫法

第４　被災者生活再建支援法に基づく支援

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものが、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な場合、都道府県が拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的としている。

法の適用要件、支給対象等の細部は、資料編「被災者生活再建支援法の概要」による。

資　料　編　○被災者生活再建支援法の概要

第３節　災害義援金の募集･配分等

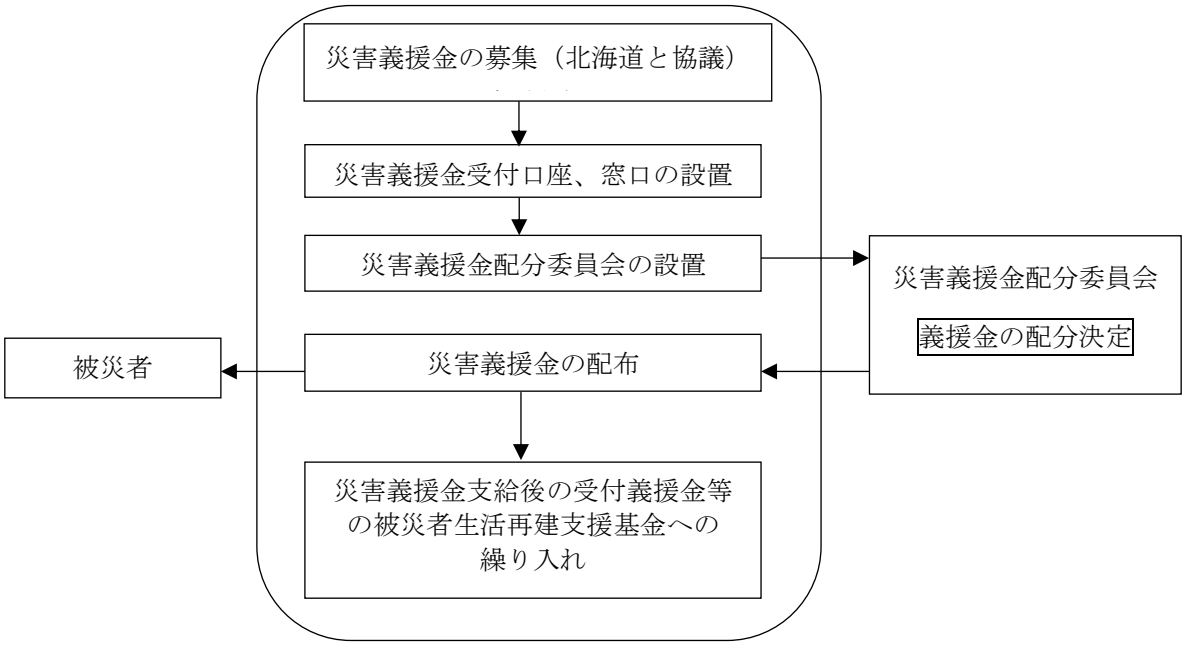
第１　災害義援金の募集・配分

市は、災害による被災者を救護するため災害義援金の募集を必要とする場合は、北海道と協議し、関係機関の協力を得て災害義援金の募集・受付及び配分を行う。

なお、災害義援金の募集等の主たる所掌部は､次のとおりとする。

区　　分	担　　当	災害義援金業務の概要
災害義援金の募集受付及び保管	総務対策部	・　募 集 募集方法、募集期間を定めて広報する。 ・　受付、保管 金融機関に受付口座を設けるとともに、義援金受付窓口を設置し、受付記録の作成後、寄託者に受領書を発行する。 また、受付窓口で受け付けた義援金は、被災者に支給するまでの間、指定金融機関に専用口座を設けて保管する。
災害義援金の配分	保健福祉対策部	義援金配分委員会を設置し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。 なお、被災者へ支給する義援金は市災害見舞金支給要綱に基づく災害見舞金と同時支給するとともに、北海道が受付けた義援金と同時に支給できるよう十分調整を行う。
備　　考	義援金配分委員会及び災害義援金募集、配分要領等については、別に定める。	

第２　災害義援金の募集・配分の流れ



第４節　災害復旧事業の推進

第１　復旧事業の推進

地震発生時において、甚大な災害が発生した場合は、地方公共団体の経費負担の軽減を目的とする「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）が制定されている。

このため、市域に発生した災害が激甚災害に指定された場合は、「激甚災害法」による措置により復旧事業を行う。

第２　激甚災害法による災害復旧事業

項　　目	特別の財政援助対象事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	・公共土木施設災害復旧事業 ・公共土木施設災害関連事業 ・公立学校施設災害復旧事業 ・公営住宅災害復旧事業 ・生活保護施設災害復旧事業 ・児童福祉施設災害復旧事業 ・認定こども園災害復旧事業 ・養護老人ホーム･特別養護老人ホーム災害復旧事業 ・身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ・障害者支援施設等災害復旧事業 ・婦人保護施設災害復旧事業 ・感染症指定医療機関災害復旧事業 ・感染症予防事業 ・幼稚園災害復旧事業 ・堆積土砂排除事業 ・湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ・共同利用小型漁船の建造費の補助 ・森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

その他の財政援助及び助成	・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例 ・水防資材費の補助の特例 ・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第３　その他の法律による災害復旧事業

地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

１　公共土木施設災害復旧事業計画

（１）　河川

（２）　海岸

（３）　砂防設備

（４）　林地荒廃防止施設

（５）　地すべり防止施設

（６）　急傾斜地崩壊防止施設

（７）　道路

（８）　港湾

（９）　漁港

(10)　下水道

(11)　公園

２　農林水産業施設災害復旧事業計画

３　都市施設災害復旧事業計画

４　上水道災害復旧事業計画

５　住宅災害復旧事業計画

６　空港施設災害復旧事業計画

７　社会福祉施設災害復旧事業計画

８　公共医療施設、病院など災害復旧事業計画

９　学校教育施設災害復旧事業計画

10　社会教育施設災害復旧事業計画

11　その他災害復旧事業計画

第５節　災害復旧・復興計画の策定

第１　復興計画の策定

災害復興計画は、総合計画との整合性を図りつつ、復興のためのまちづくりや、市民生活の再建、経済復興など市民の生活に関するもの全てを対象とするとともに、災害発生以前の状態に回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画等を策定する。

この際、まちづくりに関する復興については、平時から必要な基盤整備等を推進するとともに地域の実情に応じた対応に配慮するとともに復興計画の策定過程において市民のコンセンサス､特に男女共同参画の観点から女性などの多用な意見を徴するとともに、高齢者や障がい者等に配慮した計画策定に努める。

第２　復興計画の構成等

１　計画の構成

復興計画の策定にあたっては、策定の基本方針となる「復興基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復旧（復興）計画」等の構成により策定する。

２　計画策定にあたっての留意事項

復興計画策定にあたっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

（１）多様な行動主体の参画と協働

復興にあたっては、「自分たちの生活は、自分たちで守り創造していく」という住民の取組みが重要である。このことから、行政は、新たな仕組みづくりによる復興計画を策定するため、多様な価値観やニーズを持った住民、企業及び団体などの自主的な参画を求め、相互に連携、協働して復興を進めることに努める。

（２）将来のニーズや時代潮流の変化への対応

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応できる柔軟な計画となるよう配慮する。

（３）既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復旧の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

第３　分野別緊急復旧（復興）計画の策定

被災地域の復興を推進する上で、特に重要で、かつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の緊急復旧（復興）計画を策定する。

１　生活復旧計画

市は、被災者が一日でも早く安全で安心して快適に暮らせるため、必要に応じて生活復旧計画を策定する。

（１）自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

（２）保健・医療・福祉サービスの充実
（３）被災児童・生徒への対策
（４）自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援
（５）安全で快適な住まいの提供
（６）相談・情報提供と支援者活動支援

２　住宅復興計画

市は、被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、必要に応じて住宅復興計画を策定する。

（１）早期の恒久住宅建設
（２）入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設
（３）面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善

３　都市復興計画

市は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフライン、その他の公共土木施設等を緊急に復旧し、災害に強い地域を再生するため、必要に応じ都市基盤の復興計画を策定する。

（１）主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
（２）被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等
（３）ライフライン等の早期復旧と耐震性の強化
（４）防災基盤の整備

４　産業復興計画

市は、著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともに、新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した住民生活を実現するため、必要に応じ産業復興計画を策定する。

（１）被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築相談指導・支援体制の確立
（２）新産業の導入・育成、企業の誘致促進
（３）雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成
（４）防災力の向上につながる農林業の確立

５　その他

上記の分野別緊急復旧（復興）計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復旧（復興）計画を策定する。

第５章　災害応急対策支援計画

第１節　被災地支援対策

第１　被災地支援の基本方針

大規模かつ広域な災害においては、道路の被災状況等により被災地域への支援に時間を要することから、対応の早さが求められる。このことから、被災地への支援の方法をあらかじめ定め、被災地住民の生活手段確保等のため、被災地支援対策本部を設置し、千歳市及び関係機関が連携して各種支援等を実施する。

この際、多くの自衛隊が所在する市として、大規模災害時に必要不可欠な自衛隊の迅速な被災地派遣等に資するため、「大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定」を締結するなど、防災関係機関等の効果的な被災地支援に直結する諸施策を推進する。

第２　被災地支援対策本部の設置・廃止

被災地支援対策本部の組織、構成は、地震災害対策編第３章災害応急対策計画第２節災害対策本部に準ずるものとし、廃止及び設置は市長が必要と認めたときとする。

第３　被災地への支援

支援の種類	担　　当	支　　援　　の　　概　　要
緊急消防援助	消防対策部	消防車両及び隊員を派遣し、被災者の救出、救護活動等を行う
給水支援	公営企業対策部	給水車両及び職員等を派遣し、被災地における給水作業を行う
医師及び看護師等の派遣	医療対策部	被災地における医療活動等を行う
保健師の派遣	保健福祉対策部	被災地における保健相談等の業務を行う
生活物資等支援	総務対策部	被災地において必要な食糧、飲料水及び生活に必要な物品の提供を行う
支援職員の派遣	総務対策部	被災地の救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣を行う
その他必要な支援	総務対策部	その他被災地において必要な支援（内容等調整し担当対策部が実施する）

被災地への支援については、災害時等の相互応援協定等に基づき実施するものの他、北海道からの要請により行うものとし、可能な限り支援を行うものとする。

状況に応じ、近隣地域における災害についても、同様の対応を行うものとする。

資　料　編　○災害協定締結先一覧

第２節　被災者受入対策

第１　被災者受入の基本方針

大規模かつ広域な災害においては、災害発生直後から被災者が被災地以外への避難を求め、一時的に避難してくることが予測されることから、いかに受入体制を整え、被災地等からの避難者（被災者）に対しストレス無く受入れすることができるかが重要である。

このため、災害の発生状況等により「被災者支援対策本部」を設置し、各対策部及び関係機関が連携して各種支援等を実施する。なお、被災地支援対策本部を設置している場合は、このなかで被災者支援を行うこととする。

第２　被災者支援対策本部の設置・廃止

被災者支援対策本部の組織、構成は地震災害対策編第３章災害応急対策計画第２節災害対策本部に準ずるものとし、廃止及び設置は市長が必要と認めたときとする。

第３　被災者の受入、支援

支援の種類	担　　当	支　　援　　の　　概　　要	備 考
生活相談	市民環境対策部	被災者及び避難者のため、市役所に臨時の相談窓口を開設し、各種相談業務を行う。	
相談待機所の提供	保健福祉対策部	被災者が住宅等に入居するまでの間、公共施設等を活用し、相談のため一時的に滞在できる施設を提供する。	
住宅の提供、紹介	建設対策部	被災者が生活するための住宅を関係機関等と調整し、提供または紹介を行う。	
被災地患者の受入	医療対策部 消防対策部	被災地において受傷した重症患者や人工透析患者等を関係機関と連携を図り、可能な限り受け入れを行う。	関係機関：北海道、千歳医師会
生活支援金、義援金の支給	保健福祉対策部	被災者への生活支援金の支給（支給及び内容については別途決定する）及び日本赤十字社等からの義援金の支給を行う。	
職業の紹介	産業振興対策部	公共職業安定所と連携を図り、災害によって職を失った被災者に対して、職業の紹介を行う。	
県人会等への仲介	総務対策部	被災地出身の県人会に対し、被災者の避難者等の情報提供等を行い連携を図る。	
各種情報の提供	企画対策部	被災者に対し、各種情報の提供を行う。	
その他必要な支援	総務対策部	その他、被災者において必要な支援（内容等調整し担当対策部が実施する）	

被災者の受入、支援については、災害時等の相互応援協定等に基づき実施するもののほか、北海道からの要請により行うものとし、可能な限り支援を行うものとする。
状況に応じ、近隣地域における災害についても、同様の対応を行うものとする。

樽前山噴火災害対策編

この編は、樽前山が噴火し、又はそのおそれがある場合において、地域住民及び滞在者等の生命、身体及び財産を保護するため、火山噴火の予防及び対策について記述するが、樽前山噴火災害対策については、この編のほか最大災害を想定した「地震災害対策編」を準用する。

なお、風不死岳については、樽前山に包含するものとする。

第１章　総　　則

第１節　計画の方針

地震災害対策編第１章第１節「計画の方針」を参照のこと。

第２節　防災組織

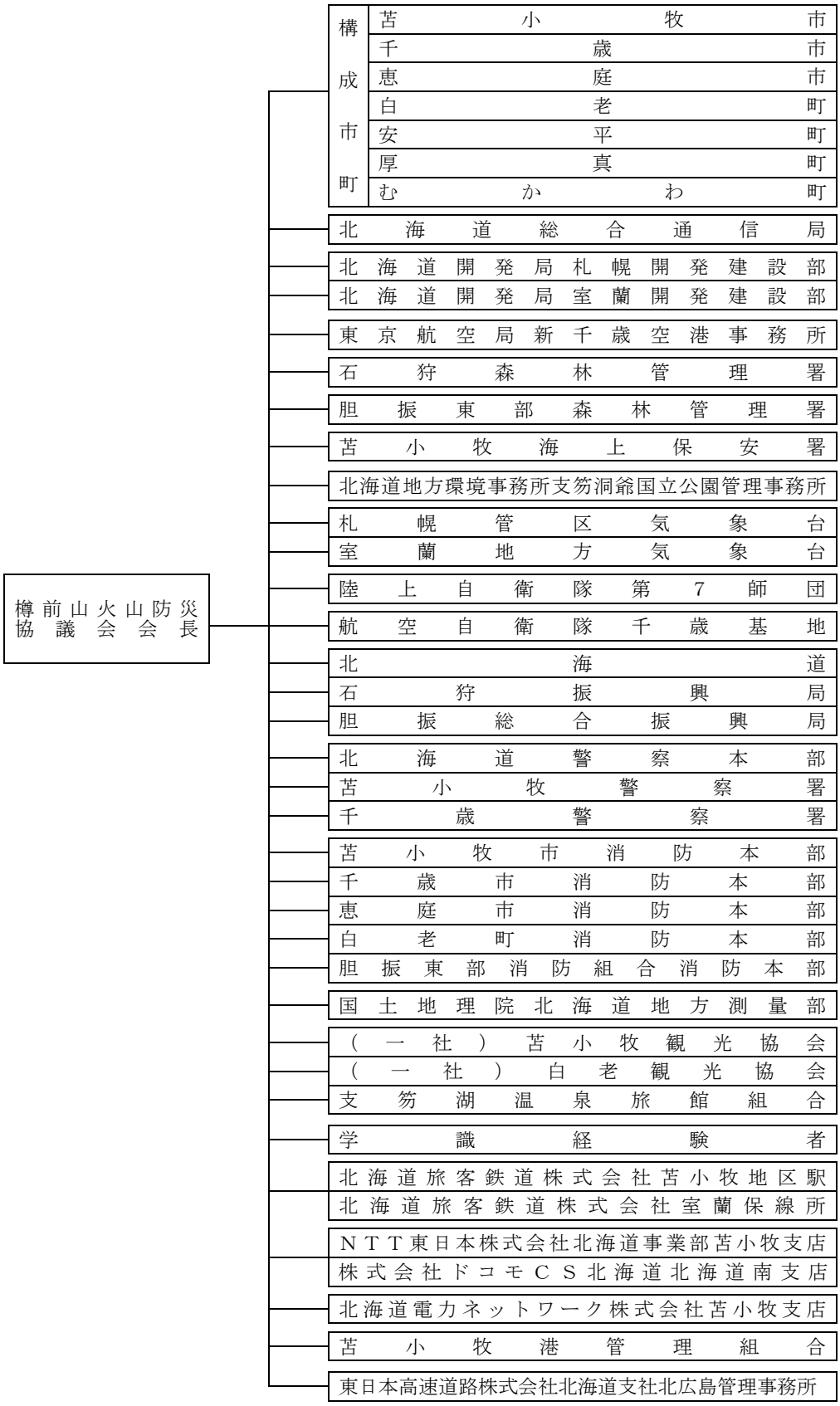
第１　防災組織の実施機関及び責務

地震災害対策編第１章第２節「計画の構成と概要」及び第７節「市、防災関係機関及び市民等の役割」を参照のこと。

第２　樽前山火山防災協議会

樽前山火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法第４条第１項の規定に基づき設置し、「樽前山火山避難計画」を策定し、噴火災害に際し適切に対処することを目的として組織する。

協議会を構成する市町及び関係機関は、次のとおりである。


樽前山火山防災協議会会長
構成市町
苫小牧市
千歳市
恵庭市
白老町
安平町
厚真町
むかわ町
北海道総合通信局
北海道開発局札幌開発建設部
北海道開発局室蘭開発建設部
東京航空局新千歳空港事務所
石狩森林管理署
胆振東部森林管理署
苫小牧海上保安署
北海道地方環境事務所支笏洞爺国立公園管理事務所
札幌管区気象台
室蘭地方気象台
陸上自衛隊第７師団
航空自衛隊千歳基地
北海道
石狩振興局
胆振総合振興局
北海道警察本部
苫小牧警察署
千歳警察署
苫小牧市消防本部
千歳市消防本部
恵庭市消防本部
白老町消防本部
胆振東部消防組合消防本部
国土地理院北海道地方測量部
（一社）苫小牧観光協会
（一社）白老観光協会
支笏湖温泉旅館組合
学識経験者
北海道旅客鉄道株式会社苫小牧地区駅
北海道旅客鉄道株式会社室蘭保線所
ＮＴＴ東日本株式会社北海道事業部苫小牧支店
株式会社ドコモＣＳ北海道北海道南支店
北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支店
苫小牧港管理組合
東日本高速道路株式会社北海道支社北広島管理事務所

第２章　災害予防計画

第１節　噴火規模の想定

第１　噴火場所及び規模の想定

樽前山は支笏湖の南東側に生じた後支笏カルデラ火山で、山体は山頂付近に伏在する400～600m前後のカルデラ壁上の火砕丘および火砕流堆積物で構成され２千数百年の休止期のあと、1667年に活動を再開し1739年と合わせ、規模の大きなプリニー式噴火が発生して大量の火砕物を噴出（安山岩質マグマによる大規模な降下軽石・軽石流の噴火を２回）し、山頂に外輪山（小型カルデラ）を生じた。その後、中央火口丘を形成し、さらに溶岩ドーム形成を２回繰り返している。現在は、300年余り前に始まった活動期にあると考えられている。

平成23年６月、火山噴火予知連絡会において風不死岳が活火山として選定されたが、既に活火山として選定されている樽前山の山頂と隣接していることや約9,000年前から始まった樽前山の火山活動は、風不死岳の活動の中心が樽前山側へ移動したと考えられる過去の噴火活動の推移等から、樽前山と風不死岳の両火山は一連の活火山と考え、樽前山と風不死岳を一括して「樽前山」に含めることとしている。

想定される噴火場所は、山腹から山麓にかけては側火山や噴気孔が存在しないこと、樽前山噴火災害危険区域予測図報告書及び火山に関する研究結果報告・樽前山（北海道防災会議）など多くの資料からも「山頂部のカルデラ内火口原」としている。

また、噴気活動は活発で、高温かつ有毒な火山ガスにも注意する必要がある。風下に空港、鉄道網、高速道路や都市圏が控えているほか、火口リムに沿い登山道があるので、防災上特に配慮が必要である。

樽前山の噴火の規模は、明確な予想が不可能であるが、次の第１の可能性が最も高く、続いて第２、第３の可能性も考えられる。（樽前山火山避難計画参照）

その他、市域内の活火山として噴火警戒レベル未導入の「恵庭岳」があり、噴火等が発生及び発生するおそれがある場合には、必要な予防対策を講じることとする。

区　　分	予　想　さ　れ　る　噴　火　の　状　況
第１の可能性 （小規模噴火）	溶岩ドーム周辺の活動に続いて、溶岩ドームを一部又は全部破壊する噴火（小規模～中規模）が起こる。放出岩塊（溶岩ドームの破片）の到達距離は山頂火口から最大で半径約２㎞までと推定される。山麓部では厚さ最大数㎜程度の降灰が予想される。
第２の可能性 （中規模噴火）	第１の可能性の溶岩ドームの破壊に続いて、又は小規模噴火を経ず、軽石・スコリア・火山弾・火山礫・火山灰等を放出し、さらにその後、新たな溶岩ドームを形成する。放出岩塊の到達距離は最大で半径約２～３ｋｍまでと推定される。山麓部では厚さ最大数ｃｍ程度の降灰が予想される。 多量の降灰がある場合は、噴火直後から数年先まで降雨型泥流が発生する可能性がある。

第３の可能性（大規模噴火）	1739年及び1667年の噴火のように、第２の可能性のほか、降下軽石、軽石流をもたらす軽石噴火が起こる。放出岩塊の到達距離は山頂火口から最大で半径約４㎞までと推定される。噴煙柱は高さ10㎞以上に達し、上層の偏西風に支配され、降灰は道央から道東に及ぶ。降灰量は千歳市、苫小牧市、恵庭市で厚さ10㎝～1mに達する可能性がある。降下軽石及び高温の軽石流が発生し、北側ではシシャモナイ川及びクチャワッカナイ川、東斜面では口無沼及び錦多峰川、南斜面では覚生川及び樽前川などを流下する。 多量の降灰がある場合は、噴火直後から数年先まで降雨型泥流が発生する可能性がある。

第２　過去の噴火における堆積物の分布

年　代	堆積物		噴火規模
	降下火砕物の分布	火砕流の分布	
1667年	東方、十勝平野、道東まで	北～南方及び山麓部	大規模噴火
1739年	東北東、大雪山系まで	北～南方及び山麓部	大規模噴火
1804～1817年	東方、勇払平野まで		中規模噴火
1874年	南南東、社台、綿岡まで	北西側、北東側、南側	中規模噴火
1909年	山麓（支笏湖畔）、苫小牧		中規模噴火
1978年～1981年	山頂から山麓（支笏湖畔）	噴火口近傍	小規模噴火

第２節　被害の想定

第１　被害の予想

区　　分	大規模噴火の際に予想される被害
降下火砕物・噴出岩塊による被害	噴火に伴って、火口から吹き飛ばされる噴石は、時には、火口から数km程度まで飛散し、落下の衝撃で死傷したり、家屋・車・道路などが被害を受けることがある。樽前山の大規模な噴火により､風の影響を受けないで飛散する大きな噴石の到達範囲は、火口から概ね4kmと想定されている。 火山灰は粒径が小さいほど風によって火口から遠くまで運ばれ広域に降下、堆積する。大規模な噴火では噴煙柱高度が10,000m以上に達し、火山灰等の到達範囲は気象条件により大きく左右されるが、一般的には偏西風によって東方へ運ばれることが予想される。 降灰による影響は、樽前山から約25km以内では25cm～100cm、風向きによっては100cm以上の堆積が予想され、都市交通、産業機能がマヒするなど、農地にも破滅的な被害を及ぼし、二次災害として降雨による土石流等の土砂移動が予想される。
火砕流による被害	火砕流は、火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象であり、速度は時速数十kmから百数十kmで流れることが多く、温度は数百℃にも達し、火砕流発生後の脱出は不可能。大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がる。樽前山においては、北はシシャモナイ沢から支笏湖、クチャワッカナイ沢からモラップ、東側は東斜面から口無沼及び錦多布川、南側は南斜面から覚生川の流域が危険区域とされており、森林破壊、焼失、埋没などの災害が想定される。 また、積雪期に火砕流が発生した場合には、融雪型火山泥流の発生が予想される。
火山ガスによる被害	火山ガスは、火口から噴出される気体を言い、硫化水素や二酸化硫黄などが含まれ動植物の生命に危害を与える。著しく噴気活動が活発化したときには、南外輪山から火山ガスが谷沿いに流れ植生被害の発生する可能性があるが、樽前山は独立峰であるため比較的火山ガスがたまりにくいと考えられている。
融雪型火山泥流による被害	融雪型火山泥流は、噴火に伴う融雪が原因で発生し、岩石や土砂が水と混合して一体となって流下する現象で、時速数十kmに達し、谷沿いに遠方まで到達する大変危険な火山現象である。このほか、火口からの熱水噴出、火砕流の支笏湖及び山麓南側河川への流入が想定される。融雪型火山泥流の規模は、平年積雪量と火砕流の噴出量を地形及び物理的条件に基づき氾濫範囲をシミュレーションにより設定した結果、被災はシシャモナイ沢、モラップ沢では、20～30分で支笏湖に流入することが予想される。
土石流(二次泥流)による被害	土石流(二次泥流)は、噴火で堆積した火山灰や火砕流堆積物、岩塊などが降雨に伴って流下する現象で、時速数十kmに達することがある。噴火活動が終息しても降雨のたびに長期間発生する。 土石流（降雨誘因）の規模は、100年確率の降雨による土砂移動現象をシミュレーションにより想定。北麓のシシャモナイ沢、モラップ沢では、20～30分で支笏湖に流入するほか、市街地等の低地域に土石流（二次泥流）が発生する可能性がある。

火山性地震等による被害	樽前山及びその周辺に起こる地震として、①樽前山の山体で発生する火山性地震、②支笏カルデラと関連して発生する地震、③樽前山や支笏カルデラから離れた地点で発生する地震が考えられている。 火山性地震は、一般的にその規模は小さいので地震そのものによる被害は少ない。しかし、規模の大きな地震で震源に近いところでは大きな揺れを感じることがある。 また、火山の爆発的噴火に際しては、空振（空気振動）により窓ガラスが損傷することも考えられる。
ドームの破壊による被害	ドームの破壊を伴う中規模噴火に対しては、火山弾、火山岩塊の放出があり、風の影響を受けないで飛散する大きな噴石の到達範囲は、火口から約２～３㎞であると考えられる。
支笏湖の津波による被害	大規模噴火により、規模の大きな火砕流が支笏湖に流入した場合、数ｍの大きな津波が発生し、船舶の被害はもとより湖岸の美笛、オコタン、丸駒温泉、幌美内、湖畔などの低地では浸水する可能性がある。

第２　被害危険予想区域

樽前山の過去の噴火による被害範囲（資料編に掲載の「樽前山の過去の噴火による被害範囲」を参照）に基づき、噴火が起こった場合に想定される被害危険予想区域は、資料編に掲載の「樽前山火山噴火被害危険予想区域」、「土石流（二次泥流）による被害予想区域」のとおりとする。

なお、危険度の区分は便宜的、相対的なものであり、絶対的な基準はないが、一般的に危険度重大、大の区域では、建物の倒壊、焼失、流下する可能性が大きいものと考えられる。

１　危険度重大の区域

（１）範囲

風の影響を受けないで飛散する大きな噴石の到達範囲は、中央火口丘から概ね４㎞の区域で、火砕流の本体及び融雪型火山泥流が到達する危険性の高い範囲は、モラップの一部及び支寒内の区域

（２）人口動態

モラップ地区の住民基本台帳人口は、数名程度であるが、その他に春から秋の行楽期には宿泊施設、キャンプ場等の管理のため従業員４名程度が常駐することが予想されるほか、モラップキャンプ場には１日最高400人程度の利用者がある。

２　危険度大の区域

（１）範囲

風向きによっては降下火砕物の堆積厚が100㎝以上となる、中央火口丘からおおむね半径25㎞の区域及び火砕流の熱風部（火砕サージ）の到達するモラップ、支寒内の地域、さらに降雨時には土石流の氾濫する可能性がある千歳川、ママチ川沿いの区域

（２）人口動態

支笏湖地区の住民基本台帳人口は約100世帯約150名であるが、行楽期においてはホテル、商店従業員が長期間居住するほか通勤者も見込まれる。

このほか、支笏湖周辺には年間約100万人の観光客（キャンプ場利用者を含む。）がいる。

（３）宿泊施設等の状況

危険度大の支笏湖温泉、モラップ地区には、ホテル、旅館、民宿、及び研修施設等の宿泊施設があり、それらの総定員は約1,200人である。

３　危険度中の区域

（１）範囲

降下火砕物の堆積厚が25㎝以上となる危険性の高い区域であり、風向きによっては100㎝以上になる可能性があり、卓越風（西風）の状況から確率は低いものの、低気圧の通過時など風向きの変化によって多量の降灰に見舞われる場合もある地域で、市街地にまで及ぶことが考えられる。

４　他の区域

危険度重大、大の区域内の道路網を利用する地域として、美笛地区、オコタン地区、幌美内地区がある。

（１）公益財団法人資源環境センターの作業員が千歳市街から国道276号を利用して通勤している。

（２）札幌開発建設部千歳道路事務所は、冬期間美笛除雪ステーションを開設し、業務を民間に委託している。

（３）幌美内地区に居住する者は少ないが、温泉宿泊施設がある。また、冬季を除く期間は観光客等が訪れ、売店の営業が行われる。

なお、冬期間に災害が発生した場合、又は大雨や台風等による土砂崩れや落石等により国道276号、国道453号及び主要道道支笏湖公園線が被害を受け通行不能となった場合、当該地区は孤立することが予想される。

資　料　編　：　樽前山の記録 １　樽前山の形成史 ２　樽前火山の活動期と休止期 ○樽前山の過去の噴火による被害範囲 ○樽前山火山噴火被害危険予想区域 ○土石流（二次泥流）による被害予想区域

第３節　避難場所及び避難所の設定

避難場所及び避難所は、災害の規模その他の状況から危険が予想されるとき、資料編に掲載する施設に設定するものとする。なお、泥流、土石流（二次泥流）の発生時における避難所は、高台に開設し避難者を収容する。

また、噴火に際し、支笏湖地区住民等（観光客、登山者及びキャンパー等を含む）が市街地に避難する場合の避難所は、別に示す「樽前山噴火災害対策支笏湖地区避難計画」による。

資　料　編　○指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧

第４節　地域住民への啓発

住民や観光客等に噴火時の危険区域や内容及び心得、あるいは避難場所等を掲載した「樽前山ハザードマップ」を作成・配布し、火山防災意識を高めさせるとともに噴火災害時における安全対策の資料として活用する。

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策の基本方針

地震災害対策編第３章第１節「災害応急対策の基本方針」に準ずる。

なお、樽前山噴火災害対策として行う支笏湖地区住民等（観光客、登山者及びキャンパー等を含む）の避難については、「樽前山噴火災害対策支笏湖地区避難計画」として、別に定める。

参考資料（別冊）　○樽前山噴火災害対策支笏湖地区避難計画

第２節　災害対策本部

第１　災害対策本部の設置及び廃止

１　災害対策本部の設置

次の各号の一に該当する状況が発生した場合、応急対策等を組織的に実施する組織として、災害対策本部を設置する。

（１）札幌管区気象台から特別警報である噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表されたとき。

（２）小規模噴火が発生したとき。

２　災害対策本部の廃止

地震災害対策編第３章第２節第１「２　災害対策本部の廃止」に準ずる。

３　災害対策本部設置及び廃止の通知

地震災害対策編第３章第２節第１「３　災害対策本部の設置及び廃止の通知」に準ずる。

４　現地対策本部の設置及び廃止

地震災害対策編第３章第２節第１「４　現地対策本部の設置及び廃止」に準ずる。

５　災害対策本部の組織

地震災害対策編第３章第２節第１「５　災害対策本部の組織」に準ずる。

６　災害対策本部の設置及び指揮権限の委任

地震災害対策編第３章第２節第１「６　災害対策本部の設置及び指揮権限の委任」に準ずる。

７　災害対策本部の運営

地震災害対策編第３章第２節第１「７　災害対策本部の運営」に準ずる。

第２　職員の動員・配備

１　非常配備の基準

災害が発生した場合あるいは発生のおそれがある場合には、非常配備の体制をとる。

非常配備の種別と配備内容については、地震災害対策編第３章第２節第２「１　非常配備の基準」に準ずる。

２　災害対策本部配備要員

地震災害対策編第３章第２節第２「２　災害対策本部配備要員」に準ずる。

第３節　災害警戒本部

第１　災害警戒本部の設置及び廃止

１　災害警戒本部の設置

次の各号の一に該当する状況が発生した場合、災害情報の収集や警戒及び応急対策の準備あるいは防災関係機関等の情報交換等を組織的に実施するとともに、災害対策本部へ円滑に移行できる組織として、災害警戒本部を設置する。

（１）札幌管区気象台から警報である噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表されたとき。

（２）噴火に係る前兆（異常）現象が発生し、噴火その他の災害発生が予想されるとき。

２　災害対策本部設置への移行

地震災害対策編第３章第３節第１「２　災害対策本部設置への移行」に準ずる。

３　災害警戒本部の廃止

地震災害対策編第３章第３節第１「３　災害警戒本部の廃止」に準ずる。

４　災害警戒本部の組織

地震災害対策編第３章第３節第１「４　災害警戒本部の組織」に準ずる。

５　災害警戒本部の設置及び指揮権限の委任

地震災害対策編第３章第３節第１「５　災害警戒本部の設置及び指揮権限の委任」に準ずる。

第２　職員の動員・配備

１　非常配備の基準

災害が発生した場合あるいは発生のおそれがある場合には、非常配備の体制をとる。非常配備の種別と配備時期については、次のとおりとする。

非常配備の基準

種　別	配　備　内　容	配　備　時　期
注 意 配 備	災害の発生に備え、情報収集を行える体制とする。	噴火に係る前兆（異常）現象が発生し、噴火その他の災害発生が予想されるとき。
警 戒 配 備	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集や警戒及び応急対策の準備あるいは防災関係機関等の情報交換を組織的に実施するとともに、災害対策本部へ円滑に移行できる組織とする。	札幌管区気象台から警報である火口周辺警報（レベル２：火口周辺規制）が発表されたとき。

２　災害警戒本部配備要員

地震災害対策編第３章第３節第２「２　災害警戒本部配備要員」に準ずる

第４節　火山現象に関する情報の収集及び伝達

第１　火山現象に関する警報、予報、情報等

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法（平成29年法律第41号）第13条の規定により発表される火山現象警報（噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）、火山現象予報及び火山現象注意報（噴火予報、降灰予報、火山ガス予報等）である。

また、火山現象に関する情報は、同法第11条の規定により発表される噴火速報、火山の状況に関する解説情報である。

第２　噴火警報・予報等の種類

１　噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

札幌管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺)」を発表する。

噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する「火山現象特別警報」に位置づけられる。

２　噴火予報

札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

３　噴火警戒レベル

札幌管区気象台が、火山活動の状況の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分し、噴火警報・予報に付して発表する。

噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会等において、噴火警戒レベルに応じた防災対応や避難対象地域等の共同検討を通じて、導入や改善を行う。

火　山　名	噴火警戒レベル運用年月日
樽　前　山	２００７年（平成１９年）１２月１日

樽前山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地及びより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●大規模噴火が発生し、火砕流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 1667 年及び 1739 年：大規模噴火、火砕流が広範囲に流下して火口から 10km 以上の海岸まで到達、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積。 ●中～大規模噴火により融雪型火山泥流が発生して居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】観測事例なし。
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●中規模噴火の頻発等により、火砕流が居住地域に到達するような大規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】 観測事例なし。 ●積雪期に小規模噴火が拡大し、融雪型火山泥流の発生が予想される。 【過去事例】 観測事例なし。
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。 登山禁止や入山規制等、危険な地域への立入規制等。	●中規模噴火が発生し、大きな噴石が概ね３km 以内に飛散、あるいは火砕流が谷沿いに流下。 【過去事例】 1874 年及び1909 年：中規模噴火、大きな噴石が火口から２～３km まで飛散、火砕流が谷沿いに流下して火口から最大３km程度まで到達（1874年）、火山灰等が山麓まで厚さ数cm に堆積。 ●地震増加や地殻変動等により、中規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】 観測事例なし。
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。（今後の火山活動の推移に注意）。 火口周辺への立入規制等。	●小規模噴火が発生し、山頂火口原内外に大きな噴石が飛散。 【過去事例】 1909 年噴火以降繰り返し発生した小規模噴火、山頂部に大きな噴石が飛散。 ●地震活動や熱活動の高まり等により、小規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】 1999 年：山頂Ａ火口で急激な熱活動の高まり。 1981年1～2月：地震活動の活発化。 1997 年～2001 年：地震活動の活発化。
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等）。状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

注１）「大きな噴石」とは、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。

注２）大規模噴火とは、噴煙が１万ｍ以上上がり、火砕流が広範囲に流下し、それに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。

注３）中規模噴火とは、噴煙が数千ｍまで上がり、大きな噴石が火口から2～3km まで飛散し、小規模な火砕流やそれに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。

注４）小規模噴火とは、噴煙が1,000ｍ以下まで上がり、大きな噴石が山頂火口原内外に飛散するような噴火である。

噴火警戒レベル未導入の火山の場合(恵庭岳)

種　別	名　称	対象範囲	警戒事項等 （キーワード）	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 （居住地域） 又は 噴火警報	居　住　地　域 及び それより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲における厳重な警戒 （居住地域厳重警戒）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。
警　　報	噴火警報 （火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 （入山危険）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される場合。
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口から少し離れたところまでの火口周辺における警戒 （火口周辺危険）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険を及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。
予　　報	噴火予報	火口内等	（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

4　噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、次のような場合に発表する。

・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

5　火山の状況に関する解説情報（臨時）

噴火警戒レベルの引き上げの基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時)」を発表する。

6　火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適宜発表する。

7　降灰予報

気象庁は、次の3種類の降灰予報を提供する。

（１）　降灰予報（定時）

・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想さ

れる場合に、定期的（３時間ごと）に発表する。

・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

（２） 降灰予報（速報）

・噴火が発生した火山（※１）に対して、事前予測した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～10分程度で発表する。

・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。（※１）

・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

・降灰予想（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予想された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

（３） 降灰予報（詳細）

・噴火が発生した火山（※２）に対して、降灰予想結果（数値シミュレーション）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。

･噴火発生から6時間先まで(１時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。（※２）

・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多　　量	1㎜以上
やや多量	0.1㎜以上1㎜未満
少　　量	0.1㎜未満

８　火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

９　火山現象に関するその他の情報等

（１）火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒･注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

（２）月間火山概況

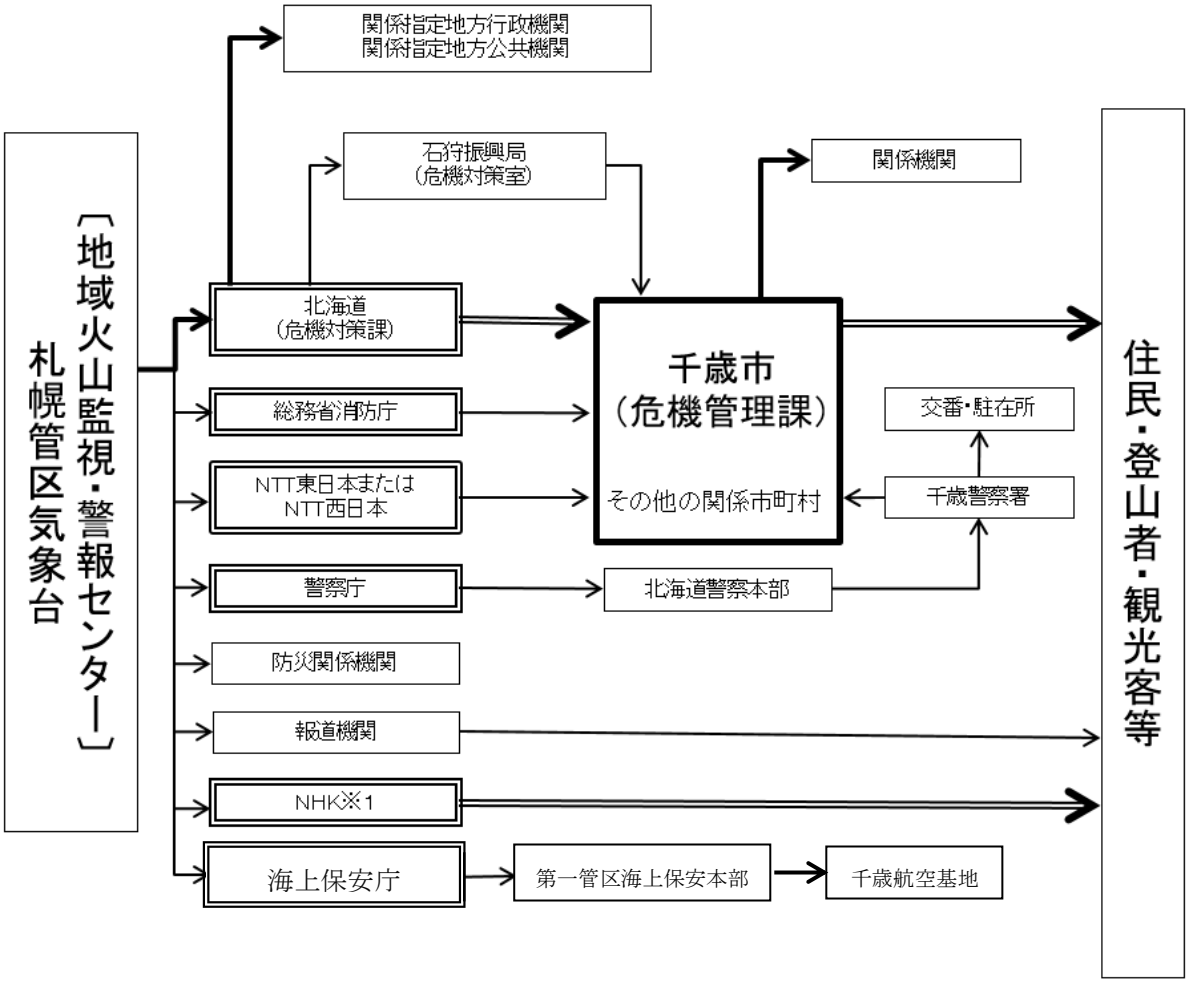
前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

（３）噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

第３　噴火警報の伝達系統

緊急を要する噴火警報等の伝達は、次の系統により防災行政無線又は電話等で行う。



・ 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
・ 太線及び二重線の経路は火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

※1　あらかじめ定められた通報系統が障害となった場合、気象台は札幌放送局に通知する。

第４　異常現象発見者の通報義務及び通報先

１　異常現象の通報

（１）発見者の通報

火山の異常現象を発見した者は、電話その他迅速な方法により、直ちに次に定める「関係機関」に通報する。

関係機関

機　関　名	連絡先		
	執務時間	執務時間外	左の機関の支所・出張所・駐在所
千歳市 総務部危機管理課	（24）3131 内線333	（24）3131	千歳市支笏湖支所　（25）2004 （千歳市支笏湖市民センター）
千歳市消防本部 （消防署）	119番 又は（23）0320	119番 又は（23）3062	千歳市消防署支笏湖温泉出張所 （25）2050
千歳警察署	110番 又は（42）0110	110番 又は（42）0110	千歳警察署支笏湖駐在所 （25）2144

（２）関係機関相互の通報

前記以外の方法により異常現象を受理又は発見した機関は、電話その他迅速な方法により、相互に通報し、緊密な連携を図る。

２　異常現象の種類

火山の異常現象とは、おおむね次の現象をいう。

（１）池・沼・井戸水の水位が異常な変化をした場合

（２）水質の汚濁やイオウのにおいを感じた場合

（３）噴煙の色が黄色又は黒っぽく変色した場合

（４）局地的に有感地震が発生した場合

（５）地盤の隆起及び陥没が起きた場合

（６）鳴動、異常音が発生した場合

３　異常現象の通報先

市は、異常現象を確認したときは、次に定めるところにより、関係機関に通報する。

通報先	通報手段	通報すべき内容
札幌管区気象台 地域火山監視・警報センター	自治体専用受信回線	１　異常現象の発見日時及び場所 ２　異常現象の種類、内容、程度その他 ３　発見者の住所・氏名・連絡方法 ４　その他必要な事項
石狩振興局 （地域創生部危機対策室） (011-204-5818)	一般加入電話又は北海道総合行政情報ネットワーク	
苫小牧市（協議会事務局） (0144-32-6280)	一般加入電話又は北海道総合行政情報ネットワーク	

第５節　通信連絡対策

第１　通信連絡の方法

災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、ＮＴＴ東日本(株)等の公衆通信設備、北海道開発局や警察署等の防災関係機関が設置した無線等通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

また、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

なお、千歳市が保有している災害時に利用できる通信設備は次のとおりである。

１　北海道総合行政情報ネットワークシステム端末による通信手段

北海道庁、各振興局、各市町村及び北海道出先機関を地上系と衛星系の２つの通信ルートで相互に接続する通信基盤であり、電話やＦＡＸ等の通信手段がある。

２　衛星携帯電話による通信手段

千歳市総務部危機管理課、千歳市消防本部及び市立千歳市民病院で保有する衛星携帯電話による通信手段である。

３　移動系防災行政無線による通信手段

当市が移動系防災行政無線として整備しているもので、一般財団法人移動無線センターがサービスするＭＣＡ無線と呼ばれる通信手段であり、本庁舎、各支所、水道局、千歳市消防本部、市立千歳市民病院、各避難所等に配備している半固定型・携帯型無線機や市で保有している緊急車両等に搭載している車載型無線機がある。

第６節　警戒避難対策

第１　避難指示等

１　市長の避難指示等（災害対策基本法第６０条）

市長は、噴火警報又は火山の異常現象の通報を受理し、火山現象が住民の生命及び身体に危険が切迫していると判断したときは、速やかに避難先を明示し、避難のための立退きを指示若しくは緊急安全確保を指示し、住民避難の措置にあたる。

２　警察官の避難指示等（災害対策基本法第６１条、警察官職務執行法第４条）

市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置の指示を行うことができないとき、又は市長から要求があったときは、警察官が必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き若しくは緊急安全確保を指示することができる。

この場合、直ちに市長へ通知する。

３　自衛官の避難指示等（自衛隊法第９４条）

災害派遣部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をすることができる。

この場合、直ちに市長へ通知する。

第２　避難情報の発令区分

避難情報の発令は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることが困難であることに十分に留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難指示等を発令するよう努める。

１　高齢者等避難

高齢者等避難を発令した際の避難は、火山の現象その他の状況から要配慮者の避難及び住民等が自主的に避難する場合で、次の要領による。

（１）自主的な避難であっても避難行動要支援者に対する避難支援を実施するため、避難指示発令時と同様の体制により行うものとする。

（２）縁故、知人等を頼って避難する者を除き、資料編に掲載の避難所に避難する。

（３）避難所において、炊き出し、衣服、生活必需品の給与及び医療等の給付は必要に応じて行う。

（４）避難する場合は、暫時生活のできる程度の食料及び日用品、衣料品及び医薬品のみ持参する。

（５）要配慮者は避難行動を開始する。

資　料　編　○指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

２　避難指示

噴火警報又は火山の異常現象から、避難対象地域の住民の生命及び身体に危険が切迫していると判断されるときで、市長が避難指示を発令する。また、必要に応じ警戒区域の設定を行い、確実に避難させる。

３　避難対象地域の分類（樽前山火山避難計画第２章第３節から第６節に示す区域）

<table>
<tr><th>噴火</th><th>噴火警戒レベル</th><th>避難対象地域</th></tr>
<tr><td>小規模噴火前兆期</td><td rowspan="2">噴火警戒レベル２（火口周辺規制）</td><td rowspan="2">（火口から半径約２ｋｍ）</td></tr>
<tr><td>小規模噴火期</td></tr>
<tr><td>小規模噴火拡大期</td><td rowspan="3">噴火警戒レベル３（入山規制）</td><td rowspan="5">支笏湖温泉、モラップ</td></tr>
<tr><td>中規模噴火前兆期</td></tr>
<tr><td>中規模噴火期</td></tr>
<tr><td>小規模噴火拡大期
（積雪期）</td><td>噴火警戒レベル４（高齢者等避難）</td></tr>
<tr><td>中規模噴火前兆期
（積雪期）</td><td rowspan="3">噴火警戒レベル５（避難）</td></tr>
<tr><td>大規模噴火前兆期</td><td rowspan="2">支笏湖温泉、モラップ
（積雪期）
泉沢、若草、白樺、里見、文京、柏陽、福住</td></tr>
<tr><td>大規模噴火期</td></tr>
</table>

具体的な区域を決定する場合には、気象台、火山専門家等の助言に基づき決定する。

第３　避難情報の周知

１　周知の方法

市長の発する避難指示等の避難情報の周知は、最も急を要することから、次に掲げる方法により、地域その他の条件を考慮し、住民及び滞在者等に周知する。

（１）防災行政無線によるサイレンの吹鳴によるほか、ホームページ、電話、ＦＡＸ、放送事業者とする。

（２）防災行政無線による広報

（３）広報車による広報

ア　支笏湖温泉に所在する千歳警察署支笏湖駐在所の広報車による広報

イ　市、消防本部及び警察署の広報車による広報

（４）千歳市メール配信サービス、ＳＮＳ、防災アプリによる広報

（５）航空機による広報

入林者が予想されるとき、その他必要に応じて北海道及び自衛隊ヘリコプター等の出動を要請し、上空からの広報も実施する。

（６）伝達員による個別伝達

消防職員及び警察官その他指示権者の命を受けた者が、個別に伝達する。

２　避難情報の内容

避難情報の周知内容

①　避難情報発令の理由	④　避難経路
②　避難対象地域（地区）	⑤　注意事項
③　避難先（場所）	

第４　避難に際して住民のとるべき措置

１　行動は、すべて誘導責任者、警察官の指示に従い、流言などによって軽挙盲動しないよう注意すること。

２　行動は沈着に行い、避難順位をよく守り、先を争いけが人などの出ないように注意すること。

３　集合場所及び避難場所を熟知しておく。

４　避難の際の携帯品は、あらかじめ準備しておき、避難の際は混乱を避けるため、必要最小限度の食糧、衣料、日用品及び医薬品とする。

５　避難する前には必ず暖房器具は消火を確認し、ガスの元栓は閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めること。

６　避難するときは、頭巾又はヘルメット、靴、マスク等を着用すること。

７　避難者カード（一例：防災ハンドブックに記載している「私の防災カード」）を持参すること。また、親戚、知人等のもとに避難する場合は、避難対象区域の避難誘導責任者に避難先及び連絡先を報告すること。

第５　避難の方法

１　避難誘導

避難誘導は、必要に応じて腕章を付け、又は、夜間等においては懐中電灯を所持する。市職員、消防団員、警察官、その他自主防災組織等の指示権者の命を受けた者があたる。

２　移送の手段

避難立退きは、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退きが不可能な場合においては、車両及び船舶等によって移送する。

なお、大規模な立退き移送を要し、市において処置できないときは、自衛隊の派遣を要請して移送する。

３　自力により立退きが不可能な場合及び大規模な立退き移送を必要とする場合の措置

陸路が地割れ、落石等のため自力により立退きが不可能な場合及び大規模な立退き移送を必要とする場合は、次による。

（１）陸上移送

ア　噴石等の落下が予想される場合の移送は、自衛隊に装甲人員輸送車の出動を要請し行う。

なお、装甲人員輸送車の諸元は、次のとおり。

乗車可能人員8名、全長5.8m　全幅2.90m　全高2.21m　重量13.3ｔ

イ　噴石等の落下が予想されない場合の移送は、市有車両及び自衛隊車両の出動を要請し行う。

なお、この場合の集合場所は、次のとおりとする。

地区名	集合場所	電話	備考
支笏湖温泉	支笏湖小学校グランド	(25) 2795	
美笛	千歳市美笛キャンプ場管理人事務所	(25) 2752	５月～10月
ポロピナイ	支笏湖観光センター前	(25) 2041	５月～10月

（２）上空移送

比較的噴石の落下が少なくヘリコプターの運用が可能な場合の移送は、電話にて北海道(防災航空室)に対し出動要請又は、北海道(石狩振興局)に対し自衛隊派遣要請依頼を行い、あわせて依頼文を提出する。

なお、この場合のヘリポートは、次のとおりとする。

ヘリポートの場所	能力	備考
モラップキャンプ場	ＵＨ型５～６機離着陸可能	
美笛湖畔	ＵＨ型２～３機離着陸可能	
支笏湖小学校グランド	小型ヘリを主体として離着陸可能	ＵＨ型については、重量物を搭載した場合、発進に支障の可能性あり

消防防災ヘリコプターについては、資料編「北海道消防防災ヘリコプター緊急運行様式」による。

資　料　編　○北海道消防防災ヘリコプター緊急運行様式

（３）湖上移送

比較的噴石の落下が少なく、また、火砕流発生の危険もなく船舶の航行が可能な場合は、支笏湖観光運輸（株）等に船舶の出動を要請し、次の船着場から支笏湖温泉へ移送する。

地区名	船着場の所在	備考
幌美内	支笏湖観光センター前	桟橋あり
〃	丸駒温泉旅館前	桟橋あり

奥　　潭	オコタン野営場跡	桟橋あり
美　　笛	美笛川河口	
モ　ラ　ッ　プ	支笏湖ボートハウス船着場	桟橋あり
支　笏　湖　温　泉	支笏湖観光運輸（株）船着場	桟橋あり

（４）（１）から（３）までに定める移送は、火山現象その他の状況に応じ、同時に又は適宜の方法により実施する。

４　避難者の把握

避難所には、市職員及び消防団員を派遣し、避難所の管理を行うとともに、避難者の把握を次により行い、現地対策本部においてこれを取りまとめ、市災害対策本部へ報告する。

（１）住民等の把握

支笏湖周辺区域の住民は、避難者カード（一例：防災ハンドブックに記載している「私の防災カード」）の回収又は避難状況を聴取し把握する。

（２）観光客等の把握

観光客等の把握は、宿泊客にあっては、ホテル・旅館等の責任者から、その他の者については、団体責任者から避難状況を聴取し把握する。

第７節　救助活動

第１　救助活動

１　救出・救助

噴火災害が発生した場合、火砕流、土石流によって負傷者や行方不明者が発生することが予想されることから、消防対策部を主管とし、火山噴火に警戒しながら迅速な救出・救護活動を実施する。市独自で対応できない場合は、防災関係機関の応援を要請し、救出・救護活動を実施する。特に、自衛隊には、立ち入りを制限している区域や、火砕流等の土砂が堆積している地域でも走行可能な装甲（装軌）車両の派遣を要請する。

２　活動基準等の設定

救出活動は、本部または現地対策本部に救出活動を実施する機関が集合し、二次災害を防止するための火山活動の状況や降雨等の状況による活動基準を設定するとともに、活動範囲及び救出方法等を協議して実施する。

細部は、地震災害対策編第３章第８節「消防活動」及び第15節「行方不明者の捜索」に準ずる。

第２　負傷者の搬送

救助された負傷者は、消防対策部の救急車等により市立千歳市民病院等の医療機関に搬送する。

また、重症者を市外の医療機関へ搬送する場合は、必要により自衛隊及び北海道等の航空機を要請する。

第８節　応急医療

地震災害対策編第３章第９節「応急医療と救護」に準ずる。

第９節　警戒区域の設定

噴火災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるときは、樽前山周辺の本市の行政区域内に災害対策基本法第６３条の規定に基づく警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。

第１　設定権者

警戒区域の設定は、災害対策基本法第６３条の規定に基づき、市長又は委任を受けた市職員が行う。ただし、市長若しくは委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長若しくは委任を受けた市職員から要求があったときは、災害対策基本法第６３条の規定に基づき、警察官が警戒区域を設定し、警察官がその場にいない場合に限り自衛官が警戒区域を設定することができる。

第２　設定区域

警戒区域の範囲は、北海道、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、樽前山火山防災協議会合同会議等で協議し設定する。

第３　設定通知

市長は、警戒区域を設定したとき、又は警察官若しくは自衛官から警戒区域を設定した旨の通知を受けたときは、防災関係機関、隣接市町及びその他必要と認められる公私の団体に通知する。

第４　設定表示及び警戒態勢

市長は、警戒区域を設定し、又は警察官若しくは自衛官から警戒区域設定の通知を受けたときは、速やかに看板その他の物件により表示するとともに、災害対策本部員、警察官及び自衛官をして警戒し、住民等の保護を図る。

第５　設定区域への立入り許可

災害応急対策に従事する者その他市長が特に必要と認めるものが、警戒区域に立ち入る場合は、市長が発行する警戒区域の立入り許可書の交付を受け、当該警戒区域の現場において警戒にあたる職員、警察官又は自衛官に提示をしなければならない。

第６　設定解除

市長は、災害が発生するおそれが解消したと認められる場合で、人の生命又は身体に危険を及ぼす

おそれがないと認められるときは、警戒区域の設定を解除する。

この場合における通知は、設定通知に準ずる。

第１０節　交通対策

樽前山が噴火し、又はそのおそれがある場合において、災害広報その他の応急対策従事者及び避難者の便を図るため、次の路線を確保する。

その際、警察、道路管理者に対し当該路線の交通規制を要請する。

第１　確保する路線及び利用区分

区　　分	路　　線　　名	利　用　区　分
第１次路線	国道276号 主要道道支笏湖公園線 国道453号	避難及び応急対策に使用
第２次路線	(1)市道泉沢藤の沢線から厚平内林道・烏柵舞第１林道・北５条林道・第１縦断林道を経て国道276号に至る路線 (2)道道支笏湖公園線から千歳林道・水明林道を経て国道453号に至る路線	応急対策に使用

第２　第２次路線の確保及び利用区分

１　市長は、第１次路線のうち、主要道道支笏湖公園線及び国道276号が混雑し、又は混雑が予想されるときは、石狩森林管理署及び胆振東部森林管理署に第２次路線の使用を要請する。

２　第２次路線の利用は、次に掲げる車両とする。

（１）災害広報及び避難者輸送用車両

（２）災害応急対策上必要な人員、物資、飲料水等の輸送用車両

（３）電力及び電信電話の復旧対策業務に従事する車両

（４）その他災害応急対策に従事する車両

３　市長は、主要道道支笏湖公園線及び国道276号の混雑が解消し、災害応急対策に支障が生ずるおそれがないと認められるときは、石狩森林管理署及び胆振東部森林管理署に林道の閉扉を要請する。

第１１節　文教対策

教育長は、避難情報が発せられた旨の通知を受け、又は知ったときは学校長等へ連絡のうえ、次のとおり調整する。

（１）児童・生徒が学校にいる場合

学校長等は、児童・生徒を迅速かつ安全に避難させるものとする。その後速やかに保護者に連絡し、児童・生徒の引き渡しを行うなど児童・生徒の安全に配慮した対策を講じる。

（２）児童・生徒が学校外にいる場合

学校長等は、速やかに休校等の判断を行い、各家庭に連絡するものとする。

第１２節　電力及び電信電話事業対策

災害時における電力及び電信電話事業対策は、次のとおりとする。

１　電力及び電信電話事業の体制

噴火災害に際しては、各設備の被害を最小限度にとどめ復旧の迅速を図り電力の供給及び通信確保の万全を期すため、次の諸対策を実施する。

（１）防護、復旧作業

（２）人員の動員、資材、機器の調達、輸送

（３）需要家への周知

（４）他機関への応援要請

２　復旧のための措置要請

市長は、電信電話事業者又は電気事業者から通信確保対策及び復旧送電に必要な支障木の伐採又は復旧資材、器材、人員の輸送路の確保その他の措置の依頼を受けた場合は、森林管理署、道路管理者その他関係機関、団体等に諸対策の実施について協力を要請する。

３　市が管理する送電線の復旧対策

市が管理する送電線に支障が生じた場合の支障木の伐採その他の復旧対策は、産業振興対策部が建設対策部の協力を得て実施する。

この場合、市長は、電力事業者に対して労務の提供その他必要な協力を要請することがある。

４　市長の送電停止要請

市長は、災害により住民等が避難した地域等で送電が継続されることにより、新たに災害が発生し、又は災害が拡大すると予想されるときは、電気事業者に対して送電の停止を要請する。

第１３節　応急対策及び復旧事業

災害時における避難誘導等の応急対策及び復旧事業等を実施するために、防災関係機関等の車両、資機材等の集積を行う場所は、次のとおりとする。

第１　応急対策用地

施　設　名　称	所　　在　　地
千歳市防災学習交流施設	千歳市あずさ4丁目22番1号
青　　空　　公　　園	千歳市あずさ1丁目
水　防　セ　ン　タ　ー	千歳市駒里2212番地（河川防災ステーション内）

第２　災害復旧事業

地震災害対策編第４章「災害復旧・復興計画」に準ずる。

風水害等対策編

この編は、水防法（昭和24年法律第193号。以下、本編において「法」という。）第33条に基づき策定しており、風水害、土砂災害、雪害、融雪災害の対策計画について記述したものであるが、風水害等対策については、この編のほか最大災害を想定した「地震災害対策編」を準用する。

風水害対策計画

第１章　総　　則

第１節　計画の方針

地震災害対策編第１章第１節「計画の方針」を参照のこと。

第２節　風水害対策の実施機関及び責務

機　関　名		各機関の責務及び消防団の担当河川
千　歳　市		水防法第３条の規定に基づき、千歳市は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。
消防団	千歳第１分団 千歳第２分団	千歳川、ママチ川、新ママチ川、祝梅川、勇舞川
	東千歳分団	嶮淵川、シーケヌフチ川、幌加川、東丘川、コムカラ川
	支笏湖分団	千歳川上流及びその支流河川、シリセツナイ川、オコタンペ川、フレナイ川、ニナル川
	泉郷分団	千歳川、嶮淵川、チャシ川、キウス川、チプニー川、オルイカ川、祝梅川
	長都分団	千歳川、長都川、ユカンボシ川、ゴセン川、カリンバ川
	駒里分団	遠浅川、ホカンカニ川
石狩振興局		１　水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮する指導に努めること。 ２　次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者等に、受けた内容を通知すること。 （１）札幌管区気象台が、気象の状況により、洪水等のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合 （２）水防法第16条第１項の規定により、指定した河川につき北海道開発局長または北海道知事が発表する水防警報を受けた場合
空知総合振興局 札幌建設管理部		１　洪水等による危険が切迫した場合は、水災を防ぎょし、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。 ２　北海道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量又は水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。

札幌開発建設部	１　１級河川の直轄区間の管理、直轄区間の影響を受ける指定区間（河川法第２条７号区間）の河川の工事、維持又は修繕及び災害応急対策並びに災害復旧 ２　河川総合開発事業又は直轄堰堤の維持管理 ３　石狩川下流（旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋から海まで）の洪水予報（札幌管区気象台と共同）及び石狩川幹川、豊平川の水防警報の発令
居住者等の義務	水防法第24条の規定に基づき、千歳市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに従う。

第３節　風水害の概況

地震災害対策編第１章第３節「千歳市の特性及び災害の概況」を参照のこと。

第２章　災害予防計画

第１節　風水害の予防

第１　河川施設の整備

地震災害対策編第２章第１節「第４　公共施設等の災害対策」を参照のこと。

第２　水害指定区域の指定・周知

１　重要水防箇所及び水門等設置の状況、並びに北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域、及び市の定める指定緊急避難場所・指定避難所、防災施設等の防災情報について、市民への周知に努める。

２　洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域を表わす洪水・土砂災害ハザードマップを作成し、関係地域の住民に周知する。

ハザードマップの配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

資　料　編　：　水防関係 **〇水門等設置状況一覧** **〇重要水防箇所一覧** **〇北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域** **〇洪水・土砂災害ハザードマップ**

第３　水防施設

１　水位、雨量観測所

本市の区域内に設置された水位、雨量観測所及び危機管理型水位計は、資料編に掲載のとおりである。

資　料　編　：　水防関係 **○水位観測所・雨量観測所・危機管理型水位計一覧**

２　水防センターの整備

千歳川流域では、昭和50年代に３度にわたり浸水、氾濫等により家屋等に深刻な被害をもたらした。

これらに対処する水防活動が被害を軽減させる重要な役割を果たすものであることから、洪水時において円滑かつ効率的な応急活動及び緊急復旧活動を実施する拠点として、国が整備する河川防災ステーション内に水防センターを整備した。

施　設　名	設　置　場　所	敷　地　面　積	完　成　日
千歳市水防センター	千歳市駒里2212 （河川防災ステーション内）	50,018.60㎡	平成17年３月31日

第４　災害応急対策用品の備蓄等

本市の災害応急対策用品の備蓄状況は、資料編に掲載のとおりである。なお、本市の備蓄する資機材に不足が生じたときは、必要に応じ協定締結事業者や農業協同組合、民間等から調達する。

資　料　編　○災害協定締結先一覧
　　○防災備蓄品保有状況一覧

第５　警戒避難体制の整備

降雨等による風水害の危険性が高いと判断される危険箇所については、国及び北海道と連携を図り、総合的な治水対策（ハード対策）を実施するとともに、関係機関や住民等への周知、あるいは避難情報の発令対象地域や発令基準の設定、情報の収集及び伝達体制の構築、指定緊急避難場所や指定避難所の準備、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など、風水害から住民の生命や身体等を守るための警戒避難体制等（ソフト対策）を整備する。

この際、より具体的で実効性のある避難情報の発令判断・伝達マニュアルを策定し、危機管理部署以外の職員、関係機関等や住民等に周知し、災害時における被害の軽減に努める。

参考資料（別冊）　○避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）

第６　河川管理者の協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力が必要な事項については、資料編に掲載のとおりである。

資　料　編　：　水防関係
　　○水防活動に関する河川管理者の協力が必要な事項

第２節　風倒木災害の予防

第１　街路樹等の整備

道路、公園等の整備にあたっては、強風による倒木を避けるため、風に強い樹木を植樹するほか、安全を考慮した植樹方法・場所を選定する。

第２　キャンプ場等の管理

気象警報等が発表された場合、風倒木により被害を受けるおそれのあるキャンプ場等は速やかに閉鎖し、その旨を利用者等に通知する。

第３節　学校等の予防

第１　学校等の休校措置

学校長等は、市域内に気象特別警報（氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪）、気象警報（氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪）等が発表され、特に警戒が必要な場合は、児童及び生徒等の登下校時等の安全を考慮し、教育委員会と調整し学校等の休校措置をとる。

第２　要配慮者利用施設

１　要配慮者利用施設

水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内（想定最大規模の浸水想定水深0.5m未満を除く。）の主として高齢者、障がい者、乳幼児、児童生徒、入院患者その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は次のとおりとする。

なお、本計画で定める要配慮者利用施設の名称及び所在地については、資料編のとおりである。

高齢者関連施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者共同住宅（グループハウス等）等
障がい者（児）関連施設	障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター、障害児通所支援等事業所（障害児入所施設）、日中一時支援事業所、視覚障害者情報提供施設等
児童関連施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立認可外保育施設、事業所内保育施設、地域保育所等
学校関連施設	幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等
医療関連施設	病院、有床診療所、助産所等
救護施設	救護施設

資　料　編　：　浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

２　避難確保計画の作成及び訓練の実施

水防法第15条の３に基づき、上記で名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成し、市長に報告しなければならない。報告を受けた市長は当該施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告を行うこととする。

また、施設の所有者又は管理者は、計画に基づく避難訓練を実施し、その訓練結果を市長に報告しなければならない。

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策の基本方針

地震災害対策編第３章第１節「災害応急対策の基本方針」に準ずる。

なお、災害応急対策の実施においては、自治会・自主防災組織及び防災会議、建設会社などの防災関係機関等、大規模工場等の自衛水防組織及び河川管理者など地域の力を結集し、地域の安全確保に努めるものとする。

第２節　災害対策本部

第１　災害対策本部の設置及び廃止

１　災害対策本部の設置

札幌管区気象台から気象特別警報（氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪)、気象警報（氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪）等が発表され、市域内での災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがある場合、又は次の各号の一に該当する状況が発生した場合、応急対策等を組織的に実施する組織として、災害対策本部を設置する。

（１）孤立地域が発生し、応急対策が必要と市長が認めたとき。

（２）多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要と市長が認めたとき。

２　災害対策本部の廃止

地震災害対策編第３章第２節第１「２　災害対策本部の廃止」に準ずる。

３　災害対策本部設置及び廃止の通知

地震災害対策編第３章第２節第１「３　災害対策本部設置及び廃止の通知」に準ずる。

４　現地対策本部の設置及び廃止

地震災害対策編第３章第２節第１「４　現地対策本部の設置及び廃止」に準ずる。

５　災害対策本部の組織

地震災害対策編第３章第２節第１「５　災害対策本部の組織」に準ずる。

６　災害対策本部の設置及び指揮権限の委任

地震災害対策編第３章第２節第１「６　災害対策本部の設置及び指揮権限の委任」に準ずる。

７　災害対策本部の運営

地震災害対策編第３章第２節第１「７　災害対策本部の運営」に準ずる。

第２　職員の動員・配備

地震災害対策編第３章第２節「第２　職員の動員・配備」に準ずる。

第３節　災害警戒本部

第１　災害警戒本部の設置及び廃止

１　災害警戒本部の設置

札幌管区気象台から気象警報（氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪）等が発表され、市域内での災害発生が予想されるときは、災害情報の収集や警戒及び応急対策の準備あるいは防災関係機関等の情報交換等を組織的に実施するとともに、災害対策本部へ円滑に移行できる組織として、災害警戒本部を設置する。

２　災害対策本部設置への移行

地震災害対策編第３章第３節第１「２　災害対策本部設置への移行」に準ずる。

３　災害警戒本部の廃止

地震災害対策編第３章第３節第１「３　災害警戒本部の廃止」に準ずる。

４　災害警戒本部の組織

地震災害対策編第３章第３節第１「４　災害警戒本部の組織」に準ずる。

５　災害警戒本部の設置及び指揮権限の委任

地震災害対策編第３章第３節第１「５　災害警戒本部の設置及び指揮権限の委任」に準ずる。

第２　職員の動員・配備

１　非常配備の基準

災害が発生した場合あるいは発生のおそれがある場合には、非常配備の体制をとる。非常配備の種別と配備時期については、次のとおりとする。

非常配備の基準

種　別	配　　備　　内　　容	配　　備　　時　　期
注意配備	災害の発生に備え、情報収集を行える体制とする。	・　札幌管区気象台から気象警報（氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪）等が発表されたとき。 ・　降雨、降雪及び河川水位等の状況により注意が必要なとき。
警戒配備	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集や警戒及び応急対策の準備あるいは防災関係機関等の情報交換を組織的に実施するとともに、災害対策本部へ円滑に移行できる組織とする。	・　札幌管区気象台から気象警報（氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪）、等が発表され、特に水防活動及び警戒が必要なとき。 ・　局地的な浸水及び崖崩れが発生したとき。

２　災害警戒本部配備要員

地震災害対策編第３章第３節第２「２　災害警戒本部配備要員」に準ずる。

第４節　気象情報の収集・伝達

第１　気象警報の種類

防災と関連のある気象警報等の概要とその発表基準は、次のとおりである。

１　警報等

札幌管区気象台において発表される特別警報、警報、注意報及び情報をいう。

２　概要

区　分	定　義
早期注意情報（警報級の可能性）	５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、３日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・ 空知・後志地方など）で発表される。大雨、土砂災害に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。
レベル２注意報（警戒レベル２）	レベル２大雨注意報：大雨による浸水害等※1 が起こるおそれのある場合に発表。 レベル２土砂災害注意報※4：大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。 レベル２氾濫注意報※3 河川※2：氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。
レベル３警報（警戒レベル３に相当）	レベル３大雨警報：大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれがある場合に発表。 レベル３土砂災害警報※4：大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。 レベル３氾濫警報※3・河川※2：氾濫による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
レベル４危険警報（警戒レベル４に相当）	レベル４大雨危険警報：大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。 レベル４土砂災害危険警報※4：大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。 レベル４氾濫危険警報※3･河川※2：氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。
レベル５特別警報（警戒レベル５に相当）	レベル５大雨特別警報：大雨による重大な浸水害等※1 が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。 レベル５土砂災害特別警報※４：大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。 レベル５氾濫特別警報※3･河川※2：氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
※１ 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び大雨や融雪による洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。 ※２ 洪水予報河川 ※３ 洪水予報河川に発表する洪水注意報はレベル２氾濫注意報の名称を、洪水警報（洪水危険警報を除く。）はレベル３氾濫警報の名称を、洪水危険警報はレベル４氾濫危険警報の名称を、洪水特別警報はレベル５氾濫特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。 ※４ 土砂崩れ注意報はレベル２土砂災害注意報の名称を、土砂崩れ警報（土砂崩れ危険警報を除く。）はレベル３土砂災害警報の名称を、土砂崩れ危険警報はレベル４土砂災害危険警報の名称を、土砂崩れ特別警報はレベル５土砂災害特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。	

気象防災速報	気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の５つである。 １　気象防災速報（記録的短時間大雨） レベル３大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、当該地域にとって数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析)された場合に、気象庁から「○○地方気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。 石狩地方の基準は100㎜/ｈ ２　気象防災速報（線状降水帯発生） 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「○○地方気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が気象庁から発表される。 ※ 上記１、２に該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 ３　気象防災速報（線状降水帯直前予測） 線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の２～３時間前を目標に、予測情報として「○○地方気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が気象庁から発表される。 ※地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例（令和８年５月改定） ４　気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。これらの情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。
気象解説情報	気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第○号）」という表題で発表される。また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

３　特別警報、危険警報、警報、注意報の種類及び発表基準（対象地域：石狩南部千歳市）

令和８年５月２８日現在

注意報警報等の種類	発　　表　　基　　準
風雪注意報	平均風速11m/s　雪による視程障害を伴う
暴風雪警報	平均風速16m/s　雪による視程障害を伴う
暴風雪特別警報	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
強風注意報	平均風速13m/s
暴風警報	平均風速18m/s
暴風特別警報	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
レベル２ 大雨注意報	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがあるときに発表（流域雨量指数がレベル２大雨注意報基準に実況又は３時間先までの予測で到達する区間があるときに発表）される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、災害が起こるおそれがあるときに発表（表面雨量指数がレベル２大雨注意報基準に実況または１時間先までの予測で到達するときに発表）される。
レベル３ 大雨警報	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表（流域雨量指数がレベル３大雨警報基準に実況又は3時間先までの予測で到達する区間が一部でもあるときに発表）される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表（表面雨量指数がレベル３大雨警報基準に実況または１時間先までの予測で到達するときに発表）される。
レベル４ 大雨危険警報	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれが大きいときに発表（流域雨量指数がレベル４危険警報基準に実況又は3時間先までの予測で到達する区間が複数ある時に発表）される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、重大な災害が起こるおそれが高いときに発表（表面雨量指数がレベル４大雨危険警報基準に実況または１時間先までの予測で到達するときに発表）される。
レベル５ 大雨特別警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。
大雪注意報	平地：12時間降雪の深さ20cm 山間部：12時間降雪の深さ30cm
大雪警報	平地：6時間降雪の深さ30cm以上あるいは12時間降雪の深さ40cm 山間部：12時間降雪の深さ50cm以上
大雪特別警報	道程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合
濃霧注意報	視程200m
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
乾燥注意報	最小湿度30%　実効湿度60%
なだれ注意報	①　24 時間降雪の深さ 30 cm以上 ②　積雪の深さ50cm以上で、日平均気温５℃以上
着雪注意報	気温０℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続
霜注意報	最低気温３℃以下
低温注意報	５月～10月：（平均気温）平年より５℃以上低い日が２日以上継続 11月～４月：（最低気温）平年より８℃以上低い
融雪注意報	70㎜以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計

氾濫注意報･警報･危険警報・特別警報	レベル５氾濫特別警報・レベル４氾濫危険警報・レベル３氾濫警報・レベル２氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、千歳市に関係する河川予報区名及び基準観測所名：千歳川【西越・裏の沢】

【参照】

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表（札幌管区気象台）

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/sapporo/kijun_0122400.pdf

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表（気象庁HP）

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index.html）

4　水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報の種類と、対応する一般の利用に適合する特別警報、危険警報、警報、注意報の種類及びそれらの発表基準

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報	概　　要
水防活動用気象注意報	レベル２ 大雨注意報	大雨により浸水害が発生するおそれがあると予想されたとき。
水防活動用気象警報	レベル３ 大雨警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想されたとき。
	レベル４ 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害が起こるおそれが大きいと予想されたとき。
	レベル５ 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき。
水防活動用洪水警報	レベル３氾濫警報 又は レベル３大雨警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。
	レベル４氾濫危険警報 又は レベル４大雨危険警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが大きいとき。
	レベル５氾濫特別警報 又は レベル５大雨特別警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが著しく大きく、身の安全の確保が必要な場合。

5　指定河川洪水予報

指定河川の洪水予報は、札幌管区気象台と北海道開発局札幌開発建設部が共同で発表する。

（1）札幌管区気象台・北海道開発局札幌開発建設部発表の指定河川洪水予報

千歳川洪水予報

（2）発表する情報の種類、発表基準

区　　分	発　表　基　準　等
レベル２ 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２。

レベル３ 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
レベル４ 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
レベル５ 氾濫特別警報 ・ 氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。

6　水防警報

水防警報は、北海道開発局札幌開発建設部又は北海道空知総合振興局札幌建設管理部が発表する。

水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内　　容	発　表　基　準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量、その他河川状況により、氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

7　火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道を経由して本市に通報される。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

発表官署	地域名	通報基準
札幌管区気象台	石狩地方	実効湿度が60％以下で最小湿度が30％以下、若しくは、平均風速が13m/s以上と予想される場合。ただし、平均風速が基準以上であっても雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

8　火災に関する警報（以下「火災警報」という。）

火災警報は消防法第22条第３項の規定によるものであり、市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上著しく危険であると認められるときは、火災警報を発令できる。

火災警報の発令基準は、いずれにも該当する場合とする。ただし、次の気象条件であっても発令しないときがある。

火災警報	・発令日前３日間における降水量の合計が１ミリメートル以下の場合であって、発令日前30日間における降水量の合計が30ミリメートル以下であるとき。 ・発令日において強風注意報及び乾燥注意報が発表されているとき。

※　林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」という。）は、特殊火災対策編「林野火災対策計画」を参照。

第２　監視及び警戒

1　常時監視

水防管理者は、巡視責任者を定め担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求める。

地区別巡視責任者は、次のとおりである。

地区	河川	担当	巡視責任者	監視員の数
市街地等	千歳川、ママチ川、新ママチ川、勇舞川、嶮淵川、チャシ川、キウス川、チプニー川、オルイカ川、祝梅川、長都川、ユカンボシ川、ゴセン川、カリンバ川、遠浅川、ホカンカニ川、美々川	建設対策部	道路管理課長	10人
東千歳	嶮淵川、シーケヌフチ川、幌加川、東丘川、コムカラ川	建設対策部 （市民環境対策部）	道路管理課長 （東部支所長）	(1)
支笏湖	千歳川上流及びその支流河川、シリセツナイ川、オコタンペ川、フレナイ川、ニナル川	建設対策部 （市民環境対策部） （消防対策部）	道路管理課長 （支笏湖支所長） （支笏湖温泉出張所長）	(1) (7)

２　非常監視及び警戒

巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は、速やかに当該河川管理者に連絡する。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は、次のとおりである。

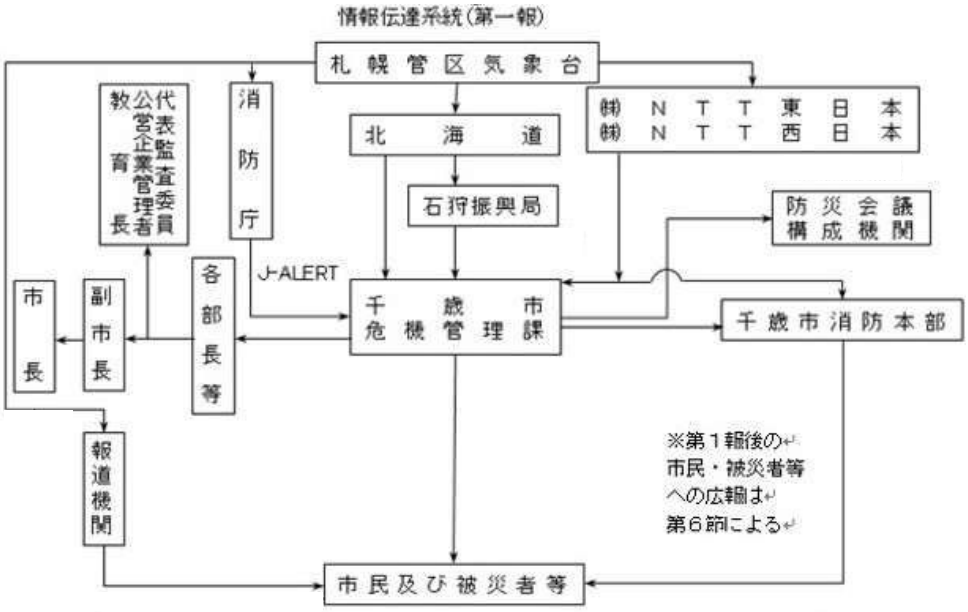
（１）裏法で漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
（２）表法で水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
（３）天端の亀裂又は沈下
（４）堤防の越水状況
（５）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合
（６）橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常
（７）溜池等については（１）から（６）までのほか、次の事項について注意する。
ア　取入口の閉塞状況
イ　流域の山崩れの状態
ウ　流入水並びに浮遊物の状況
エ　余水吐及び放水路付近の状況
オ　重ね池の場合の上部溜池の状況
カ　樋管の漏水による亀裂及び崖崩れ

第３　気象予報等の伝達系統

１　気象情報の伝達

（１）気象情報の伝達

気象情報の伝達は、下記の「気象情報伝達系統図」により行う。



（２）関係機関への連絡

危機管理課長は、気象情報の伝達を受けたときは、次の「気象情報伝達系統図」により、教育長、公営企業管理者、代表監査委員、関係部長、及び関係機関等に連絡しなければならない。

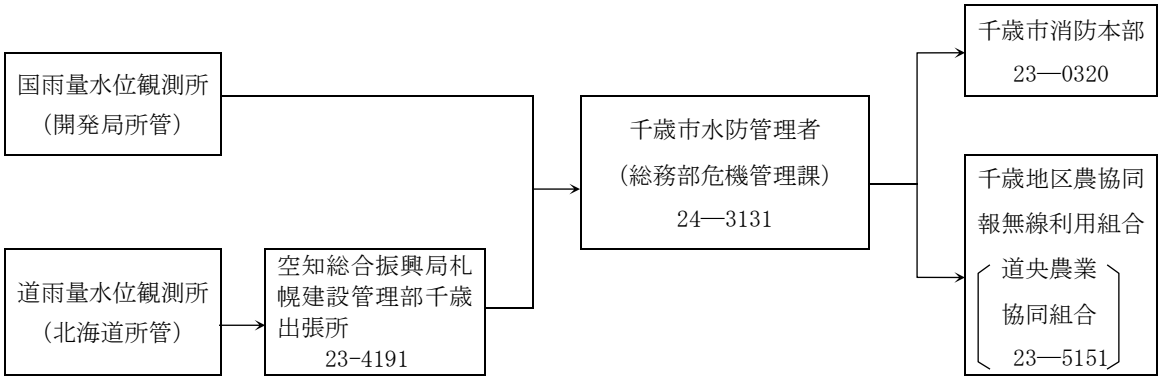
ただし、状況により連絡の必要がないと判断されるときは、連絡先又は情報の全部若しくは一部について連絡を省略できる。

２　雨量水位観測及びダム情報等の通信系統

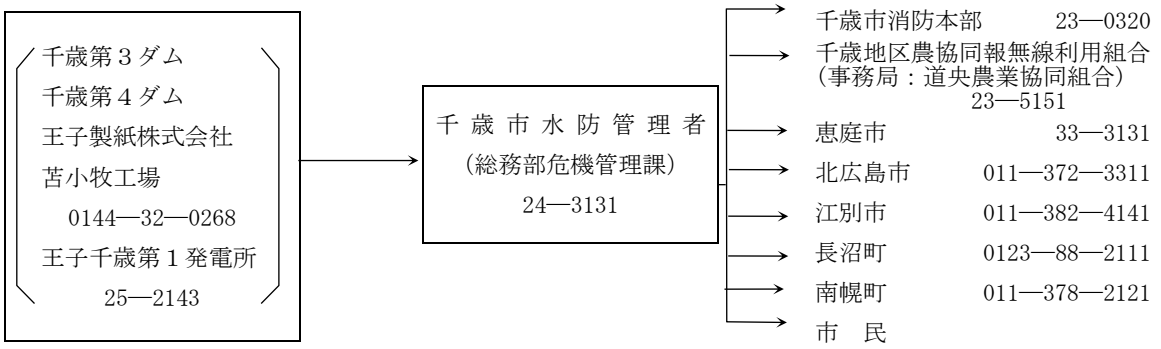
（１）通信系統

雨量水位観測及びダム情報等の通信系統は、次のとおりである。

ア　雨量水位観測通報系統図



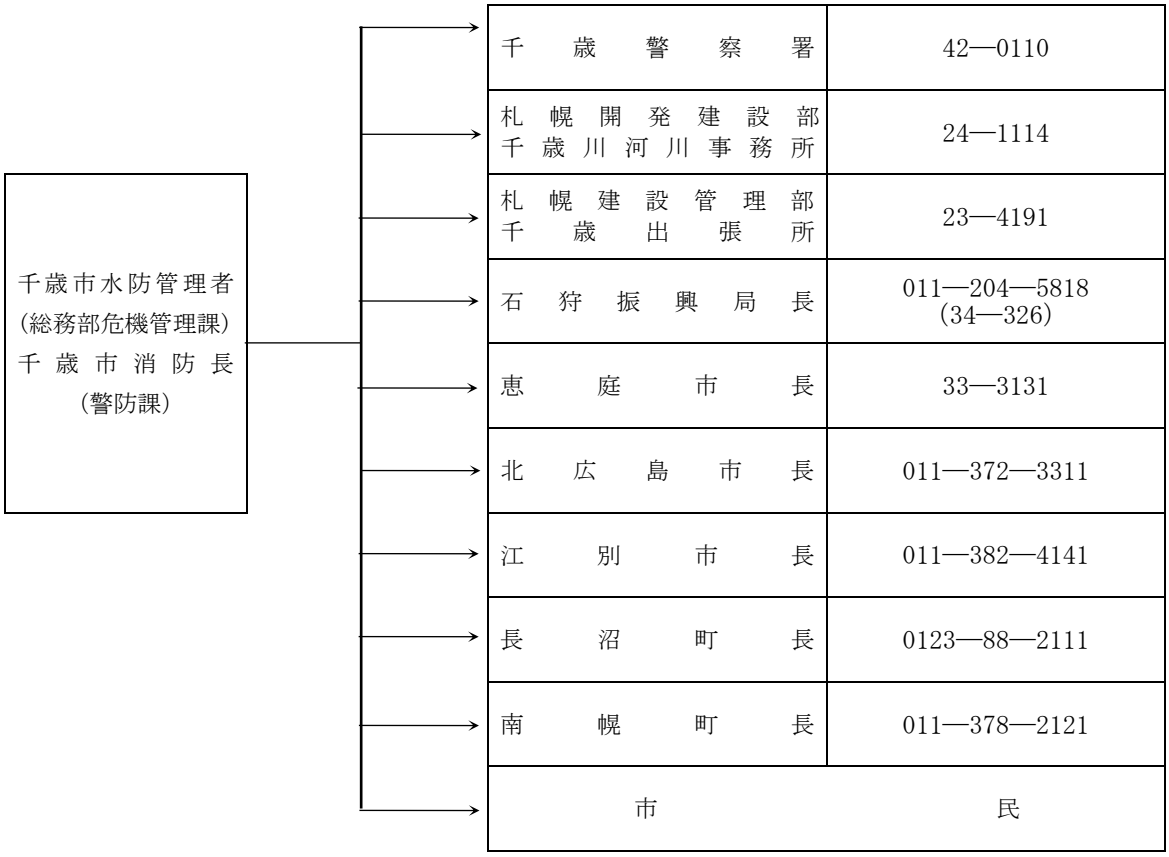
イ　ダム情報系統図



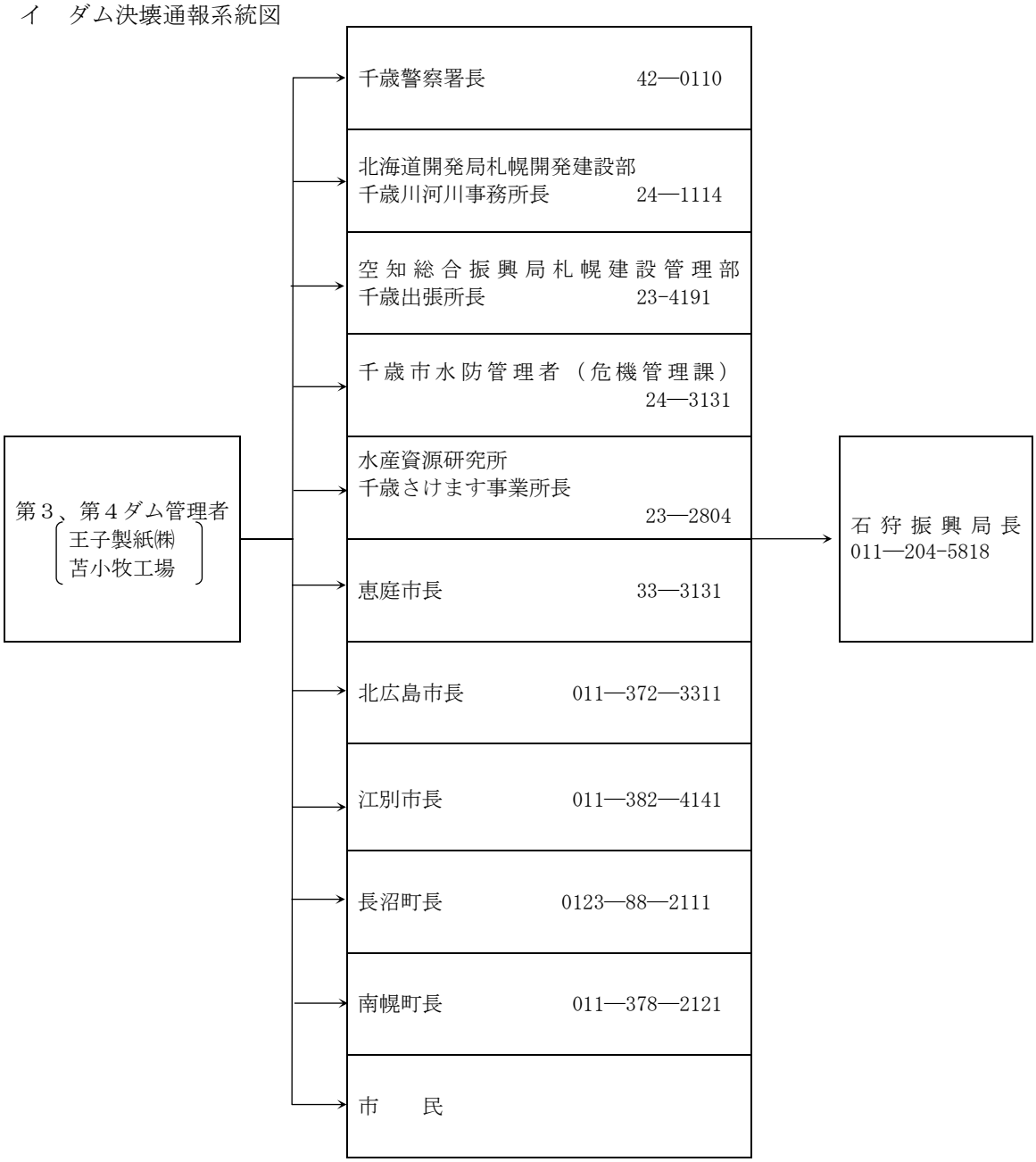
（２）決壊通報

水防に関し、堤防等の施設が決壊したときは、水防管理者、消防長又はダム管理者は、直ちに次により通報する。

ア　堤防等の決壊通報系統図

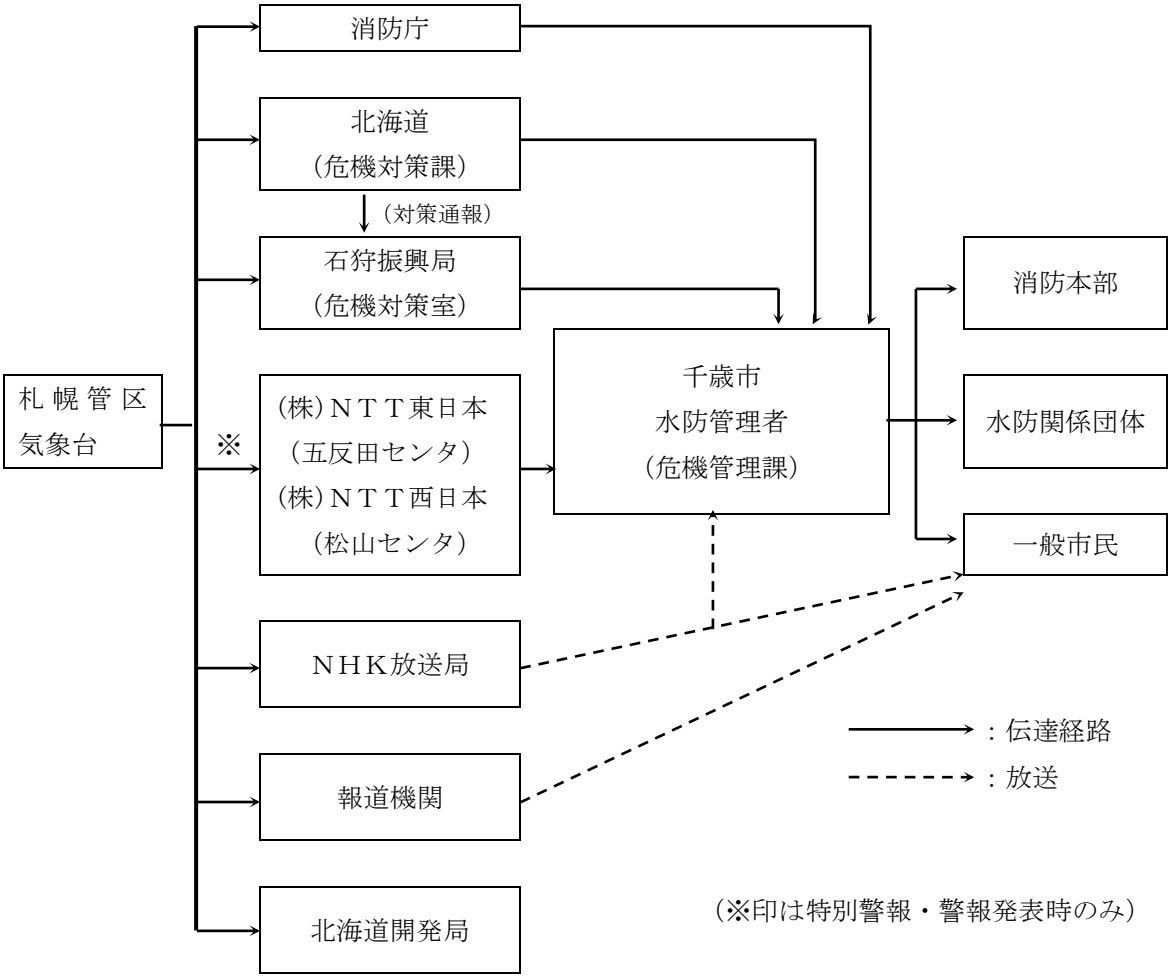


イ　ダム決壊通報系統図


第３、第４ダム管理者
王子製紙㈱
苫小牧工場
千歳警察署長　42―0110
北海道開発局札幌開発建設部
千歳川河川事務所長　24―1114
空知総合振興局札幌建設管理部
千歳出張所長　23-4191
千歳市水防管理者（危機管理課）
24―3131
水産資源研究所
千歳さけます事業所長
23―2804
恵庭市長　33―3131
北広島市長　011―372―3311
江別市長　011―382―4141
長沼町長　0123―88―2111
南幌町長　011―378―2121
市　民
石狩振興局長
011―204-5818

３　水防活動の利用に適合する警報及び予報の伝達

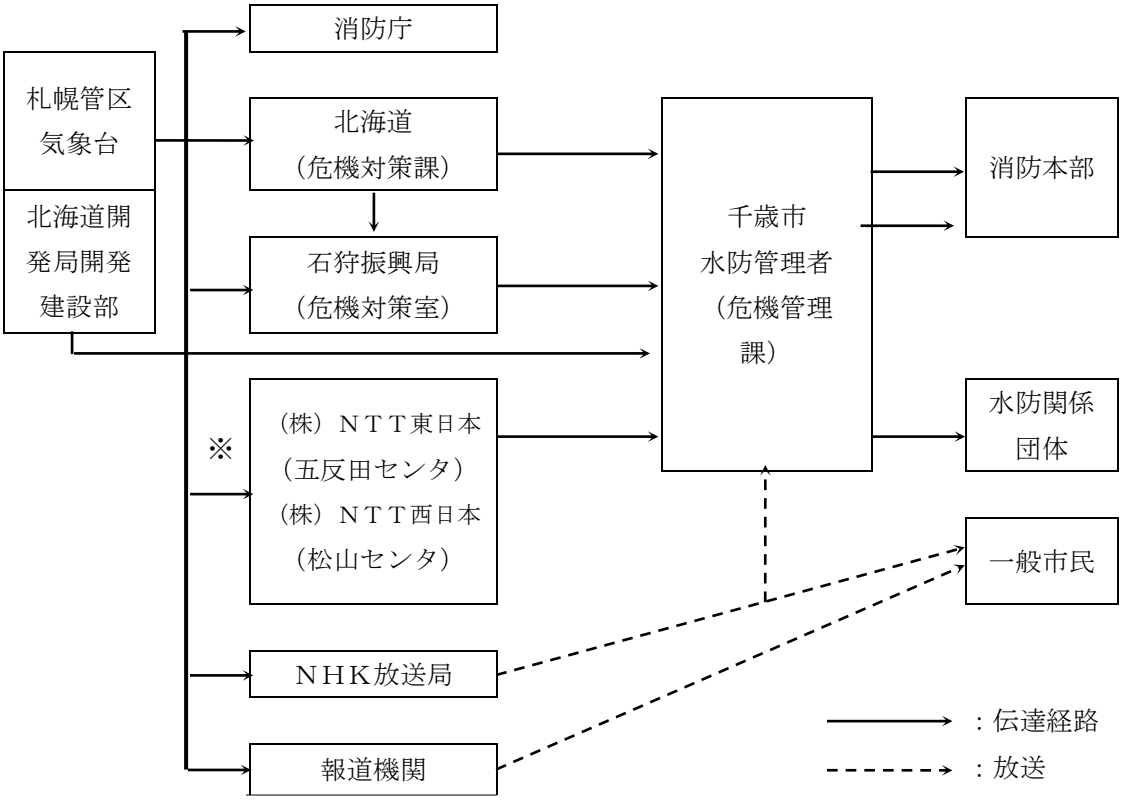
水防活動の利用に適合する警報及び予報の伝達系統図は、次のとおりである。



（株）ＮＴＴ東日本及び（株）ＮＴＴ西日本には、水防活動用気象等注意報の伝達は行わない。

４　洪水予報の伝達

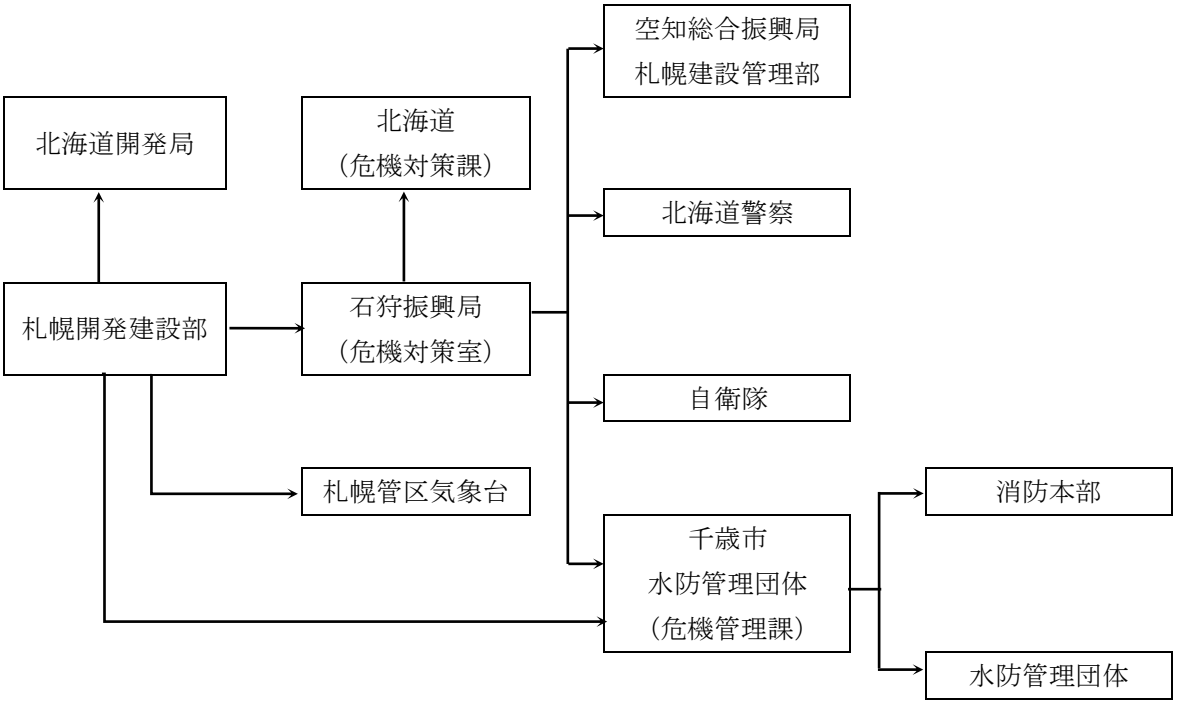
札幌管区気象台と北海道開発局札幌開発建設部が共同して行う洪水予報の伝達系統図は、次のとおりである。



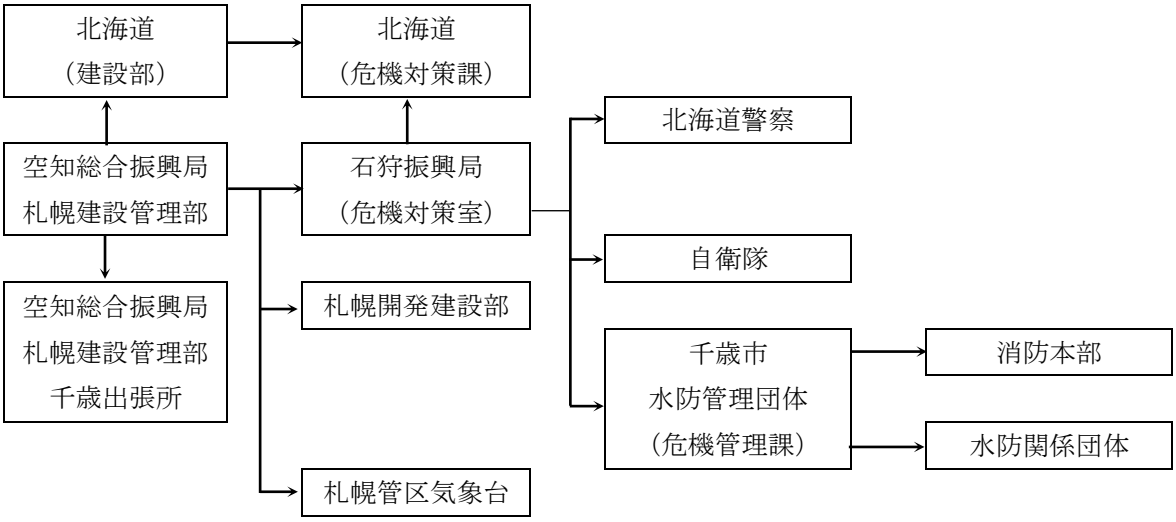
（※印は警報発表時のみとし、一般の利用に適合する氾濫警報の通知をもって代える。）

５　水防警報の伝達

（１）　北海道開発局札幌開発建設部が発表する水防警報の伝達系統図は、次のとおりである。



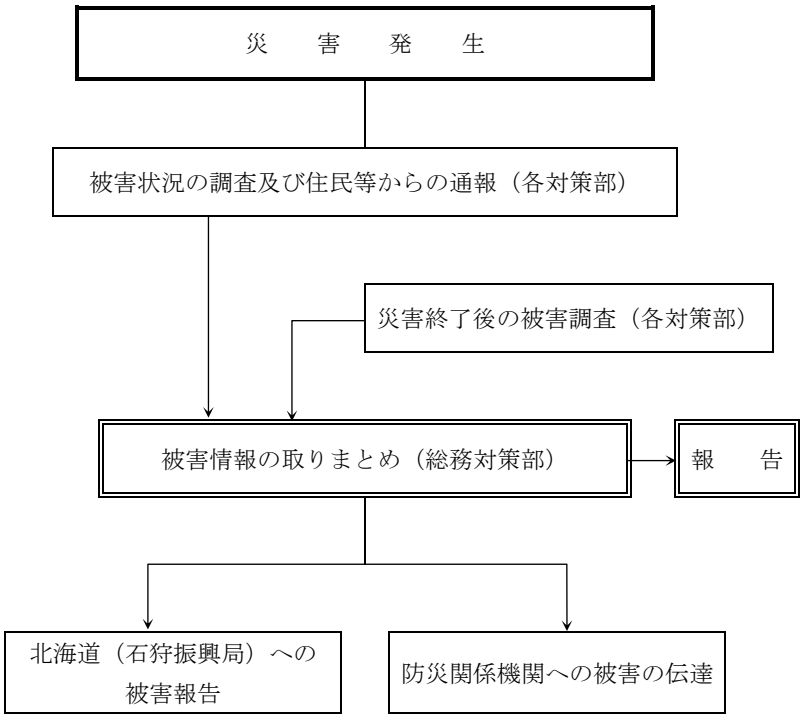
（２）　北海道空知総合振興局札幌建設管理部が発表する水防警報の伝達系統図は、次のとおりである。



第５節　被害情報の収集・伝達

第１　被害情報の収集・伝達・報告

１　被害情報の流れ



２　被害情報の収集、提供

災害が発生した場合、あらゆる手段を用い被害状況の把握に努めるとともに、必要な情報については市民等に提供する。

主として収集・提供する情報の種類は、次のとおりである。

時　　期	災　害　発　生　直　後	災　害　発　生　３　日　以　降
種　　類	・　災害、被害の状況、特に生命に関する情報 ・　交通、道路情報 ・　避難、避難場所関連情報 ・　医療関連情報 ・　ライフライン情報 ・　職員の動員情報 ・　救援物資情報	・　住宅関連情報 ・　罹災・被災証明、義援金情報 ・　倒壊・浸水家屋関連情報 ・　各種貸付、融資制度情報 ・　各種減免措置情報 ・　見舞金等支給情報 ・　各種相談窓口情報 ・　教育関連情報

３　北海道（石狩振興局）への報告

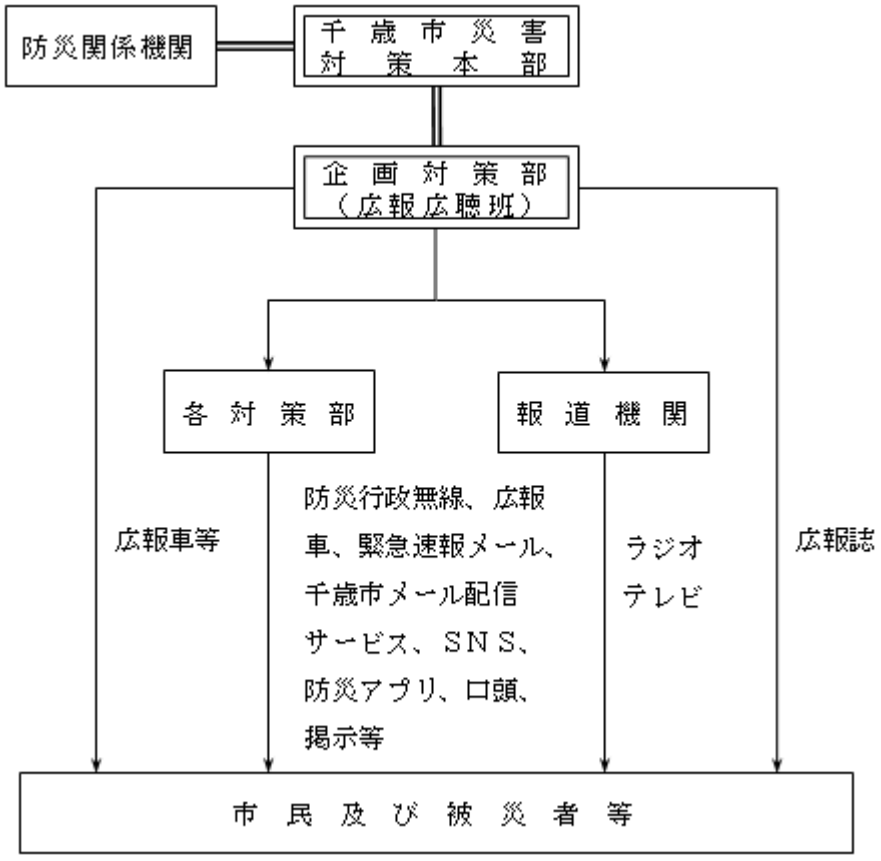
地震災害対策編第３章第４節第４「３　北海道（石狩振興局）への報告」に準ずる。

第２　被害調査担任

地震災害対策編第３章第４節第１　災害情報の収集・伝達の表中、「被害状況調査報告」欄に準ずる。

第６節　災害広報

第１　市民・被災者等に対する広報の流れ



第２　広報担任

部　　名	広　　報　　要　　領
総　務　対　策　部	・　防災無線（サイレンを含む。）、緊急速報メール等による広報
企　画　対　策　部	・　報道機関への要請（依頼）及び記者会見による広報 ・　広報車・広報紙等による広報 ・　避難所の掲示及び口頭による広報
そ の 他 の 対 策 部	・　広報車等による広報 ・　現地での口頭による広報

第７節　応援要請

風水害等災害により、大規模な被害を受け、市独自で対応できない場合は、自衛隊、北海道、他市町村及び各種団体等の応援を受け災害対策を実施する。

細部は、地震災害対策編第３章第６節「応援要請」に準ずる。

第８節　避　　難

第１　避難体制

風水害等により災害が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合は、市民を切迫した危険な状態から安全な場所に避難させるために円滑かつ適切な避難体制を整備する。避難体制の整備にあたっては、国や北海道など防災関係機関等の協力及び助言を積極的に求めることとする。

また、避難対象区域及び異常な現象の種類に応じた避難先(指定緊急避難場所・指定避難所)等については、資料編「防災施設･設備等」によるほか、災害等の状況を勘案し、その都度示すこととする。

なお、レベル４（避難指示発令の基準）発表以前において、じ後の推移見積によりレベル４が発表され避難が必要になる可能性が大きいと総合的に判断し得る場合において、市民等の安全確保の観点から努めて昼間（視界良好な時間帯等)、または深夜となる前に避難することが望ましいと判断する場合には、自主避難用の避難所（以下「自主避難所」という。）を開設する。

第２　避難情報

１　避難情報

風水害等により災害が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合の避難は、原則として市民の自主的な行動とするが、大雨や洪水等により緊急避難の必要があると判断されるときは、防災関係機関等と調整のうえ、市長等は避難情報の発令を行い、市民等に避難を促す。

この際、避難が必要な状況が夜間・早朝となる情報が得られた場合には、避難行動がとりやすい時間帯における高齢者等避難等の発令に努めるものとする。

また、避難所等へ避難することでかえって住民の生命・身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の相対的に高く堅牢な建物等への退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示する。

なお、自主避難所を開設した場合には、速やかに自主避難対象区域の居住者等に対し、防災行政無線、市ホームページ、ＳＮＳなどにより周知する。

２　市は、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等に求める行動と、当該行動を居住者に促す防災気象情報を関連付けた「警戒レベル」を付した避難情報を次のとおり発令する。

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	災害対策基本法第５６条第２項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 ２　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	**危険な場所から高齢者等避難** ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保※１）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれのある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示	災害対策基本法第６０条第１項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	**危険な場所から全員避難** ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・避難場所等へ避難することがかえって住民の生命・身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要する場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の相対的に高く堅牢な建物等への退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保）をとる。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	災害対策基本法第６０条第３項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保す	**命の危険　直ちに安全確保** ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、「緊急安全確保」※２。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

	るための措置を指示することができる。	

※１　「屋内安全確保」を行うための条件として、①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと②自宅・施設等に浸水しない居室があること③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性のある支障（水、食糧の確保困難・電気等のライフラインの断絶）を許容できることを満たす必要がある

※２　「緊急安全確保」とは、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること

第３　避難情報の発令判断基準

避難情報の発令判断は、次の情報等をもとに防災関係機関等と調整の上、総合的に行う。また、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象台等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

なお、高齢者等避難及び避難指示等の発令判断基準は､資料編「避難情報の発令判断基準」及び別に示す「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編)」による。

種　　別	参考とする情報
気象警報等発表の有無	・レベル３　氾濫警報 ・洪水キキクル（警戒） ・洪水キキクル（危険） ・洪水キキクル（災害切迫） ・レベル４　氾濫危険警報 ・レベル５　氾濫特別警報
前兆現象等の有無	・近隣で浸水、増水、床上浸水の発生 ・河川に異常な流木等の流れ込み ・排水ポンプ等の破損
水位による危険度 今後の雨量（水位）予測	・水防団待機水位 ・氾濫注意水位 ・避難判断水位 ・氾濫危険水位 ＊各段階において今後の雨量及び水位の変化を予測
内水氾濫の兆候	・河川で逆流が発生 ・排水路等のつまり、破損 ・地盤の低い地域の浸水

参考資料（別冊）　○避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）

なお、避難指示の発令者及び要件等は次のとおりとし、避難指示の内容には、「避難対象地域」、「避難先」、「避難経路」、「避難理由」、「その他注意事項」を含めるものとする。

発　令　者	避　難　指　示　を　行　う　要　件	根　拠　法　令
市長（本部長）「指示」	生命に危険を及ぼし、被害の拡大が認められるとき	災害対策基本法第60条
水防管理者「指示」	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
知事又は知事の命を受けた吏員「指示」	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第30条 地すべり等防止法第25条
警　察　官「指示」	市長からの要請、あるいは市長が指示することができないと認められる場合 警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるとき 特に急を要する場合	災害対策基本法第61条 大規模地震対策特別措置法第25条 警察官職務執行法第４条
自　衛　官「指示」	災害派遣を命じられた部隊の自衛官で、警察官がその場にいないときに、危険な事態が生じた場合	自衛隊法第94条

第４　避難情報の伝達方法

次に掲げる事項のうち、地域等の条件を考慮し、いずれかの方法により行うものとし、迅速かつ伝達の徹底を期するため、努めて特徴を踏まえた２以上の伝達方法を併用する。

なお、防災行政無線について、被災により本庁舎に設置している親局から無線放送ができない場合は、消防本部に設置している遠隔制御局から無線放送を行う。

また、土砂災害の危険のある土砂災害危険区域や道路の閉鎖による孤立等の可能性がある支笏湖地区住民に対しては、より確実に情報伝達ができるよう防災行政無線の戸別受信機を配備する。

区　　分	伝　　達　　方　　法
防災行政無線による伝達	(1) 防災行政無線を使用してのサイレン吹鳴による伝達 (2) 水防法に基づく危険信号による伝達 (3) 防災行政無線を使用しての広報伝達
広報車等による伝達	(1) 市の広報車、消防広報車、警察の広報車を使用しての巡回伝達 (2) 放送事業者（ラジオ、テレビ放送等）及びインターネットによる伝達 (3) 緊急速報メール、千歳市メール配信サービス、ＳＮＳ、防災アプリによる伝達 (4) 災害情報共有システム（Ｌアラート）による伝達
戸別訪問による伝達	緊急を要する場合、又は他の手段を使用できない場合は、避難誘導班を編成し戸別訪問による伝達

第９節　風水防活動

第１　風水防活動

風水害等災害が発生した場合、消防対策部を主管とし、人命救助及び被害の拡大防止を優先した初期対応を実施する。事後、被害の程度により各対策部をもって増援するほか、市独自で対応できない場合は、防災関係機関等の応援により風水防活動を実施する。

第２　救急・救助活動

１　救出・救助

風水害等災害により、行方不明者、要救助者が発生した場合、消防対策部において救急・救助活動を実施する。市独自で対応できない場合は、自衛隊及び警察署等に応援を要請し、救出・救助活動を実施する。

２　医療機関への負傷者の搬送

救助された負傷者は、消防対策部の救急車等により市民病院等の医療機関に搬送する。また、重傷者を市外の医療機関へ搬送する場合は、必要により自衛隊及び北海道のヘリコプター等を要請する。

細部は、地震災害対策編第３章第８節「消防活動」及び第15節「行方不明者の捜索」に準ずる。

第１０節　応急医療

風水害等災害により負傷者が発生した場合は、被災現場から直接医療機関へ搬送することを基本とするが、同時に多数の負傷者等が発生したことにより、被災現場に救護所を設置してトリアージ等を行うことが必要と判断した場合は、医療対策部が主管となり実施する。

細部は、地震災害対策編第３章第９節「応急医療と救護」に準ずる。

第１１節　警戒区域の設定及び避難

風水害等災害により、家屋の倒壊、浸水等が発生した場合は、危険を回避するため警戒区域を設定するとともに、保健福祉対策部及び企画対策部が主管となり、指定避難所の開設及び誘導を実施する。

細部は、地震災害対策編第３章第10節「避難」に準ずる。

第１２節　交通対策・緊急輸送

風水害等災害により、道路、橋の被害及び停電による交通信号の停止等が発生した場合は、危険及び混乱を回避するため、警察及び道路管理者等と調整し建設対策部が主管となり、交通規制を実施するほか、必要に応じ緊急輸送路を確保する。

細部は、地震災害対策編第３章第11節「交通対策と緊急輸送」に準ずる。

第１３節　生活救援

風水害等災害により、ライフラインや流通機構の機能が麻痺、低下した場合は、被災者の生活救援を実施するため、総務、市民環境、保健福祉及び公営企業対策部が主管となり、食料、生活必需品、飲料水等の供給を実施する。

細部は、地震災害対策編第３章第12節「生活救援」及び第13節「ライフラインの応急対策」に準ずる。

第１４節　建物対策

風水害等災害により、住宅等が損壊した場合は、被災者救済のため、北海道及び協力団体等と調整し、企画、建設、市民環境、保健福祉及び公営企業対策部が主管となり、住宅修理や応急仮設住宅の供給、被災建物の解体・撤去等を実施する。

細部は、地震災害対策編第３章第14節「建物対策」に準ずる。

第１５節　防疫・清掃・環境

風水害等災害により、住宅浸水等が発生した場合は、感染症等の発生、河川・地下水の汚染等を予防するため、北海道（保健所）、協力団体等と調整し、市民環境、保健福祉、公営企業対策部が主管となり、食中毒・感染症の予防、し尿対策、ゴミ等の収集及び水質検査等を実施する。

細部は、地震災害対策編第３章第17節「保健衛生・防疫対策」及び第18節「環境対策」に準ずる。

第１６節　要配慮者の対応

風水害等災害により、住宅等が損壊した場合は、要配慮者のため、赤十字奉仕団、社会福祉協議会、ボランティア団体等と調整し、市民環境、保健福祉、医療対策部が主管となり、要配慮者の支援、ケア対策等を実施する。

細部は、地震災害対策編第３章第19節「要配慮者の対応」に準ずる。

資　料　編　○浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

第１７節　防災ボランティア活動対策

風水害等災害により、大規模な被害が発生した場合は、被災者の救援及び応急対策等のため、赤十字奉仕団、社会福祉協議会、ボランティア団体等と調整し、市民環境、保健福祉、医療対策部が主管となり、ボランティア活動対策を実施する。

細部は、地震災害対策編第３章第20節「防災ボランティア活動対策」に準ずる。

第１８節　応急教育対策

風水害等災害により、大規模な被害が発生した場合は、児童・生徒等の安全確保及び教育活動の早期再開のため、市民環境、教育対策部が主管となり、教育対策を実施する。

細部は、地震災害対策編第３章第21節「応急教育対策」に準ずる。

第１９節　農林漁業対策

風水害等災害により、大規模な被害が発生した場合は、営農者等救援のため、産業振興対策部が主管となり、農林漁業対策を実施する。

細部は、地震災害対策編第３章第22節「農林漁業対策」に準ずる。

第４章　災害復旧計画

第１節　市民生活安定への支援

市民生活安定のための支援施策として、被災者の生活確保、農林漁業対策、中小企業対策及び義援金の受入・配分等を実施する。

細部は、地震災害対策編第４章第２節「市民生活安定への支援」に準ずる。

第２節　災害復旧事業の推進

災害復旧事業の推進施策は、激震災害法による災害復旧事業及びその他の法律による災害復旧事業により実施する。

細部は、地震災害対策編第４章第４節「災害復旧事業の推進」に準ずる。

土砂災害対策計画

第１章　総　　則

第１節　計画の方針

地震災害対策編第１章第１節「計画の方針」を参照のこと。

第２節　土砂災害対策の実施機関及び責務

機　関　名	各　機　関　の　責　務
千　歳　市	千歳市は、土砂災害に関する情報の収集や伝達及び避難に関する事項を十分に果たすべき責務を有する。
石狩振興局	札幌管区気象台が、気象の状況により、土砂災害等のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合、直ちに関係市町村等に、受けた内容を通知すること。
空知総合振興局 札幌建設管理部	１　管轄する土石流に起因する危険区域等の砂防工事、砂防施設の維持、災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 ２　急傾斜地崩壊対策工事及び維持、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 ３　北海道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量情報や災害情報等を必要に応じ市町村等に通知すること。
札幌開発建設部	１　管轄する土石流に起因する危険区域等の砂防工事、砂防施設の維持、災害応急対策を行うこと。 ２　取得した雨量情報や災害情報等を必要に応じ市町村等に通知すること。
居住者等の義務	千歳市の区域内に居住する者は、土砂災害に関する防災気象情報や避難情報等の収集に努め、避難に関して自ら判断し安全を確保する。

第３節　土砂災害の概況

地震災害対策編第１章第３節「千歳市の特性及び災害の概況」を参照のこと。

第２章　災害予防計画

第１節　土砂災害の予防

土砂災害は、土石流や急傾斜地崩壊又は地すべりなど土砂に起因する災害として、集中豪雨や局地的大雨、前線の停滞や台風による集中豪雨等により発生する場合が多いが、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に被災者の死傷率が高くなるなど、住民の生命や身体及び市民生活等に壊滅的な被害を与える。土砂災害のおそれがある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、「土砂災害警戒区域等（警戒区域及び特別警戒区域）」の指定が北海道により行われている。

このことから、市は、北海道及び国からの情報提供を踏まえ、市域における土砂災害関係情報の一元的な把握と、土砂災害危険箇所等の住民への周知及び緊急時の避難体制の整備に努めるとともに、各種制度の活用による建築物の構造規制、住宅の移転促進等の予防対策を実施する。

第１　崖地等の整備

地震災害対策編第２章第１節「第３　公共施設等の災害対策」を参照のこと。

第２　土砂災害警戒区域等の周知

１　土砂災害防止法に基づき北海道が指定する土砂災害警戒区域等、また、市の定める指定緊急避難場所・指定避難所、防災施設等の防災情報について、市民への周知に努める。

２　土砂災害警戒区域等の指定結果等を参考に、土砂災害の危険性等に関する状況を把握し、市独自の土砂災害警戒区域等ごとに土砂災害ハザードマップを作成し、関係地域の住民に周知する。

資　料　編	：○土砂災害警戒区域等 　　○土砂災害ハザードマップ

第３　災害応急対策用品の備蓄等

風水害等対策編風水害対策計画第２章第１節「第４　災害応急対策用品の備蓄等」を参照のこと。

第４　警戒避難体制の整備

１　土砂災害警戒区域等の周辺において、保全・管理に関する住民への指導を実施する。

２　必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。

３　土砂災害警戒区域等ごとの警戒・避難基準を策定し、周辺住民等への周知徹底を図る。

４　土砂災害警戒区域等の住民に対し、急傾斜地の危険確認３要素の早期発見に努めるよう指導するとともに、 住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

急傾斜地の危険確認３要素	
1 危険な時期	長雨の時期、降雨等により地盤が緩んだ状態で、1 時間に 20㎜ 以上・総雨量 100㎜ 以上の強い雨が降ったとき等
2 危険な場所	傾斜が 30° 以上、高さが 5m 以上、オーバーハング、表土が厚く軟弱、亀裂、湧水、浮石等
3 危険な前兆	湧水、みずみちの変化、湧水量の増加、濁水、転石、倒木、地鳴り等

５　土砂災害警戒区域等ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

６　土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地崩壊のおそれがある場合の避難地に関する事項等を記載した印刷物の作成及び住民への配布等により、円滑な警戒避難体制を構築するとともに、避難訓練等を行う。

７　土砂災害に係る避難情報の発令判断や発令及び伝達等については、別に示す「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」を基準として行う。

参考資料（別冊）　○避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）

第５　河川管理者の協力が必要な事項

風水害対策編水害対策計画第２章第１節「第６　河川管理者の協力が必要な事項」を参照のこと。

第２節　治山事業、砂防事業等の推進・協力

国又は北海道が実施若しくは施行の勧告を行う以下の土砂災害対策事業・工事について、事業の円滑な推進に向けて積極的に協力する。

ア 急傾斜地崩壊防止工事
イ 治山事業山腹工事
ウ 保安林指定による立木の伐採等の規制
エ 地すべり防止工事
オ 砂防工事
カ 立木の伐採、土石の採取等の工事制限

第３節　学校等の予防

第１　学校等の休校措置

風水害対策編水害対策計画第２章第３節「学校等の予防」に準ずる。

第２　要配慮者利用施設

１　要配慮者利用施設

土砂災害防止法第８条の規定に基づき、土砂災害警戒区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児、児童生徒、入院患者その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の土砂災害危険時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は次のとおりとする。

なお、本計画で定める要配慮者利用施設の名称及び所在地については、資料編のとおりである。

高齢者関連施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者共同住宅（グループハウス等）等
障がい者（児）関連施設	障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター、障害児通所支援等事業所（障害児入所施設）、日中一時支援事業所、視覚障害者情報提供施設等
児童関連施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立認可外保育施設、事業所内保育施設、地域保育所等
学校関連施設	幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等
医療関連施設	病院、有床診療所、助産所等
救護施設	救護施設

資　料　編　：　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

２　避難確保計画の作成及び訓練の実施

土砂災害防止法第８条の２に基づき、上記で名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の土砂災害危険時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成し、市長に報告しなければならない。報告を受けた市長は、施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告を行うこととする。

また、施設の所有者又は管理者は計画に基づく避難訓練を実施し、その訓練結果を市長に報告しなければならない。

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策の基本方針

地震災害対策編第３章第１節「災害応急対策の基本方針」に準ずる。

第２節　災害対策本部

風水害等対策編風水害対策計画第３章第２節「災害対策本部」に準ずる。

第３節　災害警戒本部

風水害等対策編風水害対策計画第３章第３節「災害警戒本部」に準ずる。

第４節　気象情報の収集・伝達

第１　気象警報の種類

風水害等対策編風水害対策計画第３章第４節「第１　気象警報の種類」に準ずる。

第２　監視及び警戒

１　常時監視

水防管理者は、巡視責任者を定め担当水防区域内の土砂災害危険箇所等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、必要な措置を求める。

地区別巡視責任者は、次のとおりである。

地　区	土砂災害危険箇所	担　当	巡視責任者	監視員の数
市街地等	真町、本町、大和、桂木 蘭越、新星、泉沢、北斗の一部	建設対策部	道路管理課長	10人
東千歳	泉郷、幌加、協和	建設対策部 （市民環境対策部）	道路管理課長 （東部支所長）	(1)
支笏湖	支笏湖温泉、美笛、幌美内、モラップ	建設対策部 市民環境対策部 消防対策部	道路管理課長 （支笏湖支所長） （支笏湖温泉出張所長）	(1) (7)

２　非常監視及び警戒

巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告する。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は、次のとおりである。

（１）裏法で漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
（２）表法で水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
（３）溜池等については（１）から（２）のほか、次の事項について注意する。
　ア　流域の山崩れの状態
　イ　樋管の漏水による亀裂及び崖崩れ

第３　気象予報等の伝達系統

風水害等対策編風水害対策計画第３章第４節「第３　気象予報等の伝達系統」に準ずる。

第５節　被害情報の収集・伝達

風水害等対策編風水害対策計画第３章第５節「被害情報の収集・伝達」に準ずる。

第６節　災害広報

風水害等対策編風水害対策計画第３章第６節「災害広報」に準ずる。

第７節　応援要請

風水害等対策編風水害対策計画第３章第７節「応援要請」に準ずる。

第８節　避　　難

第１　避難体制

風水害等対策編風水害対策計画第３章第８節「第１　避難体制」に準ずる。

第２　避難情報

風水害等により災害が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合の避難は、原則として市民の自主的な行動とするが、土砂災害等により緊急避難の必要があると判断されるときは、防災関係機関等と調整のうえ、市長等は避難情報の発令を行い、市民等に避難を促す。

この際、避難が必要な状況が夜間・早朝となる情報が得られた場合には、避難行動がとりやすい時間帯における高齢者等避難等の発令に努めるものとする。

また、土砂災害については立退き避難を基本とするが、そのいとまがない場合については、近隣の堅牢な建物等、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋への退避、その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示する。

なお、高齢者等避難及び避難指示等の発令判断基準は、別に示す「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」による。

参考資料（別冊）　○避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）

第３　避難情報の発令判断基準

避難情報の発令判断は、次の情報等をもとに防災関係機関等と調整の上、総合的に行う。

また、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象台等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

なお、避難情報の発令判断基準については資料編に掲載のとおりである。

種　　別	参考とする情報
気象警報等発表の有無	・レベル３　土砂災害警報 ・土砂キキクル（警戒） ・レベル４　土砂災害危険警報 ・土砂キキクル（危険） ・土砂キキクル（災害切迫） ・レベル５　土砂災害特別警報
土砂災害（特別）警戒区域の指定の有無	・土砂災害危険箇所 ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン） ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
土砂災害の危険度	・土砂災害危険度情報 ・土砂災害危険度判定図（スネークライン） ・地質・植生の状況
前兆現象の有無	・湧水、斜面の崩れ、クラック等の発生 ・落石、流木等の発生 ・地鳴り、山鳴り等の発生

資　料　編　：　土砂災害危険区域等
避難情報の発令判断基準

第９節　風水防活動

風水害等対策編風水害対策計画第３章第９節「風水防活動」に準ずる。

第１０節　応急医療

風水害等対策編風水害対策計画第３章第10節「応急医療」に準ずる。

第１１節　警戒区域の設定及び避難

風水害等対策編風水害対策計画第３章第11節「警戒区域の設定及び避難」に準ずる。

第１２節　交通対策・緊急輸送

風水害等対策編風水害対策計画第３章第12節「交通対策・緊急輸送」に準ずる。

第１３節　生活救援

風水害等対策編風水害対策計画第３章第13節「生活救援」に準ずる。

第１４節　建物対策

風水害等対策編風水害対策計画第３章第14節「建物対策」に準ずる。

第１５節　防疫・清掃・環境

風水害等対策編風水害対策計画第３章第15節「防疫・清掃・環境」に準ずる。

第１６節　要配慮者の対応

風水害等対策編風水害対策計画第３章第16節「要配慮者の対応」に準ずる。

なお、防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地については、資料編に掲載のとおりである。

資　料　編　：　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

第１７節　防災ボランティア活動対策

風水害等対策編風水害対策計画第３章第17節「防災ボランティア活動対策」に準ずる。

第１８節　応急教育対策

風水害等対策編風水害対策計画第３章第18節「応急教育対策」に準ずる。

第１９節　農林漁業対策

風水害等対策編風水害対策計画第３章第19節「農林漁業対策」に準ずる。

第４章　災害復旧計画

第１節　市民生活安定への支援

風水害等対策編風水害対策計画第４章第１節「市民生活安定への支援」に準ずる。

第２節　災害復旧事業の推進

風水害等対策編風水害対策計画第４章第２節「災害復旧事業の推進」に準ずる。

雪害対策計画

第１章　総　　則

第１節　計画の方針

地震災害対策編第１章第１節「計画の方針」を参照のこと。

第２節　雪害対策の実施機関及び責務

雪害に関する予防対策、応急対策等については、必要に応じ次の機関で構成する「千歳市雪害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置することができる。

連絡部の構成機関及び各機関の責務は、次のとおりである。

機　関　名	各　機　関　の　責　務
千歳市、札幌開発建設部千歳道路事務所、陸上自衛隊第７師団・第11普通科連隊、千歳警察署、北海道（石狩振興局)、空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所	1　連絡部の任務は、次のとおりとする。 (1) 雪害に対処するための関係機関相互間の連絡調整及び情報の交換 (2) その他対策上必要な情報の交換 2　連絡部の運営は、構成機関職員のうちから当該機関の長が指名する職員によりこれを行う。

第３節　雪害の概況

地震災害対策編第１章第３節「千歳市の特性及び災害の概況」を参照のこと。

第２章　災害予防計画

第１節　雪害の予防

第１　除雪路線実施区分

除雪路線は、積雪寒冷地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）に基づく指定路線及び非指定路線で、特に交通確保を必要と認める主要路線について次の区分により除雪を実施する。

１　一般国道に係る道路は、札幌開発建設部千歳道路事務所が行う。

２　主要道道及び一般道道で道所管に係る道路は、空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所が行う。

３　市道及び前２号に掲げる道路以外の道路で特に重要な路線は、市が行う。

第２　降雪情報等の把握・周知

１　降雪や雪害に係る情報の収集、伝達等は総務対策部が所掌する。

２　市の定める指定緊急避難場所・指定避難所、防災施設等の防災情報について、市民への周知に努める。

第３　災害応急対策用品の備蓄等

風水害等対策編風水害対策計画第２章第１節「第４　災害応急対策用品の備蓄等」を参照のこと。

第４　市道の交通確保

１　市道等に係る除雪は建設対策部が実施する。

２　除雪は、消防対策、交通量その他の状況を考慮し、都市計画街路、通学路を優先して実施し、常時２車線の確保に努める。

第５　市民除雪助成

町内会等が主体となり除雪作業を実施する場合には、これに必要なトラック等については無償で貸与することができる。

第６　雪害対策連絡会議

石狩振興局雪害対策連絡会議設置要綱（平成24年３月26日施行）に定められた石狩振興局雪害対策連絡会議により、必要な災害情報の収集及び対策を行う。

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策の基本方針

地震災害対策編第３章第１節「災害応急対策の基本方針」に準ずる。

第２節　災害対策本部

風水害等対策編風水害対策計画第３章第２節「災害対策本部」に準ずる。

第３節　災害警戒本部

風水害等対策編風水害対策計画第３章第３節「災害警戒本部」に準ずる。

第４節　気象情報の収集・伝達

第１　気象警報の種類

風水害等対策編風水害対策計画第３章第４節「第１　気象警報の種類」に準ずる。

第２　監視及び警戒

主要路線等の監視及び警戒は次の区分により実施し、道路管理者は、積雪等により危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに市及び防災関係機関等に連絡し、必要な措置を取る。

１　一般国道に係る道路は、札幌開発建設部千歳道路事務所が行う。

２　主要道道及び一般道道で道所管に係る道路は、空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所が行う。

３　市道及び前２号に掲げる道路以外の道路で特に重要な路線は、市が行う。

第３　気象予報等の伝達系統

風水害等対策編風水害対策計画第３章第４節「第３　気象予報等の伝達系統」に準ずる。

第５節　被害情報の収集・伝達

風水害等対策編風水害対策計画第３章第５節「被害情報の収集・伝達」に準ずる。

第６節　災害広報

風水害等対策編風水害対策計画第３章第６節「災害広報」に準ずる。

第７節　応援要請

風水害等対策編風水害対策計画第３章第７節「応援要請」に準ずる。

第８節　避　　難

第１　避難体制

風水害等対策編風水害対策計画第３章第８節「第１　避難体制」に準ずる。

第２　避難情報

雪害により災害が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合の避難は、原則として市民の自主的な行動とするが、大雪や風雪等により緊急避難の必要があると判断されるときは、防災関係機関等と調整のうえ、市長等は避難情報の発令を行い、市民等に避難を促す。

なお、避難が必要な状況が夜間・早朝となる情報が得られた場合には、避難行動がとりやすい時間帯における高齢者等避難等の発令に努めるものとする。

第９節　雪害対策活動

風水害等対策編風水害対策計画第３章第９節「風水防活動」に準ずる。

第１０節　応急医療

風水害等対策編風水害対策計画第３章第10節「応急医療」に準ずる。

第１１節　警戒区域の設定及び避難

風水害等対策編風水害対策計画第３章第11節「警戒区域の設定及び避難」に準ずる。

第１２節　交通対策・緊急輸送

風水害等対策編風水害対策計画第３章第12節「交通対策・緊急輸送」に準ずる。

第１３節　生活救援

風水害等対策編風水害対策計画第３章第13節「生活救援」に準ずる。

第１４節　建物対策

風水害等対策編風水害対策計画第３章第14節「建物対策」に準ずる。

第１５節　防疫・清掃・環境

風水害等対策編風水害対策計画第３章第15節「防疫・清掃・環境」に準ずる。

第１６節　要配慮者の対応

風水害等対策編風水害対策計画第３章第16節「要配慮者の対応」に準ずる。

第１７節　防災ボランティア活動対策

風水害等対策編風水害対策計画第３章第17節「防災ボランティア活動対策」に準ずる。

第１８節　応急教育対策

風水害等対策編風水害対策計画第３章第18節「応急教育対策」に準ずる。

第１９節　農林漁業対策

風水害等対策編風水害対策計画第３章第19節「農林漁業対策」に準ずる。

第４章　災害復旧計画

第１節　市民生活安定への支援

風水害等対策編風水害対策計画第４章第１節「市民生活安定への支援」に準ずる。

第２節　災害復旧事業の推進

風水害等対策編風水害対策計画第４章第２節「災害復旧事業の推進」に準ずる。

融雪災害対策計画

第１章　総　　則

第１節　計画の方針

地震災害対策編第１章第１節「計画の方針」を参照のこと。

第２節　融雪災害対策の実施機関及び責務

本編雪害対策計画第１章第２節「雪害対策の実施機関及び責務」を準用するほか、機関名に札幌開発建設部千歳川河川事務所、王子製紙㈱苫小牧工場を加える。

第３節　融雪災害の概況

地震災害対策編第１章第３節「千歳市の特性及び災害の概況」を参照のこと。

第２章　災害予防計画

第１節　融雪災害の予防

第１　重要水防区域等の警戒

平時において建設部、産業振興部及び消防本部は、融雪出水期における重要水防区域を調査し、関係機関と事前に予防対策をたてるとともに警戒に当たる。

１　河道内の障害物の除去及び堰、水門、樋門等の点検

河川管理者は、なだれ、積雪及び結氷等により、河道が著しく狭められ、被害発生が予想される箇所又は流氷による橋梁の流出を防止するため、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図る。

また、融雪出水前に、堰、水門、樋門その他の河川工作物の整備を行う。

２　ダム等の放流対策

ダム等水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に、管理施設の整備点検を十分行い、ダム等の放流を行う場合は、ダム等の操作規定に基づき、下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び地域住民への情報伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図る。

３　水防資機材の整備、点検等

総務部は、水防活動を迅速かつ効率的に行うため、融雪出水前に水防資器材の整備、点検を実施するとともに、関係機関及び資器材手持業者等とも十分な打合せを行い、資器材の効率的な活用を図る。

また、水道局は融雪出水期に備え公共下水道の整備点検を十分行う。

第２　なだれ等予防対策

１　危険区域のパトロール及び標識の設置

道路管理者は、なだれ発生予想箇所に危険を周知させるための標識を設置し、随時当該地区のパトロールを行う。

２　気象情報の把握

道路管理者は、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関と緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずる。

３　広報活動の実施

道路管理者は、なだれ発生箇所について、地域住民及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用し、広報活動を実施する。

第３　融雪情報等の把握・周知

１　融雪期においては、札幌管区気象台と緊密な連絡をとり、地域内の降雪状況を的確に把握し、低気圧の経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

２　市の定める指定緊急避難場所・指定避難所、防災施設等の防災情報について、市民への周知に努

める。

３　防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努める。

第４　災害応急対策用品の備蓄等

風水害等対策編風水害対策計画第２章第１節「第４　災害応急対策用品の備蓄等」を参照のこと。

第５　交通路の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

第６　河川管理者の協力が必要な事項

風水害対策編風水害対策計画第２章第１節「第６　河川管理者の協力が必要な事項」を参照のこと。

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害応急対策の基本方針

地震災害対策編第３章第１節「災害応急対策の基本方針」に準ずる。

第２節　災害対策本部

風水害等対策編風水害対策計画第３章第２節「災害対策本部」に準ずる。

第３節　災害警戒本部

風水害等対策編風水害対策計画第３章第３節「災害警戒本部」に準ずる。

第４節　気象情報の収集・伝達

第１　気象警報の種類

風水害等対策編風水害対策計画第３章第４節「第１　気象警報の種類」に準ずる。

第２　監視及び警戒

１　常時監視

水防管理者は、巡視責任者を定め担当水防区域内の河川及び土砂災害危険箇所等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求める。

地区別巡視責任者は、次のとおりである。

地区	担当河川等		担当	巡視責任者	監視員の数
	河川	土砂災害危険箇所			
市街地等	千歳川、ママチ川、新ママチ川、勇舞川、嶮淵川、チャシ川、キウス川、チプニー川、オルイカ川、祝梅川、長都川、ユカンボシ川、ゴセン川、カリンバ川、遠浅川、ホカンカニ川、美々川	真町、本町 大和、桂木 蘭越、新星 泉沢	建設対策部	道路管理課長	10人
東千歳	嶮淵川、シーケヌフチ川、幌加川、東丘川、コムカラ川	泉郷、幌加 協和	建設対策部 （市民環境対策部）	道路管理課長 （東部支所長）	(1)
支笏湖	千歳川上流及びその支流河川、シリセツナイ川、オコタンペ川、フレナイ川、ニナル川	支笏湖温泉 美笛、幌美内 モラップ	建設対策部 市民環境対策部 消防対策部	道路管理課長 （支笏湖支所長） （支笏湖温泉出張所長）	(1) (7)

２　非常監視及び警戒

巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は、速やかに当該河川管理者に連絡する等の必要な措置を取る。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は、次のとおりである。

（１）裏法で漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
（２）表法で水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
（３）天端の亀裂又は沈下
（４）堤防の越水状況
（５）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合
（６）橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常
（７）溜池等については⑴から⑹までのほか、次の事項について注意する。
　ア　取入口の閉塞状況
　イ　流域の山崩れの状態
　ウ　流入水並びに浮遊物の状況
　エ　余水吐及び放水路付近の状況
　オ　重ね池の場合の上部溜池の状況
　カ　樋管の漏水による亀裂及び崖崩れ

第３　気象予報等の伝達系統

風水害等対策編風水害対策計画第３章第４節「第３　気象予報等の伝達系統」に準ずる。

第５節　被害情報の収集・伝達

風水害等対策編風水害対策計画第３章第５節「被害情報の収集・伝達」に準ずる。

第６節　災害広報

風水害等対策編風水害対策計画第３章第６節「災害広報」に準ずる。

第７節　応援要請

風水害等対策編風水害対策計画第３章第７節「応援要請」に準ずる。

第８節　避　　難

第１　避難体制

風水害等対策編風水害対策計画第３章第８節「第１　避難体制」に準ずる。

第２　避難情報

融雪により災害が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合の避難は、原則として市民の自主的な行動とするが、なだれ等の融雪災害により緊急避難の必要があると判断されるときは、防災関係機関等と調整のうえ、市長等は避難情報の発令を行い、市民等に避難を促す。

なお、避難が必要な状況が夜間・早朝となる情報が得られた場合には、避難行動がとりやすい時間帯における高齢者等避難等の発令に努めるものとする。

第９節　融雪災害対策活動

風水害等対策編風水害対策計画第３章第９節「風水防活動」に準ずる。

第１０節　応急医療

風水害等対策編風水害対策計画第３章第10節「応急医療」に準ずる。

第１１節　警戒区域の設定及び避難

風水害等対策編風水害対策計画第３章第11節「警戒区域の設定及び避難」に準ずる。

第１２節　交通対策・緊急輸送

風水害等対策編風水害対策計画第３章第12節「交通対策・緊急輸送」に準ずる。

第１３節　生活救援

風水害等対策編風水害対策計画第３章第13節「生活救援」に準ずる。

第１４節　建物対策

風水害等対策編風水害対策計画第３章第14節「建物対策」に準ずる。

第１５節　防疫・清掃・環境

風水害等対策編風水害対策計画第３章第15節「防疫・清掃・環境」に準ずる。

第１６節　要配慮者の対応

風水害等対策編風水害対策計画第３章第16節「要配慮者の対応」に準ずる。

第１７節　防災ボランティア活動対策

風水害等対策編風水害対策計画第３章第17節「防災ボランティア活動対策」に準ずる。

第１８節　応急教育対策

風水害等対策編風水害対策計画第３章第18節「応急教育対策」に準ずる。

第１９節　農林漁業対策

風水害等対策編風水害対策計画第３章第19節「農林漁業対策」に準ずる。

第４章　災害復旧計画

第１節　市民生活安定への支援

風水害等対策編風水害対策計画第４章第１節「市民生活安定への支援」に準ずる。

第２節　災害復旧事業の推進

風水害等対策編風水害対策計画第４章第２節「災害復旧事業の推進」に準ずる。

航空機災害対策編

この編は、過去における航空機の災害事例及び航空機災害に係る研究結果等を参考とし、本市において航空機事故が発生した場合における応急対策について記述するが、航空機災害対策については、この編のほか最大災害を想定した「地震災害対策編」を準用する。

第１章　総　　則

第１節　計画の方針

第１　計画の目的

本計画は、新千歳空港（千歳飛行場を含む。以下、「空港」という。）及び空港周辺における航空機災害に際し、千歳市及び関係機関がとるべき対策について定めるものである。

なお、具体的な方針については、地震災害対策編第１章第１節「計画の方針」を参照するものとする。

第２　対象とする航空機災害

本計画において対象とする航空機災害は、空港及び空港周辺における航空機事故、乱気流等によるインシデント、航空機の爆破及び自衛隊機に搭載された爆弾等火薬の誘爆、航空機及び関連施設等の火災、自然災害による航空機等の損壊、その他の緊急事態等とする。

第２節　航空機災害対策の実施機関及び責務

第１　空港設置管理者等の責務

機　関　名		各　機　関　の　責　務
空港等の設置管理者	国土交通大臣（公共用飛行場）	空港又は航空保安施設が保安上の基準に従って管理されることを確保するため、航空法は、国土交通大臣に当該施設を定期に検査することを義務づけるとともに、当該施設が保安上の基準に従って管理されていないと認めるときは、国土交通大臣は当該施設の設置の許可の取り消し、又は期間を定めて全部若しくは一部の供用の停止を命ずることができることとしている。（航空法第47条第２項、第48条） 保安上の基準については、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第92条において、空港設置基準の維持、点検及び清掃、空港における禁止行為の掲示、立入禁止区域の標識の設置、関係行政機関との連絡設備の設置、業務日誌の備え付け等について定められているが、特に消火救難については、「空港における航空機の火災その他の事故に対処するため必要な消火設備及び救難設備を備え、事故が発生したときは、直ちに必要な措置をとること。」と定められている。 自衛隊の飛行場又は航空保安施設の設置及び管理については、防衛大臣がその基準を定め、航空機による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講ずることが義務づけられており（自衛隊法第107条第５項）、その基準は「飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令」で定められている。なお、自衛隊飛行場については、自衛隊法第107条第１項により、航空法第38条第１項（飛行場又は航空保安施設の設置許可）の規定の適用が除外されているので、航空法第47条第１項の適用はない。
	防衛大臣（共用飛行場）	

空港運営権者	北海道エアポート（株）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律に基づき、国より新千歳空港の運営等に係る公共施設等運営権の設定を受けた公共施設等運営権者として、次の措置を行う。 ① 消火救難設備の整備 ② 救急資材の整備 ③ 連絡体制及び手段の整備 ④ 消防計画の策定 ⑤ 訓練の実施 また、空港には一般の市街地にある建築物と異なったターミナルビルをはじめ、航空機の点検、整備等を行う格納庫、乗員訓練施設、各種のサービス施設、給油施設等多くの防火対象物が存在するが、これらの防火対象物にはそれぞれ消防法第８条が適用され、それぞれの対象物ごとに防火管理者が選任されて防火管理業務が実施されている。 しかし、空港の防火対象物はそれぞれ何らかの関連を保って運営されていること、災害発生に際し空港関係者の協力が必要であることから、空港管理者を中心に総合的防火管理業務を実施することが望ましい。
千歳市	市は、災害対策基本法第５条及び消防組織法第６条の定めるところにより、市の区域における防災・消防体制を十分に果たすべき責任を有しており、航空機災害が発生した場合においては、当該災害の発生場所が空港の内外であるかに関わらず、市の区域内であれば、これに対処しなければならない責任がある。 空港の設置者には、航空法により空港における航空機災害についての保安管理責任が課されており、航空法施行規則には消火救難について「空港等における航空機の火災その他の事故に対処するため必要な消火設備及び救難設備を備え、事故が発生したときは、直ちに必要な措置をとること。」と定められているところであるが、これにより空港所在市の防災責任が免れるわけではない。

第２ 防災機関の責務

機関名	責務
千歳市 ・ 千歳市消防本部	（空港） ・ 地域防災計画に基づく活動 ・ 事故応急対策本部及び現地調整所への要員派遣 ・ 応急対策活動：消火及び救出・救援、負傷者のトリアージ、応急処置、医療機関への搬送 （空港周辺） ・ 地域防災計画に基づく活動 ・ 現地合同事故対策本部の設置 ・ 応急活動（空港に準じた活動）

防 災 関 係 機 関	・ 北海道エアポート株式会社新千歳空港事業所策定の「新千歳空港緊急時対応計画」を参照

第３節 航空機災害の特性

航空機災害の態様は、航空機の種別、搭載燃料、事故の発生形態等によって相違するが、おおむね次のような様相を呈するといわれている。

区 分	航 空 機 災 害 の 主 な 様 相
一般的な火災	① 通常大量の引火性液体燃料を搭載しているため、燃料に着火すれば急激に燃焼拡大し、乗客等が瞬時に危機にひんする。 ② 延焼方向及び延焼速度が風向、風速等の気象状況及び地形に影響されやすい。 ③ 猛烈な濃（黒）煙を伴うが、空気の対流作用が活発に行われ新鮮な空気が流入するので、消防隊員の呼吸は比較的容易である。 ④ 火災後短時間でマグネシウム合金等が燃焼し、外板等の金属部分が容易に溶解する。 ⑤ 燃料タンクが主翼内にあるため、主翼付近が火災の中心となり、流出燃料等により周囲に延焼拡大する。 ⑥ 燃料が多量に流出する場合は、低所に向かって火面が急速に拡大する危険性がある。 ⑦ 燃料タンクに損傷がなく機体の一部が燃焼する場合は、燃焼が比較的緩慢で延焼速度も遅い。
事故発生形態による災害特性	① 垂直角度に近い姿勢で地上に激突した場合は、ほとんど瞬時に爆発又は急激に燃焼拡大するが、火面はほぼ激突部周辺に限定される。 機体主要部は激突位置付近で粉砕され主翼、尾翼、方向舵、扉等は破壊され30～500m（状況によっては、１キロメートル以上）四方に破片となって飛散する。 ② 急角度で地上に激突した場合は、①と同様にほとんど瞬時に爆発又は急激に燃焼拡大し、火面は進行方向に帯状となるが、ときには大火面（２～３箇所）、小火面（20～30箇所）に分散することがある。 機体の破片は進行方向に多数飛散する。 ③ ゆるい角度で地上に激突した場合は、胴体は折れ、主翼はちぎれ、尾翼及び胴体後部は300～800メートル前方に飛散し、火面は瞬時にして大きな帯状となる。
その他の災害特性	自衛隊機においては、搭載されたミサイル等、銃弾及び脱出装置に装備された火薬が誘爆を起こすおそれがある。

第４節 被害想定

第１ 発災場所の想定

近年の定期航空網の整備、小型飛行機及びヘリコプターの普及等を考慮すれば、ほとんどすべての場所で航空機による災害が発生する可能性がある。

しかしながら、航空機の事故の約70%が離着陸時及び地上で発生していることを考えると、発災場

所については空港及び空港周辺に限定し、当市の状況から次のように区分することができる。

１　市街地

２　空港

３　林野

第２　市街地における航空機災害

１　初期状況の設定

航空機の墜落炎上の形態は多種多様であり、また、地上に激突する際の搭載燃料の飛散の状況により市街地の災害の状況も異なるので、その設定は著しく困難であるとされ、初期状況の設定にあたっては、大胆な想定が必要とされている。

２　市街地の状況

航空機災害の特性で述べたように、航空機災害の態様は、航空機の種別、搭載燃料の種類や量、事故の発生形態等によって相違するといわれているが、航空機が垂直角度に近い姿で地上に激突した場合、急角度で地上に激突した場合、ゆるい角度で地上に激突した場合など、が考えられる。

３　延焼拡大範囲及び死傷者数

発災から関係機関による応急活動が開始されるまでの経過時間、延焼速度、消防力及び風向、風速等の自然条件を考慮し、延焼拡大範囲及び死者数を推定する必要があり、延焼拡大方式には数方式があるといわれている。このほか、確率論を用いて延焼拡大範囲を推定する方法が提案されているが、いまだ論議されているところであり、確立されていないことから今後の進展を待たなければならない。

また、死傷者数についても、航空機の乗員数や搭乗者数、市街地の初期状況、延焼速度、避難の速度、関係機関等の対応が考慮されなければならず、これを想定することも現状においては困難である。

第３　空港の航空機災害

１　初期状況の設定

空港の場合には、搭載燃料の流出状況、燃焼の部位及び範囲等の初期状況の設定が考えられる。

２　延焼拡大範囲及び死傷者の想定

経過時間、延焼速度、消防力及び自然的条件を考慮して延焼拡大範囲及び死傷者数を想定しなければならないが、これらをより明確にするには、より多くのデータの集積、確率論の導入等が必要であり、現段階では想定できない状況である。

第４　林野における航空機災害

林野における航空機災害においても、初期状況の設定、延焼拡大範囲及び死傷者の想定は、空港の航空機災害に準ずる。

資　料　編　○航空機災害に関する資料

第２章　航空機災害予防計画

第１節　災害応急対策への備え

第１　情報の収集・連絡体制の整備

１　情報の収集・連絡

大規模な航空機災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に備え、関係機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を構築する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

２　通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空機災害時における通信手段については、第３章第３節第１「災害情報の収集、報告及び伝達系統」によるものとする。

第２　災害応急体制の整備

１　職員の体制

市及び消防機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

２　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化しておくものとする。

市は、「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、周辺市町村の相互応援を迅速かつ確実なものとするために、連携体制の整備に努める。 消防本部は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、周辺の広域消防体制を整えるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第３　捜索、救助、緊急、医療及び消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救助・救急用資器材、消火用資器材、車両等の整備に努めるほか、迅速な医療活動実施のための応急医療及び救護体制を整備する。

第４　航空機災害対処訓練等の実施

大規模な航空機災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努める。

第２節　防災関係機関等の処置すべき業務の大綱

防災機関及び関係機関の処置すべき業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

ただし、空港における航空機災害の場合は、本章第10節「空港における事故」による。

番号	防災関係機関名	防災関係機関の処置すべき業務の大綱
１	千歳市	・負傷者及び遺体の収容 ・遺体の安置 ・各種情報の伝達と市民に対する広報 ・遺族、被災者の宿舎の確保、避難誘導
２	千歳市消防本部	・消火活動 ・人命救助
３	（災害派遣要請） 陸上自衛隊第７師団	・負傷者の収容 ・遺体の収容 ・生存者の救出 ・避難者の誘導、危険区域の警戒
４	（災害派遣要請） 航空自衛隊第２航空団	・生存者の救出 ・負傷者の収容 ・現場の警戒（必要な場合） ・消火活動
５	千歳警察署	・救助、遺体の検死、現場保存 ・搭乗負傷者及び遺体の身元確認 ・危険地域住民の避難誘導 ・交通規制
６	千歳医師会	病院業務
７	千歳歯科医師会	検死・検案
８	新千歳航空測候所	航空気象情報の提供
９	北海道開発局札幌開発建設部 千歳道路事務所	管轄道路計画及び維持管理、災害復旧
１０	北海道開発局札幌開発建設部 千歳川河川事務所	千歳川等の改良、維持、修繕等
１１	北海道開発局札幌開発建設部 千歳空港建設事業所	滑走路、誘導路、エプロン等空港施設の整備
１２	国土交通省東京航空局 新千歳空港事務所	・航空業者の指導 ・航空輸送の調整

１３	第一管区海上保安本部 千歳航空基地	・災害情報の収集 ・被害調査 ・捜索
１４	札幌管区気象台	気象情報の提供
１５	北海道総合通信局	・非常時の通信の確保 ・非常通信の運用・管理
１６	日本郵便株式会社千歳郵便局	郵便の非常取扱
１７	北海道森林管理局 石狩森林管理署	林野火災の予消防
１８	空知総合振興局 札幌建設管理部千歳出張所	・道路災害情報の収集 ・道路、橋梁の応急措置 ・土木建設用材の需給 ・千歳川等の改良、維持、修繕等
１９	石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室（千歳保健所）	・健康被害情報の収集及び把握 ・関係機関等との連絡調整
２０	北海道旅客鉄道㈱千歳駅	避難者等の緊急輸送
２１	北海道旅客鉄道㈱新千歳空港駅	避難者等の緊急輸送
２２	ＮＴＴ東日本㈱北海道事業部	・緊急電話の取扱 ・重要通信の確保
２３	㈱ドコモＣＳ北海道 北海道南支店	・緊急携帯電話の取扱 ・通信の確保
２４	北海道電力ネットワーク㈱ 千歳ネットワークセンター	電力の供給確保
２５	北海道ガス㈱千歳支店	ガスの設備と保安と災害復旧
２６	千歳市教育委員会	・被害児童生徒の救護 ・文教施設の利用確保
２７	千歳市水道局	上水道の災害応急対策、飲料水の確保配給
２８	北海道エアポート㈱ 新千歳空港事業所	・航空業者の指導 ・航空輸送の調整 ・消火救難活動
２９	航空会社	・搭乗負傷者及び遺体の身元確認 ・搭乗遺族に対する連絡調整 ・遺体の安置及び火葬引渡し ・被災者及び遺族らの宿舎の確保
３０	北海道防衛局	外国軍機による災害に係る連絡調整
３１	バス事業者	避難者等の緊急輸送

第３章　航空機災害応急対策計画

第１節　災害応急対策の基本方針

地震災害対策編第３章第１節「災害応急対策の基本方針」に準ずる。

なお､航空機災害対策として行う自力で避難施設に移動することが困難な住民等の搬送については、「航空機災害時における搬送計画」として別に定める。

第２節　災害対策本部

第１　災害対策本部の設置及び廃止

１　災害対策本部の設置

本市域内において航空機事故が発生した場合、これに対処するため、市長は、市地域防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置する。ただし、空港における航空機災害の場合は、本章第１０節「空港における事故」による。

２　災害対策本部の廃止

地震災害対策編第３章第２節第１「２　災害対策本部の廃止」に準ずる。

３　災害対策本部の設置及び廃止の通知

地震災害対策編第３章第２節第１「３　災害対策本部の設置及び廃止の通知」に準ずる。

第２　非常配備体制

１　非常配備体制

千歳市災害対策本部が設置された場合、関係職員は直ちに市地域防災計画に定めるところにより非常配備体制をとるが、休日、勤務時間外において、これらの非常事態が発生した場合及び連絡が途絶した場合は、非常連絡がなくても速やかに登庁し、それぞれの部署につくものとする。

なお、非常配備の基準は、地震災害対策編第３章第２節第２「１　非常配備の基準」に準ずる。

２　各対策部の活動

千歳市災害対策本部の各対策部は、地震災害対策編第３章第２節「災害対策本部」に基づき、それぞれの活動を開始する。特に、消防対策部にあっては、航空機災害は、航空機搭載燃料が周辺に飛散し、大規模災害に発展する危険があり、また、民家及び航空機内には、多数の要救助者がいることも予想されるので、覚知と同時に多くの消防隊の結集によって、人命救助、避難誘導及び火災の延焼防止を図る。

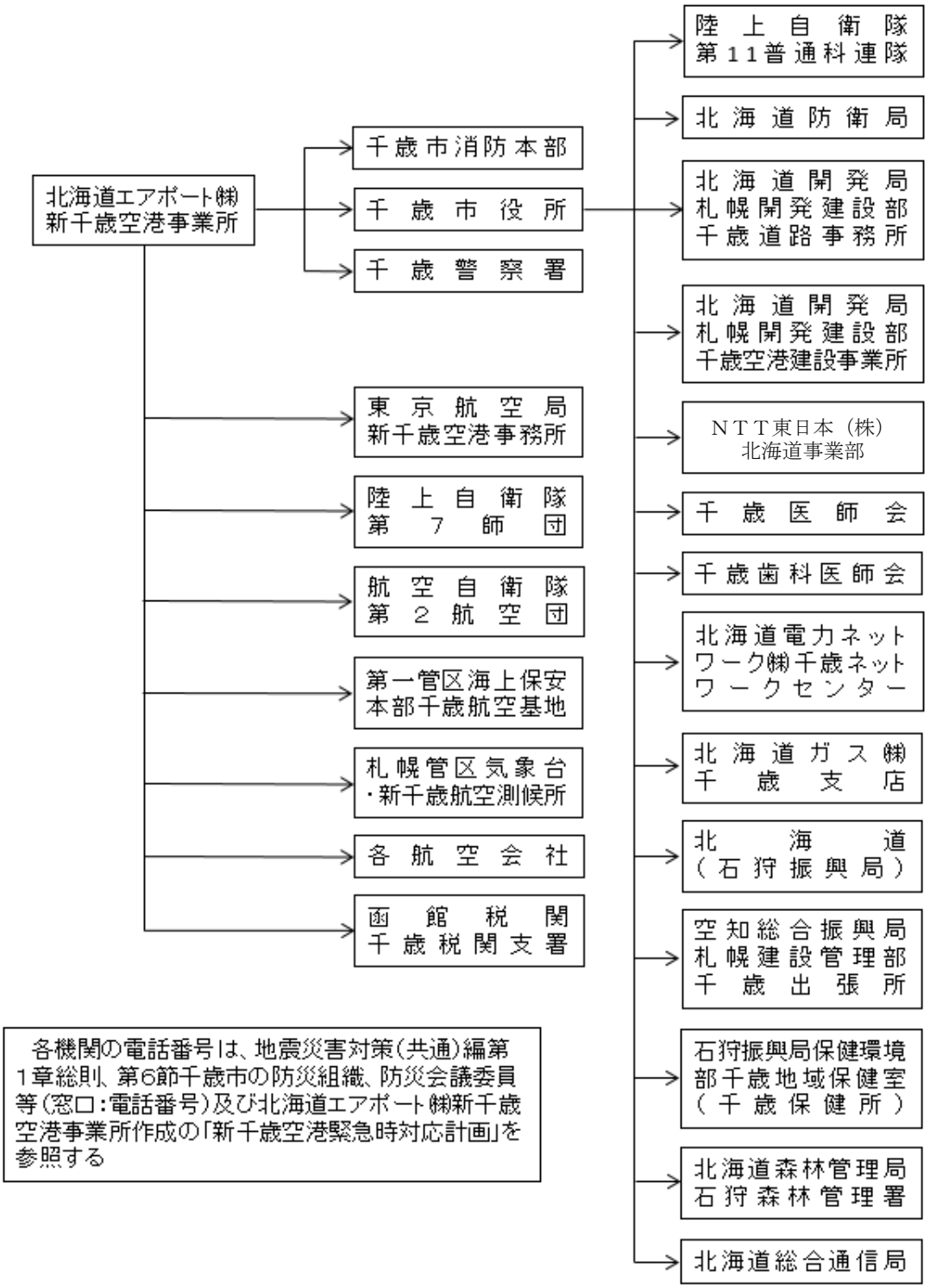
第３節　災害情報の収集及び伝達

第１　災害情報の収集、報告及び伝達系統

災害情報の収集、報告及び伝達系統は、次のとおりとする。

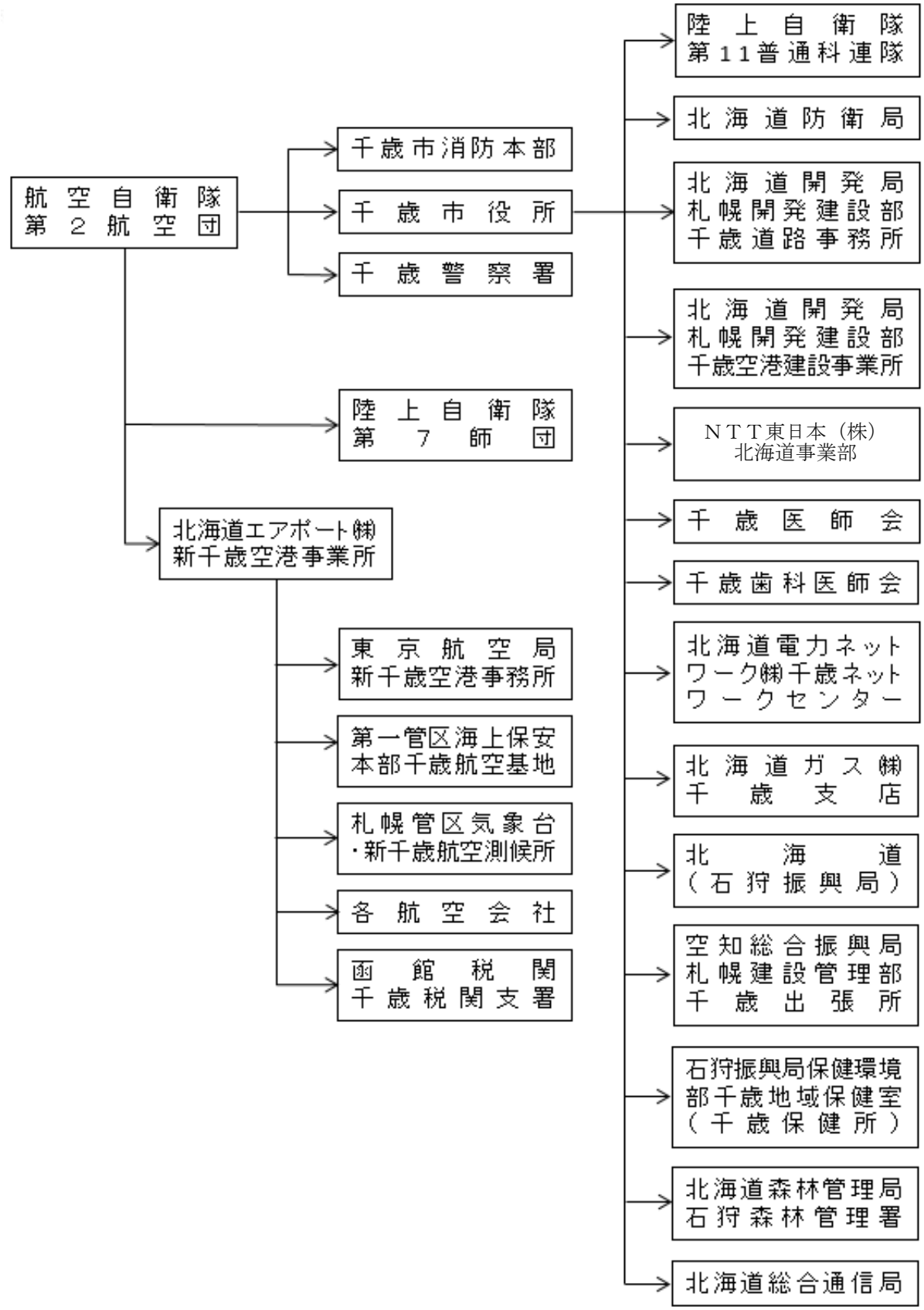
災害情報の収集、報告及び伝達系統

①　航空機災害を北海道エアポート㈱新千歳空港事業所で覚知した場合

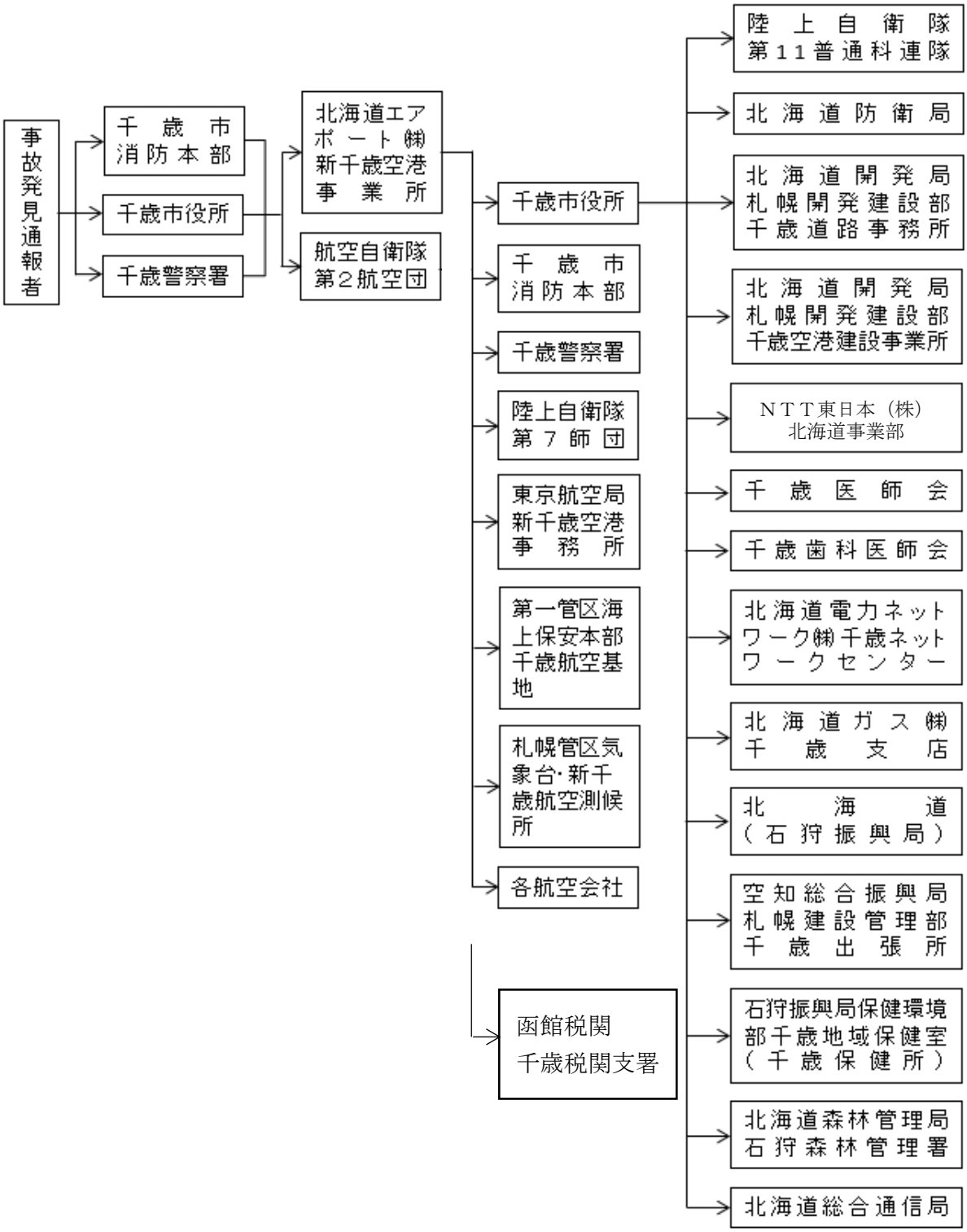


各機関の電話番号は、地震災害対策(共通)編第1章総則、第6節千歳市の防災組織、防災会議委員等(窓口:電話番号)及び北海道エアポート㈱新千歳空港事業所作成の「新千歳空港緊急時対応計画」を参照する

② 航空機災害を第２航空団で覚知した場合



③　航空機災害を住民が発見した場合



第２　広報活動

災害時の混乱と人心の動揺その他の社会不安を防止するための広報活動は、地震災害対策編第３章

第５節「災害広報」により、市災害対策本部その他関係機関がこれにあたる。

第４節　避難対策

航空機災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害により多数の住民が瞬時にして住居を失い、あるいは生命に切迫した危険が予想されることから次により避難対策を実施する。

第１　避難指示の周知徹底

１　周知の方法

地震災害対策編第３章第10節「避難」の定めるところにより行う。

２　避難指示の内容

避難指示者、避難指示の理由、避難地区、避難先、避難経路、その他注意事項

第５節　交通対策

航空機災害時における輸送は、人命、身体の保護に直接関わるものを優先する。なお、具体的には、おおむね次のとおりとする。

第１　輸送力の確保

輸送力確保の優先順位は次のとおりとする。

１　市所有車両等の市有輸送施設

２　市以外の公共機関の輸送施設

３　公共的機関の輸送施設

４　民間輸送施設（営業用）

５　民間輸送施設（自家用）

第２　輸送拠点の確保

避難者の輸送拠点の整備を行う。

１　避難者の輸送拠点の整備（千歳駅２号連絡歩道の拡張整備やバスシェルターの設置など）

２　輸送拠点における災害情報の提供（デジタルサイネージの設置など）

第３　輸送方法

緊急輸送は、原則として自らの機関が所有又は使用する輸送施設等を使用するが、災害の状況を勘案し、他の機関が所有する輸送施設等も活用した方が有効的な場合には、他の機関に要請する。
緊急輸送は、バス、トラック等による。

第６節　警戒区域の設定

市長は、航空機災害が発生し、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

第７節　指揮体制

航空機災害の消火救難活動は、消防署隊、消防団隊、空港消防隊その他多数の部隊によって、短時間、かつ同時に実施されるが、その成否は、各隊がいかに適切に業務を分担し、統制のとれた活動を展開するかにかかっている。統制のある消火救難活動を実施するため、現地対策本部機能を充実し、的確な状況判断のもとに防ぎょ方針を決定する。

第１　現地対策本部長の留意事項

指揮にあたっては、常に全局面の大要を掌握し、人命救助を消防活動の主眼として、状況の推移に応じた防ぎょ方針を決定し、各消防隊が相互に有機的な連携活動が確保されるよう統一的な指揮を行う。

第２　各隊指揮者の留意事項

消防部隊の現場指揮本部長（現場最高指揮者）は、現地対策本部長の指揮の下に、人命救助を主眼として行動し、次の点に留意する。

１　短時間のうちに火災を鎮圧し救助活動を完了するよう、消防隊、救助隊及び救急隊に対して具体的かつ明確に任務を指示する。

２　燃料タンクの引火爆発等による二次的災害の発生防止に配慮する。

３　各機関との連携及び情報共有を密にする。

第８節　市街地における事故

空港周辺のうち市街地での航空機災害については、次により実施する。

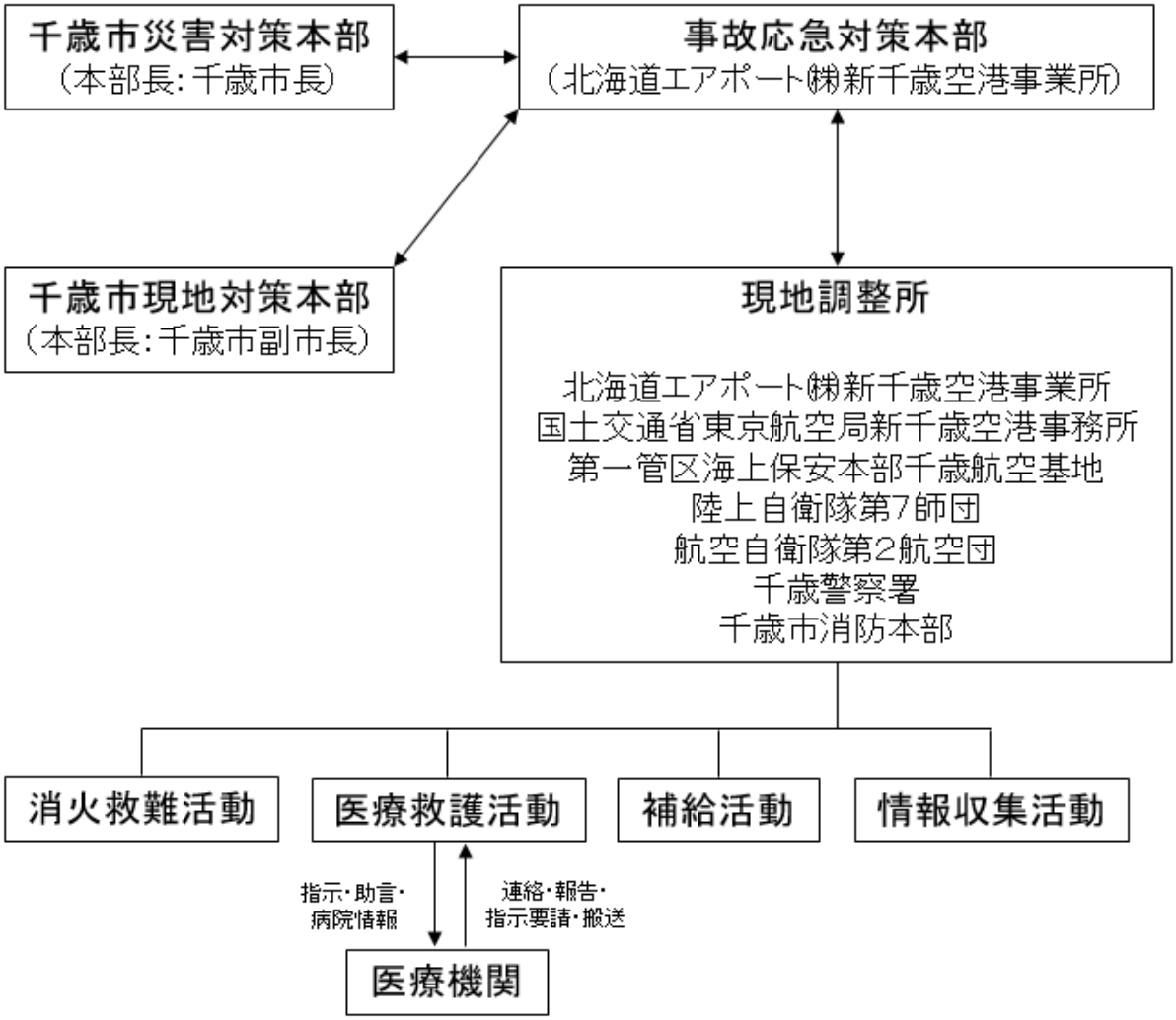
第１　調整官の派遣

千歳市災害対策本部には、防災会議機関及び関係機関からの調整官を置き、消防機関、空港関係機関相互間の情報交換その他を行い、消火、救助及び救急活動その他の応急対策が円滑に行えるようにする。

第２　現地対策本部

千歳市災害対策本部は現地対策本部を設置し、災害対策副本部長を現地対策本部長として、現地各関係機関の指揮官と調整を図り、消火及び搭乗者、被災者の救出救護にあたる。

なお、現地対策本部の組織は、おおむね次のとおりとする。



第３　現場救護所

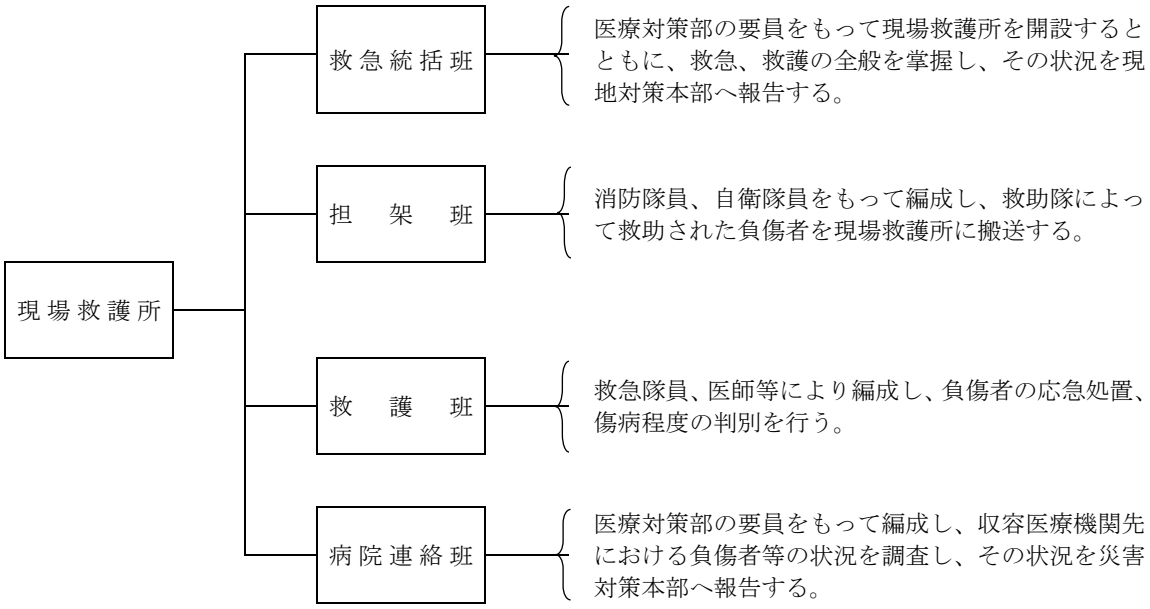
航空機事故により負傷者等が発生した場合は、現地対策本部のもと被災現場から直接医療機関へ搬送することを基本とするが、同時に多数の負傷者等が発生したことにより、現場救護所を設置し、負傷者に対する応急処置、トリアージ等を行うことが必要と、現場対策本部が判断した場合は、医療対策部が主管となり実施する。

１　設置位置

二次的災害の危険がなく、負傷者の搬送、応急処置及び救急搬送に至便な位置とする。

２　組織

現場救護所の組織は、おおむね次のとおりとする。

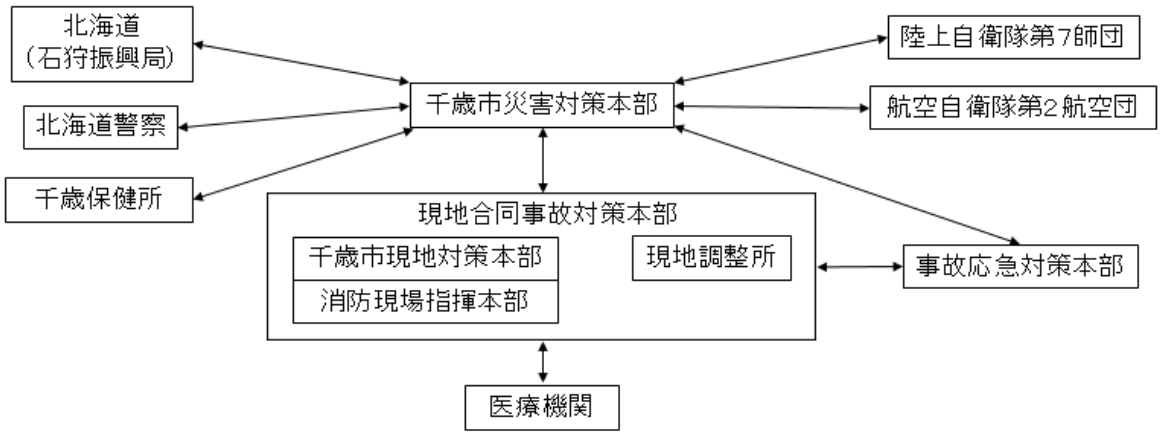


第４　通信網の確保

災害対策本部、現地対策本部には命令等の伝達及び情報の収集を行うため、必要に応じて次の通信網を確保する。

なお、この場合においては、防災行政無線、消防無線、自衛隊無線を利用する。

初動時の関係機関の業務分担は、次により行う。



初動時における関係機関の業務分担

実施項目	作業の名称	実施機関
千歳市災害対策本部における諸活動	現地対策本部及び救護所の設置	千歳市災害対策本部
	負傷者及び遺体の搬送、収容作業	千歳市災害対策本部 陸上自衛隊第７師団 航空自衛隊第２航空団
	避難誘導及び収容施設の確保	千歳市災害対策本部 千歳警察署 陸上自衛隊第７師団
	各種情報の伝達と連絡調整、市民に対する広報	千歳市災害対策本部 北海道（石狩振興局） 千歳警察署
	医療機関との連絡調整	千歳市災害対策本部 石狩振興局保健環境部千歳地域保健室（千歳保健所）
	被災者の避難所の確保及び遺族等の宿舎の確保	千歳市災害対策本部 航空会社
	遺体の安置及び火葬、引渡し作業	千歳市災害対策本部 航空会社
場外救難活動	消火救難及び医療救護活動	千歳市災害対策本部 航空自衛隊第２航空団 陸上自衛隊第７師団 北海道エアポート㈱新千歳空港事業所 千歳医師会
	警戒区域及び事故現場の警備・警戒	千歳警察署 陸上自衛隊第７師団 航空自衛隊第２航空団
	通信網の確保及び通信作業	陸上自衛隊第７師団
病院収容	輸送作業	陸上自衛隊第７師団 航空自衛隊第２航空団 千歳市災害対策本部
	収容作業	千歳市災害対策本部
事故現場統制	統制作業	千歳警察署 航空自衛隊第２航空団 千歳市災害対策本部
交通統制	警備作業	千歳警察署
	交通統制作業	千歳警察署 陸上自衛隊第７師団
遺体の検視	遺体の検視作業	千歳警察署 千歳医師会

第５　初動時の必要とする救助活動

市街地における航空機災害の特徴は、航空機搭載燃料が周辺に飛散し、引火するため、瞬時に大火面が形成され、大規模市街地火災に発展する危険がある。また、民家及び航空機内には、多数の要救助者がいることも予想されるので、覚知と同時に多くの消防部隊を結集して、人命救助を第一義とし対応しなければならない。

１　救助活動

航空機事故が発生し多数の負傷者がある場合は、次により救助活動を実施する。

（１）救急隊は、３名以上をもって編成し、搬送にあたるものとする。

（２）救護班は、担架班により救護所に搬送された負傷者にトリアージ（選別)を行う。トリアージタグの色(傷病程度)に応じて現場救護所内に区分して収容する。なお、トリアージタグに、必要事項を記載する。

（３）現場救護所での応急措置は、災害派遣・医療チーム（ＤＭＡＴ）及び千歳医師会や自衛隊衛生隊の協力を得て傷病程度の重い者から優先して、必要最小限度に行う。このほか、北海道に要請し、北海道医師会の出動により対応する。

（４）負傷者の医療機関への搬送は、重症者、中等症者、軽症者の順に行う。搬送医療機関は、市の指定病院とするが、多数の負傷者が想定されることから、札幌市及び苫小牧市など近隣の災害拠点病院及び医療機関にも要請し収容する。

（５）負傷者の搬送手段は、消防、医療機関、自衛隊などの救急車両のほか、関係機関等が保有するヘリコプターなどの航空機を要請し搬送する。

この場合、札幌市及び苫小牧市等近隣市町などのヘリポートについては、北海道及び当該市町と打合せのうえ収容医療機関に近いところに設定し、待機している救急車により搬送する。

（６）軽症者は、一般医療機関に分散して収容する。

２　遺体の収容と安置

遺体の収容については、医師及び警察官による検視を受けた後、指定する遺体収容所に搬送し、死傷者確認調書により身元の確認を行い、千歳市災害対策本部その他の場所に速やかに掲示し発表する。遺体の取扱いについては、十分に慎重を期すとともに、遺族の応接については遺漏のないよう配意する。

なお、遺体の収容場所は、指定した学校の体育館その他の公共施設を利用する。

３　火葬

一度に多数の火葬を必要とする場合は、北海道及び近隣市町と打合せのうえ、それらの火葬場を使用する。

なお、遺骨の安置については、できる限り寺院等の施設を利用する。

４　死傷者確認調書

千歳市災害対策本部は、死傷者の状況について、別に定める死傷者確認調書により、速やかに関係機関に連絡する。

第６　その他必要とされる災害応急対策

その他必要とされる災害応急対策については、本章各節の定めるところによる。

第９節　山林原野における事故

空港周辺のうち山林、原野で発生する航空機災害については、次により実施する。

１　調整官の派遣

千歳市災害対策本部には、防災会議構成機関及び関係機関のうちから本部長が必要と認める機関から調整官の派遣を要請する。

２　現地対策本部の設置、通信網の確保、初動時における関係機関の業務分担については、本章第８節「市街地における事故」に準ずる。

３　捜索活動

山林、原野における航空機事故は、災害現場の発見が困難な場合が予想される。このような場合には、知事（石狩振興局長）に自衛隊捜索機の派遣を要請し、上空から捜索活動を行うほか、事故発見者等の誘導により、陸上からの捜索活動を行う。

４　初動時の必要とする活動

初動時の救助活動及びその他必要とされる災害応急対策については、空港周辺（市街地）で発生する航空機災害に準ずるものとするが、冬期間の積雪その他の事情により救助隊、消防隊及び救援資機材等の現地への輸送が著しく困難な場合は、知事（石狩振興局長）に自衛隊派遣を要請し、雪上車等による救助活動を実施する。

第10節 空港における事故

空港における航空機災害については、航空自衛隊千歳基地司令と北海道エアポート㈱新千歳空港事業所長の協定によるほか、次に定めるところによる。

空港において航空機事故等の緊急事態が発生した場合は、北海道エアポート株式会社新千歳空港事業所内に事故応急対策本部が設置されるほか、北海道エアポート株式会社新千歳空港事業所が作成する「新千歳空港緊急時対応計画」に基づき、関係機関等の密接な連携により被害の軽減に努める。

第１　千歳市災害対策本部の設置

市長は、空港における航空機災害の規模、内容等により、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、千歳市災害対策本部を設置する。

第２　通信網の確保

千歳市災害対策本部、事故応急対策本部、現場救護所その他関係機関は、必要に応じ通信網を確保する。

第３　千歳市災害対策本部の応急措置

千歳市災害対策本部は、航空機緊急情報及び出動要請に基づき、消火、救助、医療及び収容施設に対する輸送業務を行い、死傷者確認調書の作成並びに通信手段を通じ事故応急対策本部に事故者の身元・病状その他を連絡する。

第４　千歳市災害対策本部の組織及び業務分担

千歳市災害対策本部の組織及び業務分担は、地震災害対策編第３章第２節第１「５　災害対策本部の組織」に準じた組織を編成し、応急対策を実施する。

第５　消防活動

空港における航空機災害の消防活動は、空港消防隊との緊密な連携のもとに、人命救助を最大重点として、次により実施する。

１　制限区域内への進入

（１）あらかじめ指定された緊急ゲートから進入する。

（２）現場調整所又は現場に至る際は、北海道エアポート株式会社新千歳空港事業所の誘導のもと、誘導路及び滑走路等を走行する。

２　消防活動要領

空港における航空機災害の消防活動要領その他は、消防対策部が別に定めるマニュアルにより実施する。

第６　胴体着陸が予知された場合の措置

航空機の胴体着陸が予知された場合は、最悪の事態を想定し、関係機関等と密接な連携のもとに次の事前措置を実施する。

１　事前協議

航空機の種類、乗員、乗客数、燃料搭載量等の情報を収集し、予測される災害及びその対策について協議する。

２　出火抑制対策

滑走路に胴体着陸を行う場合は、滑走路と胴体の摩擦により火花を発し、燃料タンク等から漏洩した燃料に引火して火災となる場合がある。また、プロペラ機の場合は、プロペラが滑走路に接触してエンジンに急激な負荷がかかるため、エンジンが過熱し発火することがあるので、出火抑止措置を行う。

なお、胴体着陸を行う場合、乗客は靴を履いていないことがあるので、救助者は注意する。

第７　遺体の収容と火葬

１　遺体の収容と安置

遺体は、事故現場において医師及び警察官により検視を受け、空港施設の遺体収容所に搬送し、遭難者の確認を行う。

なお、遺体が多い場合は、空港周辺の航空機災害に準ずる。

２　火葬

多数の火葬を必要とする場合は、本章第８節「市街地における事故」に準ずる。

第８　死傷者確認調書の作成その他

死傷者確認調書の作成その他については、本章第８節「市街地における事故」に準ずる。

特殊災害対策編

この編は、林野火災の予防及び対策のほか、原子力災害発生時の避難者受入計画について記述するが、特殊災害対策については、この編のほか最大災害を想定した「地震災害対策編」を準用する。

林野火災対策計画

第１章　総　　則

第１節　計画の方針

この計画は、森林、原野、牧野及び自衛隊演習場等において火災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「林野火災」という。）に、市及び防災関係機関等が情報収集活動、消火活動、救急・救護活動、医療活動等の対策を実施するため、必要な事項を定めるものである。

なお、この計画に定めのない事項については、千歳市地域防災計画地震災害対策(共通)編に基づき運用するものとする。

第２節　林野火災体制の確立

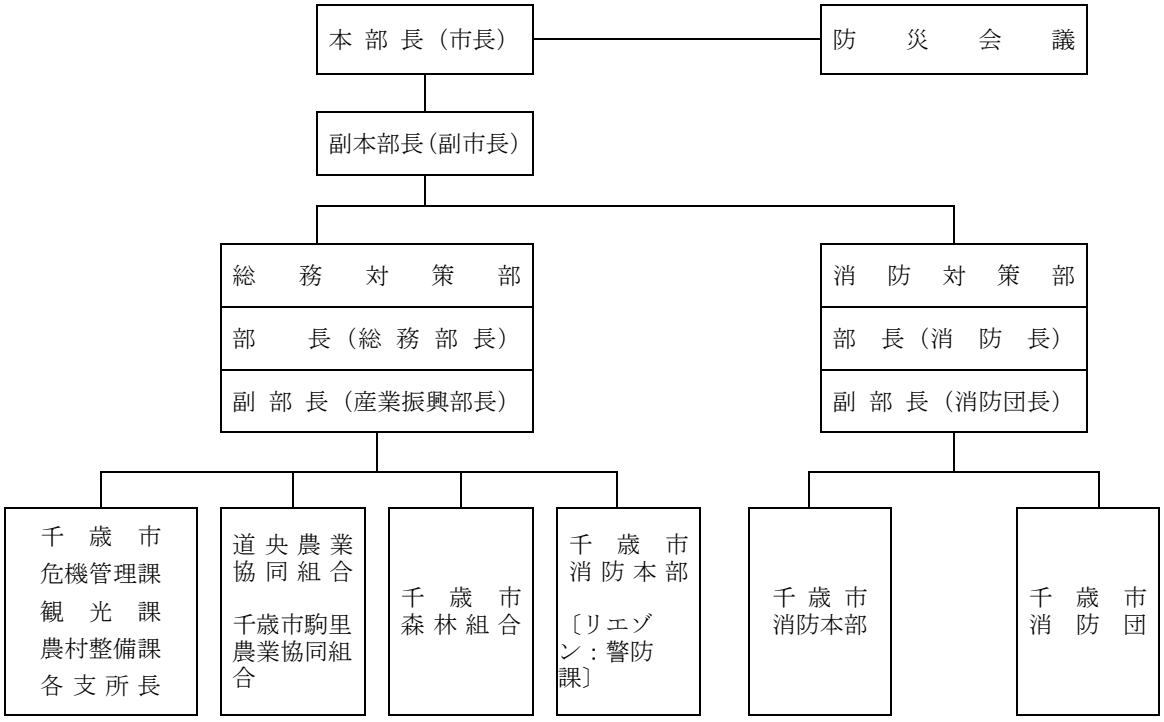
第１　林野火災対策の実施機関

市は、林野火災に強い地域づくりを行うため、林野火災の予消防対策を推進し、防災関係機関等相互の連絡・調整、情報交換、計画の実施及び指導等予消防対策の円滑なる実施を図る。

このため、千歳市林野火災予消防対策本部を組織し、設置することができる。

なお、千歳市林野火災予消防対策本部の概要は、次のとおりである。

千歳市林野火災予消防対策本部



備考　１　総務対策部は、林野火災気象通報その他の情報の収集、伝達及び本部長からの指示事項の周知徹底を図る。

２　消防対策部は、林野火災予消防対策に係る企画、予防広報、巡回巡視及び火気の取締りに係る指導等を行う。

第２　林野火災情報の連絡体制

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、気象予警報を的確に把握し、予防の万全を期するため、次により情報の周知徹底を図る。

１　林野火災気象通報

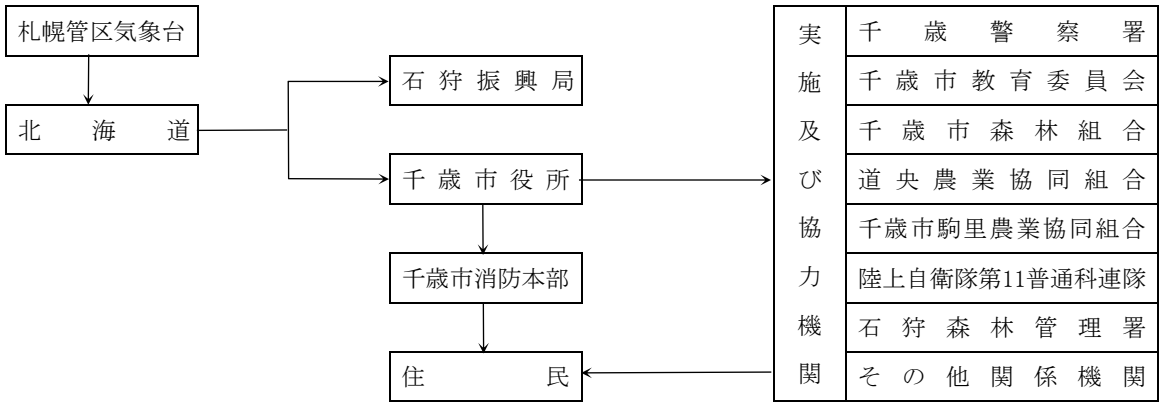
林野火災気象通報は、札幌管区気象台が火災気象通報の一部として行い、発表及び解除をもって行う。

２　林野火災気象通報伝達系統

市長は、北海道（石狩振興局）を経由して林野火災気象通報を受理したときは、次に定める関係機関等へ通報する。

ただし、状況により連絡の必要がないと判断されるときは、連絡先又は情報の全部若しくは一部について連絡を省略できる。

林野火災気象通報伝達系統



３　林野火災警報の発令

林野火災警報は消防法第22条第３項の規定によるものであり、市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況から林野火災の予防上危険であると認められるときは、林野火災警報を発令できる。

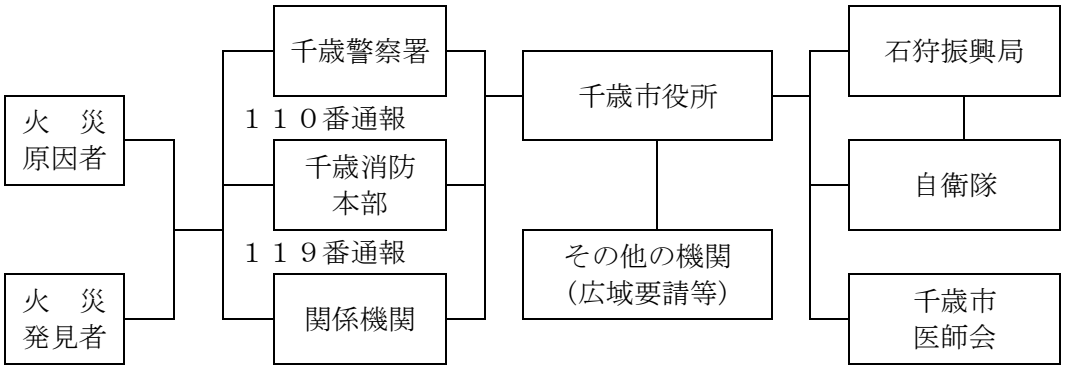
林野火災警報の発令基準は、いずれにも該当する場合とする。ただし、次の気象条件であっても発令しないときがある。

林野火災警報	・発令日前３日間における降水量の合計が１ミリメートル以下の場合であって、発令日前30日間における降水量の合計が30ミリメートル以下であるとき。 ・発令日において強風注意報及び乾燥注意報が発表されているとき。

４　林野火災発生情報の伝達系統

林野火災発生情報は、火災原因者、又は火災発見者が１１０番通報や１１９番通報など、最も早い手段や方法で最寄りの防災関係機関等に対して行う。また、市長は、知り得た林野火災発生情報を防災関係機関等に連絡するほか、必要に応じ広域要請等を行う。

林野火災発生時の情報連絡系統図



第３節　林野火災の概況

地震災害対策（共通）編第１章第３節「千歳市の特性及び災害の概況」を参照のこと。

第２章　災害予防計画

第１節　林野火災に強い地域づくり

第１　林野火災予防の基本方針

林野火災は、気象・地形・水利等の条件が悪いなか、人為的な原因により発生することが多いことから、市は、林野火災に強い地域づくりのため、地域住民等に対する林野火災予防意識の普及啓発、予消防対策期間の設定による予消防対策の推進、森林保全巡視指導員等による巡視、更には、消火活動体制の確立や消火資器材及び消防施設等の整備等を行い、林野火災発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

第２　林野火災予消防対策期間

毎年３月から６月までとし、特に４月下旬から５月末までを「強調期間」とする。

第３　林野火災予消防本部の設置

林野火災の予消防対策を強力に推進するため、林野火災予消防対策実施期間中、第１章第２節に示す「千歳市林野火災予消防対策本部」を設置することができる。

第２節　防災関係機関等との連携

第１　連携体制の整備

市は、平時から防災関係機関等との連絡を密にし、林野火災の予防対策を行うとともに、林野　火災発生時における初動体制の確保や消火、捜索、救急・救助、医療活動など災害応急体制の整備　を行う。

第２　関係機関等の予防対策内容

市及び関係機関は、次により予防対策を講ずる。

区　　分	対　策　内　容
一般入林者対策	登山、ハイキング、山菜採取等の入林者に対する対策として、次の事項を推進する。 ア　タバコ、たき火の不始末による失火については防災意識の啓蒙を図るとともに、掲示板を設置し、啓発する。 イ　入林しようとする者には、承認申請や届出等の入林許可が必要であることを指導し、無許可入林者をなくす。 ウ　林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合、又は気象状況が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

	エ　観光関係者による予防意識の啓発を図る。
火入れ対策	林野火災予消防実施期間中の火入れは極力避けるようにし、できる限り、夏季又は秋季に行うよう指導するとともに、火入れ対策として次の事項を推進する。 ア　火入れ方法の事前指導を行うとともに、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。 イ　火入れをする場合は、必ず火入れ許可をとり、許可附帯条件の遵守を励行させる。 ウ　強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、乾燥注意報、林野火災注意報、若しくは火災警報（林野火災警報を含む）が発令された場合又は火入れの許可の期間中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合には、速やかに火入れを中止させる。 エ　火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
森林所有者対策	森林所有者は、自己の所有林野から失火を防ぐため適切な予消防対策を講ずるとともに、次の事項を実施するよう努める。 ア　自己の所有林野への入林者に対する防火啓発を行う。 イ　巡視員の配置を行う。 ウ　無断入林者に対する指導を行う。 エ　火入れに対する安全対策を行う。
林内事業者対策	林内において事業を営むものは、林野火災予消防対策実施期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予消防対策を講ずる。 ア　林内事業者は、火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。 イ　事業を行う箇所に火気責任者の指定する喫煙所を設置するほか、たき火やごみ焼を行う箇所を設ける。また、必要な標識及び消火設備を備える。 ウ　事業を行う箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図る。 エ　鉱山、道路整備等林内で事業を行う者は、事業区域内より失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予消防措置を講ずる。
自衛隊演習場対策	自衛隊は演習場の火災発生を防止するため、林野火災予消防対策実施期間中、特に次の事項について留意のうえ、適切な予消防対策を講ずる。 ア　演習地に出入りする者に対する防火啓発を行う。 イ　演習地及び近接地における林野火災発見時の連絡系統及び周知方法を確立する。 ウ　危険区域の標示を行う。 エ　防火線の設定を行う。 オ　巡視員の配置を行う。
森林愛護組合の協力	森林愛護組合は、市及び消防機関における林野火災の予消防活動への協力に努める。
北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者	北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は、林野火災の発生を防止するため、必要により注意喚起等を行う。また、車両通行中に林野火災を発見した場合は、可能な限りの手段を講じ、消防機関等に連絡するとともに、路線火災の初期消火及び延焼防止活動への協力に努める

第３章　災害応急対策計画

第１節　林野火災発生時の警戒体制

第１　林野火災警戒体制

市は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、市条例に基づく林野火災注意報のほか、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第22条第３項の規定に基づく火災に関する警報のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報を発することができる。

火災警報の発令など林野火災発生のおそれがあるとき、あるいは林野火災が発生したときは、被害情報の収集・整理、及び巡視・警戒等の対応を行うため、林野火災警戒本部体制をとる。

また、火災の延焼や人命への影響など相当な被害が予想される場合は、必要により林野火災対策本部を設置し、対応を行う。

第２　林野火災警戒体制等の組織

林野火災警戒体制及び林野火災対策本部の組織及び活動内容等は、地震災害対策（共通）編第３章第２節「災害対策本部」及び第３節「災害警戒本部」を参照のこと。

第２節　林野火災発生時の情報収集・連絡体制

第１　情報収集・連絡体制

市及び防災関係機関等は、林野火災発生の通報等により被害状況等を把握した場合、収集した被害情報等を相互に連絡する。

また、市は、市域内における林野火災の発生状況等を速やかに北海道(石狩振興局)に報告する

なお、林野火災発生時の情報連絡系統は、第１章第２節「林野火災発生時の情報連絡系統図」のとおりである。

第２　通信手段の確保

市及び防災関係機関等が行う予報、警報及び情報収集伝達、並びにその他林野火災応急対策に必要な指示・命令等は、千歳市防災行政無線、北海道総合行政情報ネットワーク、電話、無線通信等により速やかに行う。

この際、特に林野火災発生地域住民や延焼のおそれのある地域住民への通信手段の確保に留意する。

第３節　林野火災発生時の消防対策

第１　林野火災消防対策

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるので､市は平時から林野火災に即応する体制の強化を図り､ジェットシューター等の消火資器材及び空中消火用薬剤の備蓄に努める。

１　消防活動

千歳市消防本部は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、火災の規模、火勢の状況等を判断しつつ、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。地上消火にあたっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

また、長時間活動における熱中症対策や疲労管理にも配慮するものとする。この際、林野火災防ぎょ図の活用、適切な消火部隊の配置等により、効果的な消火を行う。

２　避難措置

市は、人命の安全を確保するため、地震災害対策(共通)編第３章第10節「避難」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

この際、また市町村は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

３　自衛隊派遣要請

市は、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、知事に対し地震災害対策（共通）編第３章第６節「第２　自衛隊の派遣要請」の定めにより、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

４　広域応援

市及び千歳市消防本部は、災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、地震災害対策（共通）編第３章第６節「第３　応援協定等に基づく要請」に準じ、他の消防機関、他の市町村へ応援を要請する。

５　救急・救護活動

市及び千歳市消防本部は、林野火災発生時の救急・救護活動においては、地震災害対策(共通)編第３章第９節「応急医療と救護」の定めるところにより必要な救急・救護措置を実施する。

原子力災害避難者受入計画

第１章　総　　則

第１節　避難者受入の基本方針

第１　避難者受入の基本方針

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、原子力事業者となる北海道電力株式会社が設置する泊発電所における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生じる災害（以下「原子力災害」という。）が想定される。

原子力規制委員会は、原子力災害対策指針により、泊発電所周辺において、「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」の範囲として、泊発電所を中心として、半径５キロメートル以内の区域を「即時避難地域（ＰＡＺ：Precautionary　Action　Zone)」に、半径３０キロメートル以内の区域を「緊急防護措置準備区域（ＵＰＺ：Urgent　Protective　action　planning　Zone)」に指定している。

また、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）において、市町村地域防災計画（原子力防災計画編）を作成すべき市町村（以下「関係町村」という。）として、ＰＡＺ圏内の泊村、共和町、岩内町及びＵＰＺ圏内の神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村が指定されている。

さらに、北海道は、隣接する後志、胆振、石狩及び渡島振興局管内の自治体等（旅館・ホテル等を含む。）に対し、原子力災害発生時において関係町村の広域避難受入協力を要請することとし、市に対しては、「緊急防護措置準備区域（ＵＰＺ)」内に所在する倶知安町から避難する住民等（避難者）の受け入れを要請することとしている。

このことから、市は、原子力災害発生時において、北海道から倶知安町の広域避難受入協力の要請があった場合「原子力災害被災者受入支援本部」を設置し、各対策部及び関係機関等が連携して、避難者のスムーズな受け入れと避難者支援等を実施する。

第２　原子力災害対策重点地域

泊発電所における原子力災害事故発生時において、予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）及び緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）として示されている原子力災害対策重点地域は、次のとおりである。

また、これら原子力災害対策重点地域の住民等（避難者）の受け入れについて、北海道から要請を受けている自治体は、原子力災害対策重点地域に隣接する後志、胆振、石狩及び渡島管内の２３自治体である。

北海道の原子力災害対策重点地域



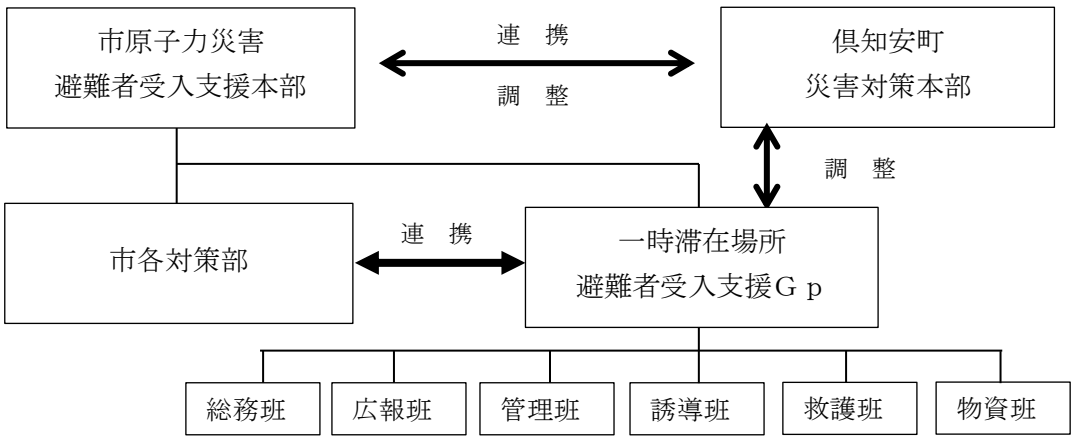
第２節　避難者受入体制の確立

第１　避難者受入支援本部の設置・廃止

原子力災害被災者受入支援本部の組織、構成は、地震災害対策（共通）編第３章災害応急対策計画第２節災害対策本部に準ずるものとし、廃止及び設置は市長が必要と認めたときとする。

第２　一時滞在場所の避難者受入支援の体制

一時滞在場所は、倶知安町の住民が、避難所（旅館・ホテル等）に避難するまでの間、一時的に滞在（宿泊）する場所として必要と判断される場合に設置するものであり、公共施設を一時滞在場所として指定し、避難者受入支援体制を整備する。



第２章　災害予防計画

第１節　倶知安町住民等の避難

第１　緊急事態発生時の避難基準

泊発電所において事故が発生し、大量の放射性物質が放出されるおそれがある場合、国は緊急事態の初期対応段階を「警戒事態（ＥＡＬ（ＡＬ））」、「施設敷地緊急事態（ＥＡＬ（ＳＥ））」、「全面緊急事態（ＥＡＬ（ＧＥ））」の三つに区分し、各区分に応じた防護措置（住民避難）を実施する。

緊急事態区分	防護措置準備地域住民の行動	
	ＰＡＺ（～５ｋｍ）圏内	ＵＰＺ（５～３０ｋｍ）圏内
警　戒　事　態 （ＥＡＬ（ＡＬ））	「施設敷地緊急事態要避難者」の避難準備	
施設敷地緊急事態 （ＥＡＬ（ＳＥ））	・「施設敷地緊急事態要避難者」の避難実施 ・住民の避難準備	住民の屋内退避準備
全面緊急事態 （ＥＡＬ（ＧＥ））	・住民の避難実施 ・安定ヨウ素剤の服用	・住民の屋内避難実施 プラントの状況悪化に応じて段階的に実施 ・住民の避難実施 ・安定ヨウ素剤の服用

第２　倶知安町の避難予定住民等

原子力災害時における倶知安町の住民避難は、当市のほか苫小牧市、登別市、室蘭市、伊達市が受入支援を行うこととしている。

なお、当市への避難予定住民等は、次のとおりである。

当市への避難予定数及び移動手段等

（令和７年３月３１日現在）

関 係 町 村	市への避難数・手段		市への避難予定住民数
倶知安町住民数 １５，４７４人	避難予定者数 （うち、要配慮者）		３，６８１名 （１，１９２名）
	移動手段	自家用車	１，２６４台
		バ　ス	１５台
		寝台車	１５台
		車いす車	３１台

第３　避難住民の避難行動

倶知安町の避難者は、原子力災害対策指針に基づくＯＩＬ（運用上の介入レベル）の基準により、国から避難所等の指示があった場合などに発せられる倶知安町からの指示に従い、避難等を行う。

この際、避難者は、原則、道が設置する救護所において避難退域時検査を行った後に、市の一時滞在場所に避難するものとする。

第２節　避難所等の確保

第１　避難者受入のための一時滞在場所の確保

市は、北海道の要請に基づき、倶知安町の避難者受入のために必要な一時滞在場所の確保に協力する。

一時滞在場所は、倶知安町の住民が、避難所（旅館・ホテル等）に避難するまでの間必要と判断される場合に一時的に滞在する場所であり、市は公共施設を一時滞在場所として確保する。

第２　避難者受入のための避難所確保の協力

倶知安町の避難者受入のための避難所は、避難の長期化を想定し確保することとなることから、生活環境が良好であることが望ましく、特にプライバシーを確保できることや、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等）に配慮することなどから、旅館・ホテル等を避難所として確保するものであり、基本的には、倶知安町が旅館・ホテル等と避難に関する協定を締結することとしている。

市は、倶知安町の協定締結に必要な情報提供や仲介などを行うなど、避難所確保に協力する。

第３章　災害応急対策計画

第１節　避難者受入対策の基本方針

第１　避難者受入の基本方針

市は、泊発電所において事故が発生し、若しくは発生するおそれがあり、倶知安町の避難が予測される場合、災害情報の収集や避難者の受け入れ等を整斉・円滑に行うため、防災関係機関等や事業者等及び市民の協力を得て、原子力災害避難者受入支援本部を設置し、避難住民等の受入や避難者支援等を実施する。

第２　北海道及び関係町村等との連絡体制

警戒事態発生情報及び施設敷地緊急事態発生情報等の連絡は、北海道（危機対策局原子力安全対策課及び石狩振興局）より、市に対して電子メールで送信されるほか、倶知安町から住民等の避難に係る情報提供や一時滞在場所の開設依頼等について連絡がある。

第２節　避難者の受入・支援

第１　一時滞在場所の開設準備

市は、北海道（石狩振興局経由）から「施設敷地緊急事態発生情報」の連絡を受けた場合は、一時滞在場所の開設に必要な要員を招集し、「一時滞在場所支援Ｇｐ」を編成するとともに、公共施設の施設管理者等に対して一時滞在場所の開設等に対する協力を依頼する。

第２　一時滞在場所の開設

市は、倶知安町から一時滞在場所の開設依頼があった場合、倶知安町との連携を図り、避難時期、避難住民数（避難行動要支援者数）、避難経路、避難手段等について確認し、一時滞在場所の開設を行う。

第３　避難者の受入・支援

原子力災害避難者の受入、支援の内容、担当及び支援の概要は、別に定める「原子力災害時における避難者受入に関するマニュアル」による。

なお、具体的な内容については、倶知安町と調整し、柔軟に対応するものとする。

第４　感染症対策

感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、北海道が定める「感染流行下での原子力災害発生時における対応指針」に基づき、北海道及び倶知安町と連携して感染対策を講ずるものとする。

支援の種類	担　　当	支援の概要	備　考
一時滞在場所の確保 避難所の確保	企画対策部 市民環境対策部 保健福祉対策部 産業振興対策部 観光対策部 教育対策部	・一時滞在場所となる施設管理者との調整、避難者の受入、誘導、一時滞在場所の開設・運営及び避難者の生活支援等を行う。 ・北海道及び倶知安町が締結している市域内関係事業者と連携し、受入可能（空き部屋）状況等を把握する ・上記に関し、関係町村（倶知安町）担当者と連絡・調整を行う。	関係事業者：旅館ホテル事業者
生活相談	市民環境対策部	避難者のため、市役所に臨時の相談窓口を開設し、各種相談業務を行う。	
相談待機所の提供	保健福祉対策部	避難者が住宅等に入居するまでの間、公共施設等を活用し、相談のため一時的に滞在できる施設を提供する。	
住宅の提供・紹介	建設対策部	避難者が生活するための住宅を関係機関等と調整し、提供または紹介を行う。	
被災地患者の受入	医療対策部 消防対策部	被災地において受傷した重症患者や人工透析患者等を関係機関と連携を図り、可能な限り受け入れを行う。	関係機関:北海道、千歳医師会
生活支援金、義援金の支給	保健福祉対策部	避難者への生活支援金の支給（支給及び内容については別途決定する）及び日本赤十字社等からの義援金の支給を行う。	
職業の紹介	産業振興対策部	公共職業安定所と連携を図り、必要により、災害で職を失った避難者に対して、職業の紹介及び情報提供を行う。	
各種情報の提供	企画対策部	避難者に対し、各種情報の提供を行う。	
その他必要な支援	総務対策部	その他、避難者に対する必要な支援（内容等調整し担当対策部が実施する）	

第５　倶知安町への引き継ぎ

市は、一時滞在場所の受入、運営体制等が整い、倶知安町が一時滞在場所での業務体制を完了した段階で、避難住民の受入事務等に係る業務を倶知安町に引き継ぐものとする。

なお、避難者が避難所（旅館･ホテル）に移動完了するまでの間は一時滞在場所における支援を継続するものとする。

資　　料　　編

防災機関の組織等

○　千歳市災害対策本部編成及び所掌事務

部 （部長）	班 （◎：班　長）	所　掌　事　務	編　成
本　部　事　務　局		総務部長、次長、参事・参事補、班長・班員（総括班、総務班、情報班、職員班、広報広聴班）	
総務対策部 部長（総務部長） 副部長（総務部次長、会計管理者）	総　括　班 （◎危機管理課長、総務部参事）	1　地震・火山・気象情報の収集整理に関すること。 2　災害警戒本部及び災害対策本部の設置・廃止・移行並びに運営に関すること。 3　応急対策会議、対策部長会議及び対策本部会議の開催、運営に関すること。 4　国・北海道等の防災関係機関及び防災協力・協定団体等との連絡調整及び支援要請に関すること。 5　自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。 6　災害の分析及び対策案の決定､実行に関すること。 7　本部長の指揮命令の伝達に関すること。 8　各対策部との連絡調整に関すること。 9　警戒区域の設定及び避難情報に関すること。 10　災害に係る国・北海道への報告（各部の総括）に関すること。	危機管理課員
	総　務　班 （総務課長）	1　総務対策部の庶務に関すること。 2　災害対策本部運営の補助に関すること。 3　所管施設等の被害状況の把握に関すること。 4　市有車両の運用・管理に関すること。 5　応急救助、復旧対策の調整に関すること。 6　災害情報、被害状況の報告及び公表の補助に関すること。 7　警戒区域の立ち入り許可に関すること。 8　災害救助法の適用手続きに関すること。	総務課員
	情　報　班 （行政管理課長）	1　災害情報、被害状況等の取りまとめ及び報告並びに公表の統制・調整に関すること。 2　災害及び被害の状況把握及び記録（掲示を含む。）に関すること。 3　各対策部及び防災関係機関等の行動の把握及び記録（掲示を含む。）に関すること。 4　各対策部及び防災関係機関等との情報共有のための連絡調整に関すること。 5　情報インフラの復旧に関すること。 6　電算機等への対応に関すること。	行政管理課員､税務課員、納税課員、主幹付職員（働き方改革推進担当）

	職　員　班 （◎職員課長、主幹（職員健康管理担当））	1　職員の安否及び被害情報に関すること。 2　登庁職員の把握（登庁時における経路等被害状況の取りまとめを含む。）に関すること。 3　職員の動員、配置及びその調整並びに動員記録に関すること。 4　出動職員の公務災害補償に関すること。 5　職員に対する災害被服等の貸与及び食糧の供与に関すること。	職員課員
	財　政　班 （◎契約管財課長、財政課長、会計課長）	1　災害に係る予算及び財政に関すること。 2　災害に係る経費の支出等行為及び経理等の事務に関すること。 3　普通財産の被害状況の取りまとめに関すること。 4　財務に関する北海道との調整に関すること。 5　災害義援金の受付・受理に関すること。	契約管財課員、財政課員、会計課員
	調　査　班 （◎税務課長、納税課長）	1　被災状況の調査及び報告に関すること。 2　災害救助法適用に必要な災害調査に関すること。 3　被災世帯名簿の作成に関すること。 4　罹災証明に関すること。	税務課員、納税課員、
企画対策部 部長（企画部長） 部長代理（議会事務局長） 副部長（企画部次長、次世代半導体拠点推進室次長、議会事務局次長）	企　画　班 （◎企画課長、主幹（総合計画等担当）、交通政策課長）	1　企画対策部の庶務に関すること。 2　避難用車両及び資器材等の所要見積りと状況把握並びに総務対策部への報告に関すること。 3　各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。	企画課員、主幹付職員（総合計画等担当）、交通政策課員
	避　難　班 （◎まちづくり推進課長、空港政策課長、主幹（空港開港100年記念担当）、基地政策課長、参事、主幹（アイヌ政策推進担当）、公立大学政策課長、主幹（新土地利用調整担当）、主幹（新工業団地開発担当）、次世代半導体拠点推進室総務課長、議会事務局議事課長）	1　避難の指示その他の広報に関すること。 2　被災者の避難誘導に関すること。 3　被災地及び避難所の警備に関すること。 4　被災者の避難状況の記録及び報告に関すること。 5　被災者の輸送に関すること。	まちづくり推進課員、空港政策課員、主幹付職員（空港開港100年記念担当）、基地政策課員、公立大学政策課員、主幹付職員（新土地利用調整担当）、主幹付職員（新工業団地開発担当）、企業誘致課員、次世代半導体拠点推進室総務課員、次世代半導体拠点推進室事業推進課員

			、議会事務局総務課員、議会事務局議事課員
	広報広聴班 （広報広聴課長）	1　災害記録の作成及び写真・ビデオ等災害映像の収録に関すること。 2　報道機関・防災関係機関への発表・要請及び各報道機関からの取材活動に関すること。 3　記者会見に関すること。 4　災害情報等の発表、並びに各対策部及び関係機関への周知(掲示を含む。）に関すること。 5　災害広報紙の作成・配布に関すること。 6　被災地及び避難所等における広報・広聴活動に関すること。	広報広聴課員
	秘書班 （秘書課長）	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　災害視察者・見舞者等の応接に関すること。	秘書課員
	復興都市計画班 (◎まちづくり推進課長、主幹（新土地利用調整担当)、主幹（新工業団地開発担当）)	1　復興のための都市計画に関すること。 2　建築制限の区域設定に関すること。 3　被災宅地の危険度判定に関すること。	まちづくり推進課員、主幹付職員（新土地利用調整担当)、主幹付職員（新工業団地開発担当）
市民環境対策部 部長（市民環境部長） 副部長（市民環境部次長、環境推進室長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長）	市民生活班 (◎市民生活課長、戸籍住民課長、国保医療課長、ゼロカーボン推進課長)	1　市民環境対策部の庶務に関すること。 2　市民環境対策部用車両及び資器材等の所要見積り状況把握と、総務対策部に報告すること。 3　各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。 4　災害救援活動を行う自主防災組織の活動について、千歳市町内会連合会との調整に関すること。 5　公共施設に関すること。 6　災害時における備蓄品・調達品の管理・配分に関すること。 7　災害時の物価等の抑制に関すること。 8　災害相談窓口の設置に関すること。 9　所管施設等の被害状況の把握に関すること。 10　救援物資の受入れ・整理・保管等に関すること。	市民生活課員、戸籍住民課員、 国保医療課員、ゼロカーボン推進課員
	食糧供給班 （国保医療課長）	被災者、救援活動協力者及び職員の食糧の供給、搬送に関すること。	国保医療課員

	環境衛生班 （◎環境課長、市民生活課長）	1　災害時における環境保全に関すること。 2　災害時における公害調査及び公害情報の収集に関すること。 3　遺体の火葬に関すること。 4　被災地の防疫活動に関すること。	市民生活課員、環境課員
	清掃班 （廃棄物業務課長）	1　災害時における廃棄物の処理に関すること。 2　被災地域のし尿汲み取り計画及び委託業者との連絡調整に関すること。	廃棄物業務課員
	清掃計画班 （廃棄物施設課長）	廃棄物処理施設その他所管施設の被害調査及び災害復旧に関すること。	廃棄物施設課員
	支所班 （◎向陽台支所長、東部支所長、支笏湖支所長、選挙管理委員会選挙課長、監査事務局監査課長、監査事務局主幹（技術担当））	1　各支所における現地対策本部など活動拠点の開設・運営及び市民対応に関すること。 2　地域の情報収集及び伝達に関すること。 3　所管施設等の被害状況の把握・記録作成に関すること。 4　地域の防災関係機関及び防災協力協定団体等との連絡調整に関すること。 5　各対策部との連絡調整に関すること。	各支所員、選挙管理委員会選挙課員、監査事務局監査課員
保健福祉対策部 部長（保健福祉部長） 部長代理（こども福祉部長、総合保健センター長） 副部長（保健福祉部次長、こども福祉部次長、こども福祉部統括調整官）	救援班 （◎福祉課長、保護課長、高齢者支援課長、障がい者支援課長、主幹（基幹相談支援担当）、こども政策課長、こども家庭課長、児童施設課長（兼務：子育て総合支援センター長）、認定こども園つばさ園長、認定こども園ひまわり園長、児童発達支援センター長）	1　保健福祉対策部の庶務に関すること。 2　保健福祉対策部用車両及び資器材等の所要見積り状況把握と、総務対策部に報告すること。 3　各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。 4　避難所の開設・運営、被災者の援護及び保健衛生に関すること。 5　避難所における食糧、物資の管理及び配分に関すること。 6　救援活動の記録に関すること。 7　遺体の収容、処理、埋葬に関すること。 8　応急仮設住宅への被災者の入居及び仮設住宅に関すること。 9　社会福祉協議会に設置される災害ボランティアセンターとの調整に関すること。	福祉課員、保護課員、高齢者支援課員、障がい者支援課員、こども政策課員、こども家庭課員、児童施設課員、子育て総合支援センター員、認定こども園つばさ園員、認定こども園ひまわり園員、児童発達支援センター員

	保　健　班 （◎健康づくり課長、母子保健課長、市民健康課長）	1　被災者の防疫に関すること。 2　疫学検査に関すること。 3　医師会、歯科医師会その他医療機関に対する応援要請に関すること。 4　医療資器材の確保に関すること。 5　所管施設等の被害状況の把握に関すること。	健康づくり課員、母子保健課員、市民健康課員、救急医療課員
産業振興対策部 部長（産業振興部長） 副部長（産業振興部次長、産業支援室長、農業委員会事務局長）	商　工　班 （◎商業労働課長、公設卸売市場長、企業振興課長）	1　産業振興対策部の庶務に関すること。 2　産業振興対策部用車両及び資器材等の所要見積り状況把握と、総務対策部に報告すること。 3　各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。 4　食糧、生活必需品（備蓄品、救援物資、供給品）の確保に関すること。 5　災害時における労務の供給計画に関すること。 6　被災商工業者の金融措置その他復旧対策に関すること。 7　市内商工業者等との連絡調整に関すること。	商業労働課員、公設卸売市場員、企業振興課員
	農　林　班 （◎農業振興課長、農村整備課長、農業委員会管理課長）	1　農用地及び農林作物の被害調査及び復旧対策に関すること。 2　被災農家の援護対策に関すること。 3　被災家畜に関すること。 4　種苗及び家畜飼料の確保に関すること。 5　救農事業に関すること。 6　排水機場に関すること。 7　林野災害に係る被害調査及び復旧対策に関すること。 8　所管施設等の被害調査及び復旧対策に関すること。	農業振興課員、農村整備課員、農業委員会管理課員
観光対策部 部長（観光スポーツ部長） 副部長（観光スポーツ部次長）	観　光　班 （◎交流推進課長、観光課長、主幹（観光施策調整担当）、スポーツ振興課長）	1　観光対策部の庶務に関すること。 2　観光対策部用車両及び資器材等の所要見積り状況把握と、総務対策部に報告すること。 3　各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。 4　観光水産施設、スポーツ施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 5　市内観光施設・ホテル等の観光事業者等との連絡調整及び観光客等の対応に関すること。 6　観光客等帰宅困難者の相談窓口の設置に関すること。 7　通訳スタッフの確保に関すること。	交流推進課員、観光課員、スポーツ振興課員

建設対策部 部長（建設部長） 副部長（建設部次長）	管　理　班 （◎道路管理課長、事業庶務課長）	1　建設対策部の庶務に関すること。 2　建設対策部用車両及び資器材等の所要見積り状況把握と、総務対策部に報告すること。 3　各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。 4　所轄道路の交通規制に関すること。 5　災害復旧事業に係る申請､契約などに関すること。 6　応急対策に必要な資材の確保及び輸送に関すること。	道路管理課員、事業庶務課員
	土　木　班 （◎道路建設課長、都市整備課長）	1　土木災害の被害調査及び応急対策に関すること。 2　障害物の除去に関すること。 3　水防活動、泥流対策に関すること。 4　都市計画施設、公園施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 5　災害土木復旧工事に関すること。	道路建設課員、都市整備課員
	建　築　班 （◎建築課長、市営住宅課長、主幹（市営住宅整備担当）、建築政策課長、建築設備課長）	1　公共施設(市有の建築物・電力施設等)の被害調査及び応急対策に関すること。 2　応急仮設住宅の用地確保及び建築に関すること。 3　被災者用公営住宅の確保に関すること。 4　被災地における建築制限に関すること。 5　被災住宅の応急修理に関すること。 6　被災建物の応急危険度判定に関すること。 7　住宅の復旧相談窓口の開設に関すること。 8　建物の解体処理（解体要請、情報提供）に関すること。	建築課員、市営住宅課員、主幹付職員（市営住宅整備担当)、建築政策課員、建築設備課員

医療対策部 部長（病院長） 副部長（副院長、看護部長、事務局長）	医療庶務班 （事務局長）	1　医療対策部の庶務に関すること。 2　医療対策部用車両及び資器材等の所要見積り状況把握と、総務対策部に報告すること。 3　各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。 4　救護所の設置に関すること。 5　医療品及び医療機器の確保に関すること。 6　所管施設等の被害状況の把握に関すること。	市立千歳市民病院職員
	医療対策班 （看護部長）	医療及び助産に関すること。	市立千歳市民病院職員
公営企業対策部 部長（水道局長） 副部長（水道局次長）	業務班 （◎総務課長、経営企画課長）	1　公営企業対策部の庶務に関すること。 2　各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。 3　所管施設等の被害状況の把握に関すること。 4　公営企業対策部の庶務及び車両、資機材等所要見積り状況把握と､総務対策部への報告に関すること。 5　応急作業に要する資材の確保に関すること。 6　応急作業従事者の応援要請に関すること。 7　水道・下水道に関する住民及び報道機関への情報提供に関すること。	総務課員、経営企画課員
	給水・広報班 （水道サービス課長）	1　避難所及び断水区域等における給水に関すること。 2　断水区域等における巡回広報に関すること。	水道サービス課員
	水道班 （水道整備課長）	1　水道施設の被害状況の把握及び復旧対策に関すること。 2　水道施設の応急の修理及び復旧作業に関すること。	水道整備課員
	下水道班 （下水道整備課長）	1　下水道施設の被害状況の把握並びに市街化区域内の雨水対策作業に関すること。 2　下水道施設の応急の修理及び復旧作業に関すること。	下水道整備課員
消防対策部 部長（消防長） 副部長（本部次長、署長）	作戦班 （警防課長）	1　消防対策部の庶務に関すること。 2　消防対策部用車両及び資器材等の所要見積り状況把握と、総務対策部に報告すること。 3　各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。 4　消防部隊の配備、運用に関すること。 5　消防団員の収集及び輸送等に関すること。 6　警戒区域の設定、解除等についての意見具申に関すること。	警防課員

	支　援　班 （総務課長、財務管理課長）	1　消防資材の調達に関すること。 2　その他消防部隊の後方支援に関すること。 3　所管施設等の被害状況の把握に関すること。	総務課員、財務管理課員
	情　報　班 （予防課長）	1　火災の原因調査及び損害の調査に関すること。 2　現場写真、活動記録に関すること。 3　災害時における危険物の保安に関すること。 4　現場広報等に関すること。 5　被災関係者及び関係機関等との連絡調整に関すること。 6　災害情報の収集及び伝達に関すること。	予防課員
	警　備　班 （◎警備課長、査察課長、救急政策課長、救急運用課長）	1　消防活動及び水防活動、並びにその他災害応急活動に関すること。 2　避難の勧告、避難の指示等に関すること。 3　被災地における人命救助及び避難誘導に関すること。 4　行方不明者の捜索に関すること。	消防署員

教育対策部 部長（教育部長） 副部長（教育部次長、学校指導室長）	教育総務班 （◎企画総務課長、学校教育課長、青少年課長、学校指導課長）	1　教育対策部の庶務に関すること。 2　教育対策部用車両及び資器材等の所要見積り状況把握と、総務対策部に報告すること。 3　教育施設を使用している指定避難所の開設・廃止に関すること。 4　各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。 5　教育施設（教育委員会の所管に限る。）管理保全に関すること。 6　教育施設の復旧対策に関すること。 7　災害時の応急教育対策に関すること。 8　被災時における教職員の動員に関すること。 9　学校長に対する避難の指示、勧告等の伝達に関すること。 10　被災児童及び生徒に関すること。 11　児童及び生徒に対する教科書、学用品の支給に関すること。 12　所管施設等（道立高校を含む。）の被害状況の把握に関すること。	企画総務課員、学校教育課員、青少年課員、学校指導課員
	社会教育班 （◎生涯学習課長、埋蔵文化財センター長、文化施設課長）	1　文化財の保護及び被害調査並びに応急対策に関すること。 2　所管施設等の被害状況の把握に関すること。	生涯学習課員、埋蔵文化財センター職員、主幹付職員（国指定史跡担当）、文化施設課員
	学校給食班 （学校給食センター長）	1　給食施設等の被害状況の把握に関すること。 2　学校給食の再開計画に関すること。 3　食糧の供給に係る市民環境部との連絡調整に関すること。	学校給食センター職員

※状況に応じて総務対策部、企画対策部等から所要の班をもって本部事務局を編成することとする。

千歳市が締結する災害協定一覧

1　行政機関等の協定

(1)　救助・復旧の相互協力（役務・物資の提供等）

○災害時相互応援に関する協定（苫小牧市、恵庭市）

○災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（北海道、北海道市長会、北海道町村会）

○大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定（花巻市、名取市、岩沼市、伊丹市、大村市、霧島市）

○災害時等の相互応援に関する協定（指宿市）

○在日米軍再編に係る訓練移転先６基地関係自治体連絡協議会における大規模災害等の相互応援に関する協定(他20自治体)

(2)　役務の提供

○災害時の応援に関する協定（財務省北海道財務局）

(3)　施設の提供及び相互協力

○災害時における「道の駅サーモンパーク千歳」の防災拠点化に関する協定（国土交通省北海道開発局）

(4) その他

○大規模災害時等における連携に関する協定（陸上自衛隊第７師団第11普通科連隊）

○大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援に関する協定（陸上自衛隊東千歳駐屯地、陸上自衛隊北千歳駐屯地、航空自衛隊千歳基地）

○原子力災害時等における広域避難に関する協定（倶知安町）

○災害時における一時滞在施設等に関する協定（北海少年院）

○北海道広域消防相互応援協定（道内市町及び消防の一部事務組合）：消防対策部

○北海道消防防災ヘリコプター応援協定（北海道）：消防対策部

2　物資供給（食料品・飲料水・生活必需品・燃料・資機材等）に関する協定

(1) 食料品・飲料水・生活必需品等

ア　生鮮食料品の提供・搬送

○道内卸売市場による災害時相互応援協定（道内卸売市場）：産業振興対策部

○全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定（全国公設地方卸売市場協議会）：産業振興対策部

イ　自販機飲料水の提供

○災害時における救援物資提供に関する協定（北海道キリンビバレッジサービス株式会社）

○災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定（北海道コカ・コーラボトリング株式会社）

○災害時における飲料の提供等に関する協定（サントリーフーズ株式会社）

○災害時における無償提供に関する協定（大塚製薬株式会社）※

ウ　飲料水の提供

○災害時における救援物資提供に関する協定（北海道キリンビバレッジ株式会社）

エ　飲料水、栄養補助食品等の提供

○災害時における応急生活物資の供給に関する協定（大塚製薬株式会社）※

○防災連携に関する協定（一般社団法人日本キッチンカー経営審議会（三井住友海上火災保険株式会社））

オ　応急生活物資供給等

○災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（イオン北海道株式会社）

○災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（千歳工業クラブ）

○災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定（株式会社セブン-イレブン・ジャパン）

○まちづくりパートナーシップ協定（さっぽろ連携中枢都市圏「まちづくりパートナー協定」（サッポロホールディングス株式会社・サッポロビール株式会社）（生活協同組合コープさっぽろ）（サツドラホールディングス株式会社）（（株）セブンイレブン・ジャパン）（マックスバリュー北海道（株式会社））：企画対策部

○災害時における応急生活物資の供給等に関する協定（株式会社セコマ）

○災害時における応急生活物資の供給等に関する協定（株式会社ラルズ）

○災害時における物資供給に関する協定（ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター）

○災害時における応急生活物資等の供給に関する協定（株式会社ダイイチ）

(2)　燃料・資機材等

ア　燃料の供給

○災害時における燃料の供給等に関する協定（千歳地方石油業協同組合）

○災害時における燃料の供給等に関する協定（千歳燃料販売同業組合）

○災害時における応急対策支援に関する協定（株式会社上田商会）※

○災害時における燃料等の供給に関する協定（千歳液化石油ガス協同組合）

イ　レンタル機材の提供

○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（株式会社カナモト千歳営業所）

○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（日立建機日本株式会社千歳営業所）

○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（北海産業株式会社千歳営業所）

○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（株式会社共成レンテム）※

○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（株式会社ナガワ）

ウ　段ボール製品の提供

○災害時等における物資提供等の協力に関する協定（北海道森紙業株式会社）

エ　コンテナ型トイレの供給

○災害時におけるコンテナ型トイレ等の供給に関する協定（ウォレットジャパン株式会社）

オ　レンタル資機材等及び役務サービスの提供

○災害時におけるレンタル資機材等及び役務サービスの提供に関する協定（ノースアジャスト株式会社ダスキンレントオール苫小牧イベントセンター）

カ　その他

○千歳市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定：企画対策部

○災害時における支援物資等の供給に関する協定（株式会社積水化成品北海道）

３　物資の保管・輸送に関する協定

(1)　災害時における救援物資の緊急輸送の応援・一時保管場所等の協力

○災害時等における物資の輸送及び保管・管理に関する協定（ヤマト運輸株式会社千歳主管支店）

○災害時における救援物資の保管等に関する協定（鴻池運輸株式会社北日本支店）

(2)　災害時における救援物資・緊急輸送の応援

○災害時等における緊急・救援物資の輸送に関する協定（札幌地区トラック協会千歳支部）

○災害時における物資の輸送等に関する協定（佐川急便株式会社北海道支店）

○災害時における物資輸送等に関する協定（北海道福山通運株式会社）

４　災害応急復旧に関する協定

○新千歳空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（北海道エアポート株式会社新千歳空港事業所）：消防対策部

○災害時におけるＬＰガス供給の協力に関する協定（社団法人北海道エルピーガス協会石狩支部千歳分会）

○災害時における応急対策業務に関する協定（千歳建設業協会）

○災害時における応急対策業務に関する協定（千歳市環境整備事業協同組合）

○緊急事態における隊友会の協力に関する協定（社団法人隊友会千歳地方隊友会千歳支部）

○災害時における応急対策業務に関する協定（千歳市管工事業協同組合）

○災害時における応急対策業務に関する協定（千歳電業協会）

○災害等の発生時における（千歳市と北海道エルピーガス災害対策協議会の）応急・復旧活動の支援に関する協定（北海道エルピーガス災害対策協議会）

○災害時等における電気設備等の応急対策業務に関する協定（一般財団法人北海道電気保安協会）

○災害時における応急対策業務に関する協定（千歳電通業協会）

○札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定：市民環境対策部

○大規模災害時における相互協力に関する基本協定（北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社）

○災害時における応急対策業務に関する協定（千歳建築交友会）

○災害時における応急対策業務の協力に関する協定（株式会社共成レンテム）※

○防災連携に関する協定（三井住友海上火災保険株式会社（一般社団法人日本キッチンカー経営審議会））

5　医療・衛生に関する協定

(1)　医療救護活動

○災害時の医療救護活動に関する協定（社団法人千歳医師会）

○災害時の歯科医療救護活動に関する協定（社団法人千歳歯科医師会）

(2)　遺体搬送など

○災害時における遺体搬送等に関する協定（社団法人全国霊柩自動車協会）

(3)　消毒業務・害虫駆除

○災害時における防疫活動業務の協力に関する協定（株式会社北日本消毒）

6　情報発信・収集に関する協定

(1)　災害時の情報提供等

○災害時における千歳市と千歳市内郵便局の協力に関する協定（日本郵便株式会社北海道支社）

○アマチュア無線による災害時応援協定（千歳アマチュア無線協会）

○災害に係る情報発信等に関する協定（LINEヤフー株式会社）

(2)　避難施設に係る情報提供

○災害等に係る情報発信に関する協定（ファーストメディア株式会社）

○災害時の避難施設における情報の提供に関する協定（株式会社バカン）

(3)　ドローンによる情報収集

○災害時におけるドローンの活用に関する協定（株式会社ＡＩＲＳＴＡＧＥ）

7　避難施設に関する協定

(1)　避難所看板の掲出

○避難場所広告付看板に関する協定（ＮＴＴタウンページ株式会社）

○避難場所広告付看板に関する協定（北電興業株式会社）

(2)　避難所の提供

○災害時における一時避難所に関する協定（セガサミーゴルフエンタテインメント株式会社）

(3)　福祉避難所の設置・運営等

○災害時における福祉避難所の運営に関する協定（社会福祉法人千歳市社会福祉協議会）

○災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定（株式会社メビウス・株式会社やさしい介護・合同会社Ｃ．ＨＡＬＬ・社会福祉法人いちはつの会・社会福祉法人千歳いずみ学園・特定非営利活動法人千歳めいぷるの会）

(4)　一時滞在（避難）場所の提供等

○災害時における一時滞在施設等に関する協定（北海少年院）※

○災害時における応急対策支援に関する協定（株式会社上田商会）※

○災害時における応急対策業務の協力に関する協定（株式会社共成レンテム）※

○災害時における施設利用の協力に関する協定（株式会社ダイナム）

○災害時における施設利用に関する協定（合同会社南千歳リーシング・日本航空専門学校・公立千歳科学技術大学）：消防対策部

(5)　応急仮設住宅の建設

○災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（一般社団法人日本ムービングハウス協会）

(6)　宿泊施設の提供

○災害時における宿泊施設の提供等に関する協定（株式会社北陽インターナショナル）

○災害時における宿泊施設の提供等に関する協定（北海道ジェイ・アール都市開発株式会社）

(7)　キャンピングカーの提供

○災害時におけるキャンピングカー等の提供に関する協定（株式会社アールブイランド・北海道ノマドレンタカー株式会社）

８　バス輸送に関する協定

○災害時におけるバス輸送の協力に関する協定（千歳相互観光バス株式会社）：企画対策部

○災害時におけるバス輸送の協力に関する協定（北海道中央バス株式会社）：企画対策部

○災害時におけるバス輸送の協力における協定（十勝バス株式会社）：企画対策部

凡例　※：他の協定内容と重複

防災施設・設備等

○　指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧

1　指定緊急避難場所

●地震

整理番号	名称	所在地	面積㎡	指定避難所との重複
1	青葉公園	真町2196-1,泉沢868	1,023,125	
2	北海道千歳高等支援学校	真々地２丁目３－１	12,957	○
3	千歳小学校	本町３丁目４－１	7,850	○
4	グリーンベルト（花の広場）	東雲町３丁目３－１，２	2,418	
5	グリーンベルト（旅人の森）	朝日町５丁目３１	5,200	
6	朝日町西チビッコ広場公園	朝日町３丁目	840	
7	朝日町東公園	朝日町８丁目1206－186	1,278	
8	グリーンベルト（わんぱく広場）	清水町４丁目	4,769	
9	グリーンベルト（つどいの広場）	幸町４丁目27,千代田町4丁目26	4,751	
10	千歳中学校	栄町４丁目３５	12,165	○
11	春日公園	春日町１丁目５	5,278	
12	緑小学校	緑町４丁目４－１	9,469	○
13	うぐいす公園	大和３丁目６	1,559	
14	指宿公園	大和４丁目３	30,000	
15	希望公園	大和４丁目６６２－５	2,899	
16	桂木町内会館	桂木４丁目６－２	253.30	○
17	桂木５号公園	桂木４丁目７	3,278	
18	蘭越共同墓地前広場	蘭越	4,700	
19	ザ・ノースカントリーゴルフクラブ前庭	蘭越２６	25,000	
20	千歳市蘭越生活館	新星１丁目３－７	400.14	○
21	北栄小学校	北栄１丁目１０－２	17,422	○

整理番号	名　　称	所　在　地	面　積㎡	指定避難所との重複
22	北　栄　1　号　公　園	北栄１丁目７	1,900	
23	北　進　小　中　学　校	北栄１丁目２－６	5,218	
24	北海道千歳高等学校	北栄１丁目４－１	20,000	○
25	北　栄　緑　地	北栄２丁目１１	12,875	
26	新富おおぞら公園	新富１丁目６	3,020	
27	はくちょう公園	新富２丁目４	3,435	
28	しんとみ公園	新富３丁目１４	1,522	
29	しなの公園	信濃２丁目１８	2,227	
30	信　濃　小　学　校	信濃２丁目３４－１２	10,631	○
31	しなの第２公園	信濃４丁目１８	2,829	
32	富　士　2　号　公　園	富士４丁目１３	902	
33	北　斗　2　号　公　園	北斗２丁目１３	1,100	
34	北斗すみれ公園	北斗４丁目４	1,660	
35	北　斗　中　学　校	北斗５丁目１－１	20,226	○
36	白　樺　公　園	自由ケ丘１丁目８	2,500	
37	自　由　ケ　丘　公　園	自由ケ丘４丁目９	1,345	
38	桜　木　小　学　校	自由ケ丘７丁目１－１	15,900	○
39	ふなっこ公園	桜木１丁目７	582	
40	桜　木　2　号　公　園	桜木４丁目１０	1,450	
41	開　拓　記　念　公　園	北信濃８６４－４	5,460	
42	上　長　都　公　園	上長都１０５１－１９	24,492	
43	上長都明星公園	上長都５－２	10,212	
44	長　都　4　号　公　園	長都駅前１丁目１５	1,710	
45	長　都　3　号　公　園	長都駅前２丁目４	1,050	
46	長　都　1　号　公　園	長都駅前３丁目４	869	

整理番号	名　　称	所　在　地	面　積㎡	指定避難所との重複
47	スズラン公園	長都駅前４丁目１	1,491	
48	長都２号公園	長都駅前４丁目６	1,418	
49	みどり台１号公園	みどり台南４丁目１０９	1,529	
50	みどり台２号公園	みどり台南２丁目５	1,500	
51	みどり台３号公園	みどり台北４丁目５	1,500	
52	みどり台４号公園	みどり台北２丁目３	1,500	
53	みどり台小学校	みどり台北５丁目３－１	29,072	○
54	埋蔵文化財センター広場	長都４２	7,028	
55	北信濃２号公園	北陽６丁目１２	2,500	
56	勇舞中学校	勇舞３丁目４－２	20,627	○
57	勇舞公園	勇舞６丁目９	24,848	
58	北海道千歳北陽高等学校	北陽２丁目１０－５３	42,580	○
59	北陽小学校	北陽３丁目９－１	12,285	○
60	ひばりが丘３号公園	北光３丁目３	1,241	
61	ひばりが丘２号公園	北光６丁目３	782	
62	高台小学校	富丘１丁目１９－４	8,526	○
63	とみおか３号公園	富丘２丁目１７	1,871	
64	末広小学校	富丘２丁目６－２	11,677	○
65	あすなろ公園	富丘３丁目２２	4,800	
66	とみおか２号公園	富丘３丁目１３	2,412	
67	とみおか公園	富丘４丁目１３	4,618	
68	とみおか４号公園	富丘４丁目２７	2,067	
69	むつみ公園	高台３丁目２	4,218	
70	桜ケ丘公園	高台５丁目２	9,917	

整理番号	名　　称	所　在　地	面　積㎡	指定避難所との重複
71	富　丘　中　学　校	あずさ１丁目２－１	10,973	○
72	青　空　公　園	あずさ１丁目１	64,271	
73	千歳市総合武道館	あずさ１丁目３－１	28,037	○
74	あずさ４号公園	あずさ５丁目２１	2,768	
75	末　広　東　公　園	末広３丁目３	9,402	
76	末　広　中　公　園	末広４丁目６	1,975	
77	末　広　西　公　園	末広８丁目２	1,968	
78	交通安全教育施設	花園１丁目６	6,452	
79	道の駅サーモンパーク千歳駐車場	花園２丁目４－２	7,455	
80	花　園　公　園	花園４丁目７	1,657	
81	花　園　第　２　公　園	花園６丁目８	2,906	
82	稲　穂　公　園	稲穂２丁目８	1,583	
83	稲穂やすらぎ公園	稲穂３丁目６	1,955	
84	稲穂フレンド公園	稲穂３丁目１３	1,955	
85	稲　穂　第　２　公　園	稲穂４丁目３	2,545	
86	千歳第二小学校	清流１丁目４－１	11,400	○
87	遺　跡　公　園	清流２丁目１	68,256	
88	クワガタ公園	清流２丁目１６	4,345	
89	コオロギ公園	清流８丁目３	1,741	
90	青　葉　丘　公　園	青葉１丁目４	1,333	
91	あづまソフトボール公園	青葉２丁目１７	6,029	
92	ハルニレ公園	青葉４丁目７	6,607	
93	東　１　号　公　園	青葉５丁目４	3,999	
94	鉄東コミュニティセンター	青葉５丁目８－２	734	○
95	日の出丘１号公園	青葉６丁目１１	1,885	

整理番号	名　　称	所　在　地	面　積㎡	指定避難所との重複
96	アンカレジパーク	青葉丘２０１８	45,457	
97	住吉グランド	住吉１丁目３	16,721	
98	すみよし２号公園	住吉２丁目１１	17,725	
99	すみよし１号公園	住吉５丁目１０	2,743	
100	東郊１号公園	東郊１丁目１１	4,648	
101	東郊２号公園	東郊２丁目１０	2,508	
102	豊里ハスカップ公園	豊里２丁目５	7,011	
103	青葉中学校	豊里４丁目１－１	14,445	○
104	豊里くるみ公園	豊里５丁目１１	5,463	
105	日の出小学校	日の出２丁目３－２０	10,329	○
106	あけぼの公園	日の出３丁目８	1,745	
107	日の出丘２号公園	日の出５丁目１５	1,051	
108	祝梅３号公園	旭ケ丘３丁目８	3,235	
109	祝梅１号公園	旭ケ丘４丁目４	1,319	
110	千歳市温水プール	流通３丁目１－９	1,900	
111	カナリヤ公園	弥生１丁目１－１	700	
112	やまどり公園	弥生２丁目２－２	1,400	
113	弥生公園	弥生３丁目８	2,349	
114	寿１号公園	寿１丁目１２	2,289	
115	寿２号公園	寿２丁目１４	2,760	
116	祝梅小学校	梅ケ丘３丁目２－１	13,164	○
117	祝梅コミュニティセンター	弥生２丁目７－１０	788	○
118	若草ゴリラ公園	若草１丁目４	6,294	
119	若草ゾウ公園	若草３丁目９、１２	2,586	
120	向陽台小学校	若草５丁目１	19,572	○
121	向陽台中学校	若草５丁目５	19,177	○

整理番号	名　　称	所　在　地	面　積㎡	指定避難所との重複
122	泉　沢　小　学　校	柏陽２丁目９	11,170	○
123	若　草　公　園	若草５丁目４	21,475	
124	白樺ライオン公園	白樺１丁目４	1,339	
125	白樺パンダ公園	白樺５丁目１２、１３	2,578	
126	泉沢向陽台コミュニティセンター	里美２丁目９－２	1,318	○
127	里美ターザン緑地	里美３丁目１	8,026	
128	里美コアラ公園	里美４丁目１０、５丁目４	2,253	
129	太　陽　公　園	柏陽１丁目１	31,146	
130	リ　ス　公　園	福住３丁目９	2,052	
131	向　陽　台　公　園	文京３丁目４	49,314	
132	支笏湖小学校	支笏湖温泉２	7,507	○
133	旧中央小学校グランド	中央５３９	7,920	
134	中央コミュニティセンター	中央５３９	332	○
135	千歳公民館泉郷分館	泉郷２８９－１７	353	○
136	駒　里　小　中　学　校	駒里９４５	28,591	○
137	東　小　学　校	東丘８２４－３０	10,632	○
138	東　千　歳　中　学　校	幌加７３１	13,856	○
139	河川防災ステーション	駒里２２１２－１３	50,018	

●洪水等

整理番号	施　設　名	所　在　地	対象予定地区
1	北海道千歳高等支援学校	真々地２丁目３－１	真々地・本町・朝日町
2	千　歳　中　学　校	栄町４丁目３５	本町・東雲町・春日町・錦町・清水町
3	大和３丁目町内会館（大和団地集会所）	大和３丁目６－２４	大和
4	桂木町内会館	桂木４丁目６－２	桂木
5	北　栄　小　学　校	北栄１丁目１０－２	蘭越・新星・桂木・大和

整理番号	施設名	所在地	対象予定地区
6	ザ・ノースカントリーゴルフクラブ前庭	蘭越２６	蘭越・新星
7	富丘中学校	あずさ１丁目２－１	末広・花園・清流・幸福・根志越（千歳川左岸側）
8	みどり台小学校	みどり台北５丁目３－１	みどり台北・長都の一部（長都川左岸側）・釜加・上長都
9	勇舞中学校	勇舞３丁目４－２	みどり台南・都・長都の一部（長都川右岸側）
10	日の出小学校	日の出２丁目３－２０	住吉・東郊・根志越（千歳川右岸側）
11	鉄東コミュニティセンター	青葉５丁目８－２	朝日町・青葉・駒里
12	祝梅小学校	梅ケ丘３丁目２－１	豊里・寿・祝梅
13	祝梅コミュニティセンター	弥生２丁目７－１０	寿・根志越（千歳川右岸側）
14	千歳公民館泉郷分館	泉郷２８９－１７	泉郷
15	中央コミュニティセンター	中央５３９	中央
16	東千歳中学校	幌加７３１	協和・幌加・東丘

●崖崩れ、土石流

整理番号	施設名	所在地	対象予定地区
1	千歳中学校	栄町４丁目３５	本町・真町
2	大和３丁目町内会館（大和団地集会所）	大和３丁目６－２４	大和
3	桂木町内会館	桂木４丁目６	桂木
4	ザ・ノースカントリーゴルフクラブ前庭	蘭越２６	蘭越・新星
5	北栄小学校	北栄１丁目１０－２	大和・緑町・北斗
6	向陽台中学校	若草５丁目５	白樺
7	支笏湖小学校	支笏湖温泉２	支笏湖温泉・美笛・幌美内・モラップ
8	千歳公民館泉郷分館	泉郷２８９―１７	泉郷
9	東千歳中学校	幌加７３１	協和・幌加

●火山現象

整理番号	施　設　名	所　在　地	対象予定地区
1	千　歳　市　総　合　武　道　館	あずさ１丁目３－１	支笏湖温泉・美笛・支寒内・モラップ・ポロピナイ

○樽前山が噴火した際に被害を受ける可能性があると判断される支笏湖地区住民等（観光客、登山者及びキャンパー等を含む）を対象とする。

２　広域避難場所

整理番号	名　　称	所　　在　　地	面　　積㎡	備考
1	青　　葉　　公　　園	真町２１９６－１ 及び泉沢８６８	1,023,125	千歳川右岸
2	青　　空　　公　　園	あずさ１丁目1	64,271	千歳川左岸

○広域避難場所は、地震などによる火災が延焼、拡大して市域全体が危険になった場合に避難する場所とする。

3　指定避難所

●地震

整理番号	施設名	所在地	対象予定地区	収容可能人数
1	千歳小学校	本町３丁目４－１	本町・平和・真町	838
2	北海道千歳高等支援学校	真々地２丁目３－１	真々地	436 (体育館)
3	千歳市総合福祉センター	東雲町２丁目３４	東雲町・朝日町	492 (1階・4階)
4	千歳中学校	栄町４丁目３５	清水町・幸町・千代田町	1,134
5	千歳市民文化センター	北栄２丁目２－１１	栄町・北栄１丁目の一部・北栄２丁目	954
6	北栄小学校	北栄１丁目１０－２	錦町、新富１丁目の一部	1,047
7	北海道千歳高等学校	北栄１丁目４－１	北栄１丁目の一部・新富１丁目の一部	2,314
8	北新コミュニティセンター	新富２丁目１－２１	新富１丁目の一部･新富２丁目の一部･新富３丁目の一部	398
9	新富北町内会館	新富３丁目１４	新富２丁目の一部・新富３丁目の一部	75
10	緑小学校	緑町４丁目４－１	緑町･桂木１～４丁目･大和３，４丁目	1,041
11	桂木町内会館	桂木４丁目６－２	桂木５，６丁目	84
12	千歳市蘭越生活館	新星１丁目３－７	蘭越・新星	122
13	千歳市スポーツセンター	真町１７６－２	春日町・大和１，２丁目	1,317
14	北斗中学校	北斗５丁目１－１	北斗	876
15	北桜コミュニティセンター	北斗５丁目６－１２	自由ケ丘１，２丁目	467
16	桜木小学校	自由ケ丘７丁目１－１	自由ケ丘３～７丁目・桜木・北信濃の一部・上長都の一部	1,032
17	信濃小学校	信濃２丁目３４－１２	信濃	974
18	北信濃コミュニティセンター	北信濃８６４－５	富士・北信濃の一部・上長都の一部	334
19	高台小学校	富丘１丁目１９－４	富丘１丁目・高台１～３丁目	822
20	富丘中学校	あずさ１丁目２－１	富丘３丁目の一部・あずさ・北信濃の一部	1,398
21	富丘コミュニティセンター	富丘４丁目１２－１６	富丘３丁目の一部・富丘４丁目	249
22	末広小学校	富丘２丁目６－２	富丘２丁目・高台４～６丁目	995
23	千歳市子育て総合支援センター	花園４丁目３－１	花園	681
24	花園コミュニティセンター	花園４丁目２－５	末広の一部	484
25	千歳市総合武道館	あずさ１丁目３－１	稲穂	1,566
26	千歳市末広会館	末広８丁目６－５	末広の一部	108

整理番号	施設名	所在地	対象予定地区	収容可能人数
27	北海道千歳北陽高等学校	北陽２丁目１０－５３	北光の一部・北陽５～８丁目	1,507
28	北陽小学校	北陽３丁目９－１	北陽１～４丁目・北光６，７丁目の一部・長都駅前１丁目	1,776
29	千歳第二小学校	清流１丁目４－１	清流・幸福・根志越の一部	756
30	みどり台小学校	みどり台北５丁目３－１	長都駅前２～５丁目・みどり台北・みどり台南・上長都の一部・長都の一部	1,228
31	勇舞中学校	勇舞３丁目４－２	勇舞・都の一部	1,250
32	北コミュニティセンター	釜加３６２	都の一部・長都の一部・釜加・上長都の一部	209
33	日の出小学校	日の出２丁目３－２０	日の出丘・日の出・住吉５丁目・柏台・流通１，２丁目・豊里５丁目の一部・梅ヶ丘の一部	1,066
34	鉄東コミュニティセンター	青葉５丁目８－２	青葉・青葉丘・住吉２丁目	443
35	青葉中学校	豊里４丁目１－１	住吉１，３，４丁目・東郊・豊里	1,021
36	祝梅小学校	梅ケ丘３丁目２－１	梅ケ丘の一部・弥生・旭ケ丘・流通３丁目の一部・日の出３丁目の一部	1,112
37	祝梅コミュニティセンター	弥生２丁目７－１０	寿・根志越の一部・流通３丁目の一部・祝梅	477
38	駒里小中学校	駒里９４５	駒里・美々	480
39	向陽台小学校	若草５丁目１	若草	679
40	向陽台中学校	若草５丁目５	白樺	795
41	泉沢小学校	柏陽２丁目９	文京・柏陽・福住	931
42	泉沢向陽台コミュニティセンター	里美２丁目９－２	里美・泉沢の一部	444
43	支笏湖小学校	支笏湖温泉２	支笏湖温泉の一部・美笛・幌美内・モラップ	341
44	休暇村支笏湖	支笏湖温泉	支笏湖温泉の一部	312
45	千歳公民館 泉郷分館	泉郷２８９－１７	泉郷	140
46	中央コミュニティセンター	中央５３９	中央	234
47	東千歳中学校	幌加７３１	協和・幌加	385
48	東小学校	東丘８２４－３０	新川・東丘	441

○地震災害時に避難所として使用する場合は、安全に使用できることを確認した後、使用することとする。また、洪水時に避難所として使用する場合にも、被災しない施設であることを確認した後、使用することとする。

●洪水等

整理番号	施設名	所在地	対象予定地区	収容可能人数
1	北海道千歳高等支援学校	真々地２丁目３－１	真々地・本町・朝日町	436 (体育館)
2	千歳中学校	栄町４丁目３５	本町・東雲町・春日町・錦町・清水町	1,134
3	北栄小学校	北栄１丁目１０－２	蘭越・新星・桂木・大和	1,047
4	富丘中学校	あずさ１丁目２－１	末広・花園・清流・幸福・根志越（千歳川左岸側）	1,398
5	みどり台小学校	みどり台北５丁目３－１	みどり台北・長都の一部（長都川左岸側）・釜加・上長都	1,228
6	勇舞中学校	勇舞３丁目４－２	みどり台南・都・長都の一部（長都川右岸側）	1,250
7	日の出小学校	日の出２丁目３－２０	住吉・東郊・根志越（千歳川右岸側）	1,066
8	鉄東コミュニティセンター	青葉５丁目８－２	朝日町・青葉・駒里	443
9	祝梅小学校	梅ケ丘３丁目２－１	豊里・寿・祝梅	1,112
10	祝梅コミュニティセンター	弥生２丁目７－１０	寿・根志越（千歳川右岸側）	477
11	千歳公民館 泉郷分館	泉郷２８９－１７	泉郷	140
12	中央コミュニティセンター	中央５３９	中央	234
13	東千歳中学校	幌加７３１	協和・幌加・東丘	385

○洪水時避難予定場所は、発生状況により変更となる場合がある。また、河川の状況により避難経路が変更になるおそれから、重複している対象予定地区がある。

●崖崩れ、土石流

整理番号	施設名	所在地	対象予定地区	収容可能人数
1	千歳中学校	栄町４丁目３５	本町・真町	1,134
2	北栄小学校	北栄１丁目１０－２	蘭越・新星・桂木・大和・緑町・北斗	1,047
3	千歳市総合武道館	あずさ１丁目３－１	特定の医療施設患者等	1,566
4	向陽台中学校	若草５丁目５	白樺	795
5	休暇村支笏湖	支笏湖温泉	支笏湖温泉・美笛・幌美内・モラップ	312
6	千歳公民館 泉郷分館	泉郷２８９－１７	泉郷	140
7	東千歳中学校	幌加７３１	協和・幌加	385

○土砂災害（崖崩れ、土石流）が発生するおそれのある場所として、北海道により土砂災害警戒（特別警戒）区域として指定されている地区を対象とする。

●火山現象

整理番号	施設名	所在地	対象予定地区	収容可能人数
1	千歳市総合武道館	あずさ１丁目３－１	支笏湖温泉・美笛・支寒内・モラップ・ポロピナイ	1,566

○樽前山が噴火した際に被害を受ける可能性があると判断される支笏湖地区住民等（観光客、登山者及びキャンパー等を含む）を対象とする。

４　福祉避難所

整理番号	施設名	所在地	対象等	収容可能人数	備考
1	千歳市総合福祉センター	東雲町２丁目３４	特定せず	240	２，３階部分
2	千歳市在宅福祉総合センター	新富１丁目３－５	特定せず	81	
3	千歳市祝梅在宅福祉センター	流通３丁目３－１６	特定せず	57	
4	北進小中学校	北栄１丁目２－６	学校通学者等	294	
5	北海道千歳高等支援学校	真々地２丁目３－１	学校通学者等	74	教室部分
	合計			746	

○災害の発生状況により、避難が長期間に亘る場合には、要配慮者を対象とした福祉避難所を必要に応じ開設する。

○　医療機関（市内・近隣市）一覧

1　千歳市

医　療　機　関　名	所　　在　　地	電話番号 （ＦＡＸ番号）	病床	診療科目
市立千歳市民病院	北光２丁目１－１	24－3000 (24－3005)	190	内・消・循・小・外・整・脳・皮・泌・産婦・眼・耳・麻
千歳桂病院	蘭越97番地の２	23－2101 (22－0171)	248	内・精
医療法人同仁会 千歳第一病院	東雲町１丁目11	23－4111 (27－3169)	82	内・循環器内科・消化器内科・外・整・肛・リハ・麻・リウ
医療法人社団豊友会 千歳豊友会病院	富丘１丁目618－６	24－4191 (26－2066)	115	内・神内・脳・リハ・麻
医療法人資生会 千歳病院	桂木１丁目５－６	40－0700 (40－0701)	134	内・精・神・心内
医療法人社団 尾谷内科	新富２丁目５－５	24－5121 (24－5122)	19	内・消・循
医療法人社団いずみ会 北星病院	清流５丁目１－１	24－1121 (23－7085)	140	内・整・リハ・麻・リウ
医療法人同仁会 向陽台病院	若草１丁目10－11	28－2288 (28－2546)	60	内・整・リハ
医療法人社団幸樹会 千歳脳神経外科	日の出１丁目１－40	22－9911 (23－9911)	19	脳・リハ
マミーズクリニックちとせ	信濃２丁目１－13	27－4103 (27-4104)	10	産・婦
医療法人社団 さくら女性クリニック	千代田町７丁目1789番地３ 千歳ステーションプラザ ５階	27－1323 (27－1343)	－	婦
矢尾外科胃腸科	新富３丁目１２－８	27－2277 (27－2727)	19	胃・外・整・肛・リハ・麻
市立千歳市民病院　支笏湖診療所	支笏湖温泉３	25－2241	－	内
市立千歳市民病院　泉郷診療所	泉郷７８－１０	29－2181	－	内・外

医　療　機　関　名	所　　在　　地	電話番号 （ＦＡＸ番号）	病床	診療科目
千歳市休日夜間急病センター	東雲町１丁目８－１	25-6131	－	内
医療法人社団北斗会 北斗内科小児科医院	北斗６丁目１－１	23－4320 (26－1584)	－	内・呼・消・循・小
医療法人社団廣仁会 浅沼皮膚科医院	錦町１丁目11－１	26－2331 (26－2332)	－	皮
医療法人社団平仁会 こにし小児科医院	高台４丁目２－４	23－1195 (27－3098)	－	小
医療法人社団誠仁会 梅ケ丘クリニック	梅ケ丘１丁目４－１	22－3755 (22－3756)	－	内
医療法人同仁会 新千歳空港クリニック	美々（新千歳空港ビル１階）	45－7553 (45－7554)	－	内・歯
医療法人社団開耳会 松浦耳鼻咽喉科	千代田町４丁目18－１	24－0234 (24－0234)	－	耳
医療法人社団 住吉こどもクリニック	住吉３丁目16－10	40－2344 (40－2355)	－	小・アレ
医療法人社団真清の会 新千歳クリニック	住吉４丁目２	22－8600 (22－8601)	－	内・整・リハ・リウ
社会医療法人北腎会 坂泌尿器科千歳クリニック	信濃２丁目１しなのビル２階	40－2727 (40－2728)	－	泌
医療法人社団 新千歳眼科	あずさ２丁目２－２	40－2255 (40－2256)	－	眼
医療法人社団 恵聖会クリニック	栄町４丁目12－１	40－2020 (40－2080)	－	内・神内・外・脳
医療法人社団廣仁会 千歳皮膚科形成外科クリニック	東郊１丁目４－18東郊メディカル２階	40－1234 (40－1231)	－	皮・形
医療法人社団開耳会 千歳耳鼻咽喉科	東郊１丁目４－18東郊メディカル２階	26－7737 (26－7737)	－	耳
医療法人社団 三上内科呼吸器科クリニック	東郊１丁目４－18東郊メディカル２階	40－0350 (40－0351)	－	内・呼・消

医　療　機　関　名	所　　在　　地	電話番号 （ＦＡＸ番号）	病床	診療科目
医療法人社団 くみたこどもクリニック	信濃２丁目２－１	40－8001 (40－8002)	－	小・循・アレ
医療法人社団 加藤内科クリニック	千代田町７丁目1789番地３千歳ステーションプラザ５階	40－1110 (40－1120)	－	内
医療法人社団 髙橋整形外科クリニック	千代田町７丁目1789番地３千歳ステーションプラザ５階	24－1971 (24－1972)	－	整・リウ・リハ
医療法人社団 たけやま腎・泌尿器科クリニック	千代田町７丁目1789番地３千歳ステーションプラザ５階	40－1145 (40－1150)	－	泌(人工透析) 性感染症内科
医療法人社団糖翠会 はせがわ内科クリニック	北陽１丁目５－３	23－1000 (23－1001)	－	内・糖尿病内科・代謝内科・内分泌内科
さとう眼科	千代田町４丁目18	27－4445 (27－4528)	－	眼
神谷医院	花園５丁目１－２	23－3395 (23－3395)	－	小
千歳循環器クリニック	豊里２丁目８－１	27－6676 (27－6686)	－	内・循
医療法人社団 鎌田眼科	信濃２丁目１しなのビル１階	26－7771 (26－7778)	－	眼
千歳アイクリニック	住吉４丁目４－14－11	26－6728	－	眼
医療法人メディズム 千歳インター消化器・内科	本町４丁目２－２	23－5541 (23－5545)	－	内・消化器内科
医療法人社団仁尚会 千歳駅北クリニック	末広４丁目８－１０	27－8000 (27－8010)	－	内・消化器内科・外
医療法人社団 古泉循環器内科クリニック	千歳市千代田町３丁目５ セントラルビル４階	40-0022	－	循環器内科・代謝内科・呼吸器内科・人工透析内科

医　療　機　関　名	所　　在　　地	電話番号 （ＦＡＸ番号）	病床	診療科目
千歳しなの内科	信濃２丁目１しなのビル２階	40－7140	－	内・消化器内科・内視鏡内科
千歳まつもと眼科	千代田町７丁目1789番地３千歳ステーションプラザ５階	25－9595	－	眼
医療法人北海道家庭医療学センター 向陽台ファミリークリニック	柏陽４丁目３－５	48－5151	－	内、小
しののめクリニック	東雲町２丁目14－２	22－6511	－	内
北陽ファミリークリニック	北陽６丁目１－７	29-3388	－	内・小
医療法人社団 ちとせおひさまこどもクリニック	北陽８丁目12－５	40-1232	－	小
医療法人ミライエ 緑町診療所	緑町１丁目３－30めでるちとせ	29-3383	－	内・外
医療法人社団高橋整形外科クリニック 高橋整形外科リハビリステーションクリニック	長都駅前３丁目１－31	27-1971	－	整形
医療法人社団創成 千歳駅前乳腺クリニック	千代田町７丁目1789番地３ 千歳ステーションプラザ４階	29-7301	－	乳外
ペウレ耳鼻咽喉科	千代田町７丁目1789番地３ 千歳ステーションプラザ５階	40-1187		耳
ほりえ眼科	信濃４丁目4番１号	070-8973-1250		眼

2　恵庭市(20床以上の入院設備を備える医療施設)

医　療　機　関　名	所　　在　　地	電話番号	病床	診療科目
特定医療法人修道会 本田病院	恵庭市下島松619－１	36－7111	184	精・神内・心内
医療法人盟侑会 島松病院	〃　西島松570	36－5181	172	内・精・神
医療法人北晨会 恵み野病院	〃　恵み野西２丁目３－５	36－7555	199	内・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・小・外・整・形・脳・呼外・心外・皮・泌・放・麻・糖尿病内科・リハ
医療法人社団我汝会 えにわ病院	〃　黄金中央２丁目１－１	33－2333	150	内・循環器内科・整・リハ・麻
医療法人社団 恵庭南病院	〃　住吉２丁目４－１４	32－3850	150	内・呼吸器内科、消化器内科・糖尿病・代謝内科・内分泌内科・外・リハ
医療法人社団 尾形病院	〃　島松仲町１丁目４－11	37－3737	44	内・消・外
恵庭第一病院	〃　福住町１丁目６－６	34－1155	199	内・神内・呼吸器内科・消化器内科・循環器外科・小・外・整・脳・泌・肛門外科・人工透析内科・リハ

3　北広島市(20床以上の入院設備を備える医療施設)

医　療　機　関　名	所　　在　　地	電話番号	病床	診療科目
社会医療法人即仁会 北広島病院	北広島市栄町１丁目５	011-373-5811	90	内・呼・循・消・整・脳
医療法人社団西の里 恵仁会病院	〃　西の里506－13	011-375-3225	156	内・リハ・~~歯~~
医療法人社団哲栄会 順天病院	〃　大曲695	011-376-3451	60	内・リハ

医療法人社団翔仁会 輪厚三愛病院	〃　輪厚704－16	011-377-3911	146	呼・消・循・整・皮・リハ・歯
医療法人社団銀杏会 北広島希望ヶ丘病院	〃　大曲804	011-377-3301	92	内・循・リハ

4　基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）指定医療機関

圏域	医　療　機　関　名		所　　在　　地	電話番号	備　考
全道	札幌医科大学附属病院		札幌市中央区南１西16	011-611-2111	基幹災害拠点病院 ＤＭＡＴ
札幌	北海道大学医学部付属病院		〃　中央区北14西５	011-711-1161	地域災害拠点病院 ＤＭＡＴ
	市立札幌病院		〃　中央区北11西13	011-726-2211	地域災害拠点病院 ＤＭＡＴ
	国立病院機構 北海道医療センター		〃　西区山の手5条7丁目1-1	011-811-9111	地域災害拠点病院 ＤＭＡＴ
	医療法人渓仁会 手稲渓仁会病院	ＤＨ	〃　手稲区前田1条12丁目1-40	011-681-8111	地域災害拠点病院 ＤＭＡＴ
東胆振	医療法人王子総合病院		苫小牧市若草町３丁目４－８	0144-32-8111	地域災害拠点病院 ＤＭＡＴ
	苫小牧市立病院		〃　清水町１丁目５－20	0144-33-3131	地域災害拠点病院 ＤＭＡＴ

ＤＨ：ドクターヘリ基地病院

○　防災備蓄品保有状況一覧

備蓄品の整備計画は、千歳市災害応急対策用品整備計画（別掲）に定めるものとする。

種類		備　蓄　品　目
災害応急対策用品	食糧品	長期保存非常食
		お粥（白粥、梅粥）
		粉ミルク、アレルギー用粉ミルク
		液体ミルク
	生活日用品	紙おむつ(幼児用)
		紙おむつ(大人用)
		生理用品
		哺乳ビン
	避難所用品	簡易トイレ
		簡易トイレ用凝固処理袋
		簡易トイレ用テント
		非常災害用毛布(真空加工)
		非常食料用食器類（ﾗｯﾌﾟﾌｨﾙﾑ等含む）
		コンパクトタオル
		発電ラジオ(避難所用)
		非常用ローソク等
		カセットコンロ
		カセットコンロ用替えボンベ
		大型ガスコンロ
		炊事用具セット
		移動式ストーブ
		灯油用ポリタンク
		防水シート
		発電機(投光機付)
		ガソリン用携行缶（10ℓ用、20ℓ用）
		コードリール（30m、50m）
		ハイブリット式非常用発電機
		ガスボンベ一式
		ＬＥＤ式バルーン投光器又はＬＥＤ屋内作業灯
		電源タップ
		ＵＳＢ充電器
		パーテーション
		段ボールベッド
		簡易ベッド
		感染症対策衛生用品
		避難所初期対応セット

種類	備　蓄　品　目
災害応急対策資機材	ハロゲン投光機(スタンド付)
	発電機（投光器付、投光器なし）
	ガソリン携行缶
	防塵マスク
	防塵メガネ
	災害救助用工具
	携帯拡声器
	折りたたみ式リヤカー
	四つ折り担架
	避難誘導用指示棒
	爪付油圧ジャッキ
	トラックロープ
	コードリール（屋外用）
	応急救護用品
	チェーンソー
	防災用ライト
	土のう袋
	掛けや
	つるはし
	斧
	剣先スコップ
	角スコップ
	くわ
	大鎌
	縄
	一輪車
	鉄杭
	防水シート

○　千歳市防災行政無線（同報系）一覧

1　本部及び遠隔制御局設備の状況

区　分	設　置　箇　所	通　信　事　項	呼出符号又は呼出名称
本部設備	市役所本庁舎２階災害連絡室	防災行政事務に関する事項	ぼうさいちとせ
遠隔制御局設備	市消防署		
	千歳地区農協同報無線利用組合（道央農業協同組合内）	・農業に関する災害の防止及び農産物の生産、流通に関する事項 ・組合員への一般業務用通信に関する事項	ちとせちくのうきょうむせんくみあい

2　屋外拡声子局（放送塔設備）の状況

整理番号	設　置　場　所	所　在　地	整理番号	設　置　場　所	所　在　地
1	しゅくばい児童館	弥生2丁目7-4	21	勇舞２号公園	勇舞1丁目12-3
2	祝梅２号公園	旭ケ丘4丁目3	22	勇舞７丁目緩衝地帯	勇舞7丁目5
3	日の出小学校	日の出2丁目3-20	23	スズラン公園	長都駅前4丁目1
4	アンカレッジパーク付近	青葉丘2198-27	24	みどり台２号公園	みどり台南2丁目5
5	すみよし１号公園	住吉5丁目10	25	みどり台４号公園	みどり台北2丁目3
6	ハルニレ公園	青葉4丁目7	26	朝日町東公園	朝日町8丁目1206-186
7	東郊２号公園	東郊2丁目10	27	千歳市役所（親局）	東雲町2丁目34
8	ねしこし公園	清流1丁目1	28	清水町スポーツ広場	清水町6丁目24-2
9	みつばち公園	幸福3丁目3-1	29	緑の広場	千代田町4丁目
10	稲穂やすらぎ公園	稲穂3丁目6	30	栄町公園	栄町2丁目25-38
11	高台団地2号棟横	高台3丁目1-2	31	北栄小学校	北栄1丁目10-2
12	桜ヶ丘公園	高台5丁目2	32	北栄緑地	北栄2丁目11
13	青空公園（ふれあいセンター）	あずさ1丁目1	33	しんとみ公園	新富3丁目14
14	防災の森	北信濃583-1	34	新富西町内会館	新富1丁目23
15	北信濃１号公園	北陽5丁目8	35	しなの第２公園	信濃4丁目18
16	北陽公園	北陽1丁目10-1	36	北斗２号公園	北斗2丁目13
17	とみおか４号公園	富丘4丁目27	37	北斗やすらぎ公園	北斗6丁目4
18	ひばりが丘１号公園	北光4丁目9	38	かぜのこ公園	自由ケ丘3丁目17
19	北光７丁目道路用地	北光7丁目6-1	39	桜木小学校	自由ケ丘7丁目1-1
20	長都調整地	長都駅前1丁目16	40	ふなっこ公園	桜木1丁目7

整理番号	設置場所	所在地	整理番号	設置場所	所在地
41	春日公園	春日町1丁目5	51	若草公園	若草5丁目4
42	指宿公園	大和4丁目3	52	里美ターザン緑地	里美3丁目1
43	林東公園駐車場	大和2丁目8	53	太陽公園	柏陽1丁目1
44	空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所	桂木6丁目1-28	54	タヌキ公園	柏陽3丁目16
45	新星公園	新星2丁目4	55	シカ公園	文京3丁目25
46	ママチ川緑地	本町4丁目7	56	支笏湖支所横	支笏湖温泉
47	ママチ川(促進橋横)	真々地4丁目10	57	モラップキャンプ場	モラップ
48	青葉公園（サッカー場横）	泉沢868	58	美笛ボート乗場	美笛
49	若草ゴリラ公園	若草1丁目4	59	幌美内休憩所	幌美内
50	向陽台支所	若草4丁目13-1			

3　戸別受信設備の状況

屋外拡声子局エリア外の居住世帯や町内会、公共施設、不特定多数利用施設等1,965台（R6.10.1現在）

○　千歳市防災行政無線（移動系）一覧

移動系無線（ＭＣＡ無線）の設置状況

設置場所	無線機種別	設置台数
災害対策本部 （危機管理課）	固定型	１台
	携帯型	13台
	車載型	１台
農村整備課	携帯型	３台
	車載型	１台
観光課	固定型	１台
	携帯型	２台
	車載型	２台
道路管理課	固定型	１台
	携帯型	10台
	車載型	２台
千歳市民病院	固定型	１台
	携帯型	３台
千歳市消防	固定型	２台
	携帯型	３台
水道局	固定型	１台
	携帯型	12台
教育委員会	固定型	１台
	携帯型	３台
福祉課	固定型	１台
向陽台支所	固定型	１台
東部支所	固定型	１台
支笏湖支所	固定型	１台
防災学習交流施設 （そなえーる）	固定型	１台
千歳市町内会連合会	携帯型	１台
車両センター	固定型	１台
指定避難所 及び 福祉避難所	固定型	51台 （１台/１施設）

輸 送 関 係

○　緊急通行車両の標章、証明書

1　標章



（備考）1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2　緊急通行車両確認証明書

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号

年　月　日
緊急通行車両確認証明書

知　　事　㊞
公安委員会　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　）　局　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通　行　経　路</td><td colspan="2">出　　発　　地</td><td>目　　的　　地</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

○　災害対策用車両の標旗



注　標旗は、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるいとまがない場合に使用

（備考）　1　文字の色彩は黒色、地の色彩は黄色とする。

2　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○　市内におけるヘリポート一覧

1　常設ヘリポート

番号	施　設　名	所　在　地	施　設 管 理 者	電話番号	座　　標	備　　考
1	航空自衛隊千歳飛行場	平和(東側滑走路)	千歳基地司令	23―3101	千歳基地司令の指示による	防衛部防衛班長
2	航空自衛隊千歳飛行場	平和(西側滑走路)	千歳基地司令	23―3101	千歳基地司令の指示による	防衛部防衛班長
3	陸上自衛隊東千歳駐屯地	祝梅	東千歳駐屯地業務隊長	23―5131	駐屯地業務隊長の指示による	
4	陸上自衛隊北千歳駐屯地	北信濃	北千歳駐屯地業務隊長	23―2106	駐屯地業務隊長の指示による	
5	新千歳空港	美々	空港長	23―4101	北緯42・46・31 東経141・41・33	総務課長

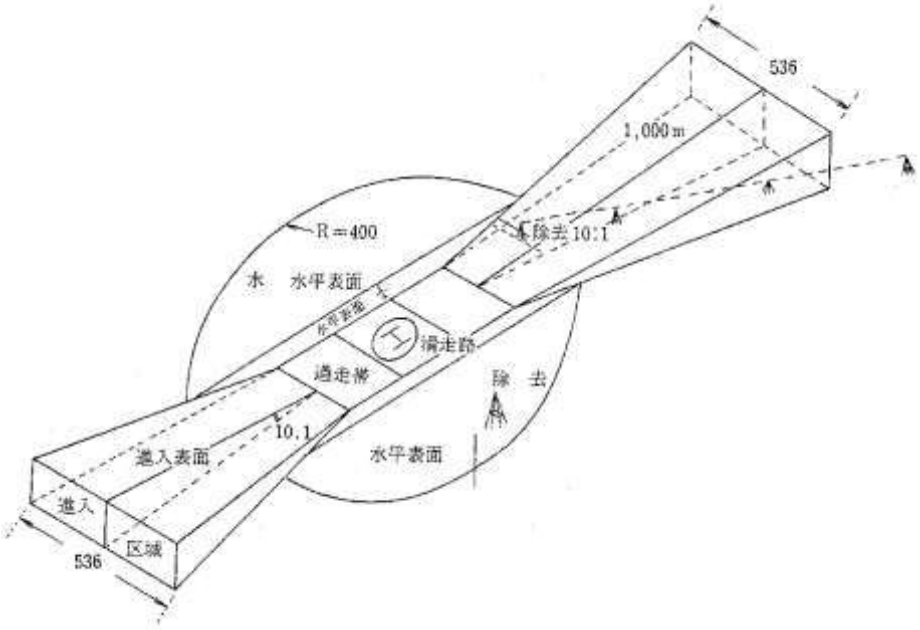
2　臨時ヘリポート

番号	施　設　名	所　在　地	施　設 管 理 者	電話番号	座　　標	備　　考
1	桜木小学校グランド	自由ケ丘７丁目１―１	学校長	22―3301	北緯42・50・04 東経141・36・48	116m×140m
2	千歳第二小学校グランド	清流１丁目４―１	学校長	23―2062	北緯42・50・43 東経141・40・02	132m×45m
3	支笏湖小学校グランド	支笏湖温泉２	学校長	25―2729	北緯42・46・22 東経141・24・29	80m×50m
4	駒里小中学校グランド	駒里945	学校長	23―3237	北緯42・48・45 東経141・44・38	204m×47m
5	埋蔵文化財センター広場	長都42	埋蔵文化財センター	24―4210	北緯42・53・13 東経141・38・27	62m×94m
6	東小学校グランド	東丘824―30	学校長	21―3200	北緯42・54・54 東経141・48・08	136m×70m
7	泉沢小学校グランド	柏陽２丁目９	学校長	28―5830	北緯42・46・50 東経141・35・47	150m×150m

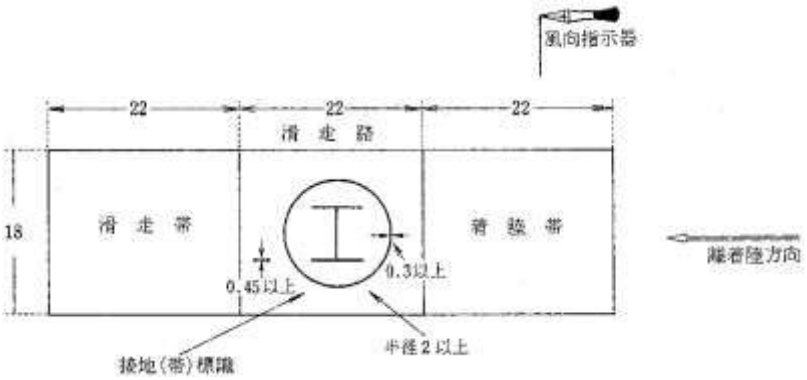
8	北海道千歳高等支援学校グランド	真々地２丁目３―１	学校長	23―6681	北緯42・48・48 東経141・38・41	136m×80m
9	青葉中学校グランド	豊里４丁目１―１	学校長	23―4147	北緯42・50・02 東経141・40・10	120m×84m
10	北斗中学校グランド	北斗５丁目１―１	学校長	22―4151	北緯42・49・59 東経141・37・32	120m×146m
11	北海道千歳北陽高等学校グランド	北陽２丁目10―53	学校長	24―2818	北緯42・50・54 東経141・38・20	200m×150m
12	北海道千歳高等学校グランド	北栄１丁目４―１	学校長	23―9146	北緯42・49・44 東経141・38・34	100m×100m
13	青空公園(スケート場)	あずさ１丁目１	千歳市スポーツ協会	24―2100	北緯42・50・33 東経141・39・02	100m×150m
14	青葉公園 (多目的広場)	真町	千歳市スポーツ協会	24―2100	北緯42・49・09 東経141・38・15	70m×35m
15	若草公園(野球場)	若草５丁目４	千歳市スポーツ協会	24―2100	北緯42・47・29 東経141・35・48	100m×100m
16	泉郷多目的広場	泉郷	スポーツ振興課長	24-0855	北緯42・54・22 東経141・43・16	80m×50m
17	モラップキャンプ場	モラップ	休暇村支笏湖	25―2201	北緯42・44・44 東経141・24・31	59m×45m
18	美苗湖畔(キャンプ場)	美苗	管理人事務所	25―2752	北緯42・43・56 東経141・15・46	100m×60m
19	チェーン着脱場(美笛)	美笛	札幌開発建設部千歳道路事務所	23―2191	北緯42・43・02 東経141・12・58	70m×30m
20	千歳市防災学習交流施設（防災訓練広場）	あずさ４丁目22-1	施設長	26―9991	北緯42・51・00 東経141・38・53	200m×100m
21	北光公園	北光4丁目6-１	都市整備課公園管理係	24―0697	北緯42・50・38 東経141・38・18	

施設管理者については、変更される場合がある。

○　ヘリポート障害物除去基準



○　ヘリポート・標識施設の設置基準

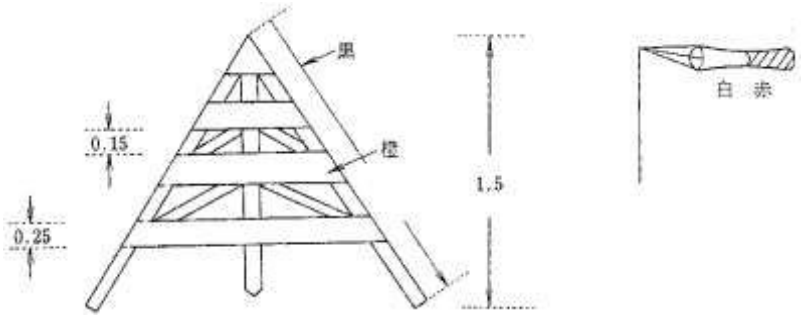


注　1　単位：メートル

2　接地（帯）標識：白とする。（Hの方向は進入方向を示すように標示する。）

3　風向指示器:着陸帯に近く進入区域外に設置する。ただし、進入区域及び着陸から70m以上離隔し、かつ、風のじょう乱の少ない場所に設置する。吹流しは繊維製品で一色又は数色とし、背景と反対色であること。

4　積雪地離着陸区域標識：接地（帯）標識の中心から50mの距離に正方形を構成するように４箇設置する。



○　航空機、ヘリコプターによる災害情報の通報及び受信要領

自衛隊航空機による災害時における災害情報の通報及び受領に関しては、次により行うように努めること。

1　通信筒の投下

搭乗隊員は、災害状況を示す文書又は写真等を封入した通信筒を投下する。

この場合、その投下目標として、別図様式に描かれた地点を定める。

2　自衛隊員の直接報告

搭乗隊員は、市長の要請があった場合で状況の許すときは、着陸して職員等に通報することができる。

3　職員等の待機

職員等は、ヘリコプター等の爆音を聴取したときは、直ちに待機する。

4　受領の合図

通信筒を受領した者は、直ちにヘリコプター等に対して通信筒を振り、受領した旨合図する。

5　ヘリコプター着陸要請の合図

職員等は、ヘリコプターに対し、情報の受領その他連絡のため着陸を要請するときは、通信筒投下地点に国旗を置く。

6　着陸可否の合図

搭乗隊員は、職員等からの着陸要請の合図を認めたときは、着陸可否の要旨を記載した文書を通信筒に封入して合図する。

7　職員等の搭乗調査

職員等は、必要に応じ、自衛隊の同意を得て、ヘリコプターに搭乗して災害の状況を調査することができる。

別図様式　略

○　緊急輸送道路（指定）一覧

緊急輸送道路	路　線	主要な防災拠点又はその他の防災拠点
第１次 緊急輸送道路	道央自動車道	
	道東自動車道	
	国道３６号	札幌開発建設部千歳道路事務所 東京航空局新千歳空港事務所 航空自衛隊千歳基地 新千歳空港 札幌開発建設部千歳空港建設事業所 千歳市環境センター
	国道４５３号	
	国道３３７号（道央圏連絡道路）	
	国道２３４号	
	０９－１２東１３号道路	千歳警察署
	東大通	陸上自衛隊東千歳駐屯地
	川南通	千歳市消防本部、千歳保健所 千歳市役所、千歳市水道局
	９線通・市道３３号大通	陸上自衛隊北千歳駐屯地
	道道千歳インター線	千歳ＩＣ
	道道新千歳空港インター線・道道泉沢新千歳空港線	新千歳空港ＩＣ
	祝梅大通	
第２次 緊急輸送道路	国道３３７号	千歳駅前広場 道の駅サーモンパーク千歳
	国道２７６号	原子力災害時の倶知安町民受入ルート
	道道支笏湖公園線	札幌建設管理部千歳出張所
	道道早来千歳線	河川防災ステーション
	０９‐０１南４号道路	千歳市青葉公園（広域避難所）
	２９号通	千歳市青空公園（広域避難所）
	美々西通	公立千歳科学技術大学
第３次 緊急輸送道路	道道島松千歳線	千歳市防災学習交流施設、市立千歳市民病院
	市場通	千歳市公設卸売市場
	日の出大通	千歳川河川事務所
	０９－１３南１号道路	北海道ガス㈱千歳支店
	駒里祝梅線	柏台演習場
	０９－１０南４号道路・０９－１０東３号道路・０９－１０南１号道路	千歳市車両センター
	０９－１８南３号道路・市道街路２８長都駅前通・０９－３０東２号道路	長都駅前広場

水 防 関 係

○　水位観測所・雨量観測所・危機管理型水位計一覧

1　水位観測所一覧

観測所名	河 川 名	位　　置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	氾濫開始相当水位(m)	所　　管
ふ化場	千歳川	千歳市蘭越番外地	30.60	30.70				札幌開発建設部
西越	〃	千歳市幸福１丁目849番地	7.90	8.20	8.40	8.70	9.30	〃
支笏湖	〃	千歳市支笏湖						〃
春日	〃	千歳市大和２丁目	14.51	14.67	14.71	15.23		札幌建設管理部
嶮淵	嶮淵川	千歳市泉郷800番地	8.80	9.20	9.70	10.20	10.20	札幌開発建設部
真々地	ママチ川	千歳市真々地１丁目	14.45	14.80	15.30	15.99		札幌建設管理部
長都	長都川	千歳市上長都東５線南28号	9.41	9.57	9.88	10.43		〃

2　雨量観測所一覧

観　測　所　名	河　川　名	雨　量　観　測　所　位　置	所　　管
滝笛（道路）	美笛川	千歳市滝笛	札幌開発建設部（道路）
支笏	千歳川	千歳市水明郷石狩森林管理署恵庭事業所国有林	札幌開発建設部
西越	〃	千歳市根志越849番地	〃
支笏湖	〃	千歳市支笏湖	〃
ふ化場	〃	千歳市蘭越	〃
春日	〃	千歳市大和２丁目地先河川敷	札幌建設管理部
支笏湖畔(気象)	その他	千歳市支笏湖温泉番外地	札幌管区気象台
支寒内(道路)	〃	千歳市支寒内国有林	札幌開発建設部（道路）
支笏湖（道路）	〃	千歳市支笏湖温泉	〃
美々(道路)	美々川	千歳市平和1388地先	〃
千歳（気象）	その他	千歳市美々　新千歳航空測候所	札幌管区気象台

3　危機管理型水位計一覧

名称	河川名	位置	所管
千歳川KP32.8右岸	千歳川	長沼町	札幌開発建設部
千歳川KP38.0左岸	千歳川	千歳市都	〃
千歳川KP41.2右岸	千歳川	千歳市根志越	〃
千歳川KP42.0左岸	千歳川	千歳市東郊１丁目	〃
千歳川KP42.4左岸	千歳川	千歳市住吉１丁目	〃
嶮淵川KP6.0左岸	嶮淵川	千歳市泉郷	〃
嶮淵川KPKP6.2右岸	嶮淵川	千歳市泉郷	〃
ママチ川	ママチ川	千歳市朝日町	札幌建設管理部
嶮淵川	嶮淵川	千歳市協和	〃
祝梅川	祝梅川	千歳市祝梅	〃

○　水門等設置状況一覧

1　(排・取)水門等

（1）札幌建設管理部

令和３年度現在

番号	管理者	電話番号	②			②			③			④		
			河川名	樋門・樋管名	地　先　名	河川名	樋門・樋管名	地　先　名	河川名	樋門・樋管名	地　先　名	河川名	樋門・樋管名	地　先　名
1	千歳市建設部	24−3131	ママチ川	№１排水樋門	真々地１丁目389番地先									
2	札幌建設管理部	23―4191	〃	分水堰樋門	真々地１丁目1番地先									
3	千歳市建設部	24−3131	嶮淵川	岡田地先排水樋管	泉郷197番7地先	嶮淵川	泉郷第３橋第１樋函工	泉郷408番１地先	嶮淵川	泉郷第３橋第2樋管工	泉郷408番５地先	嶮淵川	白井地先排水樋管	泉郷486番地先
4	千歳市建設部	24−3131	〃	廣世地先排水樋管	泉郷140番38地先	〃	福田地先排水樋管	泉郷43番６地先	嶮淵川	第３号排水樋管	泉郷1559番１地先			
5	千歳市建設部	24−3131	〃	高山地先樋管	泉郷149番１地先	〃	第１号排水樋管	泉郷150番８地先	〃	第２号排水樋管	泉郷2008番１地先			
6	千歳市建設部	24−3131	〃	第５号排水樋管	協和217番２地先	〃	第６号排水樋管	協和335番２地先	〃	第７号樋管工	協和334番９地先			
7	千歳市建設部	24−3131	〃	第４号排水樋管	泉郷203番地先	〃	第８号樋管工	協和341番２地先	〃	第９号樋管工	協和341番５地先			
8	千歳市建設部	24−3131	〃	第10号樋管工	協和281番３地先	〃	第11号樋管工	協和122番３地先						
9	千歳市建設部	24−3131	〃	第12号排水樋管工	協和673番２地先	〃	第13号樋管工	協和750番１地先	嶮淵川	第14号樋管工	協和741番３地先			
10	千歳市建設部	24−3131	〃	第15号樋管工	協和428番５地先	〃	第16号樋管工	協和431番２地先						

11	千歳市建設部	24－3131	〃	第17号樋管工	協和1137番６地先									
12	千歳市建設部	24－3131	〃	第19排水ひ管	協和1173番６地先	嶮淵川	第22排水ひ管	協和634番１地先						
13	千歳市建設部	24－3131	〃	第18排水ひ管	協和814番４地先	〃	第20排水ひ管	協和635番２地先						
14	千歳市建設部	24－3131	〃	第23排水ひ管	協和112番４地先	〃	第24排水ひ管	協和115番４地先						
15	千歳市建設部	24－3131	〃	第25排水ひ管	協和630番２地先									
16	千歳市建設部	24－3131	〃	第28排水ひ管	協和651番２地先	嶮淵川	第29排水ひ管	協和651番１地先						
17	千歳市建設部	24－3131	〃	小泉地先樋管	協和123番4地先	〃	第26排水ひ管	協和631番８地先	嶮淵川	第27排水ひ管	協和631番１地先			
18	千歳市建設部	24－3131	長都川	田中排水樋管工	長都87番８地先									
19	千歳市建設部	24－3131	〃	佐々木排水樋管	長都38番４地先	長都川	又場排水樋門	長都833番２地先						
20	札幌建設管理部	23―4191	〃	長都川左岸樋門	長都東6線南25号地先	〃	長都川右岸樋門	長都東6線南25号地先						
21	千歳市建設部	24－3131	ユカンボシ川	４号排水樋管	長都100番２地先									
22	千歳市建設部	24－3131	〃	第一号排水樋管	市道南24号地先									

（２）札幌開発建設部千歳川河川事務所　　令和３年度現在

番号	管理者	電話番号	名称	河川名	場所	断面形状 m	ゲート数
1	千歳川河川事務所	２４―１１１４	漁太東４線樋門	千歳川	釜加108―１地先	２×２×51	1
2	千歳川河川事務所	２４―１１１４	カリンバ排水樋門	〃	〃 241―18地先	２×２×47	2
3	千歳川河川事務所	２４―１１１４	漁太南２０号樋門	〃	〃 97―４地先	2.9×5.2×39	2
4	千歳川河川事務所	２４―１１１４	漁太南２２号樋門	〃	〃 310―３地先	２×２×33	1
5	千歳川河川事務所	２４―１１１４	福屋樋門	〃	長都468―１地先	1.2×1.2×35	1
6	千歳川河川事務所	２４―１１１４	第４支線樋門	〃	〃 1813―１地先	2.5×２×25	1
7	千歳川河川事務所	２４―１１１４	第５支線樋門	〃	〃 2504地先	２×２×27	1
8	千歳川河川事務所	２４―１１１４	末広樋門	〃	根志越138地先	1.5×1.5×17	1
9	千歳川河川事務所	２４―１１１４	根志越樋門	〃	〃 19―１地先	1.2×1.2×18	1
10	千歳川河川事務所	２４―１１１４	国境樋門	嶮淵川	泉郷2176地先	1.2×1.2×22	1
11	千歳川河川事務所	２４―１１１４	松原樋門	〃	〃 577―４地先	1.2×1.2×16.0	1
12	千歳川河川事務所	２４―１１１４	登坂樋門	〃	〃 287―６地先	1.2×1.2×17.0	1
13	千歳川河川事務所	２４―１１１４	旧千歳川樋門	祝梅川	根志越182地先	1.2×1.2×30	1
14	千歳川河川事務所	２４―１１１４	中央幹線樋門	〃	〃 49地先	２×1.5×21	1
15	千歳川河川事務所	２４―１１１４	ウメボシ樋門	〃	〃 1441―1地先	1.5×２×15	1
16	千歳川河川事務所	２４―１１１４	祝梅川樋門	〃	〃 1171―14地先	1.2×1.2×16	1
17	千歳川河川事務所	２４―１１１４	小笠樋門	〃	根志越1462番地先	φ0.6×17.86	1
18	千歳川河川事務所	２４―１１１４	柳樋門	〃	祝梅488番１地先	φ0.6×16.06	1

19	千歳川河川事務所	24―1114	張山沢樋門	〃	祝梅508番地先	φ0.6×15.56	1
20	千歳川河川事務所	24―1114	野呂樋門	〃	祝梅513番地先	φ0.6×15.66	1
21	千歳川河川事務所	24―1114	No.2小笠地先排水樋管	〃	祝梅496番地先	φ0.6×13.40	1

（3）千歳市

令和３年度現在

番号	操作員	電話番号	名称	河川名	場所	断面形状ｍ	ゲート数
1	農村整備課 千歳市環境整備事業協同組合	２４―０６２９ ２９―２７５１ （中央長都排水機場）	中央長都排水樋門	千歳川	根志越2591	2.3×２	1
2	〃	２４―０６２９ ２２―５２０８ （南１８号排水機場）	南１８号排水樋門	〃	釜加83―13	1.5×1.5	2
3	〃	２４―０６２９ ２２―５３５７ （南２１号排水機場）	南２１号排水樋門	〃	釜加1120	2.0×2.0	1
4	〃	２４―０６２９	逆サイホン呑口樋門	第１号幹線明渠排水路	根志越2658	φ1.８	2
5	〃	〃	逆サイホン吐口樋門	中央排水路	〃　2615	〃	2

2　排水ポンプ場

番号	管理者	操作員	名称	河川名	場所	ポンプ能力・台数
1	千歳市	農村整備課 千歳市環境整備事業協同組合	中央長都排水機場	千歳川	根志越2538―4	1.75m³／s×3台 0.44m³／s×1台
2	千歳市 恵庭市	〃	南18号排水機場	〃	釜加564―23	4.26m³／s×2台
3	〃	〃	南21号排水機場	〃	〃 83―13	2.5m³／s×2台 0.75m³／s×1台
4	千歳市	〃	都排水機場	〃	都1814―23	2.167m³／s×2台 0.717m³／s×2台
5	千歳市 長沼町	長沼町	大学排水機場	〃	長沼町馬追原野1412―18	9.73m³／s×2台 3.77m³／s×2台
6	千歳市	農村整備課 千歳市環境整備事業協同組合	長都排水機場	長都川	長都216―10	0.6m³／s×2台
7	〃	〃	ユカンボシ排水機場	ユカンボシ川	〃 37―13	0.20m³／s×2台
8	千歳市 恵庭市	恵庭市	漁太排水機場	千歳川	恵庭市漁太126―4	4.33m³／s×3台

○　重要水防箇所一覧

【重要水防箇所について】

『重要水防箇所』とは洪水時に危険が予測され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもので、河川の堤防から河川にかかる橋など（以下８項目）について重要度Ａ、Ｂ、要注意などの評価を与えています。

重要水防箇所評定基準（案）

種別	Ａ 水防上最も重要な区間	Ｂ 水防上重要な区間	要注意区間
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤防脆弱性指標t*≧0.01となる箇所、又は堤防の浸透に対する安全性の照査の結果等により法崩れ、すべりが発生するおそれのある箇所で、堤防機能に支障が生じる堤体の変状履歴がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所及び堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防脆弱性指標t*≧0.01となる箇所、又は堤防の浸透に対する安全性の照査の結果等により法崩れ、すべりが発生するおそれのある箇所で、堤防機能に支障が生じる堤体の変状が確認されていないが、所要の対策が未施工の箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	

基礎地盤 漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 G/W≦１、それ以外の場所は局所動水勾配i≧0.5となる箇所のうち、堤防機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状履歴がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状は発生していないが、安全が確認されていない箇所及び堤防の機能に支障は生じていないが、 進行性がある変状が集中している箇所。 G/W≦１、それ以上の場所は局所動水勾配i≧0.5となる箇所のうち、堤防機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状が確認されていないが、所要の対策が未施工の箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たさない箇所。	

工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等による本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。
重点区間	水防活動上の必要性に応じて特に水防時に重点的に巡視すべき区間 【各市町村の危険箇所の上下流数百メートル】		

1　札幌開発建設部（直轄管理区間）

令和５年度現在

No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	既往災害	事務所	市町村名	備考
越1	千歳川	左岸	越水・溢水		B	漁太上流	30.60～32.20	1.60	31.40	9.62	11.06	10.68		千歳川	千歳市	
越2	千歳川	左岸	越水・溢水		A	漁太上流	32.20～32.40	0.20	32.40	9.63	11.06	10.72		千歳川	千歳市	
越3	千歳川	左岸	越水・溢水		B	漁太上流	32.40～35.59	3.19	34.00	9.65	11.06	11.07		千歳川	千歳市	
越4	千歳川	左岸	越水・溢水		B	漁太上流	35.80～36.00	0.20	36.00	9.68	11.06	10.71		千歳川	千歳市	
越5	千歳川	左岸	越水・溢水		B	千歳	36.00～36.12	0.12	36.00	9.68	11.06	10.71		千歳川	千歳市	
越6	千歳川	左岸	越水・溢水	○	B	千歳	36.20～39.40	3.20	37.80	9.70	11.06	10.91		千歳川	千歳市	
越7	千歳川	左岸	越水・溢水		B	千歳上流	39.40～40.62	1.22	40.00	9.73	11.06	11.07		千歳川	千歳市	
越8	千歳川	左岸	越水・溢水		B	千歳上流	40.80～41.00	0.20	41.00	9.74	11.06	12.06		千歳川	千歳市	
越9	千歳川	左岸	越水・溢水		B	千歳上流	41.20～42.23	1.03	41.80	9.86	11.06	－		千歳川	千歳市	
越10	千歳川	左岸	越水・溢水	○	B	千歳上流	42.40～42.60	0.20	42.60	9.99	11.06	－		千歳川	千歳市	
越11	千歳川	左岸	越水・溢水		B	－	42.60～42.68	0.08	42.60	9.99	11.06	－		千歳川	千歳市	
越12	千歳川	左岸	越水・溢水		B	－	42.80～42.93	0.13	42.80	10.03	11.06	－		千歳川	千歳市	
越13	千歳川	左岸	越水・溢水		B	－	43.00～43.20	0.20	43.20	10.64	11.64	－		千歳川	千歳市	
越14	千歳川	右岸	越水・溢水		B	長都上流	34.80～35.59	0.79	35.20	9.67	11.06	11.86		千歳川	千歳市	
越15	千歳川	右岸	越水・溢水	○	B	長都上流	35.80～36.12	0.32	36.00	9.68	11.06	10.91		千歳川	千歳市	

越16	千歳川	右岸	越水・溢水		B	長都上流	36.20～39.40	3.20	37.80	9.70	11.06	11.13		千歳川	千歳市	
越17	千歳川	右岸	越水・溢水		B	祝梅	39.40～40.60	1.20	40.00	9.73	11.06	11.09		千歳川	千歳市	
越18	千歳川	右岸	越水・溢水	○	B	祝梅	40.80～41.60	0.80	41.20	9.77	11.06	11.04		千歳川	千歳市	
越19	千歳川	右岸	越水・溢水	○	A	祝梅	41.60～42.20	0.60	42.00	9.89	11.06	－		千歳川	千歳市	
越20	千歳川	右岸	越水・溢水		B	祝梅	42.20～42.23	0.03	42.20	9.93	11.06	－		千歳川	千歳市	
越21	千歳川	右岸	越水・溢水		B	祝梅	42.40～42.60	0.20	42.60	9.99	11.06	－		千歳川	千歳市	
越22	千歳川	右岸	越水・溢水		B	－	42.60～42.68	0.08	42.60	9.99	11.06	－		千歳川	千歳市	
越23	千歳川	右岸	越水・溢水		B	－	42.80～42.93	0.13	42.80	10.03	11.06	－		千歳川	千歳市	
越24	千歳川	右岸	越水・溢水		B	－	43.00～43.20	0.20	43.20	10.64	11.64	－		千歳川	千歳市	
提1	千歳川	左岸	堤体漏水		B	漁太上流	33.40～34.00	0.60	33.80	9.65	11.06	10.94		千歳川	千歳市	
提2	千歳川	左岸	堤体漏水		B	漁太上流	34.60～35.40	0.80	35.00	9.66	11.06	11.80		千歳川	千歳市	
提3	千歳川	左岸	堤体漏水		B	漁太上流	35.60～36.00	0.40	35.80	9.67	11.06	10.79		千歳川	千歳市	
提4	千歳川	左岸	堤体漏水		B	千歳	36.00～37.80	1.80	37.00	9.69	11.06	10.95		千歳川	千歳市	
提5	千歳川	左岸	堤体漏水		B	千歳	39.00～39.40	0.40	39.20	9.72	11.06	11.05		千歳川	千歳市	
提6	千歳川	左岸	堤体漏水		B	千歳上流	39.40～40.62	1.22	40.00	9.73	11.06	11.07		千歳川	千歳市	
提7	千歳川	左岸	堤体漏水		B	千歳上流	41.20～41.60	0.40	41.40	9.80	11.06	11.25		千歳川	千歳市	
提8	千歳川	右岸	堤体漏水		B	長都上流	34.80～35.00	0.20	35.00	9.66	11.06	11.24	S37	千歳川	千歳市	
提9	千歳川	右岸	堤体漏水		B	長都上流	38.00～38.40	0.40	38.20	9.70	11.06	11.05		千歳川	千歳市	

提10	千歳川	右岸	堤体漏水		B	長都上流	38.60～39.00	0.40	38.80	9.71	11.06	10.78		千歳川	千歳市	
提11	千歳川	右岸	堤体漏水		B	祝梅	39.40～40.62	1.22	40.00	9.73	11.06	11.09		千歳川	千歳市	
提12	千歳川	右岸	堤体漏水	○	B	祝梅	40.80～41.80	1.00	41.40	9.80	11.06	11.45	S37	千歳川	千歳市	
基1	千歳川	左岸	基礎地盤漏水		B	漁太上流	30.60～31.40	0.80	31.00	9.61	11.06	10.74		千歳川	千歳市	
基2	千歳川	左岸	基礎地盤漏水		B	千歳	36.40～36.60	0.20	36.60	9.68	11.06	11.01		千歳川	千歳市	
基3	千歳川	左岸	基礎地盤漏水		B	千歳上流	39.60～40.62	1.02	40.20	9.73	11.06	10.93		千歳川	千歳市	
基4	千歳川	左岸	基礎地盤漏水		B	千歳上流	41.20～41.60	0.40	41.40	9.80	11.06	11.25		千歳川	千歳市	
基5	千歳川	右岸	基礎地盤漏水		B	長都上流	34.80 ～35.20	0.40	35.00	9.66	11.06	11.24		千歳川	千歳市	
衝1	千歳川	左岸	水衝・洗掘		B	千歳上流	41.20～41.40	0.20	41.40	9.77	11.06	11.14		千歳川	千歳市	
衝2	千歳川	左岸	水衝・洗掘	○	B	千歳上流	42.20～42.40	0.20	42.40	9.96	11.06	—		千歳川	千歳市	
工1	千歳川	－	工作物		B	長都大橋	35.59	－	35.60	9.67	11.06	13.78		千歳川	千歳市	
工2	千歳川	－	工作物		B	根志越橋（下流側）	40.62	－	40.60	9.73	11.06	10.75		千歳川	千歳市	
工3	千歳川	－	工作物		B	根志越橋（上流側）	40.63	－	40.60	9.73	11.06	10.75		千歳川	千歳市	
工4	千歳川	－	工作物		A	ｻｰﾓﾝ橋	42.23	－	42.20	9.93	11.06	11.48		千歳川	千歳市	
工5	千歳川	－	工作物		B	ｲﾝﾃﾞｨｱﾝ水車橋	42.68	－	42.60	9.99	11.06	－		千歳川	千歳市	
工6	千歳川	－	工作物		B	日の出橋	42.93	－	43.00	10.33	11.33	－		千歳川	千歳市	
工7	千歳川	－	工作物		B	新橋	44.49	－	44.40	12.48	13.48	－		千歳川	千歳市	

工8	千歳川	－	工作物		B	千歳橋	44.57	－	44.40	12.48	13.48	－		千歳川	千歳市	
旧1	千歳川	左岸	旧川跡		要注意	千歳上流	40.00～40.40	0.40	40.20	9.73	11.06	10.93		千歳川	千歳市	
旧2	千歳川	左岸	旧川跡		要注意	千歳上流	41.20～41.40	0.20	41.40	9.80	11.06	11.25	S37	千歳川	千歳市	
旧3	千歳川	左岸	旧川跡	○	要注意	千歳上流	41.60～42.00	0.40	41.80	9.86	11.06	－		千歳川	千歳市	
旧4	千歳川	右岸	旧川跡		要注意	長都上流	34.80～35.20	0.40	35.00	9.66	11.06	11.24		千歳川	千歳市	
旧5	千歳川	右岸	旧川跡		要注意	長都上流	37.60～37.80	0.20	37.80	9.70	11.06	11.13		千歳川	千歳市	
旧6	千歳川	右岸	旧川跡		要注意	長都上流	38.40～38.80	0.40	38.60	9.71	11.06	10.96		千歳川	千歳市	
旧7	千歳川	右岸	旧川跡		要注意	祝梅	39.80～40.60	0.80	40.20	9.73	11.06	10.79		千歳川	千歳市	
旧8	千歳川	右岸	旧川跡	○	要注意	祝梅	41.60～42.23	0.63	42.00	9.89	11.06	－		千歳川	千歳市	
重1	千歳川	左岸	重点区間	○		千歳築堤	37.90～38.10	0.20	38.00	9.70	11.06	10.62		千歳川	千歳市	
重2	千歳川	左岸	重点区間	○		千歳上流築堤	41.90～42.10	0.21	42.00	9.89	11.06	11.08		千歳川	千歳市	
重3	千歳川	左岸	重点区間	○		千歳上流築堤	42.30～42.50	0.21	42.40	9.96	11.06	－		千歳川	千歳市	
重4	千歳川	右岸	重点区間	○		長都上流築堤	35.90～36.10	0.20	36.00	9.68	11.06	10.91		千歳川	千歳市	
重5	千歳川	右岸	重点区間	○		祝梅築堤	41.10～41.30	0.21	41.20	9.77	11.06	11.04		千歳川	千歳市	
重6	千歳川	右岸	重点区間	○		千歳市街築堤	41.70～41.90	0.17	41.80	9.86	11.06	－		千歳川	千歳市	
越1	嶮淵川	左岸	越水・溢水	○	B	嶮淵川左岸築堤	5.78～6.60	0.82	6.20	9.98	11.06	10.85	S56	千歳川	千歳市	
越2	嶮淵川	右岸	越水・溢水	○	B	嶮淵川	6.01～6.60	0.59	6.40	10.00	11.06	11.42		千歳川	千歳市	

						右岸築堤										
衝1	嶮淵川	左岸	水衝・洗掘		B	嶮淵川 左岸築堤	7.22	—	7.20	10.25	11.06	14.04		千歳川	千歳市	H29河川 カルテ
工1	嶮淵川	-	工作物		B	長沼用水 路橋	6.88	-	6.80	10.12	11.06	11.67		千歳川	千歳市	
破1	嶮淵川	左岸	破堤跡	○	要注意	嶮淵川 左岸築堤	6.00	-	6.00	9.96	11.06	10.63	S56	千歳川	千歳市	S56.8溢 水破堤
重1	嶮淵川	左岸	重点区間	○		嶮淵川左 岸築堤	5.90～6.10	0.20	6.00	9.96	11.06	10.63	S56	千歳川	千歳市	
重2	嶮淵川	右岸	重点区間	○		嶮淵川右 岸築堤	6.10～6.30	0.22	6.20	9.98	11.06	10.63		千歳川	千歳市	

2　札幌開発建設部（直轄工事区間（２条８号区間））　　令和５年度現在

Ｎｏ.	河川名	左右岸	種　別	重要度	築堤名	距離標	延　長	位　置	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	既往災害	事務所	市町村名	備考
越1	祝梅川	左　岸	越水・溢水	B	祝梅川左岸築堤	0.33～0.80	0.54	0.60	9.73	11.06	10.73		千歳川	千歳市	
越2	祝梅川	左　岸	越水・溢水	A	祝梅川左岸築堤	0.80～1.20	0.45	1.00	9.75	11.06	10.61		千歳川	千歳市	
越3	祝梅川	左　岸	越水・溢水	B	祝梅川左岸築堤	1.20～2.80	1.82	2.00	9.78	11.06	10.97		千歳川	千歳市	
越4	祝梅川	左　岸	越水・溢水	B	祝梅川左岸築堤	3.00～3.40	0.40	3.20	9.83	11.06	11.20		千歳川	千歳市	
越5	祝梅川	左　岸	越水・溢水	A	祝梅川左岸築堤	3.40～3.60	0.20	3.60	9.86	11.06	9.82		千歳川	千歳市	
越6	祝梅川	左　岸	越水・溢水	B	祝梅川左岸築堤	3.60～3.80	0.20	3.80	10.07	11.06	－		千歳川	千歳市	
越7	祝梅川	右　岸	越水・溢水	B	祝梅川右岸築堤	0.14～2.00	2.00	1.00	9.75	11.06	11.03		千歳川	千歳市	
越8	祝梅川	右　岸	越水・溢水	A	祝梅川右岸築堤	2.00～2.40	0.43	2.20	9.79	11.06	10.66		千歳川	千歳市	
越9	祝梅川	右　岸	越水・溢水	B	祝梅川右岸築堤	2.40～2.80	0.43	2.60	9.80	11.06	10.70		千歳川	千歳市	
越10	祝梅川	右　岸	越水・溢水	A	祝梅川右岸築堤	3.00～3.40	0.40	3.20	9.82	11.06	9.72		千歳川	千歳市	
越11	祝梅川	右　岸	越水・溢水	A	祝梅川右岸築堤	3.60～3.80	0.20	3.80	9.82	11.06	10.44		千歳川	千歳市	
提1	祝梅川	左　岸	堤体漏水	B	祝梅川左岸築堤	0.33～3.40	3.07	1.80	9.77	11.06	11.08		千歳川	千歳市	

提2	祝梅川	右　岸	堤体漏水	B	祝梅川右岸築堤	0.20～3.40	3.20	1.80	9.77	11.06	10.88		千歳川	千歳市	
基1	祝梅川	右　岸	基礎地盤漏水	B	祝梅川右岸築堤	0.20～2.99	3.00	1.60	9.77	11.06	10.87		千歳川	千歳市	
衝1	祝梅川	左　岸	水衝･洗掘	B	祝梅川左岸築堤	0.75～1.00	0.28	0.80	9.74	11.06	10.98		千歳川	千歳市	H29河川カルテ
衝2	祝梅川	右　岸	水衝･洗掘	B	祝梅川右岸築堤	0.75～1.00	0.27	0.80	9.74	11.06	10.99		千歳川	千歳市	H29河川カルテ
工1	祝梅川	―	工作物	B	新祝梅橋	0.47		0.40	9.72	11.06	11.07		千歳川	千歳市	
工2	祝梅川	―	工作物	B	祝梅橋	1.52		1.60	9.77	11.06	10.99		千歳川	千歳市	
工3	祝梅川	―	工作物	B	第2祝梅橋	2.94		2.80	9.81	11.06	10.94		千歳川	千歳市	
旧1	祝梅川	左　岸	旧川跡	要注意	祝梅川左岸築堤	0.49～0.80	0.31	0.60	9.73	11.06	10.73		千歳川	千歳市	河川カルテ
旧2	祝梅川	左　岸	旧川跡	要注意	祝梅川左岸築堤	1.40～1.60	0.20	1.60	9.77	11.06	10.99		千歳川	千歳市	
旧3	祝梅川	右　岸	旧川跡	要注意	祝梅川右岸築堤	0.42～0.48	0.06	0.40	9.72	11.06	11.34		千歳川	千歳市	
旧4	祝梅川	右　岸	旧川跡	要注意	祝梅川右岸築堤	0.60～0.80	0.20	0.80	9.74	11.06	10.99		千歳川	千歳市	河川カルテ

3　札幌開発建設部（直轄工事区間（指定区間））

令和５年度現在

Ｎｏ.	河川名	左右岸	種　別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	延　長	位　置	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	既往災害	事務所	市町村名	備考
越1	長都川	左岸	越水・溢水		A	長都川左岸	0.00～0.60	0.60	0.40	9.68	11.06	10.19		千歳川	千歳市	
越2	長都川	左岸	越水・溢水		B	長都川左岸	0.60～1.20	0.60	1.00	9.68	11.06	11.38		千歳川	千歳市	
越3	長都川	左岸	越水・溢水		A	長都川左岸	1.20～1.40	0.20	1.40	9.68	11.06	10.47		千歳川	千歳市	
越4	長都川	左岸	越水・溢水		B	長都川左岸	1.40～1.60	0.20	1.60	9.68	11.06	10.81		千歳川	千歳市	
越5	長都川	左岸	越水・溢水		A	長都川左岸	1.60～3.60	2.00	2.60	9.68	11.06	10.93		千歳川	千歳市	
越6	長都川	右岸	越水・溢水		A	長都川右岸	0.00～0.27	0.27	0.20	9.68	11.06	10.18		千歳川	千歳市	
越7	長都川	右岸	越水・溢水		B	長都川右岸	0.27～0.40	0.13	0.40	9.68	11.06	10.82		千歳川	千歳市	
越8	長都川	右岸	越水・溢水		A	長都川右岸	0.40～0.60	0.20	0.60	9.68	11.06	9.98		千歳川	千歳市	
越9	長都川	右岸	越水・溢水		B	長都川右岸	0.60～1.40	0.80	1.00	9.68	11.06	11.40		千歳川	千歳市	
越10	長都川	右岸	越水・溢水		A	長都川右岸	1.40～3.60	2.20	2.60	9.68	11.06	10.65		千歳川	千歳市	
提1	長都川	左岸	堤体漏水		B	長都川左岸	0.00～3.60	3.60	1.80	9.68	11.06	10.67		千歳川	千歳市	
提2	長都川	右岸	堤体漏水		B	長都川右岸	0.00～2.67	2.67	1.40	9.68	11.06	10.87		千歳川	千歳市	
提3	長都川	右岸	堤体漏水		B	長都川右岸	2.90～3.60	0.70	3.20	9.68	11.06	10.71		千歳川	千歳市	
工1	長都川		工作物		B	第四長都橋	0.96		1.00	9.68	11.06	11.38		千歳川	千歳市	
工2	長都川		工作物		A	第三長都橋	1.53		1.60	9.68	11.06	10.81		千歳川	千歳市	
工3	長都川		工作物		B	第二長都橋	2.08		2.00	9.68	11.06	10.74		千歳川	千歳市	
工4	長都川		工作物		A	第一長都橋	2.67		2.60	9.68	11.06	10.93		千歳川	千歳市	
工5	長都川		工作物		A	上田橋	2.90		3.00	9.68	11.06	10.64		千歳川	千歳市	
工6	長都川		工作物		A	第六長都橋	3.03		3.00	9.68	11.06	10.64		千歳川	千歳市	
越1	ユカンボシ川	左岸	越水・溢水		A	ユカンボシ左岸	0.00～0.40	0.40	0.20	9.68	11.06	10.64		千歳川	千歳市	

越2	ユカンボシ川	左岸	越水・溢水		B	ユカンボシ川左岸	0.40～1.20	0.80	0.80	9.68	11.06	10.80		千歳川	千歳市	
越3	ユカンボシ川	右岸	越水・溢水		B	ユカンボシ川右岸	0.00～1.20	1.20	0.60	9.68	11.06	10.80		千歳川	千歳市	
提1	ユカンボシ川	左岸	堤体漏水		B	ユカンボシ川左岸	0.00～1.20	1.20	0.60	9.68	11.06	10.69		千歳川	千歳市	
提2	ユカンボシ川	右岸	堤体漏水		B	ユカンボシ川右岸	0.19～1.20	1.01	0.60	9.68	11.06	10.80		千歳川	千歳市	
工1	ユカンボシ川	－	工作物		B	南二四号ユカンボシ橋	0.20		0.20	9.68	11.06	10.64		千歳川	千歳市	
工2	ユカンボシ川	－	工作物		A	第二ユカンボシ橋	0.40		0.40	9.68	11.06	10.64		千歳川	千歳市	
工3	ユカンボシ川	－	工作物		A	三号橋	1.18		1.20	9.68	11.06	11.25		千歳川	千歳市	
工4	ユカンボシ川	－	工作物		B	ユカンボシ橋	1.26		1.20	9.68	11.06	11.25		千歳川	千歳市	

4　空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所（知事管理区間）　　令和元年度現在

水系名	河川名	市町村名	右・左岸	起点位置（km）			終点位置（km）			重要水防区域延長（km）	重要度	築堤有・無	備考
				地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
石狩川	ユカンボシ川	千歳市	左岸	長都	（道）第２ユカンボシ橋	0.28	長都	（市）三号橋	1.04	0.76	B	有	樋門
石狩川	ユカンボシ川	千歳市	右岸	長都	（道）第２ユカンボシ橋	0.28	長都	（市）三号橋	1.04	0.76	B	有	樋門
石狩川	ママチ川	千歳市	左岸	青葉	（市）無名橋	0.24	朝日町	（市）ママチ橋から0.04km上流	0.90	0.66	B	無	
石狩川	ママチ川	千歳市	右岸	青葉	（市）無名橋	0.24	朝日町	（市）ママチ橋から0.04km上流	0.90	0.66	B	無	
石狩川	千歳川	千歳市	左岸	春日町	（国）千歳橋	0.00	春日町	（市）青葉公園橋	0.85	0.85	B	有	樋門
石狩川	千歳川	千歳市	左岸	春日町	（市）青葉公園橋	0.85	大和	（市）おはよう橋	1.60	0.75	B	有	樋門
石狩川	千歳川	千歳市	左岸	大和	（市）おはよう橋	1.60	桂木	（高）千歳川橋から0.15km上流の市道	2.68	1.08	B	有	樋門
石狩川	千歳川	千歳市	右岸	本町	（国）千歳橋	0.00	本町	ママチ川との合流点	0.20	0.20	B	有	
石狩川	嶮淵川	千歳市	左岸	泉郷	（市）泉郷第３橋	0.49	泉郷	（農）宮本橋	1.64	1.15	B	有	
石狩川	嶮淵川	千歳市	左岸	協和	（農）第４農道橋	3.47	協和	（農）第４農道橋から1.53km上流	5.00	1.53	B	有	樋門
石狩川	嶮淵川	千歳市	右岸	協和	（農）第５農道橋	6.28	協和	（農）第６農道橋	7.18	0.90	B	有	樋門

石狩川	長　都　川	千 歳 市	左岸	長　都	（市）第四長都橋から0.18㎞下流	0.80	長　都	第三長都橋	1.55	0.75	B	有	樋門
石狩川	長　都　川	千 歳 市	右岸	長　都	（市）第三長都橋	1.55	長　都	（市）第一長都橋	2.69	1.14	B	有	樋門
石狩川	祝　梅　川	千 歳 市	右岸	寿	（市）第二祝梅橋	2.91	寿	（市）第二祝梅橋から1.04㎞上流の市道	3.95	1.04	B	有	樋門

○ 北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域（千歳出張所管内）

（単位：ｋｍ）

級種	水系名	河川名	管理区間延長
1	石狩川	千歳川	55.5
		嶮淵川	6.5
		長都川	3.8
		ユカンボシ川	5.0
		祝梅川	4.0
		ママチ川	10.5
		新ママチ川	0.5
		内別川	0.5
2	安平川	美々川	4.2

○　避難情報の発令判断基準（氾濫）

1　避難情報の発令対象区域

種類	河川名	対象地域	
洪水予報河川	千歳川	千歳川右岸（安平町側）	住吉、東郊、豊里、寿、根志越、祝梅、中央、泉郷、青葉、東雲町、本町、真町
		千歳川左岸（恵庭市側）	清流、幸福、根志越、都、長都、釜加、稲穂、花園、末広、清水町、錦町、春日町、大和、桂木、新星、蘭越
水位周知河川	ママチ川 新ママチ川	真々地、本町、東雲町、朝日町、青葉	
	嶮淵川	中央、泉郷、根志越、協和、幌加、東丘	
	長都川	都、長都、みどり台北、みどり台南、釜加、上長都	

2　避難情報の発令判断基準

（1）千歳川（洪水予報河川）

区 分	基　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）
【警戒レベル３】 高齢者等避難	1　指定河川洪水予報により、西越水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である8.4mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 2　指定河川洪水予報により、西越水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）である8.7mに到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3　国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4　堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル３相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル４】 避難指示	1　指定河川洪水予報により、西越水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）である8.7mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 2　西越水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である8.7mに到達していないものの、西越水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル５水位）である9.3mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3　国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4　堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う

	前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準１～４に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1　西越水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル５）である9.3m に達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2　国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒)」になった場合 3　堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 5　堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報、水防団からの報告等により把握できた場合） ※発令基準１～４を理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準５の災害発生を確認しても、同一居住者等に対し、警戒レベル５緊急安全確保を再発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

【千歳川水位観測所】※水位単位m

観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位
春日	千歳市大和2丁目地先河川敷（おはよう橋地点）	14.51	14.67	14.71	15.23	未設定
西越	千歳市幸福１丁目849番地（根志越橋下流約30m）	7.90	8.20	8.40	8.70	9.30
ふ化場	千歳市蘭越番外（さけます資源管理ｾﾝﾀｰ千歳支所）	30.60	30.70	未設定	未設定	未設定

（２）嶮淵川・長都川・ママチ川・新ママチ川（水位周知河川）

区 分	基　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）
【警戒レベル３】 高齢者等避難	1　水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）に到達した場合 2　水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①　上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②　洪水キキクルで「警戒（赤)」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で大雨警報基準に到達する場合）

	③　上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3　堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル４相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル４】 避難指示	1　水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)（レベル４水位）に到達した場合 2　水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①　上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②　洪水キキクルで「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で大雨危険警報に達する場合） ③　上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3　堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル４相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） 5　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予測されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル４相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※　夜間・未明であっても、発令基準1～３に該当する場合は躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1　水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル５水位）である9.3ｍに到達した場合 2　洪水キキクルで「災害切迫（黒)」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報の基準に到達した場合） 3　堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 5　堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※発令基準１～４を理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準４の災害発生を確認しても、同一居住者等に対し、警戒レベル５緊急安全確保を再発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

【水位観測所】※水位単位m

観測所名 （河川名）	所在地	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫開始 相当水位
嶮淵 （嶮淵川）	千歳市泉郷800番地 （泉郷橋下流約30m）	8.80	9.20	9.70	10.20	10.20
長都 （長都川）	千歳市上長都東5線南28号地先河川敷 （南28号長都橋地点）	9.41	9.57	9.88	10.43	未設定
真々地 （ママチ川）	千歳市真々地1丁目地先河川敷 （清流橋地点）	14.45	14.80	15.30	15.99	未設定

3　避難情報の解除

≪洪水予報河川・水位周知河川≫

避難情報の解除については、水位が氾濫危険水位（レベル４水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

4　水防活動に関する河川管理者の協力が必要な事項

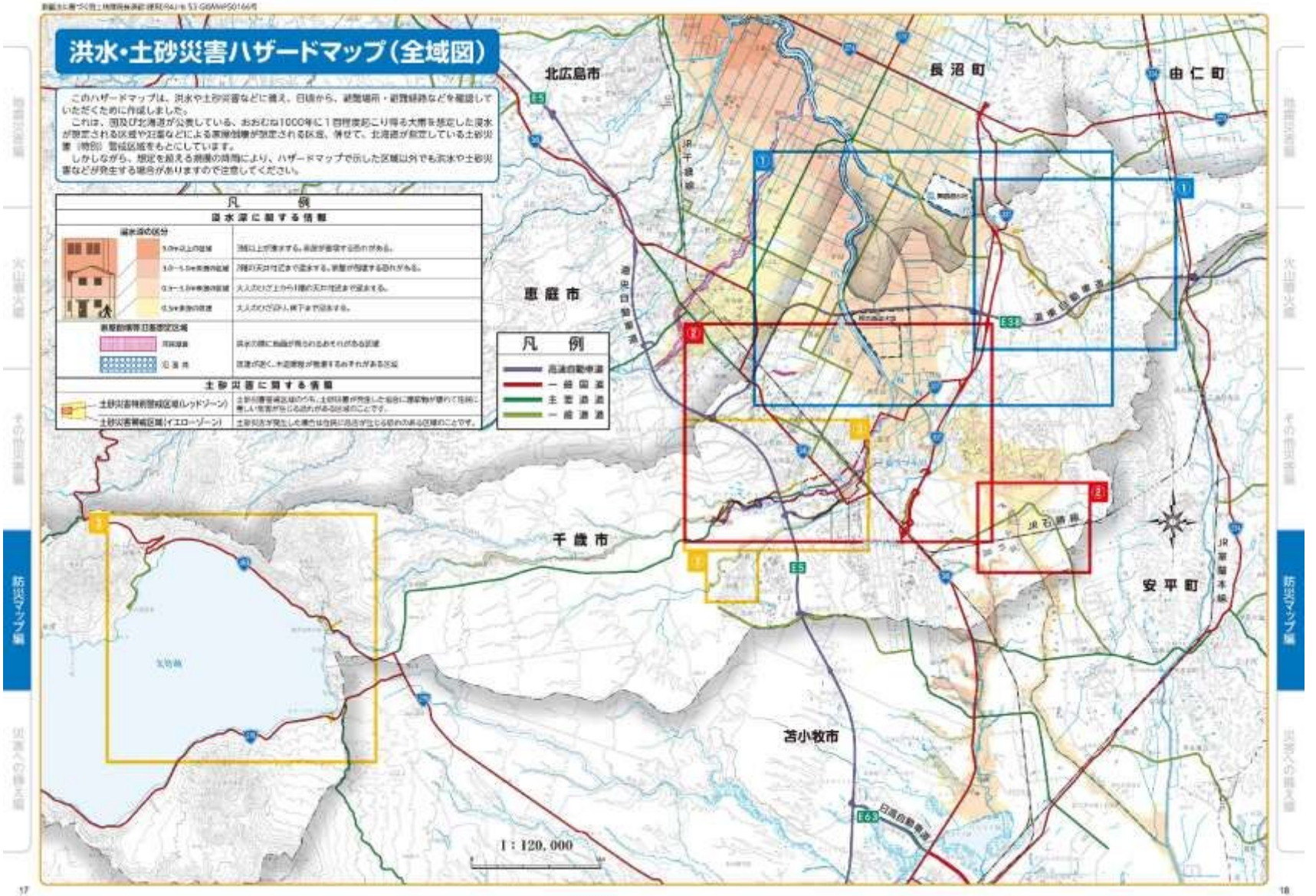
協力が必要な事項	主な内容
河川に関する情報の提供	□千歳川等の水位 □河川管理施設の操作状況 □ＣＣＴＶの映像 □ヘリ巡視の映像等
河川等の点検	□重要水防区域の合同点検
訓練等	□水防訓練及び水防技術講習会への参加
水防資器材の貸与	□応急復旧資器材 □備蓄資器材等
災害対策本部への派遣	□職員の派遣（リエゾンの派遣）

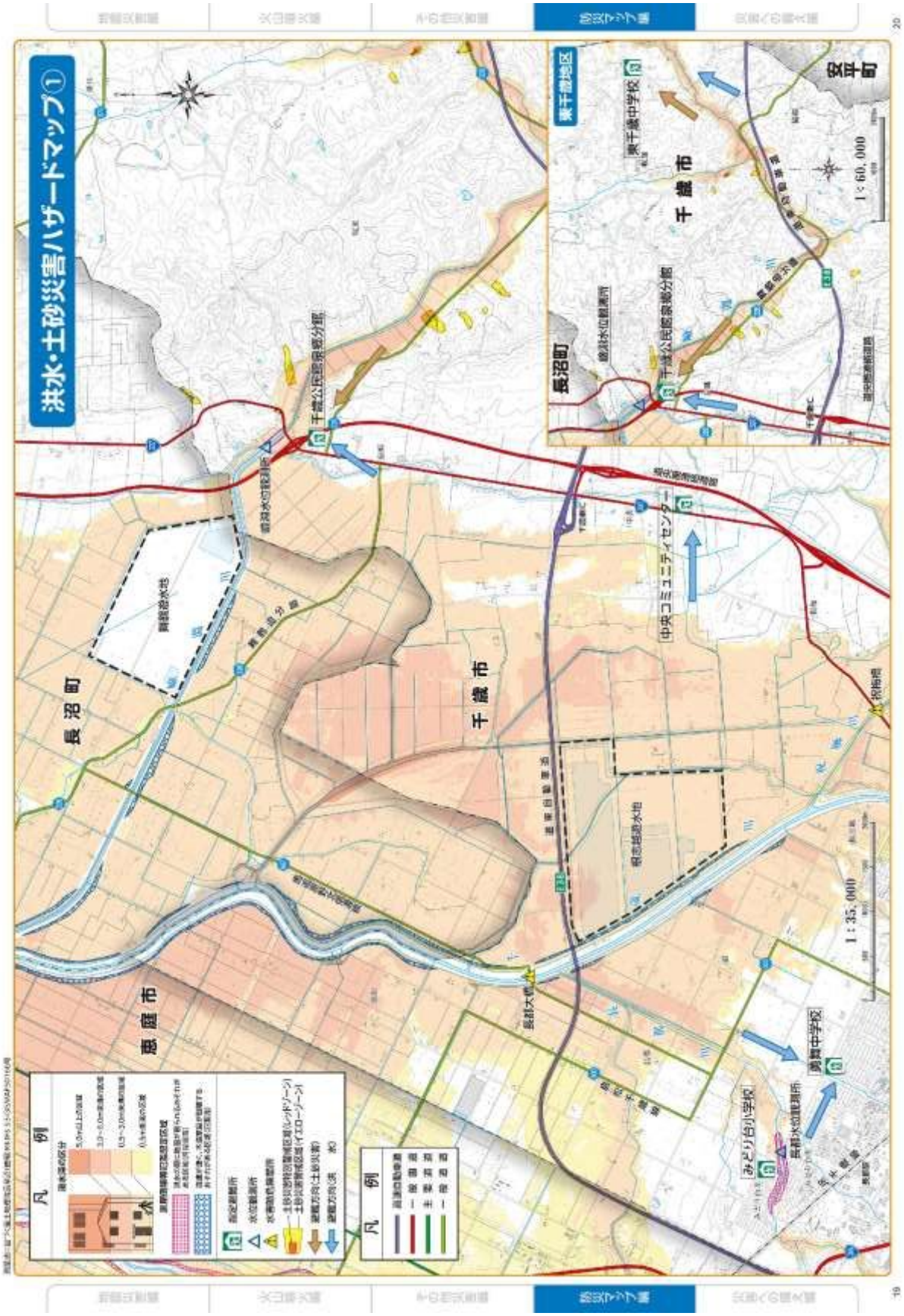
【浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧】　令和５年２月現在

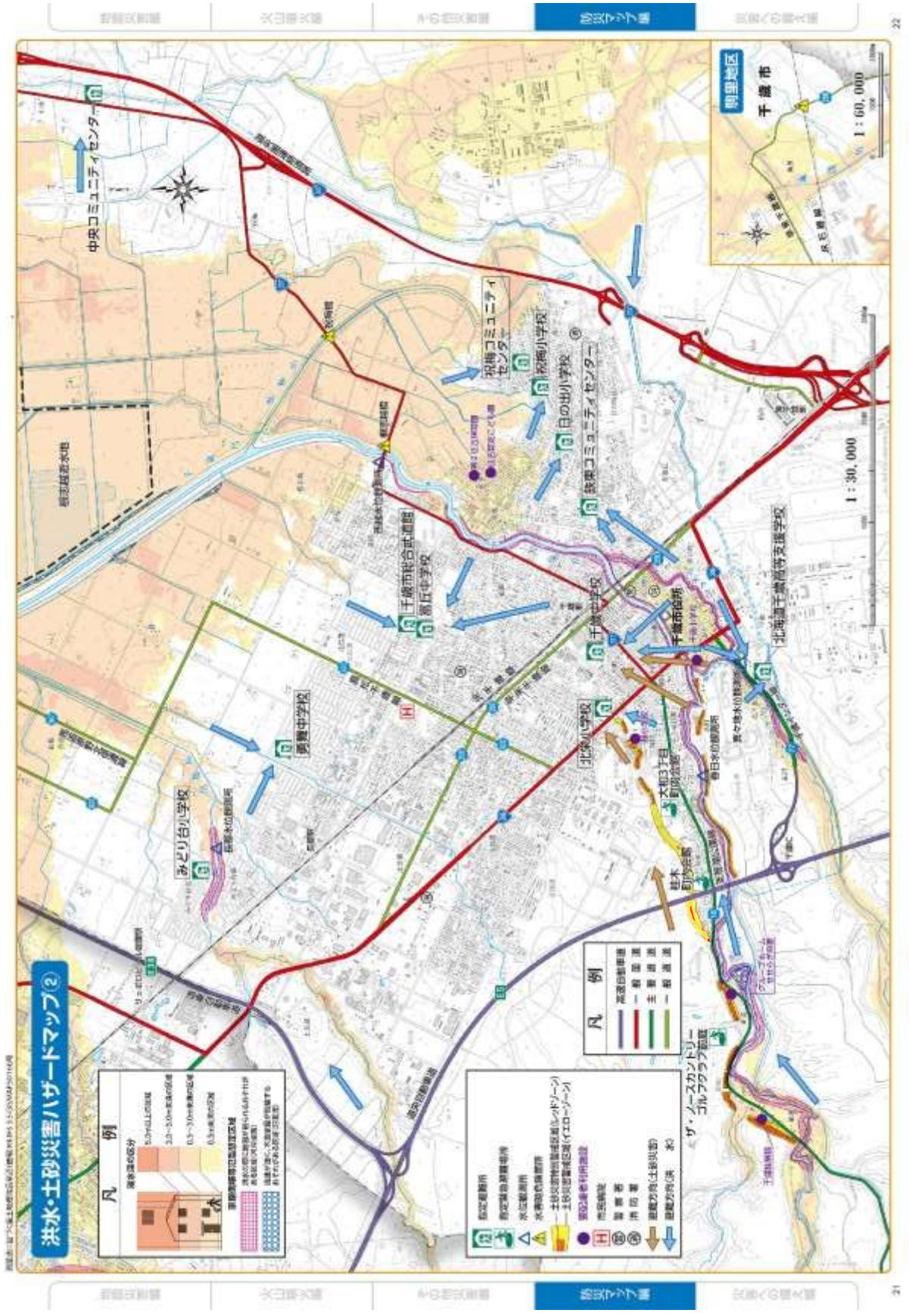
	施設名	所在地	施設の種類	想定水深	避難確保計画の有無
1	第２住吉保育園	豊里２丁目７番７号	認可保育所	0.5m～3.0m未満	策定済
2	住吉認定こども園	豊里３丁目９番５号	幼保連携型認定こども園	0.5m～3.0m未満	策定済
3	千歳市立千歳小学校	本町３丁目４番１号	小学校	0.5m～3.0m未満	策定済

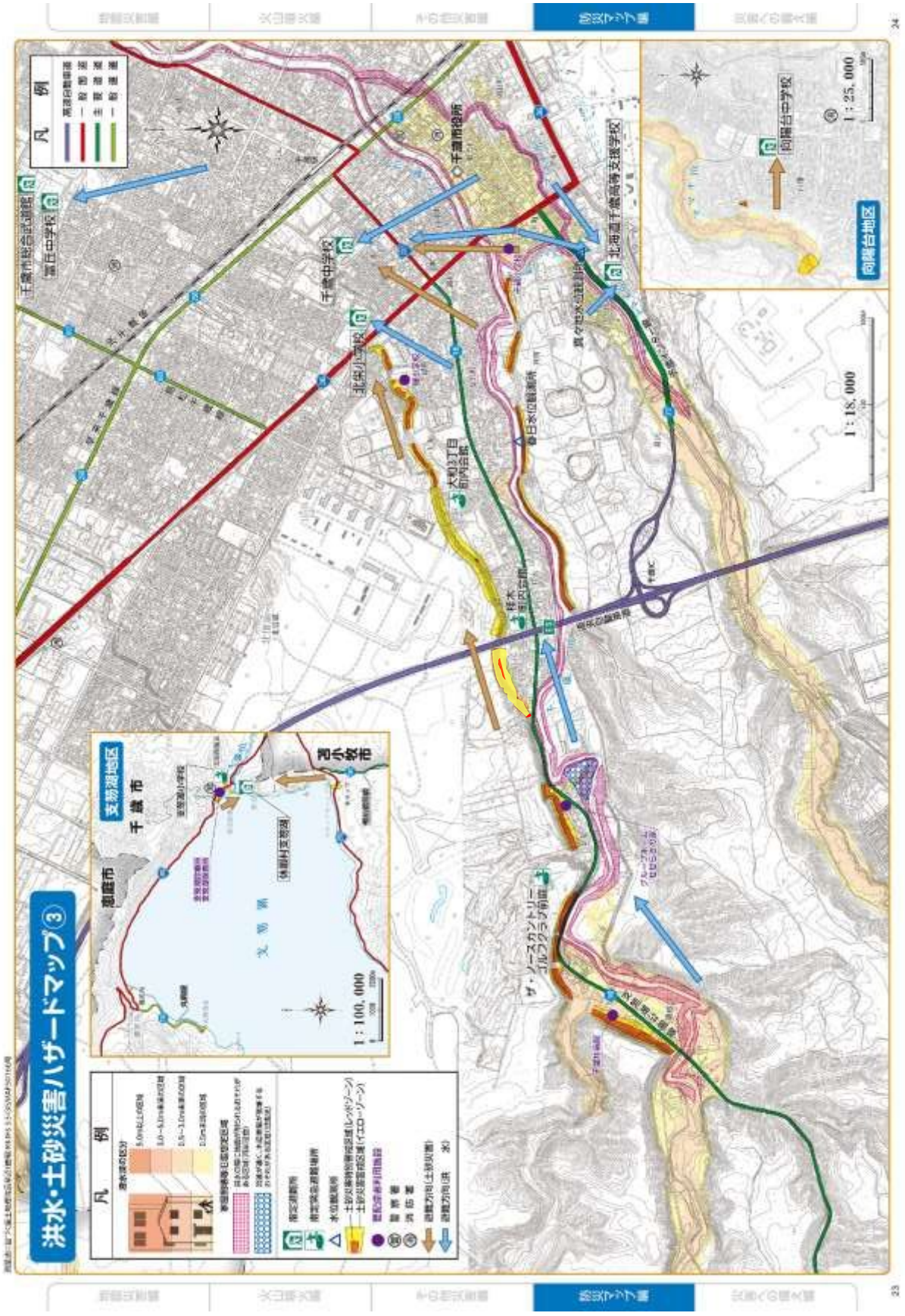
※　無床診療所（６施設）及び想定最大規模の浸水想定水深0.5m未満（２施設）を除く。

○洪水・土砂災害ハザードマップ




洪水・土砂災害ハザードマップ①
長沼町
千歳市
恵庭市
東千歳地区
中央コミュニティセンター
千歳公民館
東千歳中学校
みどり台小学校
勇舞中学校
1：35,000
1：60,000
凡例


洪水・土砂災害ハザードマップ②
凡　例
1：30，000
1：60，000
周辺地区
千歳市
中央コミュニティセンター
祝梅コミュニティセンター
祝梅小学校
日の出小学校
千歳市総合福祉センター
高台中学校
千歳中学校
千歳市役所
北陽小学校
北海道千歳高等支援学校
勇舞中学校
みどり台小学校
ザ・ノースカントリーゴルフクラブ周辺


洪水・土砂災害ハザードマップ③
凡　例
支笏湖地区
千歳市
恵庭市
1：100，000
向陽台地区
1：25，000
1：18，000
千歳市総合武道館
富丘中学校
千歳中学校
北陽小学校
千歳消防署
大和3丁目
町内会館
日本信号㈱
北海道千歳高等支援学校
向陽台中学校
ザ・ノースカントリー
ゴルフクラブ前面

土砂災害警戒区域等

○　土石流に起因する警戒区域等一覧

1　土石流に起因する警戒区域等（Ⅰ）　　令和６年３月現在

河川名	渓流名（危険箇所番号）	所在地	土石流氾濫区域面積（㎡）	計画流出土砂量（m^3）	要配慮者利用施設	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
千歳川支笏湖	湖畔沢（Ⅰ02-0220）	支笏湖温泉	184,190	16,780	無	○	○
千歳川支笏湖	五十二号沢川（Ⅰ02-0230）	支笏湖温泉	51,360	16,500	保育所１ 診療所１	○	○
千歳川支笏湖	シリセツナイ川（Ⅰ02-0240）	支笏湖温泉	18,890	69,250	無	○	
千歳川美笛川	コスイチの沢（Ⅰ02-0250）	幌美内	26,980	3,600	無	○	○
千歳川支笏湖	丸駒沢川（Ⅰ02-0260）	幌美内	5,470	35,840	無	○	
千歳川支笏湖	モラップ一の沢（Ⅰ02-0280）	モラップ	15,100	21,130	無	○	
千歳川支笏湖	モラップ一の沢（Ⅰ02-0290）	モラップ	14,340	37,610	無	○	○

2　土石流に起因する警戒区域等（Ⅱ）　　令和６年３月現在

河川名	渓流名（危険箇所番号）	所在地	土石流氾濫区域面積（㎡）	計画流出土砂量（m^3）	要配慮者利用施設	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
幾淵川	マイヅルオイワケ一の沢（Ⅱ02-0310）	幌加	12,930	7,640	無	○	○
幾淵川	幌加の沢（Ⅱ02-0320）	幌加	21,480	17,670	無	○	○
幾淵川	幾淵川の沢（Ⅱ02-0330）	協和	16,210	3,150	無	○	○
幾淵川	ゴルフ場の沢（Ⅱ02-0340）	泉郷	16,860	25,350	無	○	
幾淵川	区界の沢（Ⅱ02-0350）	泉郷	32,260	36,020	無	○	

3　土石流に起因する警戒区域等（Ⅲ）　　令和６年３月現在

河 川 名	渓流名 （危険箇所番号）	所在地	土石流氾濫 区域面積 （㎡）	計画流出 土砂量 （m^3）	要配慮者 利用施設	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
千 歳 川	泉沢の沢 （準02-012）	泉沢		3,590	無	○	
嶮 淵 川	第２農道橋の沢 （準02-013）	泉郷		8,200	無	○	
嶮 淵 川	第３農道橋の沢 （準02-014）	幌加		21,120	無	○	
嶮 淵 川	マイヅルオイワケの沢 （準02-015）	中央		8,070	無	○	○
嶮 淵 川	桐田の沢 （準02-016）	協和		3,560	無	○	○

○　急傾斜地崩壊に起因する警戒区域等一覧

1　急傾斜地崩壊に起因する警戒区域等（Ⅰ）　　令和６年３月現在

箇所名（危険箇所番号）	所在地	急傾斜地崩壊危険箇所の延長（m）	傾斜度（度）	崖高（m）	要配慮者利用施設	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
千歳支笏湖温泉（Ⅰ-0-271-271）	支笏湖温泉	78	33	22		○	○
千歳蘭越１（Ⅰ-0-272-272）	蘭越	110	37	32		○	○
千歳蘭越２（Ⅰ-0-273-273）	蘭越	310	31	36	※病院１	○	○
千歳蘭越３（Ⅰ-0-274-274）	蘭越	190	36	34		○	○
千歳北信濃１（Ⅰ-0-275-275）	北信濃	410	33	16		○	○
千歳北信濃２（Ⅰ-0-276-276）	北信濃	150	33	24		○	
千歳北信濃３（Ⅰ-0-277-277）	北信濃	295	30	18		○	
千歳大和３丁目１（Ⅰ-0-278-278）	大和３丁目	290	30	14		○	
千歳大和４丁目１（Ⅰ-0-279-279）	大和４丁目	240	40	18	※学校１	○	○
千歳泉郷１（Ⅰ-0-280-280）	泉郷	110	50	22		○	○
千歳真町１（Ⅰ-0-281-281）	真町	230	43	14		○	○
千歳真町２（Ⅰ-0-282-282）	真町	67	36	10		○	○

2　急傾斜地崩壊に起因する警戒区域等（Ⅱ）　　令和６年３月現在

箇所名（危険箇所番号）	所在地	急傾斜地崩壊危険箇所の延長（m）	傾斜度（度）	崖高（m）	要配慮者利用施設	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
千歳蘭越４（Ⅱ-0-203-203）	蘭越	150	33	34		○	○

千歳蘭越５ （Ⅱ-0-204-204）	蘭越	142	35	34	※ グループホーム１	○	○
千歳泉沢１ （Ⅱ-0-205-205）	泉沢	147	35	28		○	○
千歳協和 （Ⅱ-0-206-206）	協和	10	45	8		○	○

３　急傾斜地崩壊に起因する警戒区域等（Ⅲ）　　令和６年３月現在

箇所名 （危険箇所番号）	所在地	準ずる斜面の延長 （m）	傾斜度 （度）	崖高 （m）	要配慮者利用施設	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
千歳蘭越６ （Ⅲ-0-158-158）	蘭越	110	35	34		○	○
千歳蘭越７ （Ⅲ-0-159-159）	蘭越	120	33	34		○	○
千歳蘭越８ （Ⅲ-0-160-160）	蘭越	235	36	30		○	○
千歳泉郷２ （Ⅲ-0-161-161）	泉郷	100	50	18		○	○
千歳大和３丁目２ （Ⅲ-0-162-162）	大和３丁目	330	30	16		○	○
千歳大和４丁目２ （Ⅲ-0-163-163）	大和４丁目	135	31	14		○	○
千歳大和４丁目３ （Ⅲ-0-164-164）	大和４丁目	100	30	14		○	○
千歳泉沢２ （Ⅲ-0-165-165）	泉沢	780	45	30		○	○
千歳真町３ （Ⅲ-0-166-166）	真町	370	31	30		○	○
千歳真町４ （Ⅲ-0-167-167）	真町	200	36	12		○	○
千歳泉郷３ （Ⅲ-0-168-168）	泉郷	130	37	30		○	○

○　避難情報の発令判断基準（土砂災害）

１　避難情報の発令対象区域

土砂災害警報や土砂災害危険警報等は市町村単位で発表されることが多いが、発令対象区域を絞らず、災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等まで避難情報を発令することにより様々な支障が生じると考えられるため、次に示す土砂災害警戒区域・危険箇所等（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険個所及びその他の場所）を避難対象とする。

対象区域は別添「土砂災害警戒区域等一覧」のとおり

（１）土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等」

①土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

②　土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

（２）土砂災害警戒区域の指定の基準

①　急傾斜地崩壊に起因する指定の基準

ア　急傾斜地（傾斜度３０度以上、高さ５m以上）の土地の区域

イ　急傾斜地の上端からの水平距離が１０m以内又は同下端からの水平距離が急傾斜地の高さに相当する距離の２倍（５０mを超える場合は５０m）以内の土地の区域

②　土石流渓流に起因する指定の基準

ア　流水が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より下流の部分

イ　上記に隣接する区域で、国土交通大臣が定める方法により計測した土地の勾配が２度以上の区域

（３）その他の場所

基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域を準用する。

２　避難情報の発令

（１）避難情報の発令の基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令判断基準〉

区 分	基　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対 象 区 域 （人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする。）
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１　レベル３土砂災害警報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」【警戒レベル３相当情報〔土砂災害〕】となった場合 ２　数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ３　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に土砂災害警報に切りかえる可能性が高い旨に言及されている場合など（夕刻時点で発令）	北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等 事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
【警戒レベル４】 避難指示	１　土砂災害危険警報が発表された場合 ２　土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ３　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ５　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例１～２又は５に相当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避	土砂災害危険警報発表において「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の場所で発見された場合を含む）

	難指示を発令する。 　なお、避難場所等へ避難することがかえって住民の生命・身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の相対的に高く堅牢な建物等への退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保）を指示する。	
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） １　レベル５　土砂災害特別警報（が発表された場合 ２　土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒)」(警戒レベル５相当情報〔土砂災害〕）となった場合 （災害発生を確認） ３　土砂災害が発生した場合	１　土砂災害危険度分布で「災害切迫（黒)」(警戒レベル５相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等 ２　家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む）

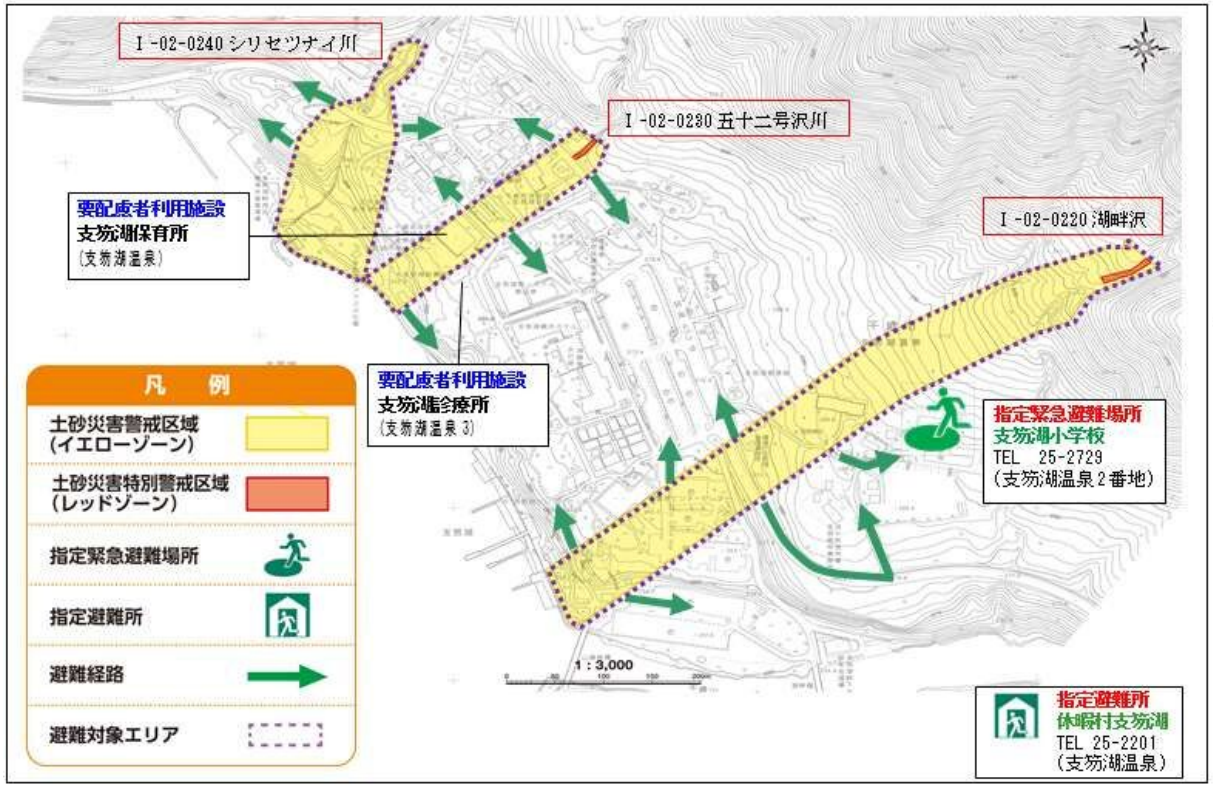
３　避難情報の解除

避難情報の解除は土砂災害危険警報（警戒レベル４）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

【土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧】　令和５年２月現在

	施設名	所在地	施設の種類	渓流名 危険箇所名	避難確保計画の有無
1	支笏湖保育所	千歳市支笏湖温泉	認可外保育園	五十二号沢川	策定済
2	支笏湖診療所	千歳市支笏湖温泉３	診療所	五十二号沢川	策定済
3	千歳桂病院	千歳市蘭越97番地の２	有床病院	千歳蘭越２	策定済
4	千歳市立緑小学校	千歳市緑町４丁目４番１号	小学校	千歳大和４丁目１	策定済
5	グループホーム せせらぎの家	千歳市新星２丁目２番３号	社会福祉施設	千歳蘭越５	策定済

土砂災害ハザードマップ（五十二号沢川、シリセツナイ川、湖畔沢）



問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.hokkaido.jp/）

位置図



土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。
また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報
防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）
避難
（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

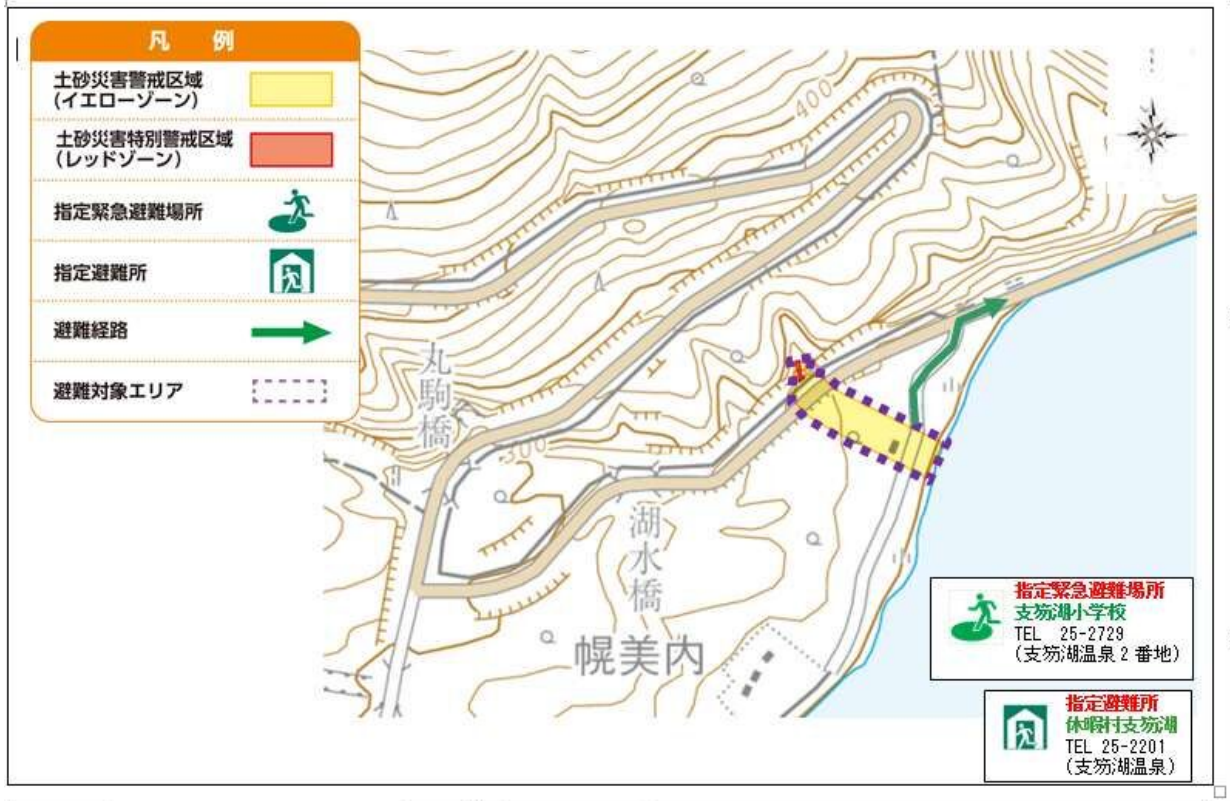
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（コスイチの沢）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話　24-3131
千歳市消防署
電話　23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

避　難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（丸駒沢川）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24−3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話　24-3131
千歳市消防署
電話　23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

避難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

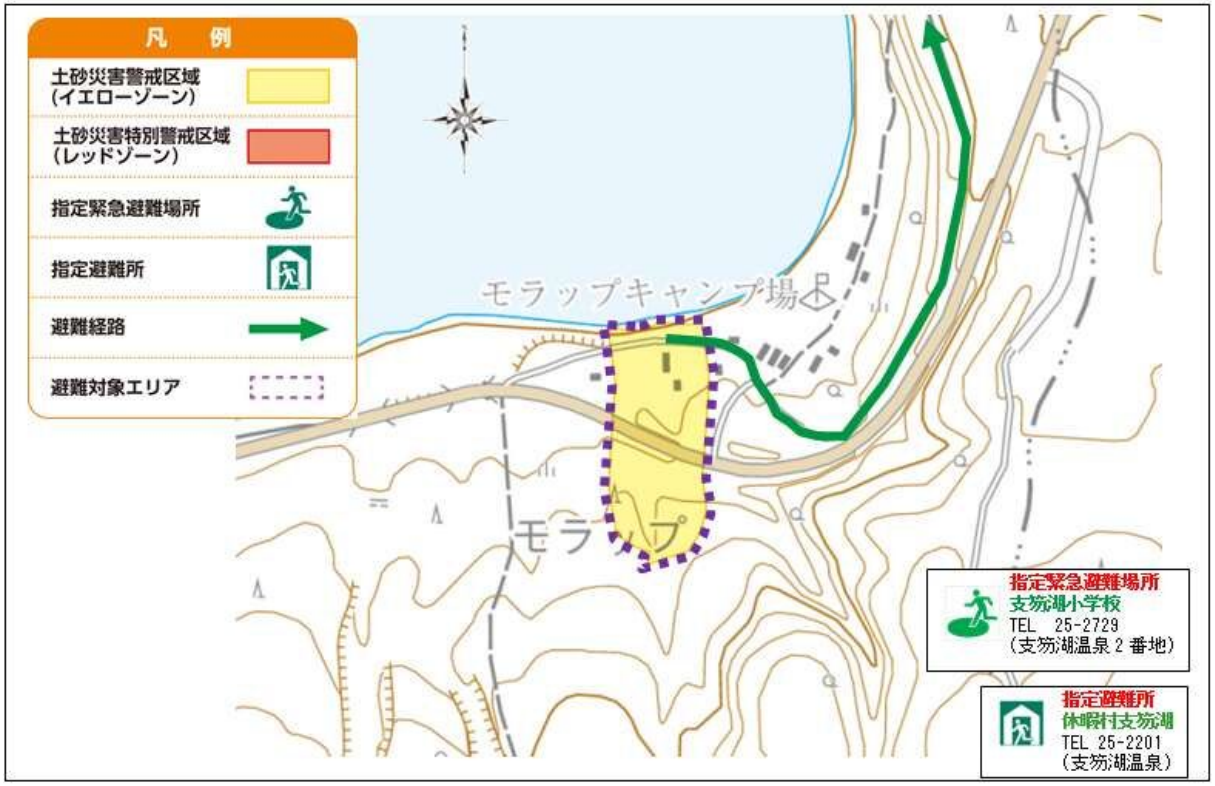
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（モラップーの沢（280））

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

避難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

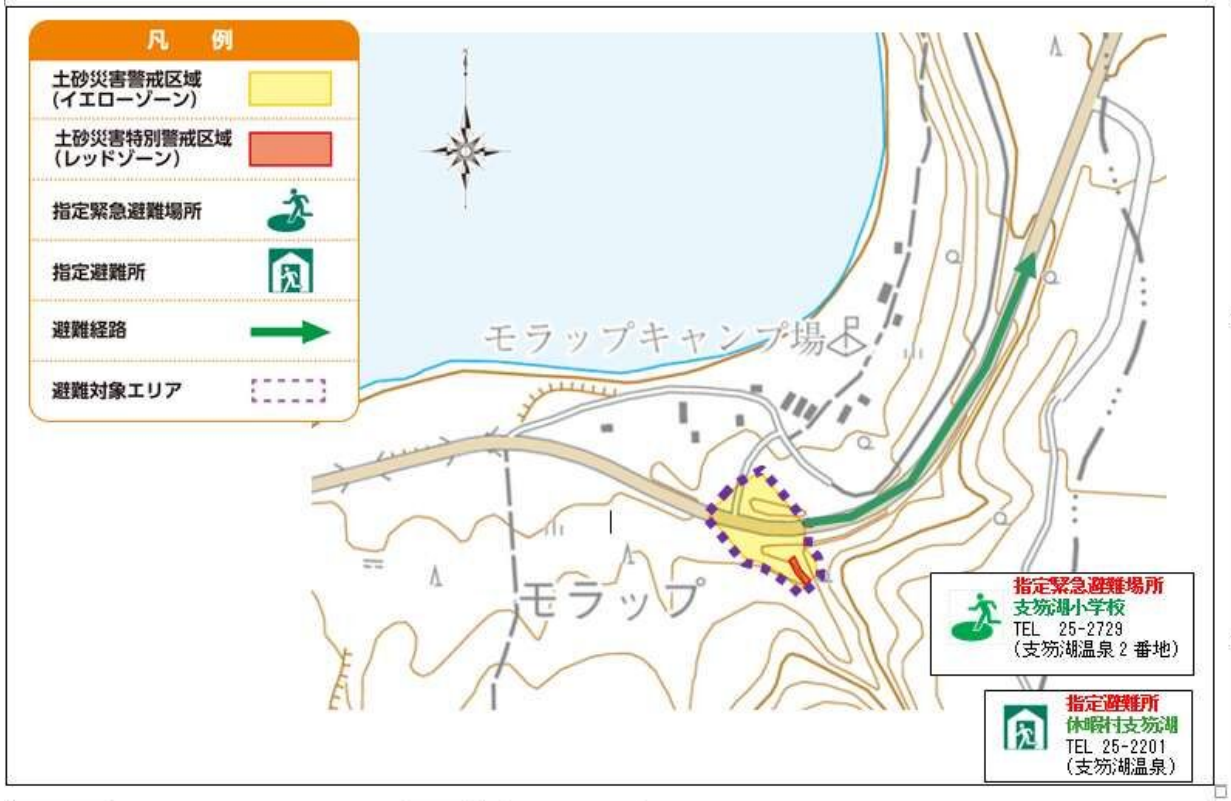
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（モラップ一の沢（290））

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

避難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

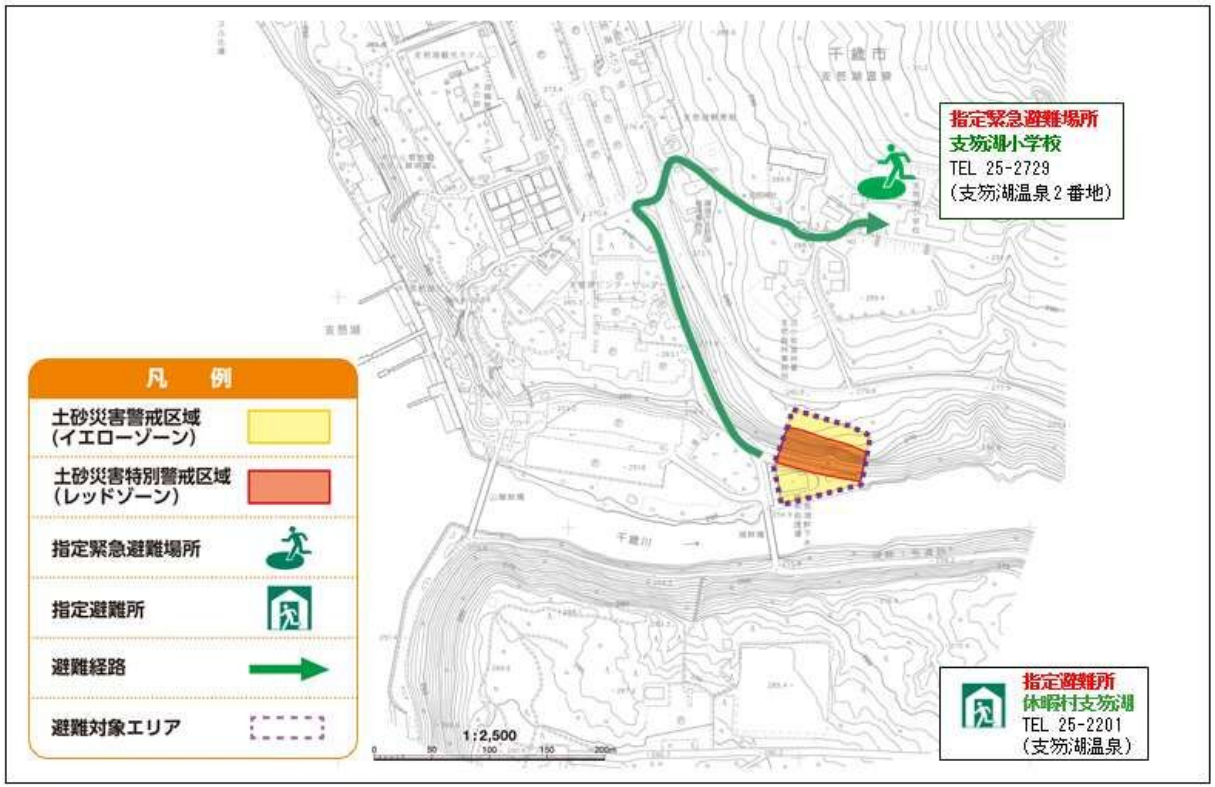
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳市支笏湖温泉地区）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.hokkaido.jp/）



位置図



土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。
また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える　がけから水が湧き出てくる。　がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報
防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）
避難
（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

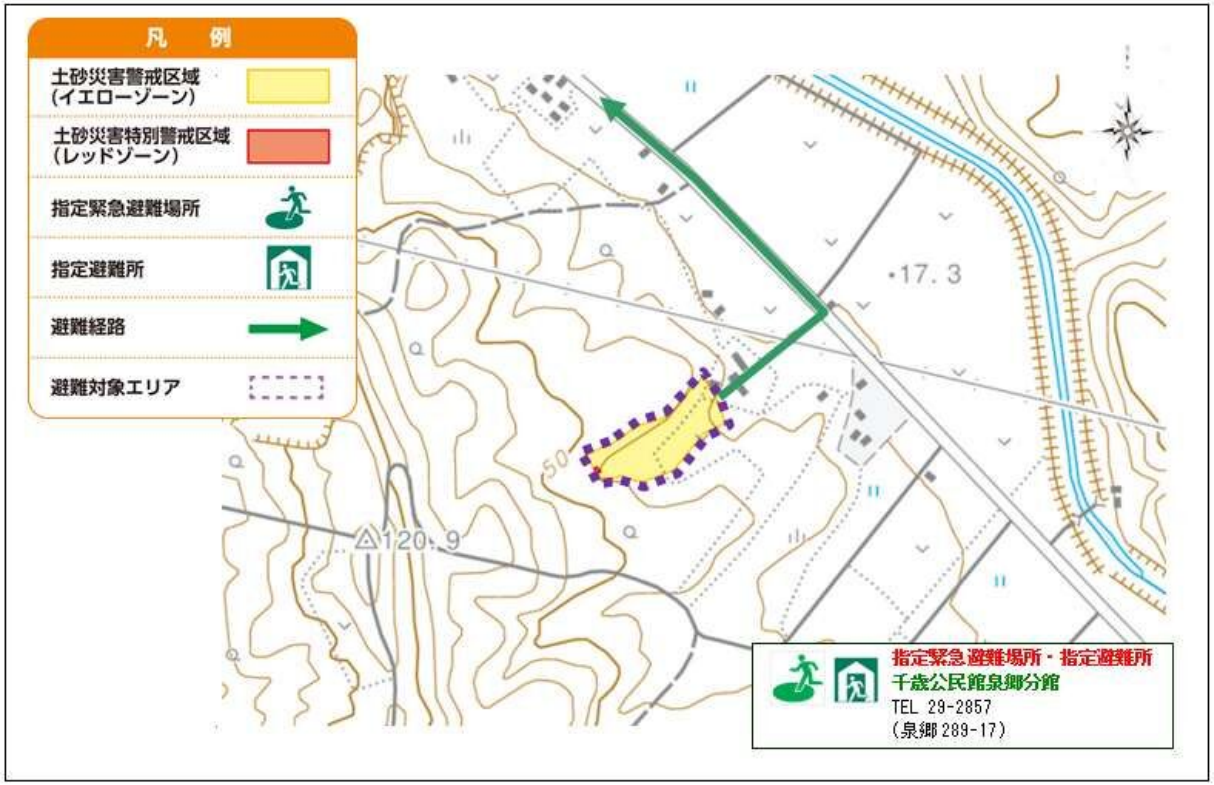
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（マイヅルオイワケーの沢）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

避難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

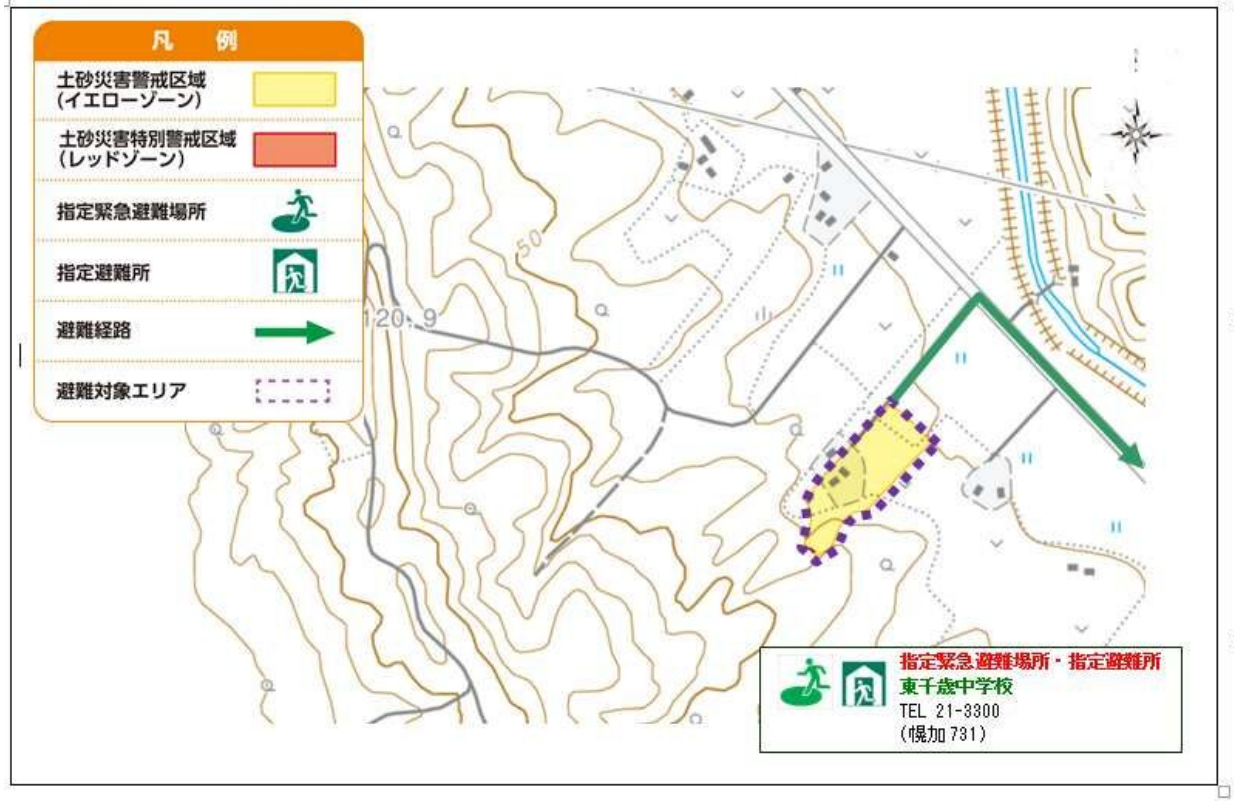
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（マイヅルオイワケの沢）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

避難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

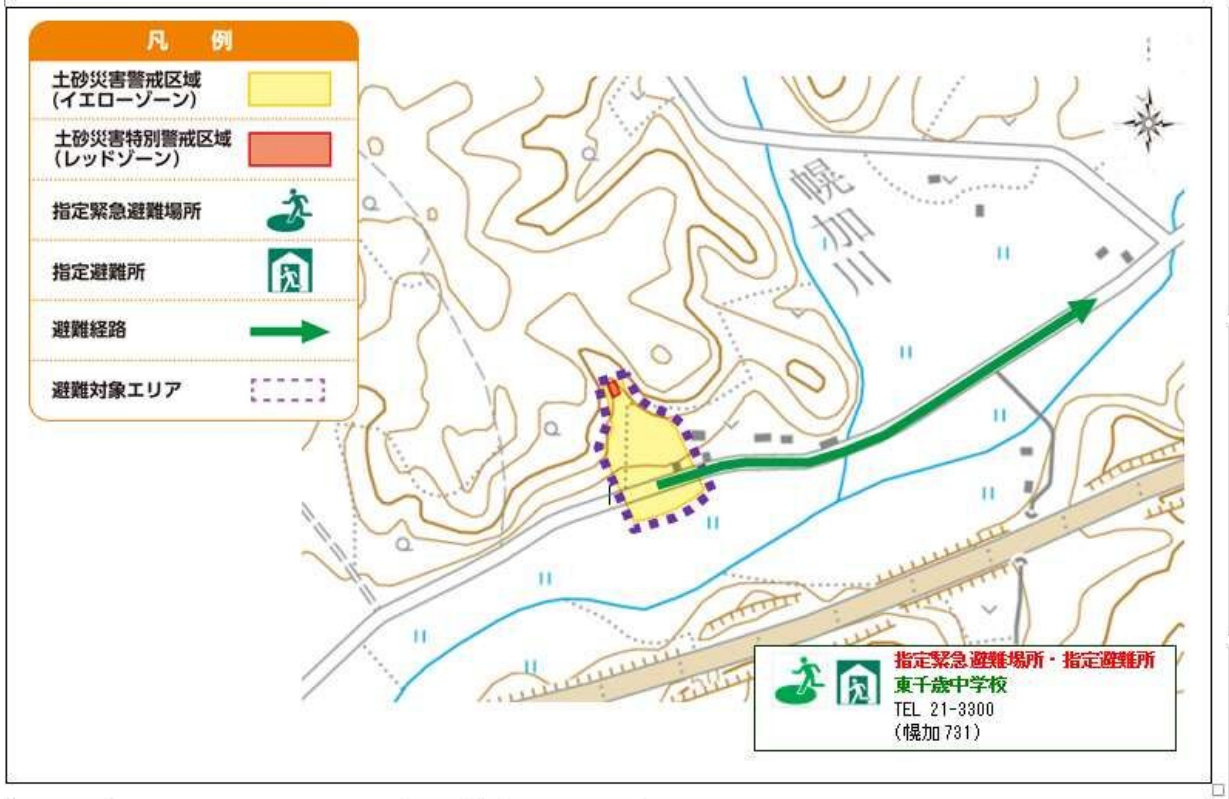
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（嶮淵川の沢）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報
防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）
避難
（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

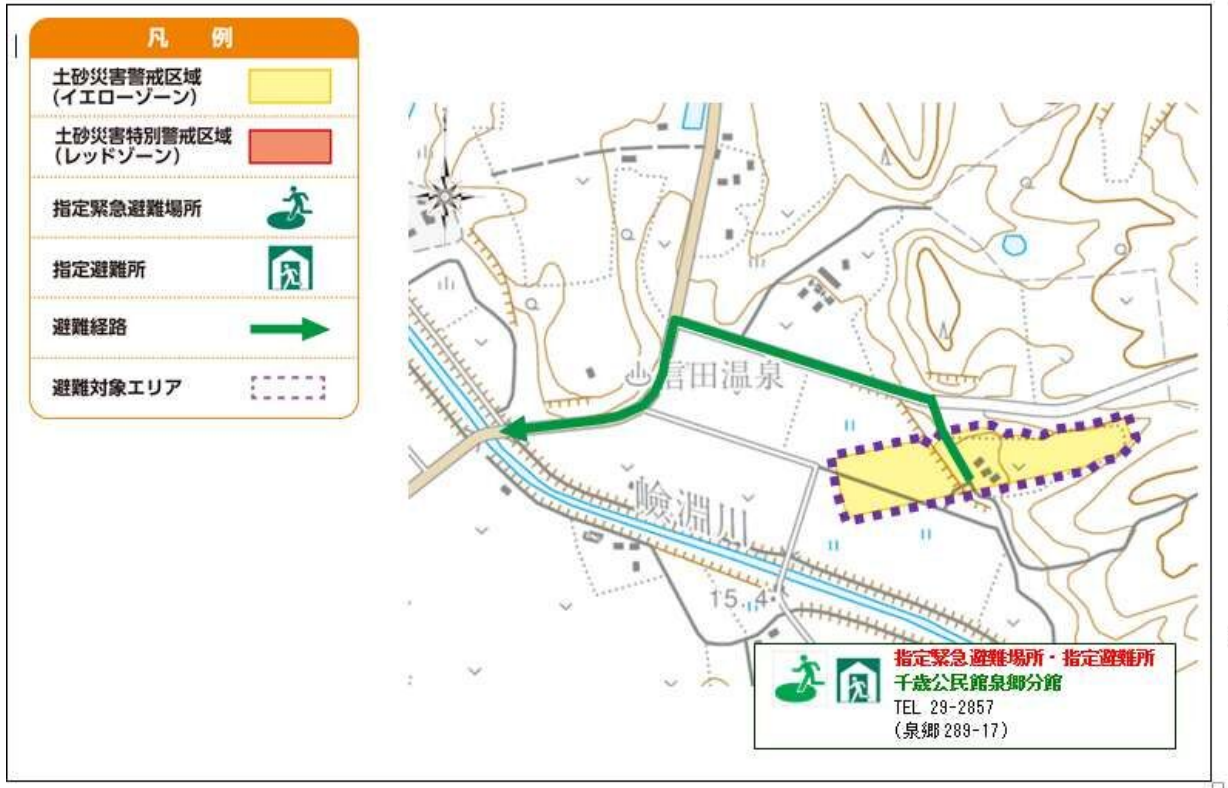
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（ゴルフ場の沢）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

避難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

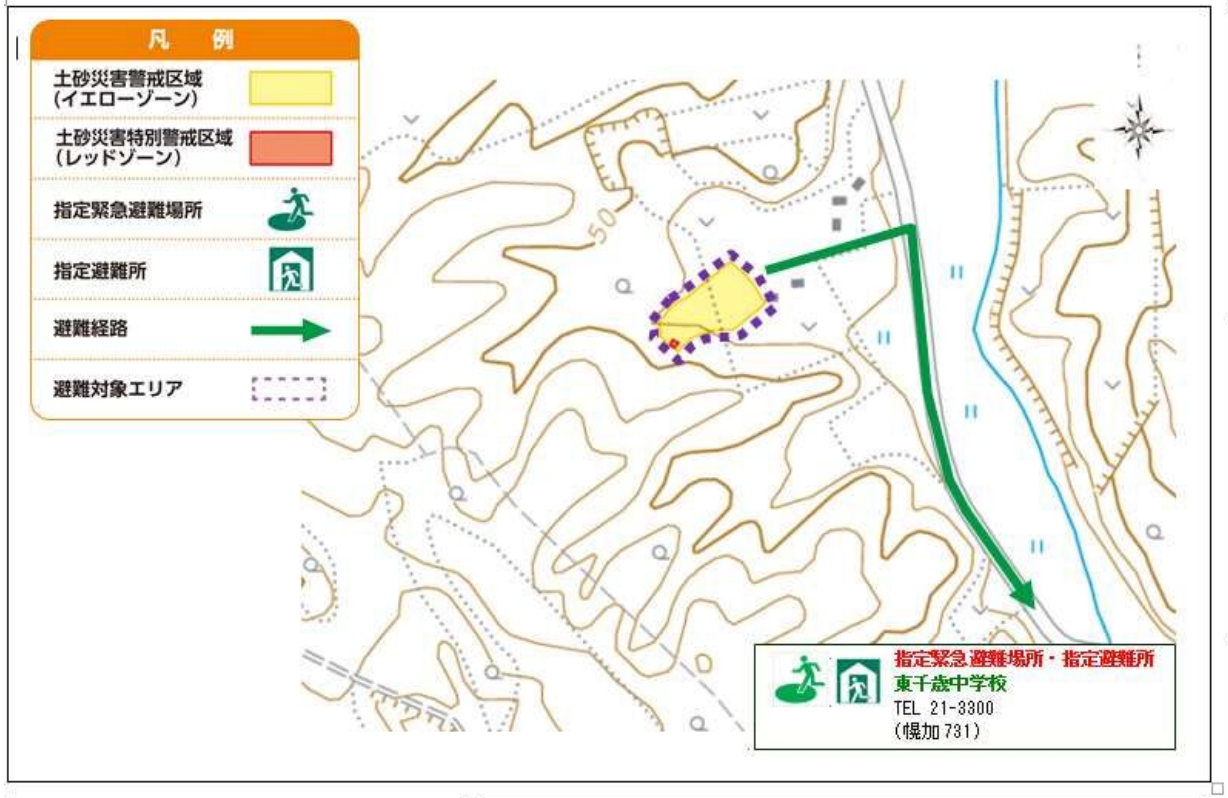
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（幌加の沢）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
(高齢者等避難・避難指示)

(住民等)

避　難

(避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ)

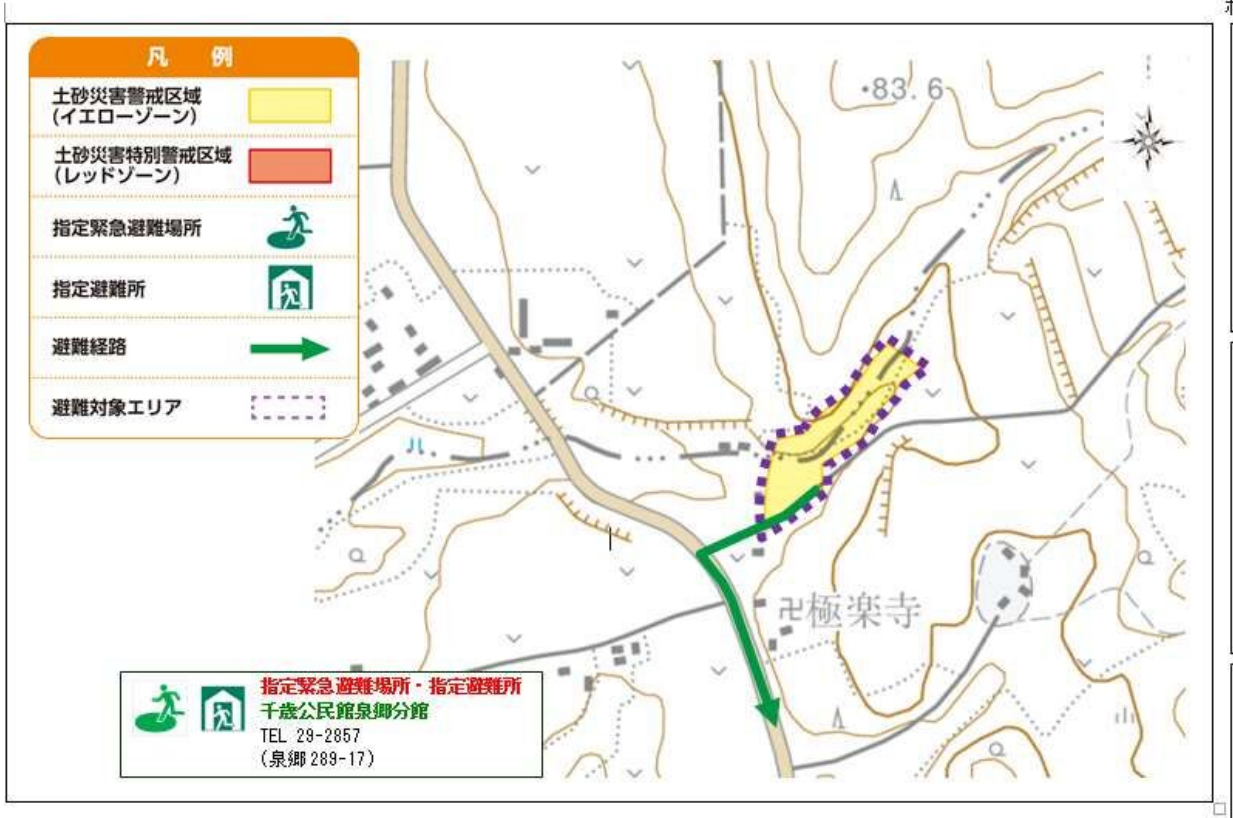
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（区界の沢）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。


山鳴りがする。


急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路


千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報
防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）
避難
（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

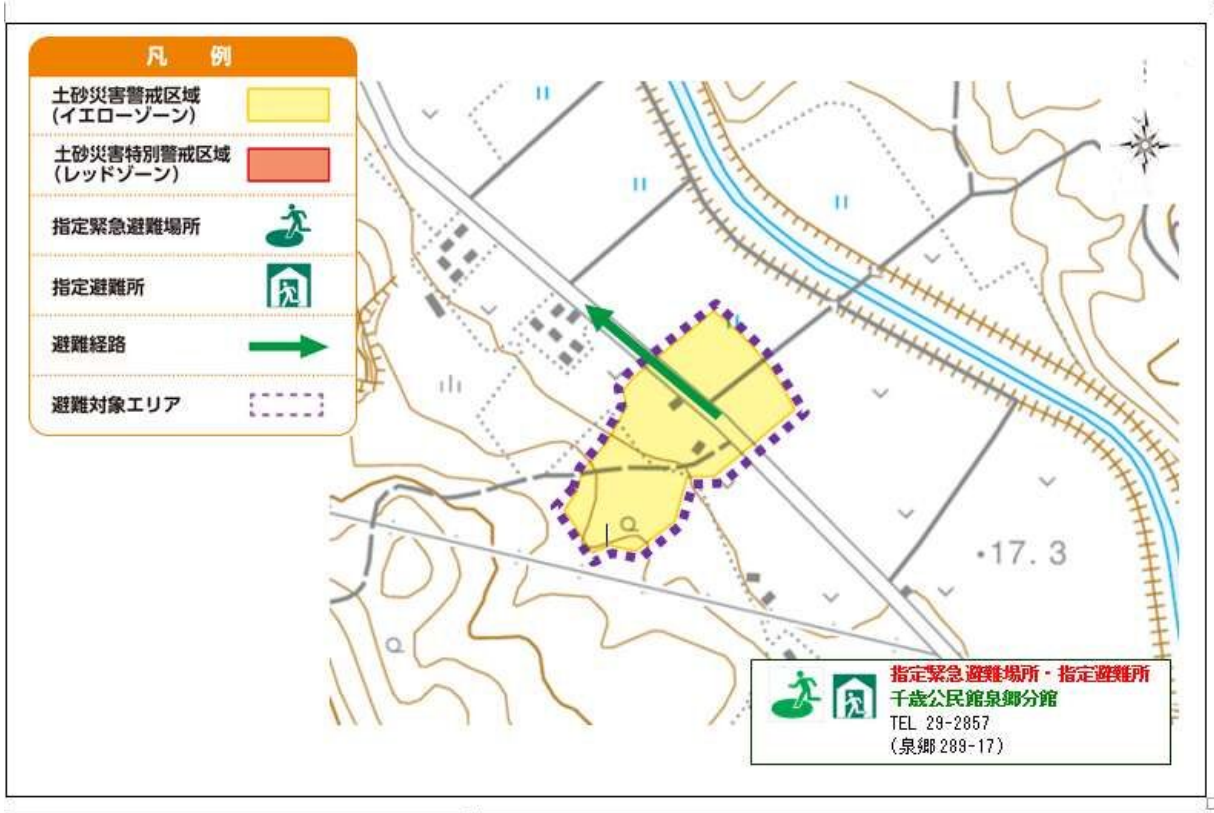
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（第２農道橋の沢）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

避難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

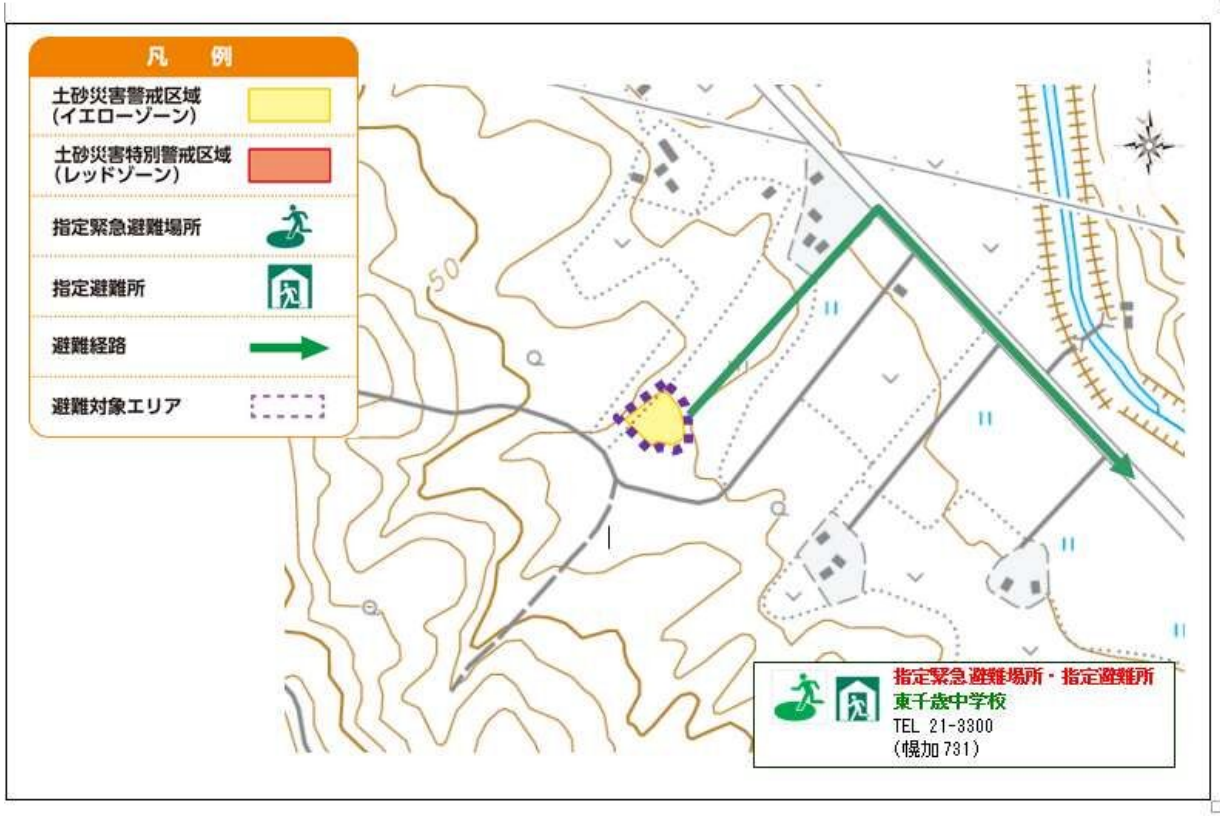
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（第３農道橋の沢）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

避難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

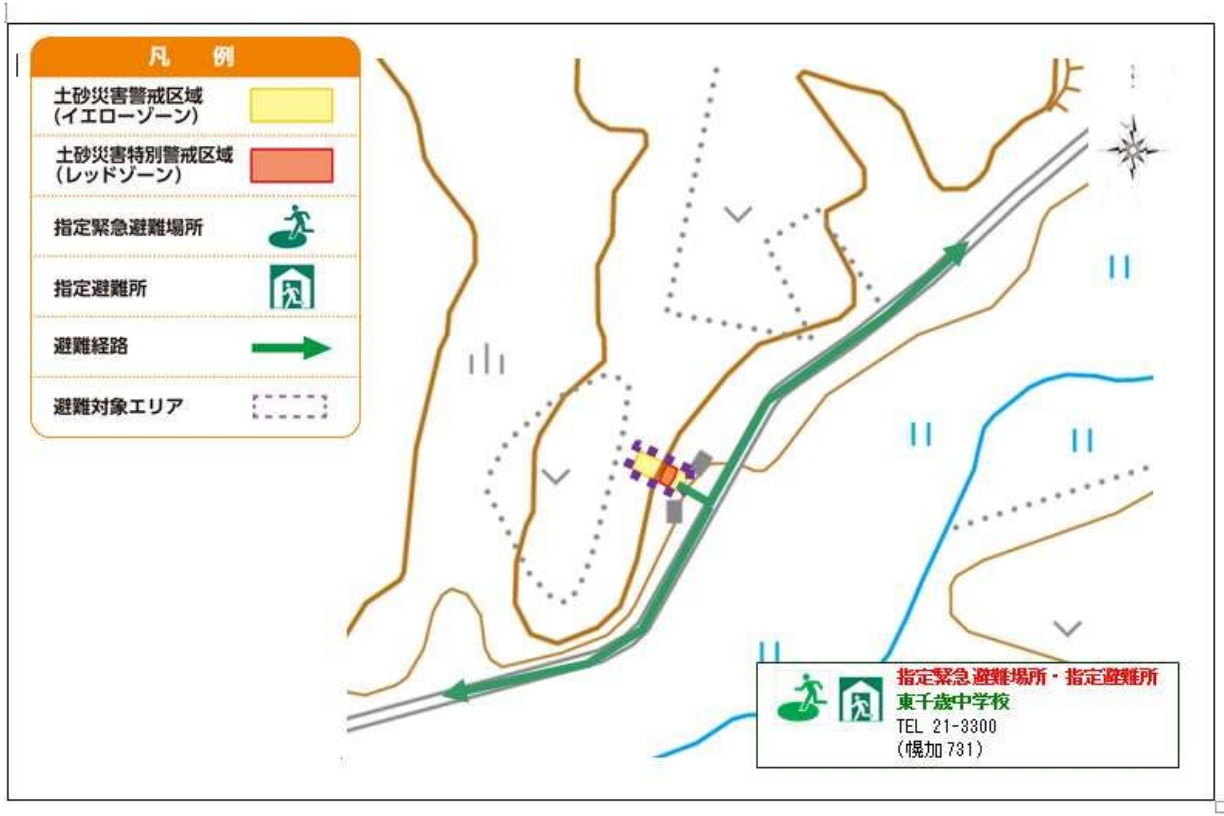
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳協和）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える　がけから水が湧き出てくる。　がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報
防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）
避難
（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

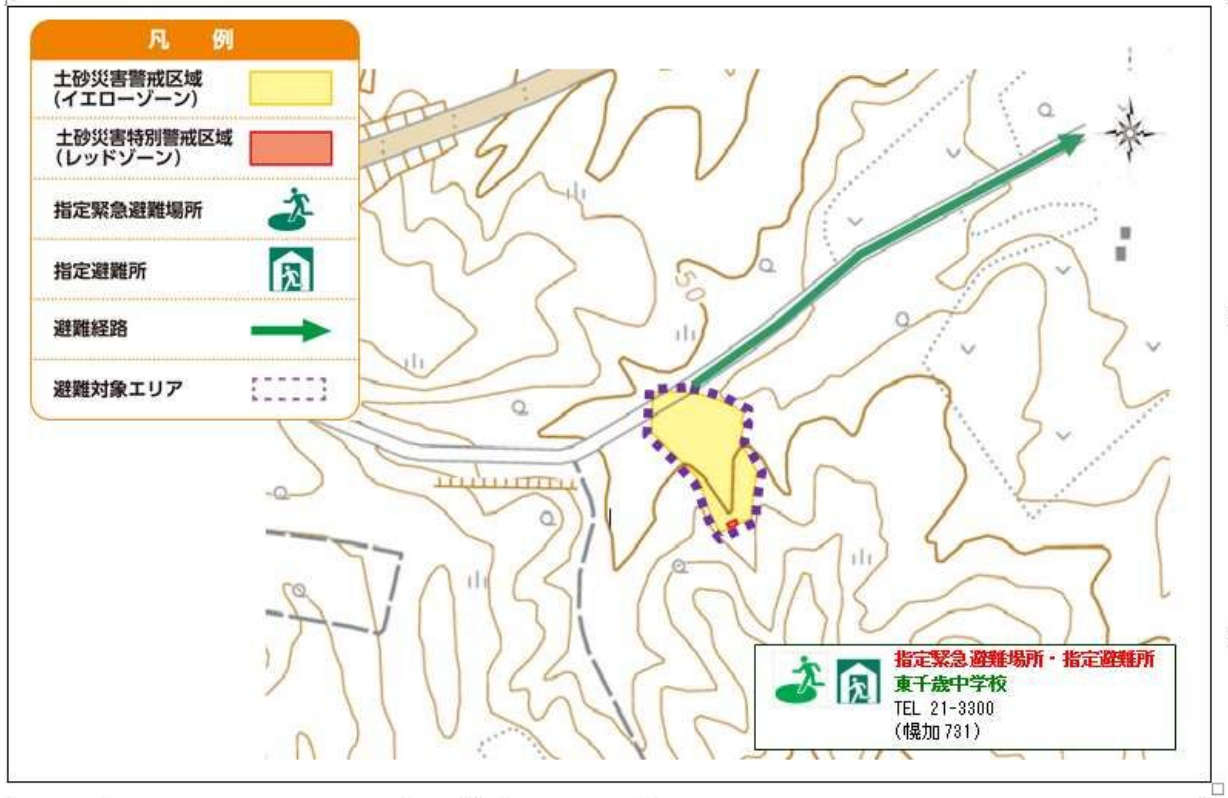
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（桐田の沢）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。


山鳴りがする。


急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報
防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）
避難
（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳市泉郷）



問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.hokkaido.jp/）

位置図



土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。
また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える

がけから水が湧き出てくる。

がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話　24-3131
千歳市消防署
電話　23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

避　難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

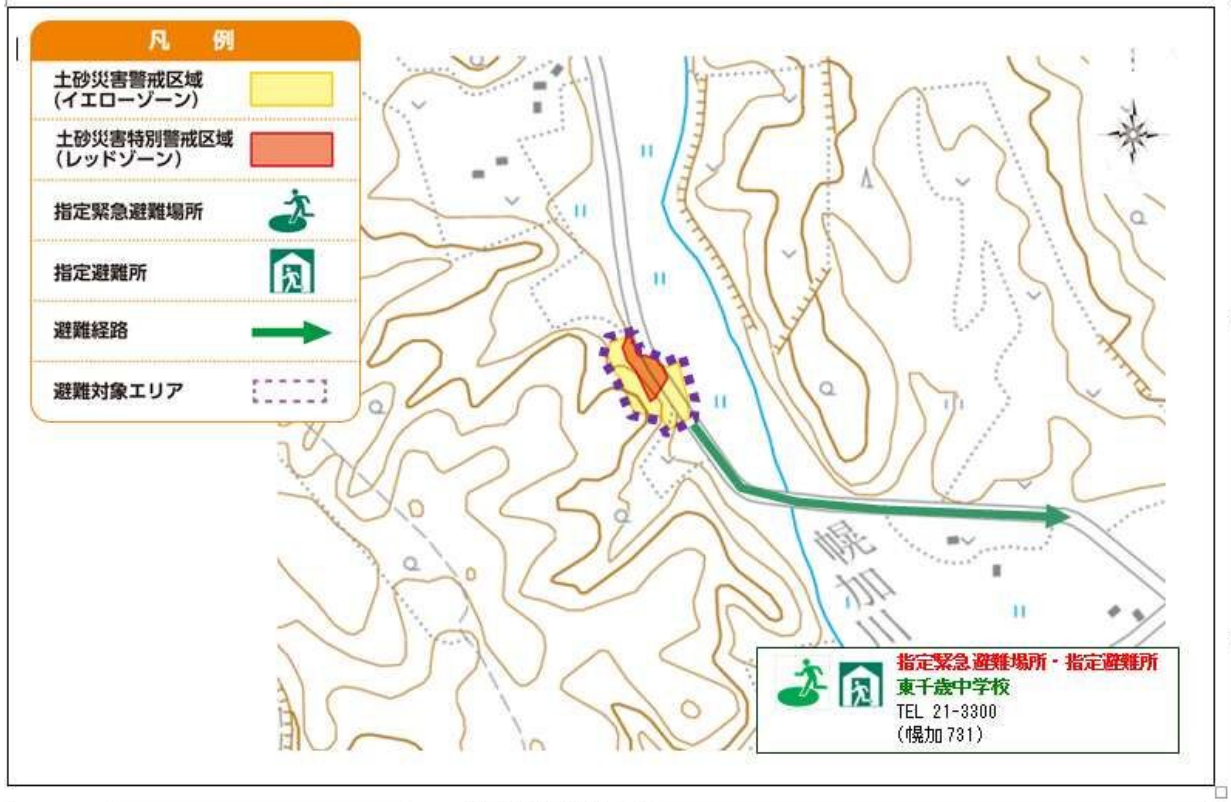
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳泉郷３）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える　　がけから水が湧き出てくる。　　がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話　24-3131
千歳市消防署
電話　23-3062

前ぶれ現象の通報
防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）
避　難
（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳市蘭越）



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える

がけから水が湧き出てくる。

がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話　24-3131
千歳市消防署
電話　23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

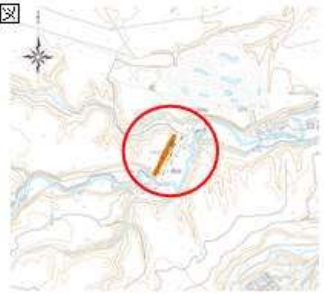
（住民等）

避　難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話　24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.hokkaido.jp/）

位置図



土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
※土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。
また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳蘭越３）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）



位置図



土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える　がけから水が湧き出てくる。　がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話　24-3131
千歳市消防署
電話　23-3062

前ぶれ現象の通報
防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）
避難
（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳蘭越４）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える

がけから水が湧き出てくる。

がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

避難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。

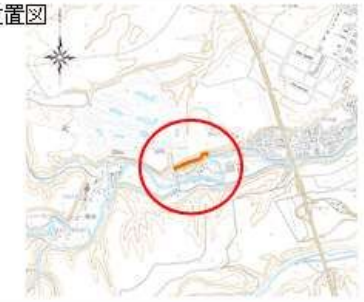


土砂災害ハザードマップ（千歳市新星）



問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.hokkaido.jp/）

位置図



土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。
また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える　　がけから水が湧き出てくる。　　がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話　24-3131
千歳市消防署
電話　23-3062

前ぶれ現象の通報
防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）
避　難
（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

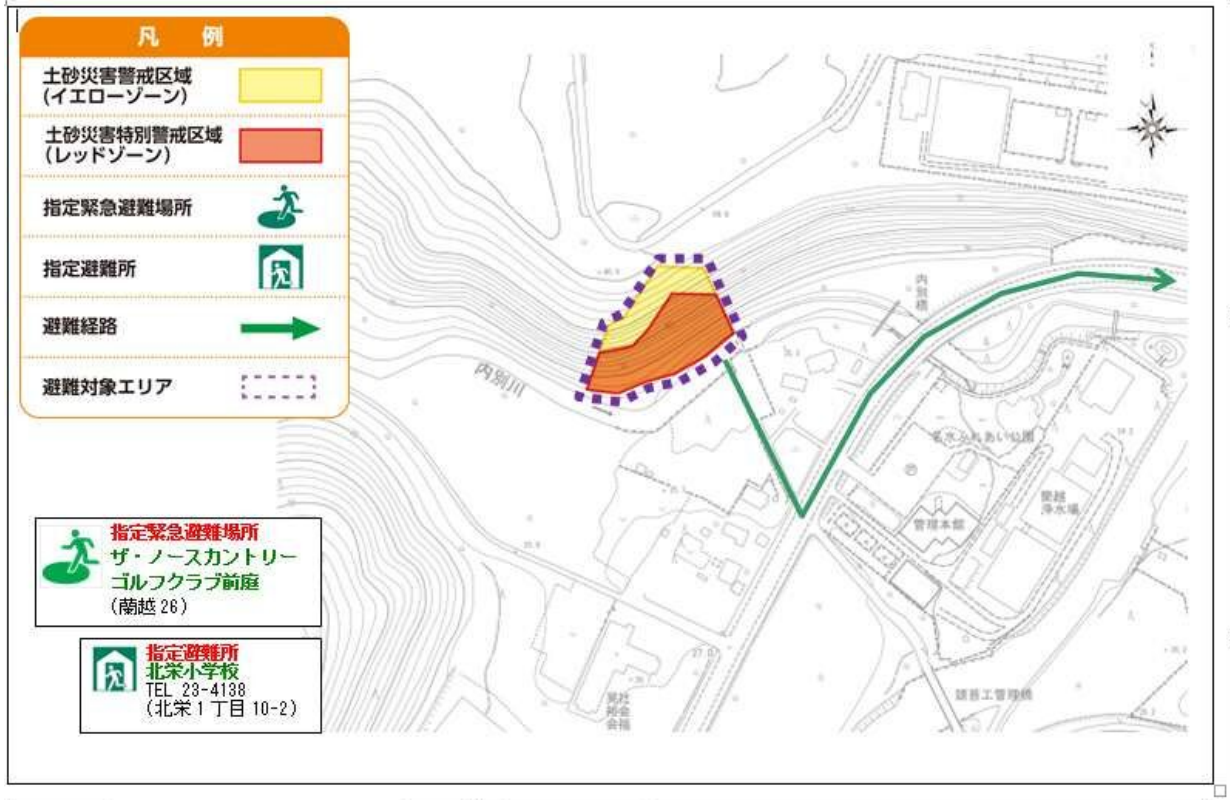
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳蘭越７）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える　　がけから水が湧き出てくる。　　がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報
防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）
避難
（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

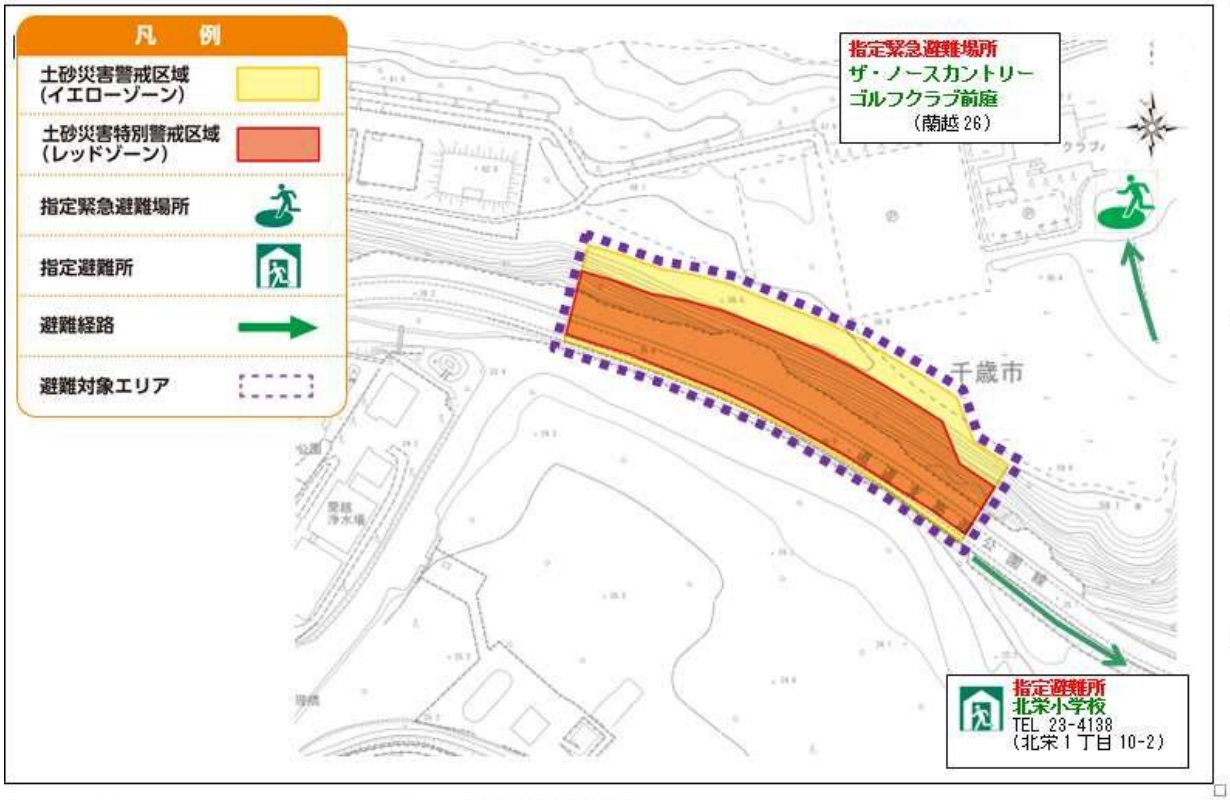
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳蘭越８）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える

がけから水が湧き出てくる。

がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

避難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

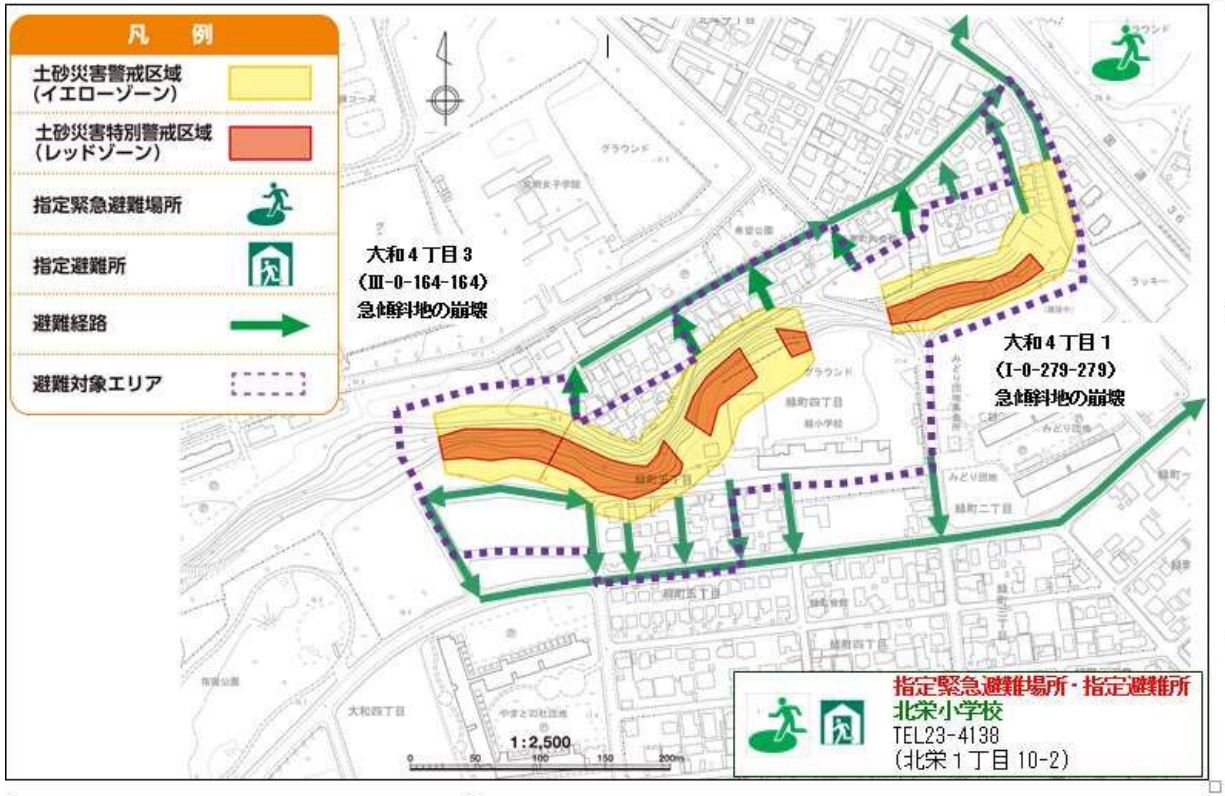
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。

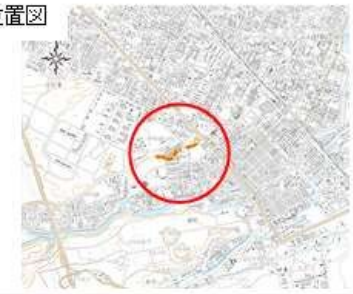


土砂災害ハザードマップ（千歳市大和４丁目１　大和４丁目３）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.hokkaido.jp/）



位置図



土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。
また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える　　がけから水が湧き出てくる。　　がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話　24-3131
千歳市消防署
電話　23-3062

前ぶれ現象の通報
防災行政無線・広報車・戸別訪問（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）
避　難
（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

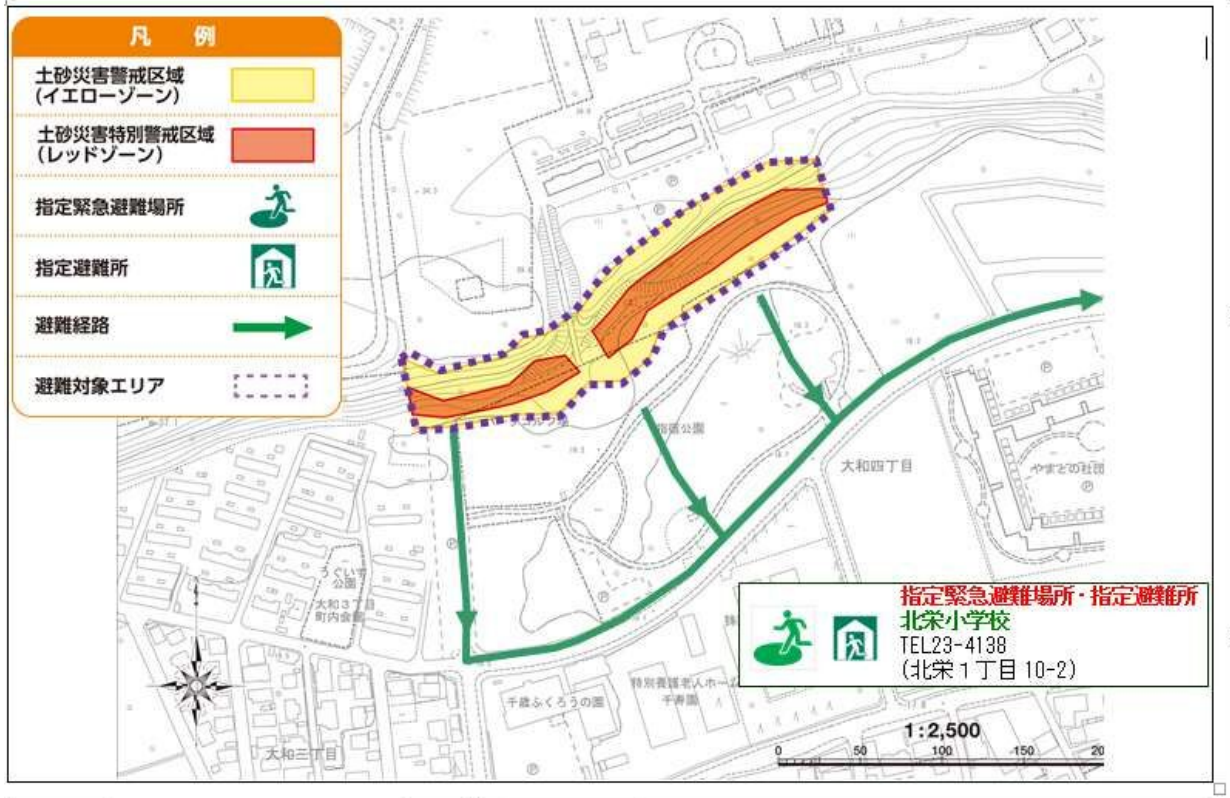
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。

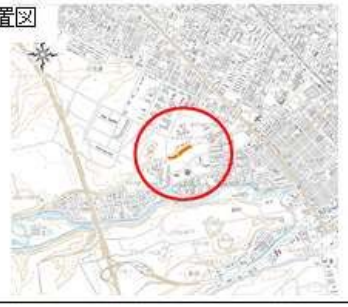


土砂災害ハザードマップ（千歳市大和４丁目２）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.hokkaido.jp/）



位置図



土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。
また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える

がけから水が湧き出てくる。

がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

避難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳市桂木・大和）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24−3131
ホームページ（http://www.city.chitose.hokkaido.jp/）



位置図



土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。
また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える　がけから水が湧き出てくる。　がけから小石がぱらぱらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報
防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）
避難
（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

非常持ち出し品

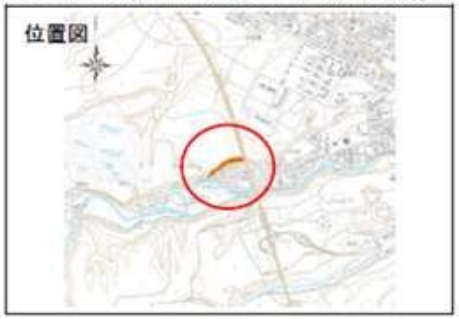
避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳市桂木５）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24−3131
ホームページ（http://www.city.chitose.hokkaido.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
※土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。
また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える　　がけから水が湧き出てくる。　　がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062



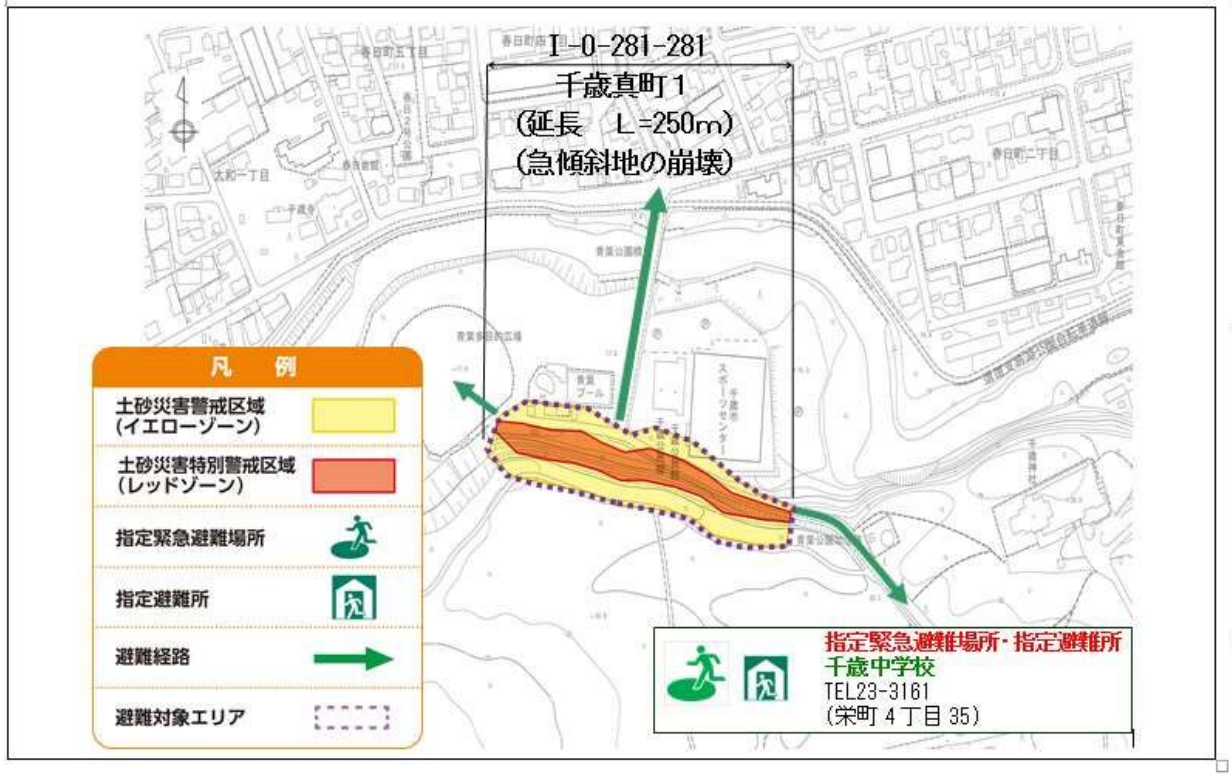
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。

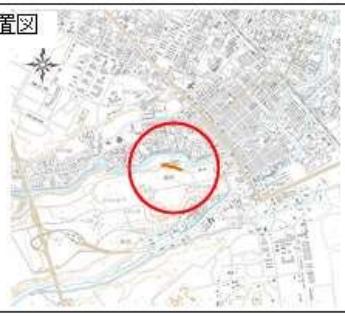


土砂災害ハザードマップ（千歳市真町１）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ（http://www.city.chitose.hokkaido.jp/）



位置図



土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。
また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える　　がけから水が湧き出てくる。　　がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話　24-3131
千歳市消防署
電話　23-3062

前ぶれ現象の通報
防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）
避難
（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

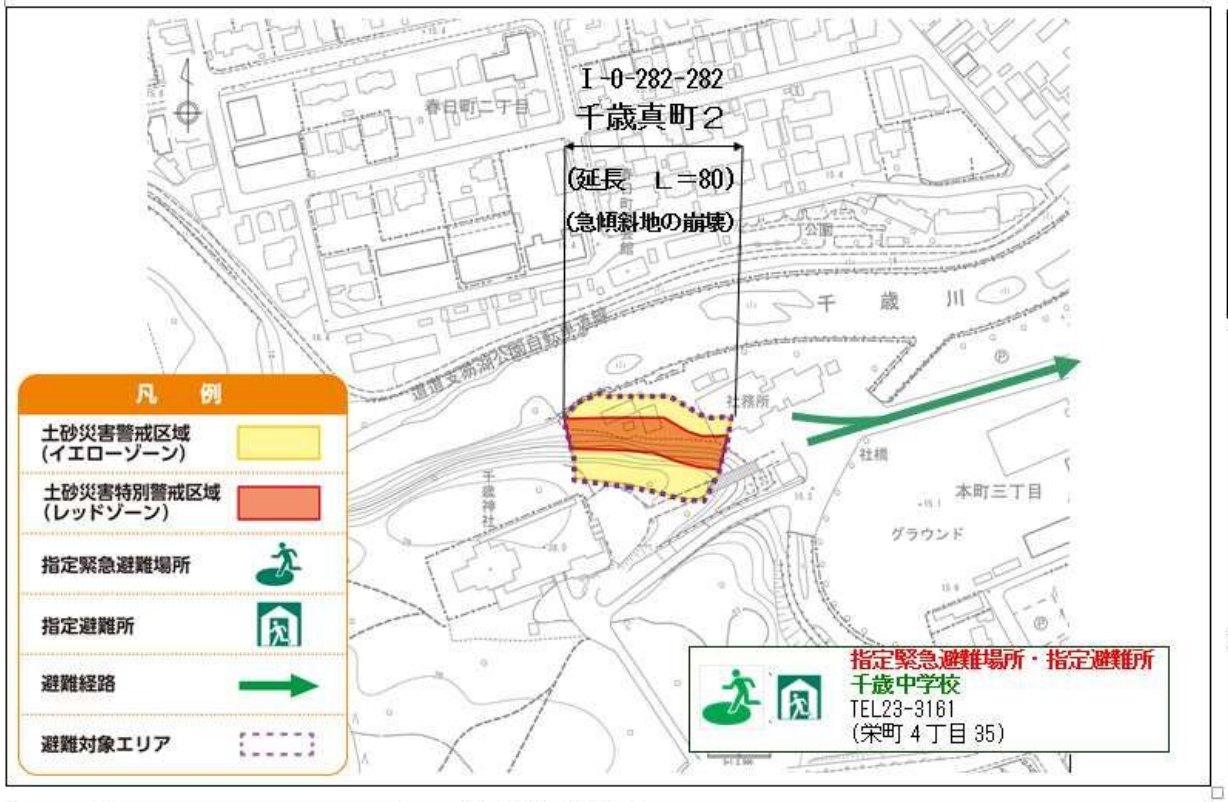
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳市真町２）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.hokkaido.jp/）



位置図



土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。
また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える

がけから水が滴き出てくる。

がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話　24-3131
千歳市消防署
電話　23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

避　難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳真町３）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える

がけから水が湧き出てくる。

がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話　24-3131
千歳市消防署
電話　23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

避難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳真町４）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える

がけから水が湧き出てくる。

がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

避難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳泉沢１）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える

がけから水が湧き出てくる。

がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話　24-3131
千歳市消防署
電話　23-3062

前ぶれ現象の通報
防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）
避　難
（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

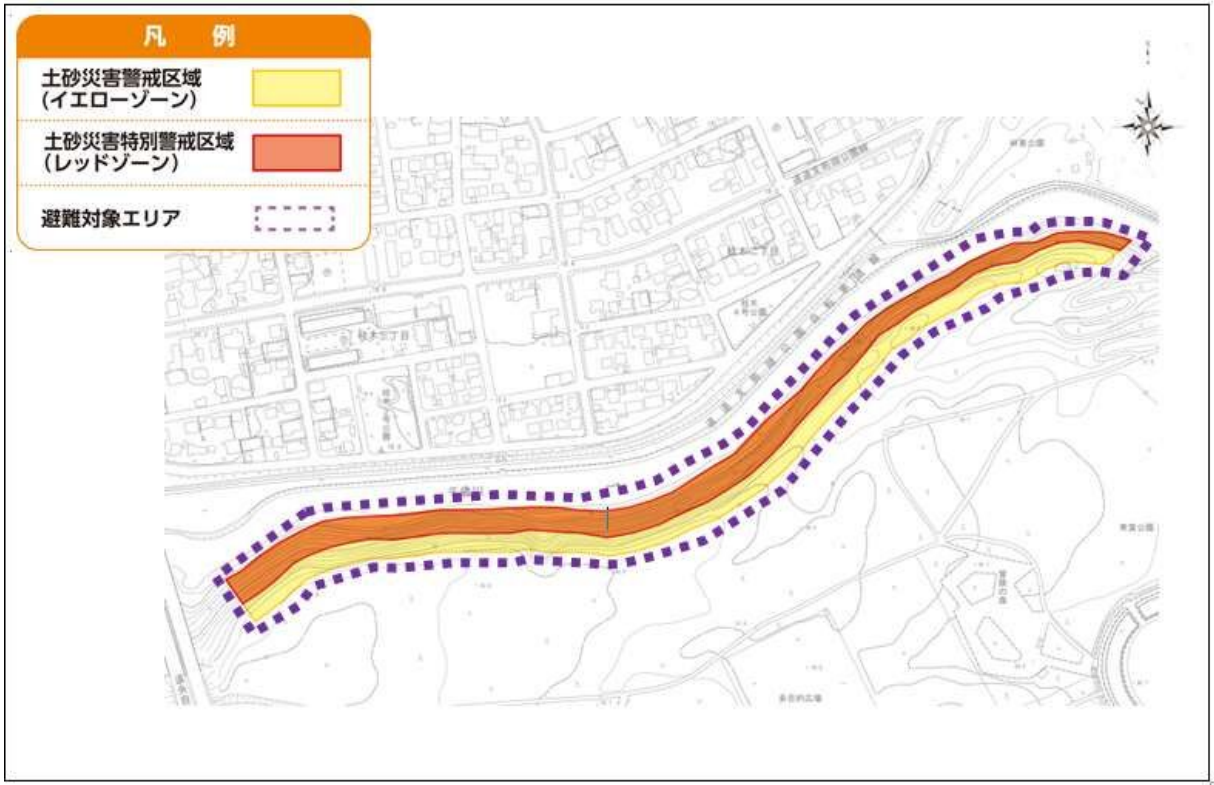
非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳泉沢２）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える

がけから水が湧き出てくる。

がけから小石がぱらぱらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話　24-3131
千歳市消防署
電話　23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

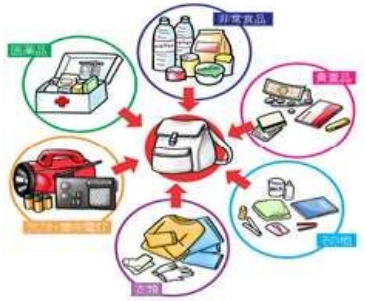
（住民等）

避　難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（泉沢の沢）

問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課　電話 24-3131
ホームページ（http://www.city.chitose.lg.jp/）





土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

避難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



様　　式

○　災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

１　報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

（１）人的被害、住家被害が発生したもの。

（２）災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。

（３）災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。

（４）災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局全体から判断して報告を要すると認められるもの。

（５）地震が発生し、震度４以上を記録したもの。

（６）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。

（７）その他特に指示があった災害。

２　報告の種類及び内容

（１）災害情報

災害が発生し､又は発生するおそれがある場合は､別表１の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

（２）被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア　速　報

被害発生後、直ちに別表２の様式により件数のみ報告すること。

イ　中間報告

被害状況が判明次第、別表２の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ　最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表２の様式により報告すること。

（３）その他の報告

災害の報告は、（１）及び（２）によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

３　報告の方法

（１）災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

（２）被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

　総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表３の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表２の写を添付するものとする。

４　被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表４のとおりとする。

別表１

＊　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

<table>
<tr><td colspan="6">災　害　情　報</td></tr>
<tr><td colspan="2">報　告　日　時</td><td>月　日　時現在</td><td>発受信日時</td><td colspan="2">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">発　信　機　関
（総合振興局又は振興局・市町村名等）</td><td></td><td>受　信　機　関
（総合振興局又は振興局・市町村名等）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発　信　者
（職・氏名）</td><td></td><td>受　信　者
（職・氏名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発　生　場　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発　生　日　時</td><td>月　日　時　分</td><td>災害の原因</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">気象等の状況</td><td>雨　量</td><td colspan="4" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>河川水位</td></tr>
<tr><td>潮位波高</td></tr>
<tr><td>風　速</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ライフライン関係の状況</td><td>道　路</td><td colspan="4" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>鉄　道</td></tr>
<tr><td>電　話</td></tr>
<tr><td>水道（飲料水）</td></tr>
<tr><td>電　気
そ　の　他</td></tr>
<tr><td colspan="2">(1)災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="4">（名　称）
（設置日時）　月　日　時　分設置
（名　称）
（設置日時）　月　日　時　分設置</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">(2)災害救助法の適用状況</td><td>地区名</td><td>被害棟数</td><td>り災世帯</td><td>り災人数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">（救助実施内容）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="7">応急措置の状況</td><td rowspan="4">(3)
避難の状況</td><td></td><td>地区名</td><td>避難場所</td><td>人数</td><td>日時</td></tr>
<tr><td>自主避難</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>高齢者等避難</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(4)
自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>(5)
その他措置の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">(6)
応急対策出動人員</td><td colspan="2">(ｱ)出動人員</td><td colspan="3">(ｲ)主な活動状況</td></tr>
<tr><td>市町村職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防団員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他（住民等）</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>計</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="5">（今後の見通し等）</td></tr>
</table>

注）欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表２

被害状況報告（速報　中間　最終）

月　日　時現在

災害発生日時	月　日　時　分	災害の原因	
災害発生場所			
発信 機関(市町村)名		受信 機関(市町村)名	
発信 職・氏名		受信 職・氏名	
発信 発信日時	月　日　時　分	受信 受信日時	月　日　時　分

項目			件数等	被害金額(千円)
①人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告
	うち災害関連死者	人		
	行方不明	人		
	重傷	人		
	軽傷	人		
	計	人		
②住家被害	全壊	棟		
		世帯		
		人		
	半壊	棟		
		世帯		
		人		
	一部破損	棟		
		世帯		
		人		
	床上浸水	棟		
		世帯		
		人		
	床下浸水	棟		
		世帯		
		人		
	計	棟		
		世帯		
		人		
③非住家被害	全壊 公共建物	棟		
	全壊 その他	棟		
	半壊 公共建物	棟		
	半壊 その他	棟		
	計 公共建物	棟		
	計 その他	棟		
④農業被害	農地 田 流失・埋没等	ha		
	農地 田 湛水	ha		
	農地 畑 流失・埋没等	ha		
	農地 畑 湛水	ha		
	農作物 田	ha		
	農作物 畑	ha		
	農業用施設	箇所		
	共同利用施設	箇所		
	営農施設	箇所		
	畜産被害	箇所		
	その他	箇所		
	計			

項目			件数等	被害金額(千円)
⑤土木被害	道路工事 河川	箇所		
	道路工事 海岸	箇所		
	道路工事 砂防設備	箇所		
	道路工事 地すべり	箇所		
	道路工事 急傾斜地	箇所		
	道路工事 道路	箇所		
	道路工事 橋梁	箇所		
	道路工事	箇所		
	道路工事 小計	箇所		
	市町村工事 河川	箇所		
	市町村工事 道路	箇所		
	市町村工事 橋梁	箇所		
	市町村工事 小計	箇所		
	港湾	箇所		
	漁港	箇所		
	下水道	箇所		
	公園	箇所		
	崖くずれ	箇所		
		箇所		
	計	箇所		
⑥水産被害	漁船 沈没流出	隻		
	漁船 破損	隻		
	漁船 計	隻		
	漁港施設	箇所		
	共同利用施設	箇所		
	その他施設	箇所		
	漁具（網）	件		
	水産製品	件		
	その他	件		
	計			
⑦林業被害	道有林 林地	箇所		
	道有林 治山施設	箇所		
	道有林 林道	箇所		
	道有林 林産物	箇所		
	道有林 その他	箇所		
	道有林 小計	箇所		
	一般民有林 林地	箇所		
	一般民有林 治山施設	箇所		
	一般民有林 林道	箇所		
	一般民有林 林産物	箇所		
	一般民有林 その他	箇所		
	一般民有林 小計	箇所		
	計	箇所		

項目			件数等	被害金額(千円)
⑧衛生被害	水道	箇所		
	病院 公立	箇所		
	病院 個人	箇所		
	清掃施設 一般廃棄物処理	箇所		
	清掃施設 し尿処理	箇所		
	火葬場	箇所		
	計	箇所		
⑨商工業	商業	件		
	工業	件		
	その他	件		
	計	件		
⑩公立文教施設	小学校	箇所		
	中学校	箇所		
	高校	箇所		
	その他文教施設	箇所		
被害計		箇所		
公共施設被害市町村数		団体		
り災世帯数		世帯		
り災者数		人		
消防職員出動延人数		人		

項目			件数等	被害金額(千円)
⑪社会教育施設被害		箇所		
⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
	法人	箇所		
	計	箇所		
⑬その他	鉄道不通	箇所		－
	鉄道施設	箇所		
	被害船舶(漁船)	隻		
	空港	箇所		
	水道	戸		－
	電話	回線		－
	電気	戸		－
	ガス	戸		－
	ブロック塀等	箇所		－
	都市施設	箇所		
被害総額				
火災発生	建物	件		
	危険物	件		
	その他	件		
消防団員出動延人数		人		

災害対策本部の設置状況

道（総合振興局又は振興局）

市町村名	名称	設置日時	廃止日時

災害救助法適用市町村名

補足資料（※別葉で報告）

○災害発生場所
○災害発生年月日
○災害の種類概況
○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意
○応急対策の状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況　　ほか

別表３

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名	

総合振興局又は振興局		平成　年　月　日　時現在

項目				件数等	被害金額(千円)
①人的被害	死者		人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、別紙で整理報告
	うち災害関連死者		人		
	行方不明		人		
	重傷		人		
	軽傷		人		
	計		人		
②住家被害	全壊		棟		
			世帯		
			人		
	半壊		棟		
			世帯		
			人		
	一部破損		棟		
			世帯		
			人		
	床上浸水		棟		
			世帯		
			人		
	床下浸水		棟		
			世帯		
			人		
	計		棟		
			世帯		
			人		
③非住家被害	全壊	公共建物	棟		
		その他	棟		
	半壊	公共建物	棟		
		その他	棟		
	計	公共建物	棟		
		その他	棟		
④農業被害	農地	田 流出・埋没	ha		
		田 冠水	ha		
		畑 流出・埋没	ha		
		畑 冠水	ha		
	農作物	田	ha		
		畑	ha		
	農業用施設		箇所		
	共同利用施設		箇所		
	営農施設		箇所		
	畜産被害		箇所		
	その他		箇所		
	計				

項目				件数等	被害金額(千円)
⑤土木被害	道路工事	河川	箇所		
		海岸	箇所		
		砂防設備	箇所		
		地すべり	箇所		
		急傾斜地	箇所		
		道路	箇所		
		橋梁	箇所		
		小計	箇所		
	市町村工事	河川	箇所		
		道路	箇所		
		橋梁	箇所		
		小計	箇所		
	港湾		箇所		
	漁港		箇所		
	下水道		箇所		
	公園		箇所		
	崖くずれ		箇所		
	計		箇所		
⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻		
		破損	隻		
		計	隻		
	漁港施設		箇所		
	共同利用施設		箇所		
	その他施設		箇所		
	漁具（網）		件		
	水産製品		件		
	その他		件		
	計				
⑦林業被害	道有林	林地	箇所		
		治山施設	箇所		
		林道	箇所		
		林産物	箇所		
		その他	箇所		
		小計	箇所		
	一般民有林	林地	箇所		
		治山施設	箇所		
		林道	箇所		
		林産物	箇所		
		その他	箇所		
		小計	箇所		
	計		箇所		

項目				件数等	被害金額(千円)
⑧衛生被害	水道		箇所		
	病院	公立	箇所		
		個人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		
		し尿処理	箇所		
	火葬場		箇所		
	計		箇所		
⑨商工被害	商業		件		
	工業		件		
	その他		件		
	計		件		
⑩公立文教施設被害	小学校		箇所		
	中学校		箇所		
	高校		箇所		
	その他文教施設		箇所		
	計		箇所		
公共施設被害市町村数			団体		
り災世帯数			世帯		
り災者数			人		
消防職員出動延人数			人		

項目			件数等	被害金額(千円)
⑪社会教育施設被害		箇所		
⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
	法人	箇所		
	計	箇所		
⑬その他	鉄道不通	箇所		－
	鉄道施設	箇所		
	被害船舶(漁船除く)	隻		
	空港	箇所		
	水道	戸		－
	電話	回線		－
	電気	戸		－
	ガス	戸		－
	ブロック塀等	箇所		－
	都市施設	箇所		
被害総額				
火災発生	建物	件		
	危険物	件		
	その他	件		
消防団員出動延人数		人		

災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）			
	市町村名	名称	設置日時	廃止日時

災害救助法適用市町村名	

補足資料（※別葉で報告）

○災害発生場所
○災害発生年月日
○災害の種類概況
○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意
○応急対策の状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況　　ほか

別表４

被害区分		判定基準
①人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 （１）当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 （２）A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。） （３）氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 （１）死者欄の（２）（３）を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、１カ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 （１）死者欄の（２）（３）を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、１カ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 （１）死者欄の（１）（２）を参照。
②住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 （１）物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 （２）商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊１、商工被害１として計上すること。 （３）住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を１世帯とする。 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、２世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 被害額の算出は、その家屋（畳、建物を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 （1）公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 （2）その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 （3）土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 （4）被害額の算出は、住家に準ずる。
④農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 （1）流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 （2）埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径１㎜以下にあっては２㎝、粒径0.25㎜以下の土砂にあっては５㎝以上、土砂が堆積した状態をいう。 （3）被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 （1）浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 （2）倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 （3）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。

⑤土木被害	河　　川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海　　岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道　　路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋　　梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港　　湾	港湾法第２条第５項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁　　港	漁港整備法第３条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公　　園	都市公園法施行令第３１条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽･いけがき）を除く。）で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第２条第１項第３号に規定する公園に設けられたもの。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥水産被害	漁　　船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 （１）港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 （２）被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 （１）被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価格又は復旧額とする。
⑩公立学校施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空　　港	空港法第４条第１項第６号及び第５条第１項の規定による空港をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

○　火災・災害等即報要領

（昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官）

（改正　平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応第 29 号、令和 5 年 5 月消防応第 55 号、令和 7 年 4 月消防応第 44 号、令和 7 年 12 月消防応第 78 号）

第 1　総則

1　趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）
消防組織法第 40 条
消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3　報告手続

(1)　「第 2　即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業

務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2)「第２　即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3)「第２　即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4)「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第１報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後３０分以内）、分かる範囲でその第１報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

４　報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第１報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア　火災等即報・・・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事

故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第１号様式、特定の事故については第２号様式により報告をすること。

イ　救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第３号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ　災害即報・・・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア　火災等即報、イ　救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ　被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ　報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５　報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第２　即報基準」又は「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と

密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第２　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１　火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

ウ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　火災

（ア）建物火災

a　特定防火対象物で死者の発生した火災

b　高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c　大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d　特定違反対象物の火災

e　建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災

f　他の建築物への延焼が１０棟以上又は気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見込みの火災

g　損害額１億円以上と推定される火災

（イ）林野火災

a　焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

b　空中消火を要請又は実施したもの

c　住宅等へ延焼するおそれがあるもの

（ウ）交通機関の火災

a　航空機火災

b　タンカー火災

c　船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d　トンネル内車両火災

e　列車火災

（エ）その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

・　消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ　石油コンビナート等特別防災区域内の事故

（ア）危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

・　危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

（イ）危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

（ウ）特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

（ア）死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

（イ）負傷者が５名以上発生したもの

（ウ）周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

（エ）５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

（オ）海上、河川への危険物等流出事故

（カ）高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ　原子力災害等

（ア）原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

（イ）放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等

の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

（ウ）原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第１０条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

（エ）放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ　その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ　消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

２　救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者５人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

(3) 要救助者が５人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

・　列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・　バスの転落による救急・救助事故

・　ハイジャックによる救急・救助事故

・　不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・　全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべ

き救急・救助事故

3　武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2) 国民保護法第172条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4　災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ　気象業務法第13条の２に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　地震

（ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ　津波

（ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ　風水害

（ア）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ　雪害

（ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ　火山災害

（ア）噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

（イ）火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第３　直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

１　火災等即報

(1) 交通機関の火災

第２の１の(2) のアの(ウ) に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第２の１の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア　第２の１の (2) のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

（ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第２の１の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2　救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3　武力攻撃災害等即報

第２の３の(1)、(2)に同じ。

4　災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第２の４の(2)のイからオまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４　記入要領

第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

1　第１号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故

対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア　死者３人以上生じた火災

（ア）死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a　建物等の用途、構造及び周囲の状況

b　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

（イ）火災の状況

a　発見及び通報の状況

b　避難の状況

イ　建物火災で個別基準のｅ、ｆ又はｇのいずれかに該当する火災

（ア）発見及び通報の状況

（イ）延焼拡大の理由

a　消防事情

b　都市構成

c　気象条件

d　その他

（ウ）焼損地域名及び主な焼損建物の名称

（エ）り災者の避難保護の状況

（オ）都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ　林野火災

（ア）火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※　必要に応じて図面を添付する。

（イ）林野の植生

（ウ）自衛隊の派遣要請、出動状況

（エ）空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

（オ）覚知時の林野火災警報又は林野火災注意報の発令状況、対象区域内外

エ　交通機関の火災

（ア）車両、船舶、航空機等の概要

（イ）焼損状況、焼損程度

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

2　第２号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第２条第２号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第２条第４号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第５号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・　自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア　原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ　原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ　その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第２号様式　（特定の事故）　　第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス　5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等	人（　人）
		重症	人（　人）
		中等症	人（　人）
		軽症	人（　人）

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
		消防防災ヘリコプター		機 人	
		海上保安庁		人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	

災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3　第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア　「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ　「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- 避難指示の発令状況
- 避難所の設置状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ＮＢＣ検知結果（剤の種類、濃度等）
- 被害の要因（人為的なもの）

  不審物（爆発物）の有無

  立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第３号様式　（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

＜災害即報＞

4　第４号様式

(1) 第４号様式（その１）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第１報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア　災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

a　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b　地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e　その他これらに類する災害の概況

イ　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

１１９番通報の件数を記入する欄については、第３　直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、１１９番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ　応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第４号様式（その１）別紙を用いて報告すること。

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の概況</td><td>発生場所</td><td colspan="3"></td><td>発生日時</td><td colspan="3">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">被害の状況</td><td rowspan="3">人的被害</td><td>死　者</td><td></td><td>人</td><td rowspan="2">重傷者</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="3">住家被害</td><td>全壊</td><td></td><td>棟</td><td>床上浸水</td><td></td><td>棟</td></tr>
<tr><td>うち災害関連死者</td><td></td><td>人</td><td>半壊</td><td></td><td>棟</td><td>床下浸水</td><td></td><td>棟</td></tr>
<tr><td>不明</td><td></td><td>人</td><td>軽傷者</td><td></td><td>人</td><td>一部破損</td><td></td><td>棟</td><td>未分類</td><td></td><td>棟</td></tr>
<tr><td colspan="11">119番通報の件数</td></tr>
<tr><td rowspan="5">応急対策の状況</td><td colspan="2">災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="3">（都道府県）</td><td colspan="5">（市町村）</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防機関等の活動状況</td><td colspan="8">（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="10">その他都道府県又は市町村が講じた応急対策</td></tr>
</table>

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　　（　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

(2) 第４号様式（その２）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア　各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第４号様式（その２）別紙を用いて報告をすること。

イ　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ　災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

エ　災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ　応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災等の害の対設策置本状部況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円			
				冠水	ha		農林水産業施設	千円		市町村	
報告者名			畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円			
				冠水	ha		その他の公共施設	千円			
			学校		箇所		小計	千円			
			病院		箇所		公共施設被害市町村数	団体			
			道路		箇所	その他	農産被害	千円			
			橋りょう		箇所		林産被害	千円			
			河川		箇所		畜産被害	千円			
			港湾		箇所		水産被害	千円			
			砂防		箇所		商工被害	千円			
			清掃施設		箇所						
			鉄道不通		箇所						
			被害船舶		隻						
			水道		戸		その他	千円			
			電話		回線	被害総額		千円		119番通報件数	件
			電気		戸	災害の概況					
			ガス		戸						
			ブロック塀等		箇所						
			り災世帯数		世帯	応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）			
			り災者数		人						
		火災発生	建物		件		自衛隊の災害派遣		その他		
			危険物		件						
			その他		件						

区分				被害
人的被害	死者		人	
	うち災害関連死者		人	
	行方不明者		人	
	負傷者	重傷	人	
		軽傷	人	
住家被害	全壊		棟	
			世帯	
			人	
	半壊		棟	
			世帯	
			人	
	一部破損		棟	
			世帯	
			人	
	床上浸水		棟	
			世帯	
			人	
	床下浸水		棟	
			世帯	
			人	
非住家	公共建物		棟	
	その他		棟	

災害救助法	適用市町村名	計　団体

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

第４号様式（その2）　別紙

都道府県名（　　）

（市町村ごとの人的被害・住家被害）

市町村名	人的被害					住家被害				
	死者	うち災害関連死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
				重傷	軽傷					
	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟

余　白

○　災害応急対策（災害救助法）関連の各様式

様式1

災害救助費概算額調
（災害名）

北海道〔千歳市〕

種目別区分				員数	単価	金額	備考
Ⅰ 救助業務に要した経費					円	円	
1 救助費							
	(1) 避難所設置費		避難所	延人			
			福祉避難所	延人			
			ホテル・旅館など	延人			
			計	延人			
	(2) 応急仮設住宅設置費		建設型仮設住宅	世帯			
			借上型仮設住宅	世帯			
			応急修理期間における応急仮設住宅の使用	世帯			
			計	世帯			
	(3) 炊出しその他による食品の給与費			延人			
	(4) 飲料水の供給費						
	(5) 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費		全壊（焼）流出	世帯			
			半壊（焼）・床上浸水	世帯			
			計	世帯			
	(6) 医療及び助産費		医療	延人			
			助産	延人			
			計	延人			
	(7) 被災者の救出費			人			
	(8) 住宅の応急修理費		半壊以上	世帯			
			準半壊	世帯			
			計	世帯			
	(9) 生業に必要な資金の貸与費			世帯			
	(10) 学用品の給与費	小学校児童	教科書	人			
			文房具等	人			
		中学校生徒	教科書	人			
			文房具等	人			
		高等学校等生徒	教科書	人			
			文房具等	人			
		計		人			
	(11) 埋葬費	大人		体			
		小人		体			
		計		体			
	(12) 死体の捜索費			体			
	(13) 死体の処理費		洗浄、縫合、消毒等	体			
			一時保存	体			
			検案	体			
			計	体			
	(14) 障害物の除去費			世帯			
	(15) 輸送費						
	(16) 賃金職員等雇上費						
2 実費弁償費				人			
3 扶助金				件			
4 損失補償				件			
5 法第19条の補償							
Ⅱ 救助事務に要した経費							
1 都道府県事務費							
2 市町村事務費							
3 法第20条第1項の求償に係る事務費							
4 災害ボランティアセンターの設置・運営(委託費)							
（合計）							

様式2

令和〇〇年度災害救助基金報告書

北海道〔千歳市〕

				備考
概況	災害救助基金現在高 （令和　年 4月 1日）	A	円	
	当該年度における災害救助基金最少額	B	円	
	差引過△不足額	A－B＝C	円	
	当該年度要積立額	D	円	
	当該年度積立予定額	E	円	
災害救助基金運用状況（災害救助基金現在高内訳）	法第26条第1号の方法		円	
	同条第2号の方法		円	
	同条第3号の方法		円	
	計		円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 （令和　年 4月 1日）	F	円	
	災害救助基金最少額	G	円	
	差引過△不足額 （F－G）	H	円	
	要積立額	I	円	
	積立額	J	円	
	支出額	K	円	
	応急仮設住宅払下収入金	基金繰入額	円	
		その他	円	
	生業資金返還額	基金繰入額	円	
		その他	円	

（注）「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

様式3

避難所設置及び避難生活状況

					市町村名		
避難所の名称	種別	開設期間	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
				品名	数量		
		月　日～　月　日	人				
計							

（注）1　「種別」欄は、避難所、福祉避難所、ホテル･旅館などの別に記入すること。
　　2　物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
　　3　「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式4－1①（建設型応急住宅）

応 急 仮 設 住 宅 台 帳
（建設型応急住宅）

				市町村名		
整理番号	世帯主 氏名	家族数	地区・住宅（団地）名、 部屋番号	所在地	入居月日	備考
		人			月　日	
計	世帯					

（注）1　「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
2　「地区・住宅（団地）名、部屋番号」欄は、応急仮設住宅の住宅（団地）名及び棟番・部屋番号を記入すること。
3　「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
4　「備考」欄は、入居後における経過を明らかにすること。

様式4-1②（建設型応急住宅）

応急仮設住宅台帳（その２）
（建設型応急住宅）

市町村名	整理番号	地区・住宅（団地）名	区分				着工戸数	完成戸数	集会施設		着工日	完成予定日	着工公表日	リース購入の別	概算額			民有地等借地料（年額（円））	自治体名		北海道〔千歳市〕		
			構造	基礎	仕様	敷地			集会所	談話室					税込総額（円）（リースの場合は解体費用等含む）	うち、集会施設（税込み、円）（設置費用、リースは解体費用等含む）	1戸あたりの平均価格（円）		完成日	入居日	入居状況 世帯数	入居人数	解消日
	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	計		／	／	／	／					／	／	／	／					／	／			／
	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	計		／	／	／	／					／	／	／	／					／	／			／
	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	計		／	／	／	／					／	／	／	／					／	／			／
	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	計		／	／	／	／					／	／	／	／					／	／			／
	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	計		／	／	／	／					／	／	／	／					／	／			／
	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	計		／	／	／	／					／	／	／	／					／	／			／
合計			／	／	／	／					／	／	／	／					／	／			／

（注）1　「地区・住宅（団地）名」欄は、応急仮設住宅の住宅（団地）名を記入すること。
2　「構造区分」欄は、「木造」、「プレハブ」、「モバイル」、「トレーラー」住宅等の別を記入する。
3　「基礎区分」欄は、「木杭」、「コンクリート板」、「ブロック敷」、「布基礎」、「べた基礎」住宅等の別を記入する。
4　「仕様等」欄は、福祉仮設住宅やバリアフリー住宅等、入居者に配慮した設備の内容がわかるように記入すること。
5　「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
6　「集会施設」欄は、集会所又は談話室の設置戸数を記入すること。なお、設置していない場合は「－」を記入すること。
7　「リース購入の別」欄は、「リース」又は「購入」を記入すること。
8　「総額」欄は、団地別に建設に要した総額（リースの場合は解体費用等を含む）を記入すること。なお、集会施設の費用も合算して記入すること。
9　「うち、集会施設」欄は、団地別に建設した集会施設に要した金額（リースの場合は解体費用等を含む）を記入すること。
10　「１戸あたりの平均価格」欄は、総額から集会施設を差し引いた金額を戸数で除して出た金額を記入すること。
11　「民有地等借地料（年額）」欄は、応急仮設住宅の建設のために借上げた地代について、年額を記入すること。
12　「入居日」欄は、応急仮設住宅の鍵の受渡しを開始した日を記入すること。
13　「世帯数」「入居人数」欄は、実際に応急仮設住宅に入居した世帯数と人数を記入すること。（原則、１世帯１室であるが、被災前に2世帯住宅に入居していた場合は、2世帯として差し支えない。）
14　「解消日」欄は、応急仮設住宅から全ての入居者が退去した日を記入すること。
15　本様式とともに、応急仮設住宅に係る「位置図」、「配置図」、「平面図」、「仕様書」及び「見積書」も提出すること。

様式4-2（賃貸型応急住宅）

応 急 仮 設 住 宅 台 帳
（賃貸型応急住宅）

									市町村名		
整理番号	世帯主 氏名	家族数	所在地	間取り （対象人数）	契約形態	契約開始	契約終了	入居月日	退去月日	実支出額	備考
		人				月 日	月 日	月 日	月 日	円	

様式5

炊き出し給与状況

			市町村名	
炊き出し場の名称	実施期間	延人員	実支出額	備考
	月　日～　月　日	人	円	
計				

（注）「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式6

飲料水の供給簿

		市町村名	
供給対象箇所の名称	供給期間	実支出額	備考
	月　日～　月　日	円	
計			

（注）　「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式7

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

							市町村名			
住家被害程度区分		世帯主 氏　名	基礎となった世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名			実支出額	備考
					○○	○○	・・・		
			人	月　日				円	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

（注）1　住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
2　受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
3　「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
4　「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式8

救護班活動状況

救護班
班長：医師（氏名）

月日	市(区)町村名	品目	措置の概要	経費	備考
				円	
計				円	

（注）「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式9

病院診療所医療実施状況

							市町村名		
診　療 機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
		月　日				点	点		
計　機関	人								

（注）「診療区分」欄は該当欄に〇印を記入すること。

様式10

助産台帳

			市町村名		
分べん者 氏名	分べん 日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
			月　日　～　月　日	円	
計					

様式11

被災者救出状況記録簿

			市町村名	
年月日	救出用機械器具等			備考
	機械器具等名称	数　量	金　額	
月　日			円	
計				

（注）1　備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
　　2　他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

様式12

住宅応急修理記録簿

				市町村名	
整理番号	世帯主氏名	応急修理期間	実支出額	応急修理箇所概要	摘要
		月　日～　月　日	円		
	計　世帯				

（注）1　実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。

様式13

生業資金貸付台帳

						市町村名		
貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	貸与期間	貸与金額	備考
住所	氏名	住所	氏名	職業				
							円	
	計　世帯							

（注）1　「貸与期間」欄は「　年　月　日まで　年　月間」を記入すること。
　　2　「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

様式14

学用品の給与状況

市町村名																			
学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳												実支出額	備考
					教科書						その他学用品							
					国語	算数	理科	社会		その他	鉛筆	ノート	絵の具セット	習字セット		その他		
小学校		人																
中学校		人																
高校		人																

(注) 1　当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
2　支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
3　給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
4　給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式15

埋葬台帳

市町村名	

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬者				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺（附属品を含む）	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計										

（注）1　埋葬を行った者が市（区）町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
　　2　市（区）町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
　　3　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式16

死体処理台帳

										市町村名		
処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の一時保存	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式17

障害物除去の状況

				市町村名		
整理番号	住家被害程度区分		除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
			月　日～　月　日	円		
計	半壊（焼）	世帯				
	床上浸水	世帯				

（注）1　除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

様式18①

輸送記録簿

市町村名													
輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
月　日					円				円		円	円	
計													

（注）1　「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
2　県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
3　借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
4　借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
5　「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式18②

賃金職員雇上台帳

自治体名	担当部局	担当者名	電話番号

従事した救助	氏名	雇上期間	日当			時間外勤務手当			手当	移動旅費	支給額	備考
			日数	単価	合計	時間	単価	合計				
計												

（実費弁償）
様式19
（1）令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

								市町村名		
職種	従業員数		従事場所（市町村）	従事期間	実支出額				算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計		
	人	人			円	円	円	円	円	
・医師 ・歯科医師 ・薬剤師										
・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師										
・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・臨床工学技士 ・救急救命士又は歯科衛生士										
・土木技術者 ・建築技術者										
・大工 ・左官又はとび職										
計										

（注）「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式20

（2）令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者		従事者		従事場所（市町村）	従事期間	実支出額	備考
業種	数	実人員	延人員				
		人	人			円	
土木又は建築業者 及び これらの者の従業者							
鉄道事業者 及びその従業者							
軌道経営者 及びその従業者							
自動車運送事業者 及びその従業者							
船舶運送業者 及びその従業者							
港湾運送業者 及びその従業者							
計							

（注）「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式21

（3）扶助金の支給状況

扶助金種類	件数	実支出額	積算基礎	備考
		円		
計				

（注）1　「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
　　2　「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

様式22

（4）損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
計	0		

（注）１　「種類」欄には、法第5条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。
　　２　「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
　　３　「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

様式23

法第19条の補償費の状況

区分	実支出額			備考
	員数	単価	金額	
1 人件費		円	円	
(1) 旅費				
(2) 役務費				
(3) 時間外勤務手当及び深夜手当				
2 救護所設置費				
(1) 救護器材費				
(2) 消耗器材費				
(3) 借上料損料				
3 救護諸費				
(1) 薬剤				
(2) 治療材料				
(3) 医療器具破損料				
(4) 衛生材料				
(5) 死体の処理費				
(6) その他				
4 輸送費				
5 賃金職員等雇上費				
6 その他の費用				
7 扶助金				
(1) 療養扶助金				
(2) 休業扶助金				
(3) 障害扶助金				
(4) 遺族扶助金				
(5) 葬祭扶助金				
(6) 打切扶助金				
8 事務費				
(1) 消耗品費				
(2) 通信運搬費				
(3) その他				
計				

（注）「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

様式24①

救助事務費の状況

自治体名

費　　目	実 支 出 額	備　　考
職　員　手　当	円	
時 間 外 勤 務 手 当		
賃　金		
旅　費		
需　用　費		
消　耗　品　費		
燃　料　費		
印　刷　製　本　費		
光　熱　水　費		
修　繕　費		
食　糧　費		
役　務　費		
通　信　運　搬　費		
使 用 料 及 び 賃 借 料		
計		

(注)1　本表に掲げる金額は，災害救助に直接必要と認め支出されたものに限り，災害対策や復旧関係の経費は認めないこと。
2 「備考」欄は，実支出額の内容を記入すること。

様式24②

救助事務費調査票

自治体名	担当部局	担当者名	電話番号

具体的な内容			金　額	備　考
(ｱ)時間外(休日，夜間含)勤務手当		超過勤務時間	0	
内訳	避難所の設置・運営	時間		様式24③ 時間外(休日，夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
内訳	支援物資の荷捌き・搬送	時間		様式24③ 時間外(休日，夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
内訳	飲料水の供給	時間		様式24③ 時間外(休日，夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
内訳	医療	時間		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
内訳	その他	時間		様式24③ 時間外(休日，夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
(ｲ)旅費				
内訳	避難所の設置・運営			様式24③ 時間外(休日，夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
内訳	支援物資の荷捌き・搬送			様式24③ 時間外(休日，夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
内訳	飲料水の供給			様式24③ 時間外(休日，夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
内訳	医療			様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
内訳	その他			様式24③ 時間外(休日，夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
(ｳ)消耗品費				
内訳	医療			様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し (必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)
内訳	その他			様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)
(ｴ)燃料費				
内訳	医療			様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し
内訳	その他			様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類の写し
(ｵ)食糧費				
内訳	医療			様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し
内訳	その他			様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(飲酒費用が計上されている場合は救助費の対象外)
(ｶ)使用料及び賃借料				様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間、運転日報など明確な資料を併せて添付)
(ｷ)通信運搬費				様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)
(ｸ)その他の経費(　　) ※(　)内に具体的な経費の種類を記載し、明細書を作成ください。				様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)
合　計				

様式24③

救助事務費（時間外（休日，夜間含）勤務手当、旅費明細書）

勤務の内容							自治体名	北海道〔千歳市〕	
氏名	勤務年月日	勤務の内容	勤務場所（搬送先の名称）	時間外勤務				旅費(円)	証拠書 No.
				開始時間	終業時間	勤務時間（h）	金額（円）		
合計									

様式24④

救助事務費（救護班活動状況（総括表））

自治体名	

機関名	種別	費用計上をする項目					
		医療	応急救助の賃金雇上	救助事務費			
				旅費	消耗品費	燃料費	食糧費
合計							

※ 実施期間ごとの経費を転記すること。
※ 救助事務費については，各項目を「様式24　救助事務費」に同額を転記すること。
※ 食糧費は、旅費の日当・宿泊費に含まれていない場合のみ経費を記載すること。

様式24⑤

救助事務費（救護班活動状況（国公立病院・日本赤十字社に勤務する者））

機関名	支援先

実施期間	日数	延人数

1．医療

内容		数量　単位	金額（円）	備考
（ア）薬剤費等				**※医療に計上**
・医薬品，治療材料				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・医療機器の修繕費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

2．救助事務費

内容		数量　単位	金額（円）	備考
（イ）職員手当				**※救助事務費に計上（様式24に同額を記載）**
・時間外勤務手当				内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
（ウ）旅費等				**※救助事務費に計上（様式24に同額を記載）**
・旅費				内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・宿泊費				内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
（エ）需用費				**※救助事務費に計上（様式24に同額を記載）**
・消耗品費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・燃料費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・食糧費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

※　人数は延べ人数。
※　別途，積算根拠の分かる資料を添付すること。
※　「1．医療」の合計額は「様式9　病院診療所医療実施状況」に計上すること。
※　「2．救助事務費」は「様式24　救助事務費」に各項目ごとに同額を記載し，救助事務費として計上すること。

様式24⑥

救助事務費（救護班活動状況（国公立病院・日本赤十字社以外に勤務する者））

機関名	支援先

実施期間	日数	延人数

1．医療

内容		数量　単位	金額（円）	備考
（ア）薬剤費等			0	**※医療に計上**
・医薬品，治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

2．応急救助の賃金雇上

内容		数量　単位	金額（円）	備考
（イ）賃金職員雇上費			0	
・日当（時間外勤務手当含む）			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
（ウ）旅費等			0	
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
（エ）需用費			0	
・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
合計			0	**※賃金職員雇上台帳に計上**

※　人数は延べ人数。
※　別途，積算根拠の分かる資料を添付すること。
※「1．医療」の合計額は，「様式9　病院診療所医療実施状況」に計上すること。
※「2．応急救助の賃金雇上」の合計額は，「様式18②　賃金職員雇上台帳」として計上すること。

様式24⑦

救助事務費（DMAT（DPAT）活動時間調査票）

※ 留意事項

○ 応急的な救護活動に要した実際の時間を記入し，待機時間等は除いてください。
○ 調査票は，活動者毎，活動日別に記入してください。
○ 活動記録等と調査票の内容が一致しているか確認をお願いします。

職種：	氏名：

活動月日	活動概要	勤務命令時間	時間数	日当	時間外勤務手当	旅費	宿泊費等	備考
月　日		～						
月　日		～						
月　日		～						
月　日		～						
月　日		～						
月　日		～						
合計								

様式24⑧

救助事務費明細書（その他費用）

費目		自治体名		
業務内容	購入品目等	購入等の目的・利用方法など	金額（円）	証拠書 No.
合計				

○　自衛隊派遣・撤収要請依頼様式

＜様式１＞　災害派遣要請依頼書

千　　第　　号
年　月　日

北海道知事　様

千歳市長

自衛隊の災害派遣要請依頼について

つぎのとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

１　災害状況及び派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容

４　派遣部隊が展開できる場所

５　その他参考となるべき事項

＜様式２＞　災害派遣撤収要請依頼書

千　　第　　号
年　月　日

北海道知事　様

千歳市長

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

災害の復旧もおおむね終了しましたので、つぎのとおり、撤収要請を依頼します。

１　撤収要請依頼日時
　　年　　月　　日　　時

２　撤収日時
　　年　　月　　日　　時

３　撤収場所

４　撤収作業内容

○　北海道消防防災ヘリコプター緊急運行様式

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領（抄）

（緊急運行の要請）

第４条　緊急運行の要請は、総務部防災消防課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第１号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請の手続等については、別に定めるところによるものとする。

様式第１号(第４条関係)　　（第　　報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票

要請日時：	年　月　日　時　分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

要請機関名	
担当者職氏名	
連絡先	T　　FAX

災害の状況・派遣理由	覚知	年　月　日　時　分	
	災害発生日時	年　月　日　時　分	
	災害発生場所		
	災害名		
	災害発生状況・措置状況		
派遣を必要とする区域		希望する活動内容	
気象の状況			
離着陸場の状況	離着陸場名		
	特記事項	(照明、Ⓗマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等) ほか)	
必要とする資機材		現地での資機材確保状況	
		特記事項	
傷病者の搬送先		救急自動車等の手配状況	
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名		
	現場付近で活動中の航空機の状況		
現地最高責任者	(機関名)　　(職・氏名)		
無線連絡方法	(周波数)　　Hz		
その他参考となる事項			

搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

条　例　等

○　千歳市防災会議条例

（昭和38年４月１日
条例第１号）

改正　昭和41年12月16日条例第40号　　昭和48年９月27日条例第29号
平成８年４月１日条例第19号　　平成９年７月14日条例第21号
平成12年１月20日条例第13号　　平成14年９月20日条例第27号
平成24年10月12日条例第15号　　平成29年３月24日条例第13号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、千歳市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　千歳市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　市長の諮問に応じ、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（組織）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、市長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　指定地方行政機関の職員

（２）　陸上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官

（３）　北海道の知事部局の職員

（４）　北海道警察の警察官

（５）　市長部局の職員

（６）　教育長

（７）　消防長及び消防団長

（８）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

（９）　自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者

６　委員の定数は、40人以内とする。

７　第５項第８号及び第９号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　専門の事項を調査させるため、防災会議に専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員又は学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

３　専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

（補則）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附　則

この条例は、昭和38年１月１日から施行する。

附　則（昭和41年12月16日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年９月27日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年４月１日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年７月14日条例第21号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千歳市防災会議条例第３条第５項第８号の規定により任命されている委員（以下「現任委員」という。）の任期の中途において、この条例による改正後の千歳市防災会議条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第６項の規定を適用して新たに任命する委員の任期は、改正後の条例第３条第７項の規定にかかわらず、現任委員の残任期間とする。

附　則（平成12年１月20日条例第13号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成14年９月20日条例第27号）

この条例は、平成15年１月１日から施行する。

附　則（平成24年10月12日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年３月24日条例第13号）

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

○　千歳市防災会議運営要綱

（平成17年３月４日
千歳市防災会議）

（趣旨）

第１条　千歳市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）及び千歳市防災会議条例（昭和38年条例第１号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（会長の職務代理者）

第２条　防災会議会長（以下「会長」という。）に事故あるときの会長の職務代理者は、防災会議委員（以下「委員」という。）である千歳市副市長をもって充てる。

（会議）

第３条　防災会議は、会長が招集する。

２　委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

３　防災会議招集の通知には、会議の目的、場所及び議題を付記しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（委員の代理者）

第４条　委員はやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

２　委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届け出るものとする。

３　委員又は代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出るものとする。

（議事）

第５条　防災会議は、委員（代理者を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（軽易な事項の改正等）

第６条　会長は防災会議所掌の事務のうち、軽易な事項については、防災会議に諮ることなく行うことができる。ただし、次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

（防災会議の庶務）

第７条　防災会議の庶務は、千歳市防災担当課において行う。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成17年３月４日から施行する。

附　則（平成19年３月30日）

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

○　千歳市災害対策本部条例

（昭和38年６月19日
条例第26号）

改正　平成８年４月１日条例第20号　　平成14年９月20日条例第27号
平成24年10月12日条例第16号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、千歳市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときはその職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（補則）

第４条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和38年７月１日から施行する。

附　則（平成８年４月１日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年９月20日条例第27号）

この条例は、平成15年１月１日から施行する。

附　則（平成24年10月12日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

○　災害救助法（抄）

（昭和22年10月18日
法 律 第 １１８ 号）

最終改正　令和４年６月17日法律第68号

（目的）

第一条　この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第二条　この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

２　災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項（同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村（次項及び第十一条において「本部所管区域市町村」という。）の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前条の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。

（救助実施市の長による救助の実施）

第二条の二　救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において、前条第一項に規定する災害により被害を受け又は同条第二項に規定する災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

３　第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。

（救助の種類等）

第四条　第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

一　避難所及び応急仮設住宅の供与

二　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

四　医療及び助産

五　被災者の救出

六　被災した住宅の応急修理
七　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
八　学用品の給与
九　埋葬
十　前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2　第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。

3　救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前二項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

4　救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（事務処理の特例）

第十三条　都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2　前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（事務の区分）

第十七条　この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

四　第十三条第二項の規定により災害発生市町村等が処理することとされている事務

○　災害救助法施行令（抄）

（昭和22年10月30日
政 令 第 225 号）

最終改正　令和３年５月10日政令第153号

（災害の程度）

第一条　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一　当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

二　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

三　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

２　前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（災害発生市町村等の長による救助の実施に関する事務の実施）

第十七条　都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととするときは、災害発生市町村等の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を災害発生市町村等の長に通知するものとする。この場合においては、当該災害発生市町村等の長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

２　都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務（法第七条から第十条までに規定する事務に限る。）の一部を災害発生市町村等の長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

３　法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、災害発生市町村等の長に関する規定として災害発生市町村等の長に適用があるものとする。

別表第一（第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上　15,000人未満	40
15,000人以上　30,000人未満	50
30,000人以上　50,000人未満	60
50,000人以上　100,000人未満	80
100,000人以上　300,000人未満	100
300,000人以上	150

別表第二（第一条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上　2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上　3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

別表第三（第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上　15,000人未満	20
15,000人以上　30,000人未満	25
30,000人以上　50,000人未満	30
50,000人以上　100,000人未満	40
100,000人以上　300,000人未満	50
300,000人以上	75

別表第四（第一条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上　2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上　3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

○　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抄）

（平成12年５月８日　法　律　第 57 号）

最終改正　令和４年６月17日法律第69号

（定義）

第二条　この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による湛（たん）水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

（土砂災害警戒区域）

第七条　都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

２　前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。

３　都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

４　都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。

５　都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

６　前三項の規定は、指定の解除について準用する。

（警戒避難体制の整備等）

第八条　市町村防災会議（災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
三　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
四　警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
五　救助に関する事項
六　前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

3　警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

第八条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6　市町村長は、市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

（土砂災害特別警戒区域）

第九条　都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

2　前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。

3　都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4　都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項の政令で定める事項を公示しなければならない。

5　都道府県知事は、前項に規定する公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6　指定は、第四項に規定する公示によってその効力を生ずる。

7　関係のある市町村の長は、第五項の図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。

8　都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなったと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除するものとする。

9　第三項から第六項までの規定は、前項に規定する解除について準用する。

（特定開発行為の制限）

第十条　特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2　前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

○　水防法（抄）

（昭和24年６月４日
法　律　第 193 号）

最終改正　令和４年６月17日法律第68号

（定義）

第二条　この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

２　この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

３　この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

４　この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

５　この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

６　この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

７　この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

８　この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（都道府県の水防計画）

第七条　都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

２　都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

３　都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項 又は第五項の規

定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4　前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5　都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項 に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6　二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7　都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。（関係市町村長への通知）

第十三条の四　第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

第十五条　市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一　洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四　浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設

が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一　前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）　当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二　前項第四号ロに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三　前項第四号ハに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3　浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域　同法第八条第三項に規定する事項

二　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域　同法第五十五条に規定する事項

第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6　市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（水防計画）

第三十三条　指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2　指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3　指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4　第七条第二項及び第四項の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

○河川法

（昭和39年７月10日
法　律　第 167 号）

最終改正　令和４年６月17日法律第68号

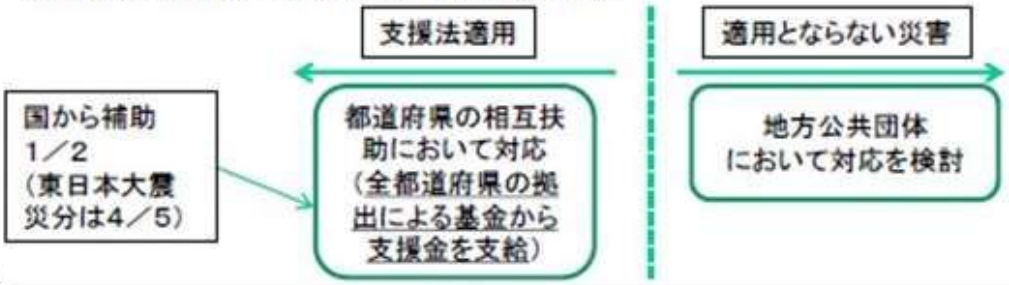
（水防管理団体が行う水防への協力）

第二十二条の二　河川管理者は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第七条第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）に規定する同意をした水防計画（同法第二条第六項に規定する水防計画をいう。以下この条において同じ。）に河川管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該水防計画に基づき水防管理団体（同法第二条第二項に規定する水防管理団体をいう。第三十七条の二において同じ。）が行う水防に協力するものとする。

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により
① 住宅が「全壊」した世帯
② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

4. 支援金の支給額

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

	基礎支援金（住宅の被害程度）	加算支援金（住宅の再建方法）		計
①全壊（被害割合50%以上） ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊（被害割合40%台）	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊（被害割合30%台）	－	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

5. 支援金の支給申請

（申請窓口）　市町村
（申請時の添付書面）　基礎支援金：罹災証明書、住民票　等
加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）　等
（申請期間）　基礎支援金：災害発生日から13月以内
加算支援金：災害発生日から37月以内
※基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができる。

被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害

① 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村（※）

災害救助法施行令　別表第1（第1号関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5，000人未満	30
5，000人以上　15，000人未満	40
15，000人以上　30，000人未満	50
30，000人以上　50，000人未満	60
50，000人以上　100，000人未満	80
100，000人以上　300，000人未満	100
300，000人以上	150

災害救助法施行令　別表第2（第2号関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1，000，000人未満	1，000
1，000，000人以上　2，000，000人未満	1，500
2，000，000人以上　3，000，000人未満	2，000
3，000，000人以上	2，500

（※）1号適用：別表第1の被害が発生した市町村
2号適用：別表第2の被害が発生した都道府県において、別表第1の世帯数の2分の1に該当する被害が発生した市町村
（住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる）

② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村

③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県

④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）

⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）

⑥ ①～③の都道府県（※）が2以上ある場合に、
- 全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る）
- 全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る）

（※）①、②の都道府県は、市町村を含む都道府県を指す

災害記録等

○　千歳市の風水害発生記録

年　月　日	災害の種類	災害の概要
昭和25年８月27日～28日（1950）	洪　水	大雨で千歳川氾濫
昭和29年11月５日（1954）	大　火	幸町２丁目で火災発生。17棟延焼
昭和30年７月22日（1955）	豪　雨	千歳、追分地方に局地的豪雨、ケヌフチ、ママチ川が氾濫。被害額7,407千円
昭和30年９月11日（1955）	大　火	幸町１丁目から出火、隣接市町村消防の応援を仰いだが開基以来の大火となる。170世帯焼失、被害額139,250千円
昭和34年４月23日（1959）	豪　雨	豪雨、胆振地方を襲い河川が氾濫、道路が決壊。被害額2,332千円
昭和34年９月５日～６日（1959）	豪　雨	道央に200㎜を超える局地的豪雨、美笛川の氾濫により道路決壊、橋梁流失。損害3,666千円
昭和36年５月１日（1961）	大　火	幸町５丁目に大火発生、千代田町６丁目に飛火延焼。30棟全焼
昭和37年７月24日～25日（1962）	豪　雨	道南地方を中心に梅雨末期の大雨。下釜加、長都地区に住家浸水189戸、その他農作物の被害が発生。被害額79,711千円
昭和37年８月３日（1962）	台　風	台風第９号、第10号が連続して当地方を襲い、200㎜を超える豪雨をもたらし、家屋浸水、道路、農作物被害が発生。被害額78,000千円
昭和38年５月24日（1963）	強　風	強風により農作物に被害。被害額24,286千円
昭和39年６月３日～４日（1964）	豪　雨	豪雨により釜加地区に住家浸水及び農作物被害。被害額66,800千円
昭和39年９月（1964）	冷　害	冷害により農作物に被害。被害額317,000千円
昭和40年２月15日（1965）	雪　害	40㎝の降雪により美笛地区260世帯孤立
昭和40年９月11日～18日（1965）	台　風	台風第23号、第24号により住家の浸水133棟、農地の被害311ha。美笛地区では崖崩れにより死者２名、建物の全壊６棟
昭和41年８月17日～21日（1966）	豪　雨	集中豪雨により釜加、美笛、泉郷地区を中心に住家浸水495棟、農地被害306ha、被害額47,845千円

昭和44年２月５日 （1969）	雪　　害	豪雪のため駒里地区養鶏舎が22棟倒壊、ニワトリ15,000羽が死亡したほか他の地域にも被害。被害額51,468千円
昭和45年３月16日 （1970）	雪　　崩	豪雪のため美笛～モラップ間（砥石山付近）に雪崩が発生、１名死亡、２名救助
昭和50年８月23日 （1975）	台　　風	台風６号により、ケヌフチ川、祝梅川決壊。被害額395,000千円
昭和56年８月３日 ～６日 （1981）	大　　雨	８月３日から６日にかけての前線と台風第12号により千歳で327㎜（支笏湖で315㎜）の降雨量を記録。災害対策本部設置。ケヌフチ川の決壊、祝梅川及び千歳川無築堤部分からの溢水その他により、床上浸水62世帯、床下浸水63世帯。釜加、根志越、中央及び祝梅の一部に避難命令が出され、延117世帯、470名が避難。また農地の浸冠水のほか道路、河川、橋梁等公共施設に被害があり、被害総額は約3,191,000千円
昭和56年８月21日 ～24日 （1981）	大　　雨	８月21日から24日にかけての台風第15号と前線により千歳で169㎜（支笏湖で254㎜）の降雨量と瞬間最大風速33.8メートルを記録。床上浸水31世帯、床下浸水162世帯のほか一部破損住家被害143世帯、非住家の全壊・半壊31棟に達した。また、農地の浸冠水のほか、道路、河川、橋梁、街路樹に被害を与え、被害額は約1,139,000千円
昭和60年９月１日 （1985）	台　　風	台風第13号により床上１棟、床下12棟、落橋等被害額は約27,220千円
昭和62年７月１日 （1987）	火　　災	落雷により２空団オイルタンク火災 被害額は約127,659千円
昭和62年８月26日 （1987）	大　　雨	千歳で降雨量254.5㎜を記録 床下28棟、農地の浸冠水、道路、河川、農業用施設ほか被害を与え、被害額は約290,720千円
昭和62年９月１日 （1987）	台　　風	台風第12号の大風によりポロピナイ公衆便所半壊、風により街路樹等の倒木等367本ほか被害を与え、被害額は約6,194千円
平成元年９月３日 （1989）	大　　雨	農地の浸冠水、ポロピナイキャンプ場南20号川６ケ所に被害を与え、被害額は約90,323千円
平成２年４月23日 （1990）	大　　雨	千歳で降雨量121.0㎜を記録。床上浸水１棟、床下浸水２棟、農地の浸冠水、道路、河川、農作物に被害を与え、被害額は約132,268千円
平成２年９月28日 （1990）	大　　雨	湖畔第１道路の法面崩壊ほか、道路計３ケ所に被害を与え、被害総額約27,412千円
平成５年９月 （1993）	冷　　害	冷夏、日照不足により水稲、豆類等の農作物に被害。被害総額約780,000千円（平成５年10月５日現在）
平成13年９月11日 ～12日 （2001）	台　　風	台風第15号により災害対策本部設置。農業被害により、被害総額約170,000千円
平成15年９月13日 ～14日 （2003）	台　　風	台風第14号通過に伴い、美笛キャンプ場に被害を与え、風による倒木のため１名死亡、２名負傷

平成16年９月８日 (2004)	台　　風	台風第18号により災害対策本部設置。暴風被害で支笏湖地区が一時孤立するなど、多くの倒木、農業被害が発生した。
平成20年2月24日 (2008)	暴　風　雪	暴風雪による吹き溜まりのため、200台を超える車両が、一昼夜、郊外の道路上で立ち往生。人命救助のため暴風雪では初めてとなる災害対策本部を設置し対応。自衛隊の災害派遣を要請し対応にあたった。 人的被害なし
平成25年8月20日、24日～27日 (2013)	暴　風　雨	ダウンバースト及びガストフロントによると考えられる突風や降雹により、倒木、農業被害が発生。被害額約277,535千円
平成26年9月10日～11日 (2014)	大　　雨	北海道で初めて発表された「大雨特別警報」により災害対策本部を設置し、大和、桂木、蘭越、新星地区及び支笏湖地区に対し避難勧告を発令した。支笏湖畔では、11日の日降水量で観測史上１位となる276.5㎜を観測したほか、24時間降水量や48時間降水量等複数の観測値で観測史上１位を記録した。概算被害額は国道と道道を除く千歳市内で約120,000千円に上った。
平成30年9月4日～5日 (2018)	台　　風	台風21号により多くの倒木や農業被害が発生し、支笏湖地域では、国道や道道の通行止めや停電等が発生した。 （翌９月６日に北海道胆振東部地震が発生した。）
令和7年9月13日～14日(2025)	大雨・暴風雨	大雨警報（土砂災害・洪水）が発表され、市内での倒木や支笏湖地区（国道276号：支笏トンネル～美笛トンネルの間）で道路への土砂流入・冠水により、車両（大型車２・普通車２）４両が立ち往生となるなど国道・道道が通行止めとなった。また、東部において約７０戸が停電となった。
令和7年9月20日～21日 (2025)	大雨・暴風雨	大雨警報（土砂災害・洪水）の発表に伴い、20日1900に自主避難用の避難所として北栄小学校（対象：蘭越・新星・桂木・大和・北斗の一部の土砂災害警戒区域の住民）及び千歳公民館泉郷分館（対象：泉郷・協和・幌加・東丘の土砂災害警戒区域の住民）を開設。土砂災害警戒情報（レベル４）発表に伴い20日2250緊急避難場所として桂木町内会館・大和３丁目町内会館を開設。 避難者は、北栄小学校（体育館：２２世帯４２名・車中泊１８名)、桂木町内会館（会館内：７世帯９名・車中泊３名）の計８２名で、20日23時15分から21日5時30分にわたり避難した。

（注）　噴火災害、航空機墜落事故災害の記録を除く。

○　地震災害発生記録

1　北海道の地震災害史

年　月　日（西　暦）	震　源（震央）	位　置	規模	被　害　状　況
慶長16年10月28日（1611）	三　陸　沖	E143.8 N382	8.1	大津波、死者多し
寛永12年１月22日（1635）	松　前			松前地方大いに震い、火災発生
寛永17年６月13日（1640）	駒　ケ　岳		6.5	噴火湾津波死者700名余、駒ケ岳噴火
寛文３年７月14日（1663）	有　珠　山	140.8 42.6	6.5	噴火し、死者数名、震動が円部、津軽におよぶ。
寛保１年７月19日（1741）	渡　島　半　島	139.4 42.6	6.5	大島噴火、灰降り、松前昼暗きこと死のごとし、根部田一熊石、津波襲来　死者1,467名、流失家屋729棟、家屋破損33棟、船舶流失破損1,521隻
宝暦13年12月16日（1763）	陸奥東方沖	142.0 40.8	7.4	20時頃大地震あり、いままでにない大津波を伴う。
明和３年１月28日（1766）	津　軽	140.6 40.8	6.9	津軽死者1,300人
寛永９年４月（1780）	ウルップ島沖	151.2 45.3	7.0	大津波
寛政４年４月24日（1792）	積丹半島沖	140.3 43.6	6.9	16時頃地震あり、津波を伴い忍路、美国水死１名、船流失など被害あり
天保４年10月26日（1833）	越後羽前沖	139.2 38.7	7.4	16時頃松前に強震あり、約30分後津波襲来、高さ120cmに達す、家屋破損103、死者42名、函館湾内２kmばかり潮が満ち道路にあがる。
天保５年１月１日（1834）	石　狩	141.4 43.3	6.4	10時すぎ地面亀裂生じ、民家倒壊す。余震月末まで続く。
天保10年３月18日（1839）	釧　路　沖	144.9 42.7	7.0	14時頃釧路、厚岸地方強震、国泰寺被害あり、津波も襲来す。
天保14年３月26日（1843）	釧　路　沖	144.8 41.8	8.4	９時頃国後、根室、厚岸、釧路地方大地震の津波のため水死46名、家破壊75棟、船舶破壊61隻

安政３年７月23日 (1856)	尻屋崎東方沖	142.3 41.2	7.7	函館13時頃大地震あり、15時に津波襲来、平水より２m以上高く一進一退、16時頃には４m近くになり、市街低地一帯浸水津波の被害区域渡島、胆振、日高、厚岸および浦河では500石積以上の船２隻転覆
文久３年８月８日 (1863)	留萌沖		5.9	津波襲来す。山崩れ、人家橋梁破損、死傷者あり
明治１年８月15日 (1868)	ペルー・チリ		5.9	函館で津波
明治７年２月８日 (1874)	留萌沖	141.6 43.6	6.4	津波あり
明治10年５月１日 (1877)	ペルー・チリ			津波あり、30cm上昇
明治14年10月25日 (1881)	根室北東沖	147.3 43.3	7.0	クナシリ島、根室地方で小被害
明治18年11月25日 (1885)	不明			函館で浸水260戸、破損船舶23隻
明治26年６月４日 (1893)	根室東方沖	149.0 43.1	6.6	エトロフ島岩石崩落、小津波
明治26年６月13日 (1893)	根室南東沖	146.5 43.0	6.9	根室地方小被害
明治27年３月22日 (1894)	根室南方沖	146.3 42.4	7.9	根室市街道路60～90cmさける。釧路落石、納沙布、３燈台ランプレンズ破損す。
明治29年６月15日 (1896)	三陸沖	144.2 39.6	7.6	十勝、日高から函館まで津波被害
明治29年11月18日 (1896)	根室北東沖	146.0 43.5	7.6	根室地方で軽い被害
明治32年５月８日 (1899)	根室南東沖	146.0 43.0	7.2	根室、厚岸地方小被害
明治32年11月10日 (1899)	根室東方沖	146.0 43.0	6.7	根室地方で軽い被害
明治33年８月29日 (1900)	青森県東方沖	142.0 41.0	7.3	函館地方で軽い被害

明治33年12月25日 (1900)	根室南東沖	146.0 43.0	7.5	根室地方、渡島半島で軽い被害
明治34年１月14日 (1901)	十勝沖	144.0 42.0	7.3	広尾で軽い被害
明治35年５月28日 (1902)	釧路沖	144.5 42.5	7.0	釧路地方で小被害
明治37年３月18日 (1904)	根室東方沖	145.8 42.5	7.1	根室地方で軽い被害あり
明治40年７月６日 (1907)	根室東方沖	145.5 42.8	7.1	根室、厚岸地方で被害
明治40年12月25日 (1907)	釧路沖	144.5 42.5	7.4	障子紙破損、器物転落、商店多少損害あり
明治42年９月17日 (1909)	浦河沖	143.0 41.2	6.9	浦河、広尾地方で小被害
明治43年６月16日 (1910)	留萌沖			留萌川筋の大和田炭山坑内出水
明治43年７月24日 (1910)	有珠山	140.8 42.5	6.5	同山一帯火山活動活発、鳴動降灰あり、住民10,000人以上伊達方面に避難、埋設家屋20戸余
明治43年９月８日 (1910)	留萌沖	141.4 44.0	5.9	鬼鹿苫前で家屋破損
大正２年２月20日 (1913)	青森県東方沖	142.0 41.5	7.0	帯広浦河等で軽い被害
大正２年８月１日 (1913)	浦河沖	142.5 41.8	6.2	浦河地方で軽い被害
大正４年３月18日 (1915)	三陸沖	143.1 40.7	7.6	帯広地方で小被害。死者２名
大正５年３月18日 (1916)	十勝沖	143.7 41.2	6.6	釧路で小被害
大正７年５月26日 (1918)	留萌沖	141.5 44.2	5.6	留萌郡鬼鹿で小被害
大正７年９月８日 (1918)	ウルップ島沖	151.8 45.7	7.9	大津波ウルップ島で死者24名
大正８年11月８日 (1919)	エトロフ島沖	148.4 44.1	7.8	小津波あり

大正15年９月５日 (1926)	十　勝　沖	143.7 42.0	6.8	帯広地方で小被害
昭和６年２月17日 (1931)	浦河北西沖	142.6 42.3	6.8	浦河、静内地方で小被害
昭和６年３月９日 (1931)	青森県東方沖	142.5 41.2	7.6	12時49分壁はく落、煉瓦煙突倒壊、堀亀裂あり（函館）
昭和６年３月30日 (1931)	十勝川河口	143.8 42.8	6.6	釧路、白糠、音別方面で被害
昭和７年11月26日 (1932)	新冠川河口	142.4 42.4	6.8	日高地方一帯で小被害
昭和８年３月３日 (1933)	三　陸　沖	144.7 39.1	8.3	発震時２時31分三陸沖地震により太平洋沿岸に３～６時に津波襲来､渡島亀田郡漁船流失17隻、破損21隻、襟裳岬死者13名、負傷56名、建物全半壊91戸、同流失176戸、船流失163隻、同破損147隻、その他損害計282,568円。津波最高広野10.2油駒8.0猿留9.0m
昭和13年５月29日 (1938)	屈斜路湖	144.3 43.6	6.0	１時42分サツテキナイ部落中心に烈震死者１名、家屋倒壊５棟、半壊２棟、破損36棟、倒木2,500本、木炭ガマ142基破損
昭和15年８月20日 (1940)	積丹半島沖	139.5 44.1	7.0	０時08分発震、顕著地震により西半部弱震、西海岸一帯津波襲来。後志漁船１隻、沈没流失20隻、宗谷漁船沖合へ流失550隻、全壊114隻、半壊75隻、留萌建物全壊14棟、半壊43棟、流失26棟、床上浸水43棟、床下同26棟
昭和22年11月４日 (1947)	留　萌　沖	141.0 43.8	7.0	小津波軽い被害
昭和27年３月４日 (1952)	十　勝　沖	143.9 42.1	8.1	太平洋岸津波被害
昭和27年10月５日 (1952)	カムチャッカ沖	159.0 52.5	8.3	太平洋沿岸に波高１m前後高波襲来｡家屋浸水、漁船流失被害発生
昭和28年７月14日 (1953)	熊石附近	139.9 42.2	5.4	熊石で強震、地すべり等あり
昭和31年３月６日 (1956)	網　走　沖	144.1 44.3	5.8	網走地方で軽い地震

昭和33年11月７日 （1958）	択　捉　島	148.5 44.3	7.8	７時58分３秒釧路強震、根室、帯広、浦河、札幌中震、道東を中心に鉄道、通信及び津波にて港湾施設に若干被害あり
昭和34年１月30日 （1959）	弟子屈附近	144.4 43.4	6.2	弟子屈町温泉一時止まる。根室本線不通
昭和34年11月８日 （1959）	積丹半島沖	140.6 43.8	6.2	小樽等で軽い被害
昭和35年５月23日 （1960）	チ　リ	W74.5 S39.5	8.5	発震時４時11分20秒24日２時38分花咲に始まり夕刻にかけて各地に津波襲来。死者８名、行方不明７名、負傷15名、床上浸水2,082棟、床下浸水985棟、全半壊流失各方面被害大、罹災者11,204名、波高最高花咲227、釧路241、霧多布405、浦河299、室蘭120、釧路221、網走62
昭和36年８月12日 （1961）	根室南方沖	145.6 42.9	7.0	釧路地方で小被害
昭和37年４月23日 （1962）	広　尾　沖	143.9 42.2	7.0	14時58分発震顕著地震、十勝、釧路強震、池田町家屋損壊72棟、重傷１名、道路、橋、水道など被害4,000万円、その他被害大
昭和38年１月28日 （1963）	養老牛附近	145.0 43.6	5.3	中標津町養老牛で壁等破壊
昭和38年10月13日 （1963）	択捉島沖	150.0 43.8	8.1	釧路で軽い被害、小津波
昭和39年１月20日 （1964）	知床半島	145.2 44.0	4.6	羅臼町で軽い被害
昭和39年５月31日 （1964）	根室東方沖	147.2 43.3	6.7	土木関係に被害あり、被害額5,000千円
昭和39年６月23日 （1964）	根室南東沖	146.5 43.0	7.0	土木衛生、商工業、文教施設等に被害あり、被害額2,312千円
昭和42年11月４日 （1967）	屈斜路湖附近	144.4 43.5	5.0	23時30分、釧路、網走支庁管内で建物及び道路等に被害が生じた。負傷者２名、家屋半壊１棟、一部破損８棟、道路亀裂70ケ所、路肩決壊、亀裂240号線150㎞、241号線４K区間26ケ所、盛土地割れ、土砂流失240号線50m、241号線320㎡、崖崩れ240号線２ケ所、243号線３ケ所、国鉄路床亀裂等18ケ所、美幌町水道管破裂

昭和43年５月16日 (1968)	十　勝　沖	143.35 40.44	7.9	９時49分頃発震。本道においては札幌４、室蘭、函館、苫小牧５、釧路４の震度を記録、18市町村において災害対策本部設置。死者２名、負傷者133名、家屋の全壊110棟、半壊405棟、損害額約44億円
昭和48年６月17日 (1973)	根室半島沖	146.00 43.00	7.4	負傷者26名、家屋の全壊２棟、一部破損１棟。小津波、波高は根室で約1.5m、浸水275、船舶流失・沈没10隻。また、６月24日のM7.1の余震により負傷者１名、家屋一部破損２棟、小津波
昭和57年３月21日 (1982)	浦　河　沖	142.36 42.04	7.1	11時32分頃発震。本道においては浦河５、帯広、苫小牧、札幌４の震度を記録。負傷者167名、家屋の全壊13棟、半壊28棟、一部破損675棟。被害総額約103億円
昭和58年５月26日 (1983)	日本海中部	139.1 40.4	7.7	渡島、桧山、奥尻島に大津波、漁船沈没流失143、死者４名
昭和62年１月14日 (1987)	日高山脈北部	142.6 42.4	7.0	胆振、十勝、釧路地方で被害、負傷者７、建物半壊15
平成５年１月15日 (1993)	釧　路　沖	144.2 42.5	7.8	22時06分、釧路、十勝地方を中心に発生。被害は死者２名、負傷者966名、建物全壊53棟、半壊254棟、一部損壊5,311棟、港湾、道路、ガス、水道等に被害
平成５年７月12日 (1993)	北海道南西沖	139.4 42.8	7.8	22時17分、奥尻、江差、大成、寿都等檜山、渡島地方で崖崩れ、津波、火災等による被害。死者201名、行方不明29名、負傷者321名、建物全壊594棟、半壊400棟、一部損壊4,854棟、漁船流失破損1,514隻、港湾、道路、ガス等に被害
平成６年10月４日 (1994)	北海道東方沖	147.4 43.2	8.2	22時23分、根室、釧路、網走、十勝、日高地方で大きな被害。根室では津波による冠水、釧路では液状化現象が発生。負傷者436名、建物被害7,519棟、その他農業、土木、水産、林業、衛生、商工関係に被害あり。被害総額570億円余
平成15年９月26日 (2003)	十　勝　沖	144.47 41.47	8.0	４時50分頃、十勝沖を震源とするマグニチュード8.0の地震が発生し、北海道では最大で震度６弱を記録。広い範囲で停電、断水、津波が発生し、約38万世帯が被害を受け、約38万世帯が避難。北海道を中心に死者1名、行方不明者１名、負傷者847名、建物全壊116棟、半壊368棟、一部破損1,580棟、被害総額約534億7千万円

平成16年11月29日 （2004）	釧路沖	145.3 42.9	7.1	３時32分頃、釧路沖を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生。釧路町、弟子屈町、別海町で震度5強を記録。道東を中心に被害が発生。重傷7名、軽傷（症）45名。建物全壊1棟、一部破損4棟
平成16年12月６日 （2004）	根室半島南東沖	145.21 42.51	6.9	23時15分頃､道東を中心にマグニチュード6.9の地震が発生。厚岸町では震度５強を記録。重傷1名、軽傷（症）11名。被害総額7,300万円
平成16年12月14日 （2004）	留萌支庁南部	141.7 44.1	6.1	14時56分頃、留萌支庁南部においてマグニチュード6.1の地震が発生。苫前町では震度５強を記録。小平町、羽幌町、苫前町で被害が発生。軽傷8名、一部破損165棟
平成17年１月18日 （2005）	釧路沖	145.01 42.52	6.4	23時9分頃、道東を中心にマグニチュード6.4の地震が発生。厚岸町で震度５強を記録。重傷1名。
平成25年２月２日 （2013）	十勝地方南部	143.3 42.6	6.5	23時17分頃、十勝地方南部を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生し、浦幌町、釧路市、根室市では震度５強を記録。負傷者14名、建物一部損壊１棟の被害が発生した。
平成26年７月８日	胆振地方中東部	141.51 47.2	5.1	23時45分頃、胆振地方中東部でマグニチュード5.1の地震が発生し、安平町で震度５弱を記録。負傷者２名が発生した。
平成28年１月14日 （2016）	浦河沖	142.8 42.0	6.7	12　時25分頃、浦河沖でマグニチュード6.7　の地震が発生し、函館市、新冠町、浦河町、様似町では震度５弱を記録。負傷者２名の被害が発生した。
平成28年６月16日 （2016）	内浦湾	141.0 41.9	5.3	14時21分頃､内浦湾でマグニチュード5.3の地震が発生し､函館市で震度６弱を記録。負傷者1名、住家一部破３棟の被害が発生した。
平成29年７月１日 （2017）	胆振地方中東部	141.9 42.8	5.1	23時45分頃、胆振地方中東部でマグニチュード5.8の地震が発生し、安平町で震度５弱を記録。負傷者１名の被害が発生した。
平成30年９月６日 （2018）	胆振地方中東部 「平成30年北海道胆振東部地震」	142.00 41.4	6.7	3時7分頃、胆振地方中東部でマグニチュード6.7の地震が発生し､厚真町で北海道での観測史上最大の震度７を記録。死者　43名、負傷者　782名、　住家全壊　469棟、住家半壊　1,660棟 住家一部破損　13,849棟などの被害が発生した。
平成31年２月21日 （2019）	胆振地方中東部	142.00 42.8	5.8	21時22分頃、胆振地方中東部でマグニチュード5.8の地震が発生し、厚真町で震度６弱を記録。負傷者６名､住家一部破損　１棟の被害が発生した。

令和５年６月11日 （2023）	浦河沖地震	141.3 42.3	6.2	６月 11日 18時 54分に苫小牧沖の深さ 136kmで M6.2 の地震が発生し、北海道千歳市、厚真町及び浦河町で震度５弱を観測したほか、北海道、東北地方、関東地方及び中部地方で震度４～１を観測した。この地震は太平洋プレート内部（二重地震面の下面）で発生した。この地震により、軽傷１人の被害が生じた

※北海道で負傷者が発生した地震を記載。（昭和の記録は負傷者が不明なためそのまま記載する）

２　近年の地震災害史

発震年月日 （西　暦）	震央地 地震名	マグニチュード	死者 被災家屋	状況
平成６年12月28日 （1994）	八戸沖 「三陸はるか沖地震」	7.5	3	21時19分ころ、マグニチュード7.5の地震が発生。八戸で震度6、むつ、青森、盛岡で震度5を記録した。八戸を中心に家屋の倒壊等の被害が大きく、青森県と岩手県で７万世帯が停電した。
平成７年１月17日 （1995）	淡路島北部 「平成７年(1995年)兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災)」	7.3	6,308 415,659	兵庫県南部を中心に内陸･都市直下型の強い地震が発生し、電気、水道、ガス、交通など生活必需基盤（ライフライン）が壊滅し、家屋の倒壊、火災等により死者6,308名、行方不明２名、負傷者43,177名、建物全壊188,068棟、半壊227,591棟の多大な被害が発生した。
平成12年７月１日 （2000）	新島・神津島近海	6.5	1 209	新島・神津島近海、三宅島周辺で7月から8月にかけ頻繁に地震が発生。7月1日に新島・神津島近海を震源として発生した地震により土砂崩れが発生し1名が死亡。建物は一部破損41棟であった。
平成13年３月24日 （2001）	安芸灘 「平成13年芸予地震」	6.7	2 42,019	15時28分頃､マグニチュード6.7の地震が発生。広島県河内町、大崎町、熊野町では震度６弱を記録し、26日には震度５強の余震が発生した。死者２名、負傷者289名、建物全壊69棟、半壊558棟、一部破損41,392棟。一時的に43,514戸が停電、48,284戸断水した。
平成16年10月23日 （2004）	新潟県中越 「新潟県中越地震」	6.8	68 122,667	被害は新潟県中越地方が多く､活断層による直下型の地震により地すべりや家屋の倒壊による死者68名、重傷者633名、軽傷者4,172名、建物全壊3,172棟、半壊13,810棟、一部破損105,682棟で避難者は最大時で10万人となり、被害総額は330億円以上

平成17年３月20日 （2005）	福岡県西方沖	7.0	1 9,835	10時53分頃、マグニチュード7.0の地震が発生し、福岡市などで震度６弱を記録。この地震によりブロック塀の下敷きになり75歳女性が死亡、重傷者198名、軽傷者1,006名、建物は全壊144棟、半壊353棟、一部破損9,338棟の被害が発生した。
平成19年７月16日 （2007）	新潟県上中越沖 「平成19年新潟県中越沖地震」	6.8	15 44,341	10時13分頃、マグニチュード6.8の地震が発生し、新潟県を中心に被害が発生した。人的被害は死者15名、重傷者356名、軽傷者1,990名。建物は全壊1,331棟、半壊5,709棟、一部破損37,301棟の被害が発生した。
平成20年６月14日 （2008）	岩手県内陸南部 「平成20年岩手・宮城内陸地震」	7.2	17 不明6 2,697	８時43分頃、マグニチュード7.2の地震が発生し、岩手県奥州市、宮城県栗原市で震度６強、宮城県大崎市で震度６弱を記録した。人的被害は、死者17名、行方不明6名、負傷者426名。住家被害は、全壊30棟、半壊146棟、一部破損2,521棟。栗原市の荒砥沢ダム上流部では山体崩壊が発生し、ダム湖において津波が発生したが、ダムの堤体を超えることはなく、地震によるダム機能への被害はなかった。
平成20年７月24日 （2008）	岩手県沿岸北部	6.8	1 380	０時26分頃、マグニチュード6.8の地震が発生。青森県八戸市、五戸町、階上町、岩手県野田村では震度６弱を記録。被害の状況は、死者1名、重傷者35名、軽傷者176名。住家被害は全壊１棟、一部破損379棟
平成21年８月11日 （2009）	駿河湾	6.5	1 8,678	５時７分頃、マグニチュード6.5の地震が発生。死者１名、重傷者19名、軽傷者300名、建物半壊６棟、一部破損8,672棟の被害が出た。
平成23年３月11日 （2011）	三陸沖 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」（東日本大震災）	9.0	19,575 1,146,371	14時46分頃、マグニチュード9.0の大地震が発生。大津波と原子力発電所の破壊等により、東北から関東にかけて未曾有の被害をもたらした。死者及び行方不明者は約1万9千名、全壊家屋約13万棟、半壊家屋約26万8千棟、一部損壊家屋約73万2千棟となっている。北海道内においては、死者１名、軽傷者3名、住家半壊4棟、一部破損7棟、床上浸水329棟、床下浸水545棟の被害となり、避難指示は22市町、避難勧告は19市町村において出された。 千歳市は、災害対策本部を設置し、消防士、医師及び看護師の被災地派遣、被災者の受入、支援物資等の提供を実施。市内に駐屯する陸･空自衛隊からは約4,000人が被災地へ派遣された。

平成23年３月12日 （2011）	長野県北部	6.7	3 500	３時59分頃に長野県・新潟県県境付近の深さ約１０ｋｍでマグニチュード6.7の地震が発生。長野県栄村で震度６強を観測。その後、震度６弱を観測する余震が２回発生するなど大きな余震が発生した。死者３名、負傷者57名、住家全壊73棟、半壊427棟などの被害となった。
平成23年４月７日 （2011）	宮城県沖	7.2	4	23時32分頃、マグニチュード7.2の地震が発生。震度６強を宮城県仙台市、栗原市で記録。死者４名、負傷者296名。 住家被害は平成23年東北地方太平洋沖地震の被害に含む。 ※平成23年東北地方太平洋沖地震の余震
平成23年４月11日 （2011）	福島県浜通	7.0	4	17時16分頃、マグニチュード7.0の地震が発生。震度６弱を福島県いわき市、中島村、古殿町、茨城県鉾田市で記録。死者４名、負傷者10名。住家被害は平成23年東北地方太平洋沖地震の被害に含む。※平成23年東北地方太平洋沖地震の余震
平成23年６月30日 （2011）	長野県中部	5.4	1 6141	８時16分頃、マグニチュード5.4の地震が発生。長野県松本市で震度５強を記録。被害は、死者１名、負傷者17名。住家被害は半壊24棟、一部損壊6,117棟。
平成24年３月14日 （2012）	千葉県東方沖	6.1	1 1	21時５分頃、マグニチュード6.1の地震が発生。震度５強を茨城県神栖市、千葉県銚子市で記録。被害は、死者１名、負傷者１名、住家一部破損１棟であった。
平成24年12月７日 （2012）	三陸沖	7.4	1 1	17時18分頃、マグニチュード7.4の地震が発生。震度５弱を青森県ら栃木県までの広範囲の地域で記録し、死者1名、重傷者２名、軽傷者13名、一部破損1棟の被害が発生した。
平成28年４月16日 （2016）	熊本県熊本地方 「平成28年（2016年）熊本地震」	7.3	255 217,496	４月14日21時26分頃、マグニチュード6.5の活断層による直下型地震が発生。4月16日1時25分頃、本震であるマグニチュード7.3の地震が発生し、熊本県益城町では最大震度７を２回記録した。熊本県熊本地方及び大分県を中心に九州地方の広範囲において、甚大な被害が発生した。また、６月には九州北部を襲った豪雨により、被害が更に拡大した。

平成30年６月18日 （2018）	大阪府北部	6.1	6 57,348	7時58分頃、深さ13km、マグニチュード6. 1の地震が発生。大阪北区茶屋町、高槻市等で震度6弱を記録した。死者6名、負傷者462名、家屋全壊21棟、住家半壊454棟、住家一部破損56,873棟などの被害が発生した。
令和３年２月13日 （2021）	福島県沖	7.3	2 36,299	23時07分、深さ55km、マグニチュード7.3の地震が発生。宮城県と福島県で震度６強を観測したほか、北海道から中国地方にかけて震度６弱～１を観測した。この地震により、宮城県の石巻港で22cmの津波を観測したほか、宮城県と福島県で津波を観測した。この地震により、死者２人、負傷者186人、住家全壊123棟、半壊1,937棟、一部破損34,239棟などの被害が生じた。
令和４年３月16日 （2022）	福島県沖	7.4	4 56,935	23時36分、深さ57km、マグニチュード7.4の地震が発生。宮城県及び福島県で震度６強を観測したほか、北海道から中国地方にかけて震度６弱～１を観測した。この地震により長周期地震動階級４を観測した。この地震により、宮城県の石巻港で31cm、仙台港で0.2m、福島県の相馬で0.2m（いずれも暫定値）の津波を観測するなど、青森県から茨城県にかけての太平洋沿岸で津波を観測した。この地震により、死者４人、負傷者247人、住家全壊217棟、半壊4,556棟、一部破損52,162棟などの被害が生じた
令和５年５月５日 （2023）	能登半島沖	6.5	1 3,397	14時42分、深さ12km、マグニチュード6.5の地震が発生。石川県珠洲市で震度６強を観測したほか、東北地方から中国・四国地方にかけて震度５強～１を観測した。この地震により長周期地震動階級３を観測した。この地震により、石川県の輪島港（港湾局）で10cm、珠洲市長橋で４cmの津波を観測した。また同日21時58分には能登半島沖の深さ14kmでM5.9の地震が発生。石川県珠洲市で震度５強を観測したほか、東北地方から四国地方にかけて震度５弱～１を観測した。この地震により長周期地震動階級２を観測した。これらの地震により、死者１人、重傷２人、軽傷46人、住家全壊40棟、住家半壊311棟及び住家一部破損3,046棟の被害が生じた

令和６年１月１日 (2024)	石川県能登半島 「令和６年能登半島地震」	7.6	240以上 ※27,924 ※：全壊・半壊	14時10分、深さ16km、マグニチュード7.6の地震が発生。この地震で震度7の非常に激しい揺れを石川県志賀町で観測したほか、震度6強を七尾市や珠洲市、穴水町で、震度6弱を中能登町と能登町、新潟県長岡市で観測。震度1以上を観測する地震は1月1日の地震発生から1か月で1500回を超え、多くの建物に倒壊するなどの被害。ビルも倒壊したほか、断水して津波の危険がある中で消火が遅れ、輪島市などでは大規模な火災も発生。木造家屋に大きなダメージを与える周期1～2秒の揺れが強かったこと。また火災の発生率は東日本大震災を上回った。これらの地震により、死者240名以上、重傷者323名、行方不明３名、住宅全壊8,528、住宅半壊19,396などの被害が生じた。（令和6年4月29日現在）

１：平成元年以降に死者が発生した地震を記載。（「１　北海道の地震災害史」に記載の地震を除く。）

２：表のデータ等については、主に消防庁のホームページより引用。

北海道周辺で発生する地震

地震は、火山の活動による地震（火山性地震）、プレート境界付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に分けられる。

1　火山性地震

火山体またはその周辺で発生する地震で、マグマの動きや熱水の活動等に関連して発生するものや、噴火に伴うものもある。火山によっては火山活動が活発化すると多く発生する傾向がある。千歳市では樽前山・恵庭岳の火山活動による地震が考えられる。

2　海溝型地震

海溝型地震とは､プレートとプレートの間において､それぞれのプレートの動く方向が違うため、プレート境界に摩擦が生じることにより発生する地震である。

北海道周辺で発生する海溝型地震は、千島海溝や日本海溝（太平洋沖合）において太平洋プレートと北アメリカプレートの境界を震源域とするものと、アムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生するものがある。

太平洋プレートの境界付近では、1952年の十勝沖地震（M8.2)、青森県東方沖で発生した1968年の十勝沖地震（M7.9)、1973年６月17日根室半島沖地震（M7.4)、平成６年（1994）三陸はるか沖地震（M7.6)、平成15年（2003）の十勝沖地震（M8.0）など発生している。太平洋沖合の海域では、このような巨大地震が、数十年から百年程度の間隔で繰り返していると考えられている。北海道東部の地域では、北西―南東方向の短縮や、沿岸部の沈降といった地殻変動が定常的に見られるが、これは太平洋プレートの沈み込みによるものであり、海溝に沿った地域で歪が蓄積していることが上記のような巨大地震の発生に関係していると考えられている。ただし、この地域では、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」（M8.2）のように、沈み込む太平洋プレート内で巨大地震が発生することもあり、地震の発生間隔だけを頼りに巨大地震の発生を予測することは難しいと言われている。

日本海東縁部において発生する地震は、平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と同様のプレート型地震であり、北海道西方沖で1940年に発生した積丹半島沖地震（M7.5）や「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」（M7.8）があり、特に北海道南西沖地震は地震発生後４～５分後に約30ｍの津波が発生し、死者・行方不明者230名に達する大きな被害が発生した。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年～3900年程度の間隔で発生すると想定されている。

3　内陸型地震

内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。活断層とは、第四紀（約200万年前から現在までの間）に動いたとみなされ、将来も活動することが推定される断層のことをいう。断層型地震は、震源で断層の破壊が発生し、断層が成長しながら破壊領域が広がっていくもので、この破壊領域全体を震源域といい、この断層面を震源断層と呼ぶ。内陸型地震として、「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」（M7.3、阪神・淡路大震災）や、「平成16年（2004年）新潟県中越地震」（M6.8）及び「平成28年（2016年）熊本地震」（M7.3）があげられ、都市部の直下で発生した場合には

甚大な被害が発生するおそれがある。



４　石狩低地東縁断層帯の長期評価（断層帯の位置及び形態）

石狩低地東縁断層帯は、その分布形態から石狩低地東縁断層帯主部と石狩低地東縁断層帯南部に区分される。

石狩低地東縁断層帯主部は、美唄市から岩見沢市、夕張郡栗山町、夕張郡長沼町、夕張郡由仁町、千歳市を経て、勇払郡安平町に至る断層帯である。長さは約６６ｋｍと推定され、東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である（図１、２及び表１）。

石狩低地東縁断層帯南部は、千歳市から勇払郡安平町、苫小牧市、勇払郡厚真町を経て、沙流（さる）郡日高町沖合の海域に至る断層帯である。長さは５４ｋｍ以上と推定され、東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である（図１、２及び表３）。

石狩低地東縁断層帯主部の平均的な上下方向のずれの速度は、0.4m／千年以上の可能性がある。最新の活動は1739年以後、1885年以前であった可能性があり、平均活動間隔は、１千－２千年程度であった可能性がある。

また、石狩低地東縁断層帯南部については、平均的な上下方向のずれの速度は、0.2m／千年程度の可能性があるが、最新活動時期を含めた最近の活動履歴については不明である。なお、本断層帯南部の平均活動間隔は１万７千年程度以上の可能性がある。

断層帯主部は、全体が１つの活動区間として活動した場合、マグニチュード7.9程度の地震が発生する可能性がある。その際、断層の近傍の地表面では、東側が西側に対して相対的に約２ｍもしくはそれ以上高まる段差や撓み（たわ）が生ずる可能性がある。本断層帯主部の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、表２に示すとおりである。

石狩低地東縁断層帯南部は、全体が１つの活動区間として活動した場合、マグニチュード7.7程度以上の地震が発生する可能性がある。その際、断層の近傍の地表面では、東側が西側に対して相対的に４ｍ程度以上の段差や撓（たわ）みが生ずる可能性がある（表３）。本断層帯南部では、最新活動時期が特定できていないため、通常の活断層評価とは異なる手法により長期確率を求めている。そのため、信頼度は低いが、将来このような地震が発生する長期確率は表４に示すとおりとなる。地震発生確率には幅があるが、その最大値をとると、今後30年の間に地震が発生する確率が、0.2%以下であり、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する（注１，２，３）。

また、石狩低地東縁断層帯主部と石狩低地東縁断層帯南部は、並走する区間において地下で収れんしている可能性があり、両者が同時に活動するケースも考慮する必要がある。この場合、全体の長さは108ｋｍ以上となり、マグニチュード8.2もしくはそれ以上の地震が発生する可能性がある。

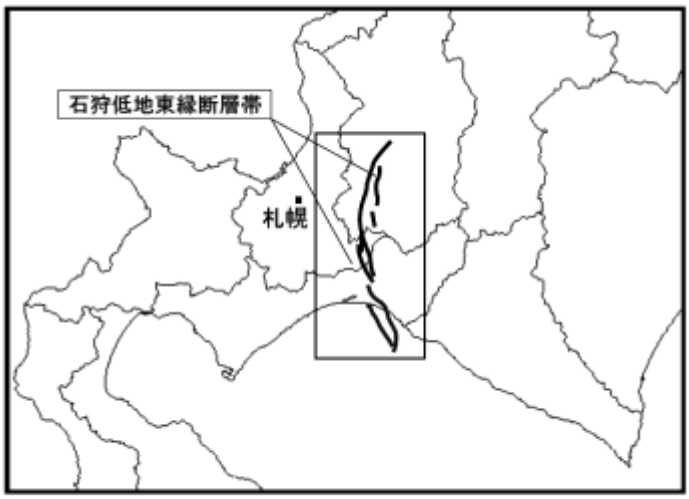


図１　石狩低地東縁断層帯の概略位置図
（長方形は図２の範囲）



図２　石狩低地東縁断層帯の
活断層位置と主な調査地点

１：北長沼地点
２：千歳市祝梅地点
３：峨瑳川沿い地点
４：いずみ学園南東地点
５：フモンケ川沿い地点
Ａ：反射法弾性波探査測線（H91-2）
Ｂ：反射法弾性波探査測線（S195-A）
Ｃ：反射法弾性波測線（S195-B）
◉：断層帯の北端と南端
活断層の位置は文献２，５に基づく．
基図は国土地理院発行数値地図200000
「留萌」「旭川」「札幌」「夕張岳」
「苫小牧」「浦河」を使用．

表1　石狩低地東縁断層帯主部の特性

項　目	特　性	信頼度 （注4）	根　拠 （注5）
1. 断層帯の位置・形態			
（1）構成する断層	美唄市－安平町付近の断層、岩見沢断層*、栗沢断層*、泉郷断層*、馬追断層*、峰淵断層*、岩見沢市東方－由仁町付近の断層など*		文献4による。 構成する断層のうち、*印をつけたものは副次的な断層。
（2）断層帯の位置・形状等	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 （北端）北緯 43° 20′ 東経 141° 54′ （南端）北緯 42° 44′ 東経 141° 48′ 長さ 約66km 地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 0km 一般走向 N10° E 傾斜 東傾斜（深さ3km以深では低角度、約2kmでほぼ水平） 幅 不明	 ○ ○ ○ ○ ◎ ○ ◎ 	文献2による。数値は図2から計測。形状は図2を参照。 上端の深さが0kmであることから推定。 上端の深さは、説明文2．1．1(2)を参照。 一般走向は、断層帯の北端と南端を直線で結んだ方向（図2参照）。 傾斜は、文献2、5に示された地形・地質の特徴による。 地震発生層の下限の深さは20km程度。
（3）断層のずれの向きと種類	東側隆起の逆断層	◎	文献2、5に示された地形・地質の特徴による。
2. 断層帯の過去の活動			
（1）平均的なずれの速度	0．4m／千年以上（上下成分）	△	説明文2．1．2(1)を参照。
（2）過去の活動時期	活動1（最新活動） 1739年以後、1885年以前 活動2 （1つ前の活動） 約2千4百年前以後、8世紀以前 活動3 約5千3百年前以後、 約3千2百年前以前 活動4 概ね2万年前頃 活動5 約2万5千年前頃 活動2より前の活動の間に別の活動があったかどうかは不明。	 △ △ ○ ○ △	文献1、5に示された資料から推定。
（3）1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量 約2mもしくはそれ以上（上下成分） 平均活動間隔 1千－2千年程度	△ △	説明文2．1．2(3)を参照。 説明文2．1．2(4)を参照。
（4）過去の活動区間	活動区間 全体で1区間	△	断層の位置関係・形状等から推定。
3. 断層帯の将来の活動			
（1）将来の活	活動区間 断層帯全体で1区間	△	断層の位置関係・形状などか

動区間及び活動時の地震の規模	マグニチュード　7．9程度 ずれの量　約2mもしくはそれ以上（上下成分）	△ △	ら推定。 断層の長さから推定。 過去の活動から推定。

表2　石狩低地東縁断層帯主部の将来の地震発生確率等

項　目	将来の地震発生確率等（注6）	信頼度（注7）	備　考
地震後経過率（注8）	0．06　－　0．3	c	発生確率及び集積確率は文献3による。
今後30年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後50年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ0%　－　0．001%		
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ0%　－　1%		
集積確率（注9）	ほぼ0%		

表3　石狩低地東縁断層帯南部の特性

項　目		特性	信頼度（注4）	根　拠（注5）
1．断層帯の位置・形態				
	（1）構成する断　層	千歳市から苫小牧市付近の断層		
	（2）断層帯の位置・形状等	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 （北端）北緯 42°　52′　東経 141°　42′ （南端）北緯 42°　24′　東経 141°　54′ 長さ　54km以上 地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置　地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ　0km 一般走向　N20°　W 傾斜　東傾斜（深さ3km以深では低角度、約2．5kmでほぼ水平） 幅　不明	 ○ △ ○ △ ○ △ ◎ 	文献2、5による。位置は説明文2．2．1（1）を参照。数値は図2から計測。形状は図2を参照。 長さは活褶曲軸の北端と南端を直線で結んで計測。 上端の深さが0kmであることから推定。 上端の深さは説明文2．2．1（2）を参照。 一般走向は、活褶曲軸の北端と南端を直線で結んだ方向（図2参照）。 傾斜は、文献2、5から推定。 地震発生層の下限の深さは25km程度。
	（3）断層のずれの向きと種類	東側隆起の逆断層	○	文献2、5に示された地形・地質の特徴による。

2. 断層帯の過去の活動				
	(1) 平均的なずれの速度	0．2m／千年程度(上下成分)	△	説明文2．2．2(1)を参照。
	(2) 過去の活動時期	不明		
	(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量　4m程度以上 平均活動間隔　1万7千年程度以上	△ △	断層の長さから推定。 1回のずれ量と平均変位速度から推定。
	(4) 過去の活動区間	活動区間　断層全体で1区間	△	断層の位置関係・形状などから推定。
3. 断層帯の将来の活動				
	(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間　断層全体で1区間 マグニチュード　7．7程度以上 1回のずれの量　4m程度以上(上下成分)	△ △ △	断層の位置関係・形状などから推定。 断層の長さから推定。 断層の長さから推定。

表4　石狩低地東縁断層帯南部の将来の地震発生確率等

項　目	将来の地震発生確率等 (注6)	信頼度 (注7)	備　考
今後30年以内の地震発生確率 今後50年以内の地震発生確率 今後100年以内の地震発生確率 今後300年以内の地震発生確率	0．2%以下 0．3%以下 0．6%以下 2%以下	d	発生確率は文献3による。

注1: 石狩低地東縁断層帯南部では、最新活動時期が特定できていないため、通常の活断層評価で用いている更新過程(地震の発生確率が時間とともに変動するモデル)を適用せず、特殊な更新過程であるポアソン過程(地震の発生時期に規則性を与えないモデル)を適用して地震発生確率を求めた。ポアソン過程を用いたため、地震発生の確率はいつの時点でも同じであり、本来時間と共に変化する確率の「平均的なもの」になっていることに注意する必要がある。なお、グループ分けは、通常の手法を用いた場合の全国の主な活断層のグループ分け(注2参照)と同じしきい値を使用して行った。

注2: 地震調査委員会の活断層評価では、将来の活動区間が単独で活動した場合の今後30年間の地震発生確率について、次のような相対的な評価を盛り込むこととしている。

今後30年間の地震発生確率(最大値)が3%以上の場合:

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる」

今後30年間の地震発生確率(最大値)が0．1%以上－3%未満の場合:

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる」

なお、2005年4月時点でひととおり評価を終えた98の主要断層帯のうち、最新活動時期が判明しており、通常の活断層評価で用いている更新過程(地震の発生確率が時間とともに変動するモデル)により地震発生の確率を求めたものについては、将来の活動区間が単独で活動した場合の今後30年間に地震が発生する確率の割合は以下のとおりとなっている。

30年確率の最大値が0．1%未満　：　約半数
30年確率の最大値が0．1%以上－3%未満　：　約1／4
30年確率の最大値が3%以上　：　約1／4
（いずれも2005年4月時点での算定。確率の評価値に幅がある場合はその最大値を採用。）

注3：1995年兵庫県南部地震、1858年飛越地震及び1847年善光寺地震の地震発生直前における30年確率と集積確率は以下のとおりである。

地震名	活動した活断層	地震発生直前の30年確率（%）	地震発生直前の集積確率（%）	断層の平均活動間隔（千年）
1995年兵庫県南部地震（M7．3）	六甲・淡路島断層帯主部淡路島西岸区間「野島断層を含む区間」（兵庫県）	0．02%－8%	0．06%－80%	約1．7－約3．5
1858年飛越地震（M7．0－7．1）	跡津川断層帯（岐阜県・富山県）	ほぼ0%－13%	ほぼ0%－90%より大	約1．7－約3．6
1847年善光寺地震（M7．4）	長野盆地西縁断層帯（長野県）	ほぼ0%－20%	ほぼ0%－90%より大	約0．8－約2．5

「長期的な地震発生確率の評価手法について」（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2001）に示されているように、地震発生確率は前回の地震後、十分長い時間が経過しても100%とはならない。その最大値は平均活動間隔に依存し、平均活動間隔が長いほど最大値は小さくなる。平均活動間隔が1千年の場合は30年確率の最大値は23%程度、1万7千年の場合は2%程度である。

注4：信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。
◎：高い、○：中程度、△：低い

注5：文献については、本文末尾に示す以下の文献。
文献1：北海道（2001）
文献2：池田ほか編（2002）
文献3：地震調査研究推進本部地震調査委員会（2001）
文献4：活断層研究会編（1991）
文献5：産業技術総合研究所（2007）

注6：評価時点はすべて2010年1月1日現在。「ほぼ0%」は10^{-3}%未満の確率値を示す。なお、計算に当たって用いた平均活動間隔の信頼度は低い（△）ことに留意されたい。

注7：地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率（以下、発生確率等）の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、aからdの4段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。
a：（信頼度が）高い　b：中程度　c：やや低い　d：低い
発生確率等の評価の信頼度は、これらを求めるために使用した過去の活動に関するデータの信頼度に依存する。信頼度ランクの具体的な意味は以下のとおりである。分類の詳細については付表を参照のこと。なお、発生確率等の評価の信頼度は、地震発生の切迫度を表すのではなく、発生確率等の値の確からしさを表すことに注意する必要がある。
発生確率等の評価の信頼度

a：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が比較的高く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が高い。

b：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が中程度で、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が中程度。

c：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性がやや低い。

d：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が非常に低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。または、最新活動時期のデータが得られていないため、現時点における確率値が推定できず、単に長期間の平均値を確率としている。

注8：最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1．0となる。

注9：前回の地震発生から評価時点までの間に地震が発生しているはずの確率。

（説　明）

1．石狩低地東縁断層帯に関するこれまでの主な調査研究

石狩低地東縁断層帯（以下、本断層帯と記す）は北海道西部の石狩平野とその東側に分布する岩見沢丘陵、栗沢丘陵、馬追丘陵との境界付近に位置する断層帯である。

本断層帯の存在やその特性についての研究としては、以下のものがある。

吾妻（1962）は、石油探査結果から馬追上昇帯と馬追－鵡川（むかわ）構造線の所在を示し、これらに沿って西方へ衝上する断層の存在を示唆した。活断層研究会編（1991）は馬追丘陵西麓の最終間氷期の海成面が西へ傾動することを認めつつも、丘陵の西縁部に発達する逆向き低断層崖に注目して数条の西側隆起の活断層を図示するにとどまった。佃ほか（1993）は、反射法地震探査等の結果から、東側隆起の活断層が馬追丘陵の下に伏在することを明らかにしてこれを石狩低地帯東縁断層と称し、その平均上下変位速度は1．4m／千年以上に達しているとした。本断層帯の詳しい地表形状については、池田ほか（1996a，b）及び池田ほか編（2002）によって明らかになった。池田ほか編（2002）は、これを石狩低地東縁断層帯として図示するとともに、これに沿って認められる顕著な撓曲変形をもたらしている主要断層は地下に伏在し、西側隆起の活断層はこれより副次的に派生したものであることを指摘した。断層の詳しい位置は、澤ほか（2010）、石山ほか（2010）、平川ほか（2010）にも図示されている。

北海道（1999，2000，2001）は、活断層研究会編（1980，1991）及び池田ほか（1996a，b）で示された西側隆起の断層群を対象として反射法弾性波探査、重力調査、ボーリング調査、トレンチ・ピット調査などを行い、その断層構造や平均変位速度、活動履歴などについて明らかにした。その後、産業技術総合研究所（2007）が群列ジオスライサー調査及び群列ボーリング調査を行い、平均変位速度、活動履歴などについて新たな知見を得るとともに、既存の反射法弾性波探査断面の再解析を行い、地下構造に関して検討している。

本断層帯では、伊藤（2000）、栗田・横井（2000）、加藤ほか（2002）等の深部地下構造探査に基づいた地質構造に関する研究が多くなされている。また、島弧衝突研究の観点から、日高山脈付近では、西進する千島弧と東北日本弧の衝突により前者が後者に乗り上げるという大規模な衝上断層構造を成していると考えられている（Kimura，1996；伊藤・岩崎，2002等）。池田ほか編（2002）は、日高山脈の逆断層系は中新世以降、西に向かって次々に新たな逆断層を形成しながら活動域を移動し、現在の活動の前縁は馬追丘陵より西方に達していると考えている。

2．石狩低地東縁断層帯の評価結果について

石狩低地東縁断層帯は、石狩平野とその東側の丘陵との境界付近に位置する断層帯であるが、丘陵の前縁に沿うものとそこから離れ、千歳市の東から南方に向かうものに大別される（図1、2）。ここでは、松田（1990）の基準に基づいて、両者はそれぞれ別の起震断層を構成しているとみなし、前者を石狩低地東縁断層帯主部、後者を石狩低地東縁断層帯南部とし、それぞれについて評価することとした。

2．1 石狩低地東縁断層帯主部

2．1．1 石狩低地東縁断層帯主部の位置・形態

（1）石狩低地東縁断層帯主部を構成する断層

石狩低地東縁断層帯主部は、北海道美唄（びばい）市から勇払（ゆうふつ）郡安平（あびら）町にかけて延びている（図1、2）。本断層帯主部を構成する断層の位置・形態は、活断層研究会編（1991）、池田ほか（1996a，b）、北海道（2001）、池田ほか編（2002）、中田・今泉編（2002）、澤ほか（2010）、石山ほか（2010）、平川ほか（2010）などに示されている。ここでは、断層の名称は活断層研究会編（1991）にしたがい、位置は池田ほか編（2002）にしたがった。

本断層帯主部は、主断層とその東に位置する副次的な断層からなる。

主断層は、西に緩やかに凸の平面形をなしてほぼ南北に連続する一連の東側隆起の撓曲を伴い、その東側約4km以内には、岩見沢断層、栗沢断層、泉郷（いずみさと）断層、馬追断層、嶮淵（けねふち）断層などの西側隆起の副次的な断層が分布する。これらは、松田（1990）の基準に従って、1つの起震断層に含まれるとみなす。

また、主断層の東には、最大約7km離れて、岩見沢市東方から夕張郡由仁（ゆに）町にかけての丘陵の東縁に、全長が約30kmに及ぶ西側隆起の断層が存在する。この断層は、西傾斜の断層面をもつ逆断層と推定されること、後述のように主断層は低角で東に傾斜していると考えられることから（池田ほか編，2002；中田・今泉編，2002；澤ほか，2010；石山ほか，2010；平川ほか，2010）、ここでは本断層帯主部に含まれる副次的な断層のひとつである可能性があるとした。

(2)断層帯の位置・形状

本断層帯主部の長さ及び一般走向は、図2に示された断層の北端と南端を直線で結んで計測し、それぞれ約66km、N10°Eとした。

本断層帯主部の上端の深さは、東側隆起の撓曲変形が地表に現れていることから0kmとした。ただし、断層面は地表下3km付近までに伏在し、地表に達していないとする指摘がある(池田ほか編, 2002)。また、産業技術総合研究所(2007)では、断層は地下2kmでほぼ水平であることが示されている(図3)。

本断層帯主部の断層面の傾斜は、膨らみを伴った西向きの撓曲変形(池田ほか, 1996a, b; 池田ほか編, 2002; 澤ほか, 2010; 石山ほか, 2010; 平川ほか, 2010)をつくっていることから、東傾斜と考えられる。反射法弾性波探査結果など(佃ほか, 1993; 栗田・横井, 2000)は、断層面は深部においてかなり低角度であることを示唆している。また、産業技術総合研究所(2007)は、本断層帯を横切る反射法弾性波探査記録(石油公団、1993)の再解析を実施しており、深さ6－10kmでの傾斜角は約10°となるとしている(図3)。このような資料から、本断層帯主部の断層面は、深さ3kmより深部では低角度で東に傾斜していると考えられる。

ただし、産業技術総合研究所(2007)による再解析結果では深さ6－10kmでの推定断層面を挟んだ地層の対比が示されておらず、地下の断層形状の推定の信頼度が低いと考えられることから、傾斜角約10°という値は参考情報とする。

断層面下端の深さは、地震発生層の下限を目安とすると、20km程度である可能性があるが、断層面の幅については、地下深部の傾斜が明らかでないため不明である。

(3)断層の変位の向き(ずれの向き)(注9)

本断層帯主部は、西へ撓み下がる変位地形や地質構造を形成しており(池田ほか, 1996a, b; 池田ほか編, 2002; 北海道, 2001; 産業技術総合研究所, 2007; 澤ほか, 2010; 石山ほか, 2010; 平川ほか, 2010)、隆起側にしばしば膨らみを伴うこと、及び断層面が東に傾斜することを示す反射法弾性波探査結果など(佃ほか, 1993; 栗田・横井, 2000; 産業技術総合研究所, 2007)から、東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層と考えられる。

2.1.2 断層帯の過去の活動

(1)平均変位速度(平均的なずれの速度)(注10)

産業技術総合研究所(2007)は、千歳市祝梅において断層を挟んだ上盤側と下盤側でそれぞれボーリング調査を行い、MIS5e(最終間氷期最盛期)の海進期堆積物の上面(12.5万年前;注11)の高度に両者の間で54.9mの上下差があることから、平均変位速度を0.4m／千年と推定した(図4)。しかし、本断層帯主部は変形帯の幅が広く、広域で見れば上下の変位量はもっと大きいと考えられることから、0.4m／千年は推定される最小値であり、実際の平均変位速度はさらに大きい可能性がある。

以上より、本断層帯主部の平均上下変位速度については、0.4 m／千年以上の可能性がある。

なお、北海道(2001)は、地形・地質調査結果及びボーリング資料などに基づいて、T3段丘面を構成し、5万年前頃に堆積したと考えられる本郷層の上下変位が40～75mであることから、平均上下変位速度を0.8～1.5m／千年と推定している。しかし、本郷層は陸成層であり、T3段丘は元々傾斜していたと考えられ、変位基準として適当ではないと判断されることから、ここでは参考値とする。

(2)活動時期

a)地形・地質的に認められた過去の活動

本断層帯主部の活動履歴に関する資料として以下のものがある。

a. 主断層(長沼町北長沼)

主断層北部の夕張郡長沼町北長沼において、産業技術総合研究所(2007)は地表面が変形していることを見いだし、同地点において群列ジオスライサー調査を行った結果、1a層と1b層に地表の変形と調和的な撓曲変形構造を見いだした(図5)。その解釈に基づくと、最新の断層活動は1b層(8－15世紀頃)堆積以後にあったと推定される。さらに、1a層は河成堆積物であり、撓曲崖周辺で樽前a火山灰(西暦1739年;注12)を含むことから、最新活動は西暦1739年以降の可能性がある。また、1b層の下位には、1c層が2a層と傾斜不整合の関係で楔状に分布していることから、1回前の活動が2a層(約2千4百年前－9世紀)堆積以降、1c層(8世紀頃)以前にあった可能性がある。

b. 栗沢断層

岩見沢市(旧栗沢町)栗沢の北東、栗沢工業団地南東側で、栗沢断層によりT3段丘面構成層が、それを覆う泥炭層等とともに西側隆起(上下変位量約3.5m)の撓曲変形をしている露頭が見いだされている(小峰・八幡, 1999; 北海道, 2001)。変形した泥炭層中の木片は約4万7千年前(小峰・八幡, 1999)の14C年代(注13)を示すことから、それ以後に栗沢断層の活動があったと考えられる。

c. 泉郷断層

①いずみ学園南東地点

千歳市泉郷のいずみ学園南東では、泉郷断層沿いにおける農地造成工事で出現した断層露頭を、北海道(2001)が、その前面にピットを掘削して詳しく観察している(図6)。ここでは、新第三紀層(図6のVI層:追分層)を覆う砂層(V－IV層:T2段丘面構成層)、さらにこれを覆う火山灰層・腐植土層(III?I層)と、それらの大部分を変位させる南西側隆起の逆断層(f1, f2a－c)が露出している。これらの地層のうち、IIb層は恵庭a火山灰(約2

万1千 －1万9千年前：注12）である。

f2c断層は、IIa層までを変位させている。この断層面の直下に位置するIIa層の14C年代（注13）に基づくと、この断層は、約6千6百年前以後活動したと推定される。なお、f2c断層はIIa層上面に達して途切れているが、断層付近のIIa層とその上位のI層との境界面は、地すべり面である疑いが示されていることから、断層の活動時期をI層堆積前に必ずしも限定できない。

f2c断層の南側では、概ね2万年前の羊蹄1火山灰（注12）を挟むIII層までがf2a断層によって大きく変形し、その変形構造をIIb層（恵庭a火山灰）及びそれより上位の地層群が埋め、覆っていると推定される。したがって、羊蹄1火山灰降下後、恵庭a火山灰降下前にあたる概ね2万年前頃に別の断層活動があったと推定される。なお、変形構造を覆う地層群のうち最下部に位置するIIb層（恵庭a火山灰）は、断層の低下側で厚くなっており、その堆積中に断層活動があった可能性も示唆される。しかし、これは短期間に形成された降下軽石層であることから、その可能性は小さいと判断する。

以上から、この調査地点では約6千6百年前以後及び概ね2万年前頃にそれぞれ泉郷断層の活動があったと推定される。

②嶮淵川沿い地点

千歳市泉郷の嶮淵川沿い地点（いずみ学園南東地点の北側）では、北海道（2001）がトレンチ調査を実施している（図7）。トレンチは、泉郷断層によってT4段丘面が西側隆起に変位して形成されたと考えられる低崖を横切って掘削されており、低崖の前面は嶮淵川の現氾濫原となっている。トレンチの壁面には、T4段丘面構成層とみられる地層群（IVa－g層）とこれを覆う腐植・粘土層を挟む火山灰質の地層群（IIIa－d層－II層）、さらに断層の低下側では最上部に氾濫原堆積層（I層）が露出している。ここでは、断層は見いだされないが、一部の地層群に顕著な東向きの撓曲変形が生じている。

トレンチの南壁面では、IVa層及びそれ以下の地層群が著しく撓曲しており、この撓み下がるIVa層にIIIc層がアバットしていることから、IVa層堆積後、IIIc層堆積前に撓曲構造をつくる断層活動があったと考えられる。その時期は、IVa層上部及びIIIc層の14C年代（注13）に基づくと、約2万5千年前以後、約7千年前以前と推定される。ただし、IIIc層（約7千年前）とその上位のIIIa層（約2万5千年前）の14C年代値は、大きく逆転しているため、恵庭a火山灰（約2万1千－1万9千年前）を含む地層（II層）に覆われることと調和するIIIa層の値を重視すると、断層活動は約2万5千年前頃にあった可能性がある。

以上から、この調査地点では約2万5千年前頃に泉郷断層の活動があった可能性がある。

d. 馬追断層

安平町（旧早来町）富岡のフモンケ川沿い地点では、北海道（2001）がトレンチ調査を実施している（図8）。トレンチは、馬追断層がフモンケ川河谷を横切る所の谷底に掘削され、トレンチの壁面には、新第三紀層の追分層（VI層）とこれを不整合に覆う砂や礫、シルト・粘土などからなる未固結の地層群（Ia?Ie層）が露出し、これらの地層の一部は西側隆起で著しく撓曲変形している。

トレンチの北壁面では、Ic1層以下の地層が著しい西向きの撓曲構造を示し、さらに少なくともIb1層の下部は、下位のIc1層などと同じように撓曲変形していると見なせる。Ia層は、この撓曲構造を一部で削剥しつつ覆うように堆積している。このことから、撓曲構造をつくる断層活動が、Ib1層の下部堆積後、Ia層堆積前にあったと考えられる。その時期は、Ib1層下部とIa層下部の14C年代 （注13）に基づくと、約5千3百年前以後、約3千2百年前以前と推定される。Ia層下部の年代値（約3千2百年前）については、そこに挟在する樽前c火山灰（Ta－c層）の降下年代（約3，000－2，500年前、暦年未補正値）と調和的であることから、採用した。

以上から、馬追断層では約5千3百年前以後、約3千2百年前以前に活動があったと推定される。

これらの地点における断層活動の時空間分布図を図9に示す。

b）先史時代・歴史時代の活動

北海道（2001）は、廣瀬ほか（2000）の道東自動車道千歳東IC工事の際の遺跡調査結果から、樽前c火山灰と樽前a火山灰の間に、低地際の斜面で北西－南東方向の地割れを起こすような地震イベントがあり、これが泉郷断層の地震活動に関連することを指摘している。この調査地点は、泉郷断層の西方約2kmに位置し、本断層帯主部の撓曲崖付近にあたる。しかし、これらの地割れと本断層帯主部の活動との直接の関係は不明である。

宇佐美（2003）によると、1834年に石狩湾で推定マグニチュード6．4の地震の記録があるが、本断層帯主部から発生したと考えられる被害地震の記録はない。また、1885年に近代的な地震観測が開始されて以降に、本断層帯主部の活動を直接示すような被害地震の記録はない。したがって、少なくとも1885年以後において、本断層帯主部は活動していないと考えられる。

以上のことから、本断層帯主部では、最新活動が1739年以後、1885年以前に、1回前の活動が約2千4百年前以後、8世紀以前にあった可能性がある。それより前の断層活動は、約5千3百年前以後、約3千2百年前以前、及び概ね2万年前頃にあったと推定され、さらに約2万5千年前頃にも断層活動があった可能性がある。しかし、活動3より前の3回の活動は、いずれも副次的な断層の活動履歴から明らかにされたものであり、本断層帯主部の活動が、それぞれの活動の間にはなかったことを必ずしも示すものではない。

（3）1回の変位量（ずれの量）（注9）

産業技術総合研究所（2007）は、長沼町北長沼において最新活動による地表変形を見いだし、その変位量を約2mと見積もっている。しかしこの地点での変位量は広域な変形帯での変位量の一部分のみを見ている可能性がある。したがって、2mは推定される最小値となり、実際の変位量はさらに大きい可能性がある。

また、断層の長さ(約66km)から次の松田(1975)の経験式(1)(2)に基づいて算出すると、約5m(上下成分)と求まる。ただし、本断層帯主部の断層面の傾斜角は低角であるため、これらの式から得られた値の上下変位量としての信頼性は低い。

LogL＝0．6M－2．9　(1)

LogD＝0．6M－4．0　(2)

ここで、Lは1回の地震で活動する断層の長さ(km)、Dは1回の活動に伴う変位量(m)、Mは地震のマグニチュードである。

以上のことから、本断層帯主部の1回の活動に伴う上下変位量は約2mもしくはそれ以上であった可能性がある。

(4)活動間隔

本断層帯主部では、最新活動時期(1739年以後、1885年以前)と1回前の活動時期(約2千4百年前以後、8世紀以前)が産業技術総合研究所(2007)によって明らかになっており、その間隔は1千－2千年程度である。(図9)

以上のことから、本断層帯主部の平均活動間隔は1千－2千年程度であった可能性がある。

なお、1回の変位量(上下成分;実測値2m)と平均変位速度(上下成分;計算値0．4m／千年)からは約5千年の平均活動間隔が得られる。しかし、1回の変位量、平均変位速度ともにより大きい値となる可能性もあることから、この値の信頼度は十分ではないと考えられるため、ここでは参考情報とする。

(5)活動区間

松田(1990)の基準に基づけば、本断層帯主部全体が1つの活動区間として活動した可能性がある。

(6)測地観測結果

本断層帯周辺における2001年までの約100年間の測地観測結果では、顕著な歪みは見られない。

また、2003年十勝沖地震が発生する前の2003年8月までの5年間のGPS観測結果では、断層帯の北部で東西方向の縮みが見られる。

(7)地震観測結果

本断層帯付近の地震活動は比較的低調である。最近約7年間の地震観測結果によれば、地震発生層の下限の深さは、断層帯の西側では20km程度、断層帯の東側では南側ほど深く、25km程度と推定される。

2．1．3 断層帯の将来の活動

(1)活動区間と活動時の地震の規模

本断層帯主部全体を1つの活動区間とした場合、上述した経験式(1)に基づくと本断層帯主部(長さ66km)から発生する地震の規模はマグニチュード7．9程度の可能性がある。

また、このような地震が発生した場合、断層近傍の地表面に東側隆起で2mもしくはそれ以上の段差や撓みを生ずる可能性がある。

(2)地震発生の可能性

本断層帯主部の平均活動間隔は1千－2千年程度であった可能性があり、最新の活動時期は1739年以後、1885年以前の可能性がある。したがって、最新活動後の経過率は0．06－0．3となる。また、地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001)に示された手法(BPT分布モデル、α＝0．24)によると、今後30年以内、50年以内、100年以内、300年以内の地震発生確率は、それぞれ、ほぼ0%、ほぼ0%、ほぼ0－0．001%、ほぼ0－1%となる。また、現在までの集積確率は、ほぼ0%となる(表2)。表5にこれらの確率値の参考指標(地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会，1999)を示す。

2．2 石狩低地東縁断層帯南部

2．2．1 石狩低地東縁断層帯南部の位置・形態

(1)石狩低地東縁断層帯南部を構成する断層

石狩低地東縁断層帯南部は、北海道千歳市から沙流(さる)郡日高町沖合の海域に至る断層帯である(図1、2)。本断層帯南部を構成する断層の位置・形態は、池田ほか編(2002)、産業技術総合研究所(2007)などに示されている。ここでは、断層の位置は池田ほか編(2002)、産業技術総合研究所(2007)にしたがった。ただし、産業技術総合研究所(2007)に示された断層よりさらに南方の海域では、海上保安庁(1982)の海底地形図及び海底地質構造図において、産業技術総合研究所(2007)が示した活構造に連続する直線的な崖地形や背斜状の基盤(新第三系)の高まりが確認される。今回の評価では、上記の直線的な崖地形や背斜状の基盤の高まりの部分まで断層が延長する可能性が高いと判断した。

本断層帯南部では、池田ほか編(2002)が千歳市から苫小牧市にかけて延びる2条の活褶曲を推定しているが、産業技術総合研究所(2007)が示した反射断面の再解析結果や地形面の変形程度を検討した結果、西側の活褶曲は存在しない可能性が高いと判断される。したがって本断層帯南部は、池田ほか編(2002)による東側の活褶曲沿いに分布する東側隆起の断層と推定される。苫小牧市周辺以南では、断層は西へ凸の平面形を示しつつ北北西－南南東ないし南東方向に続くものと推定され(産業技術総合研究所，2007)、雁行して海域まで分布

すると推定される(図2)。

(2)断層帯の位置・形状

本断層帯南部の長さ及び一般走向は、図2に示された池田ほか編(2002)による東側の活褶曲軸の北端と、海上保安庁(1982)によって示された背斜状の基盤の高まりの南端とを直線で結んで計測すると、それぞれ約54km、N20°Wとなる。しかし、本断層帯南部は、美々川河谷に沿い南方のウトナイ湖方面へ向かう可能性もある(中田・今泉編, 2002)。また、本断層帯南部の南端の位置は、図2に示した地点よりさらに南へ延長される可能性が高いと推定される。したがって、本断層帯南部の長さは54km以上と推定される。

本断層帯南部の上端の深さについては、東側隆起を示す変形が地表に現れていることから0kmとした。ただし、このような地表変形に関与した主断層面は地下に伏在し、地表に達していないと推定される(池田ほか編, 2002)。また、反射法弾性波探査の結果には、断層は地下2．5kmでほぼ水平であることが示されている(図10、産業技術総合研究所, 2007)。

断層面の傾斜については、産業技術総合研究所(2007)が石油公団(1996)による苫小牧沖での反射法弾性波探査結果の再解析を実施しており、断層面は地下3km以深において約18度で東に傾斜するとしている(図10)。このような資料から、本断層帯南部の断層面は東傾斜と考えられ、深さ3kmより深部では低角度で東に傾斜していると考えられる。

ただし、産業技術総合研究所(2007)による再解析結果では深さ3－10kmでの推定断層面を挟んだ地層の対比が示されておらず、地下の断層形状の推定の信頼度が低いと考えられることから、傾斜角約18°という値は参考情報とする。

断層面下端の深さは、地震発生層の下限を目安とすると、25km程度よりも深い可能性があるが、断層面の幅については、地下深部の傾斜が明らかでないため不明である。

(3)断層の変位の向き(ずれの向き)(注9)

本断層帯南部は、支笏火砕流堆積面を東側隆起に変位させており(池田ほか編,　2002)、また、上述のように反射法弾性波探査の結果から東傾斜の断層面が推定されることから、東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層と推定される。

2．2．2 断層帯の過去の活動

(1)平均変位速度(平均的なずれの速度)(注10)

池田ほか編(2002)は、本断層帯南部による支笏火砕流堆積面の変位量を10m程度と見積もっている。その堆積時期は約4万－4万5千年前(町田・新井, 2003)とされていることから、それ以後における本断層帯南部の平均上下変位速度は0．2m／千年程度(計算値:0．22－0．25m／千年)の可能性がある。

(2)活動時期

a)地形・地質的に認められた過去の活動

本断層帯南部の最新活動を含めた最近の活動履歴は不明である。

なお、本断層帯南部は、支笏火砕流堆積面を変位させているとされることから、約4万－4万5千年前以後に活動したことがあると推定される。また、産業技術総合研究所(2007)は、安平町富岡におけるジオスライサー調査結果から, 起伏を埋めるように堆積した腐植質シルト堆積時期(約3千6百－2千8百年前)に東側隆起の副次的な断層の活動があった可能性を指摘しているが、イベントの認定根拠に乏しく、また副次的な断層の活動であるため、ここでは参考情報とする。

b)先史時代・歴史時代の活動

2．1．2．(2)b)参照

(3)1回の変位量(ずれの量)(注10)

本断層帯南部の断層活動1回の変位量に関する直接的資料は得られていない。しかしながら、本断層帯南部の断層の長さは54km以上であることから、前述の経験式(1)、(2)に基づくと、1回の変位量は4．3m以上と計算される。

以上のことから、本断層帯南部における1回の上下変位量は4m程度以上であった可能性がある。

(4)活動間隔

本断層帯南部の活動間隔に関する直接的資料は得られていない。ただし、平均上下変位速度(0．2m／千年程度、計算値:0．22－0．25m／千年)と、断層の長さから推定される1回の変位量(4m程度以上、計算値:4．3m以上)に基づくと、本断層帯南部の平均活動間隔は1万7千年程度以上と求められる。

以上のことから、本断層帯南部の平均活動間隔は1万7千年程度以上の可能性がある。

(5)活動区間

松田(1990)の基準に基づけば断層帯南部全体が1つの活動区間として活動した可能性がある。

(6)測地観測結果

2．1．2(6)を参照。

(7)地震観測結果

2．1．2(7)を参照。

2．2．3 断層帯の将来の活動

(1)活動区間と活動時の地震の規模

本断層帯南部全体を1つの活動区間とした場合、上述した経験式(1)、(2)により、本断層帯南部(長さ54km以上)から発生する地震の規模はマグニチュード7．7程度以上となる可能性がある。また、このような地震が発生した場合、断層近傍の地表面に東側隆起で4m程度以上の段差や撓みを生ずる可能性がある。

(2)地震発生の可能性

本断層帯南部の平均活動間隔は1万7千年程度以上であった可能性がある。しかし、最新活動時期が特定できていないため、上述のような規模の地震が発生する確率を更新過程(地震の発生確率が時間と共に変動するモデル)を用いて評価することはできない。

地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001)は、地震の発生確率を求めるにあたって、通常の活断層評価で用いている更新過程が適用できない場合には、特殊な更新過程であるポアソン過程(地震の発生時期に規則性を与えないモデル)を適用せざるを得ないとしている。本断層帯南部における平均活動間隔が1万7千年程度以上であることを基に、ポアソン過程を適用して求めると、今後30年以内、50年以内、100年以内及び300年以内の発生確率は、それぞれ0．2%以下、0．3%以下、0．6%以下及び2%以下となる(表4)。

本評価で得られた将来の地震発生確率には幅があるが、その最大値をとると、本断層帯南部は、今後30年の間に地震が発生する確率が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる。

3. 今後に向けて

石狩低地東縁断層帯主部では、最新活動時期と1回の変位量が明らかになったが、過去の活動について、より精度の良い資料を取得する必要がある。また、最新活動よりも前の活動履歴も明らかになっているが、正確な活動間隔の解明のためには、より精度の良い活動履歴について資料を集積し、将来の活動性を明確にする必要がある。また変位量についても広域に変形している可能性があることから、変位基準をより正確に認定し、精度良く求める必要がある。

石狩低地東縁断層帯南部については、地下構造の検討などに基づいて、苫小牧沖まで延びることが確認されたが、南端の位置についてはまだ不明であり、明確にする必要がある。また、活動履歴に関する精度の良い資料もまだ得られていないことから、今後、活動性に関する基礎資料を整える必要がある。

また、石狩低地東縁断層帯主部と石狩低地東縁断層帯南部は、並走する区間において地下で収れんしている可能性があり、両者が同時に活動するケースも考慮する必要がある。この場合、全体の長さは108　km以上となり、マグニチュード8．2もしくはそれ以上の地震が発生する可能性がある。前回及び今回の評価では、断層の位置から2つの断層帯に区分して評価したが、両断層帯の地下の断層面の形状などについて今後も調査を進め、活動区間や活動様式、連動可能性などについて検討を行う必要がある。

石狩低地東縁断層帯が位置する地域は最大で厚さ9kmにおよぶ堆積層に覆われており、地震発生層内の震源断層の位置・形状に関する情報は乏しい。この地域の地質構造については東側に位置する日高衝突帯との関連が指摘されており、石狩低地東縁断層帯は衝突帯の前縁に発達する衝上断層帯の一部であるとする解釈もある(例えば、伊藤，2000)。また、これらの逆断層系は新たな逆断層を形成しながら活動域を西に移動させているとも言われている(池田ほか編，2002)。今後、より詳細な位置・形状を調査する際には、広域の地殻構造やテクトニクスを考慮し、それらと調和的な結果を得られるように検討を進める必要がある。

注１０：「変位」を、１－２頁の本文及び５－８頁の表１、３では、一般的にわかりやすいように「ずれ」という言葉で表現している。ここでは専門用語である「変位」が、本文や表１、３の「ずれ」に対応するものであることを示すため、両者を併記した。以下、文章の中では「変位」を用いる。なお、活断層の専門用語では、「変位」は切断を伴う「ずれの成分」と、切断を伴わない「撓みの成分」よりなる。

注１１：最終間氷期最盛期（海洋酸素同位体ステージ５ｅ）の年代は、町田ほか編（２００３）などに基づき１２万５千年前程度とした。なお、海洋酸素同位体ステージとは、深海底ボーリングコア中の有孔虫の殻に含まれる１６Ｏと１８Ｏの同位体比を連続的に測定して温度変化を解析し、温暖期、寒冷期を区分したもので、完新世の温暖期をステージ１、最終氷期の最寒冷期をステージ２のように新しいほうから順に番号が付けられている。奇数が温暖期、偶数が寒冷期に当たり、ステージの中をさらに細分する場合には５ａ、５ｂ、５ｃのようにアルファベットが添えられる。

注１２：羊蹄１火山灰の降下年代値は、町田・新井（２００３）で約１万８千年前より前とされていることから、北海道（２００１）が示した１７，０００年前を、暦年補正して概ね２万年前とした。また、樽前ａ、恵庭ａ火山灰の年代値は、町田・新井（２００３）に基づき、それぞれ１７３９年、２万１千年　？　１万９千年前とした。

注１３：２１，０００年ＢＰよりも新しい炭素同位体年代については、Ｒａｍｓｅｙ　（１９９５，２００１)、Ｒｅｉｍｅｒ　ｅｔ　ａｌ.（２００４）に基づいて暦年補正し、原則として１σの範囲の数値で示した。このうち、１０，０００年前よりも古い年代値は四捨五入して千年単位で示し、１０，０００年前よりも新しい年代値については、四捨五入して百年単位で示した。また、２１，０００年ＢＰよりも古い炭素同位体

年代については、Ｋｉｔａｇａｗａ　ａｎｄ　ｖａｎ　ｄｅｒ　Ｐｌｉｃｈｔ（１９９８）のデータに基づいて暦年補正し、千年単位で四捨五入した。

（文　献）

吾妻　穣（1962）：石狩低地帯の地下構造．石油技術協会誌，27，345－382．

平川一臣・石山達也・池田安隆・東郷正美・宮内崇裕・八木浩司（2010）：1：25，000都市圏活断層図「千歳」．国土地理院技術資料D・1－No. 539.
廣瀬　亘・大津　直・岡　孝雄（2000）：北海道馬追丘陵西翼、千歳市キウス4遺跡の地割れについて．（財）北海道埋蔵文化財センター調査報告書，144，305－314.
北海道（1999）：「平成10年度地震関係基礎調査交付金　石狩低地東縁断層帯に関する調査　成果報告書」．223p.
北海道（2000）：「平成11年度地震関係基礎調査交付金　石狩低地東縁断層帯及び当別断層に関する調査　成果報告書－石狩低地東縁断層帯」．147p.
北海道（2001）：「石狩低地東縁断層帯　活断層図とその解説」．北海道活断層図No. 3，157p.
池田安隆・佐藤比呂志・平川一臣・伏島祐一郎・今泉俊文（1996a）：1：25，000都市圏活断層図「江別」．国土地理院技術資料D・1－No. 333.
池田安隆・佐藤比呂志・平川一臣・伏島祐一郎・今泉俊文（1996b）：1：25，000都市圏活断層図「恵庭」．国土地理院技術資料D・1－No. 333.
池田安隆・今泉俊文・東郷正美・平川一臣・宮内崇裕・佐藤比呂志　編（2002）：「第四紀逆断層アトラス」．東京大学出版会，254p.
石山達也・東郷正美・平川一臣・澤　祥・今泉俊文・八木浩司（2010）：1：25，000都市圏活断層図「長沼」．国土地理院技術資料D・1－No. 539.
伊藤谷生（2000）：日高衝突帯－前縁褶曲・衝上断層帯の地殻構造．石油技術協会誌，65，103－109.
伊藤谷生・岩崎貴哉（2002）：島弧衝突研究の新展開．東京大学地震研究所彙報，77，87－96.
地震調査研究推進本部地震調査委員会（2001）：「長期的な地震発生確率の評価手法について」．46p.
地震調査研究推進本部地震調査委員会（2003）：「石狩低地東縁断層帯の評価」．26p.
地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会（1999）：「（改訂試案）長期的な地震発生確率の評価手法について」．74p.
海上保安庁（1982）：沿岸の海の基本図（5万分の1）「苫小牧東部」．海図第6374号.
加藤直子・佐藤比呂志・松多信尚・平川一臣・越谷　信・宮内崇裕・戸田　茂・加藤　一・蔵下英司・越後智雄・三縄岳大・永井　悟・荻野スミ子・鐙　顕正・川中　卓・井川　猛（2002）：日高衝上断層系前縁部・馬追丘陵西縁を横切る反射法地震探査．東京大学地震研究所彙報，77，111－121.
活断層研究会編（1980）：「日本の活断層―分布図と資料―」．東京大学出版会，363p、1sheet.
活断層研究会編（1991）：「新編日本の活断層－分布図と資料―」．東京大学出版会，437p、4sheets.
Kimura, G. (1996): Collision orogeny at arc－arc junctions in the Japanese Islands. Island Arc, 5, 262－275.
Kitagawa, H. and van der Plicht, J. (1998): Atmospheric radiocarbon calibration to 45,000yrB.P.: Late glacial fluctuations and cosmogenic isotope production. Science, 279, 1187－1190.
小峰由布子・八幡正広（1999）：中央北海道栗沢－栗山地区の粘土資源．北海道立地下資源調査所報告，70，45－62.
栗田裕司・横井　悟（2000）：中央北海道南部における新生代テクトニクスの変遷と油田構造形成．石油技術協会誌，65，58－70.
町田　洋・新井房夫（2003）：新編　火山灰アトラス－日本列島とその周辺－．　東京大学出版会，336p.
町田　洋・大場忠道・小野　昭・山崎晴雄・川村善也・百原　新編（2003）：「第四紀学」．朝倉書店，323p.
松田時彦（1975）：活断層から発生する地震の規模と周期について．地震，第2輯，28，269－283.
松田時彦（1990）：最大地震規模による日本列島の地震分帯図．　東京大学地震研究所彙報，65，289－319.
中田　高・今泉俊文編（2002）：「活断層詳細デジタルマップ」．東京大学出版会，DVD－ROM2枚・60p. 付図1葉.
石油公団（1993）：平成3年度国内石油・天然ガス基礎調査陸上基礎物理探査「日高地域」調査報告書．25p.
石油公団（1996）：平成7年度国内石油・天然ガス基礎調査海上基礎物理探査「胆振沖浅海域」調査報告書．35p.
Ramsey, C. B. (1995): Radiocarbon Calibration and Analysis of Stratigraphy: The OxCal Program. Radiocarbon, 37, 425－430.
Ramsey, C. B. (2001): Development of the radiocarbon calibration program. Radiocarbon, 43, 355－363.
Reimer, P. J., Baillie, M. G. L., Bard, E., Bayliss, A., Beck, J. W., Bertrand, C. J. H., Blackwell, P. G., Buck, C. E., Burr, G. S., Cutler, K. B., Damon, P. E., Edwards, R. L., Fairbanks, R. G., Friedrich, M., Guilderson, T. P., Hogg, A. G., Hughen, K. A., Kromer, B., McCormac, G., Manning, S., Ramsey, C. B., Reimer, R. W., Remmele, S., Southon, J. R., Stuiver, M., Talamo, S., Taylor, F.

W., van der Plicht, J. and Weyhenmeyer, C. E. (2004): IntCal04 terrestrial radiocarbon age calibration, 0－26 cal kyr BP. Radiocarbon, 46, 1029－1058.
澤 祥・石山達也・池田安隆・今泉俊文・宮内崇裕(2010):1:25,000都市圏活断層図「岩見沢」. 国土地理院技術資料D・1－No. 539.

産業技術総合研究所(2007):石狩低地東縁断層帯の活動性および活動履歴調査「基盤的調査観測対象断層帯の追加・補完調査」成果報告書No. H18－8, 35p.
佃 栄吉・下川浩一・杉山雄一・横倉隆伸・阿蘇弘生(1993):北海道馬追丘陵下のブラインドスラストの評価. 日本地質学会第100年学術大会講演要旨集, 505.
宇佐美龍夫(2003):「最新版日本被害地震総覧[416]－2001」. 東京大学出版会, 605p.

表5 石狩低地東縁断層帯主部の将来の地震発生確率及び参考指標

項 目	数 値	備 考
地震後経過率	0.06－0.3	発生確率及び集積確率は地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001)参照。
今後30年以内の発生確率	ほぼ0%	
今後50年以内の発生確率	ほぼ0%	
今後100年以内の発生確率	ほぼ0% － 0.001%	
今後300年以内の発生確率	ほぼ0% － 1%	
集積確率	ほぼ0%	
指標(1) 経過年数	マイナス1千3百年－マイナス4百年	地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会(1999)参照。
指標(1) 比	0.09 － 0.4	
指標(2)	ほぼ0	
指標(3)	ほぼ0%	
指標(4)	ほぼ0	
指標(5)	0.0005 － 0.001	

評価時点はすべて２０１０年１月１日現在。「ほぼ０%」は１０－３%未満の確率値を、「ほぼ０」は１０－５未満の数値を示す。なお、計算に用いた平均活動間隔の信頼度は低い（△）ことに留意されたい。

指標（１） 経過年数 ：

当該断層帯での大地震発生の危険率（１年間当たりに発生する回数）は、最新活動（地震発生）時期からの時間の経過とともに大きくなる（ＢＰＴ分布モデルを適用した場合の考え方)。一方、最新活動の時期が把握されていない場合には、大地震発生の危険率は、時間によらず一定と考えざるを得ない（ポアソン過程を適用した場合の考え方)。

この指標は、ＢＰＴ分布モデルを適用した場合の危険率が、ポアソン過程を適用した場合の危険率の値を超えた後の経過年数である。値がマイナスである場合は、ＢＰＴ分布モデルを適用した場合の危険率がポアソン過程を適用した場合の危険率に達していないことを示す。

ポアソン過程を適用した場合の危険率は、２千分の１－１千分の１（０．０００５ － ０．００１）であり、いつの時点でも一定である。

ＢＰＴ分布モデルを適用した場合の危険率は評価時点で１０万分の１以下であり、時間とともに増加する。ＢＰＴ分布モデルを適用した場合の危険率がポアソン過程を適用した場合の危険率に達するには今後４百年から１千３百年を要する。指標（１） 比：最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間をＡとし、ＢＰＴ分布モデルを適用した場合の危険率がポアソン過程を適用した場合の危険率を超えるまでの時間をＢとした場合において、前者を後者で割った値（Ａ／Ｂ）である。

指標（２）：ＢＰＴ分布モデルによる場合と、ポアソン過程とした場合の評価時点での危険率の比。

指標（３）：評価時点での集積確率（前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率)。

指標（４）：評価時点以後３０年以内の地震発生確率の値をＢＰＴ分布モデルでとりうる最大の地震発生確率の値で割った値。

指標（５）：ポアソン過程を適用した場合の危険率（１年間あたりの地震発生回数)。

付表

地震発生確率等の評価の信頼度に関する各ランクの分類条件の詳細は以下のとおりである。

ランク	分類条件の詳細
a	発生確率を求める際に用いる平均活動間隔及び最新活動時期の信頼度がいずれも比較的高く（◎または○）、これらにより求められた発生確率等の値は信頼性が高い。
b	平均活動間隔及び最新活動時期のうち、いずれか一方の信頼度が低く（△）、これらにより求められた発生確率等の値は信頼性が中程度。
c	平均活動間隔及び最新活動時期の信頼度がいずれも低く（△）、これらにより求められた発生確率等の値は信頼性がやや低い。
d	平均活動間隔及び最新活動時期のいずれか一方または両方の信頼度が非常に低く（▲）、発生確率等の値は信頼性が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。または、データの不足により最新活動時期が十分特定できていないために、現在の確率値を求めることができず、単に長期間の平均値を確率としている。

＜付録＞

石狩低地東縁断層帯については、産業技術総合研究所（2007）の調査によりジオスライサー調査や反射法地震探査断面の再解析などが実施され、新たな知見が得られたことから、これに基づき再検討を行い、過去の活動履歴などについて改訂を行った。

以下に改訂となった項目とその値について、前回の評価と今回の評価の対比表を示す。なお、評価にあたっては、下表に示す数値のほか各値を求めた根拠についても改訂していることに留意されるとともに、その詳細については評価文を参照されたい。

石狩低地東縁断層帯主部の評価についての新旧対比表

項　目	前回の評価 （平成15年11月12日公表）		今回の公表 （平成22年8月26日公表）	
断層の傾斜	東傾斜 （深さ3km以深では低角度）	◎	東傾斜 （深さ3km以深では低角度、約2kmではほぼ水平）	◎
平均的なずれの速度 （上下成分）	0．8－1．5/千年程度	△	0．4m/千年以上	△
過去の活動時期	活動1（最新活動） 約5千2百－3千3百年前もしくはそれ以後 活動2　概ね2万年前頃 活動3　約2万5千年前頃 活動1と2の間、活動2と3の間に別の活動があったかどうかは不明。	 ○ ○ △	活動1（最新活動） 1739年以後、1885年以前 活動2（1つ前の活動） 約2千4百年前以後、8世紀以前 活動3 約5千3百年前以後、約3千2百年前以前 活動4　概ね2万年前頃 活動5　約2万5千年前頃 活動2より前の活動の間に別の活動があったかどうかは不明。	△ △ ○ ○ △
1回のずれの量	5m程度（上下成分）	△	約2mもしくはそれ以上 （上下成分）	△
平均活動間隔	約3千3百―6千3百年	△	1千―2千年程度	△
想定されるずれの量	5m程度（上下成分）	△	約2mもしくはそれ以上 （上下成分）	△
地震発生確率（30年：BPT）	0．05%―6% もしくはそれ以下	b	ほぼ0%	C

石狩低地東縁断層帯主部の評価についての新旧対比表

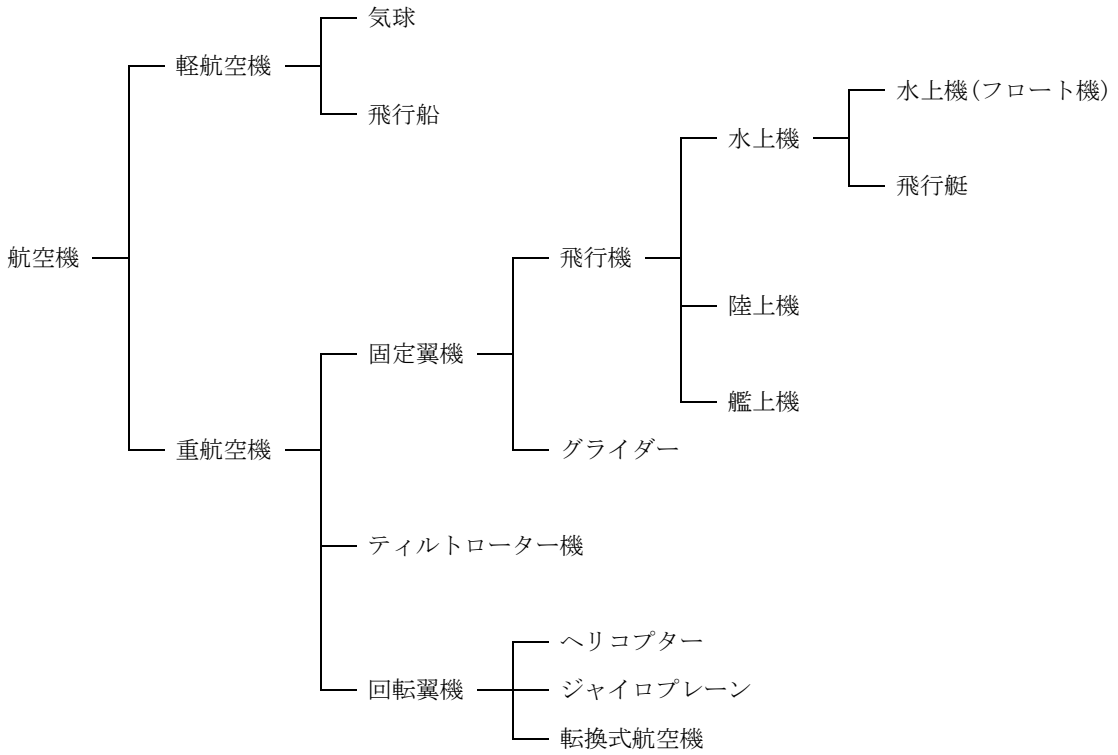
項　目	前回の評価 （平成15年11月12日公表）		今回の公表 （平成22年8月26日公表）	
断層の長さ	23km以上	○	54km以上	○
断層の傾斜	東傾斜（低角度）	○	東傾斜 （深さ3km以深では低角度、約22．5kmではほぼ水平）	◎
1回のずれの量	不明		4m程度以上	△
平均活動間隔	不明		1万7千年程度以上	△
想定される地震の規模	M7．1程度以上	△	M7．7程度以上	△
地震発生確率 （30年：ポアソン）	不明		0．2%以下	d

対比表に示した（◎、○、△）及び（a、b、C、d）については信頼度を表す。
それぞれの詳細については注4、注7を参照のこと。

航空機災害に関する資料

1　航空機の分類

航空機を分類すると、おおよそ次のようになる。



2　航空機災害の動向

我が国における平成25年から令和４年までの10年間における航空機の種類別、年別事故発生件数は、次表のとおりであるが、大型飛行機による航空事故は，乱気流によるものを中心に年数件程度にとどまり，小型飛行機等が事故の大半を占めている。

航空機事故発生件数、死傷者数の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
飛行機	6	11	15	8	14	12	8	9	5	16
回転翼	3	1	4	2	5	3	2	3	3	3
滑空機	2	5	8	4	2	1	3	1	3	2
合計（航空機全体）	11	17	27	14	22	16	13	13	11	21
死亡者	2	2	10	8	22	11	1	2	3	9
負傷者	14	28	42	14	6	5	12	16	10	14

資料：航空輸送統計調査(国土交通省)、交通安全白書(内閣府)より

3　航空機災害事例

国内における主な死亡災害発生事例(民間航空機)

昭和46年7月3日 (1971)	東亜国内航空 ばんだい号 墜落事故	札幌（丘珠）発函館行き東亜国内航空(日本航空インターナショナルの前身)63便YS－11－227型「ばんだい号」(JA8764）が、函館空港に着陸進入中、同空港の北西約15Kmの横津岳（北海道亀田郡七飯町）に墜落 運航乗務員2名、客室乗務員2名、乗客64名、計68名全員が死亡 事故当時空港周辺は風雨が強く、着陸が可能な最低限の条件をかろうじて満たしている程度であった。この悪天候は捜索活動にも影響し、墜落現場が確認されたのは翌日であった。
昭和46年7月30日 (1971)	全日空 雫石事故	千歳発羽田行き全日本空輸58便ボーイング727-281型（JA8329）と、訓練飛行中の航空自衛隊F-86F戦闘機（92-7932）が岩手県雫石町上空28000フィートで空中衝突し、両機とも墜落。運航乗務員3名、客室乗務員4名、乗客155名、計162名全員が死亡。自衛隊機のパイロットはパラシュートで降下し無事。 当時、世界最悪の航空事故であり、日本で初めての空中衝突事故であった。
昭和57年2月9日 (1982)	日本航空 羽田沖 墜落事故	福岡発羽田行き日本航空350便DC-8-61型（JA8061）が着陸の最終進入中に突然失速して羽田空港C滑走路（33R）沖510mの東京湾に墜落。乗員8名、乗客166名、計174名のうち、乗客24名が死亡、乗員8名と乗客87名が重傷、乗客54名が軽傷を負った。乗客1名は怪我もなく無事。 原因は、機長が全エンジンの出力をアイドルにし第2、第3エンジンのリバース・レバーをリバース・アイドルまで引くとともに、操縦桿を押し込んだためであった。事故機は滑走路端から510mの地点に墜落し、150m前方に進んで停止した。 機体は墜落の衝撃により機体前方部で2つに折れた。死者の大半は機体前方部に搭乗していた。
昭和60年8月12日 (1985)	日本航空 ジャンボ機 墜落事故	羽田発大阪行き日本航空123便ボーイング747SR46型機（JA8119）が、32分にも及ぶ迷走飛行の末、群馬県多野郡上野村の御巣鷹山の尾根に墜落。運航乗務員3名、客室乗務員12名、乗客509名、計524名のうち、女性乗客4名を除く520名が死亡。単独機としては世界の航空史上最悪の事故となった。 事故機は午後6時12分羽田空港C滑走路を離陸したが、午後6時24分頃相模湾上空で機体後部に異常をきたし、操縦不能に陥っていた。運輸省事故調査委員会は、事故原因は1978（昭和53）年6月2日大阪空港で同機が着陸に失敗し、機体後部下面を滑走路に接触させる事故（「しりもち事故」と呼ばれている）を起こした際にボーイング社が行った後部圧力隔壁の修理に重大なミスがあり、運航を重ねるうち修理箇所に金属疲労が発生し成長、そしてこの日遂に機体の与圧に修理ミスの箇所が耐えきれなくなり崩壊し、吹き出した与圧された空気と、それにより生じた衝撃波で垂直尾翼が破壊されるとともに、4本の油圧系統全てに損傷を受け操縦不能に陥ったためであるとしている。

平成6年4月26日 (1994)	中華航空機 墜落事故	台北発名古屋行き中華航空140便エアバスA300B4-622R型機（B-1816）が名古屋空港への最終進入中に失速し、誘導路E-1付近の滑走路脇に墜落炎上。乗員15名、乗客256名、計271名のうち乗員15名、乗客249名、計264名（内154名が日本人）が死亡、乗客7名が重傷を負った。 事故原因について運輸省事故調査委員会は、乗員の自動操縦装置への不完熟による誤った操作があったことを指摘すると共に、システムの設計段階で誤操作を招く要素が含まれていたことも示唆している。
平成8年6月13日 (1996)	ガルーダ インドネシア航空機	福岡発インドネシア・バリ島デンパサール経由ジャカルタ行きガルーダインドネシア航空865便DC-10-30（PK-GIE）が、福岡空港を離陸滑走中、ローテーション直後に右翼第3エンジンが故障し、離陸を中止したが、すでにV1を15ノット超過し、僅かに上昇しており、滑走路内で止まりきれず約620mオーバーランし、右ランディング・ギアが脱落、右主翼燃料タンクを破損し、滑走路端の緑地帯で炎上した。乗員15名、乗客260名、計275名のうち乗客3名が死亡、乗員2名、乗客16名、計18名が重傷、91名が軽傷を負った。 運輸省事故調査委員会は、1997年11月20日に報告書を公表し、離陸を中断したことは、機長の状況判断が適切でなかったとした。
平成21年3月23日 (2009)	フェデラルエクスプレス　MD-11	中国・広州発成田行きフェデラルエクスプレス80便（貨物便）MD-11F（N526FE）が、成田国際空港に着陸の際、バランスを崩して横転し、炎上。乗員2名全員が死亡。乗員の国籍は2名ともアメリカであった。 事故機は、A滑走路（4000m）に着陸の際、2回程バウンドし、滑走路に左主翼を接触させ機体を左に大きく傾けて、滑走路の左側に外れて横転、裏返しになり炎上。
平成22年7月25日 (2010)	埼玉県 （本田航空株式会社受託運航）	埼玉県所属ユーロコプター式AS365Ｎ３型(JA31TM)は、平成22年７月25日（日）、救助活動のため、埼玉県秩父市大滝の場外離着陸場を10時48分に離陸したが、11時03分ごろ、滝川上流の沢で２名の救助隊員（埼玉県防災航空隊員及び秩父消防本部消防隊員）をホイストで降下させている最中に墜落した。
平成22年7月28日 (2010)	中日本航空 株式会社	中日本航空株式会社所属セスナ式TU206G型(JA3902)は、平成22年７月28日（水）、空輸のため、新潟空港を08時49分に離陸し、札幌飛行場へ向けて飛行していたが、到着予定時刻の12時49分を経過しても到着せず行方不明となった。その後の捜索の結果、同年７月30日（金）、北海道松前郡福島町岩部岳東方の山中において同機が墜落しているのが発見された。
平成22年9月26日 (2010)	朝日航洋 株式会社	朝日航洋株式会社所属アエロスパシアル式AS332L型(JA9635)は、平成22年９月26日（日）、物資輸送のため、鹿児島県熊毛郡屋久島町の屋久杉ランド場外離着陸場を離陸し、機外荷物をつり下げて飛行中、07時50分ごろ、屋久島町紀元杉付近の山中に墜落した。

平成23年7月28日 (2011)	独立行政法人 航空大学校 帯広分校	独立行政法人航空大学校帯広分校所属ビーチクラフト式A36型JA4215は、平成23年７月28日（木）、訓練飛行のため、09時11分ごろ帯広空港を離陸し、訓練試験空域にて基本計器飛行の訓練を実施中、09時22分ごろ北海道河西郡芽室町剣山の山腹に衝突した。
平成29年3月5日 (2017)	長野県 消防防災航空 センター	ベル式412EP型(JA97NA)は、13時33分に松本空港を離陸し、飛行中、長野県鉢伏山付近に墜落し搭乗者9名が死亡した。
平成29年6月3日 (2017)	新中央航空 株式会社	新中央航空株式会社所属のセスナ式172P型は、14時23分富山空港を離陸し飛行中、富山県中新川郡立山町芦峅寺付近において墜落し搭乗者4名が死亡した。
平成29年11月8日 (2017)	東邦航空 株式会社	東邦航空株式会社所属のアエロスパシアル式AS332L型（回転翼航空機）は、14時03分山梨県南巨摩郡早川町内場外離着陸場を離陸し、飛行中、群馬県多野郡上野村大字乙母付近の道路に墜落し、大破し搭乗者4名が死亡した。
平成30年8月10日 (2018)	群馬県 防災航空隊	ベル式412EP型（JA200G）は、9時14分に群馬ヘリポートを離陸し、飛行中、群馬県呉吾妻群中之条町の山中に墜落し、搭乗員９名が死亡した。

（「Aircraft Accident in Japan」より引用）

樽 前 山 の 記 録

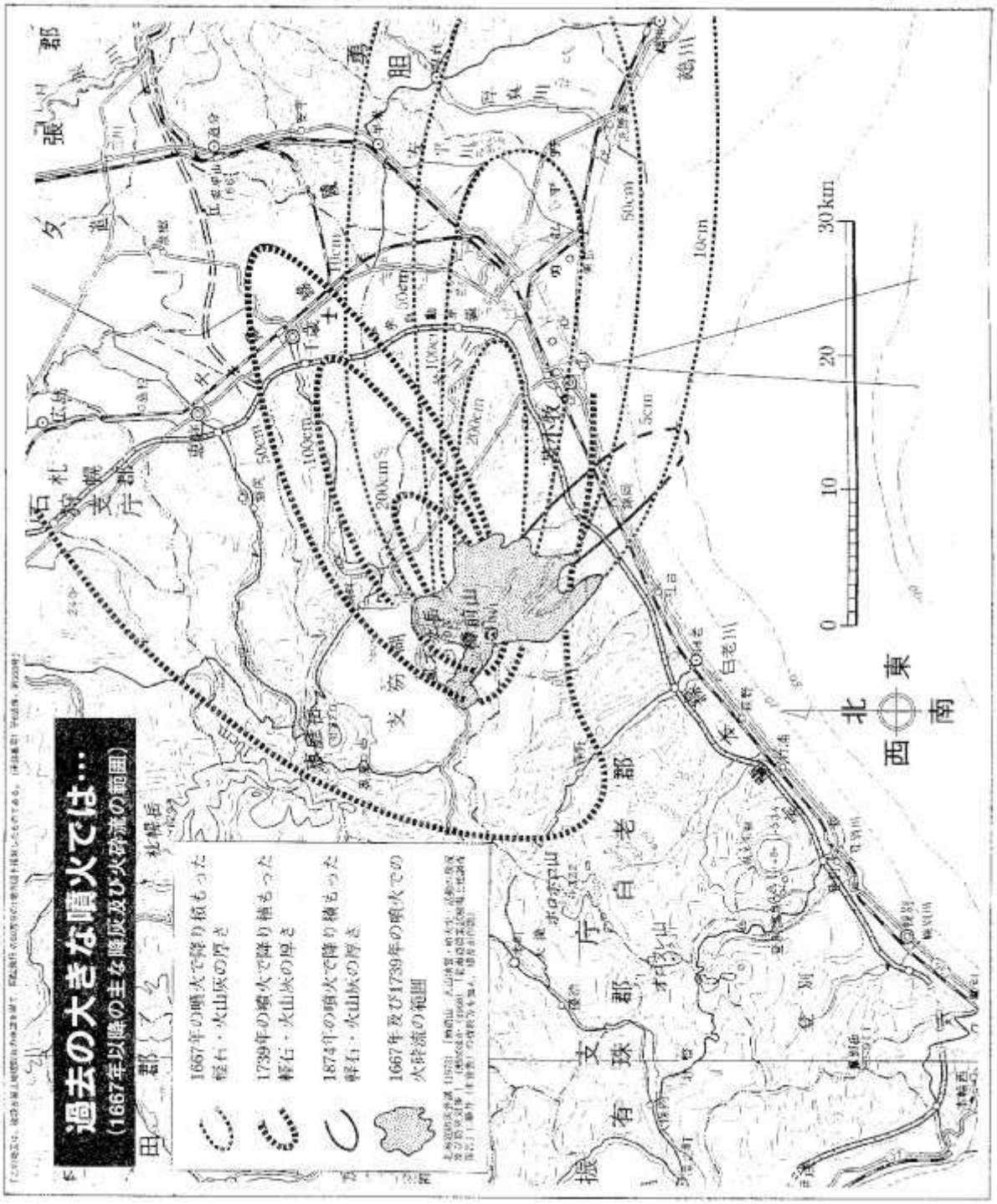
1　樽前山の形成史

時代	火山	山体形成史	噴火時代	火砕物層序	主な現象
完新世	樽前山	—	1978―1981		降灰 小規模粉体流
			1944―1955		降灰
		ドームに割れ目	1917―1936		降灰
		新溶岩ドーム形成	1909		降灰
			1883―1894		降灰
		旧溶岩ドーム破壊	1874	Ta-Ⅲao	火砕流、降灰、降下軽石
		旧溶岩ドーム形成	1867		降灰
		中央火口丘形成	1867	Ta-Ⅱao	降下軽石
		外輪山（小型カルデラ）形成	1739	Ta-a	プリニー式噴火 火砕流 降下軽石
			1667	Ta-b	プリニー式噴火 火砕流 降下軽石
			約2,000～2,500年前	Ta-c1-3	プリニー式噴火 火砕流 降下軽石
		樽前山山体形成	約9,000年前	Ta-d	プリニー式噴火 火砕流 降下軽石
	風不死岳	噴火	4,500～4,600年前 9,000年前	Fp-4 Fp-3	水蒸気噴火 マグマ水蒸気噴火 火砕サージ

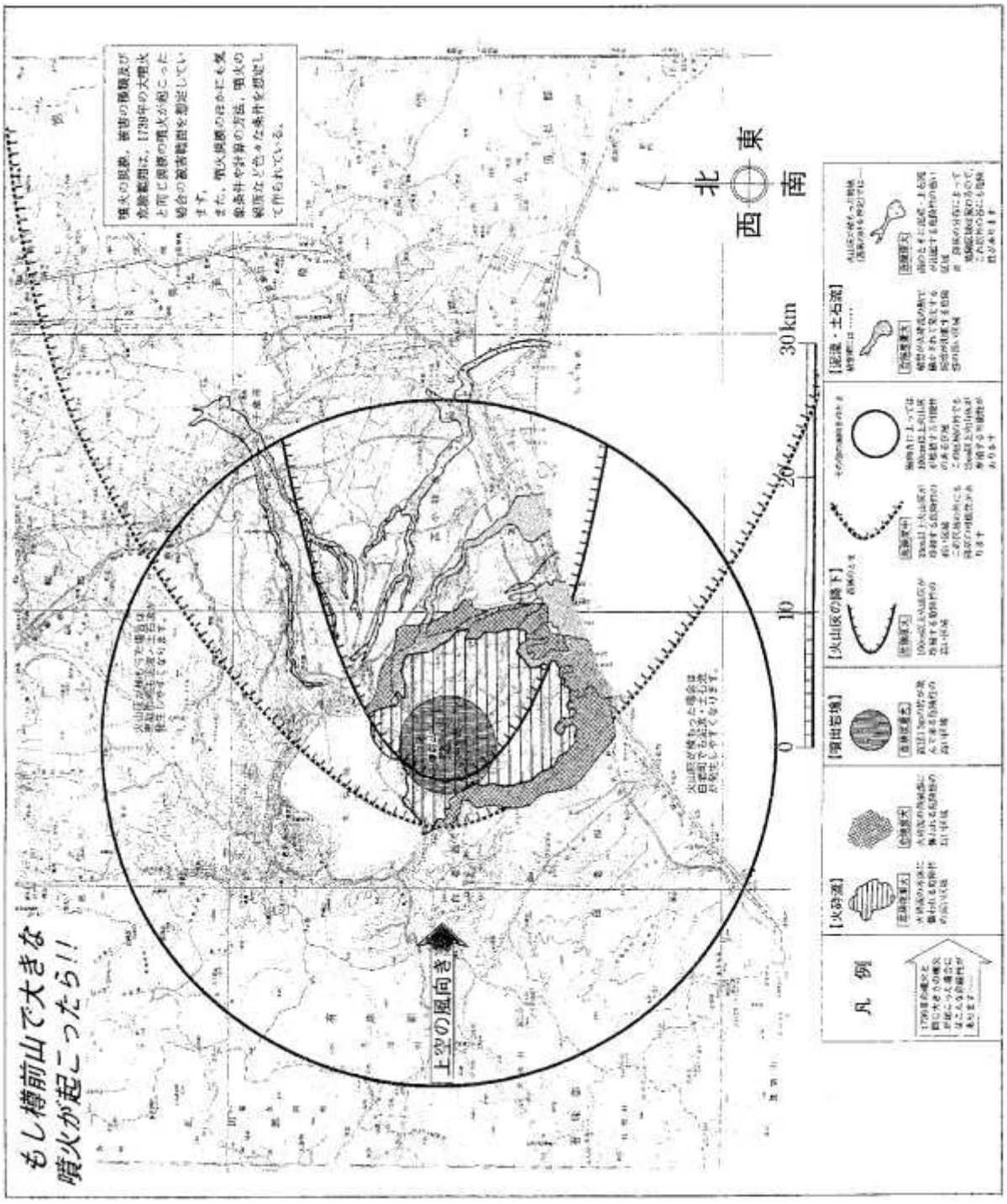
２　樽前火山の活動期と休止期

（邦　暦）	（西　暦）	活 動 期 間	休 止 期 間	現　　象
			約1,700年	
寛文７年	1667年	１年？		大規模マグマ噴火
			約７０年	
元文４年	1739年	１年？		大規模マグマ噴火
			約７０年	
文化年間	（1804～1817年）	？		中規模マグマ噴火
			約５０年	
慶応３年	1867年	１年		マ グ マ 噴 火
			６年	
明治７年	1874年	１年		中規模マグマ噴火
			８年	
明治１６～２０年	1883～1887年	５年		水 蒸 気 噴 火
			６年	
明治２７年	1894年	１年		水 蒸 気 噴 火
			１４年	
明治４２年	1909年	１年		中規模マグマ噴火
			７年	
大正６～昭和１１年	1917～1936年	２０年		水 蒸 気 噴 火
			７年	
昭和１９～３０年	1944～1955年	１２年		水 蒸 気 噴 火
			２３年	
昭和５３年	1978～1981年	４年		小規模水蒸気噴火（１９７８年）水 蒸 気 噴 火

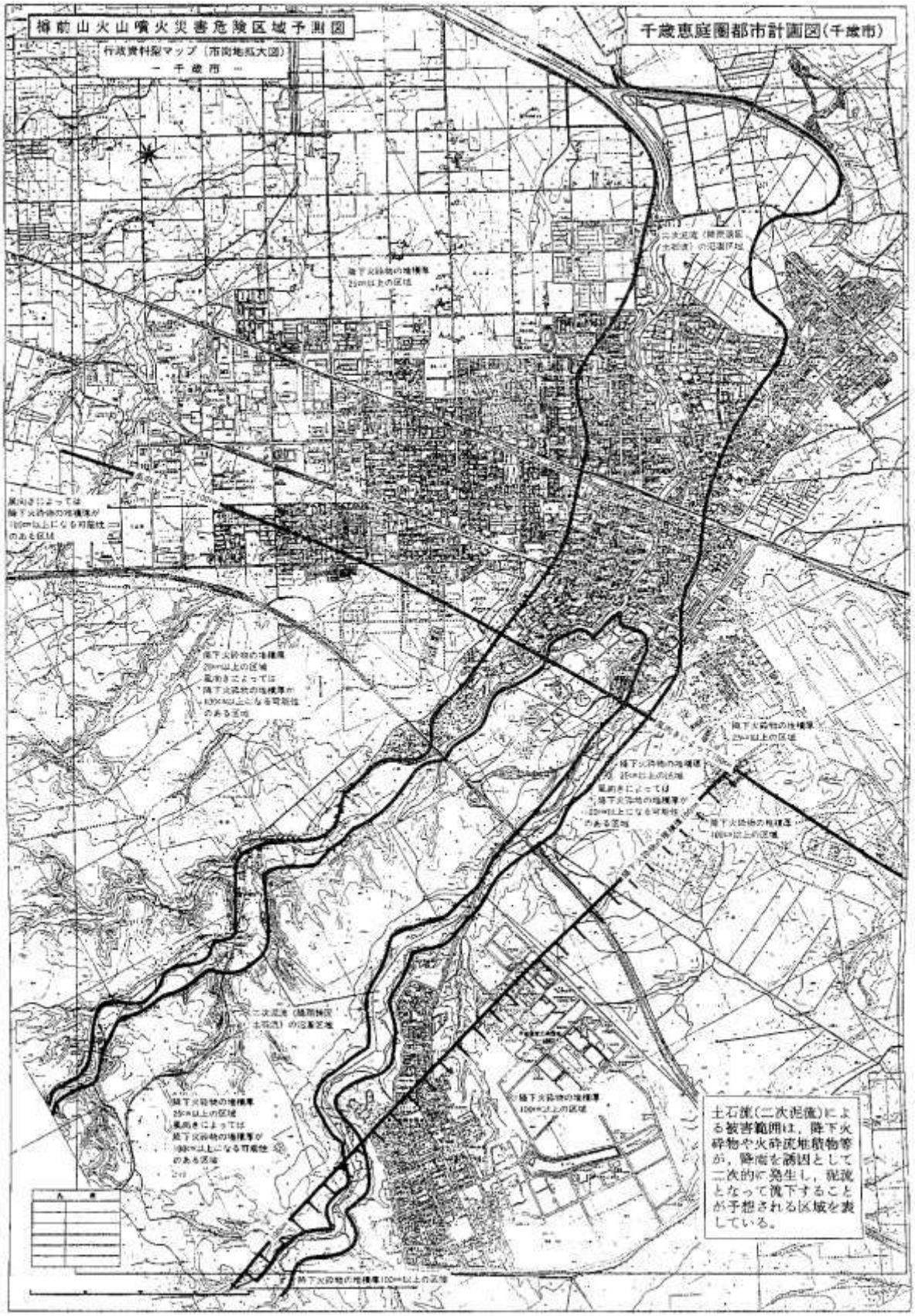
○　樽前山の過去の噴火による被害範囲



○　樽前山火山噴火被害危険予想区域



○　土石流（二次泥流）による被害予想区域



千歳市地域防災計画

沿革	昭和40年11月	策定	令和元年10月	修正
	昭和49年 3月	修正	令和３年４月	修正
	昭和53年 7月	修正	令和３年12月	修正
	昭和56年 5月	修正	令和５年６月	修正
	昭和57年 7月	修正	令和６年３月	修正
	昭和59年 2月	修正	令和６年５月	修正
	昭和61年 2月	修正	令和７年５月	修正
	昭和63年 2月	修正	令和８年６月	修正
	平成 2年 3月	修正		
	平成 4年 3月	修正		
	平成 6年 2月	修正		
	平成 8年 2月	修正		
	平成10年 3月	修正		
	平成12年 3月	修正		
	平成14年 2月	修正		
	平成17年 8月	修正		
	平成19年 3月	修正		
	平成20年 3月	修正		
	平成25年 2月	修正		
	平成27年 4月	修正		
	平成29年 3月	修正		
	平成30年 4月	修正		

千 歳 市 地 域 防 災 計 画

編集・発行　千 歳 市 防 災 会 議

（事務局　千歳市総務部危機管理課）